目　次

第1章　総則					
	第1節	目的	1	～	3
		第　1　計画の目的			
		第　2　計画の基本方針			
		第　3　計画の運用			
		第　4　計画の修正			
		第　5　計画の構成			
	第2節	防災関係機関が処置すべき事務または業務の大綱	4	～	21
		第　1　奈良県			
		第　2　市町村			
		第　3　指定地方行政機関			
		第　4　自衛隊			
		第　5　指定公共機関			
		第　6　指定地方公共機関			
		第　7　公共的団体・機関			
	第3節	奈良県の地勢と既往地震	22	～	36
		第　1　地形並びに位置			
		第　2　既往地震			
		第　3　地質			
		第　4　奈良県内及びその周辺に分布する活断層			
	第4節	第2次地震被害想定	37	～	46
		第　1　想定地震			
		第　2　被害の特徴			
		第　3　揺れと液状化			
		第　4　被害想定結果			
		第　5　地域目標			

第2章　災害予防計画			
第1節	防災知識の普及計画	47 ～	48
	第　1　計画の方針及び県民等の責務		
	第　2　防災関係職員に対する防災教育		
	第　3　一般住民に対する防災知識の普及		
	第　4　学校教育		
	第　5　防災上重要な施設の管理者等の教育		
第2節	自主防災組織の育成に関する計画	49 ～	51
	第　1　地域住民等の自主防災組織		
	第　2　事業所等の自主防災体制		
第3節	消防団員による地域防災体制の充実強化計画	52 ～	52
	第　1　消防団の役割		
	第　2　他の組織との関係		
	第　3　消防団員数の確保		
第4節	防災訓練計画	53 ～	54
	第　1　総合防災訓練		
	第　2　個別防災訓練		
	第　3　住民の訓練		
	第　4　応援協定に基づく合同訓練		
第5節	防災体制の整備計画	55 ～	56
	第　1　県の活動体制		
	第　2　市町村の活動体制		
	第　3　地震観測体制及び地震調査研究の推進		
	第　4　防災関係情報の共有化		
第6節	航空防災体制の整備計画	57 ～	58
	第　1　県消防防災ヘリコプターの配備		
	第　2　奈良県ヘリポートの整備		
	第　3　緊急ヘリポートの整備		
第7節	通信体制の整備計画	59 ～	61
	第　1　県の情報通信施設等		
	第　2　市町村防災行政無線施設		
	第　3　消防無線施設		
	第　4　電信電話施設		
	第　5　放送施設		
	第　6　その他の通信施設		
	第　7　通信訓練		

	第　8　非常通信体制の充実強化		
第8節	地震火災予防計画	62 ～	64
	第　1　出火防止・初期消火		
	第　2　火災拡大要因の除去		
	第　3　消防力・消防水利等の整備		
	第　4　救急・救助体制の整備		
	第　5　航空消防防災体制の推進		
第9節	危険物施設等災害予防計画	65 ～	68
	第　1　危険物施設		
	第　2　高圧ガス・LPガス施設		
	第　3　火薬類施設		
	第　4　毒物・劇物保管施設		
	第　5　放射性物質施設		
第10節	建築物等災害予防計画	69 ～	75
	第　1　県有建築物の耐震性の確保		
	第　2　市町村の建築物の耐震性の確保		
	第　3　一般建築物等の耐震診断・改修の促進		
	第　4　文化財建造物等の耐震性向上対策		
	第　5　コンピュータの安全対策		
	第　6　ブロック塀・石塀対策		
	第　7　家具等転倒防止対策		
	第　8　応急危険度判定士養成及び支援体制・実施体制の整備		
第11節	都市の防災構造の強化計画	76 ～	77
	第　1　防災ブロックの強化		
	第　2　防災空間の整備拡大		
	第　3　市街地の整備		
第12節	地盤災害予防計画	78 ～	80
	第　1　現況		
	第　2　地盤災害危険区域の指定		
	第　3　土地利用の適正化		
第13節	公共施設等予防計画	81 ～	83
	第　1　道路、橋梁、交通安全施設		
	第　2　河川管理施設		
	第　3　公園、緑地		
第14節	ライフライン施設の災害予防計画	84 ～	92
	第　1　上水道		

		第　2　下水道	
		第　3　電気	
		第　4　電話	
		第　5　都市ガス	
		第　6　鉄道	
		第　7　ヘリポート	
		第　8　ライフライン共同収容施設等	
	第１５節	避難計画	93 ～ 95
		第　1　市町村における計画	
		第　2　防災上重要な施設における計画	
		第　3　避難場所等の選定基準	
		第　4　避難場所等の整備	
	第１６節	帰宅困難者対策計画	96 ～ 97
		第　1　帰宅困難者	
		第　2　想定される事態	
		第　3　帰宅困難者対策の推進	
	第１７節	医療計画	98 ～ 100
		第　1　初動医療救護体制の整備	
		第　2　災害時における医療情報等の収集、伝達手段の確保	
		第　3　傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送体制の確保	
		第　4　後方医療体制の整備	
		第　5　医療ボランティアの活用	
		第　6　医薬品等の確保	
		第　7　病院防災マニュアルの作成	
		第　8　災害医療に関する普及啓発、教育研修、訓練の実施	
		第　9　精神障害者対策及びメンタルヘルス対策	
		第　10　在宅難病患者対策	
	第１８節	ボランティア活動支援環境整備計画	101 ～ 101
		第　1　災害時におけるボランティア活動支援体制の整備	
		第　2　専門技術ボランティアの確保	
		第　3　災害時活動への迅速な対応	
	第１９節	災害時要援護者の安全確保計画	102 ～ 103
		第　1　県、市町村、地域住民の役割分担	
		第　2　普及の方法	
		第　3　平常時における状況把握	
		第　4　社会福祉施設における防災	

	第２０節	緊急輸送道路の整備計画	104 ～ 110
		第　１　緊急輸送道路の指定	
		第　２　緊急輸送道路の整備	
		第　３　緊急通行車両の事前届出	
	第２１節	防災用資機材整備計画	111 ～ 111
		第　１　県の整備計画	
		第　２　市町村の整備計画	
	第２２節	食糧、生活必需品の確保計画	112 ～ 113
		第　１　県、市町村、住民の役割分担	
		第　２　平常時の物資調達	
		第　３　平常時の報告	
	第２３節	防疫予防計画	114 ～ 114
		第　１　防疫実施組織の設置	
		第　２　防疫計画の策定	
		第　３　防疫・保健衛生用資機材等の整備	
		第　４　職員の訓練	
	第２４節	廃棄物処理計画	115 ～ 115
		第　１　廃棄物処理施設の耐震化等	
		第　２　災害時の相互協力体制	
		第　３　廃棄物仮置き場等の配置計画	
	第２５節	火葬場等の確保計画	116 ～ 116
		第　１　火葬データベースの整備	
		第　２　応援協力体制の確立	
	第２６節	第3次地震防災緊急事業五箇年計画	117 ～ 118
	第２７節	住宅応急対策予防計画	119 ～ 119
		第　１　応急仮設住宅の供給体制の整備	
		第　２　公営住宅の空家状況の把握	
		第　３　民間賃貸住宅等の照会に係る連絡体制の整備	

第3章　災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	121 ～ 126
	第　1　防災組織計画	
	第　2　県の活動体制	
	第　3　奈良県地震災害警戒体制	
	第　4　奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等	
	第　5　市町村の活動体制	
	第　6　指定地方行政機関等の活動体制	
第2節	地震情報の伝達計画	127 ～ 132
	第　1　情報の種類	
	第　2　情報の受理、伝達	
	第　3　気象庁による震度階級関連解説表	
第3節	早期災害情報収集の計画	133 ～ 133
	第　1　早期被害情報収集	
	第　2　実施機関	
	第　3　ヘリコプターによる情報収集	
	第　4　参集途上職員の情報収集	
	第　5　異常現象発見者の通報	
第4節	被害状況の調査・報告計画	134 ～ 146
	第　1　被害状況の調査	
	第　2　報告の基準	
	第　3　直接即報基準	
	第　4　市町村防災担当課から県防災統括室への報告	
	第　5　報告系統	
	第　6　市町村事業担当課等から県事業担当課への報告	
第5節	県消防防災ヘリコプターの活動計画	147 ～ 147
	第　1　趣旨	
	第　2　災害時等の運航実施	
	第　3　緊急運航の要件	
	第　4　緊急運航の要請先	
	第　5　市町村等の受入体制	
第6節	ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画	148 ～ 149
	第　1　県消防防災ヘリコプター派遣要請	
	第　2　自衛隊へのヘリコプター派遣要請	
	第　3　警察へのヘリコプター派遣要請	
	第　4　海上保安庁へのヘリコプター派遣要請	

		第　5　市町村の受入準備	
		第　6　離着陸不能の条件	
	第7節	通信運用計画	150 ～ 155
		第　1　通信手段	
		第　2　応急復旧	
		第　3　電信電話施設	
	第8節	広報計画	156 ～ 158
		第　1　防災関係機関の広報活動	
		第　2　県の広報活動	
		第　3　各機関の広報活動	
		第　4　災害情報センターの運用	
	第9節	消火・救急救助活動計画	159 ～ 161
		第　1　出火防止・初期消火	
		第　2　消防活動	
		第　3　相互応援協定	
		第　4　救急救助活動	
	第10節	各機関への派遣要請計画	162 ～ 174
		第　1　自衛隊への災害派遣要請計画	
		第　2　海上保安庁への災害派遣要請計画	
		第　3　日本赤十字社飛行隊への派遣要請計画	
		第　4　他府県等への応援要求計画	
		第　5　緊急消防援助隊の応援要請計画	
		第　6　広域航空消防応援要請計画	
		第　7　近畿2府7県危機発生時等の相互応援に関する基本協定	
		第　8　全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	
		第　9　紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定	
		第　10　滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定	
		第　11　警察活動に関する応援要請	
	第11節	医療救護計画	175 ～ 179
		第　1　医療救護活動	
		第　2　災害時における医療情報等の収集、伝達	
		第　3　傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送	
		第　4　後方医療体制	
		第　5　医療ボランティアの活用	
		第　6　医薬品等の供給	
		第　7　精神障害者対策及びメンタルヘルス対策	

		第　8　在宅難病患者対策			
		第　9　保健師等による健康管理			
		第　10　医療施設へのライフラインの確保			
	第１２節	ボランティア活動支援計画	180	～	180
		第　1　(仮称)災害ボランティア本部の設置			
		第　2　ボランティアの受け入れ対応			
		第　3　情報収集･情報提供			
	第１３節	海外からの支援受入計画	181	～	181
		第　1　基本方針			
		第　2　救援物資の受入れ			
		第　3　救援隊の受入れ			
	第１４節	災害時要援護者の支援計画	182	～	185
		第　1　情報伝達等の方法			
		第　2　地震情報等の周知			
		第　3　避難誘導			
		第　4　安否確認及び被災状況の報告			
		第　5　被災状況の取りまとめ			
		第　6　被災者に対する応急的処遇			
		第　7　食料の供給			
		第　8　日常生活用品の供給			
		第　9　応急仮設住宅			
	第１５節	避難対策	186	～	189
		第　1　避難の勧告又は指示の実施			
		第　2　避難の勧告又は指示の内容			
		第　3　避難措置の周知			
		第　4　避難の誘導			
		第　5　避難収容計画			
		第　6　広域的避難収容			
	第１６節	緊急輸送計画	190	～	192
		第　1　計画の方針			
		第　2　緊急輸送の範囲			
		第　3　輸送力の確保			
		第　4　緊急輸送体制の確立			
	第１７節	災害警備、交通規制計画	193	～	202
		第　1　災害警備			
		第　2　交通規制及び緊急通行車両			

第１８節	水防活動計画	203 ～ 203
	第　1　監視警戒活動	
	第　2　応急警戒復旧	
第１９節	食料、生活必需品の供給計画	204 ～ 206
	第　1　県、市町村、住民の役割分担	
	第　2　物資の調達・供給状況の報告等	
	第　3　物資供給	
	第　4　主食（米穀・乾パン）及び副食類（漬物・調味料）の供給	
	第　5　救援物資への対応	
第２０節	給水計画	207 ～ 208
	第　1　実施体制	
	第　2　飲料水等の確保	
	第　3　給水方法	
	第　4　給水応援	
第２１節	公共施設等の応急復旧計画	209 ～ 215
	第　1　初動応急対策	
	第　2　道路、橋梁、トンネル	
	第　3　交通安全施設	
	第　4　河川管理施設	
	第　5　砂防施設等	
	第　6　ダム施設	
	第　7　公園、緑地	
	第　8　公共建築物	
	第　9　林道	
	第　10　農道	
	第　11　ため池	
	第　12　治山施設	
第２２節	ライフライン施設の応急復旧計画	216 ～ 228
	第　1　上水道	
	第　2　下水道	
	第　3　電気	
	第　4　電話	
	第　5　都市ガス	
	第　6　鉄道	
第２３節	危険物施設等応急対策計画	229 ～ 234
	第　1　危険物施設	

		第　2　高圧ガス・LPガス貯蔵施設等	
		第　3　火薬類貯蔵施設	
		第　4　毒物・劇物保管施設	
		第　5　放射性物質保管施設	
	第24節	二次災害の防止活動計画	235 ～ 235
		第　1　土砂災害対策	
		第　2　被災建築物の応急危険度判定	
		第　3　被災宅地の危険度判定	
	第25節	防疫、保健衛生計画	236 ～ 237
		第　1　防疫体制	
		第　2　食品衛生対策	
		第　3　防疫・保健衛生用資機材の調達等	
		第　4　愛玩動物の収容対策	
	第26節	遺体の火葬等計画	238 ～ 238
		第　1　遺体の火葬等の実施	
		第　2　大規模災害発生時の県・市町村等の連携	
	第27節	廃棄物の処理及び清掃計画	239 ～ 241
		第　1　し尿処理	
		第　2　生活ごみの処理	
		第　3　がれきの処理	
		第　4　廃棄物処理施設の復旧	
	第28節	文教対策計画	242 ～ 243
		第　1　児童、生徒の安全確保	
		第　2　応急措置	
		第　3　応急教育の実施	
		第　4　児童、生徒等に対する援助	
	第29節	文化財災害応急対策	244 ～ 246
		第　1　災害状況の把握	
		第　2　被害状況の調査と応急措置	
		第　3　復旧対策	
		第　4　大規模災害における応急対策	
	第30節	住宅応急対策計画	247 ～ 248
		第　1　趣旨	
		第　2　応急仮設住宅の確保	
		第　3　住宅の応急修理	
		第　4　公営住宅の特例使用	

		第　5　関係団体との連携による民間賃貸住宅等の紹介	
	第３１節	労務計画	249 ～ 250
		第　1　実施責任者	
		第　2　労働者確保の範囲及び雇用の期間	
		第　3　労働者確保の方法	
		第　4　賃金の支払	
	第３２節	災害救助法等による救助計画	251 ～ 253
		第　1　被害認定	
		第　2　適用基準	
		第　3　災害報告	
		第　4　救助の実施機関	
		第　5　救助の程度･方法及び期間	
		第　6　費用	
		第　7　日本赤十字社による救助	
	第３３節	義援金の取扱いに関する計画	254 ～ 254
		第　1　日本赤十字社奈良県支部	
		第　2　県	
		第　3　市町村	

第4章　災害復旧・復興計画			
	第1節	公共施設の災害復旧	255 ～ 255
		第　1　実施責任者	
		第　2　災害復旧事業計画	
	第2節	被災者の生活確保	256 ～ 260
		第　1　り災証明書の交付	
		第　2　生活相談	
		第　3　女性のための相談	
		第　4　雇用対策	
		第　5　職業の斡旋	
		第　6　職業訓練の促進	
		第　7　雇用保険の失業給付に関する特別措置	
		第　8　援助資金の貸付等	
		第　9　災害時における金融面の対策	
		第　10　独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋等	
		第　11　公営住宅の建設	
		第　12　民間賃貸住宅の紹介	
	第3節	被災中小企業の振興	261 ～ 261
	第4節	農林漁業者への融資	262 ～ 262
		第　1　農業災害に対する融資制度	
		第　2　林業災害に対する融資制度	
		第　3　漁業災害に対する融資制度	
	第5節	義援金の配分	263 ～ 263
		第　1　日本赤十字社奈良県支部	
		第　2　県	
		第　3　市町村	
	第6節	激甚災害の指定に関する計画	264 ～ 264
		第　1　激甚災害に関する調査	
		第　2　激甚災害指定の迅速化	
	第7節	災害復興計画	265 ～ 267
		第　1　災害復興アクションモデル	
		第　2　復興計画の策定	
		第　3　復興対策体制の整備	

第５章　東南海・南海地震防災対策推進計画			
	第１節	総則	269 ～ 269
		第　1　推進計画の目的	
		第　2　基本的な考え方	
		第　3　防災関係機関が行う事務又は業務の大綱	
	第２節	災害対策本部の設置等	270 ～ 270
		第　1　防災組織計画	
		第　2　災害対策本部の設置	
		第　3　災害対策本部体制の組織及び事務分掌等	
		第　4　市町村の活動体制	
		第　5　指定地方行政機関等の活動体制	
	第３節	地震発生時の応急対策等	271 ～ 274
		第　1　地震発生時の応急対策	
		第　2　資機材、人員等の配備手配	
		第　3　他機関に対する応援要請	
	第４節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	275 ～ 275
	第５節	防災訓練計画等	276 ～ 276
	第６節	地震防災上必要な防災知識の普及計画	277 ～ 279
	第７節	地域防災力の向上に関する計画	280 ～ 281
		第　1　自主防災組織の組織率向上と活動の活性化	
		第　2　事業所等の災害対応能力の向上	
	第８節	その他の対策	282 ～ 285
		第　1　広域防災体制の確立	
		第　2　遠隔県との連携	
		第　3　建築物等の耐震診断、耐震改修の促進	
		第　4　長周期地震動対策	
		第　5　斜面崩壊、液状化対策	
		第　6　時間差発生による災害の拡大防止	
		第　7　帰宅困難者対策	
		第　8　文化財保護対策	

第１章　総　則

第１節　目的

第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４０条に基づく「奈良県地域防災計画」の震災対策計画編として、奈良県の地域における大規模な地震災害に対処するため、地震災害にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、県土及び住民の生命、財産を地震災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第２　計画の基本方針

いつどこでも起こりうる地震災害による人的被害，経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては，時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

１　この計画は、地震災害による人的被害、経済被害を軽減し、県民の安全・安心を確保するため、個人や家庭、地域、企業、団体及び防災関係機関等様々な主体が減災のための日常的な行動や取組み等を明確にし、総合的かつ計画的に地震災害対策の整備及び推進を図るものである。計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。

（１）自主防災体制の確立
（２）県、市町村、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携
（３）防災関係機関相互の協力体制の推進
（４）災害対策事業の推進
（５）関係法令の遵守
（６）災害時要援護者等の多様な視点を生かした対策の推進
（７）男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

２　この計画等を参考にして、市町村は災害対策基本法第４２条の規定に基づき、それぞれの区域におけるより効果的かつ具体的な防災活動に資するための市町村地域防災計画を作成しなければならない。

第３　計画の運用

各防災関係機関は、この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、必要に応じて細部の活動計画を作成し、その具体的推進に努める。

県においては、地域防災計画の実効性を高め、県が実施する地震防災施策を体系化した「地震防災対策アクションプログラム」を策定する。

その中で、課題を短期・中期・長期に分類し、早く着手できるものから計画的に取り組み、進行管理を行うことにより地震被害の軽減を図る。

また、災害対応マニュアルは、分野毎に緊急度の高いものから順次策定を進める。マニュアル策定後は、訓練を定期的に実施し、マニュアルを検証し、必要に応じ修正を加えてより実践的なマニュアルづくりを目指す。

第４　計画の修正

県は、この計画を災害対策基本法第４０条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

また、各防災関係機関は、毎年関係のある事項について計画修正案を県防災会議（窓口：防災統括室）に提出する。

第５　計画の構成

震災対策計画は、計画編と資料編から構成する。震災対策計画編の構成は次の５章による。

１　第１章　総則

この計画の基本方針、防災関係機関の役割分担・業務大綱、本県の地勢・既往地震や被害想定など、計画の基本となる事項を示す。

２　第２章　災害予防計画

地震災害発生に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。

３　第３章　災害応急対策計画

地震発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の震災応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。

４　第４章　災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定等、速やかな震災復旧・復興を図るための計画を示す。

５　第５章　東南海・南海地震防災対策推進計画

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第６条第１項の規定に基づき、東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域について、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他東南海・南海地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める。

第２節　防災関係機関が処置すべき事務または業務の大綱

県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関等はおおむね次の業務を処理する。

第１　奈良県

機　関　名	災　　害　　予　　防
奈　　良　　県	１．防災に関する組織の整備・改善 ２．防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 ３．都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 ４．災害危険箇所の災害防止対策 ５．防災に関する施設・設備の整備、点検 ６．災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 ７．県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 ８．消防防災ヘリコプターの運用、点検 ９．国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 10．自主防災組織等の育成支援 11．ボランティア活動の環境整備 12．災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 13．その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施
奈良県警察本部	１．危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 ２．災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 ３．道路実態の把握と交通規制の策定 ４．防災訓練の実施 ５．災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動

災害応急対策	災害復旧・復興
１．被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 ２．活動体制の確立、他機関との連携による市町村応援体制の確立 ３．災害救助法の運用 ４．消火・水防等の応急措置活動 ５．被災者の救助・救急及び医療措置の実施 ６．保健衛生、廃棄物処理に関する措置 ７．緊急輸送体制の確保 ８．緊急物資の調達・供給 ９．災害を受けた児童、生徒の応急教育 10．施設、設備の応急復旧 11．県民への広報活動 12．ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入 13．その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施	１．被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 ２．民生の安定化策の実施 ３．公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 ４．その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施
１．被害の実態把握 ２．被災者の救出救護及び被害の拡大防止 ３．行方不明者の捜索 ４．危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 ５．死体見分又は検視 ６．緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 ７．被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 ８．広報活動 ９．関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動	１．交通情報の収集・伝達及び交通規制 ２．交通信号施設等の復旧 ３．防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

第２　市町村

機　関　名	災　　害　　予　　防
各　市　町　村	１．市町村防災会議に関する事務 ２．気象予警報の伝達 ３．防災知識の普及 ４．地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 ５．防災訓練・避難訓練の実施 ６．防災活動体制・通信体制の整備 ７．消防力・消防水利等の整備 ８．救急・救助体制の整備 ９．危険物施設等の災害予防 10．公共建築物・公共施設の強化 11．都市の防災構造の強化 12．上水道の確保体制の整備 13．避難計画の作成及び避難所等の整備 14．ボランティア活動支援の環境の整備 15．災害時要援護者の安全確保体制の整備 16．食料、飲料水、生活必需品の備蓄 17．防疫予防体制の整備 18．廃棄物処理体制の整備 19．火葬場等の確保体制の整備

災　害　応　急　対　策	災　害　復　旧　・　復　興
１．市町村災害対策本部に関する事務 ２．災害対策要員の動員 ３．早期災害情報・被害状況等の報告 ４．ヘリコプターの受入準備 ５．災害広報 ６．消防、救急救助、水防等の応急措置 ７．被災者の救出・救難・救助等 ８．ボランティアの活動支援 ９．災害時要援護者の福祉的処遇 10．避難の勧告または指示 11．避難所の設置・運営 12．災害時における交通・輸送の確保 13．食料、飲料水、生活必需品の供給 14．危険物施設等の応急対策 15．防疫等応急保健衛生対策 16．遺体の捜索、火葬等 17．廃棄物の処理及び清掃 18．災害時における文教対策 19．復旧資材の確保 20．被災施設の応急対策 21．義援金の募集活動の支援	１．被災施設の復旧 ２．義援金の配分の支援 ３．その他法令及び市町村地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

第３　指定地方行政機関

機　　関　　名	災　　害　　予　　防
近畿管区警察局	１．近畿管区広域緊急援助隊の防災訓練の実施 ２．気象予警報の伝達 ３．管区内各府県警察に対する災害対策の指導・調整
近畿総合通信局	１．災害時に備えての電気通信施設の高度化、整備の促進及び電波の監理 ２．非常通信協議会の指導育成
近畿財務局奈良財務事務所	
近畿厚生局	
奈良労働局	工場、事業場における産業災害防止の指導監督
近畿農政局	１．農地、農業用施設等に係る災害防止事業の指導並びに助成 ２．農作物、蚕、家畜等の防災管理指導 ３．応急食糧（米穀）及び災害対策用乾パンの供給体制の整備
南近畿土地改良調査管理事務所	所管基幹水利施設の保全
近畿中国森林管理局	１．国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備 ２．治山施設による災害予防

災　害　応　急　対　策	災　害　復　旧　・　復　興
１．管区内各府県警察の指導・調整 ２．他管区警察局との連携 ３．関係機関との協力 ４．情報の収集及び連絡 ５．警察通信の運用	
災害時における通信手段の確保	
	１．災害復旧事業費査定の立会 ２．金融機関に対する緊急措置の指導要請 ３．地方公共団体に対する単独災害復旧事業費（起債分）の審査及び災害融資 ４．地方公共団体に対する災害短期資金（財政融資資金）の融資 ５．国有財産の無償貸付等に関すること
災害による負傷者等の国立病院・療養所における医療、助産等の救護活動の指示及び調整	
災害応急対策に要する労務の確保に関すること	１．職業の斡旋 ２．雇用保険料の納期の延長に関すること ３．雇用給付金の支給等に関すること
１．排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付 ２．農業関係被害情報の収集報告 ３．農作物等の病害虫の防除指導 ４．食料品、飼料、種もみ等の供給斡旋 ５．応急食糧（米穀）及び災害対策用乾パンの供給	１．農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成 ２．被害農林漁業者等に対する融資の斡旋指導
所管基幹水利施設の応急対策	所管被災水利施設の復旧
災害対策用復旧用材の供給	国有林における崩壊地、地すべり防止施設等の災害復旧

第３　指定地方行政機関（つづき）

機　　関　　名	災　　害　　予　　防
近畿経済産業局	発電水力の調査調整
中部近畿産業保安監督部 近　　畿　　支　　部	１．電気、ガス等ライフラインの保安に関する事業者等の指導監督 ２．高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安に係る業務の指導監督 ３．鉱山の保安に関する業務の指導監督
近畿地方整備局	１．国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること ２．応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること ３．国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること ４．指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
近　　畿　　運　　輸　　局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導
大阪航空局八尾空港事務所	航空機を使用した防災訓練の調整及び指導

災　害　応　急　対　策	災　害　復　旧　・　復　興
1．災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保と物価の安定 2．電気、ガス、石油製品等の供給確保 3．被災事業者の業務の正常な運営の確保	1．生活必需品、復旧資材等の円滑な供給の確保 2．被災中小企業の復旧資金確保斡旋 3．被災電力、ガスの供給施設の復旧促進
1．災害時における事故状況の収集・把握及び関係機関への連絡 2．電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安の確保 3．鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保	1．電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設に係る被災事業者への復旧対策支援 2．被災鉱山への復旧対策支援
1．災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること 2．国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること	国管理の公共土木施設の復旧に関すること
1．災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 2．災害時における交通機関利用者への情報の提供 3．災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 4．災害時における貨物輸送確保にかかる貨物輸送事業者に対する協力要請 5．特に必要があると認める場合の輸送命令	
1．災害時における航空機による捜索救難の調整指導及び関係者への情報伝達 2．災害時における緊急空輸のための八尾空港使用調整 3．県内場外離着陸場（臨時ヘリポート）の航空法第79条但書の規定に基づく許可	

第３　指定地方行政機関（つづき）

機　　関　　名	災　　害　　予　　防
奈 良 地 方 気 象 台	１．気象予警報等の発表 ２．気象・地象の観測及びその成果等の収集と発表 ３．防災気象知識の普及 ４．職員の派遣（大規模な地震災害が発生した場合に、地震情報の解説及び台風や大雨を始めとする重大な災害が発生するおそれのある気象情報の解説のため、県へ職員を派遣し、意思決定支援を行う。）
大 阪 海 上 保 安 監 部	
近 畿 地 方 環 境 事 務 所	

災　害　応　急　対　策	災　害　復　旧　・　復　興
１．災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 ２．特に必要があると認める場合の防災支援情報の提供	
１．被害情報の収集 ２．被災者の捜索救助活動 ３．被災者等の搬送 ４．救援物資の輸送	
１．有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること ２．廃棄物処理施設等の被害状況、瓦礫等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること	

第４　自衛隊

機　関　名	災　　害　　予　　防
陸 上 自 衛 隊 第 ４ 施 設 団	１．災害派遣の計画及び準備 （１）防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集 （２）災害派遣計画の作成 （３）災害派遣計画に基づく訓練の実施 ２．防災訓練等への参加

災　害　応　急　対　策	災　害　復　旧　・　復　興
１．被害状況の把握 ２．避難の援助 ３．遭難者等の捜索救助 ４．水防活動 ５．消防活動 ６．道路又は水路の啓開 ７．応急医療・救護・防疫 ８．人員及び物資の緊急輸送 ９．炊飯及び給水 10．救援物資の無償貸与又は譲与 11．危険物の保安及び除去　等	災害復旧対策の支援

第５　指定公共機関

機　　関　　名	災　　害　　予　　防
郵便事業株式会社 （奈良支店）	
日本銀行 （大阪支店）	
西日本旅客鉄道株式会社	鉄道施設の保全と整備
西日本電信電話株式会社 （奈良支店）	１．電気通信設備の保全と整備 ２．気象情報の伝達
日本赤十字社奈良県支部	１．医療救護班・赤十字社飛行隊の派遣準備 ２．被災者に対する救援物資の備蓄 ３．血液製剤の確保及び供給体制の整備
日本放送協会（奈良放送局）	１．放送施設の保全と整備 ２．気象予警報等の放送
西日本高速道路株式会社 （関西支社）	高速自動車国道等の整備
独立行政法人水資源機構 （関西支社）	所管ダム施設の保全
電源開発株式会社（西日本支店）	１．所管ダム施設の保全 ２．気象観測通報についての協力
大阪ガス株式会社（導管事業部北東部導管部保安指令センター）	ガスの供給施設の保全と防災管理
日本通運株式会社（奈良支店）	
関西電力株式会社（奈良支店）	１．電力施設の保全 ２．気象観測についての協力

災　害　応　急　対　策	災　害　復　旧　・　復　興
１．被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ２．被災者が差し出す郵便物の料金免除 ３．被災者あて救助用郵便物の料金免除 ４．被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分	
災害時における金融面の対策	
１．災害時における緊急鉄道輸送の確保 ２．鉄道施設の災害応急対策	被災鉄道施設の復旧
１．電気通信設備の応急対策 ２．災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧
１．災害時における医療救護 ２．義援金品の募集、受入、管理 ３．労力奉仕班の編成及び派遣の斡旋 ４．血液製剤の確保及び供給	義援金の配分の連絡調整
１．気象情報等および災害情報の放送 ２．災害時における広報活動 ３．放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
高速自動車国道等の応急対策	高速自動車国道等の復旧
所管ダムの施設の応急対策	所管被災ダム施設の復旧
所管ダムの施設の応急対策	所管被災ダム施設の復旧
１．ガス供給施設の応急対策 ２．災害時における供給対策	被災ガス供給施設の復旧
災害時における緊急陸上輸送の協力	復旧資材の輸送
１．災害時における電力供給対策 ２．電力施設の応急対策	被災電力施設の復旧

第６　指定地方公共機関

機　　関　　名	災　　害　　予　　防
近畿日本鉄道株式会社 奈良交通株式会社	輸送施設等の保全と整備
桜井ガス株式会社 五条ガス株式会社 大和ガス株式会社	ガス供給施設の保全と整備
大和平野土地改良区 倉橋溜池土地改良区 北　　倭土地改良区 白川溜池土地改良区連合会	土地改良区が管理している水門・水路・ため池等土地改良施設の保全及び整備
奈良テレビ放送株式会社 関西テレビ放送株式会社 讀賣テレビ放送株式会社 株式会社毎日放送 朝日放送株式会社	１．放送施設の保全と防災管理 ２．気象予警報等の放送
株式会社朝日新聞社(奈良支局) 株式会社毎日新聞社(奈良支局) 株式会社讀賣新聞大阪本社(奈良支局) 株式会社産業経済新聞社(奈良支局) 株式会社日本経済新聞社(奈良支局) 株式会社中日新聞社(奈良支局) 株式会社奈良新聞社 株式会社共同通信社(奈良支局) 株式会社時事通信社(奈良支局) 株式会社奈良日日新聞社	１．住民に対する防災知識の普及 ２．住民に対する予警報等の周知徹底
社団法人奈良県医師会 社団法人奈良県病院協会 社団法人奈良県歯科医師会 社団法人奈良県薬剤師会 社団法人奈良県看護協会	１．防災訓練の実施 ２．防災知識の普及 ３．医療救護班の編成及び派遣体制の整備((社)奈良県医師会)
社団法人奈良県高圧ガス保安協会	高圧ガスによる災害の防止
社団法人奈良県トラック協会	
奈良県住宅供給公社 奈良県土地開発公社 奈良県道路公社	所管施設の整備

災　害　応　急　対　策	災　害　復　旧　・　復　興
１．災害時における交通輸送の確保 ２．輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
１．ガス供給施設の応急対策 ２．災害時におけるガス供給対策	被災ガス供給施設の復旧
土地改良区が管理している農地、農業用施設の被害調査	土地改良区が管理している被災農地、農業用施設の復旧
１．気象情報等及び災害情報の放送 ２．災害時における広報活動 ３．放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣 ((社)奈良県医師会)	１．医療機関の早期復旧((社)奈良県医師会) ２．避難所の医療救護及び保健衛生の確保 ((社)奈良県医師会) ３．災害支援ナースの派遣要請 ((社)奈良県看護協会)
高圧ガスによる災害の応急対策	高圧ガスの災害復旧
１．緊急物資の輸送 ２．緊急輸送車両の確保	
所管被災施設の応急対策	所管被災施設の復旧

第７　公共的団体・機関

機　　関　　名	災　　害　　予　　防
報　　道　　機　　関	１．住民に対する防災知識の普及 ２．住民に対する予警報等の周知徹底
農　業　協　同　組　合 森　　林　　組　　合 水　産　業　協　同　組　合	共同利用施設の整備
病　　院　　等	１．避難施設の整備 ２．避難訓練
金　　融　　機　　関	
学　　校　　法　　人	１．避難施設の整備 ２．避難訓練
商　工　会　議　所 商　　工　　会	

災　害　応　急　対　策	災　害　復　旧　・　復　興
住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
１．共同利用施設の災害応急対策 ２．農林業生産資材及び農林家生活資材の確保斡旋 ３．県市町村が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 ４．農作物・林産物の被害応急対策の指導	１．被災共同利用施設の復旧 ２．被災組合員に対する融資又は斡旋
災害時における医療の確保および負傷者の医療・助産救護	
	１．被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 ２．預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
災害時における応急教育対策	被災施設の復旧
１．物価安定についての協力 ２．救助用物資・復旧資材の確保・協力斡旋	１．商工業者への融資斡旋実施 ２．災害時における中央資金源の導入

第３節　奈良県の地勢と既往地震

第１　地形並びに位置

本県は日本国のほぼ中央部に位置し、古くから政治文化の中心となっていた。

本県の北半は近畿中央低地区の一部をなし、大阪・京都・三重の府県に接し、経済、交通において京阪神地方とは密接なつながりをもっている。南半は近畿南部の中央にあたり、和歌山・三重の両県とともに近畿有数の山岳地帯を形成している。

本県の中央経度は東経135度52分で、奈良春日山、三輪山、多武峯、上市、吉野山、天川村川合、十津川村竹筒を通過している。中央緯度は北緯34度19分で、五條市五條、吉野山金峯神社、川上村迫を通過している。

面積は、3,691.09k㎡全国都道府県中40位、全国総面積の約100分の１弱である。南北両極間の長さ103.6km、東西78.5kmと南北に細長い形となっている。

本県の地形は、吉野川に沿ってほぼ東西に走る中央構造線により、南部山地（吉野山地）と中央低地（北部低地）に分かれている。

北部低地帯は瀬戸内陥落地帯の東部にあたり、断層により陥落した地構盆地である奈良盆地を中心に、これをとりまいて生駒・葛城・笠置の各山脈、竜門山塊、奈良丘陵の山地からなる。奈良盆地は南北30km、東西16km、面積300k㎡で海抜40～60ｍの非常に平坦な沖積層からなっている。河川は盆地の東南隅より流出する初瀬川を主流とし、四周の河川を合して大和川となり、生駒金剛山脈を横断して大阪平野へ流出している。

奈良盆地東側に隣接している大和高原地区は海抜400～500ｍの高原である。また、宇陀山地は竜門山塊の東に位置し、標高100ｍ前後の複雑な丘陵地帯をなし、宇陀盆地と高見山麓及び室生火山群地帯とからなる。

南部山岳地帯は本県の南部一体を占める山岳地帯で、東は台高山脈を隔て三重県に、南西は和歌山県に、北辺は竜門山塊によって大和平野及び大和高原に接している。中央部は大峰山系によって十津川流域と、北山川流域とに分けられ、大台ケ原、伯母ケ峰、山上ケ岳、大天井ケ岳、武士ケ峰、天辻峠を連ねる横断山脈によって吉野川流域と分水嶺をなしている。

第２　既往地震

１　災害年表

次の災害年表は、我が国の歴史に現れた最初の地震（『日本書紀』による西暦４１６年［日本暦：允恭５年］の地震）から２００４年（平成１６年）９月までに、県内に影響を与えた主な地震災害を年代順にまとめたものである。

ごく軽微な被害（器物の落下転倒、落石など）は省き、家屋・人工構築物・地盤（面）に何らかの損傷・変化のあったものを取り上げた。

第１部（１８８４年まで）と第２部（１８８５年以降）に分けた理由は、１８８４年１２月から気象庁（当時：東京気象台）で全国的に震度観測を始めたことにより、その前後で震央およびマグニチュードの精度が格段に異なるためである。

第１部の緯度、経度は史料によって求めた震央分布から推定したもので、概して精度が低く、また、被害があっても記録が残っていないもの、あるいは未発見の史料があることを考慮する必要がある。

西暦の前に「※」印を付したものは、奈良県に被害があったかどうか不明なもの、および地震であるかどうか疑わしいものを示す。また、「－」印は資料が得られない場合を示す。

被災地域欄のカッコ書きは震央位置を示すが、（南海トラフ）とあるのは南海トラフ沿いの巨大地震を示す。

被害状況などについては、東京大学出版会「最新版　日本被害地震総覧［416］-2001」（２００３年）等による。

第1部（１８８４年まで）

発生年月日 （日本暦）	＜被災地域＞ 〔地震名〕 （震央） 東経　北緯	規模 （ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ）	被害状況等
※　416. 8.23 （允恭 5. 7.14）	＜大和・河内？＞ －　－	－	わが国の歴史に現れた最初の地震。『日本書紀』に「地震(なゐふる)」とあるのみで、被害の記述はない。
599. 5.28 （推古 7. 4.27）	＜大　和＞ 135.8　34.7	7.0	倒壊家屋を生じた。『日本書紀』に「地震神を祭らしむ」とある。
684.11.29 （天武13.10.14）	＜土佐その他南海・東海・西海諸道＞ （南海トラフ） 134.3　32.8	8.3	歴史に記録された最初の南海トラフ系巨大地震。山崩れ河湧き、諸国の百姓倉、寺塔、神社の倒壊多く人畜の死傷多し。土佐の田苑約10km^{2}海中に沈む。津波襲来。
734. 5.18 （天平 6. 4. 7）	＜畿　内＞ －　－	－	民家倒壊圧死多く、山崩れ、川塞ぎ、地割れ無数に生じる。４月17日詔書が出され政事に欠くることなきよう注意された。
745. 6. 5 （天平17. 4.27）	＜美　濃＞ 136.6　35.2	7.9	美濃では櫓館・正倉・仏寺・堂塔・民家が多く倒壊し摂津では余震が20日間止まなかった。奈良では地割れができ、水が湧きだした。

第１部

発生年月日 （日本暦）	＜被災地域＞ 〔地震名〕 （震央） 東経　北緯	規模 （ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ）	被害状況等
※　827. 8.11 （天長 4. 7.12）	＜京　都＞ 135.8　35.0	6.8	京都で多くの舎屋が壊れ、余震が翌年６月まであった。奈良の被害は不明。
※　855. 7. 1 （斉衡 2. 5.10）	＜奈　良＞ －　－	－	東大寺大仏の頭落つ。ただし、これは地震によるものかどうか疑わしい点がある。
※　856. （斉衡 3. 3.－）	＜京都・大和＞ －　－	6.3	京都およびその南方で屋舎壊れ、仏塔傾くとある。奈良の被害は不明である。
※　868. 8. 3 （貞観10. 7. 8）	＜播磨・山城＞ 134.8　34.8	7.0	播磨諸郡の官舎・諸定額寺の堂塔ことごとく崩れ倒れる。京都では垣屋に崩れたものがあった。
887. 8.26 （仁和 3. 7.30）	＜五畿七道＞ （南海トラフ） 135.0　33.0	8.3	京都で諸司の舎屋および民家の倒壊多く、圧死者多数。津波が沿岸を襲い、溺死者多数。余震多く、１ヶ月続いた。
938. 5.22 （承平 8. 4.15）	＜京都・紀伊＞ 135.8　35.0	7.0	宮中の内膳司崩れ死者４人。その他堂塔仏像も多く倒れる。余震11月まで続く。
※　976. 7.22 （貞元 1. 6.18）	＜山城・近江＞ 135.8　34.9	6.7	宮城諸司・屋舎・諸仏寺の転倒多く、死者50人以上。奈良の被害は不明である。
1070.12. 1 （延久 2.10.20）	＜山城・大和＞ 135.8　34.8	6.3	東大寺の巨鐘の紐切れ落つ。京都では家々の築垣を損ず。諸国の寺塔も被害を受ける。
※ 1091. 9.28 （寛治 5. 8. 7）	＜山城・大和＞ 135.8　34.7	6.4	京都の法成寺の建物・仏像に被害あり。奈良に被害があったかどうか不明。
1096.12.17 （永長 1.11.24）	＜畿内・東海道＞ （南海トラフ） 137.5　34.0	8.3	東大寺の巨鐘また落つ。薬師寺の廻廊転倒。京都の東寺・法成寺・法勝寺に小被害。津波が伊勢・駿河を襲う。
1099. 2.22 （康和 1. 1.24）	＜南 海 道＞ （南海トラフ） 135.5　33.0	8.2	興福寺の西金堂小破，大門と廻廊が倒れた。摂津天王寺に被害。土佐で田千余町海に沈む。
1177.11.26 （治承 1.10.27）	＜大　和＞ 135.8　34.7	6.3	東大寺大仏の螺髪および巨鐘落ち、印蔵の丑寅の角が崩れ落つ。京都にても地震強し。

第１部

発生年月日 （日本暦）	＜被災地域＞ 〔地震名〕 （震央） 東経　北緯	規模 （ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ）	被害状況等
1185. 8.13 （文治 1. 7. 9）	＜近江・山城・大和＞ 135.8　35.0	7.4	京都、特に白河辺の被害大。社寺家屋倒壊破損多く死者多数。比叡山・醍醐寺にも被害。唐招提寺では千手観音破損し、中門が倒れた。
1361. 8. 1 （正平16. 6.22）	＜畿内諸国＞ （南海トラフ？） －　－	－	この月の16日より、京都付近に地震多く、22日の地震で法隆寺の築地多少崩れる。
1361. 8. 3 （正平16. 6.24）	＜畿内・土佐・阿波＞ （南海トラフ） 135.0　33.0	8.4	諸国に堂塔の破壊破損多く、奈良では薬師寺金堂の二階傾き、唐招提寺の九輪大破、廻廊倒れる。津波により摂津・阿波・土佐で被害大である。
1449. 5.13 （宝徳 1. 4.12）	＜山城・大和＞ 135.8　35.0	6.1	興福寺の築地が崩れる。京都の仙洞御所傾き、東寺の築地崩れ、南大門が破損した。
※ 1466. 5.29 （文正 1. 4. 6）	＜京都または奈良＞ －　－	－	『大乗院寺社雑事記』に、天満社・糺社の石灯籠倒れるとあるが，２社が京都か奈良か不明。
1494. 6.19 （明応 3. 5. 7）	＜奈　良＞ 135.7　34.6	6.0	東大寺・興福寺・薬師寺・法花寺・西大寺が破損。矢田庄（郡山の西）の民家多く破損。余震翌年に及ぶ。５月中は連日余震があった。
1498. 9 20 （明応 7. 8.25）	〔明応地震〕 （南海トラフ） 138.0　34.0	8.3	京都・三河・熊野で震動が強かったが、震害については不明。津波が紀伊から房総に至る海岸を襲い大被害。死者数万人。
1510. 9.21 （永正 7. 8. 8）	＜摂津・河内＞ 135.6　34.6	6.8	河内の藤井寺・常光寺・剛琳寺が壊れ、摂津四天王寺の石の鳥居、金堂、本尊も大破。大阪で倒壊による死者あり。奈良の被害は小さい。
1586. 1.18 （天正13.11.29）	＜畿内・東海・東山・北陸諸道＞ 136.8　35.6	7.8	飛騨地方を中心に広範囲に大被害。白川谷大山崩れのため帰雲城埋没1500余人圧死。京都では三十三間堂仏像６００体倒れる。奈良の興福寺築地塀崩れる。
1596. 9. 5 （慶長 1.閏 7.13）	〔伏見桃山地震〕 135.4　34.8	7.5	三条より伏見の間被害最も多く、伏見城天守大破、約６００人圧死。諸寺民家の倒壊死傷多し。堺で死者６００人。奈良では興福寺・唐招提寺・法華寺・海龍王寺など大被害、般若寺十三重塔上部が落下した。

発生年月日 （日本暦）	＜被災地域＞ 〔地震名〕 （震央） 東経　北緯	規模 （ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ）	被害状況等
※ 1605. 2. 3 （慶長 9.12.16）	〔慶長地震〕 （南海トラフ） 138.5　33.5 134.9　33.0	7.9	津波は犬吠岬から九州に至る太平洋岸を襲い、各地に大きな被害。ほぼ同時に二つの地震が起きたともみられる。震動による被害は小さい。津波地震。
1662. 6.16 （寛文 2. 5. 1）	＜近江及び 周辺諸国＞ 135.9　35.2	7.4	比良岳付近の被害甚大。唐崎で田畑85町が湖中に没す。死者多し。京都でも死者２００人余。奈良では２日間に約40回の地震とある。
1707.10.28 （宝永 4.10. 4）	〔宝永地震〕 （南海トラフ） 135.9　33.2	8.4	我が国の地震史上最大級の地震の一つ。震害と津波の被害は東海道から九州に及び、全体で死者5，000余、家屋流出・損壊約7.7万戸。大和国では死者63人、家屋損壊3，219戸。興福寺・法華寺ほか多くの寺で被害。二つの地震と考えるのが妥当である。
1802.11.18 （享和 2.10.23）	＜畿内・名古屋＞ 136.5　35.2	6.8	春日大社の石灯籠かなり倒れ、名古屋では本町御門西の土居の松が倒れ、高壁崩れる。
1819. 8　2 （文政 2. 6.12）	〈近江・伊勢・美濃〉 136.3　35.2	7.3	琵琶湖の周辺と木曽川下流の地域で被害が著しかった。奈良で春日大社の灯籠８分どおり倒れる。
1854. 7. 9 （嘉永 7. 6.15） 〈安政 1〉	〔伊賀上野地震〕 136.1　34.7	7.3	伊賀・伊勢・大和を中心に隣国でも大きな被害。特に伊賀上野は壊滅的な被害。全体で死者1,300余人、家屋損壊約6，000戸。奈良では死者280人、家屋損壊700～800戸。春日大社などの寺社の灯籠は残らず倒れたという。
1854.12.23 （嘉永 7.11. 4） 〈安政 1〉	〔安政東海地震〕 （南海トラフ） 137.8　34.0	8.4	被害区域は関東から近畿に及ぶ。震害の最もひどかったのは沼津から伊勢湾にかけての海岸。津波による被害も甚大。死者多数。
1854.12.24 （嘉永 7.11. 5） 〈安政 1〉	〔安政南海地震〕 （南海トラフ） 135.0　33.0	8.4	前日に安政東海地震が起こっており、その32時間後に発生した。震害は近畿・四国が中心で、津波による被害と合わせて死者２万人、家屋損壊２万戸と推定される。奈良では春日大社の石灯籠が多く倒れたほか、東大寺一部破損、春日大社町家で損壊家屋あり。

第２部（１８８５年以降）

発生年月日 時　刻 （日本暦）	＜被災地域＞ 〔地震名〕 （震央） 東経　北緯	規　模 （ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ）	被　害　状　況　等
1891.10.28　06:38 (明治24)	〔濃尾地震〕 (岐阜県南西部) 136.6　35.6	8.0	日本内陸で起こった地震としては最大級。岐阜・愛知県で大被害。根尾谷を通る大断層を生じた。全体で死者7，273人、全壊14万戸。奈良県では死者１人、負傷者２人、全壊16戸。
1899. 3. 7　09:55 (明治32)	(紀伊半島南東部) 136.1　34.1	7.0	被害の中心は奈良県南東部と三重県南部。奈良県では北山筋、吉野郡方面で山崩れなど被害大。死者は三重県で７人だが奈良県は０人。春日大社石灯籠87基倒れる。
1909. 8.14　15:31 (明治42)	〔姉川地震〕 (滋賀県姉川付近) 136.3　35.4	6.8	琵琶湖東北岸 虎姫付近で被害最大。滋賀･岐阜両県で死者41人。奈良県は軽微。
1925. 5.23　11:09 (大正14)	〔北但馬地震〕 (但馬北部) 134.8　35.6	6.8	円山川流域で被害多く、死者４２８人、家屋全壊1，２９５戸、焼失2，１８０戸。奈良県の被害は軽微。八木で震度Ⅳ。
1927. 3. 7　18:27 (昭和 2)	〔北丹後地震〕 (京都府北西部) 134.9　35.6	7.3	被害は丹後半島の頸部で最も激しく、全体で死者2，９２５人、家屋全壊12，584戸。郷村断層（長さ18㎞水平ずれ最大2．7ｍ）と直交する山田断層（長さ７㎞）を生じた。奈良県の被害は軽微。八木で震度Ⅴ。
1936. 2.21　10:07 (昭和11)	〔河内大和地震〕 (二上山付近) 135.7　34.5	6.4	大阪・奈良の府県境で震動が強かった。死者は大阪府で８人。奈良県では死者１人、家屋の損壊約1，200戸、小さな崖崩れあり、法隆寺・唐招提寺・薬師寺で土塀の損傷などの被害あり。余震多数。余震分布から大和川断層の活動と考えられる。八木で震度Ⅴ。
1938. 1.12　00:12 (昭和13)	(田辺湾沖) 135.1　33.6	6.8	和歌山県日高郡・西牟婁郡などの沿岸地方で土塀の崩壊、家屋の小破、道路の小亀裂などが生じた。奈良県では十津川村などで小被害。紀伊水道沿岸部で地鳴り、井戸水位の増減あり。浅い地震。八木で震度Ⅳ。
1944.12. 7　13:35 (昭和19)	〔東南海地震〕 (南海トラフ) 136.2　33.6	7.9	戦争末期に起こった巨大地震。東海地方で軍用機工場ほぼ全滅などの大被害。近畿地方にも被害及ぶ。全体で死者1，２５１人、全壊16，455戸。奈良では死者３人、負傷者21人、全壊89戸。橿原で震度Ⅴ。

発生年月日 時　刻 （日本暦）	＜被災地域＞ 〔地震名〕 （震央） 東経　北緯	規　模 （ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ）	被　害　状　況　等
※ 1945. 1.13　03:38 （昭和20）	〔三河地震〕 （愛知県南部） 137.0　34.7	6.8	規模の割に被害が大きく、死者2,306人、住家全壊7,221戸、半壊16,555戸。深溝断層（延長９㎞，上下ずれ最大２ｍの逆断層）が生じた。橿原で震度Ⅲ。奈良県の被害記録はなく、戦時中のため詳細不明。
1946.12.21　04:19 （昭和21）	〔南海地震〕 （南海トラフ） 135.9　32.9	8.0	東南海地震の２年後に起こった巨大地震。今度は近畿・四国が被害の中心となった。津波による被害も大きく、全体で死者1,330人、全壊9,070戸。奈良県では負傷者13人、全壊37戸、春日大社石灯籠約３００基倒れる。橿原で震度Ⅴ。
1948. 6.15　20:44 （昭和23）	（和歌山県南部） 135.3　33.7	6.7	和歌山県・奈良県南部で小被害。全体で死者２人（十津川署管内），家屋倒壊60戸，地滑り・崖崩れなど。奈良市では被害は無かったが、春日大社などの石灯籠３基倒れる。橿原で震度Ⅳ。
1950. 4.26　16:04 （昭和25）	（奈良県南部） 135.9　33.9	6.5	三重県南部で山崩れ落石などの小被害。奈良県十津川村などでも民家半壊１戸などの小被害。春日大社の石灯籠10基倒れる。震源の深さ47㎞。橿原で震度Ⅲ。
1952. 7.18　01:09 （昭和27）	〔吉野地震〕 （奈良県中部） 135.8　34.5	6.7	近畿地方をはじめ，中部地方の西部でも小被害があった。震源がやや深かった（60㎞）ために被害地が分散している。全体で死者９人、負傷者136人、全壊20戸。奈良県では死者３人、負傷者６人、半壊１戸、春日大社の石灯籠650基が倒れる。沈み込むフィリピン海プレート内での地震。橿原で震度Ⅳ。
1962. 1. 4　13:35 （昭和37）	（和歌山県西岸） 135.3　33.6	6.4	和歌山県で道路に亀裂、山・崖崩れが若干あったほか奈良県でも南部で崖崩れ１ヶ所、落石による電話線の被害あり。奈良の震度Ⅲ。
1995. 1.17　05:46 （平成 7）	〔兵庫県南部地震〕 （淡路島付近） 135.0　34.6	7.3	超近代過密都市を襲った直下型地震。神戸市を中心とした阪神地域および淡路島北部に、震度Ⅶの激震地が1949年制定以来初めて指定された。全体で死者6,433人、行方不明者３人、全半壊２５万棟以上に及ぶ。奈良は震度Ⅳ。奈良県内の被害は負傷者12人、建物の一部損壊15件など比較的軽微。

第２部

発生年月日 時　刻 （日本暦）	＜被災地域＞ 〔地震名〕 （震央） 東経　北緯	規　模 （ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ）	被　害　状　況　等
2000.10.31　01:42 （平成 12）	（三重県中部） 136.3　34.3	5.7	三重県で住家一部破損や水道管破断があった。負傷者６人。奈良県でも南部で一部落石、崩土があった。奈良県の震度Ⅳ。
2004.9.5　19:07 （平成 16）	（紀伊半島沖） 136.8　33.0	6.9	下記地震の前震。下北山村及び和歌山県新宮市で震度Ｖ弱。奈良県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府及び和歌山県で震度Ⅳ。奈良県では、一部で道路の落石及び小規模崩土があった。
2004.9.5　23:57 （平成 16）	（東海道沖） 137.1　33.1	7.4	沈み込むフィリピン海プレート内での地震。下北山村並びに三重県及び和歌山県の一部で震度Ｖ弱。奈良県、三重県、和歌山県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、鳥取県及び兵庫県の一部で震度Ⅳ。奈良県では、負傷者６人。
2004.9.7　8:29 （平成 16）	（東海道沖） 137.3　33.2	6.4	上記地震の余震。下北山村並びに静岡県、三重県、和歌山県及び兵庫県の一部で震度Ⅳ。人的物的被害なし。

２　奈良県内に被害を与えた地震の震央図

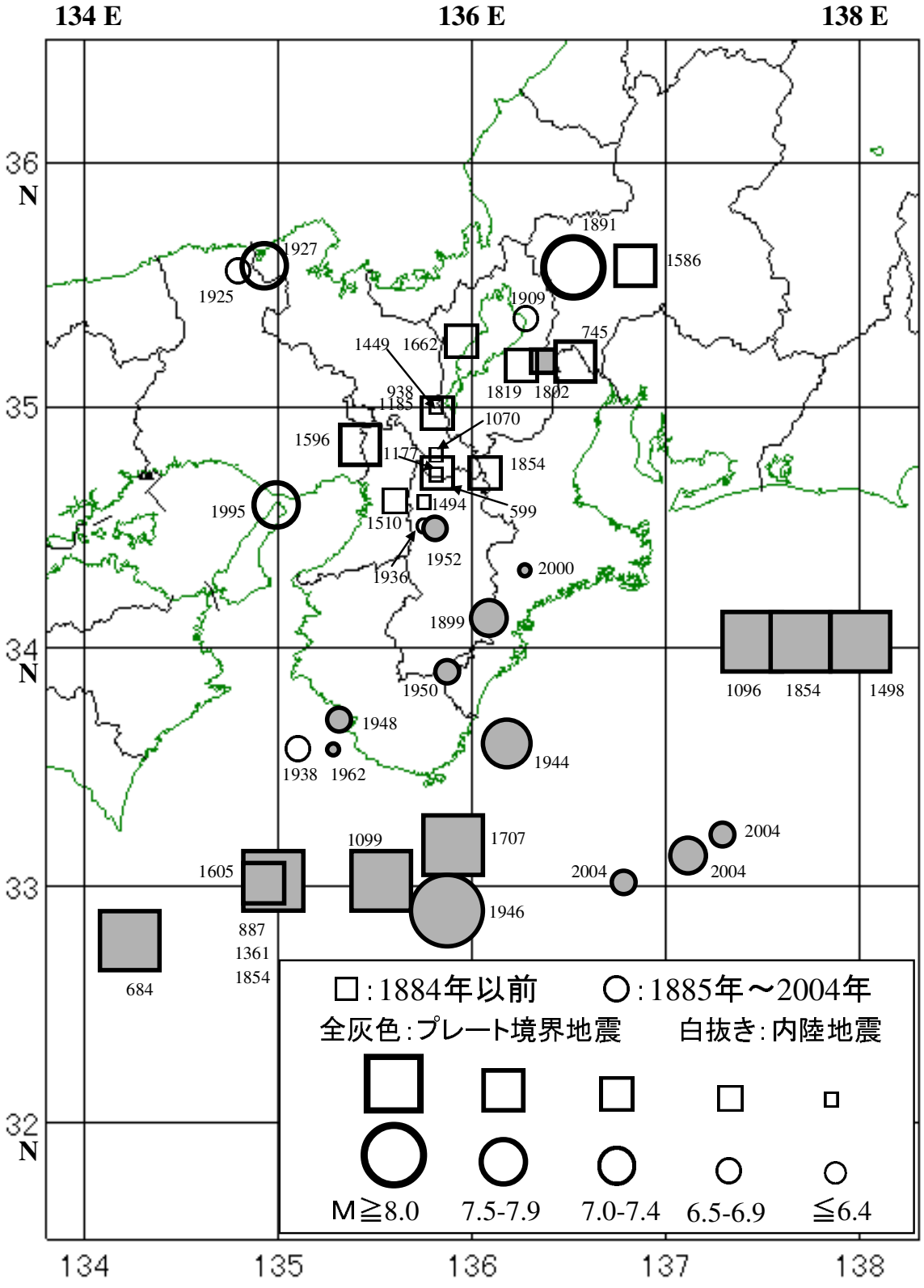

第３　地　質

奈良県の地質は、五條から吉野川に沿って高見山に至る中央構造線によって、南部と北部の地質構造区に分けられる。これらは、それぞれ地質学的に西南日本の外帯と内帯に相当する。

１　内帯の地質

内帯には、①領家コンプレックス、②中断－鮮新統、③火山岩類、④鮮新－洪積統、⑤沖積統が分布する。

①領家コンプレックスは、内帯の基盤をなして全域に分布し、山間部では広く露出する。一方、奈良盆地では新生代層におおわれるが、盆地の中心部では地震探査によると地下280～320ｍに存在すると推定されている。領家コンプレックスは、花崗岩類・塩基性火成岩類・低圧高温型変成岩類によって構成されており、その大部分は花崗岩類によって占められる。これらの火成岩類・変成岩類の形成時期は明確でないが、古生代末から白亜紀にかけてのある時期とみなされている。

②中断－鮮新統は、第一瀬戸内海期から室生火山岩の噴出までの時期に堆積した浅海成ないし湖沼性堆積物をいう。海成中新統としては、藤原層群・山辺層群・山粕層群が、湖沼性の中新－鮮新統には、二上層群・地獄谷層群・都介野層群・曽爾層群がある。分布範囲は相対的にせまく、領家コンプレックスの凹所に堆積したものであり、いずれも化石に富む。

③火山岩類には、室生火山岩とそれ以外のものがあり、前者は室生地方で中新－鮮新統をおおって広く分布し、後者は小岩体をなして各所に散在する。室生火山岩は、流紋岩質の溶結凝灰岩で、白岩・黒岩とよばれる二岩層は認められるが、構成鉱物の種類はほとんど同じである。層序的には室生火山岩は、都介野層群・曽爾層群の上部を占めるものとして取り扱われる。これ以外に、流紋岩質岩が二上山・高見山に、安山岩質岩が二上山・信貴山・宝山寺・畝傍山・耳成山・三笠山に分布する。これらの噴出時期は確定的でなく、また、火山として原形を残していない。

④鮮新－洪積統は、大阪層群相当層をさし奈良盆地北西部の丘陵地・生駒盆地・大和高原の小盆地に分布し、礫層・砂層・泥層からなり薄い灰質層をはさむことがある。佐保累層・白川池累層・馬見累層・生駒累層・小野味累層・古琵琶湖層群などがある。奈良盆地周辺には、小規模ながら段丘性堆積物がみられる。

⑤沖積統は、奈良盆地と山間の小盆地に主に分布し、未固結の礫・砂・泥からなる。奈良盆地での沖積層は数10ｍに達する。

２　中央構造帯の地質

中央構造帯は、①圧砕岩、②白亜系、③鮮新－洪積統、④沖積統からなる。

①圧砕岩は、中央構造線の運動によって圧砕されてできた岩石で、中央構造線に沿って最大数kmの幅をもって断続的に分布する。一部には白亜系以後のものもある。

②白亜系は、和泉地向斜の堆積物と考えられるもので、中央構造線に沿って最大数100ｍの幅をもって断続的に分布する。西部では礫岩相が、東部では泥岩相が優勢となる。奈良県内では、時代確認に可能な化石が発見されていないため、和泉層群などといわれている。

③鮮新－洪積統は、中央構造線に沿う構造谷に分布するもので、吉野層群という。本群層は、上市以東では礫相が著しい。砂泥相中では、亜灰層がはさまれることがある。このほかに、五條付近では、段丘性堆積物が発達する。

④沖積統は、吉野川に沿った低地部に発達し、未固結の礫・砂・泥からなる。

3　外帯の地質

外帯には、①三波川変成岩、②上部古生界、③トリアスージュラ系、④白亜系、⑤古第三系、⑥大峯酸性岩・熊野酸性岩、⑦沖積統が分布し、前四者は東西性の帯状配列を示す。大峯酸性岩体は南北性の方向をもち中央部に貫入している。

①三波川変成岩は、中央構造帯の南側に１～８kmの幅をもって、ほぼ東西に帯状に分布する。変成の時期については諸説があり一定しないが、源岩は上部古生界を含む古生界である。変成度は中央構造線に近づくほど高くなり高圧型の変成鉱物を産するが、南部では変成度の低い片岩や千枚岩が多くなる。前者の部分を上市帯、後者の部分を吉野山帯とよぶことがある。これらは全体として東西性の走向を示し、北傾斜である。

②上部古生界は、砂岩・泥岩・粘板岩・チャート・石灰岩・塩基性溶岩及び凝灰岩などの緑色岩類から構成されており、帯状構造は著しく乱されている。北部の泥岩は、御荷鉾構造線に近づくにつれて粘板岩化する。北部では三波川変成岩が、高角度で衝上して御荷鉾構造線を形成する。南部ではさらに南側に分布するトリアスージュラ系に低角度で衝上するため、両者の平面的分布の境界は屈曲が著しい。川上層群・西吉野層群がこれに含まれ、川上層群の石灰岩からはフズリナ化石が報告されており西南日本地質構造区分の秩父累帯中・北帯に位置すると考えられてきた。

③トリアスージュラ系は、主として砂岩・泥岩の互層からなるが、ところどころにチャート・石灰岩・緑色岩類の薄層・レンズをはさむ。本系は、層序・地質構造・古生物より秩父累帯南部に相当すると考えられている。天辻層群・伯母峯層群などがこれに含まれ、大迫付近の石灰質砂岩からジュラ紀を示す軟体動物化石などが報告され

ている。

④外帯の白亜系は、主として砂岩及び泥岩の互層からなり、緑色岩類・チャートの薄層をはさむことがある。全体として東西性の走向を示し、見かけ上は北傾斜の単斜構造である。舶ノ川層群・上野地層群・平谷層群などが含まれる。化石にとぼしく正確な時代決定はできていない。

⑤古第三系は、古生界を不整合におおって点在する浅海成層である。主な分布は、中奥川流域の中奥層と稲村ケ丘頂上の稲村ヶ岳層である。岩相は、礫岩及び砂岩を主とし、礫としては領家帯の片麻岩や三波川変成岩が含まれる。中奥層からは、古第三紀を示す有孔虫化石が報告されている。

⑥大峯酸性岩は、外帯の古生界・中生界の一般的構造方向とほぼ直行した形で、それらを貫いて迸入し、大峯山脈の中軸部を形成する形で断続的に分布するが、地下では一連のものと考えられている。また、本県の東南端には、大峯酸性岩とほとんど同じ時期の迸入と考えらる同岩質の熊野酸性岩が分布する。

⑦沖積統は、十津川及び北山川に沿った地域に非常に限られた分布を示すのみである。

4　地盤分類

県内の地盤を、土地分類基本調査の表層地質図・地形分類図等に基づく表層地盤及びボーリングデータ等により、道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）の地盤分類に基づき４種に分類すると、次の図のような分布となる。

地盤分類は、概略的に見ると以下のとおりである。

山間部 （１種 地盤地域）	県南部及び東部の山間部では１種地盤が卓越している。 地震動を増幅しにくく、一般に堆積層が極めて浅く基盤岩深度が浅いため、液状化危険度判定の対象外地域である。
奈良盆地周縁部 （２種 地盤地域）	盆地東縁や盆地北縁は地下水位面深度が深く液状化しにくい。しかしながらＮ値の低い砂質土層を比較的多く含む土質構成であるため、地下水位面深度によっては比較的液状化しやすい地域も存在する。
奈良盆地における３種地盤地域	主に緩傾斜扇状地と氾濫平野からなり、地震動を増幅させやすい。 盆地東部の大和川流域付近は、地下水位面深度が浅く、Ｎ値の低い砂質土層を多く含むため、液状化しやすい。 盆地を流れる河川の合流付近では、比較的多くの粘性土層を含むため、地盤は軟弱であるが比較的液状化はしにくい。
４種地盤地域	奈良盆地中央部を流れる河川流域がこの地盤にあたり、全般的に氾濫平野である。 この地域の表層地盤は、極めて軟弱であり、地震動の増幅度は高く液状化の危険度も高い。

地 盤 種 区 分

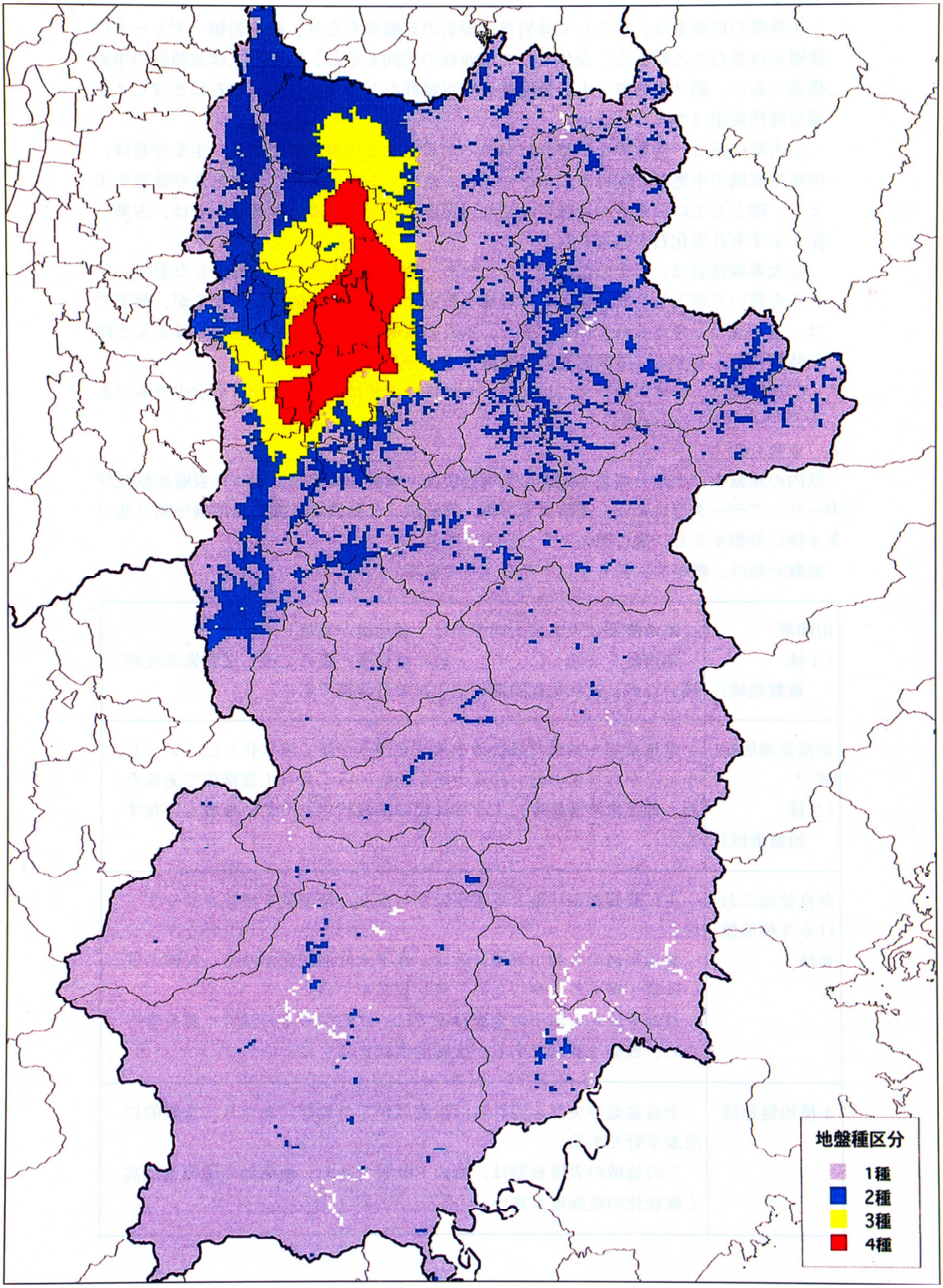

奈良県周辺の活断層

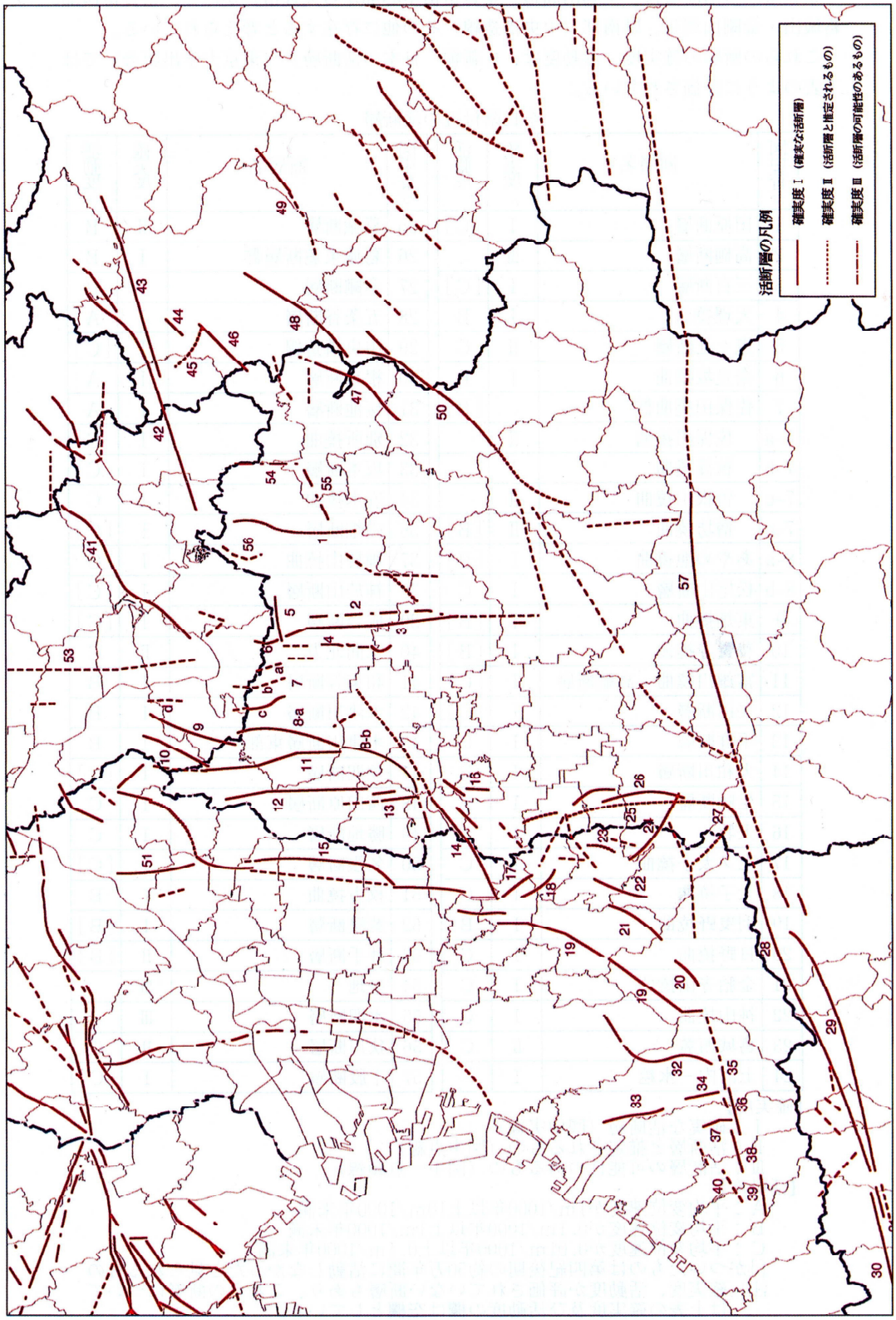

第４　奈良県内及びその周辺に分布する活断層

奈良県内の活断層は、生駒山周辺、奈良市街中心部から天理市にかけて、奈良市西部、葛城山・金剛山周辺、県南部（中央構造線）その他に存在すると考えられている。

これらの断層の確実度、活動度は、「新編　日本の活断層」（東京大学出版会）では下表のように評価されている。

奈良県付近の活断層

図中番号	断層名	確実度	活動度	図中番号	断層名	確実度	活動度
1	田原断層	Ⅰ	[C]	25	葛城断層	Ⅱ	B
2	高槻断層	Ⅲ		26	葛城東麓断層群	Ⅰ	B
3	三百断層	Ⅰ	[C]	27	金剛断層	Ⅰ	B
4	天理撓曲	Ⅰ	B	28	五条谷断層	Ⅰ	A
5	鬼ヶ辻断層	Ⅱ	C	29	中央構造線	Ⅰ	[C]
6	奈良坂撓曲	Ⅰ	B	30	根来断層	Ⅰ	A
7	佐保田撓曲群		[B]	31	桜池断層	Ⅰ	A
7-a	佐保田撓曲	Ⅱ		32	別所撓曲	Ⅰ	C
7-b	秋篠撓曲	Ⅰ		33	坂本断層	Ⅰ	C
7-c	曽根山撓曲	Ⅱ		34	春木撓曲	Ⅰ	C
7-d	僧坊撓曲	Ⅱ	[B]	36	内畑断層	Ⅰ	[C]
8-a	あやめ池撓曲	Ⅰ	[B]	37	神於山撓曲	Ⅰ	C
8-b	松尾山断層	Ⅰ	C	38	神於山断層	Ⅰ	[C]
9	東畑撓曲	Ⅰ	[B]	39	成合断層	Ⅰ	[C]
10	普賢寺撓曲	Ⅰ	[B]	40	水間北方	Ⅱ	C
11	富雄川撓曲－高船断層	Ⅰ	[C]	41	和東谷断層	Ⅰ	B
12	矢田断層	Ⅰ	[C]	42	木津川断層	Ⅰ	B
13	平群断層	Ⅰ	C	43	木津川断層東部	Ⅰ	B
14	大和川断層	Ⅰ	B	47	笠間断層	Ⅰ	[C]
15	生駒断層	Ⅰ	B	48	西田原断層	Ⅰ	C
16	上牧	Ⅰ		49	勝地断層	Ⅰ	C
17	上ノ太子撓曲	Ⅰ	C	50	名張断層	Ⅰ	[C]
18	太子撓曲	Ⅰ	C	51	枚方撓曲	Ⅰ	B
19	羽曳野撓曲	Ⅰ	B	52	黄檗断層	Ⅰ	[B]
20	日野撓曲	Ⅰ	C	53	井手断層	Ⅱ	[B]
21	金胎寺山撓曲	Ⅰ	C	54	邑地	Ⅲ	
22	神山撓曲	Ⅰ	C	55	水間断層	Ⅲ	
23	葛城西麓	Ⅱ	C	56	狭川断層	Ⅱ	C
24	上河内－水越	Ⅰ		57	千股断層	Ⅰ	[C]

【確実度】
Ⅰ：確実な活断層（図中実線）
Ⅱ：活断層と推定されるもの（図中点線）
Ⅲ：活断層の可能性のあるもの（図中一点鎖線）

【活動度】
Ａ：平均変位速度が1m/1000年以上10m/1000年未満
Ｂ：平均変位速度が0.1m/1000年以上1m/1000年未満
Ｃ：平均変位速度が0.01m/1000年以上0.1m/1000年未満
[]がついたものは第四紀後期の約50万年間に活動しなかったと見られるもの

注）確実度、活動度が評価されていない断層もあり、これらの断層については上表の確実度及び活動度の欄は空欄としている。

第１　想定地震

（1）内陸型地震（8断層）

前回の被害想定調査と同様の８つの起震断層を設定。政府の地震調査委員会から長期評価が公表された下記①～④に関しては、長さ、位置、マグニチュードについて見直しを行いました。

震源の深さについては、前回の16kmから、今回10kmに変更しました。

対象地震	断層長さ（km）	想定マグニチュード
①奈良盆地東縁断層帯	35	7.5
②中央構造線断層帯	74	8.0
③生駒断層帯	38	7.5
④木津川断層帯	31	7.3
⑤あやめ池撓曲-松尾山断層	20	7.0
⑥大和川断層帯	22	7.1
⑦千股断層	22	7.1
⑧名張断層	18	6.9

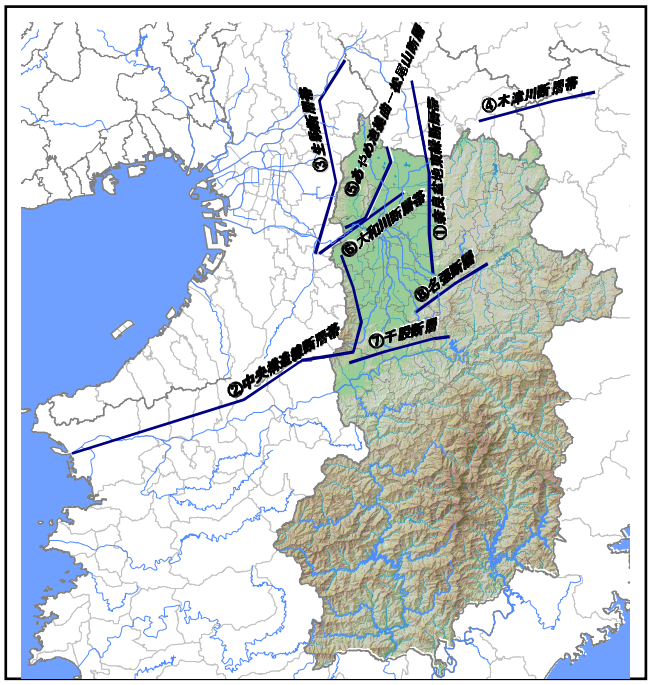

（2）海溝型地震（5パターン）

海溝型地震は、中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」で想定された東海、東南海、南海地震の５つの組み合わせのケースを想定しました。

対象地震	想定マグニチュード
①東南海・南海地震同時発生	８．６
②東南海地震	８．２
③南海地震	８．６
④東海・東南海地震同時発生	８．３
⑤東海・東南海・南海地震同時発生	８．７

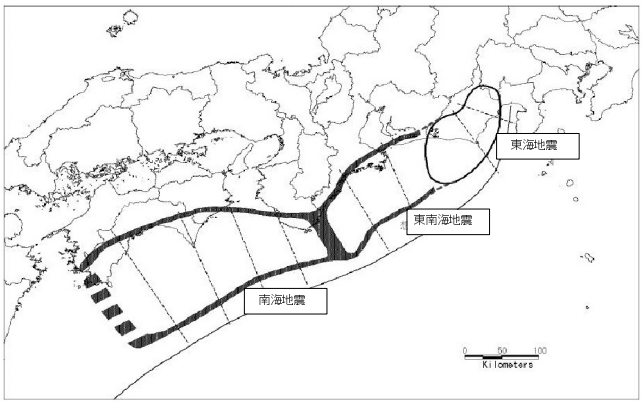

＜参考＞地震の発生確率と奈良県における被害規模との関係

国の地震調査委員会から、全国主要９８活断層（本県に影響のある活断層は上記（１）内陸型地震の①～④が該当）による地震と海溝型地震について長期評価が公表されています。今後３０年以内の発生確率と、本県における被害規模との関係については右図のとおりです。

海溝型地震である東南海・南海地震は、発生確率が５０～７０％と高く、今世紀前半の発生が懸念されていますが、被害規模は小さくなっています。

一方、奈良盆地東縁断層帯などの内陸型地震は、発生確率が５％以下と低いが、一旦発生すると被害規模は大きくなっています。

図▼1　海溝型地震と内陸型地震の発生確率と被害規模との関係イメージ図

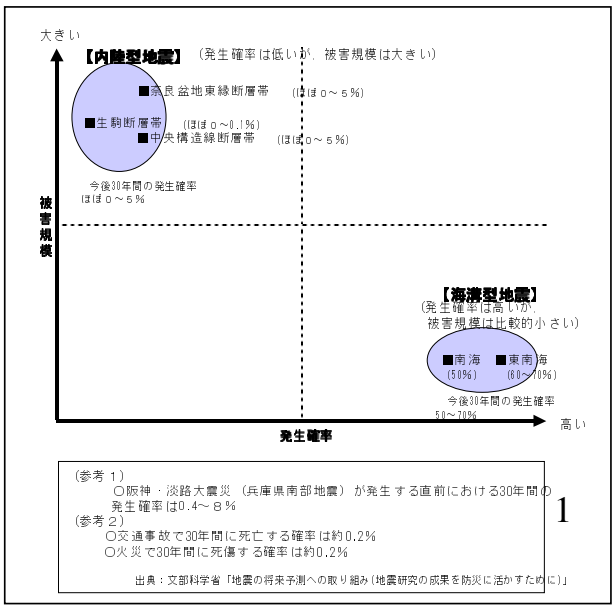

第２　被害の特徴

【内陸型地震】

内陸型地震のなかで特に被害の大きな①奈良盆地東縁断層帯、②中央構造線断層帯、③生駒断層帯による地震の特徴は以下のとおりで、［　］の数字は被害が最大となる奈良盆地東縁断層帯の被害量を記載しています。

１）地震動（揺れ）及び液状化
- 県内で震度７から震度５強の揺れが想定
- 盆地内を中心に地盤の悪い地域では、液状化発生の可能性が高い

２）人的被害
- 死者の約85％が揺れによるものであり、残り約15％が斜面崩壊と火災によるもの
- 負傷者の約90％が揺れ・液状化によるものであり、残り約10％が斜面崩壊と火災によるもの

［死者：約5,200人、負傷者：約19,000人、死傷者：約24,200人］

３）建物被害
- 建物被害の約95％が揺れによるものであり、残り約5％が液状化と斜面崩壊によるもの

［全壊：約120,000棟、半壊：約83,000棟、全・半壊計：約203,000棟］

４）避難者数（最大と見込まれる１週間後）

［避難者数（最大と見込まれる１週間後）：約435,000人］

５）ライフライン被害（発生直後）

［断水世帯：約434,000世帯］断水世帯率：89％
［停電世帯：約486,000世帯］停電世帯率：ほぼ100％
［都市ガス供給支障世帯：約257,000世帯］供給支障世帯率：ほぼ100％

６）その他
- 震度７等の揺れや液状化の発生するエリアに位置する道路・鉄道についても被害を受ける可能性が高い
- このため通勤・通学者、観光客等が帰宅困難となる

【海溝型地震】

①東南海・南海地震同時発生の特徴は以下のとおりです。

１）地震動（揺れ）及び液状化
- 県内で震度６弱から震度５弱の揺れが想定される
- 揺れは１分間以上数分間続くこともある
- 特に最大震度６弱となるのは、県南部の７つの市町村と想定
- 奈良盆地内の１５の市町村で液状化発生の可能性が高い

２）人的被害
- 死者はわずか（シュミレーションの結果斜面崩壊による4人）で、負傷者は約400人（大半は揺れ・液状化による）と想定

３）建物被害
- 住家の全壊は約1,250棟、半壊は約1,200棟と想定され、大半は液状化によるもの

４）避難者数（最大と見込まれる１週間後）
- 避難者は１週間後が最大になると見込まれ、約5,500人と想定

５）ライフライン被害（発生直後）
- 水道、電気、都市ガス、電話などのライフラインは、発生直後に施設被害により支障がでる世帯は10%以下と想定
- しかし、東南海・南海地震は、ライフラインの県外拠点等の広域被災などによりネットワーク障害が発生すると、電力、都市ガス、電話の機能が麻痺し復旧が長期化する可能性がある

６）その他
- 県南部の道路で斜面災害等が発生した場合、住民や道路の通行者等が孤立化することも想定される
- また、関東から九州まで広域で甚大な被害が発生するため、阪神・淡路大震災の時のように他府県から本県への応援は期待できない

第３　揺れと液状化

（１）奈良盆地東縁断層帯

震度分布図

液状化危険度分布図

○断層の長さ
３５ｋｍ
○マグニチュード
７．５
○死者
５，１５３人
○負傷者
１９，０４５人
○住家全壊
１１９，５３５棟
○住家半壊
８３，４４２棟
○建物火災（冬の夕方６時）
１，１９９件
○避難者（１週間後）
４３５，０７４人
○断水世帯（直後）
４３３，５２６世帯
○停電世帯（直後）
４８６，４３６世帯
○都市ガス供給支障
世帯（直後）
２５６，９０３世帯

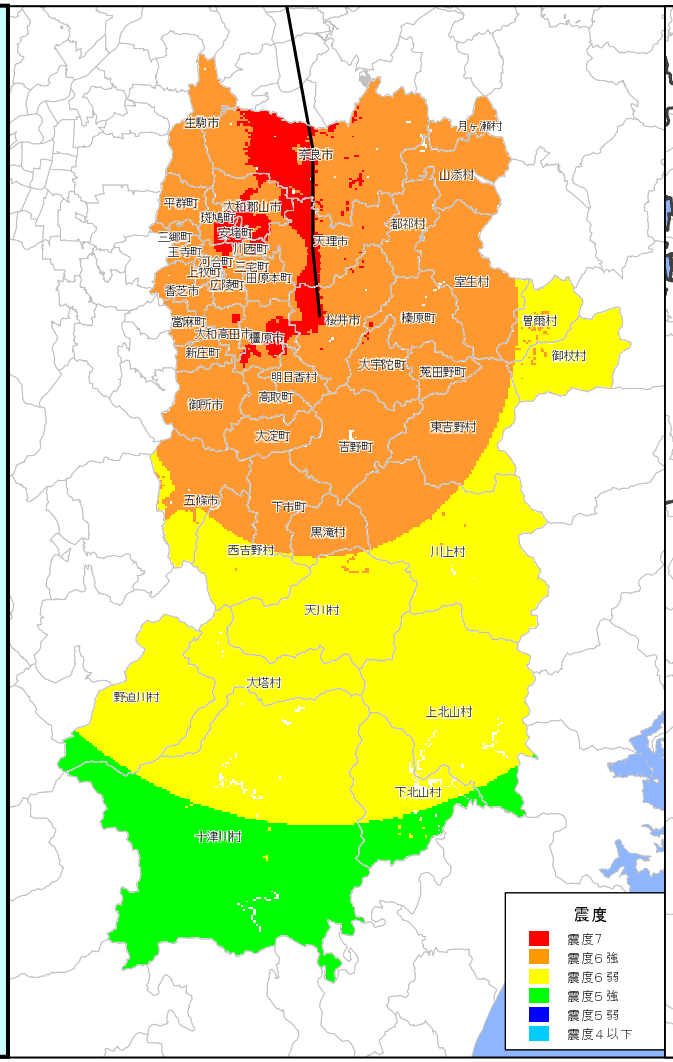

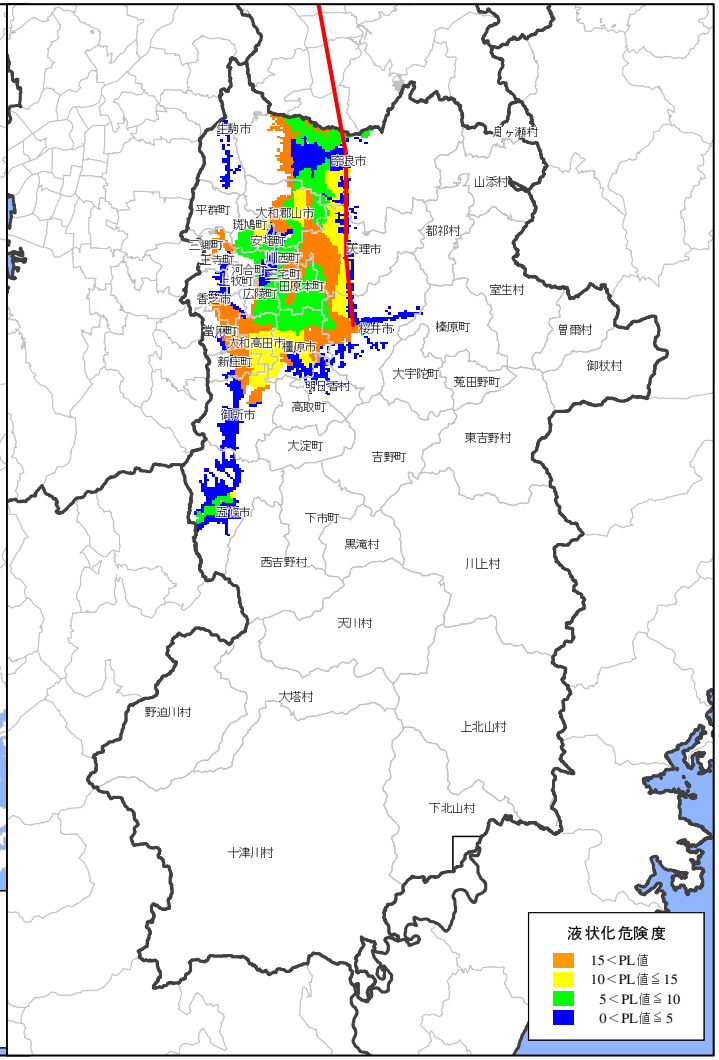

（２）中央構造線断層帯

震度分布図

液状化危険度分布図

○断層の長さ
７４ｋｍ
○マグニチュード
８．０
○死者
４，３１９人
○負傷者
１８，８１７人
○住家全壊
９８，０８６棟
○住家半壊
８４，９７３棟
○建物火災（冬の夕方６時）
９９５件
○避難者（１週間後）
３９３，７８１人
○断水世帯（直後）
３８５，８５５世帯
○停電世帯（直後）
４８５，０１３世帯
○都市ガス供給支障
世帯（直後）
２５６，９０３世帯

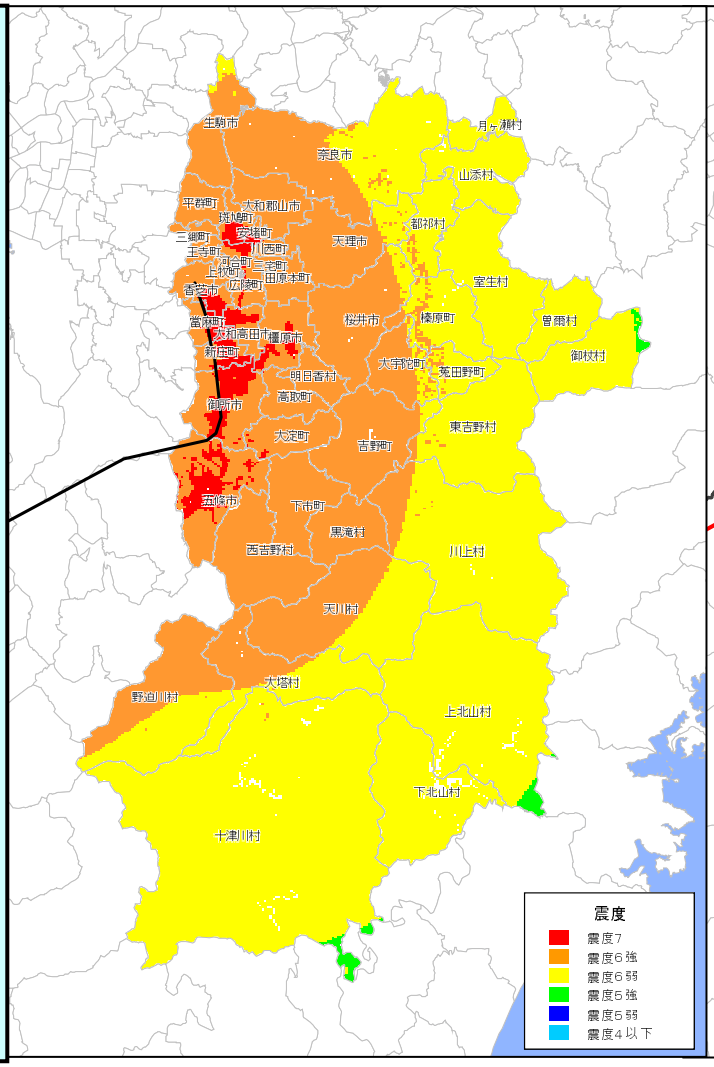

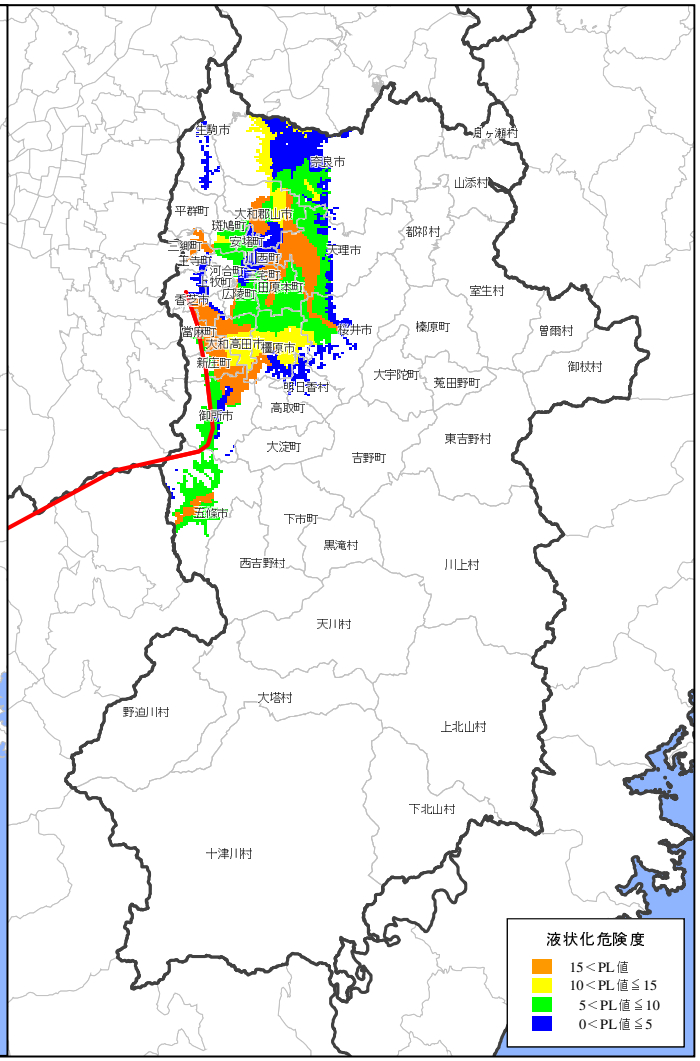

（３）生駒断層帯

震度分布図

液状化危険度分布図

○断層の長さ
３８ｋｍ
○マグニチュード
７．５
○死者
４，２５７人
○負傷者
１７，５７８人
○住家全壊
９８，１２３棟
○住家半壊
８７，６９１棟
○建物火災（冬の夕方６時）
９７１件
○避難者（１週間後）
４３１，２１０人
○断水世帯（直後）
４３７，２８６世帯
○停電世帯（直後）
４８０，８４４世帯
○都市ガス供給支障
世帯（直後）
２５６，９０３世帯

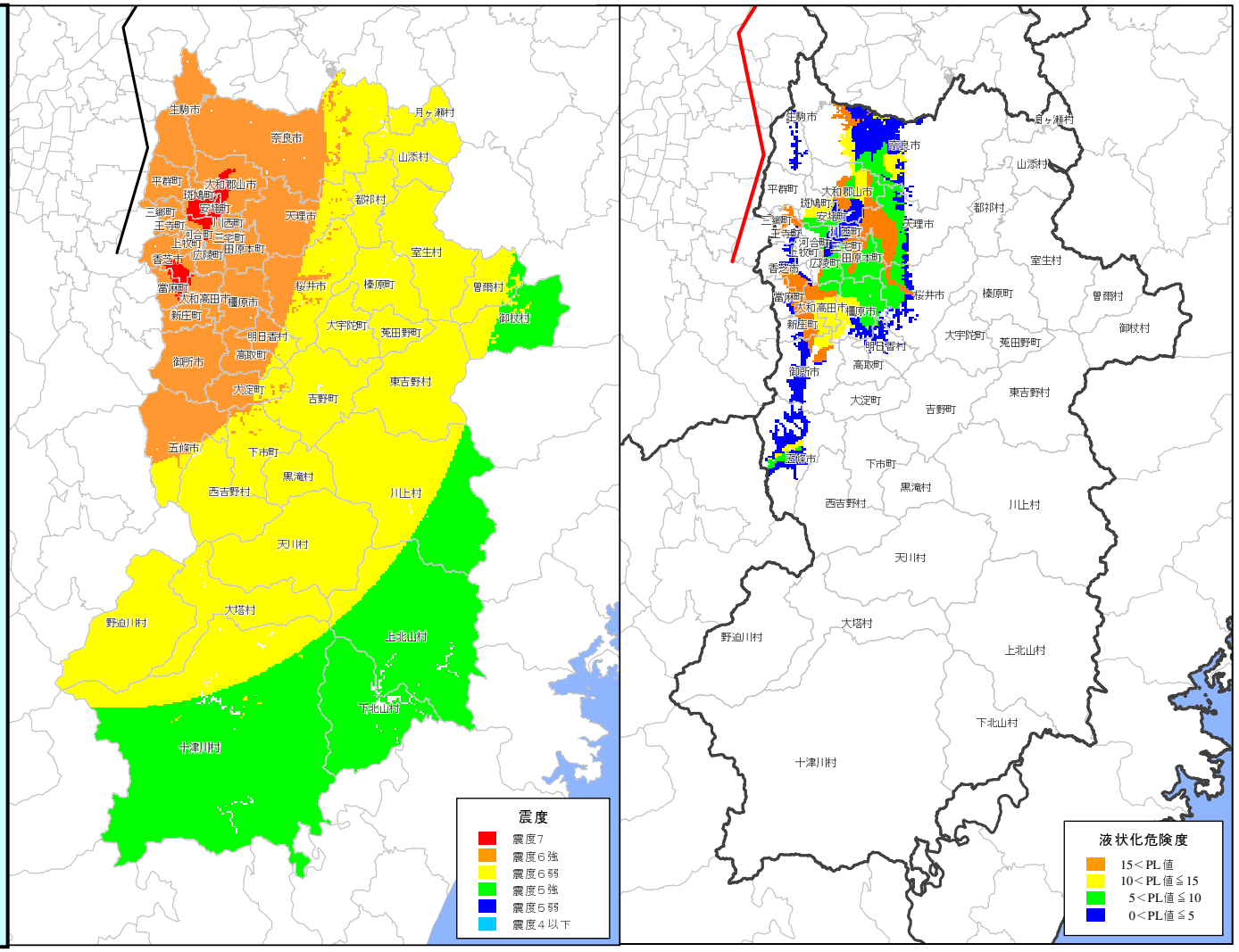

（４）東南海・南海地震同時発生

震度分布図

液状化危険度分布図

○マグニチュード
８．６
○死者
４人
○負傷者
４１４人
○住家全壊
１，２５３棟
○住家半壊
１，１８４棟
○建物火災（冬の夕方６時）
０件
○避難者（１週間後）
５，４８４人
○断水世帯（直後）
４９，９９５世帯
○停電世帯（直後）
３１，３２５世帯
○都市ガス供給支障世帯（直後）
６，９３８世帯

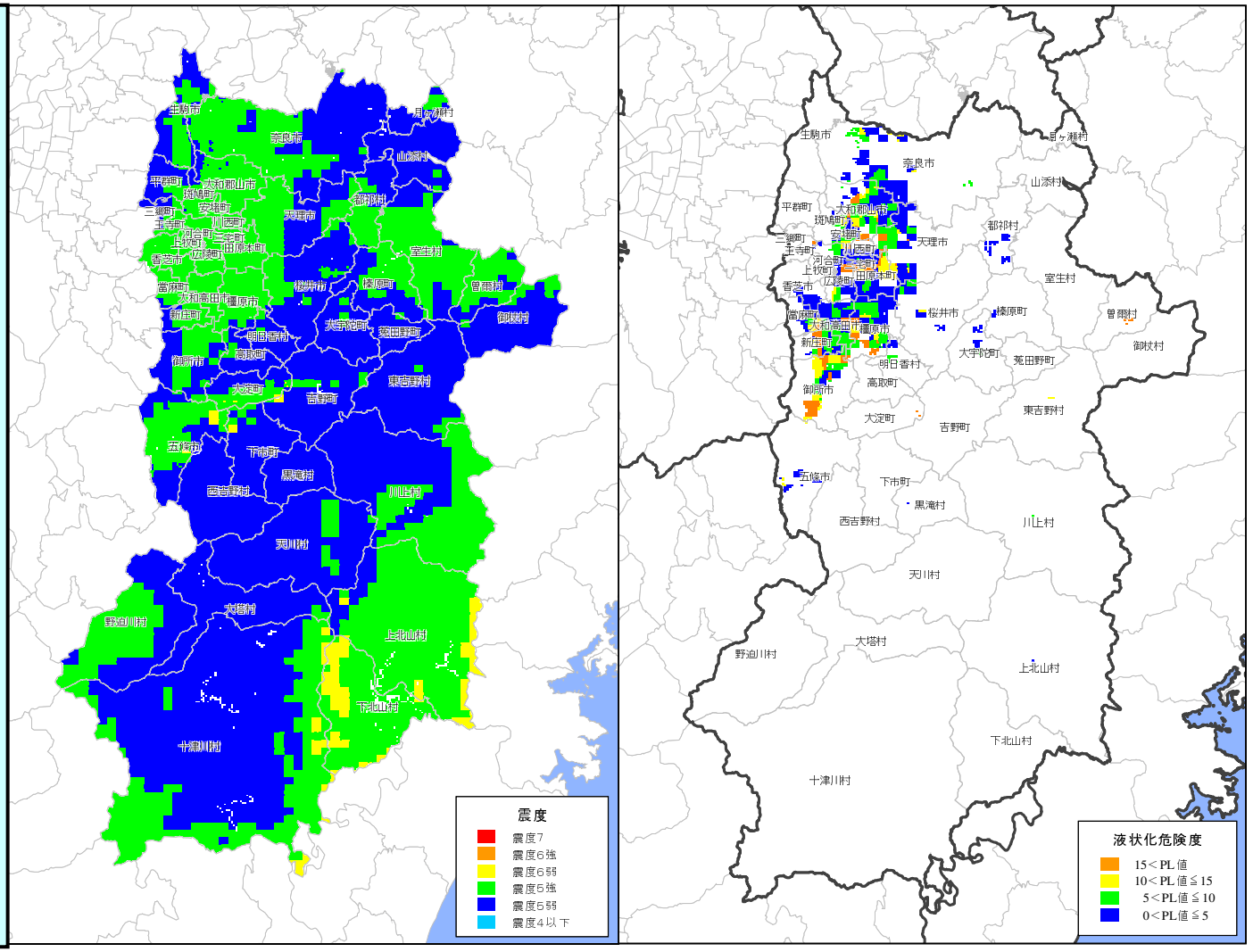

第４　被害想定結果

（１）各地震の震度別面積比率（全県＝100%）

各地震毎に、県内の震度別面積比率を算出。

想定地震		震度					
		4以下	5弱	5強	6弱	6強	7
内陸型	①　奈良盆地東縁断層帯	0.0%	0.0%	13.3%	39.8%	42.9%	3.9%
	②　中央構造線断層帯	0.0%	0.0%	0.6%	60.2%	36.6%	2.6%
	③　生駒断層帯	0.0%	0.0%	28.7%	50.4%	20.0%	0.8%
	④　木津川断層帯	0.0%	16.7%	36.3%	30.4%	16.7%	0.0%
	⑤　あやめ池撓曲－松尾川断層	0.0%	13.9%	41.9%	28.4%	15.4%	0.5%
	⑥　大和川断層帯	0.0%	5.0%	41.9%	32.4%	20.0%	0.7%
	⑦　千股断層	0.0%	0.0%	12.2%	54.4%	33.3%	0.0%
	⑧　名張断層	0.0%	1.8%	30.9%	39.4%	27.9%	0.0%
海溝型	①　東南海・南海地震同時発生	0.0%	57.2%	41.0%	1.8%	0.0%	0.0%
	②　東南海地震	5.4%	63.0%	30.0%	1.6%	0.0%	0.0%
	③　南海地震	25.3%	60.8%	13.9%	0.0%	0.0%	0.0%
	④　東海・東南海地震同時発生	5.4%	63.0%	30.1%	1.6%	0.0%	0.0%
	⑤　東海・東南海・南海地震同時発生	0.0%	57.2%	41.0%	1.8%	0.0%	0.0%

（２）人的被害（平成１２年国勢調査人口1,442,795人）

多くの人が家にいる朝５時のケースで、揺れ・液状化・斜面崩壊・火災による死者、負傷者数を算出。

地震区分	地震名	死者				負傷者				内）重篤者			内）重傷者		
		合計	揺れ	斜面崩壊	火災	合計	揺れ・液状化	斜面崩壊	火災	合計	揺れ・液状化	斜面崩壊	合計	揺れ・液状化	斜面崩壊
内陸型	①奈良盆地東縁断層帯	5,153	4,498	197	458	19,045	17,174	126	1,745	1,566	1,536	30	6,253	6,157	96
	②中央構造線断層帯	4,319	3,686	205	428	18,817	17,058	128	1,631	1,250	1,221	29	5,011	4,912	99
	③生駒断層帯	4,257	3,646	175	436	17,578	15,806	109	1,663	1,320	1,296	24	5,260	5,175	85
	④木津川断層帯	1,800	1,360	135	305	15,864	14,620	82	1,162	504	487	17	2,035	1,970	65
	⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	3,675	3,126	144	405	16,579	14,939	91	1,549	1,156	1,131	25	4,603	4,537	66
	⑥大和川断層帯	3,996	3,419	157	420	16,935	15,239	96	1,600	1,239	1,217	22	4,955	4,881	74
	⑦千股断層	2,673	2,144	191	338	14,296	12,894	117	1,285	681	656	25	2,708	2,616	92
	⑧名張断層	2,643	2,127	185	331	14,261	12,875	117	1,269	674	645	29	2,696	2,608	88
海溝型	①東南海・南海地震同時発生	4	0	4	0	414	411	3	0	13	12	1	58	56	2
	②東南海地震	3	0	3	0	163	161	2	0	3	3	0	25	23	2
	③南海地震	2	0	2	0	232	230	2	0	5	5	0	35	33	2
	④東海・東南海地震同時発生	3	0	3	0	163	161	2	0	3	3	0	25	23	2
	⑤東海・東南海・南海地震同時発生	4	0	4	0	414	411	3	0	13	12	1	58	56	2

（３） 建物被害（奈良県の全住家457,200棟）

住家を対象に、揺れ･液状化･斜面崩壊による全壊、半壊棟数を算出。

地震区分	地震名	全壊				半壊				全・半壊			
		合計	揺れ	液状化	斜面崩壊	合計	揺れ	液状化	斜面崩壊	合計	揺れ	液状化	斜面崩壊
内陸型	①奈良盆地東縁断層帯	119,535	114,209	3,206	2,120	83,442	77,547	2,947	2,948	202,977	191,756	6,153	5,068
	②中央構造線断層帯	98,086	93,041	2,871	2,174	84,973	79,329	2,610	3,034	183,059	172,370	5,481	5,208
	③生駒断層帯	98,123	93,543	2,723	1,857	87,691	82,741	2,497	2,453	185,814	176,284	5,220	4,310
	④木津川断層帯	38,714	35,730	1,527	1,457	74,334	71,011	1,378	1,945	113,048	106,741	2,905	3,402
	⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	84,874	80,912	2,452	1,510	84,692	80,397	2,260	2,035	169,566	161,309	4,712	3,545
	⑥大和川断層帯	92,234	87,827	2,748	1,659	85,660	80,937	2,525	2,198	177,894	168,764	5,273	3,857
	⑦千股断層	56,676	52,687	1,957	2,032	76,800	72,207	1,767	2,826	133,476	124,894	3,724	4,858
	⑧名張断層	56,167	52,338	1,874	1,955	77,915	73,628	1,681	2,606	134,082	125,966	3,555	4,561
海溝型	①東南海・南海地震同時発生	1,253	1	1,172	80	1,184	34	1,036	114	2,437	35	2,208	194
	②東南海地震	520	0	465	55	498	12	406	80	1,018	12	871	135
	③南海地震	713	0	673	40	648	1	591	56	1,361	1	1,264	96
	④東海・東南海地震同時発生	520	0	465	55	498	12	406	80	1,018	12	871	135
	⑤東海・東南海・南海地震同時発生	1,253	1	1,172	80	1,184	34	1,036	114	2,437	35	2,208	194

（４） 火災被害（奈良県の全住家457,200棟）

建物火災について、危険性が最も高いとされる冬の夕方6時及び冬の朝5時発生とし、風速は10m/sのケースを想定。

地震区分	地震名	出火・延焼（冬の夕方6時）			出火・延焼（冬の朝5時）		
		炎上出火件数	残火災件数	焼失棟数	炎上出火件数	残火災件数	焼失棟数
内陸型	①奈良盆地東縁断層帯	1,199	912	16,284	157	106	3,310
	②中央構造線断層帯	995	760	15,207	130	81	3,002
	③生駒断層帯	971	730	15,528	128	82	3,308
	④木津川断層帯	447	323	10,868	57	25	1,573
	⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	853	633	14,468	112	72	3,073
	⑥大和川断層帯	920	686	14,942	122	78	3,079
	⑦千股断層	571	454	12,013	73	38	2,094
	⑧名張断層	568	445	11,835	77	46	2,421
海溝型	①東南海・南海地震同時発生	0	0	0	0	0	0
	②東南海地震	0	0	0	0	0	0
	③南海地震	0	0	0	0	0	0
	④東海・東南海地震同時発生	0	0	0	0	0	0
	⑤東海・東南海・南海地震同時発生	0	0	0	0	0	0

注）
- 炎上出火件数は、 住民による初期消火により消火できなかった件数。
- 残火災件数は、消防でも消火できなかった件数。
- 焼失棟数は風速で大きく異なり、実際には発火時の風速に大きく影響を受けると考えられるため、本推計では風速が強い条件下で、安全側に立った想定を行っている。

（参考）
奈良地方気象台における気象観測年統計値　（単位：m/s）

	最大風速	平均風速
平成１３年	７．３	１．４
平成１４年	８．９	１．４
平成１５年	８．５	１．４

（５）地震別、震度ランク別文化財（建造物）の箇所数

文化財（建造物）の所在地における想定震度を算定した上で、各地震別、震度ランク別の合計数を集計。

地震区分	地震名	国指定文化財（国宝・重要文化財）						県指定文化財						合計					
		震度５弱以下	震度５強	震度６弱	震度６強	震度７	合計	震度５弱以下	震度５強	震度６弱	震度６強	震度７	合計	震度５弱以下	震度５強	震度６弱	震度６強	震度７	合計
内陸型	①奈良盆地東縁断層帯	0	1	3	232	27	263	0	1	7	81	17	106	0	2	10	313	44	369
	②中央構造線断層帯	0	0	42	209	12	263	0	0	20	79	7	106	0	0	62	288	19	369
	③生駒断層帯	0	1	54	206	2	263	0	2	28	76	0	106	0	3	82	282	2	369
	④木津川断層帯	0	10	135	118	0	263	0	9	45	52	0	106	0	19	180	170	0	369
	⑤あやめ池断層帯	0	2	61	200	0	263	0	5	34	67	0	106	0	7	95	267	0	369
	⑥大和川断層帯	0	2	49	212	0	263	0	4	31	71	0	106	0	6	80	283	0	369
	⑦千股断層	0	1	179	83	0	263	0	0	61	45	0	106	0	1	240	128	0	369
	⑧名張断層	1	0	176	86	0	263	0	2	65	39	0	106	1	2	241	125	0	369
海溝型	①東南海・南海地震同時発生	69	194	0	0	0	263	32	74	0	0	0	106	101	268	0	0	0	369
	②東南海地震	163	100	0	0	0	263	60	46	0	0	0	106	223	146	0	0	0	369
	③南海地震	220	43	0	0	0	263	78	28	0	0	0	106	298	71	0	0	0	369
	④東海・東南海地震同時発生	163	100	0	0	0	263	60	46	0	0	0	106	223	146	0	0	0	369
	⑤東海・東南海・南海地震同時発生	69	194	0	0	0	263	32	74	0	0	0	106	101	268	0	0	0	369

（６）その他の被害

ライフライン被害、避難者数、医療、飲食・必要物資、瓦礫発生量を算出。

地震区分	地震名	水道被害 断水世帯		下水道管路被害	電力被害	都市ガス被害	電話・通信被害	避難者数			医療	飲食・必要物資（１日あたり）			瓦礫発生量（単位：ｔ）
		直後	一週間後	（被害延km）	地震発生直後の停電世帯数	地震発生直後の供給支障世帯数	地震発生直後の通信支障世帯数	直後	一週間後	一か月後	医療需給不足数	食料（食）	飲料水（ﾘｯﾄﾙ）	生活必需品（組）	
内陸型	①奈良盆地東縁断層帯	433,526	418,360	429.1	486,436	256,903	67,339	353,044	435,074	197,295	615	1,270,963	1,270,963	423,654	16,997,659
	②中央構造線断層帯	385,855	363,021	335.2	485,013	256,903	65,613	322,153	393,781	174,837	818	1,159,751	1,159,751	386,584	14,746,271
	③生駒断層帯	437,286	413,406	348.6	480,844	256,903	63,267	346,871	431,210	177,452	900	1,248,737	1,248,737	416,243	14,975,686
	④木津川断層帯	213,266	177,486	142.8	409,270	251,976	37,392	213,087	251,817	98,897	38	767,112	767,112	255,708	8,259,706
	⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	399,232	378,695	310.6	467,562	256,903	59,731	318,032	398,139	160,519	762	1,144,918	1,144,918	381,638	13,441,226
	⑥大和川断層帯	410,494	393,681	337.8	478,002	256,903	61,989	328,564	411,899	169,400	817	1,182,833	1,182,833	394,275	14,248,727
	⑦千股断層	238,538	215,664	180.5	340,863	213,686	34,573	213,786	253,245	121,643	456	769,629	769,629	256,539	9,849,908
	⑧名張断層	239,409	219,351	184.5	363,056	230,922	35,306	215,244	257,094	122,257	432	774,883	774,883	258,290	9,874,533
海溝型	①東南海・南海地震同時発生	49,995	24,997	4.3	31,325	6,938	0	4,490	5,484	－	0	16,164	16,164	5,391	194,055
	②東南海地震	908	455	1.7	13,000	2,721	0	1,944	2,375	－	0	6,998	6,998	2,332	78,714
	③南海地震	11,981	5,993	2.4	17,825	4,096	0	2,539	3,102	－	0	9,141	9,141	3,044	109,103
	④東海・東南海地震同時発生	919	459	1.7	13,000	2,721	0	1,944	2,375	－	0	6,998	6,998	2,332	78,714
	⑤東海・東南海・南海地震同時発生	50,108	25,051	4.3	31,325	6,938	0	4,490	5,484	－	0	16,164	16,164	5,391	194,055

第５　地域目標

中央防災会議では、東南海・南海地震等の大規模地震に対して、社会全体が効果的かつ効率的に被害軽減策を講じていくため、達成時期を含めた具体的目標などを定めた地震防災戦略を策定した（平成17年３月30日決定）。

地震防災戦略は、被害想定をもとに人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である減災目標及び減災目標の達成に必要となる各事項の達成すべき数値目標等を定める具体目標等から構成される。

このうち、減災目標の達成のためには、地方公共団体の参画と連携が不可欠であることから、関係地方公共団体においては、地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努めるものとされている。

県は、地震防災戦略に沿って、『第２次奈良県地震被害想定調査報告書』の内陸直下型地震等の被害予測をもとに、県、関係機関、住民等による様々な被害軽減策を実施するための数値目標等を定めた地域目標を別途定めるものとする。

第２章　災害予防計画

第１節　防災知識の普及計画

第１　計画の方針及び県民等の責務

大地震による災害から、県民の生命、身体、財産を守るためには、県、市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人ひとりが地震について関心を持ち、いざという時に落ち着いて行動できるよう、日頃から地震の際の正しい心構えを身につけておく必要がある。

個人や家庭でできる自助としては、地震に関する知識を身につけるために講演会に積極的に参加し、日頃から家庭で防災について話し合い、災害時の対処法の習得、安否確認の方法や避難所・避難ルートの確認などをしておく必要がある。

また、建物の耐震化（特に昭和５６年以前の木造住宅の耐震診断・耐震補強）、家具の転倒防止、食料・飲料水・資機材の家庭内備蓄等に取り組む必要がある。

大規模災害発生直後は、行政の対応能力には限界があり、被害を軽減するには地域の助け合いである共助が大きな力となる。このため、自主防災組織を結成し、地域を知るタウンウオッチングや簡易型図上訓練などの自主防災組織活動に参加し、自分の住む地域を守る取り組みを各自が積極的に進めていく必要がある。

また、県をはじめとする防災関係機関においては、地震発生時における県民の適切な判断力の養成、県民の自発的な防災組織づくり、施設あるいは業種別の防災対策を推進する必要がある。その際、高齢者や障害者等の自力避難が困難な県民、観光客及び在留外国人並びに女性等への配慮が必要である。このため、防災関係機関は、防災に関する各種の広報啓発活動を積極的に行い、県民の防災意識の高揚、防災組織の育成指導・助言等に努めるとともに、県民が災害時に自ら防災活動を行い易い環境整備に努める。

第２　防災関係職員に対する防災教育

防災関係機関は、その所属職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

第３　一般住民に対する防災知識の普及

防災関係機関は、以下のような住民向けの防災教育を実施する。

１　広報媒体等の利用

防災関係機関は、住民に対して、ラジオ、テレビ、新聞、県・市町村広報紙、インターネット等を通じて、防災知識の普及を図る。

２　講習会・講演会等の開催

防災関係機関は、講習会・講演会等を適宜開催し、防災知識の普及を図る。

３　パンフレット等の作成

防災関係機関は、防災に関するパンフレット等を作成し、住民に配布して、防災知識の普及を図る。

４　視聴覚教材の貸出

防災関係機関等は、防災に関する映画フィルム、ビデオテープ等の整備に務め、これらの貸出しを実施して防災知識の普及を図る。

５　防災器具・災害写真等の展示

防災関係機関は、防災器具、災害写真等を適当な場所に展示して、防災意識の高揚を図る。

６　被災者等への的確な情報伝達活動

防災関係機関は、災害時における放送事業者及び通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達が効果的、効率的に図られるよう、平常時より関係機関との連携に努めるとともに、安否情報の確認手段についての普及啓発に努める。

７　起震車による地震体験

県は、起震車を市町村、消防機関に貸し出して、防災意識の高揚を図る。

８　県政出前トークの活用

県は、県政出前トークを活用し、防災意識の高揚を図る。

第４　学校教育

県及び市町村は、学校教育を通じて児童・生徒に対して、地震災害に対する知識の普及を図るとともに、平成７年９月県教育委員会発行の指導資料「地震と安全　－幼児児童生徒の安全確保をめざして－」を参考としながら、避難訓練を実施する等、防災意識の高揚を図る。

第５　防災上重要な施設の管理者等の教育

県及び市町村は、防災上重要な施設の管理者等に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防災上重要な施設の管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

（資料編「防火管理者の選任を要する防火対象物」参照）

第２節　自主防災組織の育成に関する計画

地震による被害を防止・軽減するには、県民一人ひとりによる防災対策の実践に加え、災害時に地域住民が連携して救出・救護などの防災活動が実施できるよう、平常時から自主防災組織の組織率向上と活動の活性化への積極的取組みが重要である。

第１　地域住民等の自主防災組織

１　実施機関等

（１）県は、市町村の自主防災組織の育成強化のための取り組みを指導、支援する。

（２）市町村長は、災害対策基本法第５条第２項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図り、当該市町村における地域防災のための住民活動の推進に努める。

（３）県民は、災害に備えるための手段を講じると共に、自主防災組織等の防災活動に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

２　自主防災組織の活動

（１）防災計画

自主防災組織は、それぞれの組織において災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ下記事項を記載した防災計画を定めておくものとする。

①　地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること。

②　地域住民の任務分担に関すること。

③　防災訓練の時期、内容等及び市町村が行う訓練への積極的な参加に関すること。

④　防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。

⑤　出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。

⑥　避難場所、避難道路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。

⑦　負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。

⑧　救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること。

⑨　その他自主的な防災に関すること。

（２）平常時の活動内容

①　各防災に関する知識の向上

②　防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡

③　地域における危険箇所の把握

④　地域における消防水利

⑤　家庭における防火・防災等予防上の措置

⑥　地域における情報収集・伝達体制の確認

⑦　災害時要援護者の把握

（「本章第１９節第３　平常時における状況把握」参照）

⑧　避難地・医療救護施設の確認

⑨　防災資機材の整備、管理

⑩　防災訓練の実施　等

（３）災害発生時の活動

①　出火防止と初期消火

②　負傷者の救助

③　地域住民の安否確認

④　情報の収集、伝達

⑤　避難誘導、避難生活の指導

⑥　給食、給水　等

３　育成強化対策

県、市町村・消防本部は、自主防災組織率を高めるため、その育成を促進するとともに、指導を行い活動の活性化を図る。

（１）県の育成強化対策

県は、広域的な観点に立って、組織化及び組織活性化を支援するため、次の事業を推進する。

①　市町村への自主防災組織率向上対策取組みの要請

②　市町村等担当者研修会の実施

③　自主防災組織リーダーの養成

④　啓発資料の作成、映画・ビデオフィルム等の貸出

⑤　優良自主防災組織の表彰

⑥　自主防災組織向けパンフレット及びリーダーマニュアルの作成

（２）市町村・消防本部の育成強化対策

市町村及び消防本部は、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進する。

①　自主防災組織率向上対策計画の作成

②　啓発資料の作成

③　講演会、講習会、研修会等の実施

④　活動拠点施設の整備

⑤　情報の提供

⑥　自主防災組織の結成、組織の活性化等の指導、助言

⑦　防災訓練の指導、支援

（３）市町村地域防災計画で定めるべき事項

①　実施責任者

②　自主防災組織の育成方針及び方法

③　自主防災組織への指導、支援

④　その他必要な事項

第２　事業所等の自主防災体制

企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図れるよう、県は企業防災のための条件整備に努める。

また、従業員、利用者等の安全を守り、地域への災害の拡大を防止するとともに事業活動を維持できるよう、事業所等は次のような防災対策の実施に努める。

①　建築物の耐震化、屋内の震災対策（オフィス家具等の転倒防止）

②　物資の備蓄（救助用資機材、食料品関係等）

③　通信の確保（一般のＮＴＴ回線以外の通信手段）

④　企業情報の確保（サーバ等転倒防止、定期的なバックアップの実施）

⑤　自主的な防災組織の編成

⑥　防災計画、防災マニュアル（初動・安否確認）、ＢＣＰ等の作成

⑦　従業員への防災計画、防災マニュアル等の研修

⑧　従業員による大規模災害を想定した防災訓練の実施

⑨　従業員の帰宅困難対策

⑩　地域の自主防災組織との連携

事業所等の持つ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加等

第３節　消防団員による地域防災体制の充実強化計画

第１　消防団の役割

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

第２　他の組織との関係

（１）常備消防との関係

地域の防災力の柱となる常備消防との連携をさらに強化する。

・消防防災に関する普及啓発、特別警戒等の予防活動

・地震等の大規模災害時を想定した実践的な実働・図上訓練

（２）自主防災組織との関係

自主防災組織との連携をさらに強化する。

・定期的な合同訓練等による連携強化

・自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

（３）事業所との関係

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取り組み、事業所の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

・特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実

・事業所の自衛消防組織との連携の促進

（４）地域コミュニティとの関係

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

第３　消防団員数の確保

（１）総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

（２）被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

（３）女性団員の確保

（４）若年層の入団促進と高齢化への対応

（５）機能別分団員（大規模災害・予防広報等特定の活動を実施する分団員）の確保

第４節　防災訓練計画

第１　総合防災訓練

県及び市町村は、単独又は共同して、防災関係機関等の連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、防災関係機関等の参加と住民の協力を得て、通信、動員、本部運営、消防、災害警備、交通規制、避難、救助、応急復旧等さまざまな形態の個別訓練を基礎とした各種の訓練を総合的に実施する。

第２　個別防災訓練

県、市町村及びその他防災関係機関等は単独又は共同して、下記の防災訓練を実施する。

（１）非常参集訓練

（２）水防訓練

（３）非常通信訓練

（本章第７節「第７　通信訓練」、「第８　非常通信体制の充実強化」参照）

（４）図上の訓練

第３　住民の訓練

（１）市町村

災害時に住民組織が適切に行動できるよう、自主防災組織を中心とした救出救護、消火、避難等の訓練を適宜実施するものとする。その際、自力避難が困難な高齢者や障害者等の救助を考慮したものとする。

（２）防火管理者

学校、病院、駅、工場、事務所、興行場、百貨店、旅館・ホテル等の諸施設における消防法で定められた防火管理者はその定める消防計画に基づき、避難訓練等を毎年定期的に実施し、実効性のある消防計画及び自営消防体制の確保等を進める。

（３）訓練の考え方

訓練を行うにあたっては第２次奈良県地震被害想定調査報告書等を参考に大規模災害を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、また、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるよう努力するものとする。

また、訓練後には評価を行い、計画や体制等についての課題等を明らかにし、適宜その改善を行うものとする。

第４　応援協定に基づく合同訓練

県は、「近畿２府７県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」をより実効性のあるものとするため、毎年、各応援協定に基づく合同訓練を実施又は訓練に参加する。

（第３章第１０節「第７　近畿２府７県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」、「第９　紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」参照）

第５節　防災体制の整備計画

第１　県の活動体制

県は、県域における総合的な防災対策を推進するため、平時から防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

１　県庁舎等の機能強化

災害応急対策活動に使用する県庁舎等については、その機能の強化を図る。

２　災害応急対策活動に従事する県職員用物資の備蓄

大規模な災害時には、災害応急対策活動に従事する県職員の食料、水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、県の災害応急対策活動を維持するため災害応急対策活動に従事する県職員用の物資の備蓄を推進する。

３　広域防災活動拠点の指定と整備

県は、大規模災害時において救出救護、復旧活動の拠点となる下記の広域防災活動拠点を指定するとともに、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、物資搬送等の救援活動拠点としての環境整備に努めるものとする。広域防災活動拠点は被災地外から被災地への人員や物資の集積、配送の拠点であるため広域的な交通上の利便の良いところを指定する。指定にあたっては、陸路により府県境から１時間以内で救援、復旧のための人員や物資が到達できることを基本とする。

また、広域防災活動拠点の機能を補完するために、民間業者との協定締結や隣地の利活用により充実を図る。

（１）拠点名称

①　県営競輪場

②　第二浄化センター

③　消防学校

④　吉野川浄化センター

（２）機能

①　緊急物資、復旧用資機材の備蓄

②　地域内外からの物資の集積、配送拠点

③　救援、復旧活動に当たる機関の駐屯拠点

第２次地震被害想定調査結果を踏まえ、想定する地震毎に被災地への円滑な救援物資の供給と想定される避難者数に対応した物資の集積面積について考慮する。

４　各部局における震災対策計画に基づくマニュアルの作成

県の各部局（課）は、地域防災計画の内容に基づき災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう災害対応マニュアルを作成し、職員に周知を図るものとする。特に、毎年の人事異動に伴う転入職員に対してその内容の周知徹底を図る。

また、県の各部局は定期的に関係機関と連携した訓練等を実施することにより、マニュアルの実効性を高めるよう努める。

第２　市町村の活動体制

市町村は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

また、市町村は災害応急対策施設を備えた防災拠点（災害管理対策拠点等、「本章第２０節 緊急輸送道路の整備計画」参照）の整備に努める。

第３　地震観測体制及び地震調査研究の推進

１　地震観測

（１）県が行う観測（震度情報ネットワークシステム）

県は、地震発生時に防災関係機関が迅速に対応できるように県内各市町村に設置した計測震度計により観測された震度データを収集し、消防庁、奈良地方気象台へ送信している。

（２）気象庁が行う観測

気象庁は、地震発生時の震源要素の決定、地震及び津波に関する情報発表のため、地震計、計測震度計等を設置して観測しており、報道機関にも情報を提供している。

（３）独立行政法人防災科学技術研究所が行う観測

独立行政法人防災科学研究所は、全国１千箇所に強震計を設置し、被害を起こすような強い地震動をとらえ記録できる観測網（Ｋ－ＮＥＴ）を構築している。

県内７箇所の観測点においては、気象庁発表の震度情報として公表している。

２　地震調査研究の推進

県は、地震被害想定調査等の精度を向上させるために地盤データの収集や地下構造調査等が不可欠である。その為、ボーリングデータの収集・データベース化、県震度情報ネットワークシステムで記録した地震波形データの有効活用等、地震及び地震防災に関する観測、調査、研究を実施している国や大学等の研究機関と連携し、総合的に推進することとする。

第４　防災関係情報の共有化

地震発生時、防災関係機関が持つ被災・復旧情報、観測情報等を迅速、的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

第６節　航空防災体制の整備計画

第１　県消防防災ヘリコプターの配備

１　県消防防災ヘリコプターの配備

県は、災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行うため、消防防災ヘリコプター「やまと２０００」を平成１２年８月に配備し、平成１２年１２月から運用している。

（１）機　　種　　ベル式４１２ＥＰ型

（２）座 席 数　　１５席

（３）全備重量　　５，３９８㎏

（４）巡航速度　　２００㎞/ｈ

（５）主要装備　　ビデオ録画装置、消火タンク・消火バケット（空中消火装置）、ホイスト装置（救助用吊上機）、カーゴフック（懸架装置）、救命用担架装置、機外拡声装置、照明装置、防振カメラ

２　運航体制の整備

県は、県内消防本部から派遣された職員で構成する県防災航空隊において、消防防災ヘリコプターに装備する資機材の充実を図り、迅速かつ効果的な消防防災ヘリコプターの運航体制の保持に努める。

３　協力体制の確立

県は、警察、他府県、自衛隊等他のヘリコプター保有機関と連携して救急・救助・消火活動が行えるよう密接な連絡調整を図る。

また、次のような場合の災害応急活動等に支障をきたさないよう、引き続き各関係機関との協力体制、連携強化に努める。

（１）本県の消防防災ヘリコプターが点検整備等で運航できないとき

（２）災害の規模が大きく、他のヘリコプターの応援が必要なとき

４　市町村地域防災計画で定める事項

市町村は、県消防防災ヘリコプターの受入体制を整えるため、次の事項を市町村地域防災計画においてあらかじめ定める。

（１）要請担当窓口

（２）派遣要請手続き

（３）ヘリコプター臨時離着陸場の指定

（４）その他必要な事項

第２　奈良県ヘリポートの整備

奈良県ヘリポートは、関係基準等に基づき建設されているが、災害等により外部から物資搬入が一時的に途絶えても、ヘリポートの機能を維持できるよう以下の施設を設置する。

１　給油施設

航空燃料の補給が一時的に途絶えた場合を想定し、県消防防災ヘリコプター等の活動が一定時間可能となる燃料を備蓄する。

２　自家発電装置

送電が一時的に停止した場合を想定し、送電が復旧するまでの間に対応できる自家発電装置を設置する。

第３　緊急ヘリポートの整備

１　市町村はあらかじめヘリコプターの災害活動用緊急ヘリポートを確保し、市町村地域防災計画に記載する。

２　ヘリポート施設の管理者は、現地において当該施設が緊急ヘリポートである旨の表示につとめる。

３　県及び自衛隊は、災害活動用緊急ヘリポートにおけるヘリコプターの利用可能状況を調査する。

４　県及び市町村は、新規の災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地であるか調査を行い、その拡充を図る。

第７節　通信体制の整備計画

第１　県の情報通信施設等

１　県防災行政無線施設

（１）現　況

県は、県と市町村及び防災関係機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、衛星系回線と地上系回線の２ルートを組み合わせた、県防災行政通信ネットワークシステムの整備を行い、平成１５年４月から運用している。また、衛星系回線は自治体衛星通信機構地域衛星通信ネットワークに参画している他の都道府県やその配下の市町村等と通信が可能となっている。

（２）災害予防計画

①　各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。

②　機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的に実施する。

２　非常災害時緊急連絡用無線（中央防災無線）

非常災害時緊急連絡用無線は、大地震発生時等の緊急時における国との情報連絡手段を確保し、内閣総理大臣官邸及び国の非常対策本部と県災害対策本部室を直接結び、迅速な情報交換や意志決定を図るため、地上系無線通信網を平成７年１２月から運用している。

３　消防庁消防防災無線

県と国土交通省奈良国道事務所間に多重無線通信回線を整備し、国土交通省通信施設の共用を図り、県と総務省消防庁、国土交通省及び各都道府県間を結ぶ地上系無線通信網として運用を行っている。

第２　市町村防災行政無線施設

１　現　況

平成１９年３月末現在、本県における市町村防災行政無線の整備状況は、県内３９市町村の内３４市町村で整備済みである。

２　災害予防計画

（１）迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設・設備の整備に努める。

（２）各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。

（３）自家用発動発電機の空冷化をはじめとした非常用電源設備の高度化に努める。

（４）機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的に実施する。

３　整備計画

（１）未整備の市町村にあっては、同報系（戸別受信機を含む）及び移動系各デジタル無線網並びに有線系や携帯電話も含めた多様な手段の導入整備に努める。

（２）整備済みの市町村にあっては、無線網の拡充・強化及び更新（戸別受信機を含む）並びにデジタル化等に加え有線系・携帯電話も含めた多様な手段の整備に努める。

（３）整備にあたっては、設備の耐災性の向上に努める。

（資料編「防災業務施設整備計画資料」参照）

第３　消防無線施設

消防機関は、各地域の災害状況をいち早く把握し、迅速的確な災害応急活動を実施するため、地震が発生した場合に予想される通信施設の災害に対処し、通信の途絶防止対策及び復旧対策の強化、確立に努める。

第４　電信電話施設

ＮＴＴ西日本は、地震災害等が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。

また、災害が発生し又は発生の恐れがある場合に重要通信を疎通させるための通信手段を確保するものとする。

県、市町村及び防災関係機関は、災害時優先電話についてＮＴＴ西日本に加入電話が災害時優先措置されるよう申し出ておくものとする。

第５　放送施設

日本放送協会及び奈良テレビ放送等は、施設の耐震強化、非常用放送設備の確保、連絡通信手段の確保を積極的に推進する。

また、大規模災害を想定した防災計画に基づく災害対策の円滑、適切な実施に向けて、放送設備の保守点検や災害訓練等を定期的に実施する。

第６　その他の通信施設

通信施設を保有する防災関係機関は、各種の災害が発生した場合に予想される通信施設の災害に対処し、通信の途絶防止対策及び災害復旧対策の強化、確立に努める。

第７　通信訓練

県及び市町村等は、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平素から意思疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

第８　非常通信体制の充実強化

県をはじめとした自営の通信施設を保有する機関は個々の通信体制の充実強化に努めるとともに、電波法第７４条第１項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、各機関相互の協力による非常通信体制の整備、充実に努める。

県、市町村及び防災関係機関は災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平時より非常通信の習熟に努める。

第８節　地震火災予防計画

第１　出火防止・初期消火

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によるところが大である。したがって震災被害を最小限に軽減するために、県及び市町村は次の対策を実施する。

１　各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。

２　起震車の利用促進を図り、出火防止の体験実習を行う。

３　震災時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等に消火器、消火バケツを普及する。

４　地域及び事業所等において自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に消火訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、震災時に備える。

（「本章第２節 自主防災組織の育成に関する計画」参照）

第２　火災拡大要因の除去

１　建築物不燃化対策

市街地大火の防止のため、県等は次の建築物不燃化対策を実施する。

（１）県は、市街地における建築物の不燃化を進めるために、防火地域・準防火地域未指定の市町村に指定を指導するとともに、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」等の適用、市街地再開発関連事業の推進等による防災性能の向上に努める。

（２）県及び建築主事を置く市は、防火地域・準防火地域の指定外の地域内の建築物の新築、増改築に際し、建築確認申請受付時に、建築物の不燃化について建築基準法の防火規定に準じた指導を行う。

（３）県及び建築主事を置く市は、百貨店、旅館等の不特定多数の人が利用する既存特殊建築物の防災性能を常時適正に確保するために、防災・避難施設等の調査点検及び建築基準法第１２条に基づく定期報告制度の活用により、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

２　消防活動対策

県及び市町村は消防活動が困難である区域の解消に資する道路の整備に努める。

（「本章第１１節 都市の防災構造の強化計画」参照）

第３　消防力・消防水利等の整備

「消防力の整備指針」（平成１２年１月２０日消防庁告示第１号）並びに「消防水利の基準」（昭和３９年１２月１０日消防庁告示第７号）を充足するため、次のとおり消防組織の充実を図り、消防施設等の整備に努める。

１　県は、消防施設強化促進法及び消防防災施設整備費補助金交付要綱及び消防防災設備整備費補助金交付要綱に基づく消防防災施設整備費補助事業及び消防防災設備整備費補助事業を促進するとともに、人員の確保についての対策を推進する。

２　県及び市町村は、消防団の施設・整備の充実に努めるとともに、青年層・女性層の消防団への参加促進を図る等消防団の充実強化に努める。

３　市町村は、地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車等の消防設備の整備に努める。

４　市町村は、震災時の水道施設の破壊による消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、耐震性貯水槽又は飲料水の備蓄を考慮した飲料水兼用耐震性貯水槽の計画的な整備を進めるとともに、農業用水、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

第４　救急・救助体制の整備

１　市町村は、救急隊員・救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急・救助の高度化を図るため、高規格救急自動車の整備拡充、救助工作車・救助用資機材・救急業務高度化資機材・高度救助用資機材の整備及び救急救命士の活用に努める。

２　市町村は、住民に対して心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

３　市町村は、震災時に救急隊員が救護所等において負傷者のトリアージが適切に実施されるよう研修の実施に努める。

（注）「トリアージ」については、「第３章第９節第４救急救助活動」参照

４　市町村は、地域住民が地域レベルでの防災活動の用に供するため、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

５　市町村は、自らが保有する救助資機材だけでは不足する場合に備えて、民間団体の重機等の提供が受けられるよう協力体制の整備に努める。

第５　航空消防防災体制の推進

１　県は、震災時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行うため、消防防災ヘリコプターの活用を図る。

２　県は、消防防災ヘリコプターに装備する資機材の整備充実、ヘリコプター応援協定県相互の連携等消防防災ヘリコプターの運用に効率的な環境整備に努める。

３　県は、震災時において自衛隊、警察等他のヘリコプター保有機関と連携して救急・救助・消火活動が行えるよう密接な連絡調整を図る。

第９節　危険物施設等災害予防計画

第１　危険物施設

県、消防機関及び危険物施設の管理者等は、地震に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業所に対する取り締まり並びに保安対策の強化に努める。

１　県、消防機関が実施する対策

（１）関係機関は、危険物施設及び貯蔵されている危険物の種類、数量の把握を徹底する。

（２）関係機関は、立入検査等を実施し関係法令を遵守させる。

（３）関係機関は、危険物施設の設置又は変更の許可にあたって、地震による影響を十分考慮した位置及び構造とするよう指導する。

（４）関係機関は、既設の危険物施設について、施設の管理者に対し地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。

（５）関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。

（６）消防機関は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

２　危険物施設の管理者が実施する対策

（１）危険物取扱事業所は、次のとおり自主防災体制を整備する。

①　防災資機材の整備及び化学消火剤の備蓄

②　自主的な防災組織の結成

③　保安教育の充実

④　防災訓練の実施

（２）危険物取扱事業所は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化に努める。

また、大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

（資料編「危険物規制対象物」参照）

第２　高圧ガス・ＬＰガス施設

県及び高圧ガス・ＬＰガス事業者等は、地震等に起因し発生するガス爆発等の一次災害を防止し、さらに公共の安全を確保するため、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、次の保安対策の計画及び実施に努める。

１　県が実施する対策

（１）高圧ガス製造施設等の保安検査及び立入検査を実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導・取締りを行うとともに自主保安検査の励行を推進する。

（２）高圧ガス製造施設等の耐震性の強化及び安全確保について、必要に応じ改善、移転等の指導、助言を行い耐震性及び安全確保の向上を推進する。

（３）消費者保安対策の中核推進者であるＬＰガス販売事業者に対して、立入検査を実施し、法令遵守の指導を通じて、業務の適正化を確保し事故防止の徹底を図る。

（４）ＬＰガス販売事業者に代わり、消費設備等の調査、点検を実施するＬＰガス保安センターの調査員の資質の向上を図るための講習会を開催する。

（５）ＬＰガス販売事業者、液化石油ガス設備士を対象とした保安講習会に講師を派遣し、保安意識の高揚を図る。

（６）高圧ガス保安活動促進週間等において優良製造所、優良販売事業所、保安功労者等の表彰事業を実施し、自主保安意識の高揚を図る。

２　高圧ガス事業者等が実施する対策

（１）高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。

（２）ＬＰガス漏洩による事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。

（３）ＬＰガス販売事業者は、その貯蔵施設内のＬＰガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等におけるＬＰガス漏出事故発生防止を徹底する。

（４）（社）奈良県高圧ガス保安協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付け等整備の充実強化に務める。また、管轄消防機関、警察署及び防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。

（５）従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。

（資料編「ガス災害予防計画資料」参照）

第３　火薬類施設

県は、火薬類による災害の発生を未然に防止するため、「火薬類取締法」に基づき、公安委員会等の協力のもと、煙火製造事業場、火薬類販売事業所及び火薬類消費場所に対する取り締まり並びに保安指導に努める。

１　県及び火薬類関係団体が実施する対策

（１）煙火製造事業場、火薬類販売事業所、火薬類消費場所等に対して保安検査、立入検査を実施し、法令遵守の徹底を通じ保安確保の強化に努める。

（２）煙火製造事業場、火薬類販売事業所、火薬類消費者等に対して、保安確保のための保安教育講習会の開催、危害予防週間等を通じ、火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底に務め、併せて保安意識の高揚を図る。

２　製造・販売等事業者、消費者が実施する対策

（１）事業者等は、年間の保安教育計画を策定し、従業員及び従事者等に対し定期に保安教育を実施し、火薬類の保安の確保及び災害の防止に努める。

（２）事業者は、施設の定期自主検査を実施し、施設の安全管理の徹底を通じ、災害の予防に努める。

（資料編「火薬類災害予防計画資料」参照）

第４　毒物・劇物保管施設

県は、地震により発生する毒物・劇物の流出等の一次災害を防止し、公共の安全を確保するため、毒物及び劇物取締法に基づき必要な取り締まり並びに指導に努める。

１　毒物・劇物営業者に対し当該保管施設について防災を考慮し、耐震化を図るとともに、流出による被害防止を図るよう指導する。また、シアン化合物を業務上取り扱っている電気メッキ業者等に対し、保管、管理等を指導する。

２　毒物・劇物製造業者、販売業者等の取扱責任者の研修を実施し、保安教育の向上を図る。

３　その他毒物及び劇物を業務上多量に取り扱う業者の把握に努め、指導体制の確立を図る。

（資料編「毒物・劇物災害予防計画資料」参照）

第５　放射性物質施設

県は、地震に起因する放射性物質汚染等の一次災害を予防するため、医療法に基づき、Ｘ線装置、診療用放射線照射装置等を使用する病院、診療所の規制並びに管理運営指導に努める。

また、消防機関は、放射性物質施設で取り扱っている放射性物質等の使用形態、種類及び数量等の実態について事前調査を行い、消防活動が有効かつ的確に遂行できるように努める。

第１０節　建築物等災害予防計画

第１　県有建築物の耐震性の確保

県有建築物は、災害発生時に防災上の活動拠点として重要な役割を担っていることから、耐震安全性の分類及び目標を定め、施設それぞれが受け持つ役割に応じた耐震性の確保に努める。

１　災害時に活動上重要な建築物

県有施設のうちの次の（１）から（１０）までに掲げる建築物等については、災害時に活動上重要な建築物として、その新築にあたっては、次表（Ⅰ）及び（Ⅱ）に示す耐震安全性の分類及び目標に基づき耐震性能の確保を図る。

また、既存建築物については、各施設管理者が同じく耐震安全性の分類及び目標を踏まえて耐震性の調査を行い、耐震性能の確保及び必要な補強を図る。

（１）災害時に応急対策活動の拠点施設となる県庁舎、総合庁舎、土木事務所等

（２）災害時に応急対策活動の重要な役割をもつ警察署、交通管制センター等

（３）災害時に応急対策活動の役割をもつ（１）及び（２）以外の建築物

（４）災害時に救護活動の拠点施設となる病院、保健所

（５）避難所と位置づけられた高等学校の体育館等

（６）放射性物質もしくは病原菌類を貯蔵又は使用の用に供する建築物で試験研究施設等

（７）危険物（石油類、高圧ガス、毒物、劇物、火薬類等）を貯蔵又は使用の用に供する建築物で試験研究施設等

（８）多数の者が常時日常的に利用する施設となる高等学校等、社会福祉施設（心身障害者福祉センター等）、文化会館

（９）多数の者が利用する（８）以外の建築物

（１０）その他の県有建築物は上記（１）～（９）以外の建築物

２　県有建築物の適正な維持管理

県は、非常災害時の速やかな応急活動を図るため、耐震性を含め、あらかじめ県有建築物のデータを収集・整理し、蓄積を行う。

（資料編「県有建築物の防災上の用途による分類」参照）

（Ⅰ）　耐震安全性の分類

分類		活動内容	耐震安全性の分類		
			構造体	非構造部材	建築設備
災害応急対策活動に必要な施設	災害等のための対策の指揮、情報伝達施設	（1）災害時に応急対策活動の拠点施設	Ⅰ類	A類	甲類
		（2）災害時に応急対策活動の重要な役割をもつ施設	Ⅱ類	A類	甲類
		（3）災害時に応急対策活動の役割をもつ（1）及び（2）以外の施設	Ⅲ類	B類	乙類
	救護施設	（4）災害時に救護活動の拠点施設	Ⅰ類	A類	甲類
（5）避難所と位置づけられた施設			Ⅱ類	A類	乙類
人命確保及び部品の安全性が特に必要な施設		（6）放射性物質もしくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設	Ⅰ類	A類	甲類
		（7）危険物（石油類、高圧ガス、毒物、劇物、火薬類等）を貯蔵又は使用する施設	Ⅱ類	A類	甲類
		（8）多数の者が常時日常的に利用する施設	Ⅱ類	B類	乙類
		（9）多数の者が利用する（8）以外の施設	Ⅲ類	B類	乙類
（10）その他（1）から（9）以外の施設			Ⅲ類	B類	乙類

＊耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説から引用

（Ⅱ） 耐震安全性の目標

部　位	分類	耐 震 安 全 性 の 目 標
構　造　体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標として、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られていること
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保が図られていること
	Ⅲ類	大地震動による構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られていること
非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受入を円滑に行ううえにおいて支障となったり、危険物の管理上支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保が図られていること
	B類	大地震動により構造体の部分的な損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていること
建 築 設 備	甲類	大地震動後、人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できること
	乙類	大地震動後、人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていること

＊耐震安全性の目標は、官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説から引用

第２　市町村の建築物の耐震性の確保

県は防災拠点となる役場等の庁舎、被災者の救護活動を担当する地域の医療機関のうち中心的な役割を果たす病院、避難所となる学校、体育館、公民館等の新築については「官庁施設の総合耐震計画基準」に準ずるよう、また、当該既存建築物についても同「基準」に基づく耐震診断及び耐震補強の実施を推進するよう市町村を指導する。

なお、既存建築物のうち、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する「特定建築物」に該当するものを所有する市町村に対して、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう必要な指導及び助言を行う。

第３　一般建築物等の耐震診断・改修の促進

平成１９年３月に策定した奈良県耐震改修促進計画に基づき、以下の取り組みを行う。

１　耐震性向上の普及、啓発

県及び市町村は、既存建築物の耐震性の向上のため、広報の充実、相談窓口の設置等により広くわかり易く耐震知識、耐震診断・改修の必要性、補強技術等の普及、啓発を図る。

２　公共建築物の耐震診断・改修の推進

県有建築物については、耐震改修等整備プログラムを策定し、この耐震化実施計画に基づき耐震化を図る。なお、耐震診断の実施状況や実施結果をもとに、県有建築物の耐震性等の公表を行う。市町村有建築物は、その所有又は管理に係る公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果耐震改修が必要と認められたものについては耐震改修の実施に努める。

３　民間建築物の耐震診断・改修の推進

県及び市町村は、民間建築物について建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に、耐震診断・改修についての自助努力を促すとともに、耐震診断助成制度の充実を図る。

また、民間団体等を構成員とする奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会において耐震技術者を派遣する研修会等を通じて情報提供することにより耐震診断・改修の必要性の普及啓発に努める。

特に、避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物、救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物等については、定期報告制度も活用し、耐震性能の向上に努めるよう指導すると共に、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

4　木造住宅の耐震診断・改修の促進

地震による人的被害の軽減のために重要な住宅の耐震化を進めるため、特に古い木造住宅の耐震診断・改修の促進に向けてガイドブックの作成、講演会の実施、耐震改修事例集の作成などにより指導・啓発を行うとともに、耐震診断・耐震改修の助成制度の充実を図る。

5　重点促進区域における耐震診断・改修の促進

地震災害に強いまちづくりを進めるため、緊急輸送路や避難路に沿った地区、災害時に重要な機能を果たすべき建築物が多く立地する地区、木造住宅が密集する出火危険度及び延焼拡大度の高い地区など地震防災対策上重要な地域（重点促進区域）においては、耐震診断・耐震改修の誘導に加えて、防災上安全な市街地の面的整備の推進に努める。

6　技術者の養成等

県は、市町村及び建築住宅関係団体と協力し、耐震診断及び補強に関わる民間技術者の知識及び技術の向上を図るため、講習会の実施、技術資料の作成等に努めるほか、これらの技術者を認証・登録することにより、改修についての技術レベルの確保と向上を図る。

第４　文化財建造物等の耐震性向上対策

1　耐震性能確保と防火対策の強化

文化財建造物は、構造・材料を変更せず旧来の形状を保存維持することを旨としているため、現行の建築基準法に基づいた補強策が採用しがたい。このため、平成８年１月、文化庁において策定された「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」及び平成１１年４月、文化庁において策定された「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に則し、耐震性能の確保と防火対策の強化を図る。

また、県は文化財所有者若しくは管理者に対し、建物内外の良好な環境保全を図るよう指導する。

2　災害時の応急対応体制の確立

県は、災害発生時において、指定文化財の所有者または管理者及び市町村から被害状況を収集し、県の文化財建造物修理技術職員により早急に被害状況の詳細確認を行うための対応マニュアルを策定する。

文化財建造物は倒壊しても構成部材が焼失・廃棄されない限り旧状への復旧が可能

であるが、破損した部材が消火・救援活動の妨げとなり廃棄されるおそれがある。このため、県は文化財建造物の滅失を防ぐ必要性から、文化財保護関係者に対しては応急対応を指導する。また、消防機関等の防災関係機関に対してはあらかじめ文化財の所在・形状・員数等の情報を提供し、応急対応についての協力要請を行う。

（資料編「文化財災害予防計画資料」参照）

第５　コンピュータの安全対策

県及び市町村は、自ら保有する重要な情報システムについて耐震補強、機器の落下倒壊の防止、データの安全な場所での保管などの所要の安全対策の実施に努める。

第６　ブロック塀・石塀対策

県は、ブロック塀等の被害で過去最も注目を集めた宮城県沖地震（１９７８年）を考慮し、ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するために、都市防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上を促進する。

また、地震等による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、その実態を防災査察、定期報告制度を活用して調査し、必要な改善指導を行う。

第７　家具等転倒防止対策

県及び市町村は、地震発生時に一般家庭等に存する家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対しリーフレット類を配布する等、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

第８　応急危険度判定士養成及び支援体制・実施体制の整備

県は、余震による建築物の倒壊、部材の落下等により引き起こされる人命への危害（二次災害）を防止する目的で、応急的に被災建築物の被害の程度を調査し、その使用に際しての危険度を判定する応急危険度判定士の県登録者を１，０００人以上及び同様に被災宅地の被害を調査し、その宅地への立入りに際しての危険度を判定する被災宅地危険度判定士の県登録者を１００人以上確保するよう養成に努める。

また、震災後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの応急危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網）を建築関係団体等を含めて構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整

備についてさらなる検討を進める。

府県境界を超えた相互支援体制の整備については、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「近畿被災建築物応急危険度判定協議会」で協議しており、平成９年度には住宅地図の相互保管を行っている。さらに、今後判定士の派遣、判定資機材の備蓄についても相互支援体制の整備を図る。

第１１節　都市の防災構造の強化計画

第１　防災ブロックの強化

地震による被害の発生又は拡大に密接する事項について、その現況及び将来の状況を総合的に勘案し、地震による災害を最小限にくいとめられるような「災害に強いまちづくり」を進めるため、都市の防災構造の強化を行う。

また、集中的な被害を防止するため、多核型都市構造の形成や、効果的な救助活動等を行うため、体系的な防災拠点の配置を図り、これを結ぶ交通ネットワークの強化に努める。

都市の耐震性の強化を図るとともに、震災時に市街地延焼の拡大を防止するため、市街地をブロック化し、延焼遮断帯をネットワーク状に配置し、隣接ブロックへ延焼しないような対策を講じることが重要である。

このため、県、市町村は、市街地状況を考慮し、帯状の都市施設である道路、河川、緑道等を骨格として、必要に応じて都市防災総合推進事業等を活用し、建築物の不燃化を組み合わせた延焼遮断帯が形成されるようこれらの施設の整備促進に努める。

第２　防災空間の整備拡大

県、市町村は、防災空間として、公園・緑地、道路、河川等の都市施設の整備を促進し、都市全体の安全性の向上を図る。

１　公園・緑地の整備

震災時における広域避難地、一次避難地となる防災公園の整備を推進するとともに、災害応急対策施設(備蓄倉庫、耐震性貯水槽等)の整備を図る。

２　道路の整備

緊急輸送道路、避難路及び延焼遮断帯等の役割を果たす広幅員の幹線道路や区画街路の整備を行うとともに、代替ルートを確保した生活道路ネットワークの整備を促進する。

また、通行空間の確保や都市災害の防止等の観点から、電線類の地中化を図る。

３　河川の整備

震災時において一時集合場所や防災活動の拠点として、また、延焼防止の緩衝帯としての役割を持つ河川空間の整備促進に努める。

第３　市街地の整備

県、市町村は、市街地の面的整備(不燃化建築物の建築、道路、公園等の公共施設の整備等)を行い、面的な防災機能の向上を促進する。

また、市町村は、防災上の観点より、建築物の壁面の後退、垣又は柵の構造制限等の地区計画や緑地協定を定め、敷地内空間の確保や民有緑地の保全・整備を推進する。

１　市街地再開発事業

既成市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新を図るため、建築物・公共施設の整備を促進する。

２　土地区画整理事業

既成市街地及びその周辺部において、健全な市街地の形成を図るため、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地の一体的な整備を促進する。

３　住宅市街地総合整備事業

老朽住宅の密集、公共施設の著しい不足を解消するため、居住環境・公共施設及び生活環境施設の整備を促進する。

第１２節　地盤災害予防計画

第１　現況

本県の地すべり危険箇所、急傾斜地危険箇所、山地災害危険箇所は県内全域に分布し、当該危険箇所が分布しないのは、大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町の６市町のみである。

市町村別地盤災害危険箇所数

市町村名	地すべり危険箇所	急傾斜地危険箇所	山地災害危険箇所
奈良市	１１	３５４（　１）	１７１
大和郡山市	２	１５	１１
天理市		１１３	８６
橿原市			３
桜井市	４	３５３（　７）	１２２
五條市	１６	５１６（　５）	１７４
御所市	２	７３	７７
生駒市	２	１８０（１３）	２３
香芝市		４４（　２）	２３
葛城市		３５（　２）	４１
宇陀市	１８	８１６（２４）	３５１
山添村	５	１４９（　１）	７３
平群町		７３（　５）	３６
三郷町	２	１６	１１
斑鳩町		９（　２）	１４
曽爾村	２	５１	５６
御杖村	１	１０５	７９
高取町		１３４	５１
明日香村	１	１４８	１８
上牧町		１１	６
王寺町	２	２２（　４）	６
河合町		９	３
吉野町	２	３７５	１０９
大淀町		２３２	６９
下市町	５	４２３	９０
黒滝村	４	６２	９２
天川村	３	９２	８３
野迫川村	１	３８	１０１
十津川村	７	１８９（　２）	３０２
下北山村		４９	７５
上北山村		３９	７０
川上村	９	９８	９１
東吉野村	７	１２１	１３９
計	１０６	４，９４４（６８）	２，６５６

(注)急傾斜地危険箇所数は自然斜面、人工斜面の合計数。（　）は内数で人工斜面の数。

第２　地盤災害危険区域の指定

１　地すべり防止区域

県は、地震を誘因とした地すべりに備えるため、今後とも地すべり危険箇所の実態調査に努めるとともに、地すべり危険箇所の調査結果の周知を図り、人家、公共施設等を地すべり災害から守る。

また、地すべり危険箇所のうち、きわめて危険度が高いものであって公共の利益に密接な関連を有する地域を地すべり防止区域に指定し、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を実施する。

県及び市町村は、地すべり危険箇所の防災パトロール等を実施するとともに、地域住民に対する警戒、避難体制の整備を図る。

（資料編「災害危険区域の指定計画資料　地すべり危険箇所」参照）

２　急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険箇所は勾配が３０度以上の急峻な地形であり、地質にかかわらず地震により崩壊の危険はきわめて大きいため、県は、今後とも急傾斜地危険箇所実態調査に努める。

また、危険度の著しく高いものから、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、指定区域には、標柱及び標識板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に、防災パトロール等を実施し、崩壊危険区域の土地の維持管理及び保全について土地所有者を指導し、必要に応じて防災措置の勧告又は防災工事の施工等改善命令を行う。

県は、崩壊防止工事については、「急傾斜地崩壊防止法」に基づく工事採択基準に適合し、土地所有者等が施工することが困難又は不適合と認められるもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるところから、崩壊防止事業を施工する。

（資料編「災害危険区域の指定計画資料　急傾斜地崩壊危険箇所」参照）

３　山地災害危険区域

県は、今後とも山地災害危険区域（山地崩壊危険箇所）の実態調査に努め、あわせて森林整備保全事業計画に基づき、山地崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険区域のうち、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、緊急を要するものから順次防止工事を実施する。

（資料編「山地災害危険地区（治山）」参照）

4　ため池要整備箇所

ため他の整備については毎年強力に実施しているが、なお数百箇所の要整備箇所が残っている。

県の実施方針としては、ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、堤、余水吐、樋管等、緊急整備を必要とするため池について、市町村等からの申請に基づき、国営総合農地防災事業、県営ため池整備事業、団体営ため池整備事業等で、整備を行う。

また緊急を要するものについては適切な措置を講ずるとともに、家屋の密集している地域で地震防災上整備の必要なため池についても改修を進める。

（資料編「ため池要整備箇所」参照）

第３　土地利用の適正化

1　宅地開発等にかかる安全指導

県及び市町村は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成等規制法」並びに「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図るとともに、大規模な宅地災害が発生した場合に、被災宅地危険度判定士により、被災状況の迅速かつ的確な把握を行い、二次災害を軽減・防止し住民の安全確保を図る。そのため、被災宅地危険度判定制度の体制整備を行い、被災宅地危険度判定士を養成し、近隣府県と相互支援を図りながら被災宅地危険度判定の実施体制整備に努める。

また、宅地造成現場等の防災パトロールを強化し、危険箇所の応急工事の勧告または改善命令を発し災害の事前防止と環境の整備された良好な宅地に努めると共に、毎年５月を宅地防災月間として、啓発ポスター、パンフレットの配布など、広く県民に、宅地の安全性についての意識の高揚を図る。

2　がけ地近接住宅移転

県は、がけ地の崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため、がけ地に近接する危険住宅の移転を積極的かつ計画的に推進する。

（資料編「宅地造成工事規制区域」参照）

第１３節　公共施設等予防計画

第１　道路、橋梁、交通安全施設

１　整備計画

県及び市町村は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。このため、当面は第３次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18年度～平成22年度）により整備計画を定め、逐次整備を進める。

２　道路の整備

地震による道路の被害は、切土部や山すそ部においては土砂崩落・落石等が、高盛土部では法面崩壊や地すべり等が予想される。このため、緊急輸送道路に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化を進める。

（１）事業中及び今後事業実施予定の箇所については、耐震性を考慮した設計を行い、整備を進める。

（２）その他の箇所については、道路防災総点検を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。

①　道路防災総点検

落石等の自然災害により道路交通への被害の発生の恐れのある箇所を把握する。

②　道路の防災防除工事

道路防災総点検の結果に基づき、道路の防災工事が必要な箇所を指定し、その対策工事を実施する。

３　橋梁の整備

橋梁は、道路機能を確保するために特に重要な道路施設であるため、緊急輸送道路ネットワークに指定された路線については、特に重点的に耐震性の強化を進める。

（１）事業中及び今後事業実施予定の箇所については、「道路橋示方書・同解説（平成１４年３月改訂（社）日本道路協会）」に基づき整備を進める。

（２）その他の箇所については、橋梁耐震点検調査を実施して補修等対策工事の必要な箇所を指定し、耐震性の強化を図るための補強整備を進める。

４　トンネル・ロックシェッドの整備

道路機能を確保するため、トンネル及びロックシェッドの安全点検を行い、緊急輸送道路に指定された路線のうち補修等対策工事の必要な箇所について、特に重点的に整備を進める。

5　道路付帯施設等の整備

道路に付帯する各種施設の震災後の道路機能を確保するため、緊急輸送道路に指定された路線については、特に重点的に耐震性の強化のための整備を進める。

（1）共同溝、電線共同溝

震災後のライフラインの安全性の向上及び震災に強い道路空間を確保するため、緊急輸送道路ネットワークに指定された路線のうち、第３期電線類地中化５箇年計画に指定した箇所について、電線類地中化の整備を進める。

（2）トンネル防災情報システム等の整備

トンネル内の事故情報の速やかな収集を図るため、緊急輸送道路に指定された主要なトンネルについて、道路案内板、ラジオ再放送等のシステムの整備を進める。

（資料編「道路」参照）

6　連絡体制の整備

1　職員の配備体制

道路管理者は、災害の状況に応じ、応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

2　防災関係機関との応援体制

（1）災害発生時は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要である。そのため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応出来る体制を整える。

（2）道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について平常時より機関相互間の連携強化を図る。

第２　河川管理施設

1　河川管理施設等の整備

地震の発生により、河川管理施設、砂防施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が予想される。このため、河川管理施設等の管理者は、耐震点検基準等により、各施設の耐震度を点検し、補強等の対策を進める。

なお、砂防施設管理者は、砂防施設のうち、重要な構造物については、地震防災対策特別措置法に基づく第３次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18年度～平成22年度）を策定し緊急補強対策を進める。

２　災害復旧用資材の備蓄

河川管理施設等の管理者は、地震により損害を受けた施設を速やかに応急修理出来るよう、災害復旧用資材の備蓄に努める。

（資料編「河川」、及び「土石流危険渓流」参照）

第３　公園、緑地

公園管理者は、避難所としての利用が予想される休憩所等の建築物及び施設周辺の危険箇所の点検を実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次、対策事業の実施を図るとともに、避難所・避難路として機能出来るように整備を進める。

併せて耐震性貯水槽、備蓄倉庫及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。

第１４節　ライフライン施設の災害予防計画

第１　上水道

１　水道施設の耐震化

水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という)は、取水施設・浄水場・配水場・主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良と併せて計画的に耐震化を図る。

また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努めるものとし、併せて基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故時対策を進める。

２　水の融通体制の確立

水道事業者等は、導水管路・送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、隣接市町村間及び隣接府県間等においても、協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。

３　防災用資機材等の整備

水道事業者等は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定める。また、緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。なお、資機材・図面等の保管は交通の便利な場所に適宜分散する。

４　給水データベースの整備

市町村及び県は、給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

第２　下水道

下水道施設の設置者は、施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設設計指針と解説」、「下水道施設地震対策指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法なども積極的に取り入れ、より耐震性のある施設にする。

すでに稼働している施設については、下水道台帳を整備し、下水道台帳の電子化とバックアップを図る。また、震災時に必要最低限の処理ができるよう施設の耐震化を図るとともに、老朽化した施設の更新にあたっては、耐震性を考慮する。

第３　電気

関西電力は、次の災害予防計画を実施する。

１　電力施設の保全および耐震性の確保

（１）発電・変電設備

①　主要機材の効果的な耐震構造化

②　構造物の耐震設計の採用

（２）送電・配電設備

①　送電・配電設備の耐震設計の採用

②　地中設備に係る不等沈下発生箇所の改修の実施

③　橋梁並びに建物取付部における耐震性管材料及び構造の採用

④　配電設備の地中化に関する総合的な都市整備と協調した計画的な整備の実施

２　電力の安定供給

（１）電気設備予防点検

電気設備に関する技術基準の定めるところに適合するよう定期的に当社工作物の巡視、点検（災害発生の恐れがある場合には特別の巡視）及び自家用顧客を除く一般顧客の電気工作物の調査を行うこととする。

（２）通信設備の確保

①　主要通信系統の２ルート化

②　健全回線への切替えによる応急連絡回線の確保

③　通信用電源の確保

④　移動無線応援体制の整備

⑤　近畿地方非常通信協議会加入による地方各機関との相互協力

（３）気象台等との連携

地震発生に関する情報について気象台等との連携を密にし、的確な情報の収集及び伝達に努める。

３　公衆災害、二次災害の予防

（１）電気工作物の適正管理対策

①　樹木接触、看板接触等による漏電の防止措置

②　引込巡視、顧客設備の定期調査の計画の策定

③　不良電気設備（需要家）の改修促進

（２）災害時における感電並びに火災等の公衆災害、二次災害の防止対策

①　テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびパンフレット、チラシ等の各種広報媒体を活用した電気保安上の注意点についての電気事故予防ＰＲ活動の実施

②　自家用、特高需要家との連絡協調体制の確立、保安上の注意喚起の実施

4　資機材の確保・整備

（1）資機材の確保・輸送

地域的条件等を考慮して、緊急電力復旧のための発電機車をはじめ、応急復旧に必要とする災害対策用資機材等を必要数確保するとともに、輸送力確保のため、運送業者、航空業者その他と協調して、輸送力確保に万全を期する。

（2）資機材の広域運営

災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため災害対策用資機材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、他電力会社および電源開発株式会社と災害対策用資機材の相互融通体制を整備する。

5　防災訓練、防災教育の実施

（1）訓練種類

①　情報連絡訓練

②　被害復旧訓練

（2）訓練方法

①　会社規模における総合訓練

②　各級機関における総合又は部門別訓練

③　自治体等が実施する防災訓練への参加

（3）防災教育

関係法令集・各種パンフレットの配布、検討会・講演会の開催及び社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

6　電力会社相互間の体制

非常災害時における被害に対しては、広域運営の趣旨に則り、電力会社相互間において、災害復旧、資機材の相互融通、移動無線局の応援、復旧要員の応援並びに斡旋等を行い、電気工作物を早期に復旧し、社会に対する電気事業本来の責務を遂行できるよう対処する。

第4　電話

ＮＴＴ西日本は、地震災害等が発生した場合に電気通信サービスを確保するため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施するものとする。

1　電気通信設備等の防災計画

（1）災害に備えて、主要な電気通信設備等について耐震・耐火・耐水構造化を行うこと。

（2）重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の多ルート構成あるいはループ化構成とすること。

（3）通信ケーブルの地中化を推進すること。

（4）主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。

（5）災害等が発生し又は発生の恐れがある場合に重要通信を疎通させるための通信手段を確保すること。

2　災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するため、災害対策機器並びに車両を配備する。

3　防災に対する教育、訓練

（1）防災業務を安全かつ迅速に遂行しうるよう社員等に対して防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

（2）奈良県及び県内市町村等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

第5　都市ガス

各ガス事業者は、ガス施設における災害発生の未然防止はもちろんのこと、発生時の災害の被害を最小限とするために、また震災発生地域でのガスによる二次災害防止と非被災地域におけるガス供給確保を目的として、ガスの供給に係わる設備、体制及び運用についての総合的な災害予防対策を推進する。

1　大阪ガス株式会社

（1）防災体制

保安規程に基づき「防災業務計画」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

（2）　ガス施設対策

①　新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替え・補強等必要に応じた対策を講じる。

②　二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を進める。

③　地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメーター及び遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナー感震自動ガス遮断装置の設置を進める。

（3）その他防災設備

①　検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

ア　地震計　　イ　ガス漏れ警報設備　　ウ　圧力計・流量計

② 連絡・通信設備

災害発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

③ 資機材の点検整備

（4）教育訓練

① 社員等関係者に対する防災教育

② 防災訓練

地震発生時の災害対策を円滑にするため、年に1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

（5） 広報活動

① 顧客に対するガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項等の周知

② 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当っての注意事項を周知する。

2 大和ガス株式会社

（1）防災体制

大和ガス株式会社は、保安規程に基づいて「地震災害時の対策要綱」「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」を作成し、関連会社も含めて、保安体制及び非常時体制の具体的措置内容を定める。

（2）施設対策

① 導管関係施設

導管は、耐震性と可とう性に優れたポリエチレン管、鋼管への切り替えを早期に実施するとともに、接合部についても抜け出し阻止力の高いメカニカル継手及び溶接接合方法を維持する。

② 地下室等におけるガス設備安全点検の強化と安全使用に必要な知識の周知徹底

③ 地震計の設置

地震が発生した場合、ガス供給区域内の被害発生の程度と被災地区の迅速な推定を行い、供給停止の判断及び二次災害防止に資するため、大和ガス本社内に地震計を設置する。

④ 緊急措置のための設備

災害発生時のガスによる二次災害の防止と迅速な復旧活動を行うために、需要家ごとの遮断装置と地域的にガスを遮断する緊急措置ブロック化を推進する。

⑤　情報通信設備の整備

災害発生時に、需要家等からのガス漏れ通報、防災関連機関との連絡及び大和ガスの各部署との調整を確保するために、情報通信施設を次のように整備する。

ア　災害時優先電話（災害応急復旧用無線電話）の加入

イ　移動無線による通信体制の強化

ウ　防災関連機関との相互支援体制の推進

⑥　車両、資機材の整備

（３）広報活動

大規模災害の発生に備えて、次の２点を重点に広報活動体制を確立する。

①　需要家に対するガス安全使用のためのＰＲの強化

②　土木建設関係者に、建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス管の敷設状態、埋設深度、材質等ガス供給に関する知識の普及を図る。

（４）教育訓練計画

大和ガス従業員及び関連工事会社従業員に対して、ガス漏洩及び導管事故等緊急措置を重点に、教育を施し、保安意識の向上に努めるとともに、「緊急事故処理訓練」、「非常召集訓練」、「地震災害等の対策要綱に基づく各種訓練」を行い、これらの諸訓練の集大成として、毎年１回総合訓練を実施する。

３　桜井ガス株式会社

（１）ガス施設（導管）の耐震性の強化

ガス導管は、ガス事業法並びに（社）日本ガス協会「ガス導管耐震設計指針」に基づき設計、施工する。

①　中圧管は、溶接鋼管のほか耐震性に優れた機械的接合のダクタイル鋳鉄管を使用する。

②　低圧導管は、ポリエチレン管、機械的接合のダクタイル鋳鉄管または鋼管を使用する。

（２）防災システムの強化

①　地震計の設置

②　保安用通信システム

本社を中心とした、業務用無線を非常時に対し装備する。

③　導管網のブロック化

大規模地震の発生の際にガスの供給を継続することによって二次災害発生の恐れがある地区については、一時的にガスの供給を停止し、他の地域に対してはガスの供給を継続するために、導管網をブロック化する。

④　マイコンメーターの設置

（３）現有車両等の整備向上及び資機材の整備

（４）災害復旧体制の整備

保安規程等により、災害復旧活動の組織、人員及び機材の整備を図り、迅速な復旧をなしうる体制を定める。

しかし、地震等の非常事態が発生し、導管の被害が大きく、広域にわたり供給停止となり、桜井ガス単独では復旧に日数を要する場合には、（社）日本ガス協会に救援活動を要請するなど、的確な対応を図る体制をとる。

このような、非常事態が発生し、広範囲な供給停止となった場合における（社）日本ガス協会、被災ガス事業者間の緊急連絡体制及び救援体制等が、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」により定められている。

①　要員の確保

地震の震度階に応じて、社員の自動的出社体制とし、要員を確保する。

②　教育訓練

定期的に、自社内において地震等の非常事態を想定した訓練等を実施する。

また、（社）日本ガス協会部会とも、定期的に連絡訓練を行う。

４　五条ガス株式会社

（１）防災体制

保安規程に基づく「地震災害等の対策要綱」及び「ガス漏えい及び導管等事故処理要領」などにより、当社及び関係工事会社に対し、警備体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

（１）施設対策等

①　供給所設備の維持管理

②　導管及び付属設備

ア　導管及び付属設備の設置及び維持管理

イ　耐震性の強化

導管については鋼管、ポリエチレン管及びダクタイル鋳鉄管への切替を行うとともに、継手については機械的接合の採用を推進している。

③　通信関係設備

業務用無線、災害時優先電話、ポケットベル及び携帯電話により対処する。

④　防災機器を備えた製造・供給システム

ア　局部的な地震に対してはガスによる二次災害の防止と復旧活動迅速化のため導管のブロック化を行う。

イ　ガスによる二次災害を防止するため、一定震度以上で自動遮断するマイコンメーターの普及促進を図る。

⑤　緊急資材の整備

地震発生に伴って緊急事故が発生した場合、早急に応急もしくは復旧措置ができるよう緊急用資材を保有し、その点検を行う。

（２）教育訓練及び震災知識普及

①　社員に対する防災に関する教育

②　地震及び緊急訓練等

地震発生時、緊急時及び非常召集時を想定して定期的に訓練を実施し、製造・供給に関する緊急操作、応急修繕、防火・消火、情報の伝達、広報に関して万全を期する。

③　ガス安全使用のための周知

顧客に対し、常にガスの正しい使い方、並びにガス漏れの際の注意事項を周知するとともに、特に地震発生時に避難する時は必ず元コックを閉じるよう徹底を図る。

第６　鉄道

１　西日本旅客鉄道株式会社

阪神・淡路大震災後、運輸省からの鉄道新設構造物の耐震設計に係わる当面の措置（平成７年７月３１日付）に基づき新設構造物の設計を行うとともに、既存の鉄道構造物に係わる耐震補強の緊急措置に基づき、緊急耐震補強計画を作成し補強工事を進める。

また、京阪神地区のアーバン線区では列車無線による一斉列車停止方式による。

２　近畿日本鉄道株式会社

地震発生時における鉄道の被害拡大防止をするとともに、被害が発生した場合迅速な復旧を図り輸送機能を確保するため、次の対策を講じる。

（１）施設の耐震性の強化

新設建造物は、関係基準に従い設計し、その他については、関係官庁から新しい基準が出され、強化対策が必要となれば、計画的に強化を図る。

（２）地震計の設置

沿線の主要箇所に地震計を設置して、運転司令室に警報表示を行い、指令無線により運転中の列車に対して指示を行う。

（３）情報連絡施設の整備

迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信施設の整備拡充を図る。

（４）復旧体制の整備

①　復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制

②　応急復旧用資機材の配置及び整備

③　列車及び旅客の取り扱い方の徹底

④　消防及び救護体制

⑤　防災知識の普及

第７　ヘリポート

奈良県ヘリポートは、関係基準等に基づき建設されているが、震災等により外部から物資搬入が一時的に途絶えても、ヘリポートの機能を維持できるよう以下の施設を設置する。

１　給油施設

航空燃料の補給が一時的に途絶えた場合を想定し、県消防防災ヘリコプター等の活動が可能となる燃料を備蓄する。

２　自家発電装置

送電が一時的に停止した場合を想定し、送電が復旧するまでの間に対応できる自家発電装置を設置する。

第８　ライフライン共同収容施設等

県及び市町村は、災害時における水道、ガス、電気、電話等のライフラインの安全性、信頼性を確保するため、当面都市部において、幹線共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

第１５節　避難計画

第１　市町村における計画

市町村は、市町村地域防災計画の中で、地震災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成し次の事項を具体的に定め、避難訓練を行う。特に、駅・商業施設・観光名所等の災害時において混乱が予想される場所については、避難計画作成において留意する。

１　避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法

２　避難地の名称、所在地、対象地区及び対象人口

３　避難地への経路及び誘導方法

４　避難民の収容対象者、収容割当方法

５　避難所の運営担当者割当等の避難所管理運営方法

６　避難民への給水、給食、日用必需品等の支給

７　避難所での臨時教育、保育施設の開設

８　広域避難地等の整備に関する事項

９　避難準備及び携帯品の制限等

10　その他必要事項

第２　防災上重要な施設における計画

学校、病院、福祉施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練を行い避難の万全を期する。

１　学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難の場所、避難経路、誘導並びにその指示伝達の方法、児童・生徒等を集団で避難させるための避難場所の選定、収容施設の確保及び避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

２　病院においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるための収容施設の確保、移送方法、治療・保健・衛生・給食等の実施方法

３　高齢者、障害者及び児童が入居する福祉施設においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、避難経路、誘導、収容施設の確保、保健・衛生・給食等の実施方法

第３　避難場所等の選定基準

市町村は、大規模地震が発した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により避難場所・避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

１　避難場所

市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、次の事項に留意して避難場所を選定する。

（１）避難者１人当たりの必要面積を十分確保するよう配慮する。

（２）大規模な崖崩れ、浸水などの危険のないところとする。

（３）地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける。

（４）震災時の大火災の輻射熱を考慮し、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、グランド（校庭）、その他公共空き地を選定する。

（５）付近に大量の危険物等が貯蔵されていないところとする。

（６）状況に応じて、他の避難場所に移動が可能なところとする。

２　避難路

市町村は、次の事項に留意して避難路を選定する。

（１）避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

（２）避難路は、原則として広域避難地又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。

（３）避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

（４）浸水等の危険のない道路とする。

第４　避難場所等の整備

１　避難場所及び避難施設の整備

市町村は、避難場所及び避難施設について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。

（１）避難場所に指定されている施設等の耐震性の強化、避難場所の整備及び設備の充実による避難施設としての機能の強化

（２）食糧・飲料水・給水用設備・照明設備・非常用電源・常備薬・炊きだし用具・燃料・毛布・暖房器具等避難生活に必要な物資及び救助用資機材等の備蓄

（３）飲料水、電源等を確保し、被災者の安全を図るために必要な井戸、耐震性貯水槽、水泳プール、自家発電設備、給水車、電源車、仮設トイレその他の施設又は設備の整備

（４）災害時の的確な情報収集と適切な伝達のための防災無線（移動系・同報系・地域系等）等の整備

（５）高齢者や障害者・女性等を考慮した避難施設・設備の整備

２　避難路及び避難誘導施設の整備。

県及び市町村は、避難路及び避難誘導設備について、次のとおり整備に努める。

（１）避難路の耐震化の推進

（２）高齢者や障害者等を配慮した避難場所への避難誘導標識、防災情報案内板等の整備

３　救護用資機材の整備

市町村は、地震発生時に災害応急対策を円滑に進めるために、負傷者の応急的措置を行う救護所用の仮設テント、担架ベッド、投光器、緊急電源装置等の救護用資機材の整備に努める。

第16節　帰宅困難者対策計画

第１　帰宅困難者

１　帰宅困難者の定義

大規模地震により、通勤、通学、買い物、観光等で外出して奈良県内に滞在している者及び奈良県内から外出して県外に滞在している者が、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者

２　他府県から奈良県へ通勤・通学する者（平成１７年国勢調査）　（人）

	大阪府から	京都府から	兵庫県から	その他から	合　計	県内他市町村から
総　数	30,462	18,499	2,060	8,895	59,916	196,081
通勤	22,264	15,169	1,269	7,104	45,806	165,805
通学	8,198	3,330	791	1,791	14,110	30,276

３　奈良県から他府県へ通勤・通学する者（平成１７年国勢調査）　（人）

	大阪府へ	京都府へ	兵庫県へ	その他へ	合　計	県内他市町村へ
総　数	185,833	19,092	5,420	10,272	220,617	196,081
通勤	162,132	11,670	3,533	8,705	186,040	165,805
通学	23,701	7,422	1,887	1,567	34,577	30,276

第２　想定される事態

１　ターミナル駅への殺到

外出中の地震発生の際には家族や自宅の状況が不明なことから心理的動揺が生じ、特に事業所、学校等に所属していない人々は帰属する場所がないことからターミナル駅へ殺到するなど、パニックの発生が予測される。

２　公共施設等への集中

一時休息や情報収集ができる場所ととらえ、多くの人々が公共施設や大規模民間施設に集まってくることが予測される。

3　安否確認電話等の集中

地震発生の直後から、家族等の安否確認電話等が集中し、通信機能のマヒが生じることが予想される。

4　帰宅行動等に伴う混乱

一斉に大量の徒歩での帰宅行動がとられることによる沿道での水、食糧、救護等の需要の発生など、帰宅経路での混乱が予想される。

5　水、食糧、毛布などの需要の発生

地震発生当日に帰宅することが困難な者は事業所等に残留するすることが予想され、事業所等で水、食糧、毛布などの備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することが予想される。

第３　帰宅困難者対策の推進

1　普及啓発

地震発生時には、徒歩での帰宅が避けられなくなる場合があること、日頃からの携帯ラジオ や地図等の準備等についての意識啓発を図る。

2　事業所、学校等における対策の推進

事業所、学校等における水、食糧、毛布などの備蓄の推進を啓発する。

3　情報提供の体制づくり

一時避難場所等に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を、駅周辺のビジョンでの表示、駅や交番における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備する。

4　徒歩帰宅の支援対策

幹線道路沿いに公共施設等を活用した帰宅支援施設を配置し、水、食糧、トイレ、情報等の提供が行えるよう務める。その際、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の民間事業者の協力を求める。

5　観光客対策

本県には多数の観光客が訪れることから、国内遠隔地や外国からの観光客の避難場所確保や輸送対策等の体制づくりを行う。

また、外国人に対する情報の提供に万全を期するため、通訳者や通訳ボランティアの確保を図る。

第１７節　医療計画

第１　初動医療救護体制の整備

１　医療救護班の整備

（１）市町村は、地区医師会等医療関係団体と協議し、医療救護班の整備を図る。

（２）県は、医大・県立病院、保健所等において医療救護班を編成するとともに、医療関係団体と協議し、医療救護班の整備を図る。

（３）日本赤十字社奈良県支部は、医療関係団体の協力を得て独自の医療救護班の整備を図る。

２　医療救護班の編成基準

（１）医療救護班は、医師１名ないし２名、看護師２名及び補助者１名を標準とし、適宜薬剤師を加える。

（２）歯科医療救護班は、歯科医師１名、歯科衛生士２名及び補助者１名を標準とする。

３　医療救護所設置予定施設の確保

市町村は、避難所に指定した施設等の中から、医療救護所として使用可能な予定施設をあらかじめ指定しておく。

４　医療救護活動の発令、要請、情報連絡体制の確立

県は、災害発生直後において初動医療救護活動を円滑に実施するため、市町村、医療関係団体、医療機関及び医療救護班等との情報連絡体制を確立する。

第２　災害時における医療情報等の収集、伝達手段の確保

１　広域災害・救急医療情報システムの整備

県は地域の医療機関、医療関係団体、災害拠点病院、消防機関、保健所等間との情報ネットワーク化及び国、都道府県間との広域情報ネットワーク化を図り、災害時に必要な医療情報の収集、提供を行い円滑な連携の基に傷病者等の医療の確保を図るため、広域災害・救急医療情報システムの整備を図る。

また、災害時に当該システムの円滑な運用を図るため、定期的に訓練を実施するほか、関係機関は情報の入力及び検索等当該システム運用のための体制の整備に努める。

２　防災行政無線の活用

県は、保健所、医大・県立病院等に設置される防災行政無線を活用し、電話機能、ＦＡＸ機能により医療情報等の収集、伝達を図る。

第３　傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送体制の確保

県は、災害時において効率的・効果的な医療救護活動を行うため、消防機関と連携して傷病者及び医療救護スタッフ等の搬送体制の整備を図るとともに、医薬品卸協同組合等と協力して医薬品等の搬送体制の確保に努める。

第４　後方医療体制の整備

県は、災害時における重篤救急患者の受入機能や自己完結型医療救護班の派遣機能等を備えた、「地域災害医療センター」を県下に５箇所指定し、さらにそれらの機能を強化し、要員の訓練、研修機能を有する「基幹災害医療センター」を県に１箇所指定し、これら災害拠点病院の充実に努める。

１　地域災害医療センター

（１）県立奈良病院　　（奈良保健医療圏）

（２）済生会中和病院　　（東和保健医療圏）

（３）近畿大学医学部奈良病院（西和保健医療圏）

（４）大和高田市立病院　　（中和保健医療圏）

（５）県立五條病院　　（南和保健医療圏）

２　基幹災害医療センター

県立医科大学附属病院

第５　医療ボランティアの活用

県は、災害時において、医療ボランティアの確保・受け入れに係る調整を行い、医療救護スタッフの適正な配置を行うための体制整備を図る。

第６　医薬品等の確保

県は、災害時において、医療救護班が行う医療救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。また、関係団体の協力を得て医薬品等の在庫調査を行うとともに、災害用医薬品及び血液製剤等を迅速に供給するための体制整備を図る。

第７　病院防災マニュアルの作成

県は、病院等医療機関に対し、災害時に備え防災体制、入院患者への対応策、医療救護班の派遣方法等を記した病院防災マニュアルを作成するよう指導する。

第８　災害医療に関する普及啓発、教育研修、訓練の実施

１　県民に対する普及啓発

県は、県民に対する救急蘇生法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義、メンタルヘルス等災害時の医療的措置等についての普及啓発に努める。

（注「トリアージ」については、「第３章第９節第４　救急救助活動」参照）

２　医療関係者に対する教育・研修

県は、医療関係者に対するトリアージ、災害時における外科的処置、特殊疾患への対応、遺体検案等についての教育・研修に努める。

３　防災訓練

病院等医療機関は、防災訓練を実施し、病院防災マニュアルの職員への徹底を図るよう努める。

第９　精神障害者対策及びメンタルヘルス対策

県は、精神障害者に対する災害時の医療を確保するため、これら患者の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに精神医療チームの編成に努める。また、災害時において様々なストレスが被災者の不安を増大させるため、県はこれらに対する相談体制の確立や関係団体・関係者に対する指導体制の充実に努める。

第１０　在宅難病患者対策

県は、在宅難病患者に対する災害時の医療や保健サービスを確保するため、次の対策を講じるよう努める。

（１）災害時に備え、在宅難病患者の実態を把握する。

（２）保健所ごとに在宅難病患者巡回チームを編成する。

（３）在宅難病患者に対する医療体制の確保を図るため、医療関係団体と協議し、状況に応じた診療機関の確保について検討する。

第１８節　ボランティア活動支援環境整備計画

県及び市町村は、災害時においてボランティア活動が円滑に進められるよう関係機関・関係団体と連携を図りながら、その活動を支援するための環境整備に努める。

第１　災害時におけるボランティア活動支援体制の整備

県及び市町村は、関係機関・関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動支援体制の整備を行うとともに、ボランティアと被災地の調整役となる災害ボランティアコーディネーターの養成や、ボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を図る。

第２　専門技術ボランティアの確保

県は、県ボランティア・ＮＰＯ活動情報提供システム等を活用し、専門的知識、経験や資格をもつ専門技術ボランティアの情報を収集し事前登録を図る。

《専門技術ボランティア登録分野》

分　　野	活　　動　　内　　容	資格要件等	所 管 課
建物判定	余震等による建物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止するため、被災建築物の被害程度を調査し、使用に際しての危険度を判定する。	被災建築物応急危険度判定士	建　築　課

上記以外の専門技術ボランティアについても、関係課・関係機関等と協議のうえ、登録を図る。

第３　災害時活動への迅速な対応

県及び市町村は、災害ボランティアコーディネーター・専門技術ボランティアが、災害時に迅速・的確に活動できるよう、平常時から研修会等への参加促進に努める。

第１９節　災害時要援護者の安全確保計画

地震による災害の発生に際し、自力避難が困難な高齢者、障害者、外国人及び乳幼児等（以下「災害時要援護者」という。）に対して平常時の防災に関する定めを行い、最小限度の被災に抑止するものとする。

第１　県、市町村、地域住民の役割分担

県、市町村及び地域住民等は、災害時要援護者の生命・財産を守るため災害予防、あるいは災害応急対策等の防災知識の普及を次により行う。

１　県は、市町村域を越えた広域的な地域住民を対象に、災害予防、あるいは災害応急対策等の防災知識を普及するとともに市町村地域防災計画における「災害時要援護者対策計画」等の策定指導を行う。

２　市町村は、地域における災害予防、あるいは災害応急対策等の防災知識を普及するための「災害時要援護者対策計画」等を策定し、その計画等に基づき地域に即した住民ネットワークの構築や災害時要援護者に適した方法・媒体等により防災知識の普及を行う。

３　地域住民は、住民ネットワークを組織し、市町村が実施する災害予防あるいは災害応急対策等のための行事等への参加援助・情報伝達など、災害時要援護者への防災知識の普及促進に努める。

第２　普及の方法

防災知識の普及は、災害時要援護者の内容、程度及び地域実態を考慮し、おおむね次の方法により行う。

１　視覚機能に障害のあるとき

（１）音声情報による周知

（２）拡大文字による周知

（３）その他、効果的な方法の併用による周知

２　聴覚機能に障害のあるとき

（１）文字情報による周知

（２）映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等)

（３）手話による周知

（４）その他、効果的な方法の併用による周知

３　日本語理解に障害のあるとき

（１）外国語による周知

（２）その他、効果的な方法の併用による周知

４　地理的理解に障害のあるとき

（１）地図つき情報による周知

（２）その他、効果的な方法の併用による周知

第３　平常時における状況把握

県及び市町村は、地震による災害の発生に際し、災害時要援護者に対して火災通報の伝達、避難誘導、応急救助等を迅速に実施するため、平常時からその状況把握に努める。その取扱いは、住民のプライバシー保護の観点から慎重に行う。

１　県は、市町村の要請に応じて、一般対策業務の実施時に把握する災害時要援護者に係る情報を当該市町村に提供する。

２　市町村は、民生児童委員、ヘルパー、自主防災組織、自治会、地域住民等との協力体制を整え、災害時要援護者に係る状況把握に努める。

第４　社会福祉施設における防災

社会福祉施設を経営する者は、地震による災害から利用者（入所者）の安全を確保し、被災を最小限度に抑止するために、あらかじめ震災に備えた防災体制、利用者（入所者）への対応策、緊急に施設保護を必要とする者の一時的受入の体制などを整備するとともに、防災訓練などを実施し、職員及び利用者（入居者）等に対する防災意識の高揚に努める。

なお、防災訓練を実施する際には、事故の発生することのないように十分な事前準備を行い、特に利用者（入所者）の安全性を確保した方法により行う。

第２０節　緊急輸送道路の整備計画

大規模震災時や震災復旧時においては、輸送路となる道路が重要であることに鑑み多重性、代替性を有し避難拠点・救助活動等を行う防災拠点とを連絡するような緊急輸送道路のネットワーク化を図る。

第１　緊急輸送道路の指定

１　緊急輸送道路ネットワークの指定

緊急輸送道路については、防災拠点としての重要度、道路啓開といった災害後の復旧活動を考慮して次の３つに区分する。

（１）第１次緊急輸送道路

①　他府県と連絡する広域幹線道路（高規格幹線道路、一般道路）

②　地震発生時においてすべての防災拠点を管理すべき県庁所在地、生活圏中心都市等の災害管理対策拠点を相互に連絡する道路

（２）第２次緊急輸送道路

第１次緊急輸送道路と地震発生直後において必要とされる防災拠点（市町村役場等の災害管理対策拠点、輸送拠点、ライフライン拠点、救助活動拠点）を連絡する道路

（３）第３次緊急輸送道路

第１次及び第２次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

２　緊急輸送道路と防災拠点及び生活圏

（１）防災拠点の機能区分

地震発生時に果たすべき機能の観点から次表の５つに区分する。

（２）緊急輸送道路と生活圏

緊急輸送道路は、奈良県全域を対象にし、全域を３つの生活圏（大和平野地域、大和高原地域、五條・吉野地域）に区分し相互の連携に配慮するとともに他府県との調整を図り、道路種別に関係なくあらゆる交通手段を活用した有効的なネットワークを図る。

第２　緊急輸送道路の整備

１　緊急輸送道路は、震災後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。このため、当面は第３次地震防災緊急事業五箇年計画（平成１８年度～平成２２年度）により整備計画を定め、逐次整備を進める。

２　市町村は、県において指定した緊急輸送道路から各市町村の防災拠点に連絡する市町村道について、計画的に整備を進める。

拠　　点	果たすべき機能	種　　別	対応施設
①災害管理対策拠点	・災害情報の収集、集約、提供 ・災害対策の検討	地方公共団体	県庁
			総合庁舎
			生活圏中心都市の市町村役場
			その他の市町村役場
			道路管理者（土木事務所）
			交通管理者（県警）
		指定地方行政機関	運輸支局
			道路管理者
			郵便局
			気象台
			農政事務所
		指定公共機関 指定地方公共機関	道路公団、公社
			鉄道会社
			放送局
②輸送拠点	・緊急時における人的、物的輸送の玄関口、備蓄、集積	物資の輸送拠点	ヘリポート
			卸売市場
			トラックターミナル
		交通空間を利用した拠点	インターチェンジ
			サービスエリア
			道の駅
			鉄道駅前広場
③ライフライン拠点	・日常生活に必要不可欠なライフラインの維持	地方公共団体	上下水道
		指定公共機関 指定地方公共機関	ガス
			電気
			電話
④救助活動拠点	・災害後の消火、救助等の救難活動 ・負傷者の治療介護	地方公共団体	消防署
		指定公共機関	日本赤十字
		医療拠点	総合病院、災害医療センター
		その他	広域避難地
⑤広域防災活動拠点	・緊急物資、復旧用資機材の備蓄 ・地域内外からの物資の集積、配送拠点 ・救援、復旧活動に当たる機関の駐屯拠点	地方公共団体（県）	県営競輪場
			第二浄化センター
			消防学校
			吉野川浄化センター

緊急輸送道路ネットワーク路線名

機能区分	道 路 種 別	路　　線　　名
第１次	高速自動車国道	西名阪自動車道
	その他有料道路	第二阪奈道路
		南阪奈道路
	一般国道 （指定区間）	国道２４号
		国道２４号バイパス
		国道２５号
		国道１６３号
		国道１６５号
		国道１６５号バイパス（大和高田バイパス）
	一般国道 （指定区間外）	国道１６５号
		国道１６８号
		国道１６９号
		国道３０８号
		国道３０９号
		国道３６９号
		国道３７０号
	主要地方道	奈良生駒線
		大阪生駒線
		桜井田原本王寺線
		御所香芝線
	市町村道	中和幹線
第２次	一般国道 （指定区間外）	国道２５号（旧）
		国道１６８号バイパス（上庄バイパス）
		国道１６６号
		国道１６９号
		国道３０８号
		国道３０９号
		国道３１１号
		国道３６８号
		国道３６９号
		国道３７０号
		国道４２５号
	主要地方道	奈良生駒線
		上野南山城線
		笠置山添線
		大和高田斑鳩線
		奈良大和郡山斑鳩線
		桜井田原本王寺線
		吉野東吉野線
		下市宗檜線
		奈良名張線
		御所香芝線
		枚方大和郡山線
		枚方大和郡山線バイパス
		橿原高取線
		天理王寺線

機能区分	道 路 種 別	路　　線　　名
第２次	主要地方道	名張曽爾線
		天理環状線
		奈良精華線
		高野天川線
		橋本五條線
	一般県道	谷田奈良線
		大和郡山広陵線
		天理斑鳩線
		田原本広陵線
		御所高取線
		河合大和高田線
		赤滝五條線
		生駒停車場宛木線
		大和郡山山上三橋線
		桜井停車場線
		多武峯見瀬線
		御所停車場線
		室生口大野停車場線
		矢田寺線
		椿井王寺線
		王寺三郷斑鳩線
		結崎田原本線
		大又小川線
		信貴山線
		木津横田線
		大和郡山環状線
		中筋出作川合線
		川津高野線
	市町村道	奈良阪南田原線（奈良市）
		登美ヶ丘中町線（奈良市）
		登美ヶ丘鹿畑線（奈良市）
		（都）芝辻大森線（奈良市）
		（都）西大寺一条線（奈良市）
		（都）西大寺阪奈線（奈良市）
		大和中央道線（大和郡山市）
		（都）小泉停車場線（大和郡山市）
		一分乙田線（生駒市）
		乙田東山線（生駒市）
		東山支線（生駒市）
		市道５３６号線（天理市）
		玉立２号線（宇陀市）
		柳板大谷線（広陵町）
		吐山天理線（奈良市）
		国栖小川線（東吉野村）
		上垣内水ヶ峯線（野迫川村）

奈良県緊急輸送道路ネットワーク図

奈良県

凡　例

緊急輸送道路		第1次緊急輸送道路
		第2次緊急輸送道路
災害管理対策拠点		県庁・総合庁舎
		生活圏中心都市の市町村役場
		その他市町村役場
		道路管理者（土木事務所）
		交通管理者（県警）
		道路管理者（直轄）
		陸運支局・郵便局・気象台・食糧事務所
		道路公社、公社・鉄道会社・放送局
輸送拠点		ヘリポート
		卸売市場・トラックターミナル
		IC・SA・道の駅・鉄道駅前広場
ライフライン拠点		上下水道
		ガス・電気・電話
救助活動拠点		消防署
		日本赤十字
		総合病院
		広域避難地・自衛隊基地
広域防災活動拠点		県営競輪場・第二浄化センター 消防学校・吉野川浄化センター

機能区分	道路種別	路線名
第1次緊急輸送道路	高速自動車国道	西名阪自動車道
		第二阪奈道路
	その他有料道路	南阪奈道路
	一般国道（指定区間）	国道24号
		国道24号BP（橿原BP）
		京奈和自動車道
		国道25号（名阪国道）
		国道25号
		国道163号
		国道165号
		国道165号BP（大和高田BP）
	一般国道（指定区間外）	国道165号
		国道166号
		国道168号
		国道169号
		国道308号
		国道309号
		国道369号
		国道370号
	主要地方道	奈良生駒線
		大阪生駒線
		桜井田原本王寺線
		御所香芝線
		中和幹線
	市町村道	中和幹線
第2次緊急輸送道路	一般国道（指定区間外）	国道25号
		国道166号
		国道168号
		国道169号
		国道308号
		国道309号
		国道310号
		国道311号
		国道368号
		国道369号
		国道370号
		国道425号
	主要地方道	奈良生駒線
		笠置山添線
		大和高田斑鳩線
		枚方大和郡山線
		奈良大和郡山斑鳩線
		桜井田原本王寺線
		桜井明日香吉野線
		吉野東吉野線
		下市宗檜線
		御所香芝線
		橿原高取線
		天理王寺線
		奈良加茂線
		天理環状線
		奈良精華線
		高野天川線
		橋本五條線
		奈良名張線
		名張曽爾線
		上野南山城線
	一般県道	谷田奈良線
		大和郡山広陵線
		天理斑鳩線
		田原本広陵線
		御所高取線
		河合大和高田線
		赤滝五條線
		生駒停車場宛木線
		大和郡山山上三橋線
		桜井停車場線
		多武峰見瀬線
		御所停車場線
		矢田寺線
		筒井二階堂線
		椿井王寺線
		王寺三郷斑鳩線
		結崎田原本線
		大又小川線
		大台川合線
		信貴山線
		大和郡山環状線
		中筋出作川合線
		吉野川公園線
		平畑運動公園線
		川津高野線
		木津横田線

～問い合わせ先～
奈良県　土木部　道路管理課
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
ＴＥＬ　0742-27-7502
ＦＡＸ　0742-27-5339
E-mail dokan@office.pref.nara.lg.jp

第３　緊急通行車両の事前届出

１　防災関係機関の届出

県及び市町村等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出を行う。

２　公安委員会の緊急通行車両事前届出済書の交付

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第３３条第１項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を受理し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められものについて、「緊急通行車両事前届出済書」を交付する。

（詳細については、「第３章第１７節第２　交通規制及び緊急通行車両」参照）

第２１節　防災用資機材整備計画

第１　県の整備計画

災害時に際し、県の各防災用資機材配備施設に参集した職員が災害応急対策を円滑に発揮できるよう、各施設に災害救助用資機材を配備する。

１　実施機関

資機材等の整備・補充は県防災統括室が行い、点検については各防災用資機材配備施設の管理者が行う。

２　配備資機材

災害救助用資機材として次の機材を配備する。また、必要に応じて機材を補充する。

品　　目	数 量
＜作業用具類＞	
かけや	３本
バール	５本
ヘルメット	１０個
スコップ	３本
のこぎり	３本
トラロープ（100m）	１巻
軍　手	２０足
懐中電灯(ラジオ付)	１０台
ハンドスピーカー	１個

配備先

知事部局	２１ヶ所
水道局	３ヶ所
県立高校	２２ヶ所
計	４６ヶ所

３　防災資機材の点検

各施設の管理者は、配備された資機材の整理、整頓に努め、かつ、定められた期日に点検を行い、必要の際は直ちに出庫しうる状態にしておくこと。

４　県防災担当職員用食料、飲料水及び毛布

災害対策要員としての県職員用に食料、飲料水及び毛布を県庁及び各施設に備蓄する。

第２　市町村の整備計画

各市町村は、災害発生時に災害応急対策を円滑に進めるために、自主防災組織等コミュニティ単位に防災資機材を整備するよう努める。

（「本章第１５節第４ 避難所等の整備」参照）

第２２節　食料、生活必需品の確保計画

大地震による災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下「物資」という。）の調達及び供給について、県・市町村・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、平常時からの調達及び供給体制の確立を図る。

第１　県、市町村、住民の役割分担

１　県は、被災住民に給与する生活必需品等の物資及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる指導を行う。

２　市町村は、被災住民に給与する食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。

３　住民は、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、３日分の食料及び飲料水を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

第２　平常時の物資調達

県及び市町村は、平常時から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。

１　県は、給与を行うのに必要な生活必需品の物資の調達を行うための具体的方法を検討し、常に災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

（１）調達する物資は、県が応急的に供給する品目と併せて、市町村の要請を受けて必要となる品目とし、高齢者や乳幼児用物資にも配慮する。

（２）調達の方法は、自主備蓄、生産者備蓄、流通備蓄等幅広く採用し、実効性の確保に努める。

（３）必要に応じ「近畿２府７県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害時相互応援協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。

（第３章第１０節「第７」、及び「第９」参照）

（４）調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。

（５）その他、物資の調達に必要なことを定める。

２　市町村は、給与を行うのに必要な食料品等の物資の調達を行うための具体的方法を検討し、常に災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

（１）調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。

（２）調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄又は市町村間における応援協定の締結など、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。

（３）調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。

（４）その他、物資の調達に必要なことを定める。

第３　平常時の報告

市町村は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年１回、県に報告する。

第２３節　防疫予防計画

第１　防疫実施組織の設置

県及び市町村は、災害防疫実施のための各種防疫作業実施の直接組織として、次の班等を編成しておく。

１　市町村防疫班

市町村は、防疫実施のため数名（４～５名）からなる防疫班を編成する。

２　保健所疫学調査班

保健所は、市町村における防疫措置について実情に即した指導を行うとともに、被災地の感染症患者の発生状況調査や病原体保有者等の入院勧告などを行うため、疫学調査のため医師、保健師（又は看護師）を含む数名（３～４名）からなる疫学調査班を編成する。

３　県防疫班

県は、防疫対策を企画し、効果的な防疫活動を推進するため、防疫班を編成する。

第２　防疫計画の策定

保健所は、管内の地理的条件と過去における被害の状況などを勘案して、災害予想図を作成するとともに、できるだけ周密な防疫計画を策定する。

第３　防疫・保健衛生用資機材等の整備

県及び市町村は、災害防疫に備えるべき物件については、あらかじめ周到な計画を立て整備を図る。

第４　職員の訓練

県及び市町村は、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第２４節　廃棄物処理計画

災害の発生に備え廃棄物処理施設の稼働が円滑に行われるよう平素より維持管理のための点検や体制づくり等を整備し、対策を樹立する。

第１　廃棄物処理施設の耐震化等

１　市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震性及び火災発生防止のための診断の実施を行うとともに、維持管理のための点検の強化に努める。

２　市町村は、停電時の非常用自家発電設備及び断水時に機器の冷却水等に利用する地下水や河川水の確保等、設備が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

第２　災害時の相互協力体制

１　市町村は、動員体制の整備及び市町村間の応援協定、関係業者等との協定・覚書の締結に努める。

２　県は、市町村間及び府県間の応援・動員体制についての整備を推進し、調整を行う。

第３　廃棄物仮置き場等の配置計画

１　市町村は、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の備蓄、調達等の体制の整備に努める。

２　市町村は、一般廃棄物の収集車両の確保及び収集体制の整備に努める。

３　市町村は、生活ごみ及びがれき等の一時保管場所の配置計画による応急体制の確保を図る。

４　県は、生活ごみやがれき等の広域的処理処分を行えるよう市町村間の調整を行う。

第２５節　火葬場等の確保計画

第１　火葬データベースの整備

県及び市町村は、葬祭業者等を把握し、火葬データとして整備する。

第２　応援協力体制の確立

県及び市町村は、葬祭業者等との連携・協力体制、近隣市町村間及び近隣府県間の応援体制の整備を推進する。

第２６節　第３次地震防災緊急事業五箇年計画

地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、「地震防災対策特別措置法」に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「奈良県第３次地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、計画に基づく事業を推進する。

「奈良県第３次地震防災緊急事業五箇年計画」の概要

１　計画年度　　平成１８～２２年度

２　事業の実施

県及び市町村は第３次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき地震防災緊急事業を計画的に執行する。

３　地震防災緊急事業に係る国の負担または補助の特例

地震防災対策特別措置法第４条により、国の負担又は補助の特例が定められている。

４　対象事業及び事業費等

県及び市町村の地域防災計画に定める事項のうち、主務大臣の定める基準に適合する次の施設等の整備等である。

整備する施設等	事業量
1号　避難地	45.873 ha
2号　避難路	22.6 km
3号　消防用施設	276 箇所
4号　消防活動用道路	0.42 km
5号　緊急輸送路等	60.356 km
6号　共同溝等	1.85 km
7号　医療機関	1 施設
8号　社会福祉施設	11 施設
9号　公立小中学校等	177 学校
10号　公立盲学校等	7 学校
11号　公的建造物	12 施設
13号　砂防整備等	79 箇所
13号－1　砂防施設等	14 箇所
13号－3　地すべり防止施設	9 箇所
13号－4　急傾斜地崩壊防止施設	37 箇所
13号－5　ため池	19 箇所
15号　防災行政無線設備	7 箇所
16号　飲料水施設･電源施設等	10箇所
17号　備蓄倉庫	14 箇所
19号　老朽住宅密集市街地	10.1 ha

第２７節　住宅応急対策予防計画

第１　応急仮設住宅の供給体制の整備

県及び市町村は、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅を設置できる用地を把握し、社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

第２　公営住宅の空家状況の把握

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

第３　民間賃貸住宅等の紹介に係る連絡体制の整備

県は、災害時における被災者用の住居を確保するため、民間賃貸住宅等の紹介に係る関係団体等との連絡調整を行い、災害時に迅速な紹介ができるよう体制の整備に努める。

第３章　災害応急対策計画

第１節　活動体制計画

第１　防災組織計画

県・市町村は、防災の推進を図る必要がある場合には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部をできる限り速やかに設置し、活動態勢を確立する。

また、各防災関係機関（災害応急対策責任者）は、それぞれの災害対策本部等を設置し、災害の拡大を防止するための活動態勢を確立し、応急対策活動を実施する。

これらの各防災関係機関の系統図は次のとおりである。

なお、災害応急対策責任者は、それぞれの災害対策本部等を設置したときは、奈良県（窓口：防災統括室）に通知する。（「本章第４節第２　報告の基準」参照）

〔災害対策系統図〕

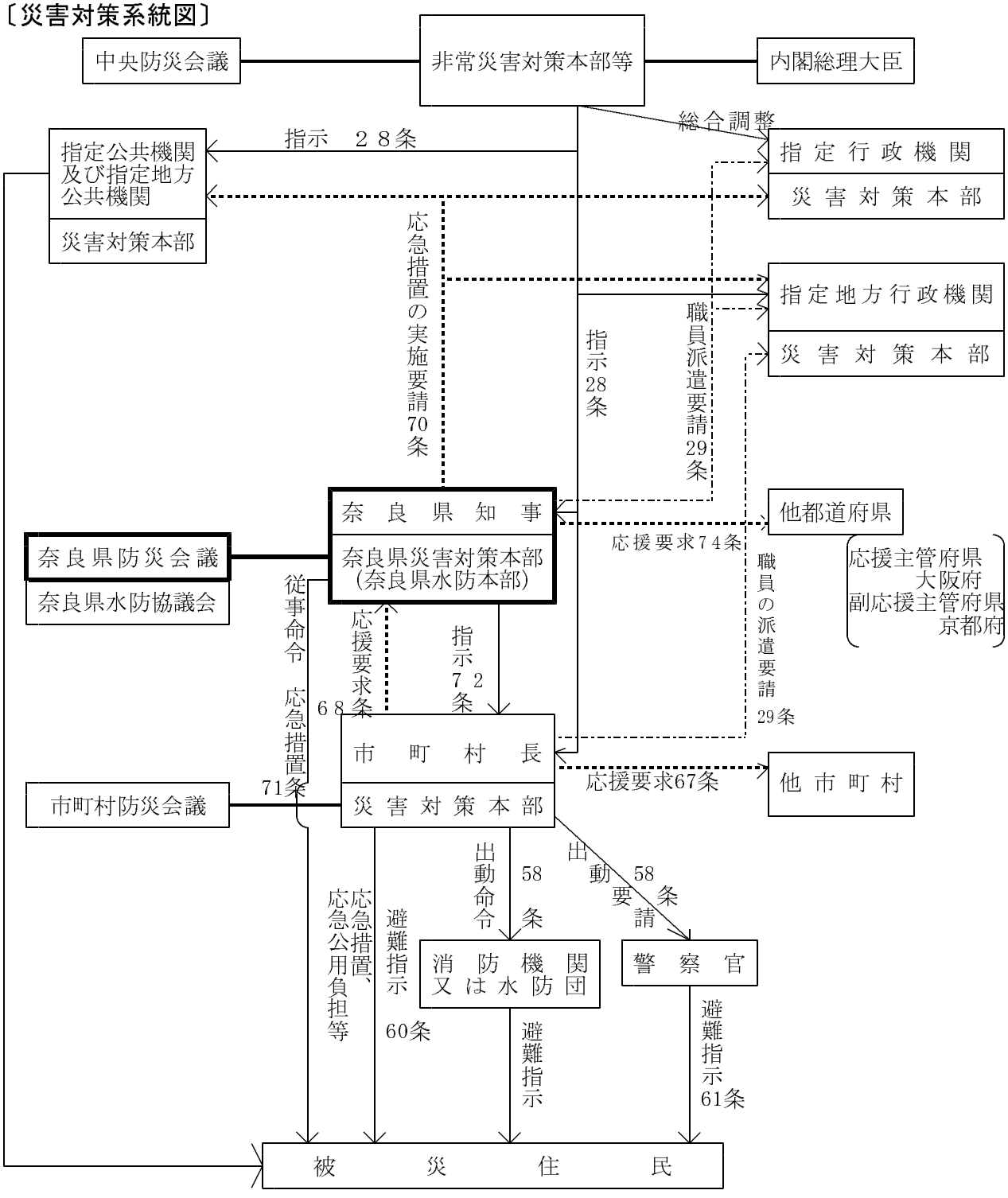

第２　県の活動体制

１　奈良県地震災害警戒体制

奈良県地震災害警戒体制は、県内に震度４又は５弱の地震が発生した場合等に、災害対策本部設置以前の段階として、災害の警戒にあたる体制である。

（詳細については、「本節第３　奈良県地震災害警戒体制」参照）

２　奈良県災害対策本部体制

奈良県災害対策本部体制は、震度５強以上の地震が発生した場合に、水防、災害救助、災害警備その他の災害応急対策活動すべてを包括し、災害対策を行う組織であり、知事を本部長とし、奈良県・奈良県教育委員会及び奈良県警察本部を統括する。

（詳細については、「本節第４　奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等」参照）

３　奈良県水防本部

奈良県水防本部は、県の地域における水防を統括するため、水防計画に基づき設置される機構であるが、奈良県災害対策本部が設置されたときは、同本部に包括される。

４　奈良県防災会議

奈良県防災会議は、知事を会長として災害対策基本法第１５条第５項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては本県における防災に関する基本方針および計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整並びに市町村防災会議に意見を述べ、又は勧告することを任務とする。

（資料編「奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例」「奈良県防災会議運営規程」参照）

第３　奈良県地震災害警戒体制

１　配備の基準

（１）１号警戒配備

ア　近畿２府７県（奈良県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県）以外の都道府県で、震度６強以上の地震が発生したとき

イ　その他必要があると認められるとき

（２）２号警戒配備

ア　県内に震度４又は５弱の地震が発生したとき

イ　大規模地震対策特別措置法第９条に基づく地震災害（東海地震）に関する警戒宣言が発令されたとき

ウ　奈良県以外の近畿２府６県で震度６強以上の地震が発生したとき

エ　その他必要があると認められるとき

２　出先機関における配備

各出先機関を所管する部局長は、出先機関の災害警戒体制時における参集・配備人員を予め整備する。

第４　奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等

１　組織

奈良県災害対策本部の組織は「奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例」及び次に定めるところによる。

（１）組織

災害対策本部に部及び班を設ける。

また、本部が設置されたときは、総務情報班を県庁内会議室に設ける。

（２）本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監及び各部の部長をもって構成する。

なお、本部員が出席できないときは、副部長または総務班長等が代理出席する。

（３）連絡員及び連絡事項

連絡員は、本部会議の決定事項について各部及び各班の連絡調整を図り、災害対策実施の円滑な処理に当たる。

２　分担事務

災害対策本部に本部長、副本部長、危機管理監、部長、副部長及び班長を置く。

本部長は、特に必要があると認めるときは防災会議を構成する機関の長に対し、当該機関の職員が災害対策本部に協力するよう求めることができる。

副本部長は、本部長を補佐する。

危機管理監は、本部長及び副本部長を補佐する。

部長は、本部長の命をうけ、部の事務を掌理し、所属班長を指揮監督する。

副部長は、上司の命をうけ、その事務に従事する。

班長は、上司の命をうけ、その事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

本部長に事故ある場合は、次の順によりその職務を代理する。

（１）副知事（防災担当）

（２）副知事（その他担当）

（３）危機管理監

（４）総務部長

（５）福祉部長

３　設置の基準

県内で最大震度５強以上の地震が発生した場合、地震の発生と同時に県災害対策本部を自動設置する。この場合、震度階級に応じて、予め定められた職員は勤務公署等へ参集する。

４　動員の区分

動員区分	Ａ　動　員	Ｂ　動　員	Ｃ　動　員
地震の場合 (震度に応じて自動設置)	県内で 最大震度５強 を観測した場合	県内で 最大震度６弱 を観測した場合	県内で 最大震度６強以上 を観測した場合
風水害の場合	災害の規模に応じて、動員規模を決定		
動員規模	本庁　約350人 出先　約1,450人 （全職員の約1/5 約1,800人体制） 総計　約1,800人	本庁　約600人 出先　約2,400人 （全職員の約1/3 約3,000人体制） ＋公安部 約2,700人 総計　約5,700人	本庁　約1,800人 出先　約7,200人 （全職員 約9,000人体制） ＋公安部 約2,700人 総計　約11,700人

５　解散の基準

（１）災害対策を一応終了したとき

（２）災害発生の恐れがなくなり解散を適当と認めたとき

6　現地災害対策本部

（1）設置の基準

災害対策本部長は、被災現地における災害応急対策を推進するうえで必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

（2）現地災害対策本部長の指名

現地災害対策本部長は、災害対策本部長が災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員の中から指名する。

（3）所掌事務

現地災害対策本部は、災害対策本部の次の事務の一部を掌理する。

①　被害状況、復旧状況の情報分析

②　市町村、関係機関との連絡調整

③　現場活動の役割分担・調整

④　本部長の指示による応急対策の推進

⑤　その他緊急を要する応急対策の推進

（4）設置場所

現地災害対策本部は、災害現地に近い県有施設又は市町村庁舎等の中から現地災害対策本部長が選定し設置する。

7　防災関係機関等との連携

災害対策本部は、市町村、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関と相互に密接な連携を図りつつ、適切な災害応急対策の実施に努める。また、国の現地対策本部が設置された場合にも同様とする。

8　市町村への派遣

被害の甚大な市町村へ被害状況の情報収集等のため、県職員の派遣体制の整備を進める。

第５　市町村の活動体制

市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において第一次的に災害応急対策を実施する機関であるため、法令、奈良県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。

また、市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職員及び消防団員の動員体制並びに災害対策本部の設置、動員及び解散についての伝達方法等をあらかじめ具体的に定める。

第６　指定地方行政機関等の活動体制

県の区域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、県の地域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合においては、法令、防災業務計画等の定めるところにより、その所掌事務にかかる災害応急対策を速やかに実施する。

また、災害応急対策に従事する職員の動員配備及び服務の基準等をあらかじめ定める。

第２節　地震情報の伝達計画

第１　情報の種類

１　地震に関する情報

（１）地震に関する情報の種類

種　類	内　　容
震源・震度に関する情報 （気象庁）	震度３以上が観測された場合、震源要素、その地域名と市町村名を発表する。なお、震度５弱以上になった可能性がある市町村の震度情報が得られていない場合、その事実を含めて発表する。また、津波の有無を付記する。
各地の震度に関する情報 （気象庁）	震度１以上が観測された場合、震源要素、その観測点名を発表する。なお、震度５弱以上になった可能性がある観測点の震度情報が得られていない場合、その事実を含めて発表する。また、津波の有無を付記する。
地震回数に関する情報 （気象庁）	大きな地震が発生するなど、地震が多発した場合、１時間あたりの震度１以上の地震発生回数を震度ごとにまとめて発表する。
緊急地震速報 （気象庁）	１　気象庁による警報発表と報道機関の協力による住民への伝達 ２　緊急地震速報の利用に係る周知・広報の実施
奈良県震度情報ネットワークシステムの震度 （奈良県）	奈良県震度情報ネットワークシステムの各震度計は震度１以上で各市町村の庁舎に表示するとともに、県庁へ送信する。観測した情報は、全てオンライン回線で気象庁へ送られ、震度発表される。

（震度については、「本節第３　気象庁による震度階級関連解説表」参照）

（２）地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、次の基準により「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」を県、県警、日本放送協会奈良放送局に通知する。

①　県内で震度３以上を観測したとき

②　その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

２　東海地震に関する情報

大規模地震対策特別措置法第３条第１項に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に係る大規模な地震の発生のおそれについて、気象庁は次の情報を発表する。

（１）東海地震観測情報

観測された現象が東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合や、東海地震の前兆現象とは関係ないとわかった場合に発表される情報。

（２）東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。

また、東海地震の発生のおそれについて判定（判断）を下すため、地震防災対策強化地域判定会が召集された場合は、この情報の中でその旨知らせる。

（３）東海地震予知情報

東海地震の発生の恐れがあると判断された場合に発表される情報。警戒宣言等の対応がとられる。

奈良地方気象台は、気象庁より受けたこれらの情報を県に通報する。

第２　情報の受理、伝達

１　各機関の受理、伝達

気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

県からは、県防災行政無線等により、市町村、消防本部、関係機関へ情報が送られる。

市町村その他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに市町村防災行政無線等により、迅速に住民等へ情報を伝達するよう努める。

２　伝達系統図

地震に対する情報の伝達系統は次のとおりとする。
県防災統括室では、この震度情報を震度１以上で奈良地方気象台に通知する。また、震度３以上で県内市町村及び消防本部に、震度４以上で消防庁、県警警備第二課及び陸上自衛隊第４施設団に通知する。

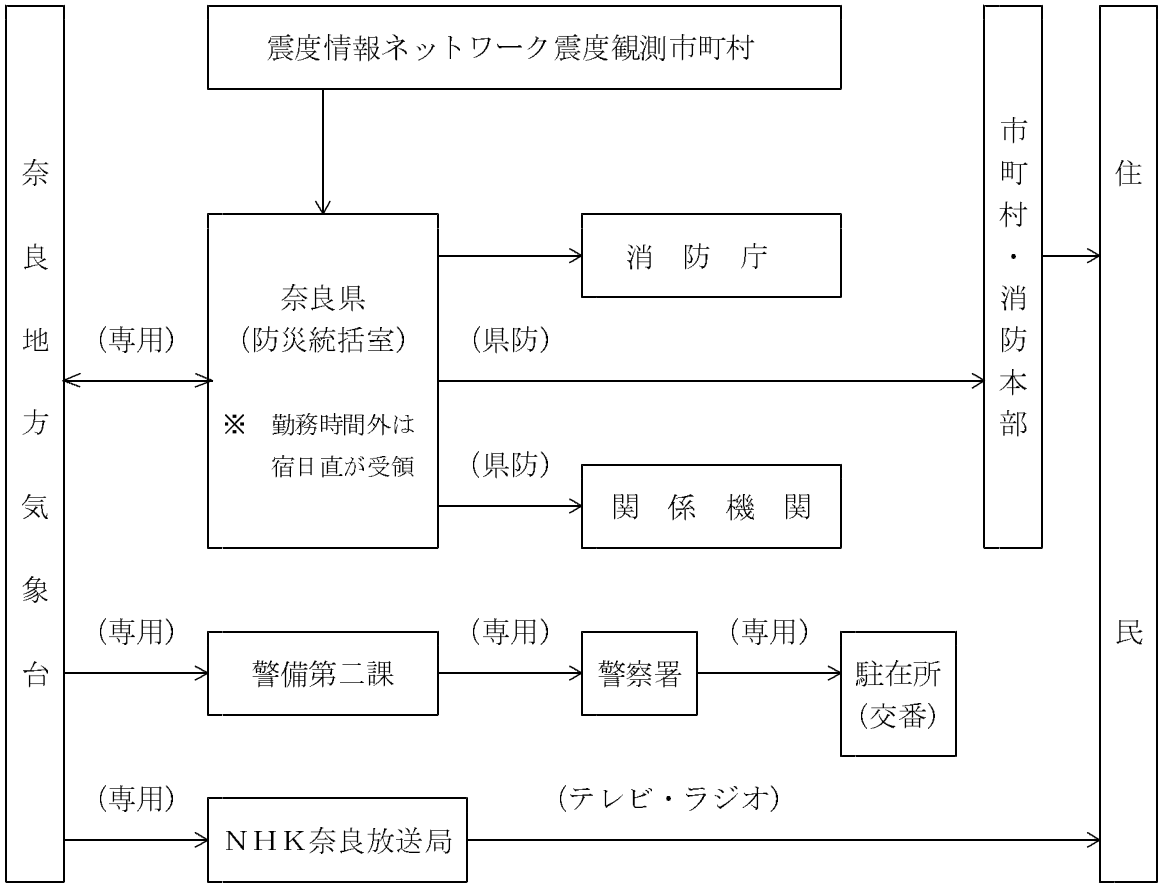

（県防）は県防災行政無線、（専用）は専用線又は専用無線

第３　気象庁による震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので震度計を用いて観測する。次表の「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものである。次表を使用する際には以下の点に注意すること。

（１）気象庁が発表する震度（震度階級）は、震度計による観測値であり、次表に記述される現象から決定するものではない。

（２）震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合がある。次表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述しているので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。

（３）地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は、震度計が置かれている地点での観測値であるが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがある。また、震度は通常地表で観測しているが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなる。

（４）大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの故障、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがある。

（５）次表は、おもに近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがある。

震度階級関連解説表　　（平成８年２月制定）

計測震度	震度階級	人　間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない						
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
4.5	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。［停電する家庭もある。］	軟弱な地盤で、亀裂を生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。

計測震度	震度階級	人　　間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
5.0								
	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。［一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。］	
5.5								
	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。［一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。］	地割れ山崩れなどが発生することがある。
6.0								
	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁や柱が破壊するものがかなりある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。［一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。］	
6.5								
	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものがある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	［広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。］	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

＊ライフラインの［　］内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

第３節　早期災害情報収集の計画

第１　早期被害情報収集

被害状況の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

第２　実施機関

１　県及び市町村

県及び市町村は被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。

２　指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は災害情報を収集する。

その際、当該災害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のため必要な情報の収集に特に努力する。

第３　ヘリコプターによる情報収集

早期に被害の概要を把捉するため、県災害対策本部は必要に応じ、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターにより情報を収集する。

上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合は、県災害対策本部は自衛隊及び他府県に対し、応援を要請する。（「本章第６節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」、「本章第１０節 各機関への派遣要請計画」参照）

第４ 参集途上職員の情報収集

参集途上の職員は、周囲の被災状況を把握し参集後班長に報告する。班長は、職員の情報内容を県災害対策本部等に報告する。

第５　異常現象発見者の通報

１　発見者の通報義務

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市町村長または警察官に通報する。

２　市町村長又は警察官の措置

異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村長に通報する。

異常現象の通報を受けた市町村長は、県（窓口：防災統括室）、奈良地方気象台、その他の機関に通報する。

第４節　被害状況の調査・報告計画

第１　被害状況の調査

１　被害状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

２　被害状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、正確を期すること。

３　被害世帯数については現地調査のほか住民登録と照合する等的確を期すること。

４　日常的に介護を必要とする災害時要援護者の被害状況については特に配慮する。

（災害時要援護者については、「本章第１４節　災害時要援護者の支援計画」参照）

調　査　事　項	調 査 機 関	主たる応援協力機関
１ 人・住家の被害	市　町　村	
２ 福祉関係施設被害	市　町　村（県）	
３ 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	市　町　村（県）	保　健　所
４ 水道施設被害	市　町　村（県）	
５ 農業生産用施設、農作物等被害	市　町　村	農林振興事務所
６ 畜産被害	市　町　村	家畜保健衛生所
７ 水産被害	市　町　村	
８ 農地、農業用施設被害	市　町　村	農林振興事務所
９ 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	市　町　村	
１０ 林産物、林産施設被害	市　町　村	農林振興事務所
１１ 商工関係被害	市　町　村	農林振興事務所
１２ 公共土木施設被害	市　町　村（県）	農林振興事務所
１３ 都市施設被害	市　町　村（県）	土木事務所
１４ 県有建築物被害（財産を含む） （文化財、警察関係施設を除く）	各　施　設	土木事務所 市　町　村
１５ 文教関係施設被害	市町村教育委員会	
１６ 文化財被害	県教育委員会 市町村教育委員会	
１７ 警察関係施設被害	警　察　署	
１８ 生活関連施設等被害	指定公共機関等	市　町　村 市　町　村

第２　報告の基準

市町村等は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

１）災害救助法の適用基準に合致するもの。

２）奈良県または市町村が災害対策本部を設置したもの。

３）災害が２都道府県以上にまたがるもので、１の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。

４）災害が２市町村以上にまたがるもので、１の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。

５）災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。

６）災害による被害が当初は軽微であっても、今後１）から５）の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

７）地震が発生し、区域内で震度４以上を記録したもの。

８）その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

第３　直接即報基準

市町村は、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、県に加え、直接消防庁に対しても報告するものとする。

第４　市町村防災担当課から県防災統括室への報告

１　報告系統

市町村から県への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：消防庁）に報告するとともに、庁内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡する。

２　災害概況即報

市町村は、第２即報基準に該当する災害が発生したときは、覚知後３０分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第１報を災害概況報告（第４号様式（その１））により、県防災行政無線等で報告する。

また、第３　直接報告基準に該当する災害が発生したときは、直接消防庁に対しても報告するものとする。

３　被害状況即報

市町村は、第２即報基準に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況及び応急措置の実施状況等をとりまとめ、速やかに被害状況即報（第４号様式（その２））に

より、県防災行政無線等で報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

４　災害確定報告

応急対策終了後、１４日以内に被害状況即報（第４号様式（その２））と同様式で報告する。

５　災害年報

毎年１月１日から１２月３１日までの災害による被害の状況を、翌年３月１０日までに災害年報（第３号様式）により報告する。

第５　報告系統

市町村、指定地方公共機関等は、県（窓口：災害対策本部総務情報班）に報告する。

県は、市町村から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣（窓口：消防庁）に報告する。

市町村は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも市町村は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

第６　市町村事業担当課等から県事業担当課への報告

１　市町村事業担当課

市町村事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

２　県事業担当課

（１）県事業担当課は、調査事項毎に市町村の被害状況等を取りまとめる。

（２）県事業担当課は、掌握した被害状況等について主管部長に報告するとともに、県防災統括室、県関係課及び必要な関係機関に通知する。

３　関係機関等

県管財課、県教育委員会事務局総務室、県警本部、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その管理する施設について被害状況を県防災統括室に報告する。

４　県防災統括室

県防災統括室は、県事業担当課及び関係機関から報告のあった被害状況について事項別に集計し、必要な関係機関に通知する。

第４号様式（その１）

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村名（消防本部名）	
報告者名	

災害名　　（第　　報）

災害の概況	発生場所				発生日時	年　月　日　時　分	
被害の状況	死傷者	死者	人	不明　人	住家	全壊　棟	一部破損　棟
		負傷者	人	計　人		半壊　棟	床上浸水　棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）		（市町村）			

（注）第一報については、原則として、覚知後３０分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入すれば足りること。）

災害概況即報記入要領

1　災害の概況

（1）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（大字名）及び日時を記入する。

（2）災害種別概況

①　風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地滑り、土石流等の概況

②　雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

2　被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記載すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。また、災害時要援護者の被害状況を併記（再掲）すること。

3　応急対策の状況

該当災害に対して市町村（消防機関を含む）が講じた措置について具体的に記載すること。

特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の人員を記載すること。

また、災害時要援護者の人員を併記（再掲）すること。

（災害時要援護者については、「本章第１３節 災害時要援護者の支援計画」参照）

4　災害対策本部等の設置状況

市町村長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置した場合は記載すること。

第４号様式（その２）　　被害状況即報

市町村名		区　　分			被　害
災害名 報告番号	災害名 第　　報 （　　月　　日　　時現在）	そ	田	流失・埋没	ｈａ	
				冠　　水	ｈａ	
所属名			畑	流失・埋没	ｈａ	
				冠　　水	ｈａ	
報告者名			文教施設		箇所	
連絡先☎			病　　院		箇所	

区　　分			被　害
人的被害	死　　者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者	重　　傷	人	
		軽　　傷	人	
住家被害	全　　壊	棟	
		世帯	
		人	
	半　　壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共の建物	棟	
	その他	棟	

の他			
	清掃施設	箇所	
	崖くずれ	箇所	
	鉄道不通	箇所	
	被害船舶	隻	
	水　　道	戸	
	電　　話	回線	
	電　　気	戸	
	ガ　　ス	戸	
	ブロック塀等	箇所	
り災世帯数		世帯	
り災者数		人	
火災発生	建　　物	件	
	危険物	件	
	その他	件	

区　　分		被　　害	市町村対策本部	名　称	
公共文教施設	千円			設　置	月　日　時
農林水産業施設	千円			解　散	月　日　時
公共土木施設	千円		災害対策本部については、市町村長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置し場合のみを記入すること。		
その他の公共施設	千円		【住民避難の状況】 地区名 世帯数 人　数 種　別 （避難指示・避難勧告・自主避難） 原　因 発令時刻 解除時刻 避難場所		
小　　計	千円				
農業被害	千円				
林業被害	千円				
畜産被害	千円				
水産被害	千円				
商工被害	千円				
そ　の　他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人	

災害発生場所

災害発生日時

災害の種類概況

応急対策の状況

１１９番通報件数

・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況

・避難の勧告・指示の状況

・避難所の設置状況（場所、施設名、避難者数及び世帯数）

・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

・自衛隊の派遣要請、出動状況

・ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所等）
・ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等）

・その他関連事項

＊１　被害額は省略することができるものとする
＊２　１１９番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

第３号様式　災害年報　　市町村名

区分 ＼ 災害名 ／ 発生年月日									計
人的被害	死者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部損壊		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟						
			世帯						
			人						
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
その他	田	流失・埋没	ｈａ						
		冠水	ｈａ						
	畑	流失・埋没	ｈａ						
		冠水	ｈａ						
	学校		箇所						
	病院		箇所						
	道路		箇所						
	橋りょう		箇所						
	河川		箇所						
	港湾		箇所						
	砂防		箇所						
	清掃施設		箇所						
	崖くずれ		箇所						
	鉄道不通		箇所						
	被害船舶		隻						
	水道		戸						

市町村名

区分		災害名 発生年月日						計
電話		回線						
電気		戸						
ガス		戸						
そ	ﾌﾞﾛｯｸ塀等	箇所						
の								
他								
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公立文教施設		千円	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
農林水産業施設		千円	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
公共土木施設		千円	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
その他の公共施設		千円	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
小計		千円	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
そ	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
の								
他								
	その他	千円						
被害総額		千円						
市町村災害対策本部	設置		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
	解散		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
消防職員出動延人数								
消防団員出動延人数								

被害報告基準

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
	負傷者 （重傷者 軽傷者）	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは１月未満で治療できる見込みのもの。 なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。併せて、負傷した高齢者や障害者等は再掲する。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	主屋のほかに小さい附属建物（物置、便所、風呂場等）が棟を異にして建てられている場合はそれぞれ一棟とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊 （全焼） （全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものとする。
	半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20％以上70％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、窓ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木などのたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

被害項目			報告基準
非住家の被害			「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害をうけたもの。 ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。なお、官公署、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他の被害	田畑の被害	流失埋没	耕地が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道路		「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった被害をいう。
	橋梁		「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋梁流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の橋梁が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。
	河川		「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう１級河川及び２級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決裂し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防		「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防施設同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設		「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

被害項目		報告基準
その他の被害	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の通行が不能になった程度の被害とする。
	船舶	「被害船舶」とは、ろ、かいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災者	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 例えば、寄宿者、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火災発生		地震の場合のみ報告する。

被害項目		報告基準
被害額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具とする。

第５節　県消防防災ヘリコプターの活動計画

第１　趣旨

県は、災害時等において、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件が運航可能な時、積極的にその活用を図る。

また、県は、災害発生時には速やかに被害の実情把握に努め、市町村等からの要請等を勘案し、県域の応急対策が効果的に実施できるよう運航計画を調整する。

第２　災害時等の運航実施

県消防防災ヘリコプターの災害時等の運航は、「奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、市町村等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の要請並びに総括管理者（県危機管理監）の指示等により、緊急運航の要件に該当する場合に実施する。

第３　緊急運航の要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、次に掲げる活動等で、地域並びに地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施する。

１　救急活動
２　救助活動
３　災害応急対策活動
４　火災防御活動
５　広域航空消防防災応援活動

第４　緊急運航の要請先

緊急運航が必要な市町村長等は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に消防防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

第５　市町村等の受入体制

緊急運航を要請した市町村長等は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整える。

１　離着陸場所の確保及び安全対策
２　傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
３　空中消火用資機材、空中消火基地の確保
４　その他必要な事項

第６節　ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

第１　県消防防災ヘリコプターの派遣要請

市町村等からの県消防防災ヘリコプターの派遣要請は、「本章第５節 県消防防災ヘリコプターの活動計画」による。

第２　自衛隊へのヘリコプター派遣要請

自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、「本章第１０節第１の４ 災害派遣要請手続」による。

第３　警察へのヘリコプター派遣要請

警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。

奈良県警察本部地域課 電話　０７４２－２３－０１１０　内線３５７２（県庁からは内線５５１７）

第４　海上保安庁へのヘリコプター派遣要請

海上保安庁へのヘリコプター等の派遣の要請は、次による。

大阪海上保安監部警備救難課 電話　０６－６５７１－０２２２

第５　市町村の受入準備

市町村はヘリコプター等の派遣等の事実を知り、またはその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

（１）ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。

（２）離着陸地点には㊍ 記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。

（３）ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。

（４）ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去または物件所在地の表示をする。
　　表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。

（５）離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。

（６）離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。

また、市町村及び災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者はヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部（総務情報班）に報告する。

第６　離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行または離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

１　雨天または霧等が発生し、視界が不良の場合

２　前線通過などのため突風や乱気流のある場合

３　日没後

４　着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

第７節　通信運用計画

第１　通信手段

１　県防災行政通信ネットワークシステム

県防災行政通信ネットワークシステムは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機関（以下「市町村等」という。）相互を結ぶ無線通信網で一斉通信（ＦＡＸ・データ）、回線統制等の機能を有している。

県から市町村等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信により行う。また市町村等から個別に電話、ＦＡＸ、防災情報処理端末を用い被害状況等の伝達を行い、情報伝達の迅速化を図る。

また、地震が発生あるいは発生する恐れがある場合は、重要通話を確保するため、必要に応じ通信の統制を行う。

２　非常災害時緊急連絡用無線（中央防災無線）

非常災害時緊急連絡用無線は、大地震発生時等の緊急時に、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と奈良県庁との間を直接結ぶ地上系無線通信網で、迅速な情報交換や意志決定を図るため緊急性、必要性の高い通信を電話、ＦＡＸにより行う。

３　消防庁消防防災無線、国土交通省水防道路用無線、警察無線

消防庁消防防災無線、国土交通省水防道路用無線及び警察無線を、災害時に国及び他府県との連絡手段に活用する。

４　電話

災害及び重大事故のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の設置を実施する。

（１）重要通信の疎通確保

災害が発生し、通信の疎通が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行う。

（２）災害時優先電話の利用

災害時に通信の電話が著しく輻輳したり、かかりにくい場合に契約約款に定めるところにより顧客と協議し、あらかじめ指定した災害時優先電話（発信時において優先される）を活用する。

県及び市町村等は、災害時で電話がかかりにくい場合には、災害時優先電話を発信専用として活用する。

（３）通信の優先利用

災害が発生した場合において取り扱う非常扱い電話、緊急扱い電話又は非常扱い電報、緊急扱い電報を契約約款に定めるところにより、一般の手動電話又は電報に優先して取り扱う。（非常・緊急電話受付台１０２、非常電報受付台１１５）

（４）孤立防止用無線電話の利用

ＮＴＴ西日本が市町村役場等に設置している孤立防止用無線電話は、特に山間部における一般加入電話の途絶等に際し活用する。

（資料編「ＮＴＴ孤立防止用無線機設置状況」参照）

（５）特設公衆電話の利用

ＮＴＴ西日本が災害により通信手段が途絶した地域、エリア内の通信確保のために移動無線車及びポータブル衛星通信システム等による特設公衆電話を設置し活用する。

（６）災害用伝言ダイヤルの運用

災害が発生し被災地等への安否確認等の通話が増加するため、電話が著しく輻輳したり、かかりにくい場合、災害措置計画に基づき災害用伝言ダイヤル（安否確認）の運用を開始し、運用の開始及び提供条件については、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じ周知を行う。

災害用伝言ダイヤルの利用方法

録音：１７１＋１＋被災者の電話番号＋伝言内容（被災地エリアの顧客）

再生：１７１＋２＋被災者の電話番号

５　防災相互通信用無線

災害の現地等において、人命の救助・救援等、災害対策のため他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、平常時における無線局の通信の相手方の範囲を越えて、防災相互通信用無線を活用する。

（資料編「災害通信計画資料　県内防災相互通信用無線機設置状況一覧　」参照）

６　非常の場合の通信

災害が発生した場合、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序のために必要な通信を非常通信経路により行う。

（資料編「災害通信計画資料　非常通信経路」参照）

７　公共放送

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合あるいは著しく困難な場合においては、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和５４年３月１日締結）に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送（株）に災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を依頼する。

なお、市町村長の放送要請は知事を通じて行う。

（資料編「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書」「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」参照）

第２　応急復旧

１　県防災行政通信ネットワークシステム施設

県は、通信施設が被災した場合は、被災実態を早急に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、県と市町村等相互間の無線通信回線の確保にあたる。

２　防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設

防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設は、通信施設が地震によって損傷し、機能が低下し、又は停止した場合は、通信施設の点検整備、応急復旧に必要な要員の確保、非常用電源応急用資機材の確保等に留意し、有効適切な措置を行い早急な機能の回復を図るものとする。

第３　電信電話施設

１　通信手段　「本節第１の４　電話」参照

２　応急復旧

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合または通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。

（１）　発生直後の対応

①　災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し又は発生の恐れのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施するものとする。

情報連絡室設置　→　準備警戒体制　→　災害対策本部設置

②　災害対策本部の体制

奈良支店災害対策本部（三条ビルに設置）

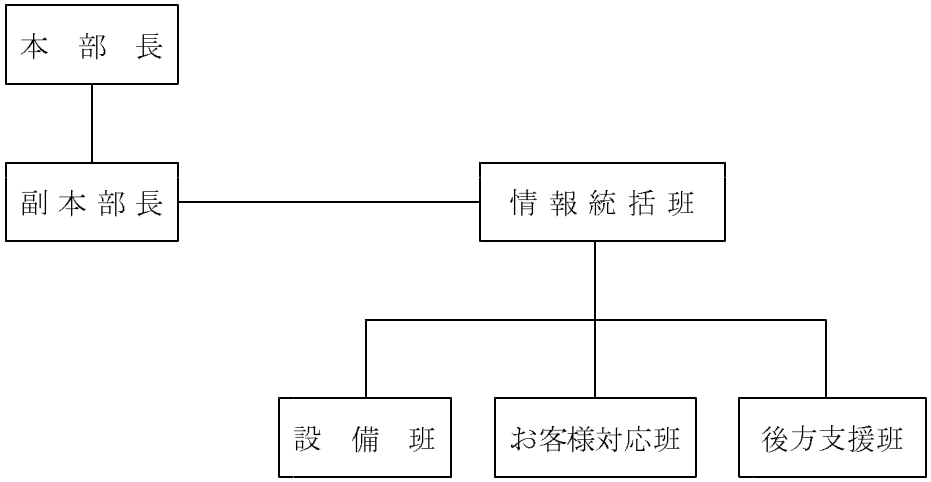

③　災害対策情報の連絡体制

災害が発生しまたは発生の恐れのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部または防災統括室）等の防災機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。

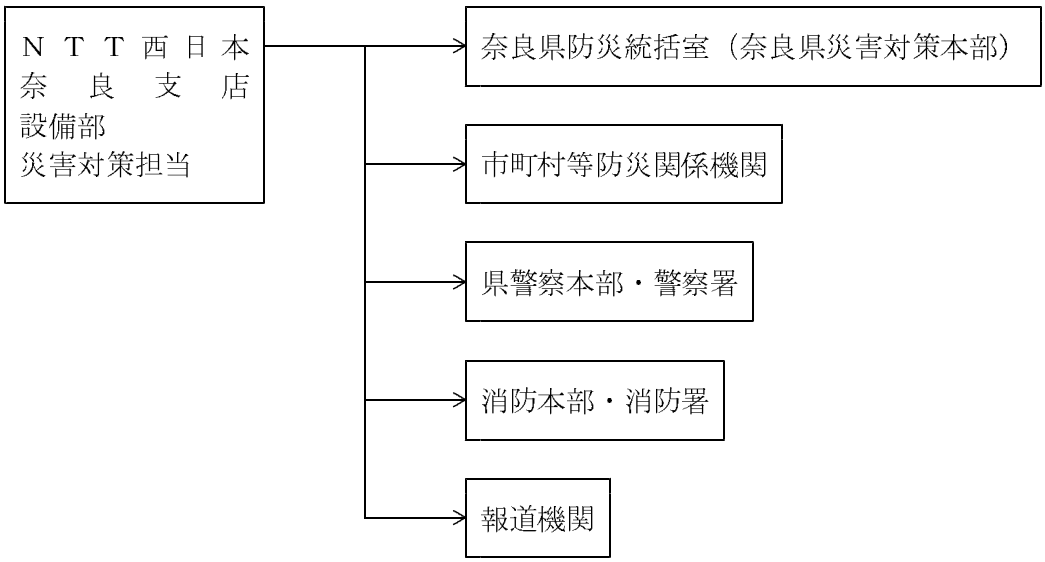

④　被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生の恐れのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。

ア　災害発生の恐れがある場合、事前に復旧要員等を確保する。

イ　復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。

ウ　被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、ＮＴＴ西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。

⑤　防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする。

（２）災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

①　被災等の問合わせに対する受付体制を整える。

②　被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。

③　広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。

④　報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。

⑤　有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

（３）応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

（４）通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。

（５）通信の優先利用

災害が発生した場合において取り扱う非常扱い電話、緊急扱い電話又は非常扱い電報、緊急扱い電報を契約約款に定めるところにより、一般の手動電話又は電報に優先して取り扱うものとする。

（６）通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。

（７）災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生する恐れのある場合は、災害対策本部にその状況を報告するとともに災害対策用無線機による措置を行うものとする。

回　線　復　旧　順　位

順　位	復　　旧　　回　　線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各１回線以上 ○　気 象 機 関 ○　水 防 機 関 ○　消 防 機 関 ○　災 害 救 助 機 関 ○　警 察 機 関 ○　防 衛 機 関 ○　輸送確保に直接関係ある機関 ○　通信確保に直接関係ある機関 ○　電力供給の確保に直接関係ある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 ○　ガス供給の確保に直接関係ある機関 ○　水道供給の確保に直接関係ある機関 ○　選挙管理機関 ○　新聞社、放送事業または通信社の機関 ○　預貯金業務を行う機関 ○　国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

第８節　広報計画

第１　防災関係機関の広報活動

県及び市町村は、災害時に、県民に対して、適切かつ迅速な情報の提供を行い、県民生活の混乱防止を図る。

各防災関係機関の災害応急対策実施責任者は、それぞれの分担事務又は業務に応じテレビ、ラジオ、新聞、広報車等の広報媒体を利用して災害広報活動を行うものとし、各広報実施機関はあらかじめ担当員を定め、相互に情報を交換して緊密な連絡を図る。

第２　県の広報活動

１　県民に対する広報の内容及び手段

（１）広報の内容

①　災害に関する情報

②　災害発生状況（人的被害、住家被害等の概括的被害状況）

③　交通規制及び各種輸送機関の運行状況

④　公共交通機関の状況（鉄道・バスの被害、運行状況）

⑤　ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）

⑥　道路、橋梁、河川等公共施設の被害状況

⑦　医療機関・医療救護所の設置状況

⑧　建物の危険度判定情報

⑨　給食・給水実施状況（市町村への支援状況等）

⑩　生活必需品等の確保状況

⑪　犯罪防止に関する情報

⑫　流言飛語の防止に関する情報

⑬　避難場所の周知

⑭　その他必要と認められる情報

（２）広報手段

①　市町村及び報道機関を通じて、一般住民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び県の対策などを周知徹底する。

②　広報設備を有する県有車を現地に派遣し、被災者に必要な事項を広報し、また、住民の要望を聞くなどの広聴活動を行う。

③　ポスター、壁新聞等を現地に貼付、又は配布するなど、県民や被災者に対する広報活動を行う。

④　インターネットにより奈良県ホームページで広報を行う。

⑤　緊急を要するもので特別の必要があるときは、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和５４年３月１日締結）に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送（株）に放送を依頼する。

例　ア　余震情報

イ　避難勧告

ウ　交通渋滞解消への協力

エ　電話混雑解消への協力

オ　二次災害危険の見通し

（資料編「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書」「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」参照）

①～②の広報には、必要に応じ、拡大文字、手話、点字、録音、外国語など災害時要援護者に配慮した広報手段を用いる。

（「本章第１４節　災害時要援護者の支援計画」参照）

２　報道機関に対する情報発表の方法

県民に対する迅速かつ正確な情報提供を行うため、広報広聴課（広報班）長は災害対策本部会議に出席し、当会議の決定事項や被害状況等について、一元的かつ効果的な広報活動に努める。

３　記録写真の収集並びに記録映画等の作成

（１）広報班は、写真班を現地に派遣して災害現地写真を撮影する。また、関係機関は災害写真等を撮影したときは、その内容を速やかに広報班に連格する。

（２）広報班は、必要に応じ災害写真、災害壁新聞、災害映画等の災害記録を作成する。

第３　各機関の広報活動

１　市町村

（１）役割

主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報活動を行う。

（２）広報手段

①　広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示

②　自治会、町内会等に対する緊急避難情報の伝達

③　住民相談窓口の開設

④　県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）

⑤　有線放送、防災行政無線、ＣＡテレビ等コミュニティメディア

⑥　インターネットによる広報

（３）項目

①　避難、医療、救護、衛生に関する情報

②　給水、炊き出し、物資配給の実施

③　生活再建、仮設住宅、教育、復旧計画に関する情報

④　その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

２　ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、電気通信事業者）

（１）役割

主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

（２）広報手段

①　広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示

②　利用者相談窓口の開設

③　報道機関への報道依頼

④　有線放送、防災行政無線、ＣＡテレビ等コミュニティメディア

（３）項目

①　被災により使用できない区域

②　使用可能な場合の使用上の注意

③　復旧状況及び見込み

３　公共交通機関

（１）役割

主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

（２）広報手段

①　乗降場での印刷物の配布・掲示

②　場内、車内等での放送

③　報道機関への報道依頼

④　有線放送、防災行政無線、ＣＡテレビ等コミュニティメディア

（３）項目

①　被災による不通区間の状況

②　臨時ダイヤ

③　復旧状況及び見込み

第４　災害情報センターの運用

災害発生時には、県民からの多数の問い合わせが殺到するため、これらの問い合わせに正確かつ迅速に対応できるよう、県庁東棟の県民ホールに災害情報センターを開設する。

第９節　消火・救急救助活動計画

第１　出火防止・初期消火

地震発生直後の出火防止、初期消火の活動は、消防団、住民、自主防災組織及び自衛消防組織等などによって行われるものであるので、各消防機関は関係防災機関と連携を保ちながら、あらゆる方法を通じて、住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかけるものとする。

第２　消防活動

地震による火災は同時多発するほか土砂災害等も同時に発生する場合が多いため、消防隊の絶対数が不足するとともに、消防車等の通行障害などが発生する。このため、市町村は消防活動について、被害発生の規模により人命の安全確保から物的被害の軽減まで、段階的に防ぎょ対象と範囲を定め、被害軽減のためにもっとも効率的な消防活動計画を作成し実施する。

その場合、特に留意する点はおおむね次のとおりである。

１　消防職員等の確保

震災時には、住宅密集地域において火災が多発する等、集中的消火活動が困難となる恐れがある。また、消防器具、装備等が破損または搬出不能となる可能性があり、さらには消防職員、団員の召集も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、これに対する維持・確保の措置を考慮する。

２　消防水利の確保

震災時には、水道施設の停止、水道管の破損等により、消火栓は使用不能となることが考えられるので、耐震性貯水槽及び河川等の自然水利の効果的利用方法を検討する。

３　段階的防ぎょ方針

（１）火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。

（２）火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防ぎょする。

（３）火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全を最優先とする。（資料編「消防計画資料」参照）

第３　相互応援協定

震災時においては、個々の市町村・組合の消防力及び消防応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても、防ぎょ又は救助等が困難であることが予想されるので、県内の市町村等による統一的な消防広域相互応援協定に基づき、市町村等の区域を越えて必要な消防力を被災地に投入し、人命の救助を最優先し、被害の軽減を図る。

１　県内市町村相互の広域応援体制

（１）被災市町村は、自らの消防力では対応できない場合にあっては、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市町村に応援要請する。

（２）奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、奈良県消防広域応援基本計画に定めるブロック幹事消防本部から代表消防本部（代行消防本部）を通じて他の協定市町村へ行う。

なお、非常備村にあっては、知事へ応援要請を行う。

（資料編「奈良県消防広域相互応援協定書」参照）

２　他都道府県からの応援体制

（１）市町村長は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、ブロック幹事消防本部から代表消防本部を通じて知事に対し応援要請を行う。

（２）知事は、市町村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防組織法第４４条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の出動要請を行うとともに、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

（本章第１０節「第５　緊急消防援助隊の応援要請計画」及び「第６　広域航空消防応援要請計画」参照）

（資料編「奈良県消防広域相互応援協定書」「奈良県消防広域相互応援要請窓口」参照）

３　応援受入体制の整備

応援要請した市町村は、次の受入体制を整備する。

（１）応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化

（２）応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化

（３）応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握

（４）資機材の手配

（５）応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

４　他都道府県に対する応援体制

知事は、消防庁長官から応援のため必要な措置を求められたときは、代表消防本部と協議し、直ちに緊急消防援助隊の出動要請を行う。

第４　救急救助活動

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想され、救急救助活動も困難になると思われるので、救急救助活動の円滑化を図るために、次の点に考慮して実施する。

１　救急活動

（１）住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。

（２）市町村は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

（注）トリアージ　災害発生時などに多数の負傷者が発生した場合に、傷病者にタッグを貼り適切な搬送・治療を行うため、傷病の緊急度や程度の判定を行うこと。

（３）市町村は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

（４）県及び市町村は、道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプターによる救急搬送を実施する。

（「本章第６節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」
「本章第１０節第３　日本赤十字社飛行隊への派遣要請計画」
「本章第１０節第９　紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」 参照）

２　救助活動

（１）自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。

（２）市町村は、救助が必要な生存者の情報の収集に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救助活動を行う。

（３）市町村は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

（資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照）

３　各関係機関の相互協力

市町村及び各防災関係機関は、救助活動等を行うにあたって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

（注）消防機関及び県警察は消防組織法第４２条で相互協力することとなっている。また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」で相互協力することとなっている。

第１０節　各機関への派遣要請計画

第１　自衛隊への災害派遣要請計画

天災地変その他の災害に際し、県民の人命または財産の保護のため自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第８３条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣は次の事項に基づき実施する。

１　災害派遣の適用範囲

自衛隊は、次の場合、救援のため部隊等を派遣する。

（１）人命または財産の保護のため知事等災害派遣要請権者からの要請があった場合

（２）被害がまさに発生しようとしているとき、知事等からの要請があった場合

（３）その事態に照らし特に緊急を要し、知事等災害派遣要請権者からの要請を待つ暇がないと認められる場合

（「本節第１の４の（３）　知事の要請を待つ暇がない場合の自衛隊の自主派遣」参照）

（４）自衛隊の庁舎、営舎その他の施設又はその近傍に災害が発生し、自衛隊の自主的判断に基づき出動する場合

２　災害派遣に関する部隊等の活動

自衛隊の活動は、災害の状況、他機関等の活動状況、部隊等の人員、装備等により異なるが、人命救助を優先して次の活動を行う。

（１）災害発生前の活動

偵察及び連絡（班）等の派遣

①　偵察（班）

第４施設団長は平時より災害派遣のための基礎的情報を収集するとともに、特に災害発生が予想される場合には、直前の情報収集を重視し、災害発生予想地域に対し偵察班を派遣して現地の状況を偵察させ、又は防災関係機関等との協力を密にし有効な情報の収集活動を実施する。

②　連絡（班）

知事の要請、又は第４施設団長の判断に基づき県に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等の連絡調整を行う。状況によりさらに幕僚を増派する場合もある。

（２）出動準備態勢への移行

第４施設団長は災害発生が予想される場合は部隊本部に指揮所を開設し、情報収集等を強化するとともに、部隊の編成、器材等の準備及び管理支援態勢等、初動態勢を整える。

（３）災害発生後の活動

①	被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
②	避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
③	遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
④	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
⑤	消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
⑥	道路または水路の啓開	道路若しくは水路が破損し又は障害がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。
⑦	応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑧	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
⑨	炊飯および給水	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
⑩	救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和３３年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与する。
⑪	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
⑫	その他臨機の措置等	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。

その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

３　情報の交換

県および自衛隊は災害が発生し、または発生するおそれがある場合はおのおの各種情報を把握し、相互に情報の交換を行う。

4　災害派遣要請手続

（1）自衛隊の災害派遣の要請は、知事が行う。

なお、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求めることができる。

また、市町村長は知事に対して部隊等の派遣の要請を要求できない場合は、その旨及び当該市町村長の地域に係る災害の状況を直接自衛隊に対し通知することができる。

なお、市町村長はこの通知をしたときは、できる限り早急にその旨を知事に通知しなければならない。

（2）要請文書等

派遣の要請は原則として文書（災害派遣要請書）によるが、緊急を要し文書をもってしては時機を失する場合等は、口頭又は電話によるものとし、事後すみやかに文書を作成し、正式に要請する。

（3）知事の要請を待つ暇がない場合の自衛隊の自主派遣

①　各自衛隊指定部隊の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等を派遣する。

ア　防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。

イ　知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。

ウ　自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。

エ　その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つ暇がないと認められるとき。

②　指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

③　前項により連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する地域の市町村長その他関係機関に連絡する。

④　知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

5　派遣部隊等の受け入れ体制

自衛隊の災害派遣が決定した場合は部隊等の効果的な活動を図るため、次により受入体制を整える。

（１）知事は関係機関と協議し、次の事項について計画を立てる。

①　部隊担任の作業計画

②　所要資機材の確保

③　部隊との連絡責任者、連絡場所及び方法等

④　宿泊施設の場所及び収容能力、付帯設備等

（２）県防災統括室は派遣部隊の誘導、市町村及びその他関係機関等との連絡等のため県連絡員を指名し、派遣部隊に同行させる。

県連絡員は作業の状況等について県災害対策本部総務情報班に報告する。

（３）経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として市町村が負担するものとし、市町村において負担するのが適当でないものについては県が負担する。

①　災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料

②　①に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの。

6　市町村地域防災計画で定める事項

（１）派遣要請の要求方法

（２）災害派遣部隊の受入れ態勢

①　受入れ準備の計画樹立

ア　作業計画

イ　連絡責任者の氏名

ウ　宿泊施設等の準備

②　派遣部隊到着時の措置

ア　派遣部隊と作業計画等の協議

イ　県知事への報告

7　災害派遣部隊の撤収要請

知事は撤収要請を行う場合は、各防災関係機関の長および災害派遣部隊の長ならびに自衛隊連絡班と緊急に調整し、文書をもって撤収の要請を行う。

第２　海上保安庁への災害派遣要請計画

１　災害派遣の適用範囲

海上保安庁は、次の場合救援のため航空機等を派遣する。

（１）天災事変その他救済を必要とする場合であって、知事から要請があったとき

（２）災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合であって、知事から要請があったとき

２　災害派遣に関する活動内容

（１）航空機等による被害状況調査

（２）航空機等による被災者の捜索救助

（３）航空機等による被災者等の搬送及び救援物資等の輸送

（４）その他県又は市町村が行う災害応急対策への支援

３　情報の交換

県及び海上保安庁は災害が発生し、または発生するおそれがある場合は各々が各種情報を把握し、相互に情報の交換を行う。

４　災害派遣要請手続

派遣要請手続き及び要請内容は、自衛隊派遣要請の場合に準じて行う。

第３　日本赤十字社飛行隊への派遣要請計画

日赤飛行隊の派遣要請については、次に定めるところによる。

１　災害の発生時に救護班・医療品の緊急輸送、災害の状況視察及び人命救助等のために飛行機の派遣を必要とするときは、知事が要請を行う。

２　緊急時の派遣要請は、総務情報班から日本赤十字社奈良県支部あてに行う。

３　派遣要請手続きおよび要請内容は、自衛隊の派遣要請の場合に準じて行う。

第４　他府県等への応援要求計画

災害対策基本法第７４条の規定に基づき、他府県の知事に対し応援を求めるときの計画は次による。

１　応援要求は、次に掲げる場合において知事が行う。

（１）災害発生箇所が他府県に隣接し、応援を受けて緊急に応援措置を実施することにより、被害を最小限に止めることができると判断されるとき。

（２）県内に大規模な災害が発生し、応援をもとめなければ被災者の救助に著しい支障をきたす恐れがあるとき。

２　連絡の方法等

応援要求は原則として文書（自衛隊派遣要請書に準ずる）によるが緊急を要する場合にあっては電話その他の方法により行う。

３　費用の負担

知事が応援の要求を行ったときは、原則として県において負担するものとするが、実情に応じて、災害発生箇所の市町村、県及び応援を行った府県と協議の上、負担割合を定める。

第５　緊急消防援助隊の応援要請計画

知事は、市町村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防組織法第４４条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。

（「本章第９節第３　「相互応援協定」参照）

１　応援要請

（１）知事への応援要請

被災地の市町村長は、被害の状況、当該市町村の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。この場合において、知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

（２）消防庁長官への応援要請

知事は、被災地の市町村長から緊急消防援助隊の出動要請を受け、災害の状況、県内の消防力に照らして緊急消防隊の応援が必要と判断したときは速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。

知事は、災害の規模等を照らし緊急を要する場合は、被災地の市町村長からの要請を待たずに消防庁長官に対して要請を行う。

（３）代表消防機関及び被災地の市町村長への連絡

知事は、消防庁長官に対して出動要請を行ったとき及び消防庁長官から応援決定の連絡を受けたときは、その旨を代表消防機関及び被災地の市町村長に連絡する。

２　緊急消防援助隊調整本部の設置

緊急消防援助隊の応援決定がされたときは、緊急消防援助隊が迅速かつ的確な活動ができるよう奈良県緊急消防援助隊調整本部を設置する。

ただし、被災地が一つの市町村であって市町村に設置することが望ましい場合は、市町村に設置する場合もある。

3　緊急消防援助隊の活動内容

緊急消防援助隊の活動内容は次のとおりである。

（１）消火活動

（２）要救助者の検索、救助活動

（３）救急活動

（４）航空機を用いた消防活動

（５）消防艇を用いた消防活動

（６）特殊な災害（毒劇物等）に対する消防活動

（７）特殊な装備を用いた消防活動

4　応援出動都道府県隊

本県への応援出動都道府県隊は次のとおりである。

（１）第一次出動体制（第一次出動都道府県隊）

三重・京都・和歌山・大阪

（２）第二次出動体制（出動準備都道府県隊）

富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知・滋賀・兵庫・鳥取・岡山・徳島・香川

（３）航空部隊の第一次出動体制（第一次出動航空部隊）

三重県・京都市・大阪市・和歌山県

（４）航空部隊の第二次出動体制（出動準備航空部隊）

富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・名古屋市・滋賀県・兵庫県・神戸市・鳥取県・岡山市・徳島県・香川県

緊急消防援助隊応援要請の流れ

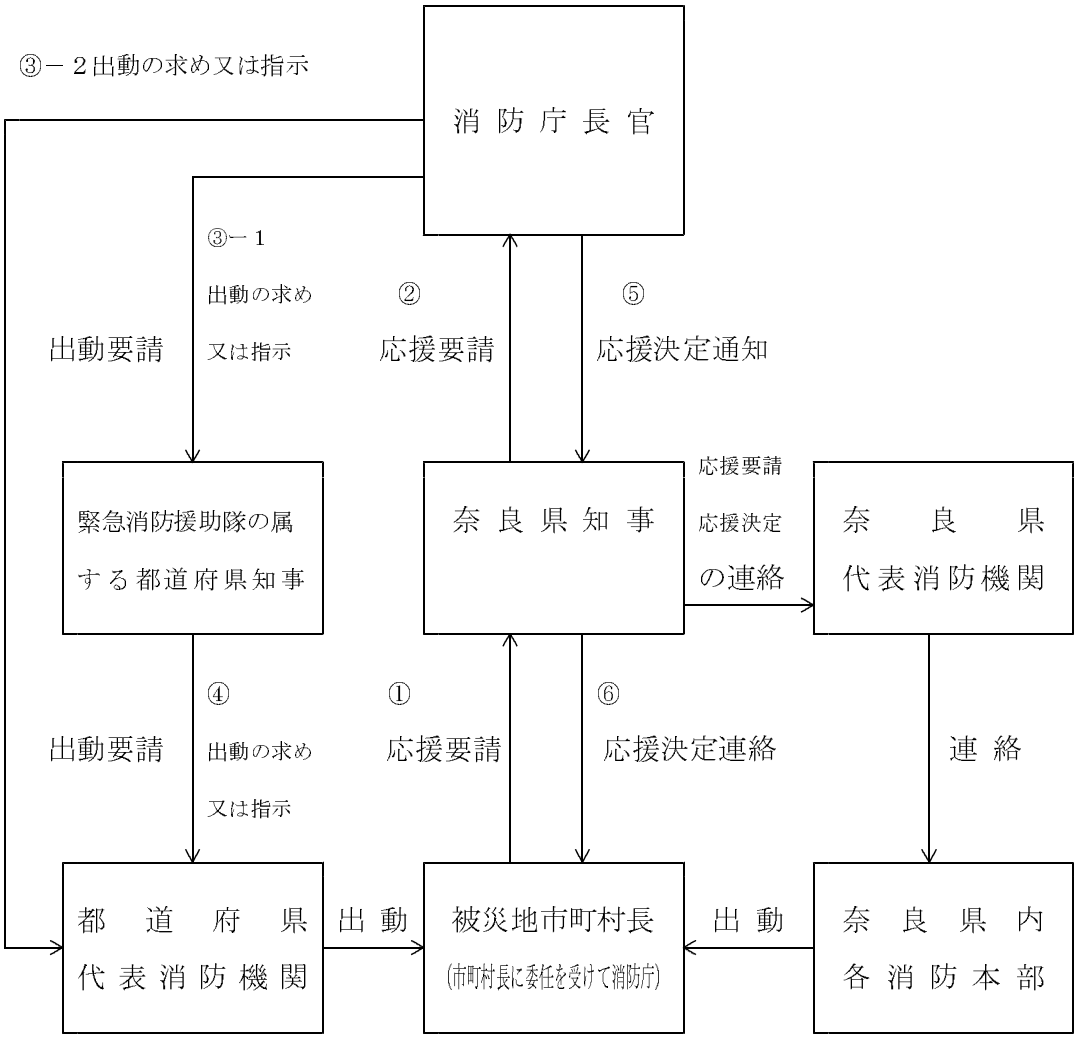

【消防組織法根拠条例】

①②・・・・・・４４条第１項
③－１求め・・４４条第１、２項
指示・・４４条第５項
③－２求め・・・４４条第４項
指示・・・４４条第５項
④　求め・・・４４条第３項
指示・・・４４条第６項

第６　広域航空消防応援要請計画

大規模な地震、風水害、林野火災等の災害時に、広域航空消防による応援を求める計画は次による。

（「本章第９節第３　「相互応援協定」参照）

（資料編「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」参照）

１　対象とする災害

広域航空消防応援の対象とする大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害でヘリコプターを使用することが防災上極めて有効と考えられるものとする。

（１）大規模な地震、風水害等の自然災害

（２）陸上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等

（３）高層建物の火災

（４）航空機事故、列車事故等集団救助救急事故

（５）その他上記各号に掲げる災害に準ずる災害

２　要請の方法等

応援要請及び決定ルートは次のとおりとする。この場合、要請は原則として、電話、無線、ＦＡＸ等により行い、後日、正式文書を送付する。

広域航空消防の応援要請及び決定通知ルート

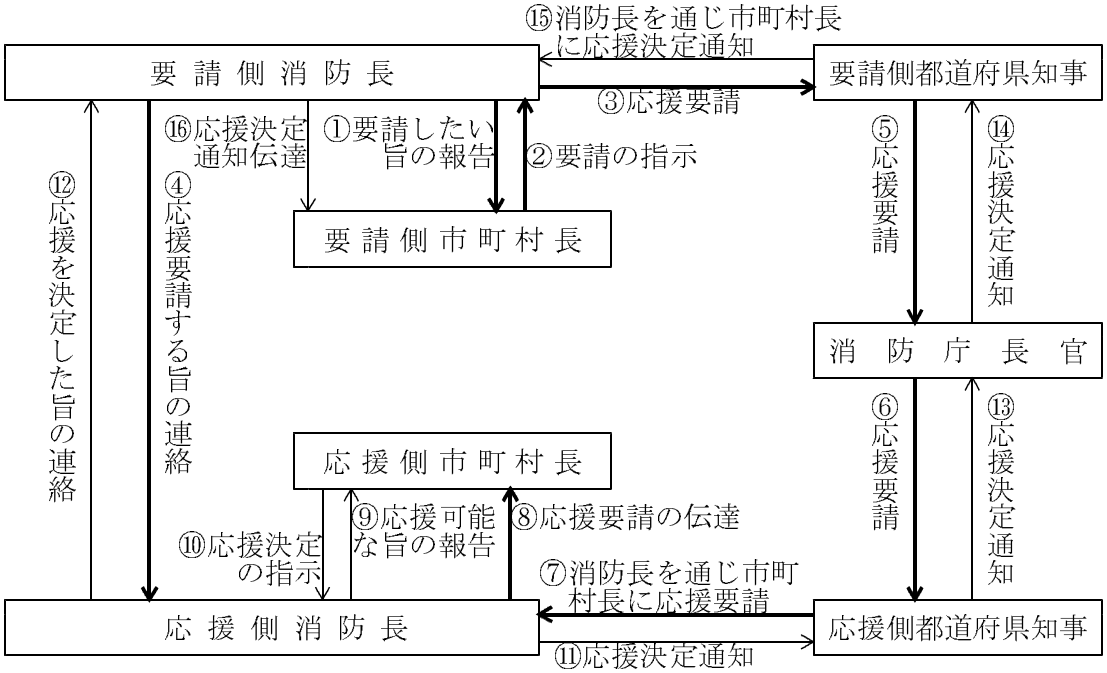

3　応援の受入体制

市町村はあらかじめ、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の事前計画を作成する。

県は、市町村の受入体制を補完するため、空中消火剤を備蓄する。

4　費用の負担

応援に直接要するヘリの燃料費、隊員の出動手当等は、原則として要請市町村が負担するものとする。

第７　近畿２府７県危機発生時等の相互応援に関する基本協定

1　応援要請

「近畿２府７県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」に基づき、知事は応援主管府県（大阪府）及び応援副主管府県（京都府）に対し、応援要請を行う。

なお、被災した各府県の応援主管府県及び応援副主管府県は次のとおりである。

被災府県	応援主管府県	応援副主管府県
奈良県	大阪府	京都府
三重県	滋賀県	奈良県
大阪府	兵庫県	奈良県
福井県	滋賀県	京都府
滋賀県	京都府	三重県
京都府	大阪府	福井県
兵庫県	大阪府	徳島県
和歌山県	大阪府	徳島県
徳島県	兵庫県	和歌山県

2　緊急派遣

奈良県は、大阪府及び三重県の応援副主管府県として、両府県において震度６弱以上の地震が観測されたときは当該府県に職員を派遣し、情報収集活動を行う。

3　応援要請手続き

被災府県独自では、適切な応急措置を執ることができないと考えられるような災害が発生した場合には、要請を待たずして応援活動を実施できるものとし、その活動については、被災府県からの要請があったものとみなす。

4　防災関係機関等との連携

大規模災害発生時には、府県のみでは十分な応援活動が実施できない場合が想定されることから、平素から防災関係機関等との連携強化に努める。

5　「自己完結型」応援活動

大規模災害発生直後における被災府県の実態を考慮し、被災府県への職員等の派遣にあたっては、食料、飲料水、テント、寝具等の物資を応援側が用意するなど「自己完結型」応援活動を行う。

6　定期的な合同訓練の実施

協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年合同訓練を実施する。

（「第２章第４節 防災訓練計画」参照）

7．その他

応援の種類、応援経費の負担、資料の交換等の基本的な事項については別に定める。

第８　全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

県は、「近畿２府７県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」における応援活動をもってしても十分な応急対策が実施できない場合は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援の要請を行う。

1　応援要請

県は近畿ブロック知事会の中から、あらかじめ定めている幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援に関する事項を明らかにして要請するものとし、幹事県等は、本県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡する。

2　全国知事会による応援調整等

全国知事会は、幹事県等から本県の被害状況及び広域応援の要請内容の連絡を受け、各ブロックとの調整を行った上で、本県に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県及び本県に応援要請の内容を連絡する。

その後、広域応援計画に基づき各都道府県の応援が実施されることとなる。

3　広域応援の内容

広域応援の内容は、被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋である。

（資料編「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」参照）

第９　紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定

1　趣旨

紀伊半島地域において災害が発生した場合で、大災害とまでは至らないが、三重県、和歌山県、奈良県の三県が相互に協力した方が、より迅速・的確に災害応急対策活動が実施できる場合に、他の県が応援する。なお、近畿２府７県危機発生時等の相互応

援に関する基本協定による応援活動が実施された場合は、これによる。

2　相互連絡体制等の整備

３県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定めるとともに、通信手段の多ルート化を図るなど、相互の迅速かつ円滑な情報伝達及び連絡系統の確立に努め、災害等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に通知する。

三県は災害等相互応援体制をより堅固なものとするため県境を越えた市町村間の協力体制の構築促進に努める。

3　応援の種類

（１）食料、飲料水及び生活必需物資の提供及び斡旋

（２）被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材物資の提供及び斡旋

（３）施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋

（４）情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣

（５）避難者及び傷病者の搬送及び受入れ

（６）ヘリコプターの活用による応援

①　（１）から（５）までに掲げる応援

②　林野火災空中消火

③　救急患者等の搬送

④　遭難者等の捜索及び救助

⑤　その他ヘリコプターの活用による応援が有効と認められる事項

（７）その他特に要請のあった事項

4　応援の自主出動

災害が発生し、被災県との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする県が必要と認めたときは、調査隊を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行う。

第１０　滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定

1　趣旨

滋賀県及び奈良県において、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定める。

2　応援要請

この協定に基づく応援要請は、次の各号に定める場合で、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和６１年５月３０日付け消防救第６１号消防庁次長通知）の対象となる大規模特殊災害を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

（１）保有するヘリが点検、整備のため出動できない場合

（２）保有するヘリのみでは、出動事案に応えられない場合

（３）保有するヘリが出動体制を整えるまでに相当の時間を要する場合
（４）その他ヘリによる応援活動が有効な場合
３　経費の負担
（１）応援に要する派遣職員の給与、旅費、航空機の燃料（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の通常経費は、応援側の負担とする。
（２）応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側の負担とする。
（３）前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
（４）前各項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

第１１　警察活動に関する応援要請

県警察は、大規模な災害が発生した場合又は大規模な被害が十分に予想される場合は、警察庁及び近畿管区警察局の指示、調整に基づき、広域緊急援助隊の派遣など広域的な応援のための措置をとる。
（「本章第１７節 災害警備、交通規制計画」参照）

第１１節　医療救護計画

第１　医療救護活動

１　機関別活動

（１）市町村

市町村は、地区医師会長又は医療機関に医療救護班の派遣を要請する。また、市町村の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、県に医療救護班の派遣を要請する。

（２）県

①　県は、市町村から医療救護班の派遣の要請があった場合、又は被災状況により医療救護の必要を認めるときは、直ちに医療救護班の派遣を行う。

②　県は、県の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、国及び「近畿２府７県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」等に基づき隣接他府県に医療救護班の派遣を要請する。

③　県は、県外からの医療救護班の受け入れに当たり受け入れ窓口を設置し、効率的な医療救護班の受け入れ及び配置を行う。

（３）保健所

①　保健所は、医療救護班を編成し、被災地に派遣する。なお、防疫活動が必要となった場合は、疫学調査班としての活動を優先する。

②　災害現場に最も近い保健所は、医療救護班の配置調整、情報の提供等を行う。

（４）医大・県立病院等

地域の中核的な病院として、市町村が行う初動医療救護体制を応援・補完するため、可能な限り自己完結型の医療救護班を編成し、被災地に派遣する。

（５）県医師会・県病院協会

①　指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

②　県から「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づく医療救護班の派遣要請があったときは、被災地外の地区医師会、病院に対し、医療救護活動を要請する。

③　医療救護班は、原則として医療救護所等における医療救護に従事する。

（６）　県歯科医師会

①　指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に歯科医療救護活動に協力する。

② 県から「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があったときは、被災地外の支部に対し、医療救護活動を要請する。

③ 歯科医療救護班は、原則として医療救護所等における歯科医療救護に従事する。

（7） 県薬剤師会

① 指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

② 県から「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、被災地外の支部に対し、医療救護活動を要請する。

③ 薬剤師班は、原則として医療救護所等における服薬指導及び医薬品等集積所における医薬品の管理等に従事する。

（8） 県看護協会

① 指定地方公共機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

② 県から「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づく看護師班の派遣要請があったときは、被災地外の会員に対し、医療救護活動を要請する。

③ 看護師班は、原則として医療救護所等における医療救護に従事する。

（9）日本赤十字社奈良県支部

指定公共機関としての責務に基づき、自らの判断により積極的に医療救護活動に協力する。

2 医療救護班の活動場所等

医療救護班は、市町村の設置する医療救護所等において医療救護活動を行う。医療救護所の設置場所は、原則として次のとおりとする。

（1）負傷者が多数発生した災害現場

（2）避難所

（3）負傷者が殺到する病院

3 医療救護班の業務内容

（1）傷病者の重傷度の判定（トリアージ）

（2）傷病者に対する応急処置

（3）後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

（4）転送困難な患者及び避難所等における軽傷患者に対する医療

（5）助産活動

（6）死亡の確認

（7）遺体検案等への協力 （状況に応じて）

（「トリアージ」については、「本章第９節第４ 救急救助活動」参照）

（資料編「災害救助法による救助の程度と期間」、「医療助産計画資料」参照）

第２　災害時における医療情報等の収集、伝達

県は、広域災害・救急医療情報システムや防災行政無線を活用し、被災地の人的被害や医療機関の被害状況、活動状況等を収集し、又は伝達する。

第３　傷病者等、医療救護スタッフ、医薬品等の搬送

１　傷病者等の搬送

応急手当等がなされた傷病者等で、後方医療機関への収容を必要とする場合の搬送は、状況に応じ次のとおり行う。

（１）市町村等の消防機関に搬送を要請する。

（２）医療機関の患者搬送車で搬送する。

（３）医療救護班が使用している自動車で搬送する。

（４）広域搬送等を必要とする場合は、奈良県消防防災ヘリコプターによる緊急運航を要請する。消防防災ヘリコプターが出動できない場合は、自衛隊にヘリコプターでの搬送を要請する。

（５）県南部地域における重篤患者については、和歌山県ドクターヘリを活用した搬送を行う。

（６）国や「近畿２府７県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき隣接府県に広域搬送を要請する。

（「本章第６節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」

「本章第１０節第３　日本赤十字社飛行隊への派遣要請計画」

「本章第１０節第９　紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」参照）

２　医療救護スタッフの搬送

医療救護班等の医療救護スタッフは、原則としてあらかじめ確保した車両で搬送する。

３　医薬品等の搬送

医療救護活動に必要な医薬品、医療資器材は、原則として県医薬品卸協同組合の車両で搬送する。

第４　後方医療体制

（１）災害拠点病院（地域災害医療センター及び基幹災害医療センター）及び被災をまぬがれた医療機関は、医療救護所等からの傷病者等を可能な限り受け入れ、治療にあたる。

（２）県は、県の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、「近畿２府７県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」等に基づき隣接府県に対し、傷病者等の受け入れを要請する。

第５　医療ボランティアの活用

県は、ボランティア活動情報提供システム等を活用し、医療ボランティアの確保、情報の提供を行う。また、災害現場に最も近い保健所において、医療ボランティアの配置調整、情報の提供を行う。

（「本章第１２節 ボランティア活動支援計画」参照）

第６　医薬品等の供給

１　医薬品、医療資器材の供給に係る機関別対応は、次のとおりとする。

（１）市町村

市町村は、災害時の医療救護班用としての必要な医薬品等を確保するとともに、なお不足する場合には、保健所に支援を要請する。

（２）県

①　県は、あらかじめ定めた広域防災活動拠点（「第２章第５節 防災体制の整備計画」参照）のうち、災害発生場所に最も近い活動拠点を医薬品等集積場所として指定する。

②　県は、医療救護班及び市町村に対する支援用として、県医薬品卸協同組合に協力を要請する。

③　県は、医薬品等に不足が予想される場合には、国及び「近畿２府７県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」等に基づき隣接府県に支援を要請する。

（３）保健所

保健所は、市町村、医療救護所等への医薬品等の供給について、調整を図る。

（４）県医薬品卸協同組合

県医薬品卸協同組合は、県から「災害時における医薬品の供給等に関する協定」等に基づく医薬品等の供給の要請があったときは、組合員に対し医療救護所等への医薬品等の供給及び搬送を要請する。

（資料編「医療助産計画資料　薬品類等調達先」参照）

２　血液製剤の供給は次のとおり行う。

（１）県は、血液製剤の供給を要すると認めたときは、奈良県赤十字血液センターに供給を要請する。

（２）奈良県赤十字血液センターは、災害発生後、直ちに血液製剤の確保を図るため、被害の軽微な地域に献血班を出動させ、県民からの献血を受ける。

なお、不足する場合は、他都道府県日赤支部（血液センター）に応援を要請する。

（資料編「医療助産計画資料　輸血」参照）

第７　精神障害者対策及びメンタルヘルス対策

市町村、保健所及び精神保健福祉センターは、精神障害者及びメンタルヘルス対策として、次の対策を講じる。

（１）市町村及び保健所は、本章第１１節第９等により安否及び健康状況を確認された精神障害者について必要な生活援助の検討、提供を行う。

（２）保健所は、巡回診療・相談を実施するとともに診療応需体制にある医療機関の確認、それらの周知等を行う。

（３）保健所は、病院等の被害状況を把握し、入院可能病床の確認と入転院の調整等を行う。

（４）市町村、保健所は、社会復帰施設、作業所等の被害状況を把握し、市町村は利用可能な施設の活用について検討する。

（５）精神保健福祉センターは、県内外の情報を集約の上、保健所等に提供し、又病院施設等の利用調整を行う。

第８　在宅難病患者対策

保健所は、在宅難病患者対策として、次の対策を講じる。

（１）在宅難病患者の安否、症状の確認あるいは必要な生活物資等の確認、提供を行う。

（２）巡回相談を実施するとともに、症状に応じた医療機関の確保を行う。

第９　保健師等による健康管理

市町村及び保健所は、保健師等により避難所等における健康相談、地域における巡回相談、その他必要な保健活動を行う。

第10　医療施設へのライフラインの確保

県は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な供給が行われるよう事業者に要請する。

（本章「第２０節 給水計画」、「第２２節 ライフライン施設の応急復旧計画」参照）

第１２節　ボランティア活動支援計画

県及び市町村は、関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティア活動への情報提供等、ボランティアの円滑な活動が図られるよう支援に努める。

第１　（仮称）災害ボランティア本部の設置

県と関係機関・関係団体が連携して、ボランティアへの情報提供、参加要請及びボランティアのコーディネート等ボランティア活動を支援する（仮称）災害ボランティア本部を設置する。

第２　ボランティアの受け入れ対応

１　県は、参加を希望するボランティアについては、県ボランティア・ＮＰＯ活動情報提供システム等を活用し（仮称）災害ボランティア本部、被災地市町村等が設置する災害ボランティア窓口についての情報提供を行う。

２　県は、専門技術ボランティアについては、県災害対策本部及び被災市町村と調整のうえ派遣する。

《専門技術ボランティア登録分野》

分　野	資 格 要 件 等	関係部班	参 照 項 目
医　療	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、助産師等	救助総務班	第３章第１１節第５
建物判定	被災建築物応急危険度判定士	建 築 班	第２章第１０節第８

第３　情報収集・情報提供

県は、災害ボランティア本部及び被災地市町村・関係機関・関係団体等から、ボランティア活動に必要な各種情報（募集情報、交通規制状況等）の収集を行い、各メディアや県ボランティア・ＮＰＯ活動情報提供システム等を通じて情報提供に努める。

第１３節　海外からの支援受入計画

第１　基本方針

海外からの支援受け入れについては、基本的には国（非常本部等）において推進されることから国と十分調整を図りながら対応する。

（「防災基本計画第２編第２章第１２節の３　海外からの支援の受入れ」等参照）

県は、海外からの救援物資等の受入れが予想される場合、予め次のことを行う。

１　国への被災状況及び今後要請が見込まれる救援物資等の連絡

２　国からの必要物資等の照会の対応

第２　救援物資の受入れ

１　県は、海外から物資提供の申し出があった場合は国と連絡調整を図り、次のことについて確認のうえ対応する。

（１）提供申出者

（２）品目、数量（有償・無償の確認）

（３）輸送手段

（４）輸送ルート

（５）搬入場所

（６）到着予定日時

２　県は、物資提供を受入れる場合、次のことについて関係機関に確認を行う。

（１）通関に際しての法令による規制免除

（２）通関料等の免除手続き

３　県は、物資の輸送・通関・保管に関して航空会社・通関業協会等へ協力依頼を行う。

第３　救援隊の受入れ

１　県は、海外から救援隊派遣の申し出があった場合、次のことを確認し、国と連絡調整を図りながら受入の是非等を検討の上、迅速に対応する。

（１）協力内容、人数、到着場所、到着日の確認

（２）入国に関する規制の有無、免除の有無の確認

（３）警察、消防等との連絡調整

（４）受入れの方法等の検討

２　県は、救援隊に極力、自力で活動するよう要請することとする。

３　県は、救援隊の受入れにあたっては、必要に応じて次のことを行う。

（１）活動日程表の作成

（２）出迎え日時、場所、出迎え者の決定

（３）ボランティアを含む案内者、通訳の手配

（４）宿泊場所の手配

（５）支援活動への同行

第１４節　災害時要援護者の支援計画

大地震による災害の発生に際し、自力避難が困難な高齢者、障害者、外国人及び乳幼児等（以下「災害時要援護者」という。）に対して応急的対策に関する定めを行い、最小限度の被災に抑止する。

第１　情報伝達等の方法

県及び市町村は、大地震による火災通報の伝達、避難勧告・指示、避難誘導、避難所等での情報伝達や情報提供等を行うときは、災害時要援護者の内容、程度や地域実態を考慮し、おおむね次の方法により行う。

１　視覚機能に障害のあるとき

（１）音声情報による周知

（２）拡大文字による周知

（３）その他、効果的な方法の併用による周知

２　聴覚機能に障害のあるとき

（１）文字情報による周知

（２）映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）

（３）手話による周知

（４）その他、効果的な方法の併用による周知

３　日本語理解に障害のあるとき

（１）外国語による周知

（２）その他、効果的な方法の併用による周知

４　地理的理解に障害のあるとき

（１）地図つき情報による周知

（２）その他、効果的な方法の併用による周知

第２　地震情報等の周知

市町村は、大地震による火災通報の伝達、連絡を受け、又は火災警報を発し、あるいは異常現象を覚知したときは、災害時要援護者に対し適切な伝達系統や方法により迅速かつ確実に周知を行う。

第３　避難誘導

市町村は、災害が発生したときは災害時要援護者に対し適切な方法により迅速かつ確実に避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、必要に応じ地域住民や自主防災組織等の協力も得るものとする。

第４　安否確認及び被災状況の報告

県及び市町村は、災害が発生したときは災害時要援護者の安否確認及び被災状況の調査を行う。

１　県は、市町村の要請に基づき調査を行ったときは、その状況を市町村に連絡する。

２　市町村は、調査を行ったときは、その状況を県に速やかに報告する。

３　連絡又は報告すべき事項及びその内容は、おおむね次による。

（１）避難所等に避難している者

避難所ごとに氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、その他特記事項

（２）その他親戚、知人宅等に避難している者（医療施設に収容された者は除く。）

氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、避難先の連絡方法

（３）被災地域の在宅者

町、丁目ごとに氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、介護者の有無、その他特記事項

（４）被災地域の施設入所者及び施設等

①　施設ごとの施設種別、入所者の氏名、性別、年齢、及び被災の程度の報告

②　施設ごとの施設種別、施設及び設備の被災状況の報告

４　すべての事項が確認できない場合、確認できた範囲の報告を行い、その他の事項についても、後刻速やかに報告を行う。

（本章「第３節 早期災害情報収集の計画」、「第４節 被害状況の調査・報告計画」参照）

第５　被災状況の取りまとめ

県は、市町村から報告のあった災害時要援護者の被災情報を取りまとめて、関係機関への報告及び伝達等を行う。

第６　被災者に対する応急的処遇

被災した災害時要援護者に対する応急的処遇は、おおむね次により行う。

なお、その際には、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に充分配慮するよう努めるものとする。

１　県は、市町村の要請に基づき、福祉的処遇を担当する援助者の確保及び援助物品の確保などの支援を行う。

２　県は、県内の社会福祉施設の被災状況を調査し、市町村の要請に基づき、緊急に施設で保護する必要がある者を、一時的に受け入れることができる社会福祉施設の情報を市町村に提供するとともに当該施設への移送支援を行う。

３　市町村は、避難所等での社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー、手話通訳者、保健師等の援助者の確保に努め、身体的・精神的ケアや生活相談等の巡回相談・指導・援助を行う。

４　市町村は、補装具・介護物品等の援助物品の確保に努め、被災者に適した物品等の供給又は貸し出しを行う。

５　市町村は、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時的な社会福祉施設への避難保護に努める。

第７　食料の供給

避難所等での食料供給に際し、災害時要援護者に対して、おおむね次により供給を行う。

１　県は、市町村の要請に基づき、代替食料の確保、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保等に対する支援を行う。

２　市町村は、乳児・幼児・高齢者等で咀しゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努める。

３　市町村は、代替食料の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努める。

第８　日常生活用品の供給

避難所等での日常生活用品等の供給に際し、災害時要援護者に対して、おおむね次により供給を行う。

１　県は、災害救助用物資として日常生活用品を備蓄及び確保する際、紙おむつ、介護用衣類、スプーン、哺乳ビン等の確保に努め、市町村からの要請に応じて避難所等を管理する市町村への配送を行う。

２　市町村は、県から配送された日常生活用品を速やかに各避難所に配布するものとし、その際、災害時要援護者に優先的に配布するなどの配慮を行う。

３　市町村は、日常生活用具の配置に際し、災害時要援護者の利用を十分考慮する。

第９　応急仮設住宅

災害により住宅を失い、又は破損のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障害者等の単身世帯及び高齢者や障害者等を含む世帯に対する住宅対策は、おおむね次により行う。

１　県は、応急仮設住宅を建設する際、その建物構造及び付帯設備は次の事項に留意する。

（１）建物内の段差の解消若しくは低床化、手すりの設置等

（２）低層浴槽、高低調整型炊事設備、障害者用トイレの設置等

２　市町村は、応急仮設住宅の入居者の決定等の際には、次の事項を留意する。

（１）高齢者や障害者等の優先入居

（２）高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。

（３）入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。

（「本章第３０節 住宅応急対策計画」参照）

第１５節　避難対策

第１　避難の勧告又は指示の実施

１　市町村長

市町村長は、災害対策基本法第６０条、水防法第２９条に定めるところにより、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認める時は、危険地域の住民に対し、避難の勧告又は指示を行う。

２　知事

知事は、次の場合に避難のため立ち退きを指示する。

①　洪水等により著しい危険が切迫していると認められる場合（水防法第２９条）

②　地すべりにより危険が切迫していると認められる場合

（地すべり等防止法第２５条）

③　災害の発生により市町村がその全部若しくは大部分の事務ができなくなった場合

（災害対策基本法第６０条）

３　その他

警察官（災害対策基本法第６１条、警察官職務執行法第４条）、自衛官（自衛隊法第９４条）は、各法令の定めるところにより、必要に応じ避難の指示を行う。

第２　避難の勧告又は指示の内容

市町村長が行う避難の勧告、指示及びその他の者が行う避難の指示は次の事項を明示して行う。

１　避難対象地域

２　避難所の場所

３　避難経路

４　避難の理由

５　避難時の注意事項

６　その他の必要事項

第３　避難措置の周知

１　住民への周知

避難の勧告、指示を実施したときは、当該実施者は、その内容を住民に対し周知徹底するものとする。その際、災害時要援護者を考慮して、迅速かつ確実に伝達できるよう留意するものとする。

（災害時要援護者については、「本章第１４節 災害時要援護者の支援計画」参照）

２　市町村長の報告

市町村長は、避難の勧告、指示を実施したとき、又は警察官が避難の指示を行いその旨を市町村長に報告してきたときは、速やかに**県**に報告する。

（「本章第４節第４の２ 災害概況即報」参照）

３　関係機関相互の連絡

県、警察本部、市町村及び自衛隊は、避難の勧告、指示をしたときは、その内容を相互に連絡する。

第４　避難の誘導

１　避難の誘導

市町村長及びその他の避難の勧告、指示の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう誘導するものとする。その際、災害時要援護者を考慮して、迅速かつ確実に伝達できるよう留意するものとする。

２　案内標識の設置

市町村長及びその他の避難の勧告、指示の実施者は、避難所及び避難経路等を明示する案内標識を設置する等、迅速に避難できるよう措置する。その際、災害時要援護者を考慮した場所とする。

第５　避難収容計画

１　避難所の開設

市町村は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て、避難所として開設する。

県及び市町村は、被災地以外の地域にあるものを含め、災害時要援護者に配慮した、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所を確保する。

2　避難所の運営管理

ア　市町村は避難者の人員･安否、必要とする物資･数量等の把握に努める。

イ　市町村は、避難所の運営にあたって、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。なお、避難者主体の自治組織の設置するにあたっては、男女共同参画の視点を取り入れた体制とする。

ウ　市町村は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、各避難場所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。また、必要に応じてボランティアや他の市町村に対して協力を求める。

エ　市町村は、避難者の心のケアやプライバシーの確保、災害時要援護者に配慮した生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう避難所運営に努める。また、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮するものとする。

オ　市町村は、避難者に対する生活情報や他の避難所等との情報提供に努めるものとする。その際、口頭での説明のほか、情報伝達に障害を持つ避難者に配慮し、掲示板の設置、チラシの配付等の方法も用いる。

　また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

カ　県及び市町村は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を行い、避難所の早期解消に努める。

（「本章第３０節 住宅応急対策計画」参照）

3　避難所の安全等の確保

市町村は、避難所の安全等の確保のため、パトロールの実施、警備業者による避難所の安全確保のための支援要員確保の協定の整備を行う。

（し尿、生活ごみの処理については、「本章第２７節 廃棄物の処理及び清掃計画」参照）

（資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照）

第６　広域的避難収容

1　県内他市町村への避難収容

被災市町村の避難所に被災者を収容できないとき、市町村長は、県又は県内他市町村に対し被災者の他地区への移送及び収容について要請する。

被災者の他地区への移送を要請した市町村長は、所属職員の中から移送にあたる引率者を添乗させる。

2　県外への広域的避難収容

県は、被災者の避難、収容状況等にかんがみ、被害が甚大なため県内では収容できず県外への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常災害対策本部等を通じて、又は避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕に広域避難収容に関する支援を要請する。

第１６節　緊急輸送計画

第１　計画の方針

災害時の救助活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、陸上交通路、航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力の確保に万全を期する。また、それに対応できる緊急輸送体制を確保する。

第２　緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

１　第１段階

（１）救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資

（２）災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資

（３）情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等

（４）後方医療機関へ搬送する負傷者

（５）緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資

（６）被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資

（７）被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資

２　第２段階

（１）上記１の続行

（２）災害時要援護者の保護にかかる二次的避難所への移送

（３）傷病者及び被災者の被災地外への輸送

（４）輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資

３　第３段階

（１）上記２の続行

（２）災害復旧に必要な要員及び物資

第３　輸送力の確保

１　市町村及び防災関係機関の措置

（１）市町村等は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料等の調達先及び必要数を明確にし、要員及び物資等の輸送手段を確保する。

（２）市町村等が運用又は調達する輸送車両等が不足した場合は、次の事項を明示して県又は他市町村等に斡旋を要請する。

①　輸送区間及び借上期間

②　輸送人員又は輸送量

③　車両等の種類及び台数

④　集結場所及び日時

⑤　車両用燃料の給油場所及び給油予定量

⑥　その他必要事項

２　県の措置

（１）市町村等から輸送手段の確保について、県に要請があった場合、又は災害対策本部長が必要と認める場合は、関係機関に対し協力を要請する。

（２）知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障があると認める場合は、災害対策基本法第７１条及び災害救助法第２４条に基づく従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。

（３）知事は、緊急輸送に必要な関係団体と、あらかじめ協定を締結し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。この場合関係団体とは、奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会、奈良県バス協会等とする。

３　近畿運輸局の措置

近畿運輸局は、緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車運送事業者等の関係輸送機関に対し、運送力の確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により車両等の斡旋を行う。

４　奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会、奈良県バス協会等の措置

奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会及び奈良県バス協会等は、各加入会社の車両台数の実態を把握しておき、被災者移送又は物資の輸送が生じた場合は、県との協定に基づき、貨物自動車、乗用車及び乗合自動車の供給に協力する。

（資料編「輸送計画資料」参照）

５　西日本旅客鉄道㈱及び近畿日本鉄道㈱の措置

西日本旅客鉄道㈱及び近畿日本鉄道㈱は、県の要請に基づき、列車の特発、迂回運転、災害応急対策物資、要員の優先輸送等の必要と認められる措置をとり、その万全を期する。

第４　緊急輸送体制の確立

１　広域防災活動拠点の確保及び活用

県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の広域防災活動拠点を活用する。（「第２章第５節 防災体制の整備計画」参照）

（１）県営競輪場

（２）第二浄化センター

（３）消防学校

（４）吉野川浄化センター

２　緊急輸送道路の確保

道路は、震災時においては消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える施設であるため、円滑に機能することが必要である。

また、速やかに復旧活動を行い、二次災害を最小限にくい止めるためにも、交通路の確保が重要である。

（１）被災情報の収集及び道路啓開

（「本章第２１節第２ 道路、橋梁、トンネル」参照）

（２）交通規制

（「本章第１７節第２ 交通規制及び緊急通行車両」参照）

３　航空輸送の確保

（１）緊急輸送及び陸上交通の途絶え等のための孤立地帯への輸送は航空機（ヘリコプター）による。

そのため、県は　①県消防防災ヘリコプター　②県警のヘリコプター　③自衛隊のヘリコプター　④他府県の消防防災ヘリコプター　⑤他府県警のヘリコプター　⑥日本赤十字社飛行隊　⑦民間航空会社のヘリコプターへ派遣要請を行う。

派遣されたヘリコプターは、基本的に奈良県ヘリポートを基地とし、各広域防災活動拠点及び災害活動用緊急ヘリポートと孤立地帯との航空輸送の任にあたる。

（２）災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者及び市町村は、災害活動用緊急ヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部（総務情報班）等に報告する。

（「本章第６節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」参照）

（資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照）

第１７節　災害警備、交通規制計画

第１　災害警備

１　県警察は、大震災が発生した場合において、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに、県民の生命、身体及び財産の保護並びに治安維持に万全を期すとともに、警察力を最高度に発揮して、迅速かつ的確な災害警備活動を行う。

大震災の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動体制を確立するとともに、次に定める活動を行う。

（１）被害の実態把握

（２）被災者の救出救助及び被害の拡大防止

（３）行方不明者の捜索

（４）危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導

（５）死体見分又は検視

（６）緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制

（７）被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙

（８）地震に関する広報活動

（９）関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

また、県警察は、必要により、速やかに広域緊急援助隊の派遣など広域的な援助要請措置をとる。

２　警備体制

県警察は、次の警備体制に従って災害警備活動を行う。

（１）警察本部

①　奈良県警察震災警備本部の設置

奈良県下に震度５強以上の地震が発生したときは、直ちに奈良県警察震災警備本部を設置し、全警察力を挙げて災害警備活動を行う。

②　奈良県警察震災警備連絡室の設置

奈良県下に震度４若しくは震度５弱の地震が発生したときは、奈良県警察震災警備連絡室を設置し必要な災害警備活動を行う。

（２）警察署

警察署は県警察本部の設置基準に基づき、災害警備活動を行う。

第２　交通規制及び緊急通行車両

災害時における交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等は、この計画の定めるところによる。

１　交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理に属する道路について災害時における危険箇所及びう回道路応急復旧の方法等をあらかじめ調査し、計画しておくとともに、災害が発生した場合は当該道路の被害状況を調査し的確な措置をとらなければならない。

２　被災地及びその周辺における交通規制

（１）道路法に基づく交通規制（同法第４６条）

災害時において、道路管理者は、道路の損壊、欠壊その他の事由により道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる場合、区間を定めて、道路の通行を禁止し、制限する。

（２）道路交通法に基づく交通規制（同法第４条１項、第５条１項、第６条４項）

災害時において、公安委員会、警察署長、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

（３）災害対策基本法に基づく交通規制（同法７６条、７６条の３関係）

公安委員会は、奈良県又はこれに隣接し、若しくは近接する府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、道路の区間・区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。（以下「通行禁止区域等」という。）

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認められる場合は、当該車両の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。

また、警察官は、移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとる。

なお、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官または消防吏員は、通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両または消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとる。

（４）広報

公安委員会は、前項の通行禁止又は制限をしようとするときは、その規制の内容を当該道路の管理者に通知するほか、区域内にある者に対し周知徹底するよう努める。

（５）関係公安委員会への通知

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合は関係公安委員会に必要な事項を通知する。

（６）交通情報の収集

交通規制等の交通対策を迅速、的確に実施するために、道路交通情報の収集に当たり、全般的な交通状況の実態把握に努める。

（７）交通管制の機能確保措置

大規模災害時に道路交通施設等について緊急対策の迅速、的確な実施を図るため、次の措置をとる。

①信号機用非常電源装置の整備及び点検の実施

②倒壊、破損時の緊急復旧体制の確保

（８）交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

①　速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ｱ) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(ｲ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

②　速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

③　通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

３　緊急輸送路を確保するための警備員の出動要請

（１）県警察本部長は、緊急輸送路を確保する場合において交通整理要員等が不足すると認めるときは、「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、(社) 奈良県警備業協会に対して警備員の出動を要請する。

（２）出動した警備員は、緊急輸送路の各交差点等において交通誘導を行うものとし、管轄する警察署長は当該警備員が所属する警備業者に対し、交通誘導方法等にかかる具体的な指示を行う。

（資料編「災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定」参照）

4　災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の確認及び取扱い

（1）県公安委員会が災害対策基本法に基づく交通の禁止及び制限を行った場合、知事または公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、別記様式１「緊急通行車両確認証明書」及び別記様式２「標章」を交付する。

緊急通行車両の確認及び「標章」等の交付は、原則として公安委員会が行い、県知事にあっては、県が保有又は調達した緊急通行車両について確認及び交付を行う。

（2）緊急通行車両に該当する車両は、別記様式３「緊急通行車両確認申請書」に必要事項を記載のうえ、緊急通行車両であることの疎明書類とともに最寄りの警察署又は交通検問所に申請し、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。

（3）県及び市町村等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をする。

5　緊急通行車両等の事前届出・確認・手続

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第３３条第１項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施する。

（1）事前届出の対象車両

次の①及び②のいずれにも該当する場合に事前届出を受理する。

①　災害時において、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で次の事項を行う車両

○　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

○　消防、水防その他の応急措置に関する事項

○　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

○　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

○　施設及び設備の応急の復旧に関する事項

○　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

○　犯罪の予防、交通の規則その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

○　緊急輸送の確保に関する事項

○　その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

②　指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは契約等により使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

（２）事前届出の申請手続き

①　申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者

②　申請先

指定行政機関等の事務所等を管轄する警察署または交通規制課

③　申請書類等

○　別記様式４「緊急通行車両事前届出書」２通

○　指定行政機関等が所有する車両以外の車両にあっては、契約を疎明する書類（貸借契約書、業務委託契約書等）を添付

（３）緊急通行車両事前届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両と認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済証」を申請者に交付する。

（４）災害発生時の措置

最寄りの警察署、又は交通検問所に「緊急通行車両事前届出済証」に必要事項を記載して提出し、「緊急通行車両確認証明書」及び別記様式「標章」の交付を受ける。

別記様式１　「緊急通行車両確認証明書」

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号

年　　月　　日

緊　急　通　行　車　両　確　認　証　明　書

知　　事　　㊞

公安委員会　　㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号欄に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td>電話（　　）　　－</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">通行経路</td><td>出　発　地</td><td>目　的　地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

別記様式２　「標章」



備考　１　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式３　「緊急通行車両確認申請書」

災害応急対策用

緊　急　通　行　車　両　確　認　申　請　書

年　　月　　日

奈良県公安委員会　殿

申請者住所

氏名　　㊞

電話（　　）　　－

指定行政機関等の名称		
番号標に表示されている番号		
車両の用途		1　警報の発令、伝達及び避難の勧告、指示 2　消防、水防その他応急措置 3　避難、救助その他の保護 4　児童等の応急の教育 5　施設、設備の応急の復旧 6　清掃、防疫その他の保健衛生 7　犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持 8　緊急輸送の確保 9　その他
輸送人員又は品名		
使用者	住所	電話（　　）　　－
	氏名	
出発予定地		

（注）　この確認申請書には、当該車両の自動車検査証の写し（契約車にあっては、契約書の写し等）を添付してください。

別記様式４　「緊急通行車両事前届出書」（表面）

災害応急対策用

緊　急　通　行　車　両　事　前　届　出　書

年　　月　　日

奈良県公安委員会　殿

申請者住所

氏名　　㊞

電話（　　）　　－

指定行政機関等の名称		
番号標に表示されている番号		
車両の用途		1　警報の発令、伝達及び避難の勧告、指示 2　消防、水防その他応急措置 3　避難、救助その他の保護 4　児童等の応急の教育 5　施設、設備の応急の復旧 6　清掃、防疫その他の保健衛生 7　犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持 8　緊急輸送の確保 9　その他
輸送人員又は品名		
使用者	住所	
	氏名	
出発予定地		

（注）　この事前届出書は２部作成して、当該車両の自動車検査証の写し（契約車にあっては、契約書の写し等）を添付してください。

別記様式４「緊急通行車両事前届出書」（裏面）

災害応急対策用　　第　　号

緊　急　通　行　車　両　事　前　届　出　済　書

裏面のとおり事前届出を受けたことを証する

平成　　年　　月　　日

奈良県公安委員会　　印

1　災害発生時には、この届済証の「災害発生時における確認欄」に必要事項を記載の上、警察本部交通規制課又は最寄りの警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。
2　届出内容に変更が生じ、若しくは本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、本届出済証の交付を受けた警察署等に届け出て再交付を受けてください。
3　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1)　緊急通行車両に該当しなくなったとき。
(2)　緊急通行車両が廃車となったとき。
(3)　その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

災害発生時における確認欄	運行(通行)経路	出　発　地	出　発　地	目　的　地
	運　行　日　時	自　平成　　年　　月　　日　　時から 至　平成　　年　　月　　日　　時まで		

第１８節　水防活動計画

第１　監視警戒活動

１　河川・ダム及びため池等の管理者

大地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門、ダム及びため池等が損傷あるいは損壊する恐れがあるため、河川、ダム、砂防施設、ため池、水門及び樋門等の管理者は、震度４以上の地震が発生し、又は東海地震の予知警戒宣言の発令があり、かなりの被害が予想され水防上警戒が必要な時は、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、応急措置を講ずる。

また、速やかに被害状況、措置状況等の情報を関係機関に連絡する。

２　市町村（水防管理団体）

市町村は、大地震発生後直ちに区域内の河川、ダム、砂防施設、ため池等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講ずるよう求めるものとするが、緊急を要する場合には、水門、樋門、及び閘門の操作その他適宜に水防活動を行う。

第２　応急警戒復旧

地震時に実施する水防上の応急措置としては、特に堤防、水門、樋門の応急補強などが想定されるが適宜、必要な応急措置を実施する。

第１９節　食料、生活必需品の供給計画

大地震による災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下「物資」という）の供給について、県・市町村・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、迅速かつ的確・適切に行うための体制の確立を図る。

第１　県、市町村、住民の役割分担

１　県は、被災住民に給与する生活必需品等の物資及び市町村の要請を受けて必要となる物資についての供給を行う。

２　市町村は、被災住民に対する食料品等の物資の給与を行うための計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により供給を行う。

３　住民は、個人又は地域において可能な方法・範囲での物資の相互融通に努めるなど、最小限度の被害に抑止するための相互扶助を行う。

第２　物資の調達・供給状況の報告等

県及び市町村は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。

１　県は、必要な物資の調達及び供給を迅速・適切に行うため、被災市町村の被災状況及び物資の調達・供給状況を収集分析する。

２　市町村は、住民等の被災状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。

３　市町村は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。

第３　物資供給

災害発生時において、県及び市町村が行う物資の供給は、次により行う。

１　県は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、その環境及び体制を整備する。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

（１）広域防災活動拠点における物資の供給の方法及び体制等を明らかにする。

（「本章第１６節第４　緊急輸送体制の確立」参照）

（２）近畿府県間等の応援協定に基づく、応援実施方法等を明らかにする。

（３）供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を明らかにする。

（４）その他、物資の供給に必要なことを定める。

２　市町村は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するために地域に即した具体的方法を検討し、速やかに実施するため、その環境及び体制を整える。

その内容は、おおむね次のとおりとする

（１）把握した被災状況により供給の範囲及び程度を明らかにする。

（２）把握した被災状況により市町村間の応援協定に基づく実施方法等を明らかにする。

（３）輸送拠点・輸送等の物資の供給の方法及び供給等を明らかにする。

（４）供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を明らかにする。

（５）その他、物資の供給に必要なことを定める。

(資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照)

第４　主食（米穀・乾パン）及び副食類（漬物・調味料）の供給

１　主食（米穀及び乾パン）の応急供給

（１）災害救助法が発動されるまでの供給

県は、市町村から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、「政府所有米穀の販売要領」及び「災害時等における乾パンの取扱要領」に基づき給食に必要な数量等を奈良農政事務所に通知又は供給申請を行う。

（２）災害救助法が適用されてからの供給

①　県は「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領に基づく協定書」に基づき、奈良農政事務所に災害救助用米穀等の直接売却を要請し、市町村に供給する。

②　市町村は、県との間に連絡がつかない場合、奈良農政事務所に対して直接に災害救助用米穀等の引き渡しを要請することとする。

２　副食類の応急供給

副食類については主として市町村が調達することとするが、市町村のみでは調達が不可能であるときは市町村からの要請に基づき、購入、斡旋することとする。調達先は別冊資料のとおり。

第５　救援物資への対応

１　県は、住民等の善意に配慮しつつ集積場所が混乱したり不要な物資が蓄積するなどの弊害が生じないよう、適切な情報提供活動や市町村が行う受入・管理の支援等、次のとおり必要な援助を行う。

（１）県は、救援物資の受入場所として、広域防災活動拠点を活用する。

（「本章第１６節第４　緊急輸送体制の確立」参照)

（２）県は、救援の申出者に対し、市町村の指定する輸送拠点又は県の指定する広域防災活動拠点への搬送を要請する。

（３）県は、市町村からの要請に基づき、市町村の指定する輸送拠点へ直接に配分し、又は県の指定する広域防災活動拠点を経由して配分する。

（４）県は、広域防災活動拠点における要員を確保し、救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施する。

２　市町村は、市町村地域防災計画において「救援物資対応計画」等を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により以下のとおり受入・管理体制及び事務処理環境を整える。

（１）市町村は、救援物資の受入場所として、輸送拠点を指定する。

（２）市町村は、輸送拠点における要員を確保し、救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施し、被災者に対し迅速かつ適切に救援物資を配布する。

○資料編参照関係資料

１　食料供給計画資料

（１）主食の調達先等

①　政府所有米穀の販売要領（抜粋）

②　災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領

③　災害時等における乾パンの取扱要領

④　緊急引渡要領に基づく協定書

⑤　主食供給計画表

⑥　災害時における米穀供給の連絡先一覧表

⑦　農林水産省乾パン備蓄地方農政事務所及び防衛省補給処一覧表

⑧　乾パンの備蓄

⑨　フリーズドライ食品の備蓄

⑩　調査品目別、団体別の農林水産省内連絡先

⑪　農林水産省緊急時連絡先（米穀・加工食品等の供給元情報）

（２）副食類の調達先

①　漬物類（漬物・梅漬け）・調味料（醤油・味噌・砂糖）

②　青果物・水産物の調達先

２　生活必需品等物資備蓄資料

第２０節　給水計画

第１　実施体制

１　実施責任者

飲料水供給の実施は原則として市町村が行うものとするが、被災市町村において実施できないときは、近隣市町村の協力を得て実施する。

また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。

２　給水対象者

災害発生時に飲料水を得られない者に対して、災害発生から３日以内は、１人１日３リットル、１０日目までには３～２０リットル、２０日目までには２０～１００リットルを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるものとする。

３　拠点給水等

（１）市町村は、各水道施設（浄水場・配水場・消火用貯水槽を除く貯水槽）等による拠点給水の可能性を点検し、給水配水図等により医療機関、福祉施設等の所在を配慮した給水体系を検討する。

（２）給水車等の搬送が可能な状況下においては、拠点給水を基点にして給水車及びトラック等による給水を実施する。

第２　飲料水等の確保

１　県は、水道事業者等に対して、連絡調整を行うとともに応急用飲料水の衛生指導を行う。

２　市町村は、飲料水の確保を行うとともに、自ら、湧き水・井戸水・河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

また、給水車・給水容器・容器運搬用車両の準備をし、整備点検を行うとともに、飲料水の消毒薬品(塩素・晒し粉・次亜塩素酸ソーダ等)は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所・配置場所についても検討する。

３　市町村及び水道事業者等は、応急用飲料水並びに水道施設の確保に努める。

第３　給水方法

１　給水に際しては、その場所・時間等について被災地の住民に周知措置を講ずる。

２　給水タンク車による場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となるが、給水範囲が広いときは、必要に応じて要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。

１　災害の規模により１戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行き　渡るようにする。

第４　給水応援

１　市町村は、必要な人員・資機材等が不足するときは、相互応援協定による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

（１）給水を必要とする人員

（２）給水を必要とする期間及び給水量

（３）給水する場所

（４）必要な給水器具・浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量

（５）給水車両借り上げの場合は、その必要台数

（６）その他必要な事項

２　県は、被災地の近隣市町村に緊急応援を要請し、なお対応が困難な場合は、厚生労働省、他府県、自衛隊、近畿水道用水供給事業連絡会及び日本水道協会等の関係団体に対して、応援を要請するとともに連絡・調整に当たる。

（資料編「給水計画資料」、「奈良県水道災害相互応援に関する協定」、「近畿２府５県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」、「災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定」参照）

（復旧計画については、「本章第２２節第１　上水道」参照）

（資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照）

第２１節　公共施設等の応急復旧計画

第１　初動応急対策

大規模震災により道路、橋梁、あるいは河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。

このため、各施設の管理者は防災協定を締結している関係団体の協力を得て、障害物の除去及び二次災害の防止などの初動応急対策を実施する。

第２　道路、橋梁、トンネル

１　応急措置

（１）被災状況の把握及び施設点検

①　実施の調査

道路管理者は、震度４以上の地震が発生した場合は、初動体制マニュアルに基づき、緊急輸送道路の被害状況、車両通行不能状況等の緊急調査を実施する。なお、調査の優先順位は第１次緊急輸送道路→第２次→第３次の順とする。

また、橋梁、トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊、落石等の危険箇所等の緊急点検を行うとともに、ヘリコプターの活用により被害状況の把握の迅速化を図るとともに協定業者及び道路情報モニター等からの道路情報を収集する。

②　連絡

道路管理者は、地震による道路の被害状況、措置状況の情報を、県災害対策本部及び関係機関へ速やかに連絡する。

連絡は電話、ＦＡＸ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段のなかから、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡する。

（２）交通規制

①　実施

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において、関係機関と連携を図りつつ必要に応じて交通規制等の措置を講ずる。また、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努める。

（「本章第１７節第２　交通規制及び緊急通行車両」参照）

②　広報

地震災害発生と同時に警察と協力して交通規制を行い、ラジオ放送、標識、情報板並びに道路管理者及び警察所有のパトロールカー等により、通行者に対して道路情報等を提供する。

（３）道路啓開

①　実施

道路管理者は、関係機関との調整を図りつつ防災協定を締結している関係団体の協力を得、路上の障害物の除去や簡易な応急作業により道路啓開を行う。

道路啓開は緊急輸送道路を優先して、可能な限り迅速に行い、原則として２車線の通行を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合には、部分的に１車線とするが、この場合には危険を回避するため、誘導員、監視員を置き、徐行誘導等を行う。

路上の障害物の除去について、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊災害派遣部隊等は状況に応じ協力して必要な措置をとる。

②　連絡・広報

道路管理者は、道路啓開にあたって警察、自衛隊等防災関係機関と相互に道路啓開に関する情報を共有化し、有機的かつ迅速に道路啓開を実施する。

また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、県災害対策本部より速やかに報道機関等を通じて県民へ広報する。

２　応急復旧

（１）道路

応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に緊急輸送道路を中心に順次実施する。道路管理者は、初動体制マニュアルに基づき障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

（２）占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、道路管理者に通報する。また、緊急時には当該施設の管理者は、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。また、道路管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

第３　交通安全施設

地震により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、警察本部は迅速にこれに対処し、被災地域内での交通の安全と緊急通行車両の通行の円滑化を確保する。

１　信号機の緊急措置

地震により信号機等交通安全施設の損壊、故障が発生した場合、奈良県警察震災警備本部による部隊を編成して迅速にこれに対処し、被災地域内並びに関連道路の交通の安全と緊急通行車両等の通行の円滑化を図る。

２　交差点における交通整理

被災地内及び関連道路の主要交差点には、交通整理員を配置し、交通の安全と円滑化を図る。

第４　河川管理施設

１　応急措置

河川管理者は、震災の発生において初動体制マニュアルに従い、河川等の巡視を行い必要な措置を講ずる。

２　応急復旧

初動体制の措置が完了した場合は、直ちに河川の築堤部分の巡視を行い、堤防など重要構造物について二次災害を防止するために、必要な応急工事を迅速かつ適正に行う。

第５　砂防施設等

１　応急措置

（１）砂防施設

①　砂防施設下流の人家、集落並びに関係機関への連絡、通報

地震により砂防施設が被害を受けた場合は、地震後の降雨による出水で土砂の異常流出等が生じやすくなるため、各施設管理者はその被災程度を砂防施設下流の人家、集落並びに関係市町村等関係機関へ連絡、通報し注意を促す。

②　被災地域の巡視等危険防止のための監視

地震により砂防施設が被害を受けた場合は、各施設管理者は、その被害の程度に応じて巡回パトロール等を行うとともに、二次災害等に対する危険防止のための監視を行う。

（２）地すべり防止施設

①　危険区域に位置する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

地震を原因として発生する地すべりにより、下方の人家集落及び道路等に危険が及ぶと思われる場合は、各施設管理者は関係者及び関係機関に通報し、安全の確保に努める。

②　警戒避難の助言

地すべりが進行し、下方の人家、集落に危険が及ぶと推察される場合は、各施設管理者は警察、消防団等関係者への警戒避難等必要な措置の助言を行う。

③　危険物、障害物等の除去及び増破防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、各施設管理者は地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し地すべりの進行を抑えるための増破防止工事を実施する。

④　被災地の巡視等危険防止のための監視

地震により地すべりが発生した場合やその兆候が見られる時は、各施設管理者は巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

（３）急傾斜地崩壊防止施設

①　危険箇所に存在する人家、集落及び関係機関への連絡、通報

地震により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じたりその恐れが生じた場合には、各施設管理者は危険な箇所に存在する人家、集落並びに道路管理者等関係機関への連絡、通報を行う。

②　警戒避難の助言

地震により急傾斜地崩壊防止施設等に被害を生じ被害が拡大する恐れがある場合は被害の程度及び状況の推移に応じて、各施設管理者は警察、消防団等関係者への警戒避難等に関する助言を行う。

③　被災地域の巡視等危険防止のための監視

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設で被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、各施設管理者は巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

２　応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

第６　ダム施設

１　応急措置

（１）ダム施設に異常が認められた場合の関係機関及び県民への連絡・通報

ダム施設管理者は地震後の点検等によりダム施設に漏水や変形等、ダムの挙動で異常が認められ、かつ急速に拡大する恐れがある場合には、各ダムの操作規則に基づいて関係機関及び一般住民への連絡、通報を行う。

（２）貯水位制限等の対策の実施

ダム施設管理者は地震後の点検等により上記異常が認められた場合には、その程度に応じて貯水位制限等ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。

（３）その他ダム施設の管理に関する事項の調整

その他ダム施設の管理に関する事項の調整は、関係機関や水利権者間の調整等ダムの最小限の機能維持のための調整を行う。

２　応急復旧

応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、応急工事として適切な工法により実施する。

（「本章第１８節 水防活動計画」参照）

第７　公園、緑地

１　応急措置

公園管理者は、公園施設の被災状況を把握するため、公園内及び周辺の巡視を行い情報の収集に努める。

公園・緑地は、震災時の避難地・避難路として使用を可能とするため、広場、建物等の被害箇所の応急措置の実施及び避難地へ至る避難路(園路等)の確保に努める。

２　応急復旧

（１）公園管理者は、公園施設の被害状況及び復旧資機材を考慮して、速やかに応急復旧を実施する。

特に、避難地となる広場、建物等へ至る主要経路については、優先的に復旧作業を行い公園の機能の回復に努める。

（２）上下水道、電気、ガス、電話等公園占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、公園管理者に通報する。また、緊急時に当該施設の管理者は、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等公園利用者の安全確保のための措置をとり、事後速やかに公園管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。また、公園管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

第８　公共建築物

１　被災公共建築物の点検

県は、災害発生後直ちに公共建築物被害状況報告に基づき所轄する県職員である応急危険度判定士等を活用して、県が所管する公共建築物の緊急点検を実施し、これらの被害状況等を把握して二次災害の防止に努める。

（「本章第２４節第２　被災建築物の応急危険度判定」参照）

２　被災公共建築物の応急復旧

緊急点検を終えた施設は、各施設管理者が被災の程度に応じて速やかに応急復旧を行い、施設の機能回復をはかる。

公共施設のうち次に掲げる建築物については、災害時に活動上重要な拠点となることから、これらの活動を円滑に進めるため、他に優先して応急復旧及び安全確保を行い、それぞれの施設の機能の確保を図る。

（１）災害時に応急活動上の拠点施設となる県庁舎及び市町村庁舎等

（２）災害時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる警察署、県出先機関、消防署等

（３）災害時に緊急の救護所となる病院、保健所等

（４）災害時に被災者の一時収容施設となる学校、体育館等

（５）その他の県有施設のうち、上記に準じる公共施設

第９　林道

１　応急措置

県及び林道を管理する市町村、森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し二次的被害の発生を防止するための対策を講ずる。

２　応急復旧

林道を管理する市町村、森林組合は、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は速やかに応急復旧工事を実施する。県も速やかに応急復旧工事ができるよう指導協力する。

第１０　農道

１　応急措置

市町村及び農道管理者は被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険個所に対する点検を速やかに行い、被災状況をとりまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

市町村及び農道管理者は、著しい被害を生じる恐れがある場合には速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

２　応急復旧

県は、被災した農道のうち応急復旧活動、市民生活に必要となる道路で二次災害の恐れのあるものについて、市町村及び農道管理者が速やかに応急復旧工事を実施できるよう指導協力する。

第１１　ため池

１　県が実施する対策

（１）ため池が決壊した場合、もしくは決壊の恐れが生じた場合は、速やかに市町村等から位置及び被害状況等を把握するため情報を入手する。

（２）応急工事が早急に実施できるよう市町村及び関係機関を指導し、協力する。

２　市町村が実施する対策

（１）被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。

（２）人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

（３）被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

３　関係機関が実施する対策

（１）管理団体において、ため池に決壊の恐れが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市町村に通報する。

（２）地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊の恐れが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。

（３）市町村が実施する応急対策について協力する。

第１２　治山施設

地震によりダム工、護岸工及び土留工等の治山施設が破壊等の被害を受けたときは、市町村（山地防災ヘルパー）と連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し危険度に応じて市町村等関係機関に連絡、通報すると共に復旧対策を講じる。

また、二次災害防止のための監視活動を山地防災ヘルパーにより実施する。

（市町村からの被害報告については、「本章第４節 被害状況の調査･報告計画」参照）

第２２節　ライフライン施設の応急復旧計画

第１　上水道

１　応急措置

水道事業者等は、地震災害の発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

２　応急復旧

（１）各水源の取水施設・導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近い箇所から送水管の復旧を進める。

（２）応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。

（３）被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注する。

（４）応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、市町村の防災担当部局と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとし、また、必要に応じて県を通じて県内市町村・厚生労働省・他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

（５）配水支管・給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

（６）ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

（給水計画については、「本章第２０節 給水計画」参照）

第２　下水道

１　応急措置

（１）緊急調査

下水道施設の管理者は、地震災害の発生時に管渠については地表より目視により、ポンプ場、処理場の各施設については施設内を巡視により被災状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。なお、調査の際、薬品等の危険物の漏洩を発見した時には緊急停止の処置を行う。

また、下水道に関わる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、ライフライン連絡会議等を通じ、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所などの使用を停止するよう周知する。

（２）応急調査

施設内を直接目視することにより、施設の機能、構造の被害を把握する。必要に応じ、「下水道事業における災害時応援に関するルール」に基づき都道府県等関係機関の支援を要請する。

２　応急復旧

（１）下水管渠の被害に対しては、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、汚水、雨水の疎通に支障のないように応急処置を講じ、排水の万全を期する。

（２）ポンプ場及び処理場の被害に対しては、電源施設、処理機能等の回復を図るべく応急処置を講じて下水処理の復旧に努める。また、燃料、消化ガスの漏洩の有無を点検し、速やかに応急処置を講じる。

（３）応急復旧作業に必要な要員として補修専業者を確保するとともに、建設業者の応援を求める。

（４）被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注手配する。

第３　電気

関西電力は次の応急対策を実施する。

１　応急措置（地震発生直後の対応）

（１）応急対策人員の確保

①　協力会社等を含め、応急対策（工事）に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握することとする。

②　非常災害時における特別組織の構成により、動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にする。なお、交通途絶や対策要員自身の被災により参集困難となった場合の対応要領についてはあらかじめ定めておくこととする。

③　社外者（協力会社等）及び他電力会社に応援を求める場合の連絡体制を確立するとともに、応援の受け入れ、管理および指揮の体制を確立することとする。

（２）非常災害時の体制

非常災害が発生した場合には、規模、その他の状況により、非常災害に係る復旧対策を推進するために非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施することとする。

（３）被害状況の把握

①　電力施設の被害状況を把握し、復旧対策にあたることとする。

②　電力施設のみならず、道路の被害状況等の災害全般にわたる被害状況を把握することとする。

（４）応急復旧用資機材の整備、確保

①　保有資機材を確認し、在庫量を把握する。

②　応急復旧資機材を緊急に手配する。

③　道路情報を入手のうえ、応急復旧用資機材の運搬方法、ルート等を検討し、輸送手段を確保する。

④　緊急用資機材の現地調達及び使用に関する県または市町村との連携を確保する。

⑤　災害時において、復旧用資機材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、県または市町村に要請して確保を図ることとする。

2　応急復旧（復旧作業過程等）

（1）優先順位に基づく復旧作業の実施

①　災害復旧計画の策定および実施にあたっては、原則として避難所、医療機関、官公庁等の公共機関、報道機関等を優先することとする。

②　復旧作業は原則として上記の施設を優先して行うが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施することとする。

（2）復旧作業の現状と見通し等の伝達、広報

①　電力施設の被害状況、供給状況、復旧作業の現状と見通し等について、防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達することとする。

②　復旧の見通し、感電や火災等の公衆災害並びに二次災害を防止するための被害地域における電気設備、電気機器使用上の注意等について、あらかじめ作成した広報素材の提供、報道機関による報道および広報車による巡回放送等により、県民に対する広報宣伝活動を行うこととする。

（3）電力の融通

震災により電気設備等が被災し、大幅な電力供給不足の事態が発生した場合、電力会社間で電力融通を迅速かつ円滑に行うものとする。

3　危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、地震の被害及び火災の拡大等に伴い感電等の二次災害の恐れのある場合で、関西電力が認めた場合、または県、市町村、警察、消防機関等から要請があった場合は、送電の停止を含む適切な危険予防措置を講じることとする。

第４　電話

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合または通信の著しく輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。

１　発生直後の対応

（１）災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し又は発生の恐れのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧対策等を効果的に講じられるよう、地域防災機関と密接な連携を保ち、災害応急復旧及び災害復旧対策の活動を速やかに実施するものとする。

（２）被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生の恐れのある場合には、通信設備の被害状況を把握し、復旧対策を実施するものとする。また、応急対策に必要な要員及び資材等を確保するものとする。

・　災害発生の恐れがある場合、事前に復旧要員を確保する。

・　復旧資材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。

・　被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、ＮＴＴグループ総体として広域復旧体制を整える。

（３）防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする。

２　応急復旧措置

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ次表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

回　線　復　旧　順　位

順　位	復　　旧　　回　　線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各１回線以上 ○　気 象 機 関 ○　水 防 機 関 ○　消 防 機 関 ○　災 害 救 助 機 関 ○　警 察 機 関 ○　防 衛 機 関 ○　輸送確保に直接関係ある機関 ○　通信確保に直接関係ある機関 ○　電力供給の確保に直接関係ある機関
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 ○　ガス供給の確保に直接関係ある機関 ○　水道供給の確保に直接関係ある機関 ○　選挙管理機関 ○　新聞社、放送事業または通信社の機関 ○　預貯金業務を行う機関 ○　国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

3　通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。

4　災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生する恐れのある場合は、本社にその状況を報告するとともに災害対策用無線機等により措置を行うものとする。

5　災害状況等に関する広報

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

（１）災害等の問い合わせに対する受付体制を整える。

（２）被災規模・内容によっては、トーキ案内を行う。

（３）広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。

（４）報道機関の協力を得て、テレビ･ラジオ及び新聞記載等による広報活動を行う。

（５）有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。

第５　都市ガス

各ガス事業者は、ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏洩による二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガス供給を確保する。

１　大阪ガス株式会社

災害発生時には「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。

（１）情報の収集伝達及び報告

①　地震震度、気象予報等の収集、伝達

地震情報、気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所に伝達する。

ア　地震情報　　供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震情報を収集する。

イ　気象情報

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

②　通信連絡

ア　災害発生時に主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網の確保を図る。

イ　事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

ウ　対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

③　被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

（２）応急対策要員の確保

①　災害発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。また迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

②　震度５弱以上の地震が発生した場合、本社及び当該事業所に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動が出来るよう動員を行う。

③　大規模な災害により、事業者単独で応対することが困難な場合には、（社）日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

（３）顧客及び県民に対する災害広報の実施

（４）危険防止対策

①　地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

②　二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

③　ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定地震以上でのガスの自動遮断を行う。

（５）応急復旧対策

①　供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

②　災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

２　大和ガス株式会社

（１）動員基準

社員は次のいずれかの条件により、全員が出動する。

①　会社設置の地震計が、震度５弱以上に相当すると判断したとき。（テレビ・ラジオの気象台情報から、中南和地区が震度５弱以上であることを覚知したとき）

②　ガス施設の被害発生が、具体的に明確であるとき。

（２）出動方法と出動場所

①　出動に際しては、交通渋滞あるいは道路破損等を考慮し、四輪車による出動は極力避け、徒歩又は二輪車を使用する。

（交通機関が機能している場合は、それを利用する）

②　出動場所は、大和ガス本社とする。

ただし、特別に緊急措置を行う場所がある場合は、当該場所とする。

③　動員者に対して出動方法・所要時間等の調査を行い予め要員の把握をしておく。

（３）出動時における情報収集

①　出動途上にて、可能な限り沿線の被害状況及び災害に関する情報の収集を行う。

ア　ガス設備（整圧器・中圧導管・主要低圧導管等）の被害状況

イ　道路・橋梁など交通や建物の被害状況及び火災の発生状況等その他

② 出動途上で、二次災害のおそれがあるガス設備の支障を、万一発見した場合は速やかに会社へ連絡するとともに、住民避難・警察・消防への連絡等の対応を適切に行う。

（４）協力会社の動員

緊急作業要員として、協力会社の要員編成についても、前もって取り決めておく。

（５）災害対策本部の設置

① 社長は、震度５弱以上の地震が発生した時は、直ちに大和ガス株式会社本社内に、災害対策本部を設置する。本部長には、社長が当たる。

② 災害対策本部に本部長補佐を置く。本部長補佐は本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。本部長補佐には２名の常勤取締役があたる。

③ 災害対策本部に必要な設備・備品を常備する。

（６）災害対策本部の初動措置

① 情報収集

② 地震直後の情報収集

ア 供給所等の情報収集

イ ガス導管網の被害に関する情報

③ 緊急巡回点検

（７）緊急措置（供給停止）の実施

（８）保安管理と広報

① 供給継続地区の保安管理

供給継続地区の需要家の安全を確保するため、ガス漏れ通報には、供給遮断地区よりも優先して対応する。広報活動により安全使用について注意を促し、ガス漏れの即時通報を改めて周知徹底する。

② 受付、出動体制の整備

ガス漏洩情報の受付、出動体制の整備と、要員の教育を繰り返し行い、緊急対応能力の向上に努める。

③ 車両、資機材の整備及び維持管理

④ ガス漏洩等の措置 「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」に基づき処理する。

3　桜井ガス株式会社

（1）地震時発生直後の対応

①　動員

ア　当社供給区域内で震度５弱以上の地震を感知した場合は、本社内に災害対策本部を設置する。

イ　社員は、供給区域内で震度４以上の地震を覚知した場合は、社員は自動的に出社する。

ウ　必要に応じて、工事会社等を含めた動員体制とするため呼出を行う。

②　情報の収集伝達

ア　設置してある地震計による情報、防災機関、マスコミ等により情報の収集を行う。

イ　当社内の導管の被害状況の調査、お客様の被害状況の調査を実施すると共に、対策本部へ連絡する。

ウ　収集し得た情報は、速やかに（社）日本ガス協会近畿部会へ伝達する。また関係防災機関へも伝達する。

③　ガス供給停止等の危険防止対策

（2）復旧作業

①　復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命に係る拠点及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

②　復旧要員の確保

社員、工事会社等による全社的な動員体制のほかに、（社）日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他ガス事業者へ協力を依頼する。

③　災害広報の実施

災害時における混乱を防止し被害を最小限に止めるため、必要に応じて工作車に装備したスピーカーまたは報道機関により、ガス施設の災害及びガスの安全装置に関する各種の情報を広報する。

④　他機関との協力体制

復旧を促進するため、（社）日本ガス協会等関係機関、地域防災機関、報道機関等と連絡をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進する。

4　五条ガス株式会社

（1）情報の収集伝達及び報告

①　地震震度・気象情報等の伝達、収集

ア　気象情報等の収集、伝達

地震情報、気象予報を報道機関等から収集し、無線等により伝達する。

イ　地震情報

本社事務所内に地震計を設置し、地震情報を収集する。

②　通信連絡

ア　災害発生時に通信手段を確保するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

イ　停電対策として非常電源装置を設置する。

③ 被害状況の収集、報告

供給区域内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、災害優先電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

（2）応急対策要員の確保

①　災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、非常召集に基づく動員を行う。

②　震度５弱以上の地震が発生した場合、本社に災害対策本部を設置し、社員は自動出動する。

③　大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、（社）日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

（3）顧客及び一般市民に対する災害広報の実施

（4）危害防止対策

①　地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

②　二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

③　ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定地震以上でガスの自動遮断を行う。

（5）応急復旧対策

①　供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給する。

②　災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

第６　鉄道

１　西日本旅客鉄道株式会社

（１）運転規制

ア　地震計が４０ガル以上７９ガル以下を示したとき

規制範囲内を初列車は１５㎞/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、次列車は４５㎞/h以下で運転を行い、次列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。

イ　地震計が８０ガル以上を示したとき

規制区間内を走行中の列車は停止するものとし、規制区間内には列車を進入させないこととする。この場合、震度４以下のときは、１５㎞/h以下で最寄り駅に到着後、運転を見合わせる。

その後、保守担当区所長の報告により異常を認められなかったときは、初列車は３０㎞/h以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。

（２）災害復旧本部及び災害対策本部の設置

<table>
<tr><th>種　別</th><th>設　置　標　準</th><th>召集範囲</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第１種
体制</td><td>重大な列車事故が発生したとき
旅客が死亡したとき
多数の負傷者が生じたとき
主要な本線が長時間不通となるおそれがあるとき
特に必要と認めたとき</td><td>召集可能者
の全員</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第２種
体制</td><td>列車事故が発生したとき
本線が長時間不通となるおそれがあるとき又は
長時間影響を及ぼすとき</td><td rowspan="2">召集可能者
の半数</td></tr>
<tr><td>特に必要と認めたとき</td><td>必要最小限</td></tr>
</table>

2　近畿日本鉄道株式会社

震災に際しては、人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に努め、輸送の確保を図るものとする。

（1）震度別列車運転基準

①　震度４の場合　　注意運転

②　震度５弱以上の場合　　運転中止

（2）関係者の処置

①　運転指令者は、震度、被害、列車運行等の状況把握に努め、列車に対して適切な指示を行う。

②　駅長は、付近の状況把握に努め、列車運転上危険と認めたときは、運転指令者に報告するとともに、列車の運転を見合わせる。

③　運転士は、地震を感知したときは、速やかに安全位置に停止し、運転指令者からの指示に留意する。

④　施設関係各区長は、必要に応じて巡回点検する。

（3）火災防止

火気使用施設及び器具、危険物等による火災発生を防止するため、ガス、油の元栓の閉鎖、電気スイッチの遮断を速やかに行う。

（4）旅客の整理、避難誘導

震災状況を的確に判断し、旅客の整理避難誘導を行い、混乱による二次災害防止に努める。

（5）他機関との応援体制

災害により運行不能となった場合、他の運輸機関と打合せのうえ、代行輸送の取扱いを行う。

（6）災害発生時の対応

災害が発生したときは、当社「災害救助規定」に基づき非常本部、非常支部、復旧本部を設け、連絡通報、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。

第２３節　危険物施設等応急対策計画

第１　危険物施設

県、消防機関及び施設の管理者は、地震等に伴って屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合は、次の応急措置をとる。

１　施設の管理者が実施する対策

（１）関係防災機関への通報

火災の場合は消防機関に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、消防機関のほか市町村、所轄保健所、県環境政策課に次の事項を速やかに連絡する。

①　発生日時及び場所

②　通報者及び原因者

③　下流での水道水源の有無

④　現状及びその時点での対応状況

（２）消防活動及び被災者の救出救助

（３）危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

２　県及び消防機関が実施する対策

（１）関係防災機関及び流出下流地域への通報

（２）立入禁止区域の設定及び交通規制

（３）避難誘導及び群衆整理

（４）消防活動及び被災者の救出救助

（５）危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

（６）周辺住民に対する広報

（資料編「異常水質対応措置要領」参照）

危険物施設災害応急対策に係る情報系統図

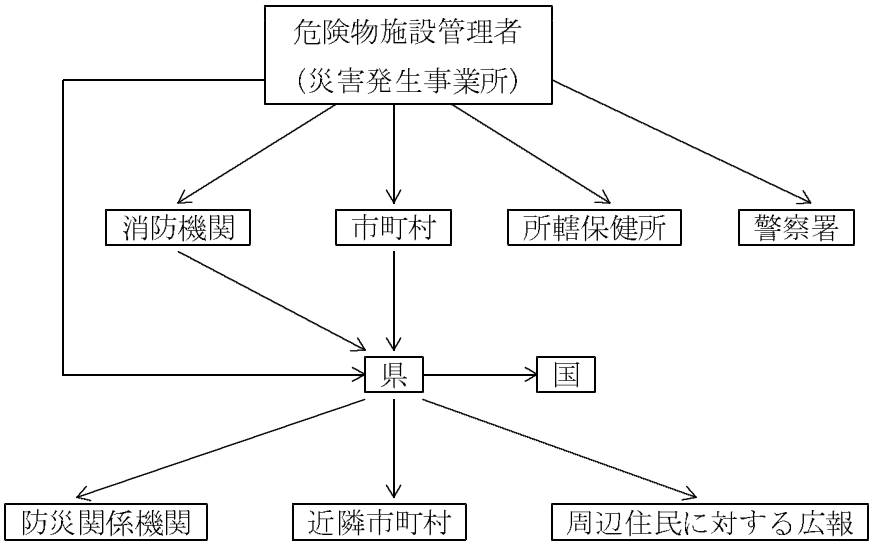

第２　高圧ガス・ＬＰガス貯蔵施設等

１　高圧ガス貯蔵施設等

高圧ガス事業者等は、地震等による高圧ガスの災害を最小限に止め、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、消防署、警察署、県並びに奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り適切な措置を講ずる。

（１）施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し関係者以外は退避させる。また、発生した高圧ガスにかかる事故等の応援活動に関して指定された防災事業所への応援活動の要請および関係先への通報を迅速にし事故の拡大を防止する。

（２）高圧ガスの漏えい、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置を行うとともに災害の拡大防止措置を講ずる。

また、毒性ガスについては、空気呼吸器等保護具を装備のうえ実施する。

（３）高圧ガス関係事業者は、被災施設周辺に所在する地域住民に対し、避難誘導を行う。

（４）応援活動に必要な資材、器具等の管理を行う。

（５）関係行政機関との連携および他地域の高圧ガス地域防災組織との連携調整を行う。

２　ＬＰガス貯蔵施設等

ＬＰガス事業者等は、地震等によるＬＰガスによる災害を最小限に止め、ＬＰガスの消費者及び周辺地域住民等の安全を確保するため、消防署、警察署、県及び（社）奈良県高圧ガス保安協会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、適切な措置を講ずる。

（１）事業所等は、地域のＬＰガスの被害状況の把握に努めるとともに、被害状況を（社）奈良県高圧ガス保安協会等の保安関係団体に連絡及び報告等を迅速に行う。

また、（社）奈良県高圧ガス保安協会等は、被害状況を取りまとめ、県への連絡及び報告等を適切かつ迅速に行う。

（２）事業所等は、被害状況に応じて、応急処置の指示・出動による対処を迅速に行う。

（３）事業者等は、必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供を要請するものとし、併せて、受入に必要な作業を行う。

３　県の対策

県は、所轄消防本部(局)、警察等の防災機関、（社）奈良県高圧ガス保安協会、奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内高圧ガス・ＬＰガス保安関係団体と連携し、災害状況を早期に把握し、国（経済産業省、消防庁）へ速やかに報告するとともに、ガスの漏えい等により、火災・爆発等又はそのおそれがあると判断した場合は、住民等の安全を図るため、避難等に迅速かつ的確な措置を講ずる。

また、状況に応じ、高圧ガス等関係法令に基づき、措置命令等を実施する。

高圧ガス・LPガス貯蔵施設等災害応急対策に係る情報系統図

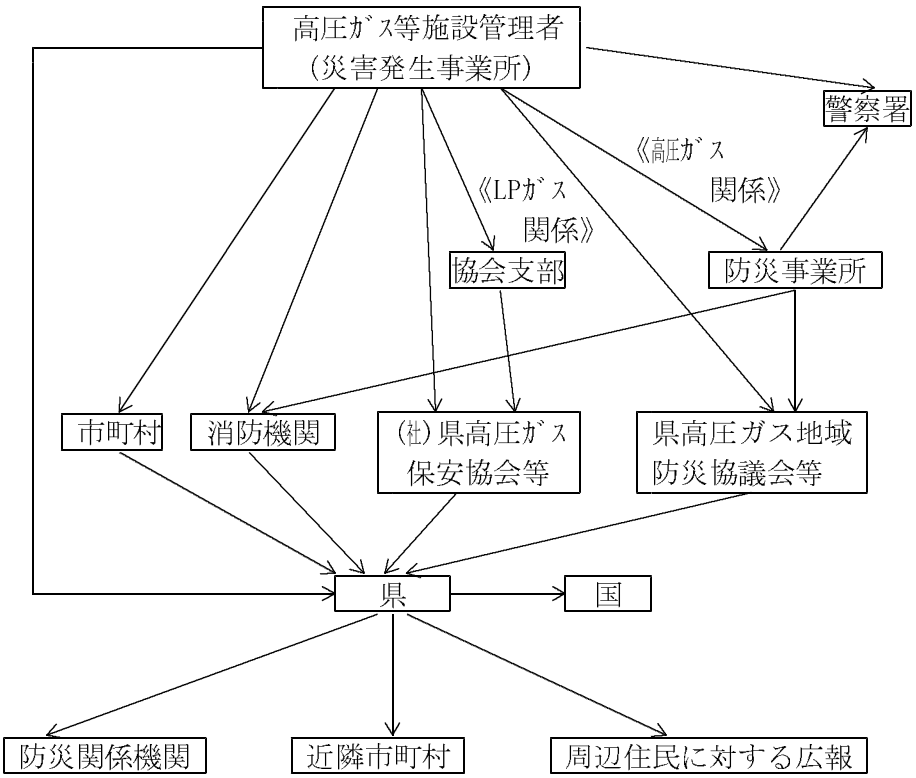

第３　火薬類貯蔵施設

県、市町村及び施設等の管理者　は、地震等により火薬類貯蔵施設等の付近で火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発のおそれがある場合は、次の応急措置をとるものとする。

１　事業所等の応急措置

（１）事業者は、貯蔵施設等の周辺に災害が発生した場合、貯蔵中の火薬類に引火爆発の恐れが生じた場合、当該火薬類を近隣の火薬庫等に迅速に搬出する。

搬出に際しては、警察、消防機関及び県に対し、連絡を取り対処する。

（２）火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、消防機関へ迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供する。

（３）製造所においては、作業者の安全確保のため、防災要員以外の作業員を迅速に安全な場所に避難させる。

（４）状況により、防災要員以外の作業員及び周辺住民に対して避難誘導を行う。

（５）災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関に連絡する。

２　消費場所の応急措置

（１）災害により火薬類が埋没した場合、火薬類の存在する場所が分かるよう旗等により標示し、見張人を置くとともに関係者以外は立入禁止の措置を講ずる。

（２）火災・爆発等が発生した場合は、作業者等を迅速に安全な場所に避難させるとともに、二次災害を防止する措置を講ずる。

３　災害が発生した場合は、直ちに警察及び消防機関に連絡する。

４　県の対策

県は、所轄消防本部(局)、警察等の防災機関と緊密な連携を図り、災害状況を早期に把握し、国（経済産業省、消防庁）へ速やかに報告するとともに、火災・爆発等のおそれがあると判断した場合は、住民等の安全を図るため、避難等に迅速かつ的確な措置を講ずる。

また、状況に応じ火薬類関係法令に基づき、事業所等に対し措置命令等を実施する。

火薬類貯蔵施設等災害応急対策に係る情報系統図

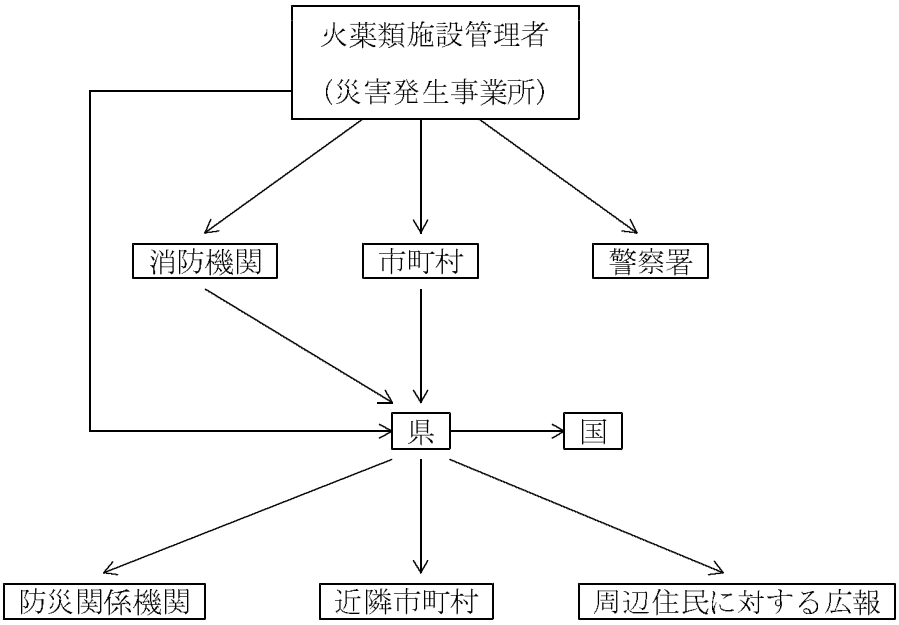

第４　毒物・劇物保管施設

県、市町村及び施設の管理者は、地震に伴う毒物・劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の事故発生の場合は、次の応急措置をとる。

１　保健所等関係防災機関への通報

２　立入禁止区域の設定及び交通規制

３　避難誘導及び群衆整理

４　中和除毒の安全措置及び被災者の救出救助

５　周辺住民に対する中毒防止方法等の広報活動

６　その他災害の状況に応じた必要な措置

第５　放射性物質保管施設

県、市町村及び施設の管理者は、地震に伴って放射性物質の放射線障害が発生した場合は、次の応急措置をとる。

１　関係防災機関への通報

２　放射線量の測定

３　危険区域の設定

４　立入禁止制限及び交通規制

５　危険区域住民の退避措置及び群衆整理

６　被ばく者等の救出救助

７　周辺住民に対する広報

８　その他災害の状況に応じた必要な措置

第２４節　二次災害の防止活動計画

第１　土砂災害対策

県及び市町村は余震あるいは降雨等による二次的な土砂災害の危険個所の点検を行う。

その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯綜し混乱状態に陥ることが予想されるため、砂防ボランティアに対し適切な情報提供を行う。

（「本章第１５節 避難対策」参照）

第２　被災建築物の応急危険度判定

県及び市町村の災害対策本部は、大規模地震に被災した建築物の倒壊、部材の落下等による人命への二次災害を防止するために、被災建築物危険度判定実施本部（市町村）及び支援本部（県）を設置し、実施計画を作成のうえ被災建築物の応急危険度判定を実施する。

特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な建築物は、所轄する県又は市町村職員である応急危険度判定士等により、速やかに応急危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立ち入り禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

その後、必要に応じて、他の建築物についても応急危険度判定を行うものとするが、応急危険度判定士の数が必要数を満たさない場合は、建築関係団体等へ要請する。

被災建築物が膨大な数になり、判定士数がさらに不足する場合は、「近畿２府７県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」に基づき、応援主管府県（大阪府）へ被災建築物の応急危険度判定の支援を要請する。

第３　被災宅地の危険度判定

県及び市町村の災害対策本部は、大規模地震に被災した宅地の擁壁、法面等の崩壊による人命への二次災害を防止するために、被災宅地危険度判定実施本部（市町村）及び支援本部（県）を設置し、実施計画を作成のうえ被災宅地の危険度判定を実施する。

特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地は、所轄する県又は市町村職員である被災宅地危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険度が高い場合は、使用禁止及び立ち入り禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

その後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を行うものとするが、被災宅地危険度判定士の数が必要数に満たない場合は、県及び市町村職員以外の被災宅地危険度判定士へ要請する。

被災宅地が膨大な数となり、被災宅地危険度判定士の数がさらに不足する場合は、「近畿２府７県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」に基づき、応援主管府県（大阪府）へ被災宅地の危険度判定の支援、若しくは国土交通省へ支援の調整を要請する。

第２５節　防疫、保健衛生計画

第１　防疫体制

１　実施責任者

（１）市町村

被災地の防疫は、当該地域の市町村が保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、当該市町村の被害が甚大で、市町村限りで実施が不可能又は困難なときは、保健所に応援の要請をし、保健所又は保健所管内の他市町村からの応援を得て実施する。

なお、保健所内において実施が不可能なときは、県救助福祉部防疫班に連絡し、他保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

（２）県

県は、市町村における被害が激甚なため、又はその機能が著しく阻害され、応援を得ても市町村が行うべき業務を実施できないか、実施しても不充分であると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の規定により適切な措置を行う。

２　防疫措置の指示命令

県は、感染症予防上必要があると認めるときは、市町村における災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について指示及び命令を行う。なお、被害激甚な市町村に対しては、県災害対策本部救助福祉部又は保健所の職員を現地に派遣して「奈良県防疫必携　第12節　災害防疫に定める「防災調査指導票」様式７号」によりその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導に当たる。

（１）感染症法第27条の規定による消毒の施行に関する命令及び指示

（２）感染症法第28条の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する命令及び指示

（３）感染症法第29条の規定による物件に係る措置に関する命令及び指示

（４）感染症法第31条の規定による生活用水供給の指示

（５）予防接種法第６条の規定による臨時予防接種に関する指示（市町村に実施させるのが適当な場合に限る。）

第２　食品衛生対策

１　食中毒の防止

県は、関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の営業施設及び臨時給食施設(避難所等の炊き出し施設)の実態を把握し、食品衛生監視員により次の事項について現地指導等の徹底によって食中毒の発生を防止する。

（１）炊き出し等救護食品の衛生指導及び検査

（２）食品取扱者の衛生指導及び健康診断(検便)

（３）飲料水の衛生確保のための監視指導と検査

（４）食品保管庫・食品器具の衛生指導及び検査

２　食中毒発生時の対応方法

（１）県は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。

（２）県は、被害の拡大が懸念される場合は、速やかに厚生労働省及び近畿厚生局に連絡するとともに、状況により、他府県や厚生労働省に支援を要請する。

第３　防疫・保健衛生用資機材の調達等

１　市町村は、防疫・保健衛生用資機材を確保するとともに、資機材の調達が困難な場合は、県に斡旋を依頼する。

２　県は、市町村から資器材の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行う。なお、県の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、国及び「近畿２府７県危機発生時等の相互応援に関する基本協定」等に基づき隣接府県に支援を要請する。

第４　愛玩動物の収容対策

１　放浪犬猫の保護収容

県は、災害後、被災により放浪する犬猫について、市町村・関係機関・関係団体と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保に努める。また、必要に応じ関係団体に支援を行う。

２　愛玩動物飼育者の責務

愛玩動物の所有者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

第２６節　遺体の火葬等計画

第１　遺体の火葬等の実施

１　市町村等は、遺体を発見した場合は、速やかに警察に連絡する。また、県民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を市町村に提供するよう努める。

２　警察は、警察に対して届出がなされた遺体、または警察官が発見した遺体について、医師会等の協力を得て、死体検分その他の所要の処理を行った後、関係者（遺族または市町村長）に引き渡す。

３　市町村は、遺体の引き渡しが行われた後に遺体の処理及び火葬等を実施する。

４　市町村長は、遺体の捜索・処理・火葬等について、市町村のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

（１）捜索・処理・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員

（２）捜索地域

（３）火葬等施設の使用可否

（４）必要な搬送車両の数

（５）遺体処理に必要な機材・資材の品目別数量

５　市町村は、火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。

（資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照）

第２　大規模災害発生時の県・市町村等の連携

県は、大規模災害により多数の犠牲者が発生した場合には、市町村からの要請に基づき、国等の協力を得て、遺体の火葬が速やかに実施できるように努める。

１　広域火葬の実施

（１）県は、県内市町村へ火葬の受け入れを要請し、なお県内市町村の火葬能力では不十分な場合、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町村での火葬の受け入れを要請する。

（２）県は、受け入れが認められれば、火葬場の受け入れ可能数に応じて調整を行い、被災市町村に通知する。

（３）市町村は、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打ち合わせを行い、遺体を搬送する。

２　遺体の保存

県は、民間業者等の協力を得て、ドライアイス及び柩等を確保し、市町村からの要請があれば斡旋する。

第２７節　廃棄物の処理及び清掃計画

第１　し尿処理

震災により倒壊家屋・焼失家屋及び避難所等の仮設トイレからし尿のくみ取りによる処理が相当量発生することから、処理計画に基づき対策を樹立する。

１　情報の収集等

市町村は、避難場所及び避難人員の確認を行い、下水道等の復旧状況を勘案し、仮設トイレの必要数や、し尿の収集処理の見込みの把握を行い、県に報告する。

２　し尿収集量の予測

市町村は、倒壊家屋・焼失家屋の便槽及び仮設トイレからのし尿の発生量を予測し、県に報告する。

３　処理作業

（１）市町村は、必要により仮設トイレの設置を行うとともに、冠水等により汚物が流出しないような場所に便槽を設置し、消毒等衛生上の配慮を行う。

（２）市町村は、倒壊家屋・焼失家屋の便槽及び仮設トイレのし尿を収集し、処理施設で処理する。

（３）市町村は、必要によりし尿くみ取り業者への委託、他市町村からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。

（４）市町村は、収集運搬体制の確立が困難な場合、県に対し、支援を要請する。

（５）県は、市町村の要請に基づき県内各市町村及び関係団体に対し、広域的な応援を要請するとともに、応援活動の全体調整を行う。

（６）県は、当該県内でし尿の処理を行うことが困難であると認められた場合は、広域的な処理体制を確保するため、国及び他府県に対し支援を要請する。

（資料編 廃棄物処理及び清掃計画資料「し尿収集資機材の保有状況」参照）

第２　生活ごみの処理

震災により避難所等から非日常的に生活ごみが多量に排出されることが予想されることから、処理計画に基づき対策を樹立する。

１　情報の収集等

（１）市町村は、避難所等の避難人員及び避難場所の確認を行い県に報告する。

（２）市町村は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、県に報告する。

2　発生量の予測

市町村は、処理を計画的に実施するため、発生量を予測し、県に報告するものとする。

3　処理作業

（1）市町村は、ごみの早期収集及び処理を行うため、被災住民に対し集積場所及び収集日時の周知を行う。なお、集積場所については、冠水等により流出または飛散等による生活環境に影響を及ぼさない場所の選定を行う。

（2）市町村は、ごみの処理を行うために必要な人員・収集運搬車両の確保を行い、不足する場合には、近隣市町村及び県に対して支援を要請する。

（3）市町村は、ごみ処理施設等の点検を行い、使用不能等処理できない場合、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場の確保を行う。

（4）県は、市町村からの要請に応じて、職員を派遣し、被害の状況等の情報収集、連絡調整を行う。

（5）県は、市町村の要請に基づき、焼却場・最終処分場及び仮置き場の確保を支援する。

（6）県は、必要により、県内各市町村及び関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を図る。

（7）県は、当該県内でごみの処理が困難であると認められた場合は、広域的な処理体制を確保するため、国及び他府県に支援を要請する。

（資料編 廃棄物処理及び清掃計画資料「一般廃棄物処理施設一覧表」、
「ゴミ収集資機材の保有状況」参照）

第3　がれきの処理

震災により倒壊家屋・焼失家屋等から木材・家財等のがれきが一時期大量に排出されることから、処理計画に基づきその対策を樹立する。

1　情報の収集等

市町村は、倒壊家屋・焼失家屋の数及びがれきの状況の把握等情報を収集し、県に報告する。

2　発生量の把握

市町村は、処理を計画的に実施するため、全体の発生量を把握し、県に報告する。

3　処理作業

（1）市町村は、がれきが大量に排出されることから、処理施設への搬入が困難となる場合が考えられるため、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場の確保を行う。

（２）市町村は、倒壊家屋・焼失家屋等から発生したがれきについて危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去する。

（３）市町村は、がれきの処理を行うとともに、必要な人員・運搬車両の確保を行い、不足する場合には、県に対して支援を要請する。

（４）市町村は、がれきの処理にあたり木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行い極力リサイクルに努める。

（５）県は、市町村からの要請に応じて、被災市町村の状況から職員を派遣し、被害の状況等の情報収集、連絡調整を行う。

（６）県は、市町村の要請に基づき、最終処分場及び仮置き場の確保を支援する。

（７）県は、必要により、県内各市町村及び関係団体に対して広域的な支援を要請し、全体的な調整を行う。

（８）県は、当該県内でがれきの処理が困難であると認められた場合は、広域的な処理を確保するため、他府県及び国に支援を要請する。

（文化財建造物については、「第２章第１０節第４　文化財建造物等の耐震性向上対策」参照）

（資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照）

第４　廃棄物処理施設の復旧

市町村は、廃棄物処理施設の設備に被害が生じた場合は県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧にあたっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

第２８節　文教対策計画

第１　児童、生徒の安全確保

１　公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園等学校教　育施設（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、次の事　項に留意し、災害時における幼児、児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の　安全確保、保護者等との連絡体制、施設・設備の被害状況の把握、時間外における教　職員の参集方法等について、具体的に定める。

〔計画策定の留意事項〕

（１）児童・生徒等の生命、身体の安全確保を最優先とすること

（２）学校等の所在する市町村の地域防災計画等を踏まえること

（３）学校等の所在する地域の諸条件を考慮すること

（４）災害発生時に迅速に対応できるものであること

（５）児童・生徒等の行動基準及び教職員等の対処、行動の基準が明確にされていること

（６）緊急連絡等ができない事態を想定して、特に児童・生徒等の引渡しについて保護者に十分理解されるものであること

（７）遠足等学校外活動中に災害が発生した場合においても対応できるものであること。

２　校長等は、前記計画に従い、災害時における児童・生徒等の退避、保護の方法をはじめ地震防災応急対策について、教職員及び児童・生徒等に対し計画的に教育、訓練を実施するとともに、保護者にも周知徹底を図る

３　私立学校は、公立学校の例を参考に、文教対策を講じる。

第２　応急措置

１　校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与える。

２　校長等は、災害の規模及び児童、生徒、教職員、施設・設備等の被害状況を速やかに把握するとともに、県教育委員会又は市町村教育委員会に報告する。

３　校長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、当該教育委員会と連絡のうえ、被害の状況に応じ休校、短縮授業等の応急教育を実施する。

４　私立学校は、公立学校の例を参考に、適切な措置をとる。

第３　応急教育の実施

１　教育施設の確保

県教育委員会及び市町村教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じおおむね次の方法により応急教育実施の予定場所を確保する。また、私立学校においても同様とする。

（１）応急処理及び特別教室、講堂等の利用

（２）公民館その他公共施設又は、最寄りの学校、寺院等の利用

（３）仮校舎の建築

２　教員の確保

校長等は、できるだけ当該学校の教員をもってその処理にあたるものとするが、その実施が不可能な場合は、県教育委員会及び市町村教育委員会は臨時に教員を動員配備し教育に支障をきたさないように努める。

第４　児童・生徒等に対する援助

１　教科書及び学用品の給与

（１）県教育委員会は、応急教育に必要な教科書及び学用品についてその種類、数量を市町村教育委員会を通じて調査する。

調査の結果、教科書の確保が困難な市町村に対して教科書を給与するため、特約供給所等への協力要請等必要な措置を講ずる。

また、県教育委員会は、学用品についても確保が困難な市町村に対して給与するため、調達依頼する等必要な措置を講ずる。

特別支援学校の小学部・中学部もこれに準ずる。

（２）私立学校は公立学校の例を参考に適切な措置をとる。

（３）災害援助法による学用品の給与基準

（資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照）

２　授業料等の減免又は猶予

高等学校は、被災児童・生徒に対し、授業料等の減免又は猶予するため、必要な措置をとる。

３　転出、転入の手続き

県教育委員会及び市町村教育委員会は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じ速やかかつ弾力的措置をとる。

また、転入学に関する他府県の対応等の情報及び手続き等の広報に努めるとともに、窓口を設け問い合わせに対応する。

４　メンタルヘルスケア

児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動の推進等、心的外傷後ストレス障害等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

第２９節　文化財災害応急対策

文化財の応急対策は文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。応急措置の方法は文化財の種別や災害の種類により異なるが、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわぬよう、被害の拡大を防がなければならない。復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等をも視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する必要がある。

第１　災害状況の把握

１　指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生したときには、文化財の被害状況を直ちに市町村教育委員会を通して、県教育委員会へ報告する。

２　県教育委員会は被害状況を迅速に収集し、国指定文化財については直ちに文化庁に報告する。

第２　被害状況の調査と応急措置

１　県教育委員会は、通報受理後、直ちに係員を現地に派遣し被害の状況の把握に努め国指定文化財については、その結果を文化庁に報告し、係官の派遣等必要な措置を求める。

２　現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性があると判断された場合は、所有者及び管理者に応急措置を講じるよう指導する。ただし国指定文化財の応急措置については文化庁へ実施した内容を報告する。

第３　復旧対策

別表「文化財災害応急処置」により、被害状況の結果をもとに、県教育委員会は所有者及び管理者とともに今後の復旧計画の策定を行う。ただし国指定文化財については文化庁の指導を受ける。

（第２章第１０節第４　文化財建造物等の耐震性向上対策」参照）

第４ 大規模災害における応急対策

本県下において大規模な災害が発生し、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、近隣府県等（文化財保護関係機関を含む。以下同じ。）への応援を要請する。

１　事前準備

被災時において迅速な応援体制を遂行可能にするため、事前より指定文化財目録等を整備し近隣府県等との十分な情報交換に努める。

（１）指定文化財等の目録・地図を作成し、近隣府県文化財主管課に送付し、災害発生時前から基本データの共有をはかる。

（２）目録・地図は個別指定文化財の所在地・内容・規模・員数・特徴等を記入し、データの更新は少なくとも最低１年に１回とする。

（３）被害調査項目の統一を図った被害状況調査票を作成し、近隣府県と共有する。

（４）災害時に迅速な情報交換が可能なように、連絡窓口・各分野担当者の氏名連絡先を近隣府県等に事前に通知する。

２　支援要請

（１）災害時において、被害状況から応援が必要だと判断した場合、速やかに近隣府県等に被害状況を連絡するとともに、応援を受けることについて関係機関との連絡調整をはかる。

（２）必要とする応援の内容については、支援府県等に対し文書により要請を行うものとする。ただしそのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書等を速やかに提出するものとする。

（３）応援に要する経費は原則として応援を受ける府県の負担とする。

３　被害状況調査

（１）近隣府県等による応援が決定された場合、緊急に近隣府県等の担当者会議を実施し、各指定分野ごとに被害の規模・内容に応じた具体的な応援体制について協議を行う。

（２）指定区分・地域に応じて調査担当区域を決定し、調査は専門性を考慮のうえ班を編制し実施する。

（３）調査内容は共有の調査票に記入し、撮影した写真等とともに一括して保存し、復旧計画作成の基本資料とする。

4　復旧計画の立案・実施

被害状況調査後において行う調査結果の集積と分析、復旧事業計画の立案・実施においては、応援府県等と再度協議し、必要に応じて応援を要望する。

文　化　財　災　害　応　急　処　置

災　害　別	種　　別	応　急　対　策
１．震災	１．物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途収納保管し、滅失や散逸のないように注意する。 ２．建造物の傾斜や倒壊 二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。 倒壊の場合は、部材の滅失や散逸を防ぐとともに、雨水による汚損を防ぐ措置を講じる。
２．火災	１．焼損 素材が脆くなっている場合が多いので取扱いは県教育委員会の指示に従う。 ２．煤、消火剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので県教育委員会の指示に従う。 ３．水損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ県教育委員会の指示に従う。
３．全般	被害状況を写真等で記録する。美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。

第３０節　住宅応急対策計画

第１　趣旨

災害によって住宅に被害を受け、住宅を確保できない被災者のために応急仮設住宅を設置するなど、県民の住生活の安定に努める。なお、応急住宅の仕様については高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮する。

（「本章第１４節第９　応急仮設住宅」参照）

第２　応急仮設住宅の確保

１　応急仮設住宅の設置主体

県は、災害救助法が適用された場合、あらかじめ協定している（社）プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、応急仮設住宅を建設する。

また、民間賃貸住宅借り上げによる応急仮設住宅の設置も検討する。

なお、災害救助法が適用されない場合は、市町村が必要に応じ応急仮設住宅を設置する。

（資料編「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」参照）

２　災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置

（１）建設場所等

応急仮設住宅の建設場所は市町村が予め確保するものとし、県は、市町村からの要請により建設場所、戸数、規模、着工期日等について県が（社）プレハブ建築協会と調整を行う。

（２）入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が市町村に委任して選定する。

選定にあたっては、高齢者や障害者等を優先的に入居させる。

第３　住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する。ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。

なお、災害救助法が適用されない場合は、市町村が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

（資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照）

第４　公営住宅の特例使用

県及び市町村は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。

第５　関係団体との連携による民間賃貸住宅等の紹介

県は、被災者の健全な住生活の早期確保のため、関係団体の協力を得て民間賃貸住宅等の空家等利用可能な既存住宅の紹介に努める。

第３１節　労務計画

災害時において自組織等のみでは災害に対処する必要な要員を確保できず他より労働者等を雇用する等の処置は、次の定めるところによる。

第１　実施責任者

必要な要員の確保は、それぞれの防災関係機関において行う。ただし、災害の規模等によりその実施機関においてその地域内で要員の確保ができないときは、県は要請により必要な要員の種別によって動員又は労働者を雇用し、あるいは災害をまぬがれた市町村に応援するよう連絡、調整を行う。

第２　労働者確保の範囲及び雇用の期間

（資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照）

第３　労働者確保の方法

１　労働者の確保

（１）公共職業安定所長は、災害時において労働者の確保が円滑に実施できるように、次の事項を措置する。

①　求職申込のあった労働者(求職者)の市町村別、職種別人員の把握

②　当該求職者に対する連絡先及び連絡方法

③　非常災害時において求職申込中の労働者をもって充足できない場合の求職開拓の方法

（２）市町村長は、公共職業安定所長の措置する労働者の確保について、資料の提供、求職者等に対する連絡その他労働者の確保について協力する。

２　必要な労働者の把握・求人の申込

それぞれの応急対策実施機関は、必要な労働者数・種別を把握し商工総務班（商工課）にその旨を連絡、要請する。

連絡、要請を受けた商工総務班は、奈良労働局職業安定課を経由のうえ、公共職業安定所長に対して求人の申し込みを行う。

３　労働者確保の方法

（１）労働者確保を要請した応急対策実施機関は、労働者確保の連絡、要請後、速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、公共職業安定所等待機場所において公共職業安定所職員等の立ち会いのもとに、労働者の紹介を受ける。また、労働者確保を要請した応急対策実施機関は、作業終了後における労働者輸送のための配車措置を講じておくものとする。

（２）公共職業安定所長は、「２」による申込みを受けた場合において掌握している労働者及び市町村長の協力を得て緊急に開拓した求職者をもって充足できないときは、直ちに奈良労働局職業安定課長に報告しなければならない。

（３）奈良労働局職業安定課長は、公共職業安定所長から（２）による報告を受けたときは、他の公共職業安定所で掌握している労働者を紹介する等の措置を講ずるものとし、県内の公共職業安定所において確保している労働者をもって充足できないときは、直ちに他の都道府県に連絡し、労働者の確保に努める。

第４　賃金の支払

賃金は、労働者の確保を要請したそれぞれの応急対策実施機関において予算措置し、就労現場において作業終了後、直ちに支払う。

なお、作業終了後、直ちに賃金の支払ができない場合は、応急対策実施機関において就労証明書を発行するとともに支給日を労働者本人に通知しなければならない。

応急救助のため支出できる賃金は、その地域における通常の例による。

災害時において自組織等のみでは災害に対処する必要な要員を確保できず他より労働者等を雇用する等の処置は次の定めるところによる。

第３２節　災害救助法等による救助計画

各災害等の発生に際し、災害救助法の適用基準を明確にすることで、被災住民の保護と社会秩序の保全を図るために迅速かつ的確・適切な災害救助法の適用を行うための体制の確立を図る。

第１　被害認定

被害の認定は、災害救助法適用時の判断資料としてだけでなく、住民等に対して救助を実施するにあたり必要不可欠のものであるため迅速かつ適正に行わなければならない。

県及び市町村は、平常時からこれらの専門的な知識・技術のある建築関係技術者等を確保しておくことが重要である。（資料編「被害の認定基準」参照）

第２　適用基準

県は、災害救助法第２条及び災害救助法施行令第１条の定めるところにより、自然災害等による被害が次の１から５のいずれかの基準に該当し、災害救助法による救助の必要を認めたときは、市町村を単位として適用地域を指定し救助を実施する。

１　住家が滅失した世帯数が、当該市町村の区域内の人口に応じ「市町村災害救助法適用基準」（資料編）に定める世帯数以上であること。

２　県全体の住家の滅失世帯数が１，５００世帯以上であって、当該市町村の住家の滅失世帯数が「市町村災害救助法適用基準」（資料編）の１／２以上であること。

３　県全体の住家の滅失世帯数が７，０００世帯以上であって、当該市町村の被害世帯数が多数であること。

４　災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情のある場合で、かつ多数の世帯の住家の滅失があること。

５　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

第３　災害報告

災害が発生した場合にどのような被害が生じているかを調査把握し伝達することは、その後に行われる救助活動の基本となるものであり、災害救助法の適用の判断に必要な基礎資料となるものである。

特に、当該被害の生じている地域住民と直接に接している市町村の果たすべき役割は極めて重要である。

1　市町村による報告

（1）市町村は、災害が発生し住民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査把握し速やかに県に報告しなければならない。

（「本章第4節第6　市町村事業担当課から県事業担当課への報告」参照）

（2）市町村は、被害状況の報告を行うための責任者（災害報告主任）及びその補助者（災害報告副主任）をあらかじめ指定し、県に報告しなければならない。交替した場合も同様とする。

（3）災害報告主任及び災害報告副主任は、当該市町村の被害状況の報告及び事後の措置に関する状況の報告に関して一切の責任を負うものとし、災害報告主任は災害救助事務を主管する課の課長をもって、災害報告副主任は所管する係の係長以上をもってこの任にあたるものとする。

2　県による報告

（1）県は、市町村及び関係機関からの報告を確認集計し、速やかに厚生労働省に報告しなければならない。

（2）県は、被害状況の報告を行うための責任者（災害報告主任）及びその補助者（災害報告副主任）をあらかじめ指定し、厚生労働省に報告しなければならない。

交替した場合も同様とする。

（3）報告を必要とする災害

市町村は、おおむね次に定める程度のものはすべて報告しなければならない。

①　災害救助法の適用基準に該当するもの

②　その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの

③　被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの

④　災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの

⑤　その他特に報告の指示があったもの

第4　救助の実施機関

県は、適用基準に該当している場合は災害救助法を適用することを公告するとともに、同法による救助を実施する。

1　市町村

（1）市町村は、当該被災した住民と直接に関わっている行政体であり第一次救助の実施機関である。

（２）市町村は、災害救助法第３０条により、災害救助法施行細則第２条（資料編「救助の種類及び実施機関」参照）の救助を実施する。

（３）市町村は、上記（２）の実施状況を県に報告する。

（４）市町村は、上記（２）の場合を除き、県による救助の実施を待つことができないときは、自ら救助に着手することができる。また、その状況を県に報告し指示を受ける。

２　県

（１）県は、災害救助法第２条により救助の実施にあたる。

（２）県は、災害救助法第２３条により、災害救助法施行細則第２条（資料編「救助の種類及び実施機関」参照）の救助を実施する。

第５　救助の程度・方法及び期間

災害救助法施行細則により定める。

（資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照）

第６　費用

災害救助法第３３条により、救助に要する費用は県が支弁する。

但し、同法第３６条により国庫は一定の割合で県が支弁した救助費の一部を負担する。

第７　日本赤十字社による救助

日本赤十字社奈良県支部は内規に基づき、次の救助を行う。

１　全焼・半焼、全壊・半壊及び流失の場合

毛　　布	１人に対して１枚（１１月～翌３月は２枚）
日用品セット	１世帯に対して１個（内容は４人分）
バスタオル	１人に対して１枚
布　　団	１人に対して１組

２　床上浸水または避難所等に避難の場合

毛　　布	１人に対して１枚（１１月～翌３月は２枚）
日用品セット	１世帯に対して１個（内容は４人分）

３　死亡者の遺族　　見舞金１人２０，０００円

ただし、災害救助法が適用された場合は除く。

（資料編「医療助産計画資料：日赤奈良県支部備品等一覧表」参照）

第３３節　義援金の取扱いに関する計画

過去の災害において、多くの住民・企業等から善意による義援金が寄せられたことから、善意を被災住民に届けるための体制等を整備し、効果的な住民・企業等の意思反映に努める。

第１　日本赤十字社奈良県支部

日本赤十字社奈良県支部は、義援金の募集・受入・管理を行うとともに、新聞社等の報道関係機関や各種団体が行う募金活動が適切かつ効果的に行われるよう、義援金募集委員会等（以下「義援金募集委員会等」という。）を組織するなど、その連絡調整等に努める。

第２　県

県は、日本赤十字社奈良県支部、又は義援金募集委員会等の要請により、義援金の募集活動を支援するため、県が保有する広報媒体を利用した広報活動やその他必要な支援を行う。

第３　市町村

市町村は、市町村地域防災計画において「義援金対応計画」等を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により日本赤十字社奈良県支部、又は義援金募集委員会等が行う義援金の受入・管理等について、市町村が保有する広報媒体を利用した広報活動やその他必要な支援を行う。

第４章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設の災害復旧

第１　実施責任者

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第２　災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりである。

１　公共土木施設災害復旧事業計画

（１）河川災害復旧事業計画

（２）砂防施設災害復旧事業計画

（３）林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

（４）道路災害復旧事業計画

（５）地すべり防止施設災害復旧事業計画

（６）急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画

（７）下水道災害復旧事業計画

（８）公園災害復旧事業計画

２　農林水産業施設災害復旧事業計画

３　都市災害復旧事業計画

４　上水道災害復旧事業計画

５　社会福祉施設災害復旧事業計画

６　公立学校施設災害復旧事業計画

７　公営住宅災害復旧事業計画

８　公立医療施設災害復旧事業計画

９　その他の災害復旧事業計画

第２節　被災者の生活確保

第１　り災証明書の交付

り災証明書は、被災した事実の証明書であり、各種の被災者支援施策の適用の基礎となるものである。市町村は、被災者生活再建支援金の支給その他、各種の被災者支援措置を適切に実施することができるよう、り災証明書の交付体制を早期に確立し、被災者にり災証明書を交付するものとする。

第２　生活相談

災害情報センター（県民ホールに設置）を設置し、報道資料及び各班からの情報に基づき被災者への情報提供及び生活相談に対応する。

（資料編「各部の編成並びに事務分掌」参照）

第３　女性のための相談

災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等におけるストレスなどの悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。（電話、面接相談〈こころの悩み相談、ＤＶ（ドメスティクバイオレンス）相談、法律相談、〉）

第４　雇用対策

１　事業者への雇用維持の要請

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、県内の事業主や経済団体等に対し、雇用の維持を要請する。

２　職業の斡旋等の要請

災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、奈良労働局へ下記事項の実施について要請し、被災者の生活再建に努める。

①　災害による離職者の把握

②　求人開拓による就職先の確保

③　広域的な職業紹介による就職機会の提供

④　災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、り災地域を管轄する公共職業安定所にり災者のための臨時職業相談窓口の設置

⑤　離職者の再就職を促進させるための就職説明会等の開催

第５　職業の斡旋

１　雇用維持に向けた事業主への支援

雇用調整助成金等を活用し、雇用の維持と失業の予防を図る事業主への支援援助を行う。

２　職業の斡旋

（１）災害による離職者の把握に努めるとともに、関係機関と協力して、就職斡旋のための積極的な求人開拓を実施する。また、必要に応じて広域職業紹介を活用し、広く就職機会の提供を行う。

（２）災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、り災地域を管轄する公共職業安定所にり災者のための臨時職業相談窓口を開設する。

第６　職業訓練の促進

県立高等技術専門校において、被災者に対する職業訓練を実施し、生業及び就職に必要な技術の習得ができるよう努める。

第７　雇用保険の失業給付に関する特別措置

災害救助法第２条の規定に基づき指定された区域に所在する雇用保険適用事業所に雇用される被保険者（日雇労働被保険者を除く）が、当該事業所が災害により事業を休止又は廃止し休業するに至ったため一時的に離職を余儀なくされた場合であって、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者は、雇用保険法上の失業者として取り扱い、公共職業安定所は雇用保険法に基づく基本手当（傷病手当を含む）を支給する。

また、失業により基本手当受給中の者が災害により認定日に出向いていくことができない場合には事後に証明書により基本手当を支給する。

第８　援助資金の貸付等

１　災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

（根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和４８年法律第８２号））

２　災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金を貸し付ける。

（根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和４８年法律第８２号））

３　生活福祉資金の貸付

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、県社会福祉協議会が生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）の貸付けを行う。

但し、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸付対象とならない。

（根拠法令等：生活福祉資金貸付制度要綱（平成２年８月１４日厚生省社第３９８号）

４　母子・寡婦福祉資金の貸付

（１）母子福祉資金

母子家庭の母（配偶者のない女子で、現に２０歳未満の児童を扶養している者）に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる特例措置がある。

（２）寡婦福祉資金

寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭であった者）等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる特例措置がある。（根拠法令：母子及び寡婦福祉法）

５　被災者生活再建支援金の支給

自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することで、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図る。

（根拠法令：被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号））

第９　災害時における金融面の対策

１　通貨の円滑な供給の確保

日本銀行は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

２　金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行は、奈良財務事務所等関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。

３　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

日本銀行は、必要に応じ奈良財務事務所等関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

（１）　預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

（２）　被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

（３）　被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

（４）　損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

（５）　必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

４　各種措置に関する広報

日本銀行は、上記２、３で定める要請を行ったときは、奈良財務事務所等関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

第１０　独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋等

１　住宅相談窓口の設置

県は、あらかじめ協定している独立行政法人住宅金融支援機構との「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」に基づき、災害復興住宅融資に係る臨時相談窓口を設置する。

２　災害復興住宅融資

県および市町村は、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築補修に必要な資金の貸付けが、被災者に対し円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施する。

３　地すべり等関連住宅資金

住宅金融公庫法に該当し、地すべり等防止法又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関わるものについては、当該融資希望者に対して円滑な手続きが実施できるよう努める。

第１１　公営住宅の建設

災害により住宅を滅失、または焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、県および市町村は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

この場合において、滅失または焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、被災地市町村および県は災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し災害査定の早期実施が得られるよう努める。

第１２　民間賃貸住宅の紹介

県は、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に対し、関係団体の協力を得て物件の紹介に努める。

第３節　被災中小企業の振興

県は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する事業資金等の融通が円滑に行われ、早期に経営の安定とより一層の振興が図られるよう次の措置を講ずる。

１　中小企業者の負担を軽減し復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう必要な措置を講ずる。

２　国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対し要請を行う。

３　信用力の低い中小企業の融資の円滑化を図るため、信用保証協会の保証枠の増大等を要請する。

４　地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮を要請し協力を求める。

５　災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている場合は、「中小企業信用保険法」の指定が受けられるよう必要な措置を講じる。

第４節　農林漁業者への融資

第１　農業災害に対する融資制度

１　農林漁業金融公庫からの融資

（１）農林漁業施設資金（災害復旧）

農林業用施設の復旧、被害果樹の改植等の復旧に要する費用を融通。

（２）農業経営維持安定資金（災害等資金）

災害に伴う経営再建費（経営続行を可能にする程度の経営再建費用）と収入減補てん費（災害等により収入が減少した場合に、その補てん費として生活資金等に充てるもの）を融通。

（３）農業基盤整備資金（災害復旧）

災害により流失、埋没した農地、牧野、農道等の復旧に要する費用を融通。

２　経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林漁業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講じる。（天災資金）

第２　林業災害に対する融資制度

１　農林漁業金融公庫からの融資

（１）農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設の復旧に要する費用を融通

（２）林業基盤整備資金

災害により被害を受けた森林、樹苗養成施設及び林道等の復旧に要する費用を融通

第３　漁業災害に対する融資制度

１　農林漁業金融公庫からの融資

（１）農林漁業施設資金

個人施設や共同利用施設等の復旧に要する費用を融通

（２）漁業基盤整備資金

漁場及び水産種苗生産施設等の復旧に要する費用を融通

２　経営資金等の融通（天災資金）

「本節第１　農業災害に対する融資制度　２　経営資金等の融通」の項目を参照

第５節　義援金の配分

寄託を受けた義援金の配分を行う場合、住民・企業等の意思を適切かつ効果的に反映した配分計画を策定し、速やかな配分の実施に努める。

第１　日本赤十字社奈良県支部

日本赤十字社奈良県支部、又は日本赤十字社奈良県支部が中心となって組織された義援金募集委員会等が義援金の配分を行う場合、義援金配分委員会等（以下「配分委員会等」という。）の設置や配分基準・方法等を示した配分計画を策定するなど、公平かつ適切な配分の実施に努める。

１　配分委員会等を設置する場合の委員等の選考にあたっては、学識経験者・福祉関係者・被災地域の住民代表・行政関係者等を交えるなど、第三者的機能を持たせたものとする。

２　義援金の配分計画を策定したときは、報道機関等の協力を得るなどして、速やかに住民・企業等へ公表するとともに、迅速かつ確実な方法により被災住民への周知を行う。

３　配分計画に基づき配分を行うときは、報道機関等の協力を得るなどして、速やかに住民・企業等へ公表するとともに、迅速かつ確実な方法により被災住民への周知を行う。

４　義援金にかかる全ての配分を終了したときは、県に対してその状況を報告するとともに、報道機関等の協力を得るなどして、住民や企業等へ公表する。

第２　県

１　県は、日本赤十字社奈良県支部等とともに義援金の募集活動を行い、受け入れた義援金は義援金募集委員会等の決定に基づき、速やかに被災者等に対し配分する。

２　義援金の募集活動については、県が保有する広報媒体を利用した広報活動を積極的に行う。

第３　市町村

市町村は、市町村地域防災計画において「義援金対応計画」等を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により日本赤十字社奈良県支部、又は配分委員会等が行う配分業務に関わって、市町村が保有する広報媒体を利用した広報活動やその他必要な支援を行う。

第６節　激甚災害の指定に関する計画

第１　激甚災害に関する調査

１　知事は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせる。

２　関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他「激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律」に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるようにする。

３　市町村長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第２　激甚災害指定の迅速化

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部長は国の機関と密接な連絡のうえ、指定の迅速化を図る。

第７節　災害復興計画

第１　災害復興アクションモデル

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るものとする。

なお、「復旧」とは「旧に復すこと」であり、原形復帰を基本とする活動であるのに対し、「復興」とは、災害以前の状態に戻すことにとらわれるのではなく、地域が被災前の状態に比してよりよいものとなるよう、くらしと環境を再建する活動のことである。

県・市町村は、復興の主役は地域の住民であるということを念頭に置いて、各種の復興対策を実施する。

以下に復興の道筋を示す。復興の構造を図式化したのが、図１（総合的な復興のアクションモデル）である。

図１：復興の構造

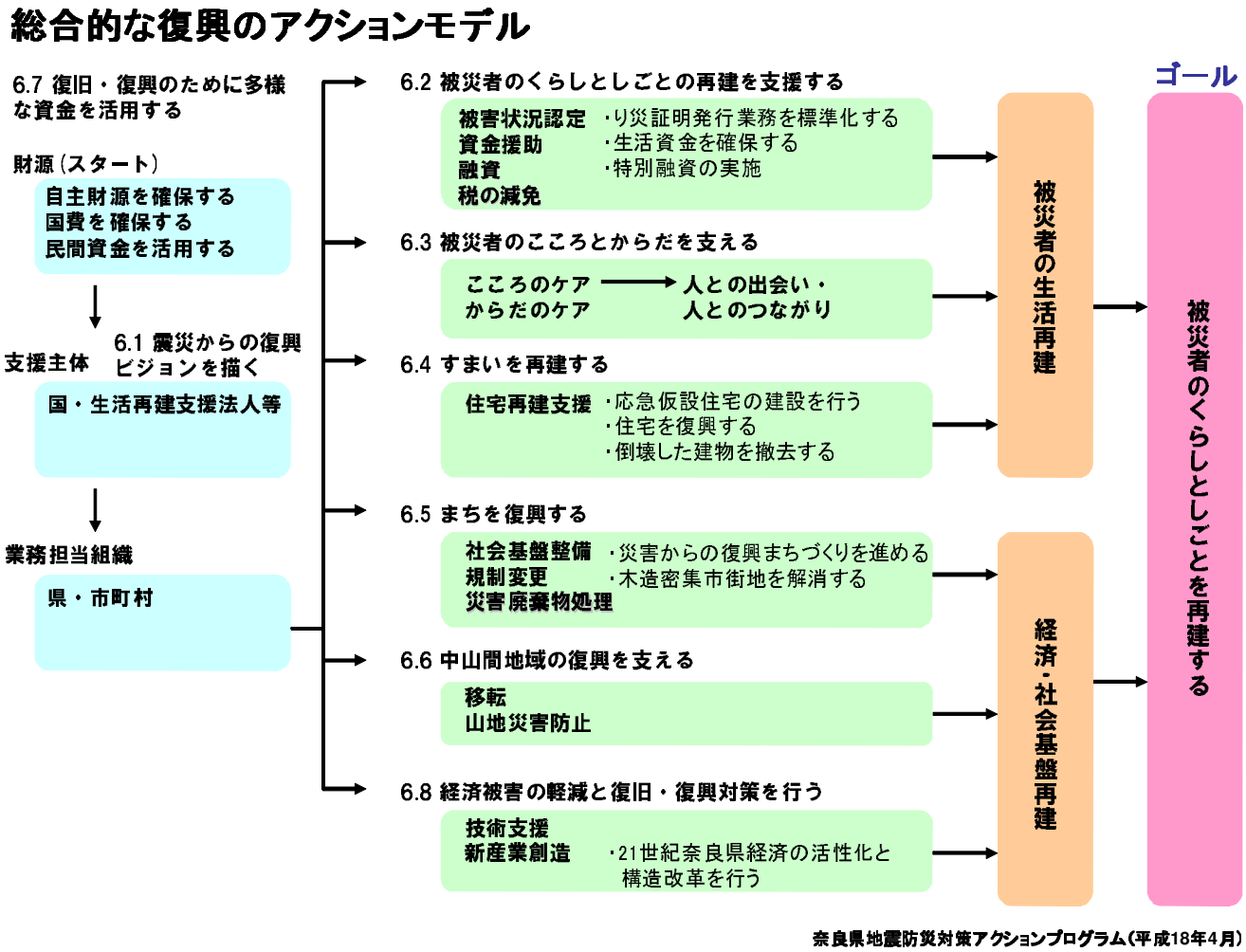

第２　復興計画の策定

被災地の復興にあたっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・県民生活を目指し、発災後、復興の主役である県民各層の意見を踏まえて復興計画を策定する。

１　復興基本方針及び復興計画

（１）復興基本方針（復興ビジョン）の策定

県は、各市町村が策定する復興計画間の整合を図るため、県下全域の被災規模等に応じて必要と認められるときは、復興に関する基本的な方針（復興ビジョン）を策定し、これを周知するものとする。

（２）市町村復興計画

市町村は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県の示す復興基本方針に基づき、広く住民等の意見を踏まえて、市町村復興計画を策定するものとする。

（３）県復興計画

県は、被災市町村復興計画との整合を図りながら、県民や学識経験者の参画を得て、奈良県復興計画を策定する。

２　事前の復興対策

災害復興にあたっては、限られた時間内に復興に関する意志決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、県及び市町村は復興対策の手順の明確化や復興に必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。

３　住民の合意形成

地域復興の主体は、その地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

４　技術的・財政的支援

県は、市町村が円滑に復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。

また、必要に応じ県は、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図るものとする。

復興財源を確保するのに必要であると認められる場合は、県は、復興基金の設立について、以下のとおり検討するものとする。

（１）被災者の円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の早期復興を図るために必要となる財政需要に機動的・弾力的に対応するため、県は、発災後必要に応じて復興基金の設立を検討する。

（２）基金が実施する事業は、財産の運用益により賄うことを原則とする。

第３　復興対策体制の整備

発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復興対策を実施する体制へと円滑に移行（または併設）できるよう、県及び市町村は災害の規模等に応じて、適宜復興本部等の体制を確立するものとする。

１　県は、以下の業務を必要に応じて復興対策体制において適宜実施する。

ア．復興基本方針（復興ビジョン）の決定

イ．復興計画の策定

ウ．復旧・復興対策に必要な情報及び復興状況の収集及び伝達

エ．国その他の防災関係機関に対する復興対策の実施又は支援の要請

オ．復興基金の設立及び運営管理

カ．復興計画の進捗管理

キ．被災者の生活再建の支援

ク．民心安定上必要な広報

ケ．その他の復興対策

２　市町村は、以下の業務を必要に応じて復興対策体制において適宜実施する。

ア．復興基本方針（復興ビジョン）の決定

イ．復興計画の策定

ウ．復旧・復興対策に必要な情報及び復興状況の収集及び伝達

エ．県その他の防災関係機関に対する復興対策の実施又は支援の要請

オ．県の設立する復興基金への協力

カ．復興計画の進捗管理

キ．被災者の生活再建の支援

ク．相談窓口等の運営

ケ．民心安定上必要な広報

コ．その他の復興対策

第５章　東南海・南海地震防災対策推進計画

第１節　総則

第１　推進計画の目的

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号。以下「東南海・南海法」という。）第６条第１項の規定に基づき、東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)について、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他東南海・南海地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、奈良県における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第２　基本的な考え方

１　平成１５年１２月１７日に内閣府告示第２８８号で奈良県の全市町村の区域が推進地域に指定されたので、この計画は、奈良県全域を対象とする。

２　この計画は、東南海・南海地震の発生に伴う被害の発生を「自助」、「共助」及び「公助」の協働により防止・軽減するため、県民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

３　この計画策定に当たっては、東南海・南海地震の特質を考慮し、次の点に留意した。

（１）広域防災体制の確立

東南海・南海地震が発生すると、非常に広域で同時に甚大な災害が発生するおそれが強いので、国・地方公共団体等が連携して近隣府県だけでなく、推進地域以外の地域も含めたより広域的な防災体制を確立するとともに、個々の地域においては災害発生直後は受援が困難であることを想定して、「自助」・「共助」による地域防災力を向上させることが不可欠である。

（２）計画的かつ早急な予防対策の推進

国の地震調査研究推進本部の発表（平成２０年１月）によると、今後３０年以内の発生確率は南海地震で５０％程度、東南海地震で６０～７０％に達すると評価されているので、計画的かつ早急な予防対策が必要である。

（３）東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に発生した東南海・南海地震では、二つの地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生することもあった。このため、東南海・南海地震が数時間から数日間の時間差で発生する可能性があることを考慮し、一般的な地震発生後の余震対策を凌ぐ後発の地震に対する対策が必要になると想定される。

４　本章に記載のない東南海・南海地震に係る地震防災対策については、前章までの規定に基づき実施する。

第３　防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

第１章第２節に準じる。

第２節　災害対策本部の設置等

第１　防災組織計画

第３章第１節第１に準じる。

第２　災害対策本部の設置

知事は、東南海・南海地震又は当該地震と想定される地震（以下「東南海・南海地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに奈良県災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第３　災害対策本部体制の組織及び事務分掌等

第３章第１節第４に準じる。

第４　市町村の活動体制

第３章第１節第５に準じる。

第５　指定地方行政機関等の活動体制

第３章第１節第６に準じる。

第３節　地震発生時の応急対策等

第１　地震発生時の応急対策

１　地震情報の収集・伝達

（１）地震に関する情報の種類

第３章第２節第１の１（１）に準じる。

（２）地震に関する情報の通知基準

第３章第２節第１の１（２）に準じる。

（３）各機関の受理、伝達

第３章第２節第２の１に準じる。

（４）伝達系統図

第３章第２節第２の２に準じる。

２　早期災害情報の収集

第３章第３節に準じる。

３　被害状況の調査・報告計画

（１）報告の基準

市町村等は、東南海・南海地震が発生した場合には、被害状況及び応急措置の実施状況等を県へ報告する。

（早期災害状況の報告については、「２　早期災害情報の収集」参照）

（２）被害状況の調査

第３章第４節第１に準じる。

（３）市町村防災担当課から県防災統括室への報告

第３章第４節第４に準じる。

（４）市町村事業担当課から県事業担当課への報告

第３章第４節第６に準じる。

（５）報告系統

第３章第４節第５に準じる。

４　施設の緊急点検・巡視

県は、必要に応じて、通信施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

そのほか、第３章第２１節に基づく。

５　二次災害の防止

県は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、市町村に注意を促すものとする。

そのほか、第３章第２２節から第２４節に基づく。

6　消火・救急救助活動

（1）消火活動

ア　出火防止・初期消火

第３章第９節第１に準じる。

イ　消防活動

第３章第９節第２に準じる。

ウ　相互応援協定

第３章第９節第３に準じる。

（2）救急救助活動

第３章第９節第４に準じる。

7　医療救護活動

第３章第１１節に準じる。

8　食糧及び生活必需品等の調達

第３章第１９節に基づくほか、次による。

（1）県は、発災後適切な時期において、県が所有する公的備蓄量及び他機関との協定等により調達可能な量等について、主な品目別に確認するものとする。

（2）県は、市町村における備蓄量等について、（1）と同様把握し、必要に応じて市町村間のあっせん調整を実施する。

（3）県は、（1）（2）により把握した数量及び市町村間の調整結果等を踏まえ、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行う。

9　輸送活動

第３章第１６節に準じる。

10　保健衛生・防疫活動

第３章第２５節に準じる。

第２　資機材、人員等の配備手配

1　資機材等の調達手配

県は、管内の市町村等における必要な物資、資材（第１の８に規定する食糧及び生活必需品等を除く。以下「資材等」という。）の確保状況を把握し、市町村等から当該資材等の供給の要請があった場合等で、必要やむを得ないと認めた場合は、当該資材等の供給体制の確保を図るため県が保有する資材等の放出等の措置及び必要に応じて市町村間のあっせん等の措置をとるものとする。

なお、災害復旧のため緊急に県が使用する建設機械、資材については、近畿地方整備局、関係団体との防災協定に基づき調達する。

2　人員の配備

県は、市町村等における人員の配備状況を把握し、市町村等から人員の配備について要請があった場合等で、必要やむを得ないと認めた場合は、県からの人員派遣等の措置をとるものとする。

3　災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

（1）防災関係機関は、地震が発生した場合において、奈良県地域防災計画に定める災害応急対策及び災害復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

（2）機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第３　他機関に対する応援要請

１　県が地震防災応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定等は次のとおりである。

（１）近畿２府５県府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書（近畿２府５県等）

（２）奈良県水道災害相互応援に関する協定（各市町村長等）

（３）緊急物資供給協定書（業者）

（４）災害時における医療救護活動に関する協定書（社団法人奈良県医師会）

（５）災害時における医療救護活動に関する協定書（社団法人奈良県病院協会）

（６）災害時における医療救護活動に関する協定書（社団法人奈良県歯科医師会）

（７）災害時における医療救護活動に関する協定書（社団法人奈良県薬剤師会）

（８）災害時における医療救護活動に関する協定書（社団法人奈良県看護協会）

（９）災害時における医薬品の供給等に関する協定書（奈良県医薬品卸協同組合）

(10) 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書
（日本放送協会奈良放送局、奈良テレビ放送株式会社）

(11) 緊急警報放送の放送要請に関する覚書（日本放送協会奈良放送局）

(12) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（全国知事会等）

(13) 近畿２府７県危機発生時等の相互応援に関する基本協定（近畿２府７県）

(14) 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定（三重県、和歌山県）

(15) 滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定（滋賀県）

(16) 災害時における災害救助犬の出動に関する協定（日本レスキュー協会）

(17) 災害時の応援に関する申し合わせ（近畿地方整備局）

(18) 災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定書
（社団法人奈良県測量設計業協会）

(19) 災害時等における緊急対応業務に関する基本協定書
（（社）奈良県建設業協会、同和建設部会、奈良県緑化土木協同組合、奈良県環境緑化協同組合、奈良県緑地園芸協同組合、（社）奈良県造園建設業協会）

(20) 災害時における奈良県管理橋梁の応急対策業務に関する協定
（社団法人日本橋梁建設業協会関西支部）
（社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会関西支部）

(21) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書
（社団法人プレハブ建築協会）

(22) 災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書
（住宅金融公庫大阪支店（現独立行政法人 住宅金融支援機構 近畿支店））

(23) 災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定（財団法人奈良県警備業協会）

(24) 災害時における応急対策業務に関する協定書
（社団法人日本下水道管路管理業協会関西支部）
(25) 災害時における電気設備の応急対策業務に関する協定（社団法人奈良電業協会）

(26) 災害時における機械設備の応急対策業務に関する協定書
（社団法人奈良県空調衛生工業協会）
(27) 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定　（奈良県石油商業組合）
(28) 災害時における車両等の排除活動に関する覚書
（社団法人日本自動車連盟奈良支部）
(29) 災害時における車両等の排除活動に関する覚書（奈良県レッカー事業協同組合）
(30) 災害時におけるＬＰガスの優先供給に関する協定書
（社団法人奈良県高圧ガス保安協会）

2　県は必要があるときは、１に掲げる応援協定に従い応援等を要請するものとする。

3　県は必要があるときは、第３章第１０節に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

なお、地震防災派遣を要請する予定の事項は、次のとおりである。

- 被害状況の把握
- 避難の援助
- 遭難者の捜索活動
- 水防活動
- 消防活動
- 道路又は水路の啓開
- 応急医療・救護・防疫
- 人員及び物資の緊急輸送
- 炊飯及び給水
- 救援物資の無償貸与又は譲与
- 危険物の保安及び除去
- その他知事が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

4　県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊の受け入れることとなった場合に備え、消防庁及び代表消防機関と連絡体制を確保し、受け入れ体制を確保するように努めるものとする。

第４節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

１　大規模地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業５箇年計画

県は、東南海・南海地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災対策特別措置法（平成７年法律第１１１号）に基づき「奈良県地震防災緊急事業５箇年計画」を作成し、計画に基づき事業を推進する。

２　その他

県は、大規模地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業以外の事業についても、別に年次計画を定めてその整備促進に努める。

第５節　防災訓練計画等

第１　防災訓練計画

防災訓練計画については、次の点に留意して第２章第４節に基づき実施する。

（１）県は、東南海・南海地震に関する応急対策活動を迅速・的確に行うため、職員の緊急参集訓練、情報伝達訓練などの災害対策本部運営訓練、患者搬送訓練、物資輸送訓練、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行われるよう具体的要請内容を想定した訓練などの現場対応訓練を実施し、職員の防災業務に対する習熟を図る。

（２）防災訓練は、ロールプレーイング方式など災害対応能力を高める効果の高い訓練手法を導入する。

（３）防災訓練の実施にあたっては、可能な限り住民や自主防災組織の参加を求め、地域防災力の向上を図る。

（４）県は、防災訓練を通じて各種マニュアル、応援協定、防災関係施設の有効性の検証を行い、発災時の対応能力の向上を図る。

（５）県は、中長期的視点に立った各種訓練の体系化、訓練実施結果の分析と次期訓練への反映など、適切な訓練の管理及び訓練成果の着実な蓄積により防災力の向上を図る。

第２　公共施設における防災対策の充実

公共施設は、多数の者が出入りする場合が多く、また、地震発生時の応急対策活動を行ううえで重要な役割を果たさなければならないことから、東南海・南海地震による混乱を最小限にし、機能を迅速に回復するため、避難対策、職員への連絡体制、被害状況の報告方法その他の対策について防災計画を定める。

第６節　地震防災上必要な防災知識の普及計画

県は、市町村その他の防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、第２章第１節に基づくほか、次により東南海・南海地震防災上必要な防災知識の普及を推進する。

１　県職員に対する防災知識の普及

東南海・南海地震防災対策の円滑な実施を図るため､職員の各種セミナー受講や｢阪神･淡路大震災記念 人と防災未来センター」での研修受講等を促進することにより、必要な防災知識の普及を図るものとする。その内容は次の事項を含むものとする。

（１）東南海・南海地震及びその被害の歴史に関する知識

（２）東南海・南海地震に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識

（３）東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

（４）東南海・南海地震に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの。

①　東南海・南海地震は、人口の集積、産業の高度化等が進んで初めて体験するものであること。

②　ライフラインは府県を越えて広域的に運用されており、直後の物的被害が近隣になくても長期に渡り供給が途絶することが考えられること。

（５）地震及び津波に関する一般的な知識

（６）地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

（７）職員等が果たすべき役割

（８）地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

（９）今後地震対策として取り組む必要のある課題

2　一般住民に対する防災知識の普及

県民の一人一人が「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は、地域の自分たちで守る」という自主防災意識を普及させるため、県は、市町村と協力して、インターネット（消防庁、県、市町村のホームページなど）、県政出前トーク等の活用も含めて、住民等に対する防災知識の普及を図るとともに、市町村等が行う住民等に対する防災知識の普及に関し必要な助言を行うものとする。

防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。

（1）東南海・南海地震及びその被害の歴史に関する知識

（2）東南海・南海地震に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識

（3）東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

（4）東南海・南海地震に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの。

①　東南海・南海地震は、人口の集積、産業の高度化等が進んで初めて体験するものであること。

②　ライフラインは府県を越えて広域的に運用されており、直後の物的被害が近隣になくても長期に渡り供給が途絶することが考えられること。

（5）地震及び津波に関する一般的な知識

（6）地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

（7）正確な情報入手の方法

（8）防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

（9）各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識

(10) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識

(11) 避難生活に関する知識

(12) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロックべいの倒壊防止等の対策の内容

(13) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3　学校教育

学校教育を通じての防災知識の普及には、次の事項を含むものとする。

（1）東南海・南海地震及びその被害の歴史に関する知識

（2）東南海・南海地震に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識

（3）東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

（4）地震及び津波に関する一般的な知識

（5）地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動及び初期消火等防災上とるべき行動に関する知識

（6）正確な情報入手の方法

（7）各地域における避難場所及び避難路に関する知識

（8）避難生活に関する知識

（9）平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロックべいの倒壊防止等の対策の内容

4　防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及

本節1に準じる。

第７節　地域防災力の向上に関する計画

東南海・南海地震は広域的かつ甚大な被害が予想され、地震発生直後は他地域からの受援が困難であることが想定されるため、県民一人ひとりによる防災対策の実践に加え、住民、企業、自主防災組織、ＮＰＯ等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

第２章第２節に基づくほか、次により地域防災力の向上に関する計画を実施する。

第１　自主防災組織の組織率向上と活動の活性化

本県では自主防災組織の組織率が全国平均を下回るため、県及び市町村は、東南海・南海地震防災対策においては「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯の精神に基づく自主的な防災体制の確立が一層重要であることを訴えるとともに、県、市町村・消防本部及び住民は、それぞれ次の行動を重点的に実行し、自主防災組織の組織率向上と活動の活性化を図る。

１　県

① 市町村への自主防災組織率向上対策取組みの要請

② 自主防災組織向けパンフレット及びリーダーマニュアルの作成

③ 自主防災組織リーダーの養成　等

２　市町村・消防本部

① 自主防災組織率向上対策計画の作成

② 自主防災組織の結成、組織の活性化等の指導・助言

③ セミナー、研修会等の開催

④ 防災訓練の指導、支援　等

３　住民

① 自治会等による自主防災組織の結成

② 自主防災組織の平常時の活動の活性化

第２　事業所等の災害対応能力の向上

東南海・南海地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通組織の障害による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれがあるので、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持にとって重要な課題になる。

東南海・南海地震による事業所等の被害を最小限にするため、防災計画の作成、各種防災関係資財や備蓄食糧の確保、従業員の帰宅対策等、災害対応能力の向上が一層重要となる。また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への事業所等としての協力体制の確立も一層重要である。

県、市町村においては、これらの活動を推進するため、日頃から、事業所等との情報交換や連携を進める。

第８節　その他の対策

第１　広域防災体制の確立

東南海・南海地震が発生すると広域かつ甚大な被害が予想されるので、国が作成する「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づき、県は、国の機関その他の防災関係機関と連携して広域的な防災対策を実施する。

また、上記要領の策定を踏まえ、県は必要に応じ、広域災害に対応するよう防災計画を見直す。

第２　遠隔県との連携

東南海・南海地震が発生すると近隣府県の多くが被災する可能性があるため、大災害が発生してもお互いが同時に被災する可能性が少ない遠隔県との連携について、国が作成する「東南海・南海地震応急対策活動要領」や「具体的な活動内容に係る計画」の検討結果を踏まえ、対応する。

第３　建築物等の耐震診断、耐震改修の促進

地震調査研究推進本部の発表（平成２０年１月）によると、東南海・南海地震の今後３０年以内の発生確率は南海地震で５０％程度、東南海地震で６０～７０％に達すると評価されている。阪神・淡路大震災においては、昭和５６年５月３１日以前に建築確認を得た旧耐震基準適用の建築物が大きな被害を受けているので、当該建築物の耐震性の向上が重要な課題となる。県では平成１９年３月に策定した奈良県耐震改修促進計画に基づき、以下の取組を行う。

１　住宅等

住宅の耐震化は、地震による被害を軽減するための非常に重要な課題であるが、県民自らが行うものであり、県民の自覚が重要になる。そこで、県は、県民による耐震診断の積極的な実施を促すとともに、リフォーム等の機会を活用した耐震改修についての情報等を提供することにより、地震に強い住宅に関する関心を高めるよう啓発を行う。併せて、相談窓口の開設、技術者の養成等の対策を促進する。

（第２章第１０節「建築物等災害予防計画」参照）

２　公共施設等

県その他の防災関係機関は、学校、病院等多数の者が利用する施設や庁舎、消防署など災害時の拠点となる施設の耐震診断、耐震改修を計画的に実施するよう努める。

（第２章第１０節「建築物等災害予防計画」参照）

第４　長周期地震動対策

東南海・南海地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震によるそれと比較して長周期成分を多く含んでいる。また、地震動の継続時間も長い。

このため、県その他の防災関係機関は、このような長周期地震動の構造物に及ぼす影響についての今後の調査研究成果に基づき、新たな対策の必要性を検討する。

第５　斜面崩壊、液状化対策

１　斜面崩壊対策

第２次奈良県地震被害想定調査によると、東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊された場合、本県では約８０棟の建物が斜面災害により全壊するとされている。また、中央防災会議が平成１５年９月に公表した被害想定によると、急傾斜危険箇所の急傾斜地崩壊対策がまったく行われていなかった場合を全国レベルで想定すると、建物の全壊棟数は現時点での想定被害の約１．５倍になるとされている。

（１）地すべり防止区域の指定

第２章第１２節第２の１に基づき実施する。

（２）急傾斜地崩壊危険区域の指定

第２章第１２節第２の２に基づき実施する。

（３）山地災害危険区域の指定

第２章第１２節第２の３に基づき実施する。

（４）土地利用の適正化

第２章第１２節第３に基づき実施する。

２　液状化対策

第２次奈良県地震被害想定調査によると、本県では約１，２００棟の建物が液状化により全壊するとされている。

大規模な構造物は、地下深く堅い支持層まで杭を打つなど液状化対策が講じられてきたが、基礎の地盤が液状化現象により横方向に流れるように動く側方流動の発生事例も報告されている。

県その他の防災関係機関は、液状化の可能性のある地域や対策工法の啓発に努めるとともに、県管理施設等の液状化対策に努める。また、国等の液状化対策が明らかになった場合には、所要の対策に努める。

第６　時間差発生による災害の拡大防止

１　連続発生を考慮した対応方針

東南海地震と南海地震が、数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、県その他の防災関係機関は、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について広報するなど住民意識の啓発に努める。

２　応急危険度判定の迅速な実施

（１）予防計画

最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することによる人的被害を防止するため、県は応急危険度判定士の県登録者を１，０００人以上及び同様に被災宅地の被害を調査し、その宅地への立入りに際しての危険度を判定する被災宅地危険度判定士の県登録者を１００人以上確保するよう努める。

また、震災後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの応急危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網）を建築関係団体等を含めて構築し、県内の相互支援体制及び実施体制のさらなる整備を進める。

府県境界を超えた相互支援体制の整備については、「全国被災建築物応急危険度判定連絡協議会」、「近畿被災建築物応急危険度判定連絡協議会」及び「全国被災宅地危険度判定連絡協議会」で協議しており、今後も引き続き判定士の派遣、判定資　機材の備蓄等を含めた相互支援体制の整備を図る。

（２）応急対策計画

① 土砂災害対策

第３章第２４節第１に基づき実施する。

② 被災建築物の応急危険度判定

第３章第２４節第２に基づき実施する。

③ 被災宅地の危険度判定

第３章第２４節第３に基づき実施する。

第７　帰宅困難者対策

東南海・南海地震が発生すると広域かつ甚大な被害が予想されるので、交通機関が長期かつ広範囲に渡って不通になる可能性があり、帰宅困難者対策は一層重要になるので、次の対策を推進する。

１　第２章第１６節に基づく帰宅困難者対策を一層推進する。

２　他府県との連携

被害が広域にわたることが予想されるため、徒歩帰宅を支援するため、近隣府県との連携を図る。

第８　文化財保護対策

本県には多数の文化財建造物が存在するので、被害軽減対策の強化が必要である。「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（平成８年、文化庁）及び「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成１１年、文化庁）に則るとともに、「災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会」（内閣府等）の検討結果を参考にするほか、第２章第１０節第４に基づき対策を促進する。

東南海・南海地震防災対策推進計画

第１章　総則

１－１　計画の趣旨

１．計画の目的

本計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年７月26日法律第92号。以下、「東南海・南海地震特措法」という。）第３条第１項の規定による推進地域に神戸市が指定された（平成15年12月17日内閣府告示第288号）ことを受け、東南海・南海地震特措法第６条の規定に基づき、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保、防災訓練、その他重要な対策に関する事項を定め、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進を図ることで、今世紀前半にも発生する可能性が高いとされる東南海・南海地震から、市民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

２．計画の位置づけ及び構成

本計画は、東南海・南海地震特措法第６条に基づく推進計画として、神戸市防災会議が定める。

本計画は、「神戸市地域防災計画　地震対策編」の一部とする。

本計画は、東南海・南海地震に関して特に重要な対策について定め、大地震が発生した場合に共通する対策については、「神戸市地域防災計画　地震対策編」による。

本計画は、東南海地震と南海地震が同時発生した場合を基本とし、東南海地震と南海地震の時差発生も考慮する（時差発生した場合の対応については第７章に示す）。

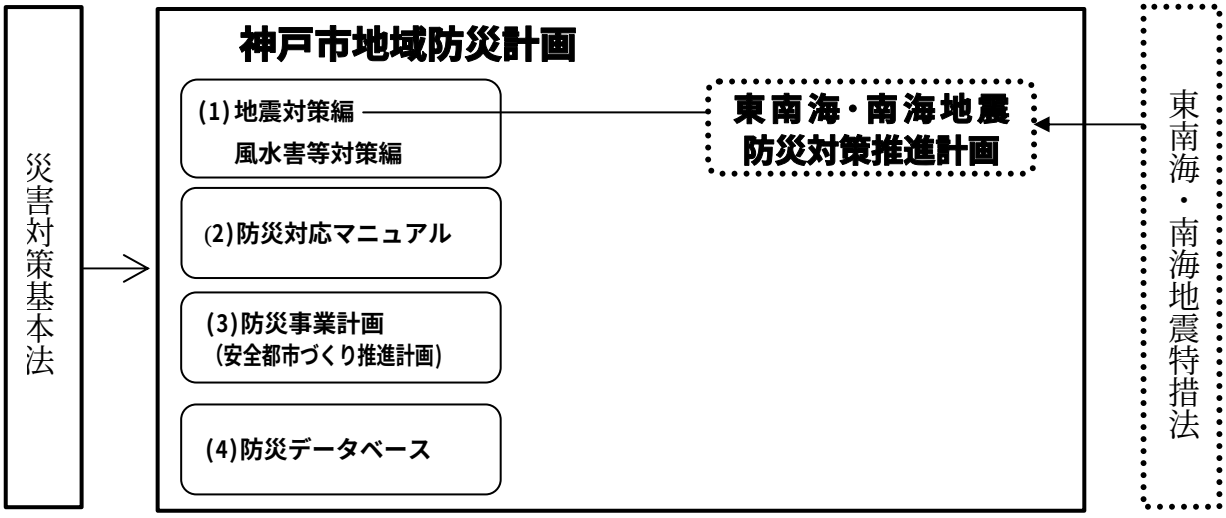

図１－１－１　神戸市地域防災計画の構成

３．計画の点検と習熟

本計画は、今後の東南海・南海地震等に関する新たな知見、社会環境の変化、施設整備の強化等を踏まえ、災害対策基本法第42条の規定にもとづき、毎年定期的に検討を行い、必要があると認められるときは、速やかに修正を行い、実態に即したものとしておく。

本計画は、神戸市の職員及び防災関係機関等に周知し、市民、事業者の理解を得ながら、本市の防災対策に係わる各主体が連携、協力して習熟に努める。

１－２　災害想定

１．東南海・南海地震について

駿河湾から九州にかけての太平洋沿岸では、海側のフィリピン海プレートと日本列島側のユーラシアプレートなど大陸側のプレートが接し、プレート境界には南海トラフが形成されている。

フィリピン海プレートは、毎年北西に３～５㎝程度の速さで、南海トラフから大陸側のプレートの下に潜り込んでおり、大陸側のプレートの端が引きずり込まれることにより徐々に歪が蓄積される。その歪が限界に達し、元に戻ろうとするとき破壊が起こり、巨大なエネルギーが一気に放出され海溝型の巨大地震が発生する。こうした海溝型の巨大地震は、歴史的にもかなり規則正しく概ね一定の間隔で発生しており、前兆から発生までのメカニズムも比較的よく分かっている。駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150 年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している(図1-2-1)。

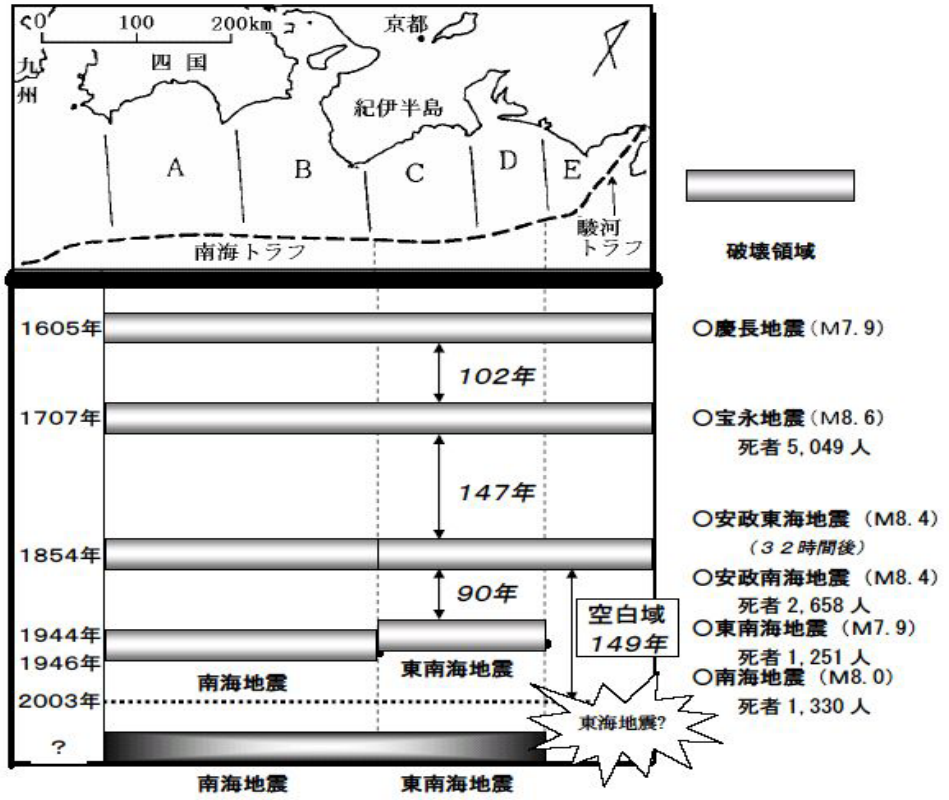

図 1-2-1　東南海・南海地震等の歴史

切迫性が高いと想定されている「東海地震」の震源域と連なる、遠州灘西部から土佐湾沖までの南海トラフのプレート境界においては、1854 年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944 年に昭和東南海地震、1946 年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震の規模は、それ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さいとされている。

巨大地震の発生間隔が約100～150 年であることから考えると、今世紀前半にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。この遠州灘西部から土佐湾までのプレート境界を主たる震源域とする巨大な地震には、過去の事例から見て、概ね紀伊半島東側沖付近より東側地域のプレート境界を震源域とする地震（以下、「東南海地震」という。）と、その西側地域のプレート境界を震源域とする地震（以下、「南海地震」という。）が想定され、これらが同時に発生する可

能性も考えられる。

※東南海、南海地震に関する報告（中央防災会議 東南海、南海地震等に関する専門調査会 平成 15 年 12 月）より抜粋

２．東南海・南海地震の災害想定

東南海・南海地震に関する被害想定としては、以下のものが公表されている。

① 兵庫県津波被害想定調査（以下、「県想定」という。）（防災DB 東南海・南海資料1-1）
・実施主体－兵庫県津波災害研究会
・公表年月日－平成12年３月

② 東南海、南海地震に関する報告（以下、「国想定」という。）（防災DB 東南海・南海資料1-2）
・実施主体－中央防災会議　東南海、南海地震等に関する専門調査会
・公表年月日－平成15年12月

これらの調査報告では、東南海・南海地震により西日本の太平洋沿岸一帯に大きな揺れが発生するとともに、津波が来襲し、広域にわたる甚大な被害が予想されている。

神戸市域における揺れは、東南海・南海地震同時発生時が最も大きく、南海地震単独発生時は、それよりやや小さい。

神戸市域における津波高さは、東南海・南海地震が同時に発生する場合及び南海地震が単独で発生する場合で最大となる。

東南海地震が単独で発生する場合の神戸市域における揺れ及び津波は、東南海・南海地震同時発生や南海地震単独発生よりもやや小さな規模となる。

以上を踏まえ、本計画では、神戸市域における震度、津波高さが最大となる、東南海・南海地震同時発生時を対策の前提とし、東南海・南海地震による揺れ、津波の高さ、及びこれに伴う災害想定、シナリオを以下のとおりとする。

なお、その他の大地震が発生した場合に共通する災害想定は、「地震対策編 総則第２章 2-4」のとおりとする。

(1) 地震の揺れの特徴（国想定による）

・神戸市域では最大震度６弱、全域で震度５弱以上の揺れが発生する。
・海溝型の巨大地震の特徴である、長周期型の地震波が神戸市を襲うため、ゆっくりとした大きな揺れが約１～２分間継続する。

(2) 地震の揺れによる被害

・木造建物では壁や柱が破損するものがあり、耐震性が低い場合は倒壊するものがある。
・鉄筋コンクリート造建物では壁、梁（はり）、柱等に大きな亀裂が生じるものがあり、耐震性が低い場合は壁や柱が破壊するものがある。
・家庭等にガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生し、一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。
・長周期の地震波により、超高層建物や歩道橋等の被害、タンクのスロッシング（液面揺動）や地盤の液状化による地下埋設物の浮き上がり現象等､長周期型地震特有の被害が発生するおそれがある。

(3) 津波の特徴（県想定による）

・第１波は地震発生後、最も早い垂水区で約80分、最も遅い東灘区では約110分で到達する。
・津波は50～60分間隔で何度も来襲し、少なくとも５～６時間は異常な潮位変動がみられる。
・津波高さが最大となるのは第２波で、その到達時間は、最も早い垂水区で約130分、最も遅い東灘区では約190分となる。
・津波高さの最大は、東灘区から長田区で1.7～1.2m程度、須磨区・垂水区で1.2～0.7m程度となる。この場合、兵庫県瀬戸内海沿岸に対して津波警報が発表される。
・最大津波が満潮に重なった場合、東灘区から長田区でT.P.（平均潮位からの高さ）＋2.5～2.0m程度、須磨区・垂水区でT.P.＋2.0～1.5m程度まで潮位が上昇する。

表 1-2-1　津波による潮位上昇（満潮に重なった場合）及び到達時間

区	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	長田区	須磨区	垂水区	神戸港沖
第１波到達時間(分)	112	109	95	85	82	81	76	87
第１波ピーク潮位(m)	2.3	1.7	2.0	2.0	2.1	1.1	0.6	1.9
最大津波到達時間(分)	186	154	148	141	137	138	134	144
最高潮位(m)	2.5	2.0	2.4	2.5	2.4	2.0	1.7	2.3
津波評価点※	HU1	NU4	TU6	HYU4	NGU1			U1

※防災 DB 東南海・南海資料 1-1 図 津波評価点における津波高さ時系列変化図参照
（出典：兵庫県沿岸域における津波被害想定調査（兵庫県津波災害研究会)、平成 12 年 3 月）

(4) 津波による被害（最大津波が満潮に重なった場合）（県想定による）

・防潮堤が機能し、防潮扉が機能しなかった場合は、東灘区から長田区の沿岸部の一部が、多くは0.5m未満、東灘区魚崎、兵庫区和田岬、入江等で0.5～1m程度、長田区等の局所的には１m以上の浸水被害を受ける。
防潮扉等が完全に機能すれば、浸水被害は軽微なものとなる。（図1-2-2 兵庫県津波被害想定調査による浸水予想図参照）
・堤外地、自然海浜等の沿岸付近は、どのような条件下でも、津波への警戒が必要である。
・船舶については、座礁、岸壁へのぶら下がり及び乗り上げ、船体接触による損傷等の恐れがある。
・ガレキ、ごみ、土砂及び海面浮遊物の発生や危険物・有害物質の流出による火災、環境汚染の恐れがある。
・浸水に伴い、伝染病が発生する恐れがある。

(5) 先行する地震の後に津波が来襲することによる複合被害（国想定による）

・先行する地震で防潮堤が損壊した場合、沿岸部の地盤高さが低い（津波時に想定される最高潮位をめやすとするとT.P.＋2.5m程度以下）地域において、可能性は低いものの浸水の恐れがある。
・先行する地震の揺れに伴う建物の倒壊により居住者が下敷きになったところへ、津波が来襲することにより、被害が拡大する恐れがある。

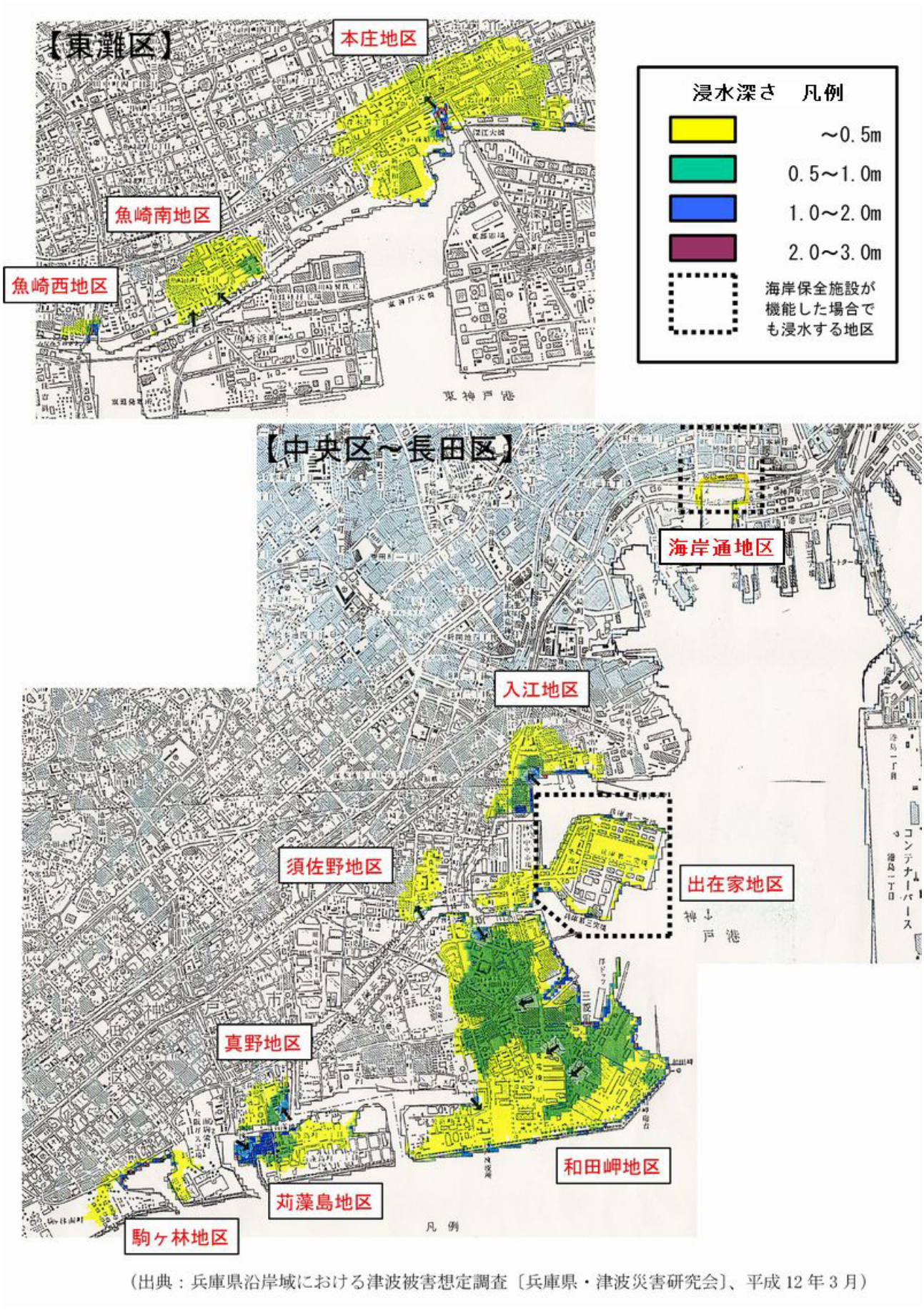

（出典：兵庫県沿岸域における津波被害想定調査〔兵庫県・津波災害研究会〕、平成 12 年 3 月）

図 1-2-2　兵庫県津波被害想定調査による浸水予想図

(6) 被害シナリオ

地震の発生	約 80～110 分後 (津波第 1 波到達)	約 3 時間後 (最大津波の到達後)	1 日後	3 日～1 週間後
地震	・東南海･南海地震が発生 ・小刻みな揺れの後、大きな船に乗っているような、ゆったりとした大揺れが１～2 分続く ・神戸市域の最大震度６弱、全域で震度５弱以上の揺れ ・木造建物では壁や柱の破損、倒壊する可能性 ・鉄筋コンクリート造建物では壁、梁（はり）、柱等に大きな亀裂の発生や、壁、柱の破壊の可能性 ・ガスの導管、主要な水道管の被害により、一部地域でガス、水道の供給が停止、停電の可能性 ・長周期の地震波により、超高層建物や歩道橋等の被害、タンクのスロッシング(液面揺動)や地盤の液状化による地下埋設物の浮き上がり現象等の可能性		・余震の発生 ・余震による建物等被害の可能性	●……▶
津波	・地震発生後約 80 分（垂水区）から 110 分（東灘区）で第１波が到達 ・最大津波高となるのは第 2 波 ・最大津波が満潮に重なった場合 東灘～長田区で T.P.＋2.0～2.5m 程度 須磨・垂水区で T.P.＋1.5～2.0m 程度まで潮位が上昇 ・防潮堤が機能し、防潮扉等が閉鎖できなかった場合、東灘、中央、兵庫、長田区の一部で浸水の可能性 ・防潮堤、防潮扉等が機能した場合でも、中央区、兵庫区の一部区域に小規模な浸水の可能性 ・先行する地震で防潮堤が損壊した場合、沿岸部の低地盤地において、可能性は低いものの浸水の恐れがある ・堤外地、自然海浜では、いずれの状況でも浸水の可能性 ・船舶への被害発生の可能性 ・津波火災の発生の可能性（船舶火災、危険物の流出による火災等）		・最大浸水域が判明 ・少なくとも第５～６波（約５～６時間後）までは警戒が必要 ■浸水時に予想される被害 ・ガレキ、ごみ、土砂及び海面浮遊物発生の可能性 ・危険物・有害物質の流出による火災、環境汚染の可能性 ・伝染病発生の可能性	

(7) 東南海・南海地震の時差発生の場合の留意点（国想定による）

・過去に発生した東南海地震と南海地震では、それぞれが同時に発生する場合のほか、数時間から数年間の時間差で発生している事例が知られている。

・現状では、時間差で発生した場合の具体的な被害想定はないが、最初の地震で脆弱になった建物等が次の地震で倒壊したり、最初の地震が発生し、広域応援を実施している途中に次の地震が発生することにより、防災対策が混乱し、被害が拡大する恐れがあることに留意する。

第２章　地震発生時の応急対策等

２－１　地震発生時の応急対策

１．情報の収集・伝達【危機管理室、消防局】

「地震対策編 応急対応計画 第２章 情報収集・伝達・広報計画 2-3 災害情報の収集・伝達」による。

２．避難の呼びかけ及び勧告等【危機管理室、消防局】

強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、市長は、必要に応じて海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するように呼びかける。

また、市長は、津波警報等の発表等に応じて、以下のとおり避難を呼びかける。

(1) 津波警報発表時の対応

地震発生後、気象庁（又は大阪管区気象台）より、兵庫県瀬戸内海沿岸への津波警報の発表があった時には、市長は、速やかに津波避難対象地区（第３章 3-3-1-(1) 津波に備える範囲 参照）に対して避難勧告を発令する。

併せて、津波警戒地域（第３章 3-3-1-(1) 津波に備える範囲 参照）の居住者等に対して、津波への注意を呼びかける。

なお、各種の情報収集伝達ルートを通じて津波警報が伝達された場合にも、同様の措置を取る。

(2) 地震・津波情報、被害情報入手後の対応

地震発生後、地震、津波情報や津波からの防護のための施設等の被害情報から、浸水被害の拡大あるいは縮小の可能性が判明した時は、市長は、必要に応じて避難勧告を変更する。

(3) 津波注意報発表時の対応

地震発生後、兵庫県瀬戸内海沿岸への津波注意報の発表があった時には、市長は、海浜にある者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するように呼びかける。

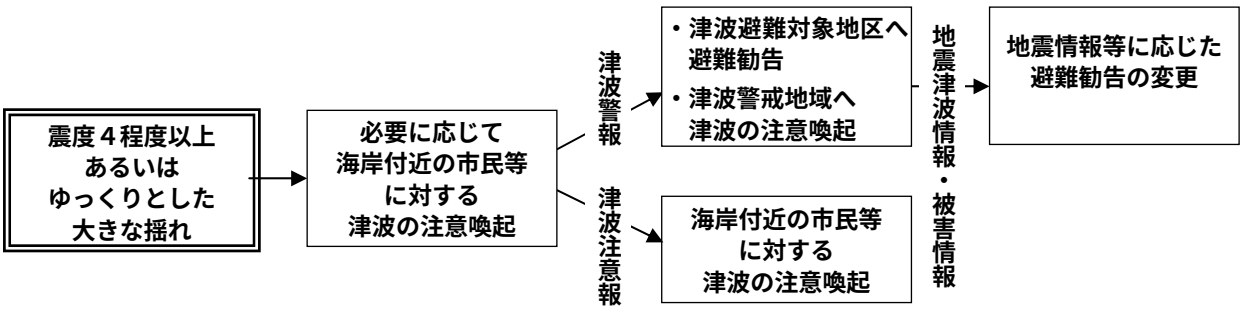

図 2-1　津波時の避難の呼びかけ、勧告等の流れ

３．施設の緊急点検・巡視

【保健福祉局、環境局、行財政局、産業振興局、建設局、みなと総局、各区、消防局、水道局、教育委員会】

特に防災活動の拠点となる公共施設及び避難場所に指定されている施設等の管理者は、緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

対象となる施設を以下に示す。なお、その他の市が管理、所有する公共施設についても順次、被災状況の把握に努める。

○特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設
市役所、各区役所、各建設事務所・水環境センター、各消防署、水道局各センター、神戸港管理事務所、環境局各事業所・クリーンセンター、指定収容避難所（小中学校、体育館、公民館等）、中央市民病院、西市民病院、西神戸医療センター、総合備蓄拠点（フルーツ・フラワーパーク、神戸ワイナリー（旧農業公園）、ホームズスタジアム神戸、しあわせの村、甲南大学、神戸学院大学（有瀬キャンパス・長田キャンパス・ポートアイランドキャンパス）、東水環境センター、神戸震災復興記念公園）、集積配送拠点

４．二次災害の防止【建設局、水道局、消防局、ライフライン各社】

「地震対策編 応急対応計画 第17章 二次災害の防止 、第12章 被災地安全確保対策 12-5 危険物・有毒物取扱い施設等の応急措置」による。

５．救助・救急活動・医療活動【保健福祉局】

「地震対策編 第４章 救助･救急医療体制」による。

６．消火活動【消防局】

「地震対策編 第５章 地震火災対策」による。

７．物資調達【産業振興局】

「地震対策編 応急対応計画 第８章 救援・救護体制 8-3 物資の供給システム」による。
併せて、発災後適切な時期に、本市の備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他都市との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

８．輸送活動【建設局、行財政局、産業振興局、消防局、交通局、みなと総局、県警察、神戸運輸監理部、神戸海上保安部、鉄道事業者、輸送事業者】

「地震対策編 応急対応計画 第14章 災害時交通規制・緊急輸送対策」による。

９．保健衛生活動・防疫活動【保健福祉局】

「地震対策編 応急対応計画 第８章 救援・救護対策 8-5 保健対策」による。
併せて、浸水及びライフライン等の寸断からの環境衛生の悪化による伝染病や集団食中毒等の発生を防止するため、必要に応じ検病調査班、防疫班を編成し、必要な対策を集中的に実施する。

１０．帰宅困難者対策【危機管理室、市民参画推進局、建設局、みなと総局、交通局、報道機関、公共交通機関】

「地震対策編 応急対応計画 第８章 救援・救護対策 8-8 帰宅困難者対策」による。

２－２　物資、資機材、人員等の調達・確保等

１．応急物資の調達・確保【行財政局、産業振興局、市民参画推進局、各区】

「地震対策編 応急対応計画 第８章 救援・救護対策 8-3 物資の供給システム」による。

２．資機材の調達・確保【行財政局、みなと総局、消防局】

「地震対策編 応急対応計画 第１章 防災活動計画 1-8 災害用機械器具確保計画」による。

３．人員の確保・配置【行財政局、市民参画推進局】

「地震対策編 応急対応計画 第１章 防災活動計画 1-7 災害対策要員確保計画」による。

２－３　他機関に対する応援要請　【市長室、危機管理室、保健福祉局、消防局、水道局】

「地震対策編 応急対応計画 第３章 広域連携・応援体制計画」による。

第３章　津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

３－１　津波からの防護のための施設の整備等

港湾、河川、海岸、漁港等における、津波からの防護のための防潮堤、防潮扉、水門等（以下、「防潮施設等」という。）に関する整備、日常及び緊急時の対応は、以下の事項に配慮して実施する。

１．基本方針【各管理者】

(1) 防潮施設等の計画的整備、定期点検等の実施

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者（以下、「各管理者」という。）は、津波による被害の恐れのある地域において、防潮施設等の計画的な整備・補修・補強を推進するとともに、定期的な施設の点検や施設管理を行う。

(2) 津波時の体制確立

各管理者は、津波時の迅速な対応が可能になるよう、防潮扉、水門等の閉鎖体制を確立する。なお、防潮扉、水門等の閉鎖手順を定めるにあたっては、閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。

内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

(3) 津波時の迅速な対応

各管理者は、津波が発生した場合は直ちに防潮扉、水門等の閉鎖等の措置を講じる。また、工事中は工事の中断等の措置を講じる。

(4) 平常時の夜間、休日等における防潮扉、水門等の閉鎖

各管理者は、操作責任者等の協力を得ながら、平常時の夜間、休日等で防潮扉等を開放する必要がない時は、閉鎖を徹底するよう啓発に努める。

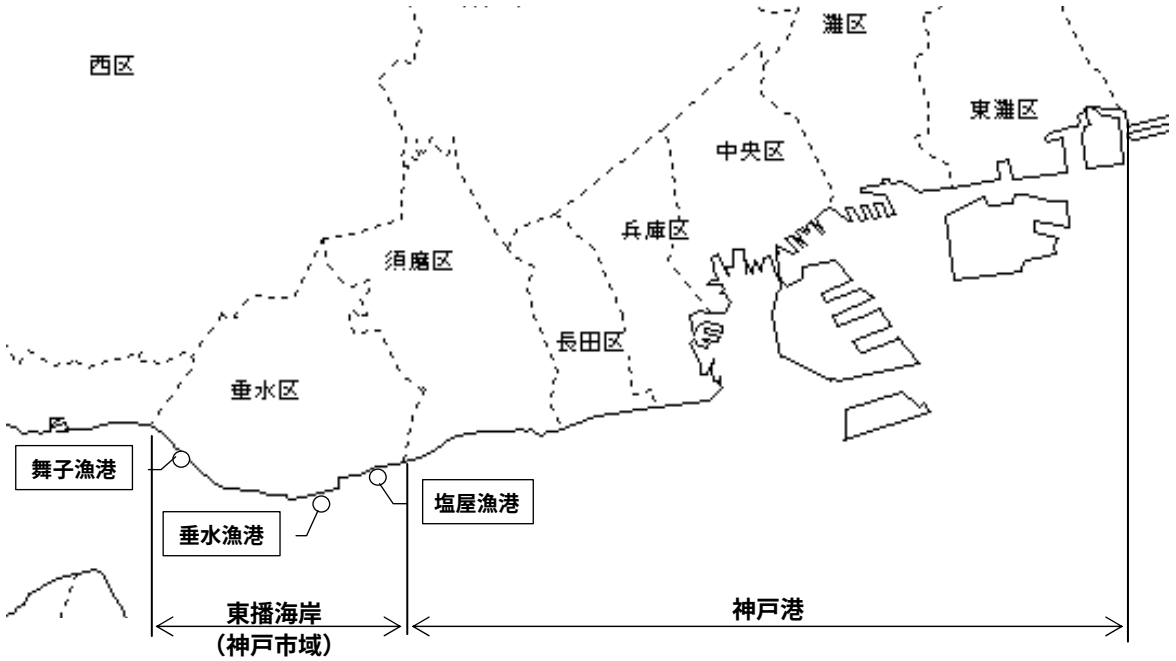

図 3-1-1　神戸市域の港湾・海岸・漁港位置図

２．神戸港（東灘区傍示川～須磨区堺川）港湾管理者の対応【みなと総局】

(1) 防潮施設等の計画的整備、定期点検等の実施

① 海岸保全施設の整備方針

神戸港における防潮堤等の海岸保全施設は、想定される津波よりも高潮時の潮位が高いとされていることから、高潮に対応できる高さで設計し、順次整備を進める。

海岸保全施設の未整備区域である新港地区等では、高潮による浸水被害が発生していることから、優先順位を検討し、順次整備する。

② 海岸保全施設の点検方針・計画及び平常時の管理方法

海岸保全施設の管理については、従来の高潮対策と同時に、新たに津波対策としての視点を加味しながら、次のような作業を継続的に進める。

・海岸保全施設を点検し、必要に応じて補修、改良を行う。
・海岸保全施設の機能、操作性を保持するための定期点検を実施する。
・防潮扉等の閉鎖支障物の撤去指導を行う。
・終業時における防潮扉等の日常的閉鎖について、各担当企業に要請する。

(2) 津波時の防潮扉等の閉鎖体制確立、迅速な対応

地震発生から津波が到達するまで非常に短時間であることが想定されるので、津波時に防潮扉、水門を重点的に閉鎖体制を確立する。また、これら防潮扉は土地利用状況等により、通常開放しているものと、常時閉鎖しているものとに分けられる。

津波時の防潮扉、水門の閉鎖対応は、通常開放している防潮扉等を対象に、その設置地盤高と津波により想定される最高潮位（T.P.+2.5m）との関係を考慮して、以下のとおり実施する。

① 閉鎖体制

ｱ） 高潮時の体制を基本とする。

ｲ） 夜間・休日等における津波時に閉鎖困難又は閉鎖不可能な施設を中心に、事業者、消防団、その他の団体と連携して閉鎖する体制を確立する。

ｳ） 加えて、津波避難対象地区における地域津波防災計画（第５章 5-1-1 地域津波防災計画の作成支援 参照）の作成支援にあわせて、地域住民等による防潮施設の閉鎖体制づくりに取り組む。

② 閉鎖指令基準

ｱ） 津波警報発表時

兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波警報が発表された場合、津波警戒地域内の全ての防潮扉、水門を閉鎖する。

ｲ） 津波注意報発表時

兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波注意報が発表された場合、設置地盤高が T.P.+1.6m以下の防潮扉を閉鎖する。

③ 閉鎖活動

津波警報及び注意報が発表された場合は、閉鎖指令を待つことなく、直ちに閉鎖活動を開始する。

④ 閉鎖対象施設の優先順序

津波警報発表時には設置地盤高がT.P.+2.5m以下の防潮扉、水門を最優先に閉鎖する。(表3-1-1参照)

詳細については個々の施設の特性等を考慮しながら、予想浸水地域ごとに決定する。

津波警戒地域内の防潮扉、水門を表3-1-1に示す。

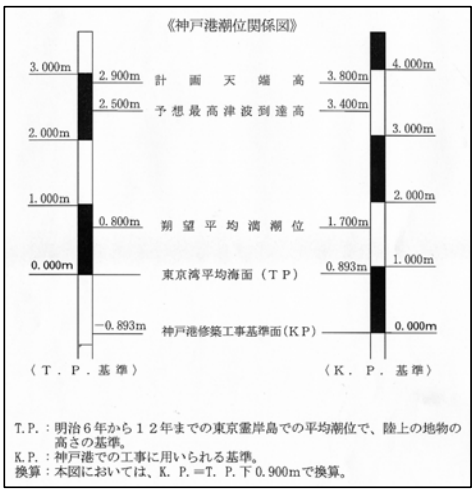

図 3-1-2　神戸港潮位関係図

表 3-1-1　津波警戒地域内の防潮扉、水門

平成23年3月31日現在

防潮扉設置地盤高	T.P.+2.5m 以下（T.P.+1.6m 以下）			小計	T.P.+2.5m 超			小計	総計
開閉状況	通常開放	毎日閉鎖	常時閉鎖		通常開放	毎日閉鎖	常時閉鎖		
防潮扉	107 (31)	18 (12)	45 (19)	170 (62)	19	4	19	42	212
水門	2 (-)	- (-)	- (-)	2 (-)	4	-	-	4	6
計	109 (31)	18 (12)	45 (19)	172 (62)	23	4	19	46	218

（　）内は津波注意報発表時の閉鎖対象数

⑤　閉鎖における作業時間

津波警報・注意報が発表されてから概ね60分以内で出動及び閉鎖活動を行い、以後の30分で安全な場所へ退避する。

⑥　閉鎖指令解除

兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波警報・注意報解除の発表をもって閉鎖指令を解除する。

３．漁港管理者における対応【産業振興局】

(1) 防潮施設等の計画的整備、定期点検等の実施

海岸保全施設の未整備箇所のある舞子漁港では、近畿地方整備局において海岸保全施設の整備を順次検討する。

海岸保全施設が整備済みである塩屋、垂水漁港では、海岸保全施設の操作性を保持するため、定期点検を実施する。

(2) 海岸保全施設等の閉鎖を迅速･確実に行うための体制、手順等

塩屋、垂水漁港において、海岸保全施設の開閉を迅速に行うため、市、地域住民、漁港等との間で協定を締結する。併せて、訓練を実施する。

４．東播海岸（須磨区堺川以西～神戸市境まで）海岸管理者における対応【国土交通省姫路河川国道事務所】

東播海岸における防潮堤等の海岸保全施設は、想定される津波を考慮した上で順次整備を進める。特に、海岸保全施設の未整備区域である舞子漁港周辺、狩口台７丁目付近の一部では、東播海岸全体の中で優先順位を検討しつつ、順次整備する。海岸保全施設は、機能の保持に努める。

５．河川管理者における対応【建設局、県】

神戸市域の河口部の護岸高さは、一部の橋梁部等の河川横断部を除き、想定される津波の最高到達高さよりも高く整備されている。

護岸、角落等の防潮施設の整備、補修、補強を進めるとともに、定期的に点検を行う。

津波時に浸水のおそれがある河川横断部については、角落等を閉鎖する体制を確立する。その際、地域住民等との連携を考慮する。

（参考）河口部の護岸高さ（計画高水位＋余裕高）＝T.P.+3.0m以上

想定される津波の最高到達高さ＝T.P.+2.5m

６．内水排除施設の管理者における対応【建設局、みなと総局】

海岸保全施設の未整備区域では、海岸保全施設の整備にあわせ、内水排水計画を立案し、順次整備する。

海岸保全施設の整備完了区域では、内水排除施設の操作性を保持するため、定期点検を実施する。また、津波対策として、水門や雨水幹線の吐け口からの影響を軽減するため、雨水ゲートや水門が

速やかに機能するよう、閉鎖体制を確保する。

また、雨水ゲートや水門の操作を行うための非常用発電装置の整備、点検を行う。

表 3-1-2　津波警戒地域内にある内水排除施設一覧

所管	名　称	所　在　地	備　考
建設局	本庄	東灘区深江南町４丁目６－５	雨水，汚水
	魚崎	〃　魚崎南町２丁目１－15	雨水，汚水
	京橋	中央区新港町１-10	雨水
	宇治川	〃　東川崎町１丁目１－２	雨水，汚水
	和田岬	兵庫区吉田町１丁目	雨水
	浜中	〃　浜中町２丁目 18	雨水
	島上	〃　鍛冶屋町１丁目１－17	雨水
	南駒栄	長田区南駒栄町１－44	雨水
みなと総局	魚崎浜	東灘区魚崎浜町	雨水
	魚崎浜第２	〃　〃	雨水
	新在家	灘区新在家南町４丁目	雨水
	新港	中央区小野浜町	雨水
	東川崎	中央区東川崎町４丁目	雨水
	大輪田	兵庫区切戸町	雨水
	出在家	〃　出在家町２丁目	雨水

３－２　津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、「地震対策編 応急対応計画 第２章　情報収集・伝達・広報計画」に定めるほか、次の事項に配慮する。

１．津波に関する情報伝達経路の整備方針及び計画【危機管理室】

市は、津波情報等の緊急情報（津波警報・津波注意報、避難勧告）や救援・救護情報を避難所や防災福祉コミュニティ関係者宅等へ同時多数かつ迅速に伝達するため、防災行政無線同報系の整備を推進する。併せて、津波避難対象地区への拡声子局の増設を推進する。

また、防潮扉開閉等の指令伝達の迅速化を図るため、防潮扉操作委託事業者等に対する戸別受信機の設置を検討する。

併せて、より多様な情報伝達経路の確保のため、地域のコミュニティ放送（ＦＭ）局を活用した放送波での緊急情報の伝達について検討する。

〔参考〕海岸部での設置状況（平成24年３月末現在）

○戸別受信機（ラジオ型）　――　海岸部184カ所（主に行政機関・海岸部の防災福祉コミュニティ）

○拡声子局（屋外スピーカー型）――　海岸部61局（防災DB 地震対策編 応急資料2-2-4）

２．防災関係機関相互の情報の共有【危機管理室】

市は、災害情報及びこれに対する措置に関する情報を、県及び防災関係機関と相互に共有する。

３．居住者等への広報

市は、地震発生後、市内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）、及び市内に一時滞在する観光客その他の滞在者（以下、「観光客等」という。）に対し、津波情報を広報する。

(1) 広報の内容【危機管理室、市民参画推進局】

①　発生した地震、津波及び余震等、今後の地震・津波に関する情報
②　避難勧告・指示に関する情報
③　避難所に関する情報
④　その他、住民、事業者が早急に取るべき措置及び被災者のニーズに応じた情報

(2) 広報の手段

市は、津波被害対応の緊急性から、報道機関の協力を得て行う広報活動、広報車、防災行政無線等の手段により、迅速に広報活動を実施する。

①　報道機関の協力を得て行う広報活動【市民参画推進局】

市は、災害発生直後に市役所１号館16階会見室、４号館（危機管理センター）１階防災展示室等に「災害時プレスセンター」を特設し、報道機関への情報提供を統括的に行う。

また、県では、ＮＨＫ神戸放送局、サンテレビジョン、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送、ラジオ関西、ラジオ大阪、Kiss-FM KOBE、関西インターメディア（FM COCOLO）と「災害時における放送要請に関する協定」(防災DB 地震対策編 応急資料3-2-23)を締結している。市は、やむを得ない場合を除き、災害時の放送要請は県知事を通じて実施する。また今後、コミュニティ放送（ＦＭ）局、ケーブルテレビ等、地域情報機関と災害情報に関する放送の実施に関する協定締結を進める。

②　広報車による広報

より綿密な広報活動を実施するため、広報車を有する市部局は広報車による広報活動の実施を検討する。ただし、時間的制約や道路の通行障害等により、巡回区域に制約を受けることが予想されるため、必要に応じて警察その他防災関係機関へ協力を要請する。

③　防災行政無線による広報【危機管理室、消防局】

市は、防災行政無線により、地震、津波等の緊急情報の広報を行う。防災行政無線による津波警報・注意報発表時の情報連絡は図3-2-1のとおりとする。

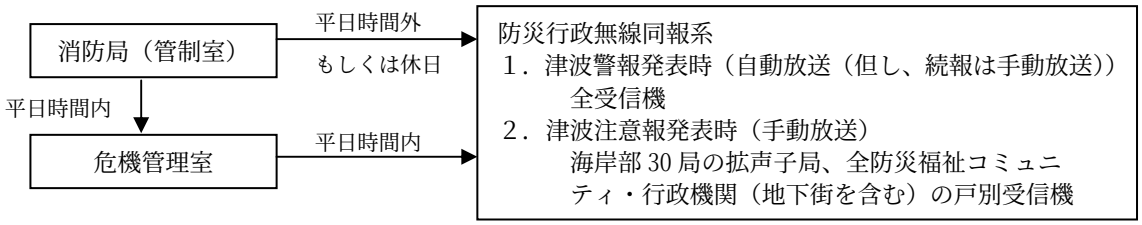

図 3-2-1　防災行政無線による津波警報・注意報発表時の情報連絡経路

市は、予め防災行政無線の放送内容の文案を定める（防災DB 地震対策編 応急資料2-2-5）とともに、その他の情報については適宜、手動放送により広報する。

④　「ひょうご防災ネット」を活用した情報伝達【危機管理室】

市は、希望する市民の携帯端末等に、緊急情報（地震情報・津波情報・気象情報）、避難情報等を発信するシステムである「ひょうご防災ネット」を活用し、神戸市内の避難勧告等の緊急情報を伝達する。

⑤　防災福祉コミュニティとの連携による住民への広報【危機管理室】

市は、緊急避難等の必要が生じた際、円滑な避難を実施するため、津波避難対象地区（第３章 3-3-1-(1) 津波に備える範囲　参照）に重点配置した防災行政無線を通じ、防災福祉コミュニティ等にいち早く正確な情報を周知するよう努める。

⑥　災害時要援護者に対する広報【保健福祉局、市民参画推進局、市長室】

ア　障害者、高齢者に対する広報

市は、防災福祉コミュニティ等地域住民の協力を得ながら、近隣に居住する障害者、高齢者等に対する広報活動を実施する。また、地域住民が、近隣に居住する障害者、高齢者等の所在や家族構成等を把握できるよう、プライバシーに配慮しつつコミュニティづくりを進める。

聴覚障害者に対しては、文字情報（広報紙、神戸市ホームページ）、テレビ広報番組の字幕による放送等により広報活動を実施する。

視覚障害者に対しては、テレビ・ラジオで繰り返し情報を提供する。

また、各種障害者団体、ボランティア団体や関係機関への情報提供を通じて広報活動を実施する。

イ　外国人に対する広報

市は、「ＦＭ　ＣＯＣＯＬＯ」を活用して外国人向けへの情報を提供するとともに、領事館や外国人コミュニティ等への情報提供を通じて広報活動を実施する。

⑦　地下街や公共交通機関における災害情報の提供【市民参画推進局、建設局、交通局、公共交通機関】

市は、関係機関等の協力のもと、地下街や公共交通機関において、兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合は、直ちに構内、車内や駅、ターミナル等の主要拠点で情報提供を行い、適切な対応ができるよう検討する。

⑧　その他の広報手段の確保【危機管理室、市民参画推進局、建設局】

ア　市は、神戸市ホームページでの災害情報の掲示、携帯サイトでの災害情報の掲示、アマチュア無線団体との連携等、より広範囲な手段の確保に努める。

イ　道路管理者は、走行中の自動車に対するＩＴＳ、可変サイン等による情報提供と、迂回の指示が可能なシステムを検討する。

(3) 市民・事業者の広報入手【産業振興局、みなと総局、神戸海上保安部】

市民・事業者は、緊急時の災害情報が迅速に入手できるよう、テレビ、ラジオ等の受信機器（停電時でも使えるものが望ましい）を備えておくよう努める。

４．船舶に対する伝達

(1) 入出港中及び在泊中の船舶への情報伝達

市は、こうべポートラジオ（海岸局）や既存の連絡網を最大限に活用し、停泊中、入出港中の船舶に気象庁または大阪管区気象台（以下、「気象庁等」という）からの津波情報を伝達する。

神戸海上保安部は、巡視艇により、停泊中、入出港中の船舶に気象庁等からの津波情報を周知する。また、第五管区海上保安本部より、気象庁等からの津波情報がこうべほあん（海岸局）から伝達される。

船舶関係者は、停泊中であっても、地震発生後、テレビ、ラジオ、無線等から津波情報等の入手に努めるとともに、市及び防災関係機関は船舶関係者に対し、情報伝達に努める。

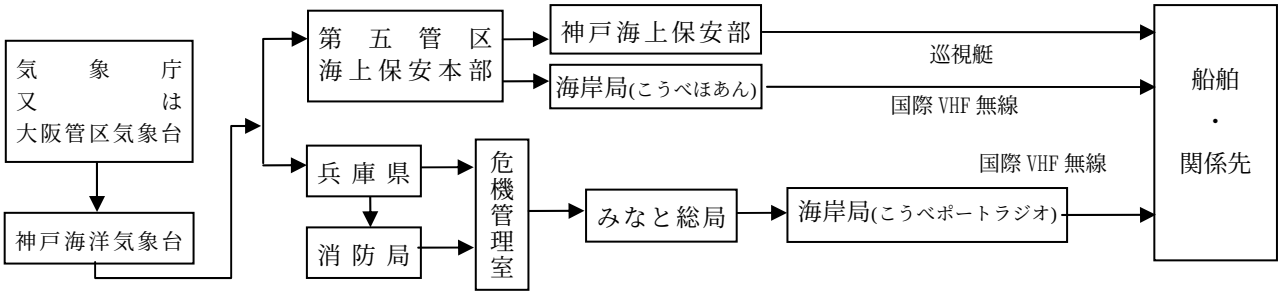

図 3-2-2　入出港中及び停泊中の船舶への情報伝達ルート

(2) 船舶所有者・団体への情報伝達

①　関係船舶団体によるマニュアルの作成

大型貨物船、作業船、漁船、プレジャーボート等船舶団体は、自ら行う災害情報の収集連絡のための体制、船舶の避難に関する事項等を定めたマニュアルを作成し、これに基づき、主体的に情報伝達を行う。

②　市及び神戸海上保安部等の支援

市及び神戸海上保安部等は、関係船舶団体に対してマニュアル策定のための支援を行うとともに、同団体との連絡体制を整備する。

表 3-2-2　主な関係船舶団体一覧

所管局	船舶団体	船舶種類	備考（地区等）
みなと総局	日本船主協会阪神地区船主会	大型貨物船	
	外国船舶協会神戸支部	大型貨物船	
	神戸起重機船協会	作業船	
	神戸台船協会	作業船	
	関西プレジャーボート協会	プレジャーボート	
	神戸タグ協会	タグボート	
	社団法人神戸港清港会	清掃船	
	神戸旅客船協会	旅客船	
	神戸港はしけ運送事業協同組合	はしけ	
	日本押船土運船協会	プッシャーボート	
産業振興局	神戸市漁業協同組合	漁船	駒ヶ林、東須磨、塩屋、垂水、舞子
	兵庫漁業協同組合	漁船	
	株式会社マリンズ	プレジャーボート	神戸フィッシャリーナ

５．市域における被害情報の迅速な把握【危機管理室】

「地震対策編 応急対応計画 第２章 情報収集・伝達・広報計画 2-3 災害情報の収集・伝達」による。

３－３　避難対策等

１．円滑な避難の確保

(1) 津波に備える範囲【危機管理室、みなと総局、消防局】

①　津波避難対象地区

津波により被害が発生する可能性が高い地区を「津波避難対象地区」とする。
当該地区の居住者等は、津波警報が発表された場合は、速やかに避難する。
当該地区の設定基準は以下のとおりとする。

ⅰ）兵庫県津波被害想定調査により、防潮扉等が閉鎖できなかった場合に浸水が予想される場所を含む町丁
ⅱ）自然海浜、堤外地等の海岸付近
ⅲ）地域津波防災計画により、津波時には速やかに避難すると定めた町丁

表 3-3-1　津波避難対象地区

区	対象町丁等
東　灘　区	魚崎西町1,※魚崎西町2,魚崎南町1,魚崎南町2,魚崎南町3,魚崎南町4,※魚崎南町5, ※魚崎南町6,※魚崎南町7,※魚崎南町8,深江南町1,深江南町2,深江南町3,深江南町4, 深江南町5,深江北町3,深江北町4,深江北町5,深江本町1,深江本町2,深江本町3,深江本町4, 青木1,青木2,青木4,青木5,※北青木1,※北青木2,その他海岸付近
灘　　区	海岸付近
中　央　区	新港町,波止場町,その他海岸付近
兵　庫　区	芦原通1,芦原通2,※芦原通3,※芦原通4,※芦原通5,※芦原通6,※船大工町,※磯之町,※南仲町, ※神明町,※北逆瀬川町,※東柳原町,※切戸町,※南逆瀬川町,※入江通1,※入江通2,※入江通3, 遠矢町1,遠矢町2,遠矢浜町,笠松通5,笠松通6,笠松通7,笠松通8,笠松通9，笠松通10,吉田町1, 御崎本町2,今出在家町1,今出在家町2,今出在家町3,今出在家町4,佐比江町,三石通1,三石通2, 三石通3,七宮町1,七宮町2,出在家町1,出在家町2,小河通1,小河通2,※小河通3,※小河通4, ※小河通5,小松通2,小松通3,小松通4,小松通5,小松通6,松原通1,松原通2,※松原通3,※松原通4, ※松原通5,上庄通1,上庄通2,上庄通3,須佐野通1,※須佐野通2,※須佐野通3,※須佐野通4, 西出町,西出町1,西出町2,鍛冶屋町1,鍛冶屋町2,築地町,中之島1,中之島2,島上町1,島上町2, 東出町1,東出町2,東出町3,浜崎通（国道2号以南）,浜山通1,浜山通2,浜山通3,浜山通4,浜山通5, 浜山通6,本町1，※本町2,和田宮通2,和田宮通3,和田宮通4,和田宮通5,和田宮通6,和田宮通7, 和田宮通8,和田崎町1,和田崎町2,和田崎町3，その他海岸付近
長　田　区	苅藻通7,苅藻島町1,苅藻島町2,苅藻島町3,※駒ヶ林町1～6（高松線以南）,駒ヶ林南町, 東尻池町10,南駒栄町,浜添通7,浜添通8，その他海岸付近
須　磨　区	海岸付近
垂　水　区	海岸付近

※地域津波防災計画により避難対象地区に指定する町丁

②　津波警戒地域

地震により防潮扉や防潮堤等が損傷した場合、県想定の浸水予想地域よりも浸水範囲が拡大する恐れがある。

地震で防潮扉、防潮堤等が全て壊れるとした場合、津波による被害の恐れのある地域を「津波警戒地域」とする。

当該地域では、市民、事業者、防災関係機関、行政が津波への警戒意識を持ち、広く津波に備える。

当該地域の設定基準は以下のとおりとする。

ⅰ）東南海・南海地震津波により想定される最高潮位 T.P.+2.5m より地盤の低い場所が含まれる町丁
ⅱ）自然海浜、堤外地等の海岸付近

表 3-3-2　津波警戒地域

区	町丁等
東　灘　区	魚崎西町１,魚崎中町２,魚崎中町３,魚崎南町１,魚崎南町２,魚崎南町３,魚崎南町４,魚崎南町５, 魚崎南町６,魚崎南町７,魚崎浜町,御影石町１,御影塚町１,御影塚町３,御影浜町,御影本町１, 御影本町３,御影本町５,御影本町７,向洋町西１,向洋町西２,向洋町西３,向洋町西６,向洋町東１, 向洋町東３,向洋町東４,住吉南町１,住吉南町４,住吉浜町,深江南町１,深江南町２,深江南町３, 深江南町４,深江南町５,深江浜町,深江北町２,深江北町３,深江北町４,深江北町５,深江本町１, 深江本町２,深江本町３,深江本町４,青木１,青木２,青木３,青木４,青木５,青木６,北青木１, 北青木２,北青木３,北青木４,本山南町１,本山南町２,本庄町２,その他海岸付近
灘　　区	新在家南町１,新在家南町２,新在家南町３,新在家南町４,新在家南町５,灘浜町,灘浜東町,浜田町１, 浜田町４,摩耶埠頭,味泥町,その他海岸付近
中　央　区	伊藤町,磯辺通1,磯辺通2,磯辺通3,磯辺通4,栄町通1,栄町通2,栄町通3,栄町通4,栄町通5, 栄町通6,栄町通7,加納町6,海岸通(旧居留地),海岸通1,海岸通2,海岸通3,海岸通4,海岸通5, 海岸通6,京町,元町通1,元町通2,元町通5,元町通6,江戸町,小野浜町,新港町,西町,前町,相生町1, 相生町2,相生町3,相生町4,相生町5,中町通2,東川崎町1,東川崎町2,東川崎町3,東川崎町4, 東川崎町5,東川崎町6,東川崎町7,東町,播磨町,波止場町,浜辺通2,浜辺通3,浜辺通4,浜辺通5, 浜辺通6,弁天町,明石町,浪花町,港島1,港島2,港島3,港島4,港島5,港島6,港島7,港島8, 港島中町1,港島中町2,その他海岸付近
兵　庫　区	芦原通1,芦原通2,芦原通3,芦原通4,芦原通5,芦原通6,磯之町,永沢町2,駅南通1,駅南通2, 駅南通5（兵庫駅南公園、ｷｬﾅﾙﾀｳﾝ西広場を除く）,遠矢町1,遠矢町2,遠矢浜町,笠松通5,笠松通6, 笠松通7,笠松通8,笠松通9,笠松通10, 吉田町1,吉田町2,吉田町3,金平町1,金平町2,御崎町1,御崎町2,御崎本町1,御崎本町2, 御崎本町3,御崎本町4,御所通1,御所通2,高松町,今出在家町1,今出在家町2,今出在家町3, 今出在家町4,佐比江町,材木町,三石通1,三石通2,三石通3,七宮町1,七宮町2,出在家町1, 出在家町2,小河通1,小河通2,小河通3,小河通4,小河通5,小松通2,小松通3,小松通4,小松通5, 小松通6,松原通1,松原通2,松原通3,松原通4,松原通5,上庄通1,上庄通2,上庄通3,神明町, 須佐野通1,須佐野通2,須佐野通3,須佐野通4,西宮内町,西出町,西出町1,西出町2,西仲町, 西柳原町,切戸町,船大工町,鍛冶屋町1,鍛冶屋町2,築地町,中之島1,中之島2,島上町1,島上町2, 東出町1,東出町2,東出町3,東柳原町,南逆瀬川町,南仲町,入江通1,入江通2,入江通3,浜崎通, 浜山通1,浜山通2,浜山通3,浜山通4,浜山通5,浜山通6,浜中町1,浜中町2,兵庫町1,兵庫町2, 北逆瀬川町,本町1,本町2,湊町1,明和通1,明和通2,明和通3,和田宮通2,和田宮通3,和田宮通4, 和田宮通5,和田宮通6,和田宮通7,和田宮通8,和田崎町1,和田崎町2,和田崎町3,和田山通1, 和田山通2,その他海岸付近
長　田　区	海運町8,苅藻通4,苅藻通5,苅藻通6,苅藻通7,苅藻島町1,苅藻島町2,苅藻島町3,駒ヶ林町1, 駒ヶ林町2,駒ヶ林町3,駒ヶ林町4,駒ヶ林町5,駒ヶ林町6,駒ヶ林南町,駒栄町1,駒栄町2,駒栄町3, 駒栄町4,庄田町1,庄田町2,庄田町3,庄田町4,東尻池新町,東尻池町5,東尻池町6,東尻池町7, 東尻池町8,東尻池町9,東尻池町10,南駒栄町,二葉町1,二葉町2,二葉町3,梅ヶ香町2,浜添通3, 浜添通4,浜添通5,浜添通6,浜添通7,浜添通8,本庄町8,野田町8,野田町9,その他海岸付近
須　磨　区	外浜町1,その他海岸付近
垂　水　区	海岸付近

※ここで挙げる町丁は津波警戒地域の目安であり、町丁の全部あるいは一部に概ねT.P.+2.5m以下の場所があるものを列挙している。

(2) 津波時の避難先【危機管理室、消防局】

津波からの避難の基本は、地盤の高いところに速やかに移動することである。

このため、概ねT.P.+2.5m以上の地盤高さが確保されている津波警戒地域外の公園、広場、グラウンド、道路等の屋外空間（以下、「津波避難地」という。）を目指すことを基本とする。

津波到達時間までに津波避難地への移動ができないなどの緊急時には、近隣の堅牢な施設の２階以上に避難する。これらの施設のうち、地域で予め施設管理者等の承諾を得て地域津波防災計画（第５章 5-1-1 地域津波防災計画の作成支援 参照）に位置づけた、堅牢な施設の２階以上を「津波緊

急待避所」という。

【津波時の避難先】
①津波避難地（津波警戒地域外の公園、広場、グラウンド、道路等の公共的屋外空間）
②堅牢な施設の２階以上（避難時に避難者が任意で選択する施設又は津波時の緊急的避難先として、予め地域が施設管理者の事前承諾を得ている施設（津波緊急待避所））

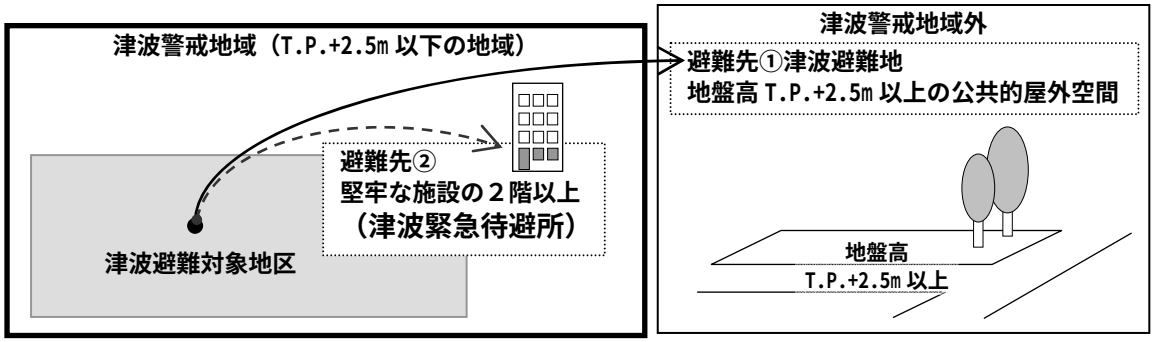

図 3-3-1　津波時の避難先のイメージ

(3) 津波時の避難路

概ね幅員８m以上の道路をめやすとして、津波避難地に至る経路を避難者各自が選択する。

(4) 避難地の整備及び避難先施設・避難路等の安全性の確保

市は、地域津波防災計画（第５章 5-1-1 地域津波防災計画の作成支援 参照）策定の取り組みを通じて、住民等の津波緊急待避所の選定を支援する。

市は、津波避難地の整備、既存の避難先施設の安全性の再評価、土砂災害のおそれのない避難路等安全な避難路の確保、道路幅員の確保等を計画的に推進する。併せて、沿道建物の耐震化、ブロック塀の補強の啓発に努める。

(5) 居住者等における取り組み

津波避難対象地区及び津波警戒地域内の居住者等は、津波時の避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努める。

(6) 対策計画を作成する事業所等における措置

対策計画を作成する事業所等の避難誘導を実施すべき機関は、津波時の具体的な避難実施の方法、市との連携体制等を明確にしておく。

(7) 防災福祉コミュニティ及び自衛消防組織における取り組み

防災福祉コミュニティ及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難の勧告又は指示があったときは、予め定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のために必要な措置を取るように努める。

(8) 津波に備える範囲、津波時の避難先、避難方法の見直し【危機管理室、みなと総局、消防局】

市は、詳細な地盤高の現況や海岸保全施設等の耐震性を考慮した、精度の高い被害想定調査を行う。これを踏まえ、津波警戒地域、津波避難対象地区、津波避難地、避難路、避難方法等を見直す。

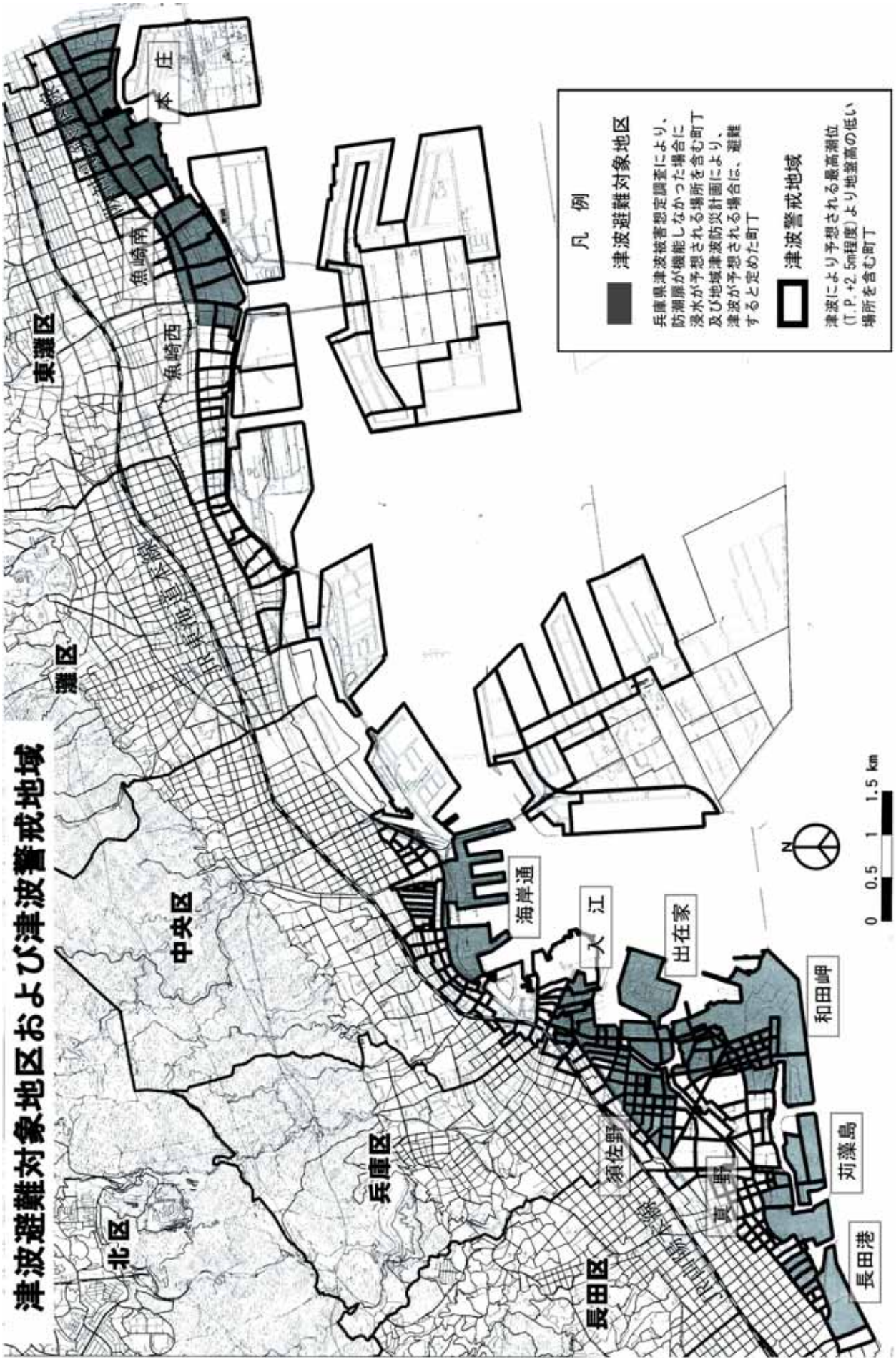

・このほか、津波避難対象地区及び津波警戒地域には自然海浜、堤外地などの海岸周辺が含まれるが、表示していない。

２．避難勧告及び指示の発令等

(1) 避難勧告及び指示の発令【危機管理室、消防局】

消防署長は、「第２章 2-1 地震発生時の応急対策」に従って、津波避難対象地区、その他津波被害のおそれがあり特に避難が必要な地区に対して、避難勧告又は指示を発令することにより、当該地区の居住者等の安全を確保する。

(2) 避難勧告及び指示の解除【危機管理室、消防局】

消防署長は、兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波警報の解除が発表され、津波による被害発生のおそれがないと判断できた地区に対して、順次、避難勧告又は指示を解除する。

(3) 避難勧告及び指示の発令、解除の伝達方法【危機管理室、消防局】

避難勧告・指示の発令基準、避難勧告・指示の発令及び解除の伝達方法は、「第２章 2-1 地震発生時の応急対策」、「第３章 3-2 津波に関する情報の伝達等」による。

(4) 警戒区域の設定【危機管理室、消防局、県警本部】

災害対策基本法第63条に基づき、市長は災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合は、生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要がある時は警戒区域を設けて、区域への応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限もしくは禁止し、又はその区域からの退去を命ずることができる。この場合、警察官、消防吏員は危険防止その他必要な予防に努める。

３．避難誘導体制

市は、津波避難対象地区の住民を対象とし、当該地区の防災福祉コミュニティ、管轄の警察及び消防と相互に協力し、適切な避難誘導体制を整備する。

(1) 避難誘導のための情報提供【危機管理室、各区、消防局】

市は、津波に対する避難誘導を的確に実施できるように、地震、津波による災害の状況、地域の被害、収容避難所の開設等の情報を速やかに収集し、避難者に適切に提供する。

(2) 避難路の確保【消防局、県警本部】

市は、津波避難対象地区において避難路のめやすとしている幅員８m以上の道路を中心に、状況に応じて誘導員を配置して避難路の確保と事故防止に努める。

避難開始とともに、警察官、消防吏員等により、危険防止その他必要な警戒を実施する。

(3) 地域住民に対する避難誘導【消防局、県警本部】

避難勧告又は指示が発令されたとき、市は警察の協力を得て、地域単位で津波避難地に誘導する。なお、避難誘導に係る詳細の手順等は、「第３章 3-4 消防機関の活動」に定めるところによる。

(4) 観光客等に対する避難誘導【産業振興局、消防局、県警本部、各施設管理者】

市は、観光客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の設置者又は管理者及びその地域の関係機関と、地震、津波時の避難誘導対策について予め協議、調整し、施設設置者、管理者が情報伝達及び避難誘導の手段を定めるよう指導する。

(5) 集客場所等での表示【各施設管理者】

観光地、海水浴場、河川、公園等の集客場所の施設管理者は、浸水予想図の掲示や、津波時の避難先及び避難路等の誘導表示を行うなど、その地域の津波の特徴や避難方法について事前周知に努める。

(6) 港湾・漁業関係者等に対する避難対策【産業振興局、みなと総局】

市は、港湾における就労者、漁業従事者等の避難に関して、港湾関係事業者、漁業協同組合等と予め協議し、港湾関係事業者・漁業協同組合等が情報伝達・避難誘導について定めるよう指導する。

(7) 各船舶の港外退避等【産業振興局、みなと総局、神戸海上保安部】

神戸海上保安部、市は、「神戸市における船舶の津波防災計画」（神戸市津波船舶被害対策検討部会、平成14年３月）に基づき、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、各船舶の被害防止措置

を定めて関係船舶団体への周知に努める。

各船舶は、津波警報等が発表されたことを確認した場合、船長の判断により港外への退避・係留等の措置に努める。

４．津波時の収容避難所等の開設・運営

「地震対策編 応急対応計画 避難計画 7-5 避難所及び避難場所の指定、7-6 避難所及び避難場所の開設･運営」による。

あわせて、津波時の収容避難所の開設・運営については、以下の事項に留意する。

(1) 津波時の収容避難所等の開設【危機管理室、各区、消防局】

① 地震直後の津波警戒地域内の対応

市は地震後、兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波警報が発表された場合は、基本的に浸水被害の恐れがある津波警戒地域内の指定収容避難所の開設を見合わせる。ただし、地域津波防災計画で位置づけられた指定収容避難所についてはこの限りではない。

② 津波発生直後の津波警戒地域外の対応

市は、津波発生に伴う避難勧告・指示を発令した場合は、津波の到達時間を考慮しつつ、津波警戒地域外の指定収容避難所を速やかに開設する。

③ 災害の状況が把握できてからの対応

市は、津波災害の拡大の恐れがなくなったと判断した場合は、速やかに津波警戒地域内にある指定収容避難所及びその周辺の被害状況等を把握し、安全が確認できた場合、必要に応じて津波警戒地域内の指定収容避難所を開設する。

④ 平常時の啓発・広報等

市は、日頃から市民、事業者等に対して、指定収容避難所について広報する。

市は、地域津波防災計画の作成支援を通じて、地域住民等とともに、地域特性を踏まえた指定収容避難所の開設方法等を検討するとともに、必要に応じてこれを見直す。

(2) 設備及び資機材の配備、物資等の調達、確保並びに職員の派遣等【行財政局、市民参画推進局、環境局、産業振興局、各区、水道局】

市は、指定収容避難所等を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、物資等の調達、確保並びに職員の派遣を行う。

(3) 必要な物資、資機材の調達及び確保を図るための措置【市民参画推進局、産業振興局、各区】

市は、指定収容避難所等での救護に当たって、必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置を取る。

① 流通在庫の引き渡し等の要請
② 県に対し県及び他の市が備蓄している物資等の供給要請
③ その他必要な事項

(4) 円滑な収容避難所運営の実施【各区、消防局】

市は、防災福祉コミュニティとの協力により、円滑に指定収容避難所等の運営ができるよう、必要な支援を実施する。

このため、市は日頃から、防災福祉コミュニティ等とともに、地域で災害時要援護者の避難を支援する仕組みづくりに取り組む。

５．災害時要援護者・外国人への支援

「地震対策編 応急対応計画 第９章 災害時要援護者･外国人の支援・男女双方の視点への配慮」による。

併せて、対応者の避難に要する時間に配慮しつつ、特に次の事項に取り組む。

(1) 災害時要援護者の把握【保健福祉局】

市は、災害時における支援の基礎データとして使用するため、高齢者・障害者等避難にあたり援助を要する災害時要援護者のリストを整理する。このリストは平常時には行政内部で共有し、神戸

市個人情報保護条例に基づき、適切な管理を行う。

(2) 災害時要援護者の避難【保健福祉局、消防局】

津波の発生の恐れにより、消防署長が避難勧告又は指示を発令した時は、(1)に掲げる者の避難時の介護及び搬送は、原則として本人の親族が担当し、併せて本人が属する消防団・防災福祉コミュニティが支援する。

このため、市は日頃から、防災福祉コミュニティ等とともに、地域で災害時要援護者の避難を支援する仕組みづくりに取り組む。

(3) 福祉避難所の明示【保健福祉局】

市は、福祉避難所を明示する。

(4) 外国人の避難誘導等【市長室】

市は、予め関係団体と協議して、外国人に対する避難誘導等の対応について定める。

６．津波時の避難システム【危機管理室】

津波時の避難は徒歩を基本とし、避難者自らが地震・津波情報と津波到達時間を考慮して、津波避難地、避難路から、安全な避難先及びそこに至る経路を任意で選択する「自由避難方式」とする。さらに、津波時の避難先から実際の災害の状況に応じて、収容避難所等に避難あるいは帰宅する「段階避難方式」とする。津波時の基本的な避難システムを図3-3-2に示す。

なお、ここで示す避難システムは基本形であり、これをもとに、地域津波防災計画の作成を通じて、地域特性に応じた避難システムを検討する。

(1) 居住者等の避難の開始

① 津波避難対象地区における避難対応

津波避難対象地区の居住者等は、地震後、兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波警報の発表あるいは市災害対策本部からの避難勧告・指示を得た場合、速やかに避難を開始する。このほかの場合でも、危険を感じた場合は居住者等の判断で避難を開始する。

② その他の津波警戒地域における避難対応

その他の津波警戒地域の居住者等は、地震後、速やかに避難の準備を行い、気象庁等の発表する地震・津波情報や市災害対策本部の避難勧告・指示の発令状況等を見ながら、居住者等の判断で、必要に応じて避難を開始する。

③ 津波からの避難を見合わせる場合

居住者等は、気象庁等より「津波のおそれなし」「津波による被害のおそれなし」が発表された場合は、津波からの避難は当面見合わせ、引き続き情報収集に努める。

(2) 津波時の避難先、避難路

津波時の避難先は、原則として、予想される津波高さに対する地盤高さが確保されている津波避難地とする。津波の到達時間までに津波避難地に避難できない等の緊急時には、近隣の堅牢な施設の２階以上あるいは津波緊急待避所に避難する。

避難路は、地震時に沿道建物の倒壊による歩行者の通行支障の可能性の少ないとされる幅員８ｍ以上の道路をめやすとして、地震後の状況を見ながら避難者自らが選択する。

(3) 避難の解除・継続

① 避難の解除

避難者は、兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波警報あるいは避難勧告が解除され、地域、自宅の安全が確認できた場合は、避難を解除する。

② 避難の継続

避難者は、避難解除の情報が得られない場合は、津波警戒地域外の指定収容避難所あるいは市が安全を確認して開設する津波警戒地域内の指定収容避難所に移動し、避難を継続する。

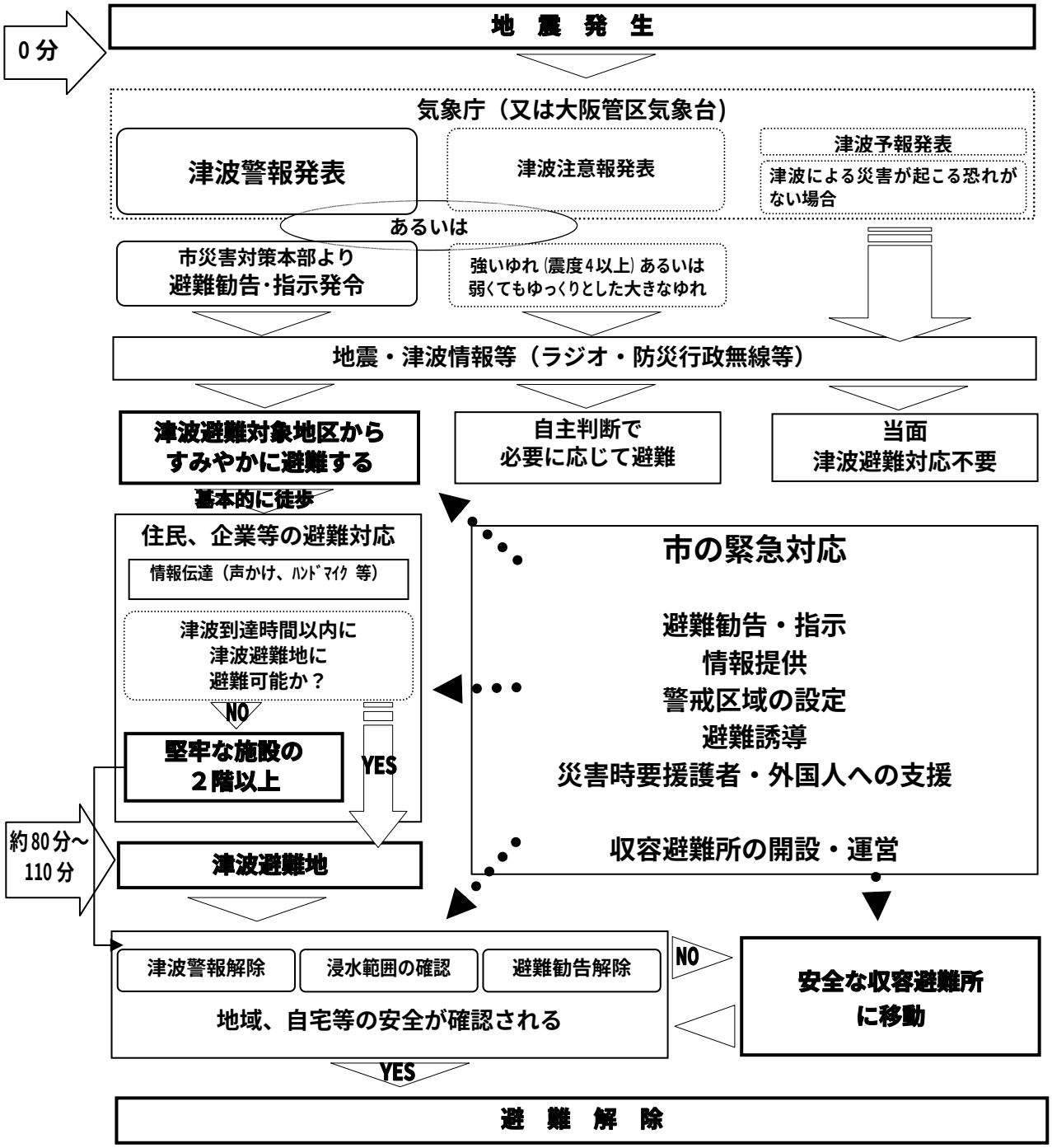

図 3-3-2　津波時の避難システム（基本形）

(4) 市、関係機関等の対応

市、関係機関等は、津波に対する避難が円滑に行われるように、情報提供、避難勧告・指示、警戒区域の設定、避難誘導、災害時要援護者・外国人への支援、指定収容避難所の開設・運営等の措置を適切に実施する。

７．避難意識の普及啓発対策【危機管理室、市民参画推進局、建設局、みなと総局、各区、消防局】

市は、住民等の津波避難に関する意識啓発を推進するため、以下の事項に取り組む。

(1) 津波防災啓発広報の実施

市は､津波警戒地域及び津波避難対象地区の住民や企業等が日頃から津波を警戒する意識を持ち、いざという時に的確に避難できるよう、①対象範囲、②津波時の避難先、③避難先に至る経路、④避難の勧告又は指示の伝達方法、⑤指定収容避難所にある設備、物資等及び指定収容避難所におい

て行われる救護の措置等、⑥避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）等の情報を含む津波防災啓発広報を行う。

(2) 地域津波防災計画の作成支援

市は、津波避難対象地区において、地域住民自らが津波からの避難等の対応を検討し、とりまとめる地域津波防災計画の作成を支援する。

8．地下空間の浸水対策【建設局、都市計画総局、消防局】

市は、津波警戒地域において、地下空間（地下街、地下道、地下駐車場、地下階を有する建物等）の浸水を防止するため、以下の事項に取り組む。

(1) 市民、施設管理者等への啓発

広報紙等により地下階への浸水の危険性を啓発するとともに､地下階を有する建物の調査を行い、その所有者又は管理者に対し、浸水の危険性を啓発する。

(2) 建築行為前の助言

消防局は、建築時の敷地調査や審査等において、施主等に対し浸水の危険性を啓発し、止水板の設置等の止水対策を助言する。

【参考１】津波緊急待避所表示標識（和田岬校区）



【参考２】津波表示板

避難誘導板：設置場所からの津波時の避難方向や距離を示す。





津波高さ板：設置場所ごとに想定される津波の高さ（潮位）を示す。



注意喚起板：設置場所は津波時に避難が必要な地域であることを注意喚起する。



３－４　消防機関の活動　【消防局】

１．重点的に講ずる措置

消防局は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じる。

① 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
② 津波からの避難誘導
③ 応急浸水対策
④ 防災福祉コミュニティ等の各種対応に関する指導
⑤ 救助・救急等

２．動員、配備計画等の作成

重点的に講ずる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市震災消防計画に定めるところによる。

３－５　ライフライン事業者及び放送関係機関における対策

【危機管理室、市民参画推進局、建設局、水道局、ライフライン事業者、放送関係機関】

１．ライフライン関係の措置

「地震対策編 応急対応計画 第13章 ライフライン復旧対策」による。

２．放送関係機関が行う措置

(1) 迅速な地震・津波情報等の提供

放送関係機関は､放送が居住者等への情報の正確かつ迅速な伝達手段として不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対し、大きな揺れを感じた時は、津波警報等が発表される前であっても迅速な避難を呼びかけるとともに､津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

(2) 津波からの円滑な避難を行うための情報提供

放送関係機関は、県、市町、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者及び観光客等が、津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。

(3) 必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置

放送関係機関は、発災後も円滑な放送を継続し津波警報等を報道できるよう、予め必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じるための具体的内容を定める。

３－６　交通対策

１．道路【建設局、みなと総局、近畿地方整備局、県警本部、阪神高速道路株式会社】

県公安委員会及び道路管理者は、津波による危険が予想される路線及び避難路についての交通規制の内容を定めるとともに、事前の周知措置を講じる。

２．海上【みなと総局、産業振興局、神戸海上保安部】

神戸海上保安部、港湾管理者及び漁港管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づく必要な措置を取る。

３．鉄道・バス【交通局、公共交通機関】

鉄道事業者及びバス事業者は、走行路線の中で、津波による危険が高いと予想される区間がある場合、運行を停止する。このため、走行中の列車、車両の乗客や駅、停留所に滞在する者の避難誘導計画等を定めるなど、必要な安全確保対策を実施する。

３－７　市が自ら管理又は運営する施設に関する対策【各局室区】

市が自ら管理又は運営する施設に関する対策は、原則として、東南海・南海地震特措法第７条第４項に基づき対策計画で定める事項に準じ、以下の事項について配慮する。

１．不特定かつ多数の者が出入りする施設における措置

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等における管理上の措置は概ね次の事項とする。

(1) 各施設に共通する事項

① 兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波警報等の入場者等への伝達
② 入場者等の安全確保のための退避等の措置
③ 出火防止措置
④ 地下施設がある場合は地下施設への浸水防止措置
⑤ その他日頃からの備え
・施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
・水、食料等の備蓄(施設管理者用)
・消防用設備の点検、整備
・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューター等の情報を入手するための機器の整備
・建築物の耐震性の確保

(2) 個別事項

① 病院、療養所、診療所等
ア　重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のために必要な措置
② 学校、職業訓練校、研修所等
ア　当該学校等が本市の定める津波避難対象地区にある時は、避難の安全に関する措置
イ　当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（例えば養護学校、盲学校、ろう学校等）これらの者に対する保護の措置
ウ　社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のために必要な措置

２．災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 市災害対策本部又は区災害対策本部が置かれる庁舎等の管理者の措置

市災害対策本部又は区災害対策本部が置かれる庁舎等の管理者は、１の(1)に掲げる措置のほか、次に掲げる措置を取る。

① 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
② 無線通信機等通信手段の確保
③ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 避難所等の管理者の措置

避難所等の管理者は、１の(1)又は１の(2)に掲げる措置を取るとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断し、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

第４章　地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

１．地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【危機管理室、保健福祉局、建設局、都市計画総局、みなと総局、消防局、水道局、教育委員会】

(1) 施設整備の方針

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を、その必要性及び緊急度に従って年次計画を策定のうえ、その計画に沿って、所定の基準等により実施する。整備は概ね５箇年を目処とする。

市は、施設整備の年次計画策定に当たり、東海地震その他の地震に対する防災効果も考慮し、施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法についても考慮する。整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

(2) 施設整備の方針実施内容

地震防災対策特別措置法（平成７年法律第110号）に基づき定められた「第３次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18～22年度）」の定めるところ等により実施する。

また、地震津波対策に関する国の補助制度の充実等を要望する。

(3) 市の施設の耐震化

市は、庁舎、消防署等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する施設等の市有の施設について、地震時の安全性を確保するため、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に推進する。

特に、学校の多くが避難所に指定されていることから、旧耐震基準（昭和56年以前の建築）の校舎を対象に耐震診断を行い、耐震性能不足の校舎の耐震化を進め、災害に強い学校づくりを図る。

２．民間建築物の耐震化の推進【各施設管理者、都市計画総局】

市は、「神戸市耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震化事業を進めるなど、すまいの耐震化の啓発に努め、耐震診断の受診率向上、耐震改修の促進を図る。

(1) 耐震診断事業

平成12年度から、昭和56年以前の旧耐震基準による住宅を対象に耐震診断を実施している。

(2) 耐震改修補助

平成 17 年度から、旧耐震基準による住宅の耐震改修や、解体撤去、家具固定に対する補助を行っている。

(3) 耐震化の啓発

耐震診断、耐震改修の必要性とともに、家具の転倒防止等すまい方の工夫についても、広く市民への意識啓発を図る。

第５章　地域防災力の向上及び防災訓練に関する事項

５－１　地域防災力の向上

「地震対策編 応急対応計画 第６章 市民･企業の自主防災活動」による。
併せて、自分のいのちは自分で守ることを基本理念とし、特に以下の事項について取り組む。

１．地域津波防災計画の作成支援【危機管理室、建設局、みなと総局、各区、消防局】

津波は、発生時期が予測できないため事前対応が難しく、また地震発生後、即時対応が迫られるなど、行政による対応が制約される。津波被害を最小限にとどめるためには、地域住民や事業者等の日頃からの津波防災への取り組みが重要である。

地域津波防災計画とは、地域が主体となって地域の津波防災対策を計画としてまとめたものである。その内容は概ね、津波時の情報収集・伝達、避難、災害時要援護者支援、防潮施設等の閉鎖及び日頃からの備え等となっている。

市は、津波警戒地域の中でも特に浸水の可能性の高く、津波時に速やかな対応が必要な津波避難対象地区において、地域住民等が主体的に取り組む地域津波防災計画づくりを支援する。

また、津波避難対象地区外においても、国想定及び県想定を上回る津波被害への備えとして、兵庫県により示される津波被害警戒区域において、地域津波防災計画づくりを支援する。

２．防災福祉コミュニティの育成【危機管理室、各区、消防局】

市は、防災福祉コミュニティを育成するため、以下の支援策を行う。

1. 市民防災リーダーの養成
2. 防災資機材の配備
3. 消防係員地区担当制による支援
4. ガイドブック作成及び配布
5. コミュニティ安全マップの作成及び配布
6. 地域津波防災計画の作成支援

３．企業等の地域防災活動への参画促進【危機管理室、消防局】

市は、企業等の地域防災活動の参画を促進するため、以下の支援策を行う。

1. 地域の防災訓練への参加呼びかけ
2. 防災福祉コミュニティとの応援協定の締結促進
3. 事業者防災リーダーの育成における地域防災活動参画への啓発
4. 企業向け防災情報の提供（防災講習会、神戸安全ネット会議等）
5. ともにつくる安全で安心なまちづくり賞の表彰

５－２　防災訓練に関する事項

１．防災訓練の実施【危機管理室、各区、県、防災関係機関】

(1) 大規模な地震を想定した防災訓練の実施

市は、本推進計画の熟知及び関係機関と住民の自主防災体制との協調体制強化を目的として、神戸市域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

当該防災訓練は、少なくとも年１回以上実施するものとし、地震発生から津波到達までの円滑な避難のための災害応急対策を中心とする。

(2) 具体的かつ実践的な訓練の実施

県、防災関係機関、防災福祉コミュニティ等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

１．要員参集訓練及び本部運営訓練
２．災害時要援護者、外国人、観光客等に対する避難誘導訓練
３．津波警報等の情報収集、伝達訓練

(3) 訓練内容の充実への努力

訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

２．学校における津波防災訓練の実施【教育委員会、各区】

(1) 津波警戒地域内の学校における避難訓練

津波警戒地域に所在する学校は、避難訓練の一部を兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波警報発表を想定し、津波警戒地域外への避難訓練を実施する。

(2) 校外学習等における配慮

自然学校、校外学習等で海浜部を利用する場合は、学校で学習している津波防災学習が活かせるようなカリキュラムを盛り込むように努めるとともに、可能であれば訓練を実施する。

(3) 地域、保護者との連携

地域、保護者と連携した防災訓練の際、津波災害についてふれる。また、津波災害を想定した避難訓練を実施する。

第６章　地震防災上必要な教育・啓発及び広報に関する事項

市は、防災関係機関、防災福祉コミュニティ、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

１．　市職員に対する教育【危機管理室、行財政局、消防局】

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む防災教育を行う。

① 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波等の知識
② 地震・津波に関する一般的な知識
③ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動等の知識
④ 職員等が果たすべき役割
⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策の知識
⑥ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
⑦ 家庭内での地震防災対策の内容

２．　居住者等に対する啓発【各局室区】

市は、関係機関と協力して、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等ごとに、居住者等に対して、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施、出前トークの活用など、より具体的な手法により自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることにも留意し、以下の事項を含む実践的な啓発を行う。

① 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波等の知識
② 地震・津波に関する一般的な知識
③ 地震発生時の出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動等の知識
④ 正確な情報入手の方法
⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
⑥ 各地域における津波避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等の知識
⑦ 各地域における避難地及び避難路に関する知識
⑧ 避難生活に関する知識
⑨ 日頃、居住者等が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロックべいの倒壊防止等の家庭内対策の内容
⑩ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
⑪ 高層住宅に居住する市民に対する生活必需品の多めの備蓄及び住宅内でのコミュニティ活動の活性化

３．　児童、生徒等に対する教育【教育委員会、各区】

小学校、中学校、高等学校では、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

① 過去の地震及び津波災害の実態
② 津波の発生条件、高潮、高波との違い
③ 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
④ 津波防災啓発広報に基づき、自分の家や学校、地域の様子を知ること

４．　相談窓口の設置【危機管理室、企画調整局、市民参画推進局、都市計画総局、消防局、各区】

市は、地震対策実施に係る相談窓口を設置するとともに、その旨の周知徹底を図る。

第７章　東南海・南海地震が時間差発生した場合の想定・対応

１．東南海・南海地震が時間差発生した場合の想定

過去に発生した東南海地震と南海地震では、それぞれが同時に発生する場合のほか、数時間から数年間の時間差で発生している事例が知られている。

国想定、県想定による東南海、南海地震の震度等を下表に示す。

表　7-1-1 東南海地震、南海地震の震度等

想定地震	東南海・南海同時発生		東南海地震単独発生		南海地震単独発生	
国想定の震度分布	既成市街地及び垂水区	西区・北区	既成市街地及び垂水区	西区・北区	既成市街地及び垂水区	西区・北区
	震度６弱～震度５強	震度５強～震度５弱	震度５強～震度５弱	震度５弱～震度４	震度６弱～震度５強	震度５弱～震度４
国想定による津波高（平均潮位より）	2～0m（県想定では1.7～1.2m）		1～0m		2～0m	
想定される津波予報	兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報		兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報		兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報	
災害対策本部等の設置	災害対策本部の設置		災害対策本部の設置		災害対策本部の設置	

現状では、時間差で発生した場合の具体的な被害想定はないが、最初の地震で脆弱になった建物等が次の地震で倒壊することや、最初の地震発生後、広域応援を実施している途中に次の地震が発生し、防災対策が混乱するといった状況が想定されるため、被害が拡大する恐れがある。

２．東南海・南海地震が時間差発生した場合の対応

(1) 災害対策本部等の設置・運営【各局室区】

想定によると、東南海・南海地震同時発生、南海地震単独発生、東南海地震単独発生時のいずれも災害対策本部を設置し対応することになる。

時間差発生の具体的な被害想定はなされていないが、現時点での災害対策本部等の設置・運営に当たっては、東南海、南海地震の一方が単独で発生した場合、もう一方の地震発生をある程度継続的に警戒する必要がある。

(2) 市民等への啓発【危機管理室】

市は、両地震が時差をおいて連続して発生した場合に生じる危険の周知など、市民等への啓発に努める。

(3) 応急危険度判定の迅速化等【建設局、都市計画総局】

市は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や急傾斜地の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建築物や崖地等への立入り禁止を強く呼びかける。

■ 総則

第１章　計画の基本方針

１．風水害等対策編の内容

本計画は､神戸市域において過去に発生した災害の状況及びこれに要した諸対策を基礎資料とし、神戸市の気象、地勢等の特性によって想定される災害を基準にして定める。

本計画は、総則、予防計画、応急対応計画から構成される。

なお、災害復旧計画は、地震対策編に定めた「災害復旧計画」によるものとし、本計画での掲載は略する。

(1) 総則

本計画の目的、前提条件等、神戸市が行う風水害対策の基本方針を定める。

(2) 予防計画

災害の発生をできるだけ未然に防止し、また、災害が発生した場合にもその被害を可能な限り軽減するための計画であり、防災事業計画（安全都市づくり推進計画）をこれにあてる。

(3) 応急対応計画

災害が発生し、また発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、または応急的対応を行う等災害の拡大を防止するための対策の基本的な計画を定める。

＊計画の目的、作成機関、計画の位置づけと構成、計画の修正と習熟については、「地震対策編 総則 第１章 計画の基本方針」による。

第２章　計画の前提条件

２－１　過去に発生した災害の概要

１．風水害による災害

	概　　要	被　害				
		人的被害			家屋	
		死　者	負傷者	行方不明	全　壊	半　壊
		人	人	人	戸	戸
室戸台風 (S 9.9.21)	高知県東部から徳島県、淡路島を経て、神戸市中央部を通過。 阪神間は高潮と暴風雨のため海岸地帯は浸水に見舞われた。	6	23	－	102	98
梅雨前線豪雨 (S 13.7.3～5)	梅雨状態の上に５日に 269 ミリの豪雨が降った。六甲山系では山津波を伴い岩石・流木･土砂の流出が著しく全市にわたり道路、耕地の埋塞、橋梁の流失が続出した。	616	1,011	－	2,213	6,440
ジェーン台風 (S 25.9.3)	硫黄島付近に発生し、室戸岬東方から神戸を通過。 室戸台風と類似した経路を取り同程度、同性質の被害(風害と高潮、浪害)をひきおこした。神戸では港湾施設の被害が特に大きかった。	1	17	－	135	932
ケイト台風 (S 26.7.1～2)	四国の南西部に、横断して神戸の北を通過。 被害は主として降雨によるもので神戸では２日０時から９時まで降り、その間 5～8 時の間に 88.4 ミリの強雨があったため水害が起こった。	1	6	1	3	－
台風第２号 (S 28.6.7)	熊本県に上陸、九州を横断し、播磨灘で分裂して、低気圧となったが停滞していた梅雨前線とあいまって西日本に被害が増大した。	2	2	－	12	2
台風第 13 号 (S 28.9.25)	潮岬をかすめ志摩半島を経て東海地方に上陸。 神戸は台風の中心からはずれたにもかかわらず、平均 20 メートル内外の強風が長時間吹き、家屋にかなりの被害を受けた。	1	29	－	280	484
梅雨前線豪雨 (S 29.6.30)	25～26 日にかけて、すでに本邦南岸に 100 ミリの雨が降っており、加えて低気圧の北上に伴って北上した梅雨前線は関東以西に大雨を降らせた。被害は、九州・四国・近畿全域にわたった。	5	13	1	20	24
台風第 16 号 (S 35.8.29)	高知附近に上陸後、岡山・鳥取から日本海へ去った。神戸では風による被害は少なく、むしろ台風と共に北上した雨域が停滞し、局地的に豪雨をふらせ、これによる被害が大きかった。	4	5	－	36	38

状況						気象状況					備考
被害			道路崩壊	橋梁流失	堤防決壊	潮位(T.P上)	最低気圧	最大風速	最大瞬間風速	雨量	
流失	床上浸水	床下浸水									
戸	戸	戸	ヵ所	ヵ所	ヵ所	cm	hPa	m/sec	m/sec	mm	
－	2,547	7,919	－	－	－	232	954.6	22	33	81	
1,410	22,940	56,712	69	52	11	－	－	－	－	461.8	1時間最大雨量 60.8ミリ
39	587	2,682	70	5	44	194	964	33.4	47.6	209	
3	1,462		15	34	16	－	994	15.8	22.0	117.5	
－	35	876	24	9	34	－	995.4	18	24	101.7	
－	85	1,504	24	8	35	－	979.5	26.8	40	169.4	
－	574	7,951	17	6	29	－	－	－	－	190.8	1時間最大 52.5ミリ 24時間 175.8ミリ
4	1,836	1,735	150	60	－	166	991.2	19.0	27.5	205.3	

	概　　要	被　害				
		人的被害			家屋	
		死　者	負傷者	行方不明	全　壊	半　壊
梅雨前線豪雨 (S36.6.24～27)	県下南部に大雨が降り、総雨量では 472.1 ミリと昭和 13 年豪雨の 461.8 ミリを上まわったが、１時間当りの降雨量が 13 年の 60.8 ミリに比べ 44.7 ミリだったため被害は遥かに少なかった。しかし傾斜地における宅地造成工事中の崖崩れ、土砂流出による局地的被害が大きかった。	人 26	人 33	人 3	戸 135	戸 253
第２室戸台風 (S 36.9.16)	九州南端から室戸岬、洲本西側を経て西宮付近を通過，北東に進んで去った。規模は室戸台風より大であったが、神戸では台風の中心の西半径に入ったこと、降雨量が比較的少なく、台風中心通過時と満潮時との間に多少のずれがあったりして、被害は比較的少なくてすんだ。しかし、高潮の影響はさけられず港湾地帯、海岸付近で浸水をみるに至った。	1	4	－	20	33
台風第 20 号 (S 39.9.25)	四国を横断し兵庫県と岡山県の県境付近に上陸、神戸市の北部を通過した。満潮時に近接していたことと強烈な南風によって、ジェーン台風を上回る高潮が来襲し、港湾埋立等の公共施設を始め臨海地帯の家屋、工場等が甚大な被害を受けた。	2	28	－	136	373
台風第 23･24 号 (S 40.9.10～17)	台風 23 号に引き続き前線の影響による豪雨、台風 24 号と 8 日間の長きにわたった。台風 23 号によってもたらされた高潮による臨海地帯の大被害を始め、強風と豪雨によって家屋、農産物、公共施設等に甚大な被害を受け、その範囲は、市全域におよんだ。	2	91	－	330	1,616
昭和 42 年７月豪雨 (S 42.7.9)	台風７号くずれの低気圧に刺激されて、西日本に停滞していた梅雨前線は７月９日朝から活発な活動をはじめ、同日夜までに各地に記録的な集中豪雨を降らせた。この集中豪雨は、九州北西部を襲った後、低気圧の進路に沿って雨域を次第に、中国、四国、近畿、東海と拡め、被害は東へ進むにつれ、大きくなった。本市は、９日午後４時頃になって雷をともなう集中豪雨にみまわれ、市内全域にわたって甚大な被害をうけた。９日の雨量は 319.4㎜ を記録した。 この猛烈な豪雨のために市内は、河川のはん濫により広範囲にわたり、浸水、山手地帯では、急激な出水等による崖くずれ、家屋の倒壊等が生じ、甚大な被害の発生をみた。	84	35 (重傷)	8	361 (流失を含む)	376
昭 和 47 年 梅雨前線大雨 (S 47.6.7～8)	台湾の北方に発生した低気圧が台風３号くずれの温帯低気圧の勢力を吸収し、気圧の谷の東進とあいまって発達しながら北東進した。これにともなって本州南海上に南下していた梅雨前線が次第に北上した。これとともに南方海上の暖湿気流が舌状に本州に流れこんできたので、前線の活動が活発となり、市内では８日５時頃から７時過ぎまで強い雨が続き、神戸での時間雨量は 42㎜ となった。そのため、局地的に傾斜地において崖崩れ、土砂流出による被害が生じた。	3	5	－	7	－

状況						気象状況					備考
被害			道路崩壊	橋梁流失	堤防決壊	潮位(T.P上)	最低気圧	最大風速	最大瞬間風速	雨量	
流失	床上浸水	床下浸水									
戸	戸	戸	ヵ所	ヵ所	ヵ所	cm	hPa	m/sec	m/sec	mm	
11	2,989	16,380	580	62	－	－	－	－	－	472.1	
－	1,662	12,910	87	5	－	230	945.9	27.0	39.2	136	
15	4,178	3,016	63	1	－	218	985.7	26.8	41.3	45.7	
－	2,722	1,262	230	21	－	163	972.1	30.0	48.5	537.9 (9月9～17日)	
－	7,759	29,762	87	37	29	－	－	－	－	319.4	1時間最大雨量 75.8ミリ
－	51	861	209	－	－	－	－	－	－	80.7	

２．火災による災害

	概　　要	被害状況		気象状況	備　　考
		家屋被害			
		全　　焼	半　　焼		
中央区 脇浜町 1丁目 火災 (S51.3.8)	3月8日午前2時58分木造トタン葺平屋建20㎡の空屋から出火し、大火災となり同5時5分鎮火した。当地区は都市公園予定地に建ったバラック街で住宅密集地帯となっており、内部は狭い道路が迷路のように入り組み、従来から火災に対して危惧されていた地域であった。	105世帯 (221人り災)	―	(午前3時) 天　候　薄曇 風　向　西北西 風　速　1.4m/s 湿　度　69% 気　温　8.9℃	3月8日6時… 区災対本部設置 3月8日7時… 災害救助法適用 3月31日17時… 区災対本部閉鎖
中央区 脇浜海岸通 (生田川尻) 火災 (S56.4.27)	4月27日午後2時57分木造トタン葺平屋建16.5㎡の家屋から出火し、大火災となり同4時22分鎮火した。当地区は生田川尻の寄洲に建ったバラック街で住宅密集地帯となっており、内部は狭い道路が迷路のように入り組み、従来から火災危険地域として指定されていた地域であった。	104世帯 (173人り災)	―	(午後3時) 天　候　薄曇 風　向　南西 風　速　3.5m/s 湿　度　29% 気　温　24.5℃ （異常乾燥注意報発表中）	4月27日22時… 区災対本部設置 4月27日23時35分 災害救助法適用 5月10日14時30分 区災対本部閉鎖

２－２　災害の危険性と被害の特徴

１．風水害の危険性

市内に大きな風水害をもたらす原因は、梅雨前線と台風であることから、この２つのパターンを中心に発生可能性について検討する。

(1) 梅雨前線による集中豪雨

梅雨前線による豪雨のうち、六甲山地の南斜面に降った場合、都市化が進んでいるうえ、地形的にも山と海が迫り傾斜が急なことから、最も甚大な被害が予想され、事実、過去にも典型的な豪雨災害がもたらされてきた。そのうち、昭和13年、36年、42年の災害のときの気象条件をみてみると、いずれも梅雨前線が兵庫県のすぐ南のあたりを東西に横切って停滞しているところに熱帯低気圧が北上し、前線の活動が活発化しているなど共通点が多く、今後も同様の気象条件になれば、警戒が必要である。

(2) 台風による風水害

台風は、昭和26年から平成23年の平均で年に26.1個発生し、うち2.9個が本土に上陸している。その数は最近減少する傾向にあるが、ひとたび接近・上陸すると大きな被害をもたらす。台風には風台風、雨台風と呼ばれているものがあるが、台風自体がそういう性格を持っているのではなく、梅雨前線や秋雨前線が進行方向前面にあるときには、前線の活動が活発になり大雨をもたらすケースが多い。また、室戸台風の最大瞬間風速が神戸市で33m/s、大阪市で60m/sを記録したように、台風が北東に進んだ場合、進路の東側で強くなる傾向があり、日本海の陸地に近い場所を東進したときには南の風が吹き込んで市内の海岸部など広い範囲で塩害が起きる恐れがある。

高潮と高波は、台風が980hPaぐらいまでの勢力を保って兵庫県付近を通過する場合は警戒を要し、吹送距離が長くなるほど波が高くなる傾向がある。また高潮は、台風のコースによって急激に起きたり長時間にわたることがあり、ピーク時が満潮か干潮かによる違いも大きい。特に被害という観点からは高波を伴うか否かで大きく異なってくる。神戸阪神間では、紀伊水道から入ってくるうねりに南南西の風による風浪が重なると、相当の被害が起こり得るので、特に注意が必要である。

２．風水害の被害の特徴

(1) 水害

梅雨前線による豪雨は、過去の事例をみると、山麓部において特に危険性が高い。また、台風による大雨はコース、前線の有無や位置による違いが大きい。河川改修により河川のはん濫は減少しているが、中小河川があふれる等の被害はよく見られる。特に、都市部などでは開発による保水、遊水機能の低下に伴う洪水や土砂流出などが起きやすくなる傾向もみられる。そのため、市内各地域とも河川のはん濫等による床上・床下浸水、道路や耕地の浸水などの被害が考えられる。

また、地震により被災した河川では、流域が震災により荒れているうえ、急流な河川が多いことから、洪水による被害に特に注意が必要である。

(2) 土砂災害

土砂災害は、土石流、地すべり、斜面崩壊に大別できる。土石流については砂防堰堤の整備等が進んでいるが、都市部では谷あいまで宅地化が進んでいることもあり、集中豪雨等による被害発生が考えられる。地すべりについては、神戸層群など地すべりが起きやすい地域が存在する。また、山崩れ、崖崩れなどの斜面崩壊については、六甲山地など基岩の風化が進み、かつ急斜面の多い地域で発生の頻度が高い。特に六甲山地は、阪神・淡路大震災で既に多くの山腹で崩壊が起きており、これに豪雨が加わると相当量の土砂や岩石が流出し、災害が発生する

恐れが大きいので、修復工事が施工されている。斜面が安定するまでの数年間は特に注意を払う必要がある。

(3) 風害

強風による被害としては、飛来物による人的被害、海難事故、塩害などが考えられる。過去平均風速が30m/sを超える暴風はすべて台風によるものであり、台風の進路の東側では被害が大きくなりやすい。

(4) 高潮、高波による被害

高潮、高波も風害の一つの形態である。台風や低気圧に伴う気圧降下と強風のため、天文潮位に比べて海面が異常に上昇する現象が高潮である。気圧１hPa減少で海面が約1cm上昇する。また、大阪湾のような水深の浅い湾では、強風による吹き寄せ効果が大きくなる。

例えば、950hPaの台風が接近すれば、気圧のみで海面は60cm上昇する（標準気圧1,010hPa－950hPa）。これに加えて、強風による吹き寄せによって、被害が広がりやすい。

神戸港での高潮の最大高さは、1961年９月の第二室戸台風によるK.P.＋3.20mである。

３．風水害以外の災害の特徴

(1) 大規模火災

大規模火災はこれまでにもしばしば発生しているが、強風、乾燥時に発生した火災は、大火につながりやすい。

(2) 危険物施設等の事故

ガス施設や危険物施設等は、いったん災害となれば大規模な事故につながるおそれがある。

(3) 突発性重大事故

過去に荒天による船舶事故などがしばしば発生しているほか、列車の衝突事故等の突発性重大事故が発生することが考えられる。また、雑踏等で無差別に毒物が散布されると、毒物の種類や量によるが、大量の殺傷につながる危険性が高い。

２－３　災害想定

神戸市域に発生する災害のうち最も発生頻度の高いものは、梅雨前線による豪雨及び台風による洪水、高潮、山崩れ等であるので、災害の種類としては、洪水、高潮、山崩れ等を想定し、大火災、その他大規模災害による災害事象にも対処し得るようにする。

また、防災計画の目的は、最悪の事態に対処すべく、各種の対策を確立しておくことであるので、災害の規模としては、最も被害の大きかった昭和13年の梅雨前線豪雨程度以上の大災害にも対処し得るよう計画する。

(1) 河川の浸水想定区域等

水防法第14条第１項の規定及び、第３項の規定に基づき、兵庫県水位情報周知河川の浸水想定区域の指定状況は、以下のとおりである。

①明石川水系明石川、伊川（平成18年６月指定）(防災DB 総則資料2-3-1)
②武庫川水系武庫川、有馬川（平成18年９月指定）(防災DB 総則資料2-3-2)
③加古川水系淡河川（平成20年１月指定）(防災DB 総則資料2-3-3)
④高橋川水系高橋川（平成20年１月指定）(防災DB 総則資料2-3-4)
⑤住吉川水系住吉川（平成20年１月指定）※浸水想定区域なし
⑥石屋川水系石屋川（平成20年１月指定）※浸水想定区域なし
⑦都賀川水系都賀川（平成20年１月指定）※浸水想定区域なし
⑧新湊川水系新湊川（平成20年１月指定）(防災DB 総則資料2-3-5)
⑨妙法寺川水系妙法寺川（平成20年１月指定）(防災DB 総則資料2-3-6)
⑩福田川水系福田川（平成20年１月指定）(防災DB 総則資料2-3-7)
⑪山田川水系山田川（平成20年１月指定）(防災DB 総則資料2-3-7)

(2) 土砂災害危険箇所

①土石流危険渓流(防災DB 予防資料1-2-2)
②急傾斜地崩壊危険箇所(防災DB 予防資料1-2-4)
③地すべり危険箇所(防災DB 予防資料1-2-5)
④山地災害危険箇所（山腹崩壊危険地区）(防災DB 予防資料1-2-6)
⑤山地災害危険箇所（崩壊土砂流出危険地区）(防災DB 予防資料1-2-7)
⑥災害関連地域防災がけ崩れ対策事業箇所(防災DB 予防資料1-2-8)
⑦その他法指定箇所
・土砂災害警戒区域（土石流）
東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区は、平成20年3月指定
北区、須磨区、垂水区、西区は、平成23年7月指定（防災ＤＢ予防資料1-2-1）
・土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
東灘区、灘区、中央区、兵庫区、長田区は、平成20年3月指定
北区、須磨区、垂水区、西区は、平成23年7月指定（防災ＤＢ予防資料1-2-3）

＊「防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱」については、「地震対策編 総則 第３章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」による。

＊「神戸市防災会議組織」については、「地震対策編 総則 第４章 神戸市防災会議組織」による。

■ 予防計画

第１章 ライフライン機関の施設の強化

１－１ 電力施設の強化(関西電力)

１．電力施設の予防に関する事項

(1) 気象情報等の収集

災害発生の予知について気象台等との連携を密にするほか､次の手段により的確な情報の入手に努める。

① 気象レーダーによる気象情報の把握
② ロボット雨量計よる雨量情報の把握

(2) 災害予防対策

災害発生の予防について、恒久的設備計画に関して次の対策を推進する。

① 台風、洪水、集中豪雨、高潮対策
ア 送電設備：台風等を考慮した支持物設計の実施
イ 変電設備：洪水、高潮災害予防地点における重点的な設備防護措置の実施
ウ 配電設備：電気設備に関する技術基準等による風水害対策の実施

② 雷害対策
ア 変電設備：耐雷遮へい、避雷器の重点配置、適正更新実施、系統保護継電装置の適正更新実施
イ 送電設備：架空地線の設置、接地抵抗の低減等の実施
ウ 配電設備：襲雷頻度の高い地域における避雷器等の避雷装置の取付け実施

③ 塩害対策
塩害の著しい地域は次のような諸対策を実施
ア 変電設備：活線がい子洗浄装置を設置するとともに、屋外諸機器のうち特に必要な箇所にはシリコン塗布等を実施
イ 送電設備：耐塩用がい子またはがい子増結で対処するとともに、必要に応じがい子清掃を実施
ウ 配電設備：耐塩用がい子、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を設置

④ 雪害対策
雪害の著しい地域には次のような諸対策を実施
ア 送電設備:鉄塔にはオフセット(上下の電線が垂直にならない配列にすること。)を採用し、電力線・架空地線には線下状況に応じて難着雪対策（リング等）を実施
イ 配電設備：難着雪電線の使用、配電線の太線化等の実施

⑤ 災害時の電力通信対策
ア 主要通信系統の２ルート化
イ 健全回線への切替えによる応急連絡回線の確保
ウ 通信用電源の確保
エ 衛星通信システムの配備
オ 移動無線応援体制の整備
カ 近畿地方非常通信協議会加入による地方各機関との相互協力

(3) 電気施設予防点検

電気施設予防点検については、電気設備に関する技術基準の定めに適合するよう、定期的に当

社工作物の巡視、点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

２．災害対策用資機材等の確保及び輸送に関する事項

災害対策用資機材等の確保及び輸送に関し、次の事項について的確な運用を行う。

(1) 資機材の確保

本店、支店及び営業所その他の業務機関等は、地理的条件等を考慮して、災害対策用資機材等の必要数を確保する。

(2) 資機材の輸送

本店、支店及び営業所その他の業務機関等は、輸送力確保のため、運送業者、航空業者その他と協調して輸送力確保に万全を期する。

(3) 資機材の広域運営

災害時の不足資機材の調達を迅速容易にするため、災害対策用資機材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、他電力会社及び電源開発株式会社と災害対策用資機材の相互融通体制を整える。

３．公衆災害・二次災害防止に関する事項

(1) 電気工作物の適正管理

電気工作物の適正管理を推進するために、次の具体的事項について対策を実施する。

①　樹木接触、看板接触等による漏電の防止措置
②　引込巡視、定期絶縁検査の計画実施
③　不良電気施設（需要家）の改修促進

(2) 災害時における公衆災害・二次災害の防止

災害時における感電や火災等の公衆災害、二次災害を防止するため、平常時から次の対策を実施し、需要家の防災意識の向上に取組む。

①　テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびホームページ、パンフレット、チラシ等の各種広報媒体を活用した電気保安上の注意点についての電気事故予防ＰＲ活動の実施
②　自家用、特高需要家との連絡協調体制の確立、保安上の注意喚起の実施

４．電力会社相互間の体制に関する事項

電力会社相互間の広域運営体制は、全国を東、中、西の３ブロックに分け、それぞれの地域に協議会を設置するとともに、全国組織として中央電力協議会を設置しており、非常災害時（地震、台風、洪水等）における被害に対し、広域運営の趣旨に則り、復旧応援要綱を定め、災害復旧・資材の相互融通、移動無線局の応援、復旧要員の応援並びにあっせん等を行い、電気工作物を早期に復旧し、社会に対する電気事業者本来の責務を遂行できるよう対処する。

なお、関西電力は中央電力協議会に参加するとともに、中部電力、北陸電力、電源開発とともに中地域電力協議会を組織している。

５．防災訓練に関する事項

防災意識を高め、災害対策を円滑に推進するため、次の各種訓練を、時宜に応じて、実施する。

①　訓練の種類…ア　情報連絡訓練、イ　被害復旧訓練
②　訓練の方法…ア　全社規模の総合訓練、イ　各級機関における総合又は部門別訓練、
　　ウ　自治体等防災訓練への参加

６．防災教育に関する事項

関係法令集・各種パンフレットの配布、検討会・講演会の開催及び社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

１－２　都市ガス施設の強化（大阪ガス）

ガス施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策を定める。

１．ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

２．防災システムの強化

⑴ 保安通信設備

① 本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化しており、本社、製造所、地区導管部、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。

② 無線通信網をより強固にするため、通信システムの多重化を実施することとする。また、衛星通信車２台、ポータブル衛星局８台配備している。

③ 万全を期するためバックアップ設備の設置を計画し、常時、都市ガスの供給状態を把握し、保安体制をコントロール可能にすることとする。

⑵ 災害応急復旧用無線電話

災害応急復旧用無線電話を本社を含めて各府県の事業所に設置しており、有線不通時にも社内の通信連絡はもちろん、各地域の災害対策機関との通信も確保できる。

３．防災体制の整備

⑴ 要員の確保

被害状況に応じて、社員及び協力会社作業員を必要な作業工程毎に効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握するとともに、定期的に見直しを行うこととする。

⑵ 教育訓練

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について、必要な教育を定期的に行うとともに、年１回全社規模での訓練を実施することとする。

１－３　通信施設の強化（ＮＴＴ西日本）

１．災害予防施設

(1) 建物設備

建物は、耐震・耐火構造とするほか、周辺の諸条件により保護施設（水防壁、水防板等）を設置している。

(2) 電力施設

①　停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置
②　電力用各種装置の災害対策の整備、充実

(3) 通信設備

①　とう道（共同溝を含む）網の拡充
②　通信ケーブルの地中化の推進
③　地下埋設物等注意標識板の整備・充実
④　災害対策機関の通信回線は、当該加入者との協議により加入者伝送路の２ルート化を推進
⑤　主要な伝送路の多ルート構成、或いはループ化
⑥　中継交換機の分散設置

２．災害対策用資機材

(1) 通信途絶防止用無線網の整備

①　可搬型無線機(TZ-403)

(2) 災害対策用機器の整備・拡充

①　応急復旧ケーブル　②　非常用可搬式ディジタル交換装置、衛星車載局、ポータブル衛星
③　移動電源車、可搬型発動発電機　④　排水ポンプ

(3) 復旧資機材の備蓄

３．防災訓練等の実施

災害発生に備え、災害対策機器の取扱方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加する。

(1) 訓練内容

①　演習の種類
　ア　災害対策情報連絡演習
　イ　災害対策復旧演習
　ウ　大規模地震の警戒宣言の情報伝達演習
②　演習の方法
　ア　全社規模における情報連絡演習
　イ　事業所単位での、かけつけ・情報伝達演習
　ウ　各級防災機関における総合防災訓練への参加
　＊ 地下埋設物設置状況(防災DB 予防資料2-1)

第１章　防災活動計画

本章では、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市民の生命、身体、財産を守るために実施する警戒活動、災害応急対策を行う組織及び防災活動内容を定める。

【 構 成 】

１－１　警戒体制

１－２　災害対策本部等の設置

１－３　初動活動計画(激甚災害発生時)

１－４　応急活動計画

１－５　職員動員計画

１－６　災害用機械器具確保計画

＊「災害救助法の適用」については、「地震対策編 応急対応計画 第１章 防災活動計画 1-2 災害救助法の適用」による。

＊「職員配備計画」については、「地震対策編 応急対応計画 第１章 防災活動計画 1-5 職員配備計画」による。

＊「災害対策要員確保計画」については、「地震対策編 応急対応計画 第１章 防災活動計画 1-7 災害対策要員確保計画」による。

＊「災害時空地管理システム」については、「地震対策編 応急対応計画 第１章 防災活動計画 1-9 災害時空地管理システム」による。

実施担当部	担当業務
危機管理部	・災害対策本部及び災害警戒本部の設置・庶務に関すること ・各部への防災指令伝達に関すること(勤務時間内:庁内放送) ・県、神戸運輸監理部（兵庫陸運部含む）等を通じて行う機械器具の確保に関すること
行財政部	・職員の動員・配備に関すること ・部及び区本部で確保の不可能、または困難な機械器具の調達、確保に関すること
保健福祉部	・河川の浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への情報伝達に関すること
こども家庭部	・放課後児童クラブや保育所に対する防災に関する啓発・周知に関すること
産業振興部	・農林水産施設応急対策に関すること
建設部	・河川応急対策に関すること ・道路応急対策に関すること ・排水施設応急対策に関すること
みなと総部	・防潮施設の維持管理に関すること ・防潮扉等の開閉指令に関すること ・港湾施設応急対策に関すること
交通部	・交通応急対策に関すること
学校部	・防災教育に関すること
区本部	・区本部設置に関すること
消防部	・勤務時間外における緊急的な災害対策本部及び災害警戒本部の設置に関すること

１－１　警戒体制

１．気象予警報等の収集・連絡

気象台の発表する大雨注意報、大雨警報・土砂災害警戒情報等の気象情報、及び市内各地に設置された気象観測施設からの気象データ等の情報及び関係機関、市民等からの災害情報は、災害応急対策を実施するうえで欠くことができないものであるから、予め定められた収集及び連絡の方法により、迅速かつ的確に行うよう努める。

(1) 気象注意報・気象警報等の種類及び基準等(防災DB 応急資料 1-1-1)

神戸市域における気象注意報・気象警報等の種類及び基準等は、概ね次のとおりである。

① 注意報

注意報とは､神戸海洋気象台が神戸市に対して気象等によって災害の起こる恐れがある場合に、気象業務法に基づき発表するものをいう。

② 警報

警報とは 神戸海洋気象台が神戸市に対して気象等によって重大な災害が起こる恐れがある場合に、気象業務法に基づき発表するものをいう。

③ 気象情報

気象情報とは、神戸海洋気象台が兵庫県に対して気象の予報などについて、気象業務法に基づき発表するものをいう。

ア　注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの

イ　注意報、警報が発表された後、より詳細な内容の補完や解説及び予告をするもの

ウ　数年に１回位の記録的な短時間雨量を観測したときに、一層の警戒を呼びかけるもの

エ　竜巻注意情報

神戸海洋気象台が兵庫県に対して、竜巻、ダウンバースト、ガストフロントの発生する可能性がある場合に発表するもの

④ 火災警報

火災警報とは、神戸海洋気象台が発表した火災気象通報を兵庫県から受けた時、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められる時 消防法第22条に基づき神戸市長が発令するものをいう。

ア　火災警報発令基準（神戸市火災予防規則第３条）

(ｱ) 風速15m以上になったとき

(ｲ) 実効湿度45%以下に低下したとき

(ｳ) 風速８m以上となり、実効湿度60%以下に低下し、火災発生の危険率が大であると認められるとき

イ　火災注意報発令基準

気象状況が火災警報発令基準に近く､かつ住民に対して注意を促す必要があると認められるとき

⑤ 水防警報

水防警報とは、洪水又は高潮等により災害が予想される場合において、指定する河川、湖沼又は海岸について、県知事が水防法第10条の16に基づき発令するものをいう。

⑥ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨警報が発表中に土砂災害の危険度が高まった市町を特定し、兵庫県砂防課と神戸海洋気象台が共同して発表するものをいう。

(2) 気象予警報等の収集・連絡方法

① 神戸市域における気象注意報、気象警報等の連絡系統

次のとおり

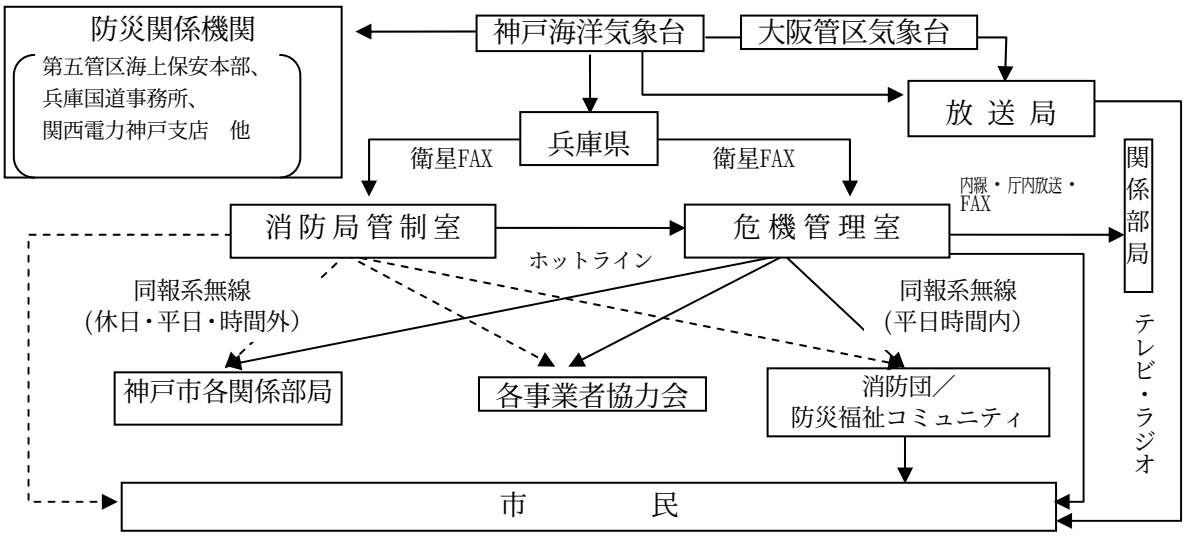

② 気象台の発する気象予警報等の収集連絡方法

- 兵庫衛星通信ネットワークから入手
- 兵庫県フェニックス防災システムから入手
- 気象庁防災情報提供システムから入手
- 全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）から入手
- 上記の手段により入手不可能な場合は、消防局の無線移動局を気象台に派遣し、収集する。

③ その他の災害情報の収集連絡方法

ア 異常現象発見者の通報

(ｱ) ガス爆発、異常な地形の変動等の異常現象を発見した者は、電話等で消防局、警察署、海上保安庁又はガス会社等被災施設の管理者に通報する。

(ｲ) 上記の通報を受けた警察署、海上保安庁、ガス会社等被災施設の管理者は、直ちに消防局へ通知する。

(ｳ) 消防局は、異常現象の通報を受けた時は、直ちに関係機関へ連絡し、早急に応急対策を取る。

そのうち、地象、気象、水象に関する異常現象については神戸海洋気象台へ通報する。

(ｴ) 連絡系統図

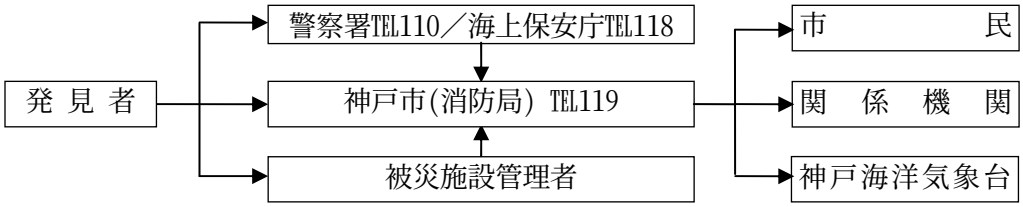

イ 火災警報

火災警報は、消防本部及び各消防署から主要指定防火対象物の管理者及び報道機関へ電話で連絡する。掲示板及び広報車等より市民へ連絡する。

(3) 雨量情報の収集連絡方法

① 雨量観測所設置場所（防災DB 応急資料1-1-2）

② 雨量観測所設置所管局は、降雨状況を把握し、相互に情報連絡し、関係先に通報する。

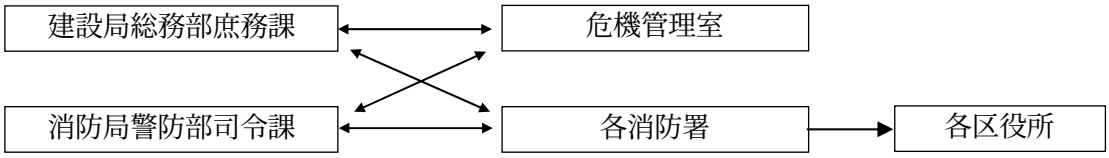

(4) 潮位情報の収集

神戸市水防情報（高潮防災情報）システムでメリケンパーク内に設置している神戸検潮所（神戸海洋気象台）の観測情報を収集する。また、テレホンサービスでも収集できる。(℡322-1904)

(5) 神戸市水防情報システムによる情報収集

① 神戸市水防情報システム

神戸市レーダ、雨量、水位、風向風速観測、データの提供及び気象庁の気象情報に基づいた日本気象協会等からの予測情報等を提供する。

② 情報内容

- 神戸市レーダ情報
- テレメータ観測情報（雨量・水位・風向・風速）
- 気象情報

気象予報、注意報・警報、台風情報、地震情報、津波情報、雷情報、神戸のこよみ　他

2．市民への情報伝達

(1) 緊急情報の種類

① 気象情報、気象予警報

② 水防監視により得られた河川水位、潮位等の情報のうち避難判断水位、はん濫注意水位、警戒潮位など災害発生との関連が強いもの

注）避難判断水位（水防法第１３条で規定される特別警戒水位）
はん濫注意水位（水防法第１３条で規定される警戒水位）
水防団待機水位（水防法第１３条で規定される指定（通報）水位）

③ 避難準備情報、避難勧告・指示

④ 被害発生あるいは発生の恐れに関する情報

⑤ その他、市民が災害から身を守るために必要な情報

(2) 情報伝達方法

① 緊急情報は、防災行政無線拡声子局、戸別受信機等を通じて伝達する。

② 希望する市民に対しては、緊急情報（気象情報等）・避難情報等を発信するシステムである「ひょうご防災ネット」を活用し、携帯端末等に神戸市内の避難勧告等の緊急情報を伝達する。

③ 緊急情報のうち、住民等への連絡内容が緊急を要し、他の方法によって連絡することが困難であり、マスコミによる放送を必要とする場合は、市長は、県知事を経由して、災害時における放送要請に関する協定(防災DB 地震対策編 応急資料 3-2-23)に基づき、放送要請を行う。

④ 特殊な情報、特定地域のみに対する緊急情報は、その内容に応じて、次の方法のいずれかにより周知する。

- 広報車等の拡声装置の利用
- 水防計画によるサイレン、警鐘の使用（水防信号）
- 電話、口頭等による戸別の通知
- ヘリコプター等の拡声装置の利用
- 各消防団緊急指令自動システム等の使用

(3) 河川増水警報システム

河川内の親水施設や遊歩道の利用者に対し、気象予報（大雨・洪水警報又は注意報）に連動して回転灯やスピーカー（音声）を作動させることで、増水への注意喚起を促す。

３．水防地区の監視体制

(1) 量水標等の監視

量水標等監視責任者（量水標は消防署長、潮位計はみなと総局経営企画部主幹（防災担当））は、あらかじめ連絡員及び監視員を定め、水防関係部に防災指令が発令された時、または水防活動上必要があると認めた時は、量水標等の監視にあたらせる。

なお、量水標設置箇所及び水防団待機水位、はん濫注意水位については、防災DB 応急資料1-1-3に示す。

また、警戒潮位について、防災DB 応急資料1-1-4に示す。

(2) 監視員及び連絡員の配置

各量水標等には、監視員及び連絡員を配置する。

(3) 観測結果の記録

監視員は、水位観測表を備え、観測した水位を記録する。様式を防災DB 応急資料1-1-5に示す。

(4) 水位の報告

監視員は量水標等の監視にあたり、連絡員は水防団待機水位、またははん濫注意水位に達した時、直ちに量水標等監視責任者へ報告する。また、減水したときも同様とする。

(5) 連絡系統

① 水防団待機水位及びはん濫注意水位の場合

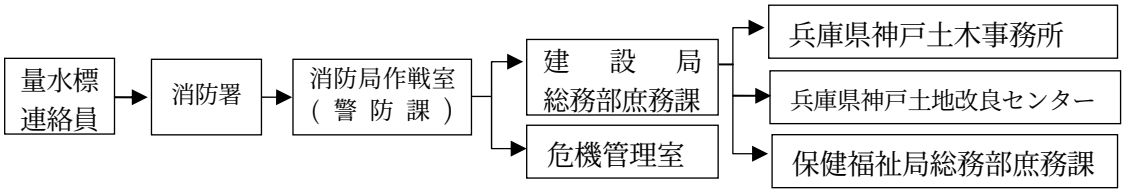

② 警戒潮位の場合

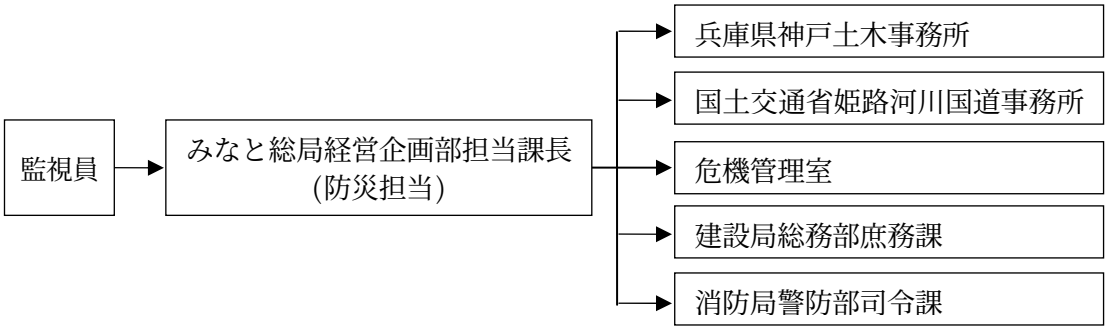

(6) 貯水池、防潮堤の監視

監視員は、貯水池、防潮堤の管理者より派遣された監視員と緊密な連携を保ち、貯水池、防潮堤決壊の恐れがある場合は、水門開閉を別に定めるそれぞれの操作要項に基づいて行う。

(7) 兵庫県神戸県民局神戸土木事務所との連携

① 兵庫県神戸土木事務所所管量水標設置箇所及びはん濫注意水位等(防災DB 応急資料1-1-6)

兵庫県神戸土木事務所は、管内に設置している量水標について、次のとおり神戸市に水位を報告する。

- 水防団待機水位に達したときから、この水位を下まわるまでの間の１時間ごと
- はん濫注意水位に達したとき
- 避難判断水位に達したとき
- はん濫注意水位又は水防団待機水位を下まわったとき

ア　河川水位の連絡（県所管量水標水位）

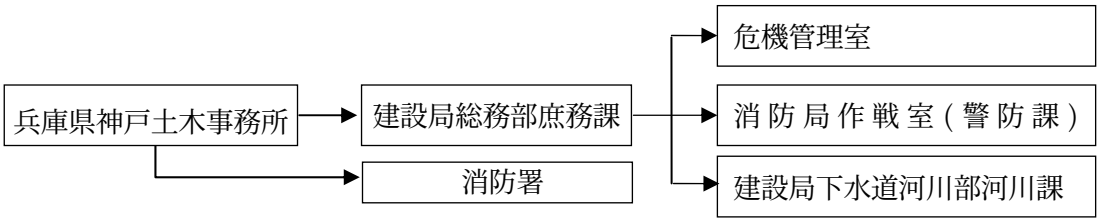

②　青野ダムの放流の連絡（防災DB 応急資料1-1-7）

県三田土木事務所は、気象、水象、その他の状況によってやむを得ず放流（ただし書き操作）し、下流に急激な水位上昇が生じると予想される時は、下記のとおり連絡する。

・　ただし書き操作に移行する１時間前まで
・　ただし書き操作開始
・　ただし書き操作終了

ア 青野ダムの放流の連絡

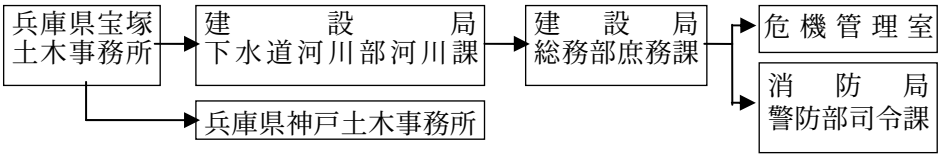

③　天王ダム・石井ダム放流の連絡

県神戸土木事務所は、非常用洪水吐から自然越流する時、その他特にやむを得ない理由で放流を行う場合、これによって生じる危害を防止するため、必要があると認める時は、少なくとも放流を開始する30分前までに連絡する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

ア　天王ダム・石井ダム放流の連絡

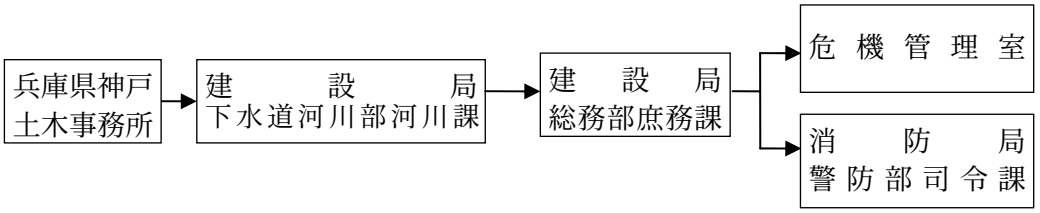

④　千刈ダム放流の連絡（水道局）

水道局北神浄水事務所は、千刈ダム操作規程第11条の規定に基づきダムから放流する場合に行う河川法第48条による関係機関への通知を、同規程第14条に基づき、放流の開始の少なくとも１時間前に行う。

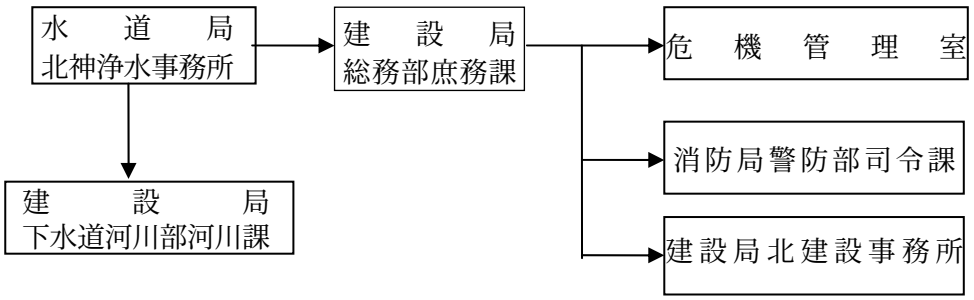

(8) 排水ポンプ場の監視

建設局の各水環境センターは、雨量等を監視し、雨水ポンプ場の適切な運転を行い、雨水を排除する。

ポンプ場名	所在地	ポンプ場名	所在地
魚崎ポンプ場	東灘区魚崎南町2-1-15	浜中ポンプ場	兵庫区浜中町2-18
本庄ポンプ場	東灘区深江南町4-6-5	島上ポンプ場	兵庫区鍛冶屋町1-1-17
京橋ポンプ場	中央区新港町1-10	南駒栄ポンプ場	長田区南駒栄町1-44
宇治川ポンプ場	中央区東川崎町1-1-2	外浜ポンプ場	須磨区外浜町2-2-5
湊川ポンプ場	兵庫区湊川町1-1	吉田ポンプ場	西区森友1-26
和田岬ポンプ場	兵庫区吉田町１丁目	上池ポンプ場	西区玉津町上池266

みなと総局は、潮位及び雨量等を監視し、ポンプ場の適切な運転を行い、雨水を排除する。

ポンプ場名	所在地	ポンプ場名	所在地
魚崎浜ポンプ場	東灘区魚崎浜町	東川崎ポンプ場	中央区東川崎町４丁目
魚崎浜第２ポンプ場	東灘区魚崎浜町	大輪田ポンプ場	兵庫区切戸町
新在家ポンプ場	灘区新在家南町５丁目	出在家ポンプ場	兵庫区出在家町２丁目
新港ポンプ場	中央区小野浜町		

(9) 防潮堤の監視(海岸保全区域内)

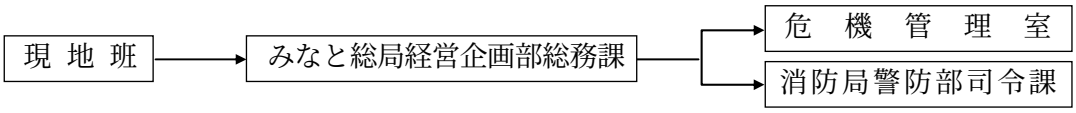

(10) ため池の監視

ため池管理者・ため池水利代表者は、パトロール等を行い、必要があると認める場合は、安全確保のための措置を取る。

① ため池連絡系統

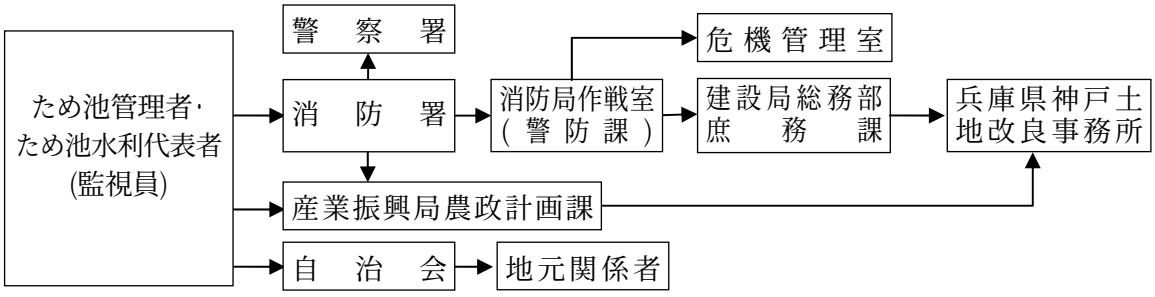

(11) 水防上影響のある工事の監視

本市水防関係部局に防災指令が発令された時は、工事施工者は厳重な警戒を行い、危険な状況が予想されるときは必要な措置を講じる。

(12) 水防配備

水防地区の水防監視等は、次のとおりとする。

① 水防巡視員の配置（防災指令第１・２号発令時）

消防署長は、あらかじめ水防巡視員を定め、河川水防地区の巡視にあたらせる。

ア　水防巡視員の連絡系統

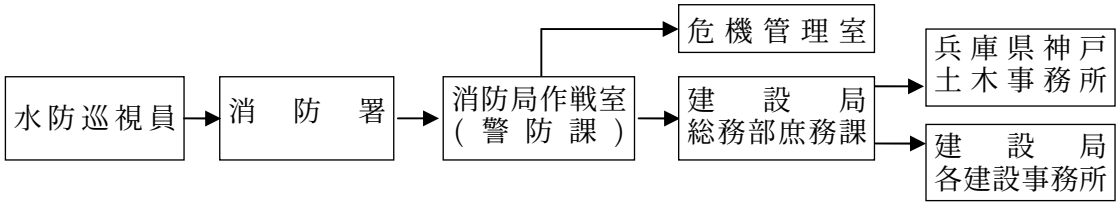

② 水防監視員・連絡員の配置（防災指令３号発令時）

・消防署長は、量水標等の監視により水防団待機水位に達する恐れがある場合、消防団に対して水防地区監視のため出動待機を求め、水防団待機水位に達した時は、直ちに警戒にあたらせる。

・河川水防地区において水防団待機水位に達した時は、監視員、連絡員が監視にあたる。監視員は異常を発見した時は、直ちに連絡員に連絡し、連絡員は消防署長に報告する。

・監視員・連絡員は、消防団員とする。

ア　水防監視員・連絡員の連絡系統

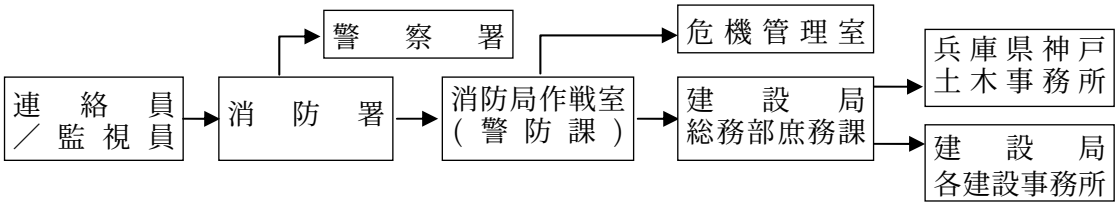

(13) 消防団の水防活動

消防団員は、予め定められた方法で連絡を受けた時は、次の区分により水防活動に出動する。
(防災DB 地震対策編 応急資料5-5-1 消防団の組織及び人員数)

① 出動準備

消防署長は、次に定める場合に消防団員の出動準備体制をとる。

ア　河川の水位または海岸の潮位が水防団待機水位に達し、なお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予想されるとき

イ　気象状況等により水災による危険が予想されるとき

ウ　ため池の危険が予想されるとき

エ　兵庫県の発令する水防警報第１号又は第２号の発令があったとき

オ　本市水防関係部局に防災指令第１号が発令されたとき

② 出動

消防署長は、次に定める場合は消防団員を予め定められた計画に従い出動させ、警戒配備にあたらせる。

ア　河川の水位又は海岸の潮位がはん濫注意水位又は警戒潮位に達し、なお上昇の恐れがあるとき

イ　気象状況などにより水災による危険が切迫したとき

ウ　堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の来襲が予想されるとき

(ｱ) 避難勧告、指示の発令時の避難所への誘導及び救援活動
(ｲ) 住民の救助、救出
(ｳ) 災害の警戒パトロール
(ｴ) 負傷者の応急手当
(ｵ) 各区域内の監視、警戒、水門管理者への連絡、通報
(ｶ) 水防に必要な資機材の点検整備
(ｷ) 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び管理者に対する閉鎖の応援

エ　ため池の危険が切迫したとき
オ　兵庫県の発令する水防警報第３号が発令されたとき
カ　本市水防関係部局に防災指令第２号又は第３号が発令されたとき

③　水防作業

ア　消防団員・消防職員及び建設事務所の水防作業に従事するもの（以下、「水防従事者」という。）は、別に定める水防信号第１号で出動待機し、水防信号第２号で出動し水防活動に従事する。

イ　水防管理者（市長）は、兵庫県神戸土木事務所又は神戸土地改良事務所から洪水、もしくは高潮等の恐れがあるとの報告を受けた時は、現場に水防従事者を出動させ、水防活動を実施する。

ウ　水防従事者は、できる限りはん濫による被害の拡大を防止するよう努める。

(14) 消防団の水防以外の活動

消防団員は生業をもっており、その上で消防団の活動に従事しているので、消防職員と同じように、長期間にわたる活動や専門的知識を要する査察等の活動は難しい。

消防団員は、従前の活動のほか、特に次の活動を行う。

①　消防団員は地域住民であるので、防災リーダーとして防災福祉コミュニティ活動の支援、訓練の指導を行う。

②　市街地の各消防団も、北及び西消防団と同様に消火活動、救急救助活動を行う。

(15) 道路パトロール

集中豪雨等により災害発生の恐れのある主要幹線道路とその沿岸区域についてパトロールを実施し、関係各課及び建設事務所ならびに関係機関の緊密な連絡の下に、災害発生または予想箇所の発見に努め、かつ事故防止のための適切迅速なる対策を講じることにより、交通の安全を図る。

４．河川内親水空間等における増水安全対策

市民が手軽に河川を利用できる憩いの場として親水施設や遊歩道が河道内に整備されているが、大雨等により流量・流速が急激に増加したり、水位が急上昇した場合、利用者の安全を脅かしかねない。このため、大雨注意報や警報で河川の増水が予想される時に、利用者が危険を察知して速やかに避難するようにハード対策及びソフト対策を進める。

①　ハード対策

以下の河川に増水警報システムを設置。

ア　二級河川：住吉川、石屋川、都賀川、生田川、苧川、宇治川、新湊川、石井川、妙法寺川、天井川、福田川、山田川、有馬川　（回転灯）

イ　普通河川：六甲川、天井川　（回転灯、音声）

②　ソフト対策

ア　学校部は、神戸の地形や気象のメカニズムの特性を考慮した教材による、児童生徒への防災教育を行う。

イ　区本部及び消防部は、防災福祉コミュニティをはじめとする地域団体と協力し、利用者への注意喚起や河川の安全利用に係る啓発活動、防災訓練等に取り組む。

ウ　危機管理部は、ひょうご防災ネットへの加入促進及び適切な情報発信に努める。

エ　保健福祉部は、放課後児童クラブや保育所に対し、増水事故防止に向けた啓発、周知に努める。

１－２　災害対策本部等の設置

１．災害対策本部等の設置基準

(1) 災害対策本部の設置基準

市長は、神戸市域で災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において、強力に防災活動を推進するために必要があると認める時、以下の基準に基づき災害対策本部を設置する。(防災DB 地震対策編 応急資料1-1-1,1-1-2)

① 暴風警報又は大雨警報が発表され、かつ本市域内において重大な災害が予測されるとき
② 防災指令第３号が発令されたとき
③ その他災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、特にその対策または防災の推進を図る必要があるとき

(2) 災害警戒本部の設置基準

危機管理部長は、防災指令（第３号を除く）が発令された場合には、災害警戒本部を設置する。

２．災害対策本部の組織及び運営

「地震対策編 応急対応計画 第１章 防災活動計画」による。

３．現地災害対策本部の設置

「地震対策編 応急対応計画 第１章 防災活動計画」による。

４．災害警戒本部の組織及び運営

「地震対策編 応急対応計画 第１章 防災活動計画」による。

５．事故(火災)警戒本部、対策本部の設置

大規模な火事や事故災害への総合的な取り組みを図るため、状況により「○○事故（火災）警戒本部」、「○○事故（火災）対策本部」を設置する。なお、詳細は、「本編 応急対応計画 第３章 大規模火災防御・事故災害対策」に定める。

６．区本部の組織及び運営

「地震対策編 応急対応計画 第１章 防災活動計画」による。

１－３　初動活動計画(激甚災害発生時)

激甚災害が発生した場合に災害発生直後から実施する初動活動について、
・Ⅰ　ＣＡＳＥ－１：勤務時間内に激甚な災害が発生した場合
・Ⅱ　ＣＡＳＥ－２：勤務時間外に激甚な災害が発生した場合
に分けてその内容を定める。
なお、初動対応の詳細は、各施設別に定められた「初動対応マニュアル」に基づき対応する。

１．勤務時間内に激甚な災害が発生した場合

(1) 災害直後の緊急措置

勤務時間内に災害が発生した場合、災害直後の緊急措置として、各職場で以下の措置を取る。

① 各庁舎、施設の被害状況の把握と被害拡大防止
市役所、区役所等庁舎、施設の被害状況を把握し、庁舎管理者等へ速やかに報告する。また、初期消火や地下部分の浸水を防ぐための土のう積み等被害拡大防止に努める。

② 在庁者の安全確保と避難誘導
庁舎内の市民等在庁者の安全を確保し、浸水や火災発生等避難が必要と判断される時は、安全な場所へ避難誘導を行う。

③ 被害状況をふまえた庁舎、施設の緊急防護措置
被害の状況により、施設の内外にわたり危険個所の立入り規制や、薬物、危険物等に対する緊急防護措置を取る。

④ 非常用自家発電機能や通信機能の確保
各庁舎管理者は、非常用自家発電設備や通信設備の被害状況を把握し、自家発電機能や通信機能を確保する。

(2) 気象・災害情報の収集

各部は、大阪管区気象台、神戸海洋気象台、全国瞬時警報システム（J-ALERT）やテレビ・ラジオ等から気象・災害情報を収集する。

(3) 神戸市災害対策本部の設置

神戸市災害対策本部の設置以降の流れについては、「地震対策編 応急対応計画 第１章 防災活動計画 1-3 初動活動計画１(4)市災害対策本部の設置」による。

２．勤務時間外に激甚な災害が発生した場合

(1) 気象・災害情報の収集

全市職員は、勤務時間外に災害の発生を知った時、各自テレビ、ラジオ等から速やかに災害情報を収集することとし、防災指令その他配備命令がない場合であっても状況によっては所属長と連絡をとって進んでその指揮下に入るように努め、又は、自らの判断で速やかに参集し、防災活動に従事する。

(2) 災害直後の緊急措置

市役所においては守衛が、区役所においては宿直職員が、災害発生直後に実施する緊急措置は、以下のとおりとする。

① 各庁舎、施設の被害状況の把握
② 被害状況をふまえた庁舎、施設の緊急防護措置
③ 庁舎内の安全確保（初期消火、飛散ガラス処理等）

なお、庁舎管理担当の職員が登庁した段階で、速やかに非常用発電機能や通信機能の点検、機能確保を行う。

(3) 神戸市災害対策本部の設置　勤務時間内の場合と同様である。

■　初動活動ＣＡＳＥ－1　勤務時間内激甚災害発生

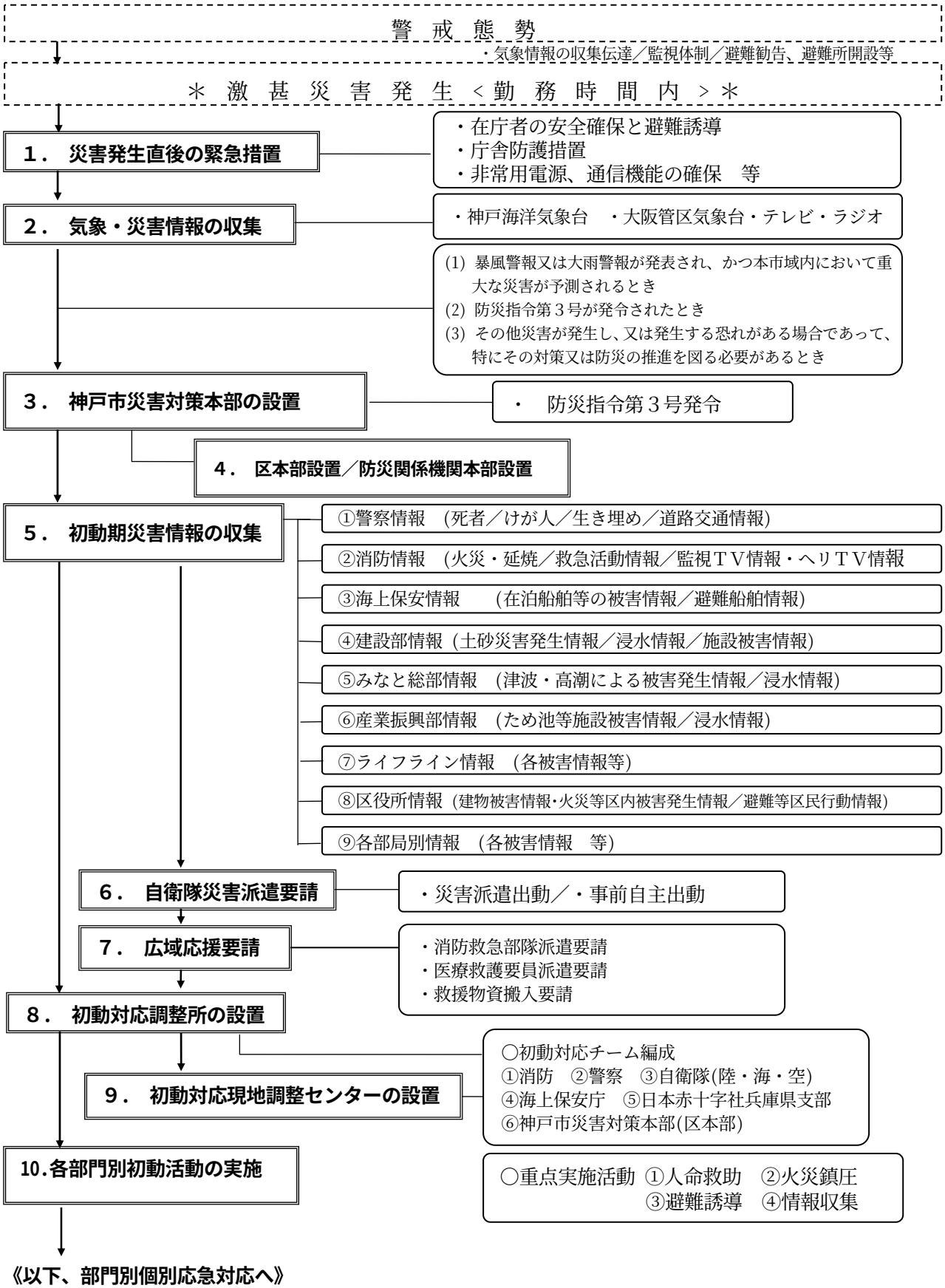

図1-3-1　勤務時間内に激甚な災害が発生した場合の初動活動フロー

■　初動活動ＣＡＳＥ－２　勤務時間外激甚災害発生

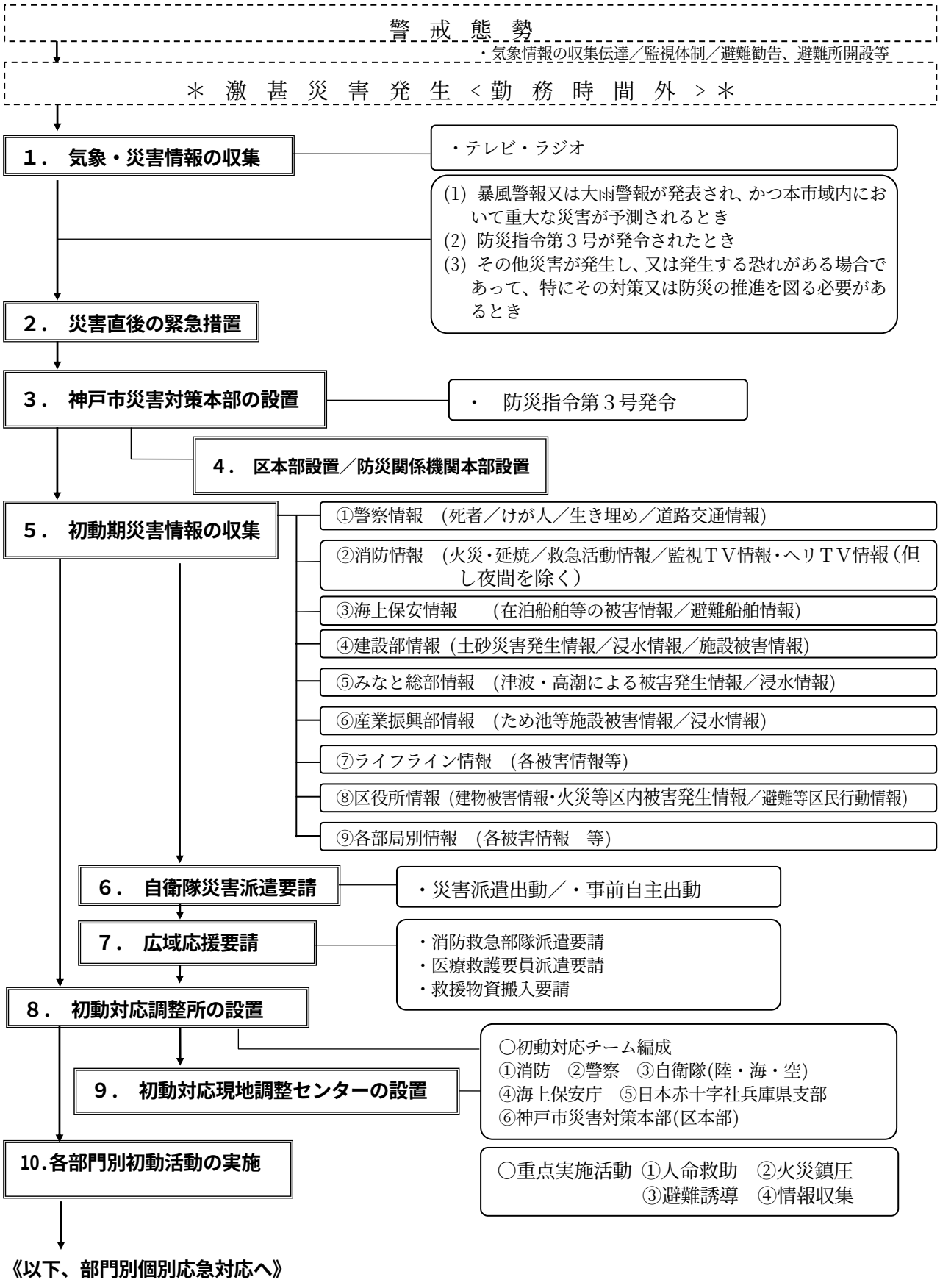

図1-3-2　勤務時間外に激甚な災害が発生した場合の初動活動フロー

1－4 応急活動計画

初動活動以降に実施する応急活動の内容について定めるとともに、留意すべき点を示す。

1．応急対策の流れ

「地震対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画 1-4 応急活動計画」による。

2．市有公共施設災害応急対策計画

市有公共施設の災害時における防護と市有公共施設が被害を受けたときの応急復旧についての計画とする。

(1) 河川応急対策

① 洪水を防ぐため、堤防、護岸等の破壊を防止するとともに、水防備蓄資機材等により損壊箇所の応急修理を行う。

② 洪水による災害発生の場合、先ず水防計画に基づいて洪水阻止及び排水に全力を尽くすが、ついで被害箇所を応急修理し被害拡大を防止する。

(2) 排水施設応急対策

市街地の浸水を防止するために、建設部は下水処理場、ポンプ場等の排水施設の的確な運用を図るとともに、これらの施設が災害を受けた時は迅速な復旧を図り、その能力の維持に努める。

＊下水処理場、ポンプ場一覧表については、「地震対策編 応急対応計画 第13章 ライフライン復旧対策 13-4 下水道施設復旧システム 表13-4-1」を参照

(3) 高潮防御施設応急対策

高潮が予想される時、防潮堤、防潮鉄扉等海岸保全施設のパトロール、点検を強化し、危険箇所等の早期発見に努め、応急措置を取る。

防潮鉄扉、角落し、水門等、海岸保全施設の開閉操作は、別に定めるみなと総局防災組織計画に基づき、予め操作を委託している地元企業等に操作の指示をするとともに、市職員による現地作業班が、神戸港の全施設の操作及び確認を行う。

① 防潮門扉開閉取扱要領

ア 施設数 ： 平成24年3月31日現在

地区	鉄扉	制水扉	角落	水門	ポンプ場	合計
深江・青木・東部4工区	24	4	1			29
魚崎・御影	7		2	2		11
魚崎浜（東部3工区）	3	2			2	7
新在家	3	5		2	1	11
東川崎・島上	21	1	1		1	24
大輪田・出在家・築島	3		2	2	2	9
兵庫ふ頭基部	12	4	1			17
和田岬・遠矢浜・今出在家	27	9				36
兵庫運河・吉田町	7	6	3			17
兵庫運河・苅藻	11	18	1			30
長田港以西	34	11				45
苅藻島・苅藻通	13	10	4			27
新港	15				1	16
京橋～弁天	32					32
合計	212	70	15	6	7	310

イ　開閉指示者　　みなと総局長
ウ　指令の種類及び指令時期

海岸保全施設			港湾施設
種類	発令の時期	摘要	種類
待機指令	閉鎖指令の数時間前 (但し、状況により前日に発令することもある)	･高潮発生のおそれがあるが、発生までに相当の余裕がある場合に、 ①出務職員等の確保 ②連絡の緊密化を図る必要があるとき	上屋防潮鉄扉閉鎖指令
1号閉鎖指令	危険潮位に入る４時間前 (例:暴風域に入る４時間前)	・予想潮位K.P.+2.30m以下の場合に、地盤高K.P.+2.5m以下の鉄扉等閉鎖	
2号閉鎖指令		・予想潮位K.P.+2.30m超の場合に、全鉄扉等閉鎖	
解除指令	危険潮位以下となったとき	―	解除指令

(注)　水門・制水扉等の水路閉鎖施設については、現地において潮位、流量及び降雨の状況を見て操作する。
鉄扉・角落し等の道路閉鎖は、あらかじめ関係企業や警察等の関係行政機関に連絡し、発令に備える。

エ　指令伝達経路

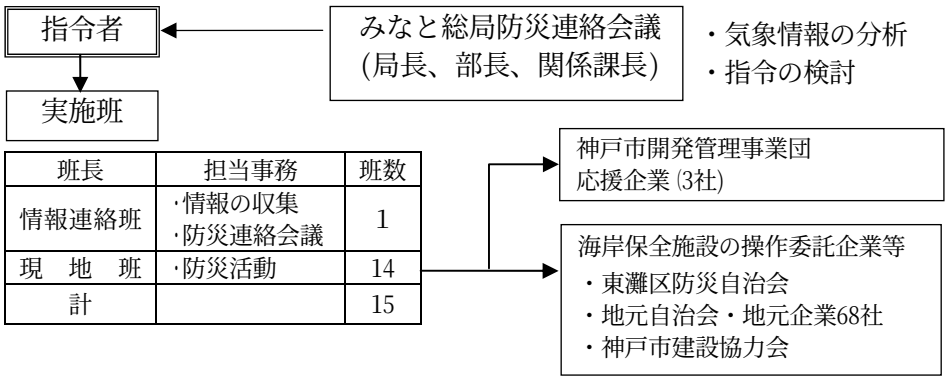

(4) 港湾施設応急対策

神戸港域における船舶の安全交通、荷役作業を確保するため、高潮、波浪等により生じた海面漂流物､海中障害物及び船舶のけい留又は荷役に重大な支障を与えているものの除去等の応急措置を取る。

(5) 道路応急対策

① 災害が発生する恐れのある時、建設部は建設局防災組織計画「異常気象時における道路パトロール実施要綱」により道路パトロールを強化し、危険箇所、被害箇所の早期発見と現状把握に努める。

② 道路交通上危険な状態が予想され、又は危険な状態が発生した時は、直ちに警察署と連絡を取り交通規制を行うと同時に、これに代わる迂回路の指定等の措置を取り、道路交通の確保に努める。この場合、その内容を立看板の掲示、報道機関による報道等の手段により一般に周知させる。

③ 被害を受けた道路のうち、先に応急対策実施上必要な道路、幹線道路等の復旧を重点的に行う。この場合、被害の状況に応じ、排土、盛土作業によって交通路の確保を図る。

④ 橋梁については、特に交通の要路にあたるものの損壊を重点的に補修するとともに、避難者の移動、物資の流通に必要な最小限のものを確保する。

(6) 農林水産応急対策

① 産業振興部は、農林水産施設について、災害防止のため、破壊の防止に全力をあげるが、被害を受けたときは水防資機材等による損壊箇所の応急修理を行う。

② 前記の活動にあたっては、農業協同組合、漁業協同組合、地元消防団等に協力を求める。

③ 農林水産関係協力機関 (平成20年４月１日現在)

団体名	所在地	電話
兵庫六甲農協	中央区海岸通１番地	(333)5793
兵庫漁協	兵庫区吉田町３丁目７－29	(671)7298
神戸市漁協	垂水区平磯３丁目１－10	(706)0456

(7) 交通応急対策

① 交通部は、市営交通機関の通行を可能な限り維持する。

② 道路の破損等の被害により運行不能となった時は、路線の一部変更等の措置を取り、できる限り運転を行う。

３．応急活動期の留意事項

「地震対策編 応急対応計画 第１章 防災活動計画 1-4 応急活動計画」による。

１－５　職員動員計画

勤務時間外において激甚な災害が発生し、防災指令第３号が発令された場合に、防災活動に必要な市職員の動員及び配備についての計画を定める。

１．動員の原則

勤務時間外において風水害等により激甚な災害が発生し、防災指令第３号が発令された場合、全職員は、原則として自らが所属する職場に出動する。

交通機関の途絶や災害の状況により、所属する職場へ移動することが困難な場合には、居住地に近い区役所、事業所等へ出動する。ただし、災害発生時の動員計画において所属動員職員として指名されている者は、自らの所属へ出動する。

また、災害の状況により、防災指令伝達の際に、あわせて出動場所を指定した場合は、その指令場所に出動する。

なお、職員待機宿舎の入居者については、市・区災害対策本部、消防本部指揮班の立ち上げ等の要員として位置づけ、指定動員職員とする。

２．応援管理職の配置

「地震対策編 応急対応計画 第１章 防災活動計画 1-6 職員動員計画」による。

３．市長、副市長の出動

「地震対策編 応急対応計画 第１章 防災活動計画 1-6 職員動員計画」による。

４．防災指令に基づく配備計画の作成

「地震対策編 応急対応計画 第１章 防災活動計画 1-6 職員動員計画」による。

５．災害対策本部における職員の配備

「地震対策編 応急対応計画 第１章 防災活動計画 1-6 職員動員計画」による。

６．配備に対する市職員の心構え

① 市職員は、予め定められた災害時における配備態勢及び自己の任務を十分習熟しておく。
② 市職員は、災害が発生する恐れがある時は、ラジオ、テレビの聴視、所属の連絡責任者等への電話照会等の方法によるほか、自ら工夫してその災害の状況、防災指令の発令等を知るように努める。
③ 市職員は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れが強いときは、防災指令その他配備命令がない場合であっても、状況によっては、所属長と連絡をとって進んでその指揮下に入るように努め、又は自らの判断ですみやかに部署に参集し防災活動に従事する。

７．動員時の留意事項

「地震対策編 応急対応計画 第１章 防災活動計画 1-6 職員動員計画」による。

１－６　災害用機械器具確保計画

災害応急対策を実施するために必要な車両、船艇その他の機械器具を確保するための計画は、「地震対策編 応急対応計画 第１章 防災活動計画 1-8 災害用機械器具確保計画」によるほか、風水害対策に必要な機械器具の神戸市の保有状況について定める。

１．機械器具市保有状況

(1) 水防倉庫

水防管理者は、水防上必要な器具及び資材を備蓄するため、水防倉庫を設置する。

①　器具及び資材

ア　資材が腐敗し、損傷の恐れのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。

イ　ビニールシート及び土のう袋等多量に使用する資材は、あらかじめ収集の方法を講じる。

ウ　器具及び資材を減損したときは、直ちに補充する。

エ　水防倉庫１棟に備蓄する器具及び資材の基準

品　　名	数　量	品　　名	数　量	品　　名	数　量
土のう袋	600枚	杉丸太長４m末口９㎝	30本	おの	５丁
ビニールシート	30枚	杉丸太長３m末口６㎝	50本	かま	10丁
なわ(ビニール製)	500m	くぎ(６吋)	11kg	なた	５丁
針金(10番又は８番)	23kg	かけや	10丁	くわ	10丁
スコップ	20丁	小車	３台	じょれん	10丁
くい	100本	ペンチ	３丁	つるはし	３丁
のこぎり	５丁	金づち	３丁	かすがい	50本
バケツ	１個	救命ブイ	５個	ロープ	100m
懐中電灯	２個	コンクリートパネル	15枚		

②　水防倉庫の設置場所(防災DB 応急資料1-6-1)

(2) 河川水防センター

災害時に円滑な水防活動や緊急復旧活動を行う防災拠点である河川水防センターに、器具及び資材を備蓄する。

①住吉川河川水防センター　東灘区西岡本２丁目25−1

品　　名	数　量	品　　名	数　量	品　　名	数　量
土のう袋	300枚	番線 200本/箱	２箱	金づち	５丁
ブルーシート	20枚	くぎ	２箱	懐中電灯	８個
スコップ(剣)	４丁	のこぎり	５丁	軍手	９袋
スコップ(角)	５丁	かま	５丁	一輪車	２台
くわ	３丁	なた	５丁	救命ブイ	５個
かけや	２丁	てみ	２個		
ひも トラテープ	３巻	ペンチ	５丁		

②新湊川河川水防センター　兵庫区東山町１丁目9-20

品　　名	数　量	品　　名	数　量	品　　名	数　量
土のう袋	900枚	くぎ	１袋	軍手	３袋
ブルーシート	20枚	かすがい　４本/束	13束	じょれん	２個

スコップ(剣)	10丁	のこぎり	５丁	バケツ	２個
スコップ(角)	10丁	かま	４丁	一輪車	４台
くわ	10丁	なた	５丁	木杭	98本
かけや	８丁	ペンチ	５丁	針金 ＃10	１巻
ひも トラテープ	１巻	金づち	５丁	針金 ＃20	１巻
なわ ビニール製	３巻	懐中電灯	８個	救命ブイ	５個

備蓄品の補充等の計画については、水防倉庫に準じるものとする。

(3) 土のう用土砂採取場所

土のう用土砂採取場所は次のとおりとする。

場　　所	所　在　地	場　　所	所　在　地
東部建設事務所資材置場	東灘区御影塚町２丁目27―20	西部建設事務所資材置場	須磨区妙法寺字ヌメリ石１－１
中部建設事務所資材置場	兵庫区湊川町２丁目１－12	垂水建設事務所資材置場	垂水区福田５丁目６－20
北建設事務所資材置場	北区有野町唐櫃3064	西建設事務所資材置場	西区玉津町今津字宮の西333－１

１．災害対策本部設置・運営マニュアル

責 任 者	危機管理室危機対応担当課長	川中　　徹	(内線 2920)
副責任者	危機管理室危機体制整備担当係長	池田　浩之	(内線 2924)

１．目的

災害発生時に設置される「神戸市災害対策本部」の開設及び運営に関する事項について定める。

２．内容

(1) 設置運営フロー

※　震度５弱以上の地震が市域で発生

※このフローは概ねの流れであるので、災害の状況に応じて各ステップが同時並行的に、あるいは順序が前後する場合がある。

１．地震津波情報の収集・伝達

危機管理部（勤務時間外にあっては消防部）は、神戸海洋気象台や報道機関からの地震津波情報を収集し、予め定められた方法（庁内放送、ＦＡＸ、防災行政無線同報系、危機情報共有メール等）により各部等に伝達する。

①　津波予報

②　津波注意報・警報の発表 → 津波対策実施

２．庁舎内被害確認・緊急措置

(1)　各部は、庁舎内での死傷者や施設被害の発生状況を把握し、初期消火・救助救出・避難誘導・安全確保措置等を行う。（勤務時間外においては守衛・当直者等在庁者により対応）

(2)　各部は、上記被害・対応状況を電話及びＦＡＸにより災害対策本部情報連絡室（未開設の場合消防部作戦室）へ報告する。

勤務時間内

勤務時間外

3．災害対策本部の設置
（市役所４号館（危機管理センター）２階　オペレーションセンター）

(1)　市長は、災害対策本部を設置する。
(2)　危機管理部は、防災情報センター内に情報連絡室を立ち上げる。
(3)　各部は、情報連絡室等へ要員を派遣する。
(4)　各区は、区本部を設置する。
(5)　市長は、本部設置の旨を県災害対策本部・マスコミ機関へ通知する。

3−1．災害対策本部の設置
（市役所４号館（危機管理センター）４階消防部作戦室に設置）

消防部は、緊急的に消防部内に災害対策本部を設置する。その後危機管理部の体制が整い次第、４号館（危機管理センター）２階オペレーションセンターに機能を移転する。

3−2．市長・副市長の出動

市長・副市長は、随行職員とともに消防部緊急車両・ヘリ等の手段により災害対策本部に出動する。

3−3．職員の出動

(1)　職員は、各局室区の「防災組織計画」に予め定められた場所へ出動する。
(2)　各部は、出動職員数を危機管理情報システムにより本部へ報告する。

3−4．災害対策本部の移転
（市役所４号館（危機管理センター）２階オペレーションセンター）

(1)　災害対策本部機能を市役所３号館２階消防部作戦室から４号館（危機管理センター）２階オペレーションセンターに順次移転する。
(2)　各部は、情報連絡室へ要員を派遣する。
(3)　市長は、本部設置の旨を県災害対策本部・マスコミ機関へ通知する。

4．職員の配備・班の編成

各部・区本部は、「防災組織計画」等に基づき部・区本部内での班編成等を行う。

※　各部・区本部災害対応

５．初動期被害情報の収集・伝達

災害対策本部情報連絡室情報班は、「災害対策本部情報収集・伝達マニュアル」等に従い、各部・区本部・防災関係機関等から情報を収集し、集約情報をＦＡＸ及び電子メール等により各部・区本部等に情報伝達する。

６．防災連絡会議の開催・運営
（市役所４号館（危機管理センター）２階
オペレーションセンター）

危機管理部は、防災関係課長等から構成される防災連絡会議を開催する。防災連絡会議では、災害対応方針・広域応援要請等の計画立案・意見具申を行う。

７．本部員会議の開催・運営
（市役所４号館（危機管理センター）１階
本部員会議室）

(1)　危機管理部は、市長・副市長・局長等から構成される本部員会議を招集し、初動期情報等を報告する。
(2)　本部員会議では、災害対応方針・広域応援要請等を決定する。
(3)　危機管理部は、本部員会議の決定事項をＦＡＸ及び電子メール等により各部・区本部・防災関係機関等に伝達する。

８．初動対応調整所、初動対応現地調整センターの設置

※初動対応チームの詳細は、「災害時初動対応チーム活動マニュアル」を参照

９．自衛隊・広域応援要請

(1)　危機管理部は、災害対策本部長（市長）の指示により、自衛隊の災害派遣要請を、県知事を通じて（原則）行う。
(2)　各部は、地域防災計画上担当する広域応援要請を、本部員会議の決定等に基づき行う。

10．随時、
①情報の収集・伝達
②防災連絡会議の開催
③本部員会議の開催

２．区本部設置・運営マニュアル

責 任 者	灘区まちづくり推進部総務課長	三谷　忠弘	(内線 912-202)
副責任者	灘区まちづくり推進部総務課調査係長	奥　　匡司	(内線 912-207)

１．目的

本マニュアルは、災害発生時に設置される「神戸市災害対策本部灘区本部」の開設及び運営に関する各事項について定め、迅速かつ組織的に災害対策を実施することを目的とする。

なお､本マニュアルは､「庁舎安全確保マニュアル」「初動対応チーム活動マニュアル」「災害対策本部情報収集・伝達マニュアル」等の各マニュアル及び「区防災組織計画」との関連が強いことから、必要に応じて併用する。

２．区本部各機関の活動内容

(1)　総務情報班（区役所大会議室に設置）

①　機能

災害対策本部として有効かつ合理性のある災害対策を実施するために、必要と思われる被害情報・対応状況などを収集・分析・整理・伝達するとともに、各班間の調整を行なう。

②　構成

まちづくり推進部総務課・まちづくり推進部まちづくり課・まちづくり推進部会計室

③　業務内容

ア　情報収集・分析活動

イ　情報整理・伝達活動

ウ　各班間の災害対策における調整

エ　本部運営における庶務

オ　その他

(2)　区本部班長会議（区役所大会議室にて開催）

①　機能

区長を本部長とする災害対策本部の最高意思決定機関であり、区で実施すべき災害対策に関して協議・決定する。

②　構成

ア　本部長（区長）

イ　副本部長（まちづくり推進部長、保健福祉部長）

ウ　各班長（区役所各課長）

＜総務情報班・調査班・救援班・避難所班・地域支援班・保護班・保健救護班＞

(3)　区本部防災連絡調整会議（区役所大会議室にて開催）

①　機能

区の区域にかかる二次災害予防及び災害応急対策における総合調整と実施に関して協議・決定する。

②　構成

ア　本部長（区長）

イ　副本部長（まちづくり推進部長、保健福祉部長）

ウ　各班長（区役所各課長）

エ　区内関係事業所長

オ　その他区長が必要と認める者

３．区本部情報伝達・意思決定機能相関図

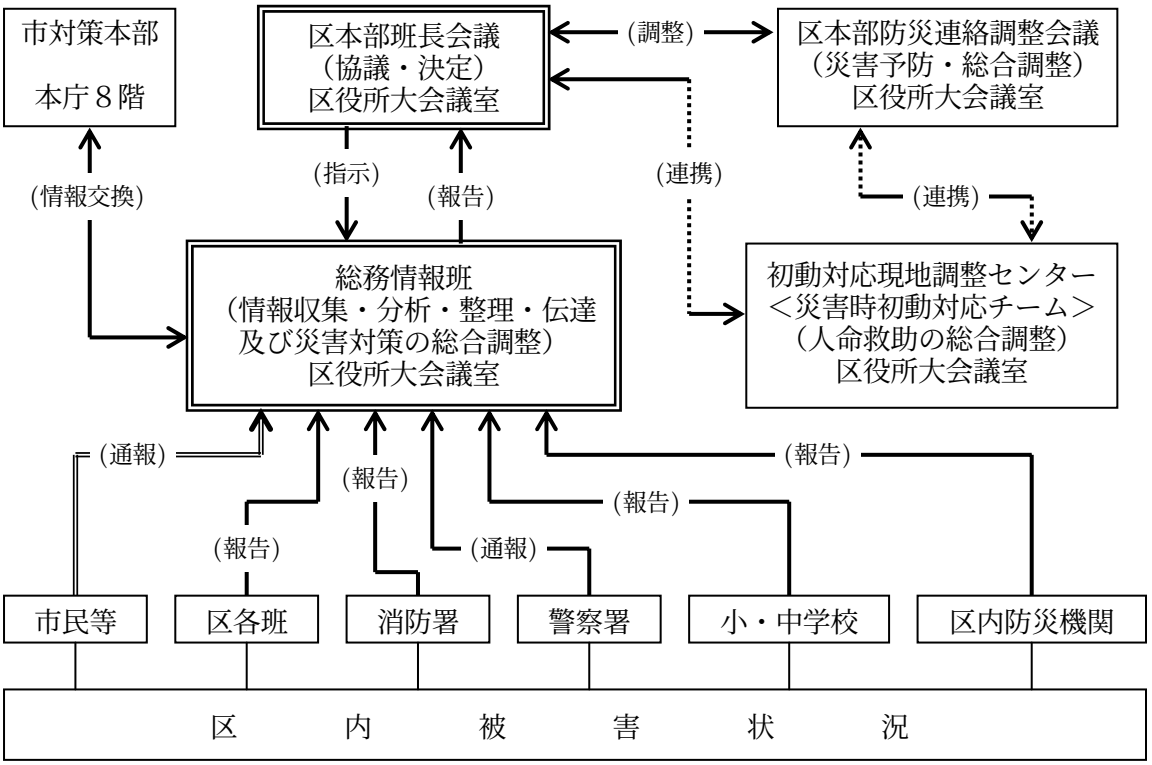

４．区本部設置・運営フロー　※災害状況に応じて下記の各事項が同時進行・前後する場合がある。

＜CASE－１　勤務時間内災害発生＞

［地震発生（震度５弱以上)］

１．直後における緊急措置　【各課共通】

(1)　庁舎被害状況の把握及び初期消火
(2)　在庁者の安全確保と避難誘導
(3)　庁舎被害に対する緊急防護措置

２．地震津波情報の収集　【総務情報班】

(1)　地震津波情報の収集
(2)　通信機能の確保

３．区本部の設置　【総務情報班】

(1)　区本部の設置
(2)　市本部への設置報告

４．職員の配備

(1)　事務分担にもとづく班員の配備　【各班長】
(2)　職員配備状況の把握　【総務情報班】

＜各班（課）の担当業務開始（各マニュアルに従って行動すること。）＞

５．情報の収集・連絡調整　【総務情報班】

各班、各防災関係機関及び市本部から情報収集

６．区本部班長会議の開催　【総務情報班】

班長の召集・情報提供

７．初動対応現地調整センターの設置
【総務情報班】

（災害時初動対応チームの業務開始）

各防災関係機関からの派遣職員の受入れ

８．区本部防災連絡調整会議の開催
【総務情報班】

構成員の召集・情報提供

＜CASE－２　勤務時間外災害発生＞

［地震発生（震度５弱以上）］

１．地震・津波情報の収集　【全職員】

２．直後における緊急措置　【宿直職員】

(1)　庁舎被害状況の把握及び初期消火
(2)　庁舎被害に対する緊急防護措置

３．区本部の設置

(1)　通信機能の確保　【第１出動者】
(2)　区本部の設置　【応援管理職】
(3)　市本部への設置報告　【応援管理職】
(4)　情報収集・緊急措置の実施　【応援管理職】

４．職員の配備

(1)　事務分担にもとづく班員の配備　【各班長】
(2)　職員配備状況の把握　【総務情報班】

＜各班（課）の担当業務開始（各マニュアルに従って行動すること。）＞

５．情報の収集・連絡調整【総務情報班】

各班、各防災関係機関及び市本部から情報収集

６．区本部班長会議の開催【総務情報班】

班長の召集・情報提供

７．初動対応現地調整センターの設置
【総務情報班】

（災害時初動対応チームの業務開始）

各防災関係機関からの派遣職員の受入れ

８．区本部防災連絡調整会議の開催
【総務情報班】

構成員の召集・情報提供

５．区本部設置・運営チェックリスト（例）

＜CASE－1　勤務時間内災害発生＞

項　　目	確認欄	備　考
(1)　庁舎被害状況の把握（○：使用可　△：不明　×：使用不可　を備考欄に記載）		
①1F　保健福祉部（健康福祉課・保護課）	□	
②2F　まちづくり推進部（市民課・保険年金医療課）	□	
③3F　まちづくり推進部会計室、行財政局主税部灘市税事務所、保健福祉部（健康福祉課）	□	
④4F　まちづくり推進部（総務課・まちづくり課）	□	
⑤5F　保健福祉部	□	
⑥6F　保健福祉部（こども家庭支援課）	□	
(2)　来庁者の安全確保・避難誘導		
①1F　保健福祉部（健康福祉課・保護課）	□	
②2F　まちづくり推進部（市民課・保険年金医療課）	□	
③3F　まちづくり推進部会計室、行財政局主税部灘市税事務所、保健福祉部（健康福祉課）	□	
④4F　まちづくり推進部（総務課・まちづくり課）	□	
⑤5F　保健福祉部	□	
⑥6F　保健福祉部（こども家庭支援課）	□	

３．庁舎の機能（安全）確保マニュアル

責 任 者	行財政局行政監察部庶務課長	井上　伸一	(内線 2410)
副責任者	行財政局行政監察部庶務課庁舎管理係長	柴田　光治	(内線 2417)

１．マニュアルの目的

災害発生時における迅速な対応により、災害対策本部が設置されるまでの初動体制を確立する。

本庁舎内に災害対策本部を設置することから、防災対策業務が十分発揮されるよう本庁舎の安全確保を行う。

(1)　守衛の初動時における最優先の業務

①　災害発生直後の庁舎被害状況を把握し、自火報等発報の確認、火災等発報の確認、情報の収集

②　庁舎への避難者受入準備、緊急避難所への受入、区本部との連携

(2)　庁舎の機能確保については、庁舎全体の被害状況を勘案しながら、最低限必要なものから行う。

①　災害対策本部の機能確保

②　消防管制室の機能確保

③　情報化推進部の機能確保

(3)　その他、設備の機能確保及び安全措置

①　諸設備の異常の調査・確認、庁舎全体の状況把握、復旧（目処）、安全確認

②　危険箇所の調査・確認、安全防護措置、避難誘導

などの、速やかな対応をとることによって、本庁舎施設の機能確保を行うとともに、来庁者及び職員の安全を確保することを目的とする。

２．事務処理のフロー図

(1)　守衛室初動体制（夜間・休日：直番者４名）

状況の確認

１　守衛室受付業務者は、仮眠者を起こす。
２　防災ＣＲＴ盤の作動状況を監視する。
３　巡回者がいる場合は、無線で呼び戻し、状況を聞く。
４　自火報の発報への対応
　①　発報があれば
　　直番者２名は現場へ（以降は、消防訓練マニュアル参照）
　②　発報がない場合もくしは鎮火確認後
　　直番者２名は庁舎を巡回し、災害発生直後の庁舎被害状況を把握する。
５　庁舎の内部及び外部を巡回し、目視により危険箇所を調査する。
６　上記の危険箇所については、貼り紙、ロープ等により、立ち入り禁止措置を行うとともに通路及び避難経路を確保する。
７　危険箇所以外でも、余震等による二次災害が起こらないかどうか安全の確認をする。
８　１号館１階ロビーを緊急避難所として設定するため、１階ロビーの安全を確認する。
９　１～４号館のガスメーターの遮断状況を確認する。
10　異常があれば、守衛室及び防災センターに連絡または直接行き、報告する。

情報の把握

直番者３名(直番班長含む)
１　受付及び電話受信。

2　徹夜職員等の既入庁者を確認し、把握する。
3　防災センター等へ連絡または直接行き、情報を把握する。
4　入庁者への対応を行う。
5　状況により直番班長は、守衛長及び庁舎管理係長に連絡し、指示を仰ぐ。

避難者受入準備

直番班長の指示により、１号館１階ロビーを確認する。
1　避難者受入準備
2　１号館１階玄関対応

(2)　設備復旧フロー

諸設備の異常の確認

1　停電した場合、自動的に停電管制システムが作動し、それにより自家発電機が起動するので、送電状況を確認する。
2　エネルギーセンター内の中央監視盤・防災盤の警報発報により、異常の程度を確認する。（電気、ガス、給排水、空調、エレベーター等の設備の状況）
3　本庁舎１号館 11 階の電話保守室の警報発報により、電話交換設備の異常の程度を確認する。

諸設備の状況把握

1　警報発報の内容と現場を確認する。
2　各所属からの諸設備の損傷の通報により、現場を確認する。
3　自家発電機による送電状況の確認
①　自家発電機による送電状況を確認し、未送電部分は現地を確認する。
②　特に重要な設備である防災情報センター、消防管制室及び情報システム関連設備については、停電した場合、最優先で送電できるシステムになっているが、未送電の場合は、至急に復旧作業にかかる。
4　電気室・機械室等目視点検
電気室・機械室等目視点検により、各機器の被害状況の把握と受変電設備については、送電可能かどうかの判断をする。
5　庁内電話の故障状況の確認
①　各所属からの電話機・回線の損傷についての通報により、把握する。
②　電話交換設備の損傷の程度から使用できる回線及び発信規制の範囲を特定する。

被害の波及（二次災害）防止

1　ガスの供給が止まった場合や、ガス漏れが発生した場合は、ガス遮断弁またはガス緊急遮断弁を閉鎖する。
2 ①　市水の供給が止まった場合は、再供給に備えるため１次側のバルブを閉じる。
②　市水、井水の漏水があれば、直近の１次側のバルブを閉じる。
3　震度４以上の地震でエレベーターが緊急停止した場合は、たとえ自家発電機による送電後であってもエレベーターサービス会社に連絡を入れ、点検後異常の有無の確認をしてから運転を再開する。
4　消火栓、スプリンクラー、ハロン、泡消火設備等の目視点検により状況を把握する。

仮復旧

1　電力会社からの送電が再開されれば、自家発電機から商用電源に切り替えるが、切替え時には全停電を伴うため、それに備えるよう防災情報センター等各関係部署に連絡したうえで、切替えを行う。
2　自家発電機の燃料措置等
①　復電している場合でも、再停電が考えられるため、燃料の不足に備え、早急に燃料を手配

する。
② 燃料の手配が長時間に及ぶ場合は、不要な送電を控える等自家発電機の負荷を必要最小限にし、自家発電機２台のうち１台を停止する。

3 ガスの供給が再開される場合
① ガス緊急遮断弁は大阪ガスの立会いがなければ開栓してはならない。
② ガスの供給が再開されるまでに、端末（ガス栓）の「閉」を確認する。

4 給排水設備関係は、確認できる範囲の配管に異常がないことを十分に確認のうえ運転する。

5 庁内電話機への措置
① 損傷した電話機、回線については、重要性から判断して順次改修する。
② 復旧事業及び応援要請などを行うために、電話機ごとの発信規制を解除し、全ての電話から市外への発信が可能になるようにする。

6 緊急を要する設備から、修理業者の手配をする。

7 庁舎の被害により使用不能となった事務スペースを確保するため、会議室等を転用する。また、それに伴う電源、電話の設置も行う。

使 用 開 始

(3) 安全措置フロー

庁舎全体の（機能）状況把握

1 復旧計画
① 庁舎全体の被害状況を収集し、庁舎の状況を把握する。
② 庁舎の機能回復に向けて、復旧計画を立案する。

安全（機能）確認

庁舎の安全性や庁舎機能の状況を職員に伝え、設備等の使用にあたっての注意事項等を指示する。

使 用 開 始

本庁舎１号館１階ロビーの避難者への対応

1 庁舎の安全性及び庁舎機能の維持・利用形態に問題がなければ、庁舎管理者等の判断により、緊急避難所として１号館１階のロビー部分に市民を受け入れる。
ただし、概ね２～３日後に近隣の避難所の受入れ体制が整備されれば、避難者に対して移動を依頼し、緊急避難所を閉鎖する。

2 避難者への対応と区本部との連携
① 本来、本庁舎は避難所指定の一般施設ではないため、近隣の避難所の安全性及び受入れを確認のうえ、移動してもらう。
② 災害規模が大きく、近隣の避難所での受入れが困難な場合には、庁舎管理者等の判断により、指定避難所に準じた形態で、緊急避難所として開放する。
ただし、緊急避難所を開放した場合には、１階ロビーから避難者が他のフロアーに移動しないよう、庁舎管理者等に指定された係員が避難者の誘導を行う。
また、この緊急避難所への出入口は１号館行政玄関のみと指定する。
③ 緊急避難所として本庁舎を開放した場合には、中央区本部へ連絡し、必要物資の支給などを依頼する。
④ 緊急避難所の運営及び市民への食料配付業務などについては、庁舎管理者等が別途指定する。

４．庁舎安全確保マニュアル（区役所）

責 任 者	西区まちづくり推進部総務課長	川村　　彰	(内線 919-202)
副責任者	西区まちづくり推進部総務課調査係長	脇谷　哲至	(内線 919-206)

１．目的

災害発生後、直ちに来庁者の安全確保及び避難誘導を行うとともに、併せて「区災害対策本部」を設置することを目的とする。

２．対応の基本

① まず、来庁者の生命･身体に十分に配慮して対応する。
庁舎に避難してくる人には、最も近い避難場所･経路を案内する。

② 二次災害の発生を防止するとともに、現在の被害をとりまとめる。

③ 庁舎の機能復旧にあたっては、災害対策本部区本部の設置場所の確保を優先させ、通路の確保等最低限必要なものにとどめる。

④ 庁舎が使用に耐えないと判断されるときは、区本部代替施設へ移転し、そこで災害対策本部区本部を開設する。

３．対応フロー

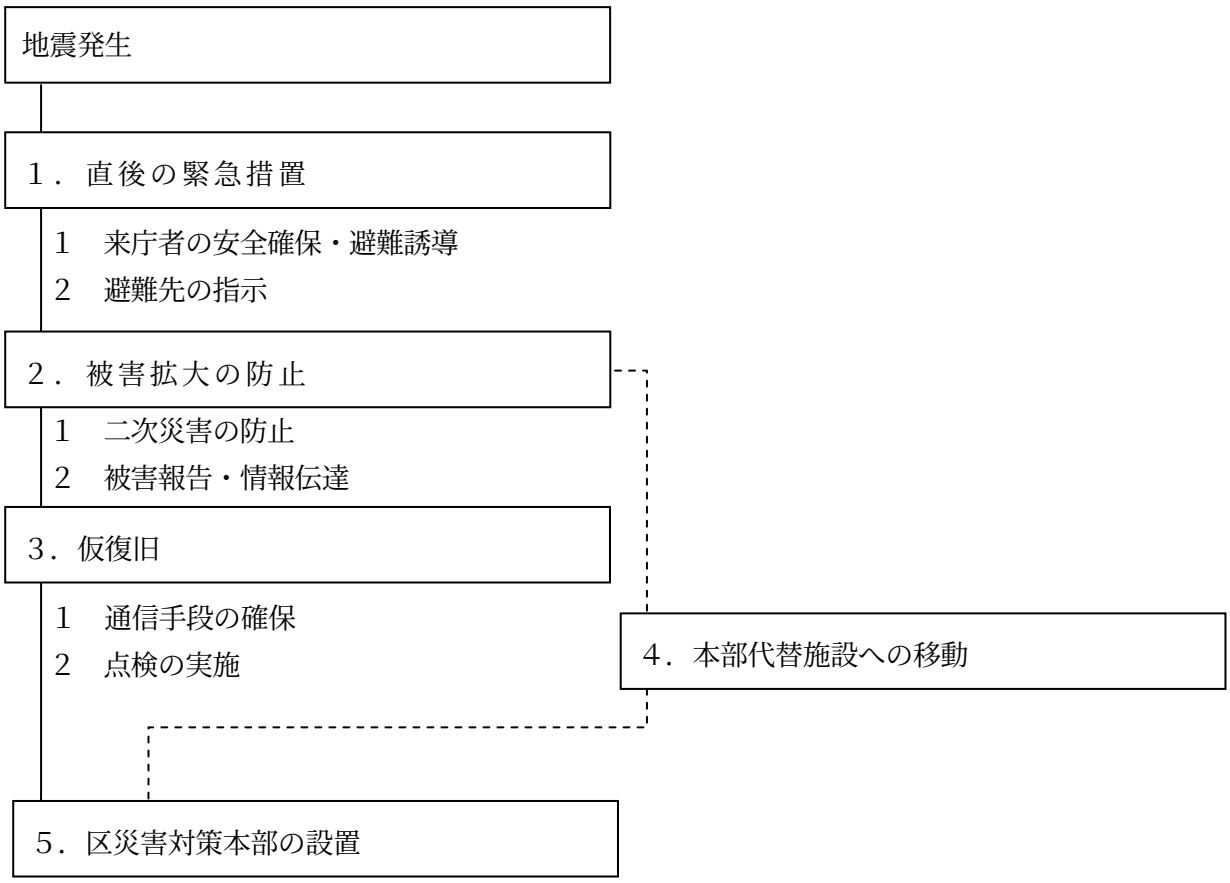

４．平素からの心がけ

① 所属長は、日頃から備品の転落防止策等を講じ、来庁者、職員の安全確保に努める。

② 所属長は、予め複数の避難経路を定める。

避難経路上は、いかなる場合であっても通路を断つ状態にしてはならない。

［例］備品の一時逃がし、段ボール･資材等の積みおき　など

③ 神戸市防災行政無線は定期的に点検し、いつでも運用可能にする。

総務課長は、移動局の開局･閉局を常に掌握する。

④ 無線公用車は、県警察本部長から予め「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受け、常時、車両に掲出する。

また、下記の物件を常備する。

1 スピーカー　　1基（走路啓開用）

2 区内の住宅地図　1組

⑤ 所属長は、非常持出物件を平素から定め、持ち出せるよう準備しておく。

⑥ 区長は、区庁舎の使用不能にそなえ、消防署およびその他の行政機関を本部代替施設として確保しておく。

この施設は、防災無線の固定系機器および無線ファックス機が配備され、かつ、無線交信に支障のない場所でなければならない。

また、いつでも区の機能が移転できるよう、必要な資機材を常備しておく。

庁舎安全確保　点　　検　　表

＿＿＿階

項　目		なし	被害の有無および「ある」ときの説明 あ　り	
庁　舎			□　圧壊　□折損　□鉄筋露出	
	柱			
	壁　面		□破断　□X字クラック　□非X字クラック	
設　備			□爆発　□ガスもれ　□ガス臭あり　□その他	
	ガ　ス			
	水　道		□管損傷　□漏水　□給水停止　□その他	
	電　気		□消灯のまま　□ショート　□漏電	
	火　災		状況	処置
	電　話		状況	処置
	その他 （　　）			

注　調査後総務課長へ報告すること

５．職員応援マニュアル

責 任 者	行財政局職員部人事課長	小村　正俊	(内線 2510)
副責任者	行財政局職員部人事課人事第１係長	坂井　　亘	(内線 2511)

１．目的

このマニュアルは、震災による防災指令発令時に各部局における防災対策業務について、防災計画上の職員動員計画以上に職員の応援が必要となる場合を想定し、それにかかる人員を迅速に配置できるよう、行財政部職員班による具体的な対応マニュアルとして活用するために策定する。

また、一方で被災状況の規模等によっては、本市職員による体制以上に人員の応援が必要になる場合も想定されるため、他都市への応援要請あるいは受入れの対策についても併せて記載している。

２．事務処理のフロー図（災害発生以降）

１．職員の出勤・出務状況の調査【人事課】

(1)　職員の出勤・出務状況の調査

①　職員の出勤・出務（動員）については、特に初動３日間は、『神戸市地域防災計画・地震対策編』上の職員動員計画に基づき、事前に指定された各職員の動員区分（「所属動員」「指定動員」「直近動員」及び「応援管理職」）により出務することが原則となっている。

②　人事課は、危機管理室と連携して定時に各部局（所管の外郭団体を含む。以下同じ。）の庶務担当課を通じて各所属の職員の出勤・出務状況を調査する。なお、出勤・出務状況の調査は初動時以降についても経常的に行う。

また、他都市職員の応援を受けている場合には、本市職員と併せて調査する。

２．職員の被災状況の調査

(1)　各部局への職員の被災状況の調査（安否確認）【厚生課】

厚生課は、被災後すみやかに、職員の被災状況（特に職員の安否の確認）を調査し、集約する。

(2)　職員の家族・自宅建物等の被災状況の調査【厚生課、給与課】

厚生課及び給与課は、各部局の職員の家族並びに自宅建物等の被災状況を調査する。

３．応援を必要とする業務の把握等【人事課】

(1)　応援を必要とする業務内容、人員等の把握

人事課は、各部局において、職員の応援を必要とする業務内容及び人員数等について、できる限り正確に把握する。

(2)　各部局に対する応援可能な職員数の調査

人事課は、職員の出勤・出務状況の調査をもとに、応援出務可能人員を調査する。

４．応援可能な部局への要請【人事課】

(1)　各部局への応援要請

人事課は、前記「【３】応援を必要とする業務の把握等」をもとに、応援可能な人員による職員の配置案を策定し、その配置案に基づき、応援可能な部局に対して要請する。

なお、職員の出務ローテーションをみて、交替時の事務引継ぎが円滑にできるように十分配慮するよう要請する。

５．他都市からの応援申し出に対する対応【人事課】

(1)　他都市からの応援申し出の受付及び調整

人事課は、他都市からの自主的な応援申し出に対して、関係部局と十分調整のうえ、応援先を紹介する。

但し、被災状況等によっては、前記３～４についての調整をする間もなく、他都市からの応援の申し出が殺到することが予想される。

人事課は他都市からの自主的な応援申し出（来所の場合もある。）について、受付及び集約を行い、「応援を必要とする業務等が把握・調整でき次第連絡する」旨、伝える。

なお、本市からの要請を待たずして来神した他都市職員については、出来るかぎり早い時点において、その状況の把握に努める。

(2)　企画調整局、危機管理室との調整

人事課は、応援申し出のあった他都市のうち、相互応援協定を結んでいる都市か否かについて、隣接市町応援協定については企画調整局、その他は危機管理室に確認のうえ、応援を検討する。

６．他都市への応援要請

(1)　他都市への応援要請の検討

前記「３　応援を必要とする業務の把握」を踏まえ、被災状況により、本市職員による体制では十分に対応できない場合、他都市からの応援により対応せざるを得なくなる。

他都市への応援要請が必要かどうかについては、本市職員の応援体制（「４　応援可能な部局への要請」）及び他都市からの自主的な応援の申し出（「５　他都市からの応援申し出に対する対応」）の状況等を含めて、原則として市災害対策本部本部員会議に諮る。

(2)　他都市への具体的な要請にかかる各部局との調整【人事課】

人事課は、応援を必要とする各部局と十分に協議し、各業務のなかで他都市職員による具体的な応援業務及び受入れについて調整する。

(3)　他都市応援職員を受け入れるための宿泊施設の確保【人事課】

人事課は、他都市からの応援を必要とする場合、事前に関係局と宿泊可能数等を調整し、宿泊場所の確保に努める。

(4)　他都市への応援要請（申し出のあった都市を含む）【人事課】

人事課は、他都市に対し、業務内容・人数等応援について照会する。

★　地方自治法上の「職員の派遣」による要請

(5)　他都市応援にかかる国・兵庫県への要請【人事課】

被災状況等により、他都市応援が全国規模に及ぶものと判断し、応援要請を行う場合は、国、兵庫県との調整が必要になるため、兵庫県企画管理部企画調整局市町振興課と協議し、要請を行う。

７．他都市応援職員の受入れについての調整
【人事課】

(1)　受入れについての他都市との調整及び細部の確認

本市からの要請に対し、他都市から承諾の旨の返答があれば、受入れについての調整及び細部の確認を行う。

８．応援職員、他都市職員の受入れ及び配置の確認
【人事課、要請局】

人事課は、応援する部局の職員名簿あるいは他都市職員名簿等を掌握し、応援を要請した部局に対して提示する。

応援を要請した部局は、応援職員等の配置について支障がないか確認する。また、各業務の状況等は適宜人事課に報告する。

なお人事課は、常に各業務の状況等の把握に努め、場合によっては、配置の増強あるいは見直しを図っていく。

６．災害対策本部情報収集・伝達マニュアル

責 任 者	危機管理室危機対応担当課長	川中　徹	(内線 2920)
副責任者	危機管理室システム運用担当係長	中野　学	(内線 2925)

１．目的

災害発生時に設置される神戸市災害対策本部に係る情報収集・伝達を迅速・正確に実施することを目的とする。

２．内容

(1)　災害発生時における収集情報の種別

①　緊急時被害情報

地震発生直後～１時間以内に各区及び各出先事業所から情報連絡室へ概数情報として報告しなければならない情報

②　初動期被害情報

地震発生後１時間～概ね３日目までに各区及び各局が情報を収集し、情報連絡室へ随時報告しなければならない情報

③　定時報告情報

地震発生後概ね４日目以降から、各区及び各局等が毎日 17 時現在の情報をとりまとめ、同日 20 時までに情報連絡室へ必ず報告しなければならない情報

(2)　災害発生時の情報の種別の流れ

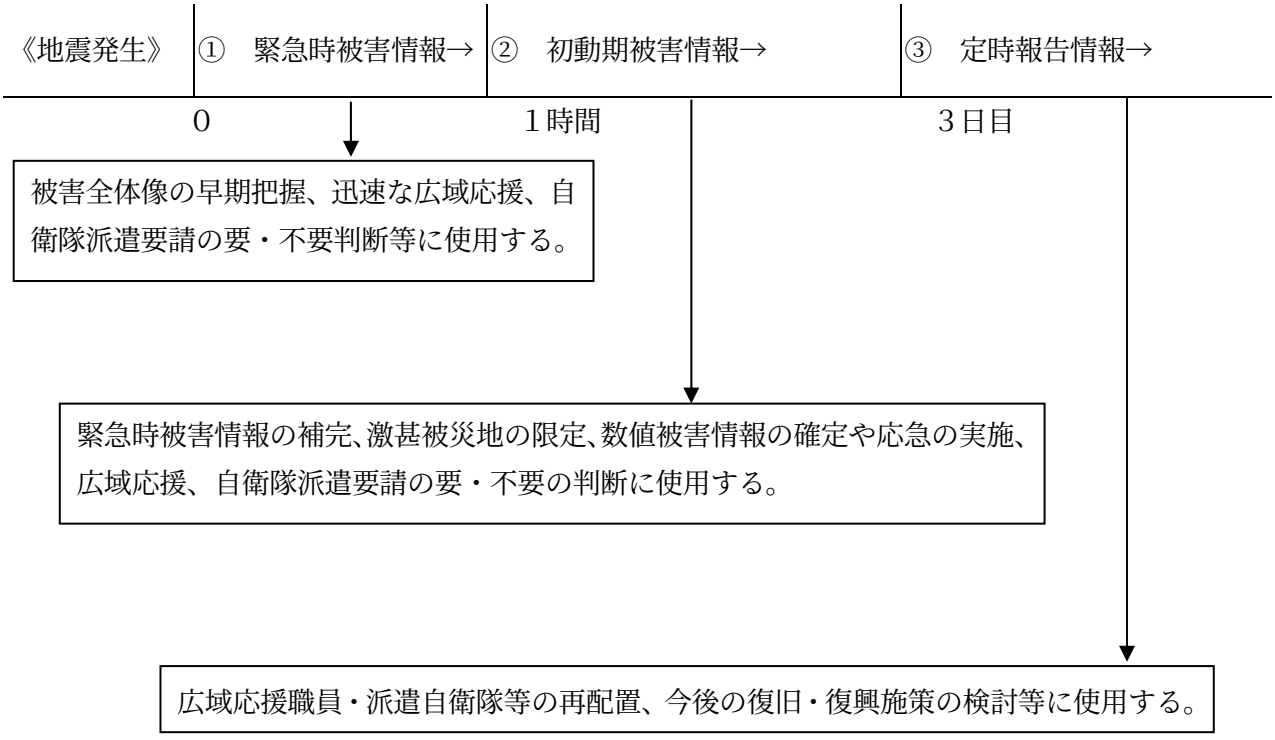

(3)　フロー（災害発生以降）

１．神戸市災害対策本部情報連絡室の開設

市災害対策本部要員は出動後、情報連絡室の開設、機器のチェックを行う。

２．各区災害対策本部、各出先事業所（各学校園含）、出勤途上職員からの被害情報報告

各区災害対策本部・各出先事業所（各学校園も含む）（出勤途上職員／時間外）は、周辺の被災情報の概略を１時間以内に、神戸市災害対策本部情報連絡室に報告する。

３．被災状況概要の判断・報告

神戸市災害対策本部情報連絡室情報班は、各区及び各出先事業所等から入手した情報を基に市内被害発生状況の概要を判断し、防災連絡会議等に報告する。

４．各区災害対策本部、各局等からのより正確な数値被害・個別被害情報の報告

各区災害対策本部、各局等は、緊急時被害情報よりも詳細な数値被害情報及び個別被害情報を概ね発災後１時間～３日目にわたり災害対策本部情報連絡室へ報告する。

５．被災地域の確定・報告

災害対策本部情報連絡室情報班は、各区及び各局等から入手した情報を基に、より詳細な被害状況の判断、被害地域の確定を行い、防災連絡会議等に報告する。

６．各区災害対策本部、各局等からの定時被害状況の報告

各区災害対策本部・各局等は、発災後概ね４日目以降、毎日 17 時現在の被害状況をその日の 20 時までに神戸市災害対策本部情報連絡室へ報告する。

７．定時被害状況の報告

災害対策本部情報連絡室情報班は各区及び各局等から入手した定時被害状況をとりまとめ、防災連絡会議等に報告する。

各被害情報収集期における収集情報内容

① 緊急時被害情報

時期区分	ﾁｪｯｸ	収集情報名	収集情報項目
緊急時（地震発生直後から１時間以内）	□	1　区庁舎周辺等被害情報	人的・施設・火災・建物・地盤等
	□	2　出先事務所周辺被害状況報	人的・施設・火災・建物・地盤等
	□	3　監視カメラ映像情報	火災・家屋倒壊等被害情報全般
	□	4　ラジオ・テレビ情報	気象情報（津波の有無他）・被害情報全般
	□	5　県フェニックス情報	気象情報（津波の有無他）・県下被害情報
	□	6　気象庁防災情報提供システム	気象情報（津波・地震及び推計震度等）

② 初動期被害情報

時期区分	ﾁｪｯｸ	収集情報名	収集情報項目
初動期（地震発生～３日間）	□	1.　地震情報（余震情報含む）	震源地・規模・深さ・震度等
	□	2.　津波情報	津波注意報・警報・津波予報等
	□	3.　神戸市監視カメラ	市内映像
	□	4.　消防ヘリ情報	市内被害状況・火災状況等
	□	5.　火災・救急情報	＜概数被害情報＞火災・死傷者等
	□	6.　避難勧告・指示の発令状況	避難勧告・指示発令時刻・地域等
	□	7.　市災害対策本部設置情報	市本部設置時間・場所
	□	8.　自衛隊派遣要請	要請時間・派遣地域・要請内容等
	□	9.　広域応援要請	要請時間・要請対象・要請内容等
	□	10.　自衛隊活動状況	派遣自衛隊活動状況
	□	11.　区本部設置情報	区本部設置の有無・設置時間
	□	12.　区本部被害情報（第二報～）	区役所及び周辺の被害概況
	□	13.　避難所開設情報	避難所名・避難者数等
	□	14.　区別被害情報（第二報～）	＜概数情報＞生き埋め者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等
	□	15.　被害情報	＜概数被害情報＞死傷者等
	□	16.　遺体検案体制情報	遺体検案体制
	□	17.　交通規制情報	道路交通規制状況・迂回路情報等
	□	18.　遺体安置情報	遺体安置所・火葬場等
	□	19.　交通機関被害情報・運行状況	市営交通・民鉄被害・運行状況
	□	20.　道路被害情報	道路・橋梁等被害状況
	□	21.　水道施設被害情報	水道被害・断水状況・復旧見通等
	□	22.　電力施設被害情報	電力被害・停電状況・復旧見通等
	□	23.　ガス施設被害情報	ガス被害・断ガス状況・復旧見通等
	□	24.　通信施設被害情報	通信被害・不通状況・復旧見通等
	□	25.　医療施設被害情報	被害状況・稼動病院・診療科目等
	□	26.　災害応急対策実施情報	各部局の応急対策実施状況
	□	27.　広域応援活動状況	広域応援部隊活動状況
	□	28.　県災害対策本部設置情報	県本部設置の有無・設置時間
	□	29.　市庁舎被害状況（第二報～）	市庁舎の被害概況・電力通信機能
	□	30.　職員・来訪者の安否情報	死傷者等の発生情報

③　定時報告情報

時期区分	ﾁｪｯｸ	収集情報名	収集情報項目
地震発生から ４日目以降	□	1．地震情報（余震情報）	震源地・規模・深さ・震度等
	□	2．津波情報	津波注意報・警報・津波予報等
	□	3．神戸市監視カメラ	市内映像
	□	4．消防ヘリ情報	市内被害状況・火災状況等
	□	5．火災・救急情報	火災・死傷者等
	□	6．避難勧告状況	避難勧告・指示発令時刻・地域等
	□	7．自衛隊活動状況	派遣自衛隊活動状況
	□	8．災害救助法適用情報	災害救助法適用基準・適用情報等
	□	9．国への報告情報	被害情報
	□	10．現地対策本部への情報提供	被害状況・対策状況・要望等
	□	11．区本部被害情報	区役所及び周辺の被害概況
	□	12．避難所開設情報	避難所名・避難者数等
	□	13．区別被害情報	生き埋め者・死傷者・建物被害等
	□	14．全体被害情報	死傷者・建物被害等
	□	15．遺体検案状況情報	遺体検案状況
	□	16．交通規制情報	道路交通規制状況・迂回路情報等
	□	17．遺体安置情報	遺体安置所・火葬場等
	□	18．交通機関被害情報・運行状況	市営交通・民鉄被害・運行状況
	□	19．道路被害情報	道路・橋梁等被害状況
	□	20．水道施設被害情報	水道被害・断水状況・復旧見通等
	□	21．電力施設被害情報	電力被害・停電状況・復旧見通等
	□	22．ガス施設被害情報	ガス被害・断ガス状況・復旧見通等
	□	23．通信施設被害情報	通信被害・不通状況・復旧見通等
	□	24．医療施設被害情報	被害状況・稼動病院・診療科目等
	□	25．災害応急対策実施情報	各部局の応急対策実施状況
	□	26．広域応援活動状況	広域応援部隊活動状況
	□	27．災害ボランティア活動情報	ボランティア受付・要請情報等
	□	28．食糧提供情報	食糧確保現況・配分現況等
	□	29．応急物資供給情報	応急物資現況・配分現況等

７．広報マニュアル

責 任 者　市民参画推進局参画推進部広報課長　山本　泰生　(内線 2220)
副責任者　市民参画推進局参画推進部広報メディア企画担当課長　横山　民夫　(内線 2229)

１．目的

災害発生時に災害関連情報を市民へ正確に提供していくための広報活動に関するマニュアルを定めることを目的とする。

２．事務処理のフロー図（災害発生以降）

１．個々の職員による情報収集と提供

(1)　区役所・避難所等の災害応急現場の職員は、災害当初にはあらゆる手段を用いて情報を収集し、同報無線、掲示板への情報の張り出し等で市民に提供する。
また、マスコミ機関からの取材に積極的に対応して、情報提供に努める。
(2)　職員は、広報紙等を携帯して常に市民に情報提供できるようにする。
(3)　区役所は、体制が整えば区民広報紙を発行し、区民に対しての広報活動を行う。
また、コミュニティ放送と連携した広報活動も行う。

２．広報課の広報活動

(1)　災害当初は「パブリシティによる広報活動」を中心にインターネットによる情報提供に努め、発行体制が整えば広報紙を中心に、全市民（市外避難者を含めて）に対して広報活動を行う。
(2)　その他の広報媒体で使用可能なものを用いて広報を行う。
(3)　広報課は、広報活動を行うとともに、災害を記録する。

３．平常の広報活動

広報課の広報媒体及び区民広報紙を通じた平常の広報活動を行う。

３．内容

(1)　広報活動にあたっての留意事項　【全職員】
○　災害時の情報ニーズを把握し、それに応じた情報をタイムリーに提供していく。
○　災害時要援護者（高齢者、障害者、外国人等）に対しては、関係機関と連携して、可能なかぎりきめ細やかな情報提供を行うように配慮する。

(2)　個々の職員での情報収集と提供　【各局・区・避難所等の職員】
①　必要性
災害当初は、広報課の媒体を介した広報活動だけでなく、各区や避難所等の災害応急現場の職員による情報提供活動が非常に重要であり、職員は以下の点に留意して積極的に情報収集及び情報提供を行う。

② 情報提供

ⅰ パブリシティによる情報提供

区・避難所等の災害応急現場においてもマスコミの個別取材を通じて、現場から情報を積極的に提供していく。

・留意点

ア．予想情報の収集と整理

イ．責任ある応対で積極的に情報提供

ウ．資料をもとに事実を的確に要領よく説明

エ．取材の記録と広報課への連絡

オ．情報のファイリングや張り出し掲示

ⅱ 情報及び広報紙の張り出し掲示や配布による情報提供

市民が救援を求めてくる区役所や避難所等で、収集した情報を大きな紙に記載して掲示板等に掲示したり、情報をコピーして配布するなど、市民に対して情報提供を行う。

・留意点

ア．「情報収集・伝達マニュアル」の「神戸市災害対策本部収集・伝達情報一覧」に基づき情報収集を行う。

イ．その他様々な手段を活用して情報収集を行う。

ウ．時系列的な掲示及び配布情報には日付を記載する。

エ．古い情報も保存しておく。

ⅲ 市民対応時における情報提供

広報紙や問い合わせ先一覧等を携帯して、市民に情報提供ができるように努める。

ⅳ 区民広報紙の発行及びコミュニティ放送との連携による広報

(3) 広報課の広報活動 【広報課】

広報課では、災害当初はパブリシティを中心にメディア等の媒体で使用可能なものを用いて全市的な情報について広報活動を行う。また、広報紙の発行体制を整えて早期の発行を図る。

各局・区において、全市的に広報が必要な情報があれば、広報課に連絡する。

① 情報収集活動

原則、各局・区からの情報を主体に広報活動を行うが、災害直後は独自の情報収集活動を行い関係局と連携しながら必要な広報活動を行う。

② パブリシティによる広報活動

広報課は、災害発生直後に、1 号館 16 階会見室等に「プレスセンター」を設置し、報道機関に対して記者会見・資料提供を通じて情報提供を統括的に行う。

・センター運営の留意点 【広報課】

ア．災害当初は、防災センターに集約される被害情報等の初期情報を中心に防災センターからの発表とする。

イ．災害対策本部員会議で各局・区から報告される政策情報や復旧情報等で記者発表等が必要な情報について各局・区と調整して発表する。

ウ．プレスセンターには情報掲示板を配置し、最新情報を掲示する。

エ．記者発表・資料提供の資料を内容別・時系列的にファイルし、マスコミ機関を含め、誰でも常時閲覧できるようにする。

オ．外国プレス対応のため、国際文化観光部へ通訳者の派遣を依頼する。

・記者発表する時の留意点　【各局・区】

ア．発表できる情報があれば、速やかに広報課に連絡する。

イ．発表者は、当該局長か、担当部課長で行う。

ウ．発表後は、追加取材に対応できるよう、責任者が待機する。

エ．資料は、①だれが、②いつ、③どこで、④何を、⑤なぜ、⑥どうするかを基本要素として箇条書きに簡潔にまとめて作成し、タイトル、問い合わせ先を記載する。

オ．記者発表や資料提供した内容で誤りが判明した場合や、その後の状況の変化が生じた場合は、必ず広報課へ連絡する。

③　広報紙　【広報課】

文字情報としての広報紙は、行政施策等複雑な情報を広報する手段として非常に有効であるので、早期に発行する。

災害当初は、問い合わせ先の電話等情報を記載した「お知らせ」を手書きででも作成し、区・避難所等に対して、掲示やコピー配布を依頼する。

広報紙の配布は、当初は避難所・区役所・街頭等に重点的に配布し、発行部数が確保できれば順次、市民の立ち寄る場所（郵便局・銀行等）で拠点配布し、最終的に全市配布する。

災害が大規模で市外避難者が発生し、長期化する場合には、広報紙を個別に郵送する市外郵送サービスの実施を検討する。

④　テレビ・ラジオによる広報

災害当初は、パブリシティによる情報提供を通じた利用になるが、その後できる限り市独自の番組枠（既設番組枠の利用等）を設けて、市からの災害情報を提供していく。

ⅰ　緊急放送　【消防局・広報課】

広範囲な避難勧告等が発令された場合は、放送局の協力を得て、消防局から直接、放送局へ依頼して避難勧告を放送する。

ⅱ　広報番組による広報　【広報課】

広報課では、平常時から広報番組を通じて情報提供を行っており、災害時にもできる限りこの番組を活用し、情報提供を行う。

⑤　インターネット等による広報

インターネット等による広報は、機器が稼働可能であれば、災害発生と同時に情報提供を行う。

災害時には神戸市のホームページ（アドレス：http://www.city.kobe.lg.jp）を利用して情報提供を行う。

⑥　その他

ⅰ　記録関係　各局・区等においても、カメラ・ビデオ・デジタルカメラ等で記録する。

ⅱ　総合インフォメーションセンターの活用　〔℡:322－0220〕

８．広聴活動マニュアル

責 任 者	市民参画推進局参画推進部広聴課長	古川　厚夫	(内線 2210)
副責任者	市民参画推進局参画推進部広聴課庶務係長	梅永　　司	(内線 2211)

１．目的

災害時の市民からの問い合わせや苦情・要望に対応するため、速やかに広聴体制を確立することにより、市民生活の不安の解消を図ることを目的とする。

２．広聴活動にあたっての注意事項

(1)　一人ひとりが「神戸市広聴マン」

(2)　相手の立場に立った広聴

３．事務処理のフロー（災害発生以降）

(1)　災害テレホンセンター

１．災害テレホンセンターの開設

・災害対策本部が設置された場合、速やかに災害テレホンセンターを開設する。

２．担当職員の配置

・各局からの応援を得て、20 名の職員を配置する。

３．情報の収集

・情報連絡室及び災害相談センターとの情報の共有化を図る。

４．情報シートの作成

・集められた情報をもとに、情報シートを作成する。

５．災害テレホンセンターの縮小・閉鎖

(2)　災害相談センター

１．災害相談センターの開設

・災害対策本部が設置された場合、速やかに災害相談センターを開設する。

２．担当職員の配置

・各局からの応援を得て、20 名の職員を配置する。

３．情報の収集

・情報連絡室及び災害テレホンセンターとの情報の共有化を図る。

４．災害相談センターの縮小・閉鎖

９．災害時初動対応チーム活動マニュアル

責 任 者	危機管理室危機対応担当課長	川中　　徹	(内線 2920)
副責任者	危機管理室危機対応担当係長	今西　博英	(内線 2922)

１．目的

激甚な災害発生時の初動期に、消火・救出活動など、人命救助に関わる活動を実施する機関が相互に情報を共有化し、迅速・的確に合理的な初動期対応を一体的に実施するために編成される「災害時初動対応チーム」の活動マニュアルを定めることを目的とする。

２．活動フロー

激甚災害（活動対象災害）の発生

(1)　各機関による初動活動の開始
(2)　兵庫県知事を通じて、自衛隊への災害派遣要請

１．初動期災害情報の共有化

各機関間の災害情報の共有化　※　ホットライン、防災携帯電話、無線の利用

２．災害時初動対応調整所の設置(市役所４号館（危機管理センター）２階)オペレーションセンター

(1)　市長による災害時初動対応調整所の設置／各構成メンバーへの要員派遣要請
(2)　活動の開始
・市本部、各構成メンバー上部機関、現地調整センター等との協議・調整
・各構成機関相互の情報共有化、協議・調整

３．初動対応現地調整センターの設置
（各区役所会議室等）

(1)　区長による初動対応現地調整センターの設置／各構成メンバーへの要員派遣要請
(2)　活動の開始
・区本部、各構成メンバー上部機関、現地調整センター等との協議・調整
・各構成機関相互の情報共有化
・初動対応活動方針・相互部隊運用・初動対応チームなどの協議・調整
(3)　初動対応チームの編成・活動開始
(4)　区本部長による初動対応現地調整会議の開催

４．人命救助・火災鎮圧活動等の展開

随時、情報の共有化、各構成メンバー相互の協議・調整

５．災害時初動対応チームの解散

災害時初動対応調整所、初動対応現地調整センターの閉鎖

３．災害時初動対応チームの活動対象災害

(1)　災害が発生し、市長が知事に対して派遣要請を行う等、自衛隊が活動することとなる災害

(2)　上記以外に市長が初動対応チームの編成が必要と判断する災害

４．災害時初動対応チーム構成メンバー

(1)　兵庫県警察本部　　(2)　自衛隊兵庫地方協力本部　　(3)　陸上自衛隊第三特科隊

(4)　海上自衛隊阪神基地隊　(5)　海上保安庁神戸海上保安部　(6)　日本赤十字社兵庫県支部

(7)　神戸市（危機管理室、消防局、各区役所）

５．設置基準、場所、機能等

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">災害時初動対応チーム</td></tr>
<tr><td>初動対応調整所</td><td>初動対応現地調整センター</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設置基準</td><td>激甚な災害発生時の初動期に活動実施機関が、相互に情報を共有化し、迅速、的確に合理的な初動対応を一体的に実施するために設置する。</td><td>各区の災害時初動対応チームの円滑化を図るなど、区レベルでの調整が必要とする事項について、協議、調整を行うために設置する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">〔活動対象となる激甚災害〕
①　地震、風水害が発生、市長が知事に自衛隊の派遣要請を行った場合、又は市長が自衛隊を要請した場合
②　その他災害が発生、市長が自衛隊派遣要請を行わない場合においても、市長が災害時初動対応チームの編成が必要と認める場合</td></tr>
<tr><td>設置者</td><td>神戸市長（本部長）</td><td>区長（区本部長）</td></tr>
<tr><td>設置場所</td><td>市災害対策本部内（４号館（危機管理センター）２階オペレーションセンター等）
※連絡・調整担当職員の派遣を要請</td><td>区災害対策本部内（区役所内）
※消防署等を代替地として規定</td></tr>
<tr><td>構成メンバー</td><td>神戸市危機管理部、神戸市消防部、兵庫県警察本部、自衛隊兵庫地方協力本部 陸上自衛隊第三特科隊、海上自衛隊阪神基地隊、海上保安庁神戸海上保安部、日本赤十字社兵庫県支部
※各機関とも連絡・調整担当職員を派遣</td><td>神戸市区本部、神戸市消防署、警察署、自衛隊災害派遣部隊、海上保安庁神戸海上保安部、日本赤十字社兵庫県支部
※海上保安庁、日赤は必要に応じて派遣
※各機関とも連絡・調整担当職員を派遣</td></tr>
<tr><td>運営担当</td><td>会議は危機管理部長（危機管理室長）が主宰（事務局：危機管理室）</td><td>会議は区長又はまちづくり推進部長が主宰（事務局：各区役所）</td></tr>
</table>

	災害時初動対応チーム	
	初動対応調整所	初動対応現地調整センター
機　　能	①　市災害対策本部との協議・調整 ②　現地調整センターとの協議・調整 ③　各構成機関相互の情報共有化と協議・調整 ④　各構成機関の上部機関との連絡調整 ⑤　その他初動体制チームの活動に関する総合調整と活動方針の協議・調整	①　被災区本部との協議・調整 ②　初動対応調整所との協議・調整 ③　各構成機関相互の情報共有化と協議・調整 ④　初動対応活動方針・相互部隊運用など戦略の協議・調整 ⑤　その他活動に関する総合調整
共有化する情報内容と協議・調整事　　項	①　被害情報（総括情報含） ②　人員、資機材の現況と部隊派遣見込み ③　激甚被災地の確定 ④　人命救助優先地域、箇所 ⑤　火災鎮圧の優先地域 ⑥　役割分担、地域分担 ⑦　共同活動の内容、地域 ⑧　救援部隊の移動における各機関の連携 ⑨　緊急道路の確保 ⑩　ヘリの効率的運用 ⑪　その他	①　被害情報（概数情報含） ②　人員、資機材の現況 ③　激甚被災地の確定 ④　人命救助優先地域、箇所 ⑤　火災鎮圧の優先地域 ⑥　役割分担、地域分担 ⑦　共同活動の内容、地域 ⑧　救援部隊の移動における各機関の連携 ⑨　その他
情報共有化手　　段	①　各機関とのホットライン（専用回線電話） ②　無線システム（各機関は携帯無線機持参） ③　各種地図 ④　高所監視カメラ映像、ヘリテレビ映像 ⑤　ホワイトボード（記載） ⑥　テレビ・ラジオ ⑦　携帯電話・一般回線電話 ⑧　ファックス	①　無線システム（各機関は携帯無線機持参） ②　各種地図 ③　ホワイトボード（記載） ④　テレビ、ラジオ ⑤　携帯電話・一般回線電話 ⑥　ファックス
解 散 閉 鎖	初動期の活動のメドがついた段階でチームは解散し、閉鎖する。	

６．平常時の各機関の連携

災害時初動対応チームを構成する各機関は、平常時の連携窓口を明確化し、定期的な会合（連絡会議）を持ち、また、「初動対応チーム活動訓練」を定期的に実施し、平常時から相互に連携をとる。

７．その他

(1)　災害時初動対応チームの現有部隊・災害救助資機材（平成９年４月１日現在）

(2)　災害時初動対応チームの連携活動内容（地域防災計画地震対策編／風水害等対策編参照）

(3)　神戸市災害時初動対応チーム活動要綱

10．震災初動対応マニュアル

責 任 者	消防局警防部警防課長	石田　秀欣	(内線 5760)
副責任者	消防局警防部警防課警防係長	八代谷　徹	(内線 5760)

１．目的

この計画は、神戸市地域防災計画「地震対策編」に基づく消防部の細部計画と位置づけ、消防部が行う地震発生直後の初動対応要領について定めるものである。

最低警備力となる休日・夜間において、神戸市内で震度５弱以上の地震が発生、又は、兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報・注意報が発表された場合を前提に計画している。

２．同時多発火災時のフロー図（災害発生後）

１．消防職員の非常招集

下記の場合、消防職員は原則として自分の勤務署所へ参集する。
・神戸市内で震度５弱以上の地震が発生したとき
・兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表されたとき
・大規模な災害が発生する恐れがあるとき、または大規模な災害が発生したとき

２．消防部の体制

〔本部〕
・震災消防本部を開設する。
・国（総務省消防庁）、県（企画管理部防災局消防課）、神戸市災害対策本部との連絡調整を行う。
〔消防署〕
・震災署本部を開設する。
・各区災害対策本部及び震災消防本部との連絡・調整を行う。

３．情報収集・整理

・災害発生状況の把握に努める。
・被害情報を収集し整理する。
・消火栓が使用できるかどうかの把握に努める。
・消防隊、消防団の活動情報を収集する。
・防災福祉コミュニティ等からの情報収集に努める。

４．応援の要請

・災害の発生状況に応じ、早期に応援要請を決断し、県等を通じ各応援協定に基づく応援および緊急消防援助隊を要請する。
・応援隊の配置は、震災消防本部が調整し、それぞれの行政区に投入する。

５．消防隊の部隊運用

・初動については、本部からの指示があるまで、原則として各署対応とする。
・震災消防本部は、災害の濃淡に応じ、大局的な部隊運用を行う。
・重要かつ危険度の高い地域、重要対象物等延焼危険及び人命危険を考慮して、優先順位を決めて対応する。
・各署救急車１台を残し、非常用車両で消火隊を編成する。
・消火栓が使用できない場合は、大型水槽車及び大容量送水システム等を運用する。
・震災消防本部は、無線の統制を行う。

消防団の活動

・消防団は消火活動、延焼防止、残火整理等にあたる。
・消防隊の活動を支援する。

防災福祉コミュニティの活動

・最寄りの小型動力ポンプ等により初期消火活動を実施する。
・最寄りの消防隊・消防団の消火活動を支援する。

震 災 消 防 計 画 の 概 要 図 （時系列）

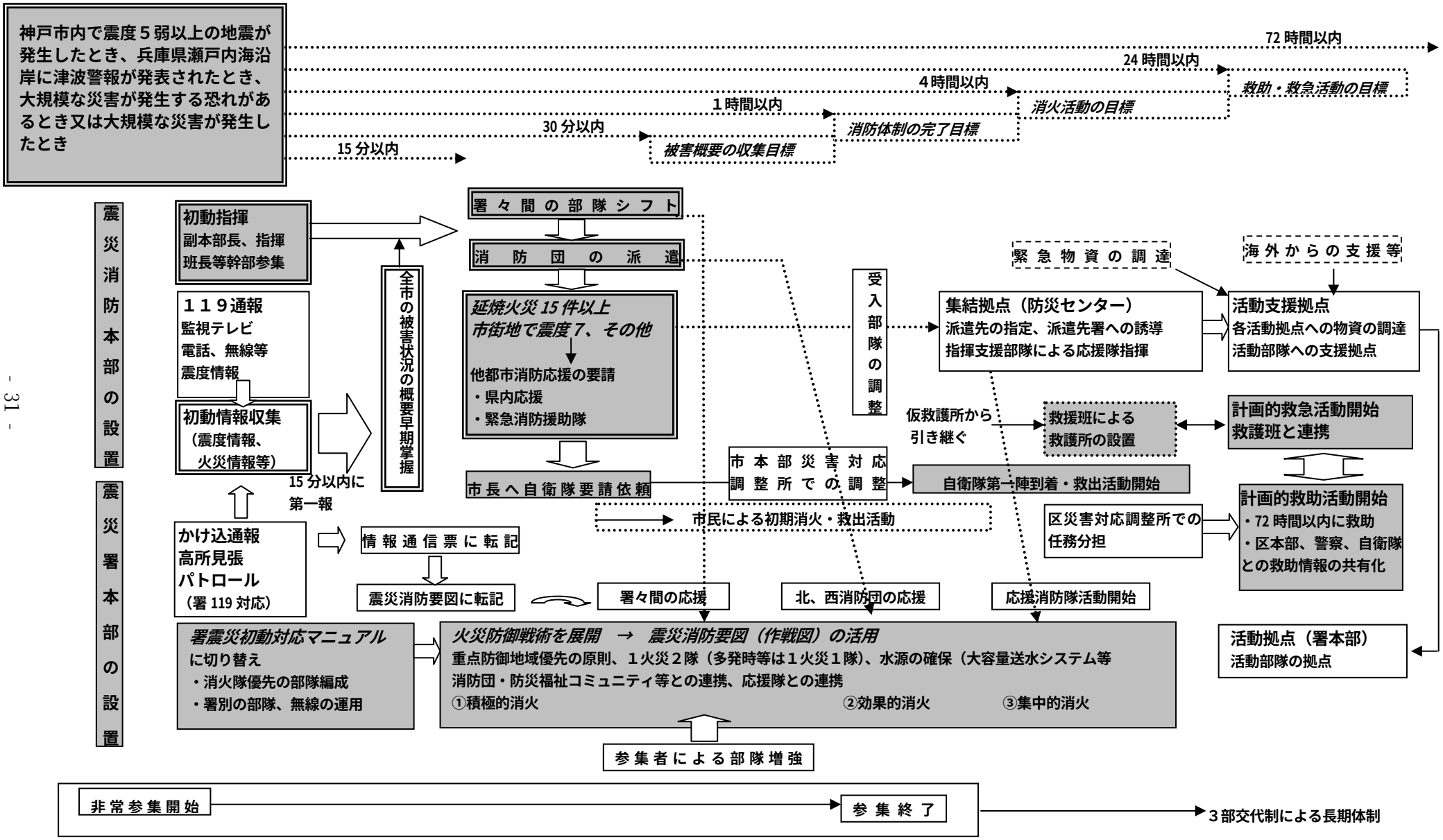

11．救護活動マニュアル

責任者	保健福祉局健康部地域保健課長	阿辻　覚	(内線 3310)
副責任者	保健福祉局健康部地域保健課管理係長	水野　進太郎	(内線 3311)

１．目的

災害発生時に予想される多数のけが人や病人に対する初期救急医療を行う救護班について、その受入れに関して、また救護班の活動拠点となる救護所の設置に関して定めることを目的とする。

２．フロー図

１．被災状況の情報収集

災害発生後、まず負傷者数、医療機関の被災状況などの把握に努める。【区本部、保健福祉部】

２．救護班・救護所の必要性を協議

各区保健福祉部は被災状況に応じた医療体制について協議し、保健福祉部に報告する。保健福祉部は各区の調整を行う。【区本部、保健福祉部】

３．救護班の派遣依頼

(1)　市民病院群及び保健所の救護班の編成は、原則、以下のとおりとする。
　①　医師：２名、　②　看護師又は保健師：４名、　③　連絡員：１名
　④　薬剤師１名が加わることが望ましい。
(2)　必要に応じて救護班の派遣を依頼する。【保健福祉部】
　①　日本赤十字社
　②　県立病院等の公立医療機関
　　（兵庫県自治体病院開設者協議会の相互応援協力協定）
　③　神戸市医師会・神戸市歯科医師会・神戸市薬剤師会及び兵庫県看護協会等
　④　19 大都市災害相互応援協定
(3)　依頼する救護班については、以下の編成を参考にして依頼する。
　①　医師：１名
　②　歯科医師：１名（歯科救護）
　③　看護師又は保健師：２名
　④　薬剤師：１名
(4)　救護班の配置計画（配置先、救護班員、診療科目等）を作成する。【保健福祉部】

４．救護班の受入れ

(1)　救護班は、保健福祉部が窓口として受入れ調整を行う。現地では、各区保健福祉部の指揮の下、救護所において、あるいは巡回救護班として、医療救護活動を行う。　【区本部、保健福祉部】

(2)　行った医療行為の内容を記録する。　【各救護班】

(3)　救護班受入れリスト（派遣元、配置先、救護班員、診療科目、携行品等）を作成する。【保健福祉部】

(4)　区本部は、直接現地へ入った救護班について保健福祉部に報告し、把握漏れがないようにする。

(5)　救護班の医師等の免許を確認する。　【区本部、保健福祉部】

5．宿舎・食糧・交通手段等の確保

(1)　救護班は、自己完結型（食糧・交通手段等をそれぞれで用意）を原則とする。

(2)　必要に応じて救護班の宿舎・食糧・交通手段を確保する。【保健福祉部】

6．救護所の設置

(1)　救護所を設置する。【区本部、保健福祉部】

(2)　救護所のリスト、マップを作成する。【保健福祉部】

(3)　区本部からの報告に基づき、救護所での医療活動に必要な医薬品等は、災害時備蓄医薬品等及び医薬品集積センターから調達する。【保健福祉部】

(4)　広報を通じて救護所の設置場所、診療内容等を市民に知らせる。【保健福祉部】

(5)　救護所での医療では対応できない患者は、救護医療機関へ搬送する。【消防部】

7．救護班の配置【区本部、保健福祉部】

救護所での医療が途切れないよう、救護班を配置する。

8．広域救急医療体制・広域後方医療体制
【消防部、保健福祉部】

9．救護所の閉鎖【区本部、保健福祉部】

医師会等と連携をとり、被災した現地医療機関の状況を見ながら、救護所を閉鎖して地域医療体制へ移行させる。

3．災害時備蓄医薬品等の更新

保険福祉部は、中央・北・西保健所センターで保管する災害時備蓄医薬品及び医療資機材を定期的に点検し、更新・補充を行う。

12．医薬品集積マニュアル

責任者	保健福祉局健康部予防衛生課薬務担当課長	戸倉　亮道（内線 3439）
副責任者	保健福祉局健康部予防衛生課医務薬務係長	甲本　博幸（内線 3411）

１．目的

災害発生時に救護所等での医療で必要となる医薬品等について、それを集積する医薬品集積センターの開設・管理に関するマニュアルを定めることを目的とする。

２．フロー図

１．医薬品集積センターの開設【保健福祉部】

(1)　保健福祉部長は、災害発生時にその必要を認める場合は、災害時医薬品集積センターを開設する。
(2)　人員の確保：事務職員２名、薬剤師３名の常駐を基本とする。
　①　災害発生当初人員構成については、予め定める者をもって充てる。
　②　必要に応じて、人員を確保する（ボランティアを含む）。
(3)　連絡設備（防災無線、電話等）の確認及び設置を行う。
(4)　要冷蔵薬品保存のための保冷庫を確保する。
(5)　事前に協定を締結する災害時協力協定機関の安全を確認し、応援を要請する。
(6)　医薬品等の集積状況を把握し、リストを作成する。
(7)　区本部に、集積センターの開設及び医薬品等の集積状況を連絡する。

２．医薬品等の発注・納品【区本部、保健福祉部】

(1)　区本部が集約する救護班・救護所の発注依頼をもとに、備蓄薬や救援物資でまかなえない医薬品等について、協定機関に発注する。
　優先順位：①備蓄薬　②救援物資　③発注
(2)　医薬品の発注に際しては、薬剤師の指示に従う。
(3)　過剰集積を避けるため、医療現場の医薬品等の充足状況、医療情報の把握に務め、また、その情報を広報機関を通じて公開する（対救援物資）。
(4)　医薬品等の納品に際しては、必要に応じて、その都度、人員を確保する。
(5)　納品伝票を管理する。
(6)　医薬品は、薬剤師の指示のもと、効用、使用目的別に分類して集積する。

３．医薬品等の管理、払い出し 【区本部、保健福祉部】

(1)　医薬品等は、薬剤師の指示のもと、管理する。
(2)　区本部からの発注伝票により、薬剤師の指示のもと、医薬品等を払い出す。
(3)　集積センターの医薬品等は、原則、医療機関への払い出しは行わない。ただし緊急時には医療機関へ貸与するなど弾力的に対応する。
(4)　発注（払出）伝票には、各区毎の明細を明記させ、保管する。
(5)　区本部は、救護所での医薬品管理室を確保する。
(6)　区本部は、各区内の救護班・救護所での医薬品の使用を記録する。
(7)　配送は、納品業者やボランティア等の協力を得て行う。

４．医療品集積センターの閉鎖【保健福祉部】

(1)　集積薬品のうち、有効期限のあるものについては産業廃棄物として処理する。
(2)　有効期限が長期にわたるものについては、備蓄にまわす。

13．広域災害支援マニュアル

責 任 者	危機管理室総務担当課長	大崎　克英	(内線 2910)
副責任者	危機管理室震災教訓・発信担当係長	高田　一也	(内線 2913)

１．目的

国内外において甚大な災害が発生した際に、阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かした積極的な支援を円滑、迅速に行うことを目的とする。

２．事務処理のフロー図

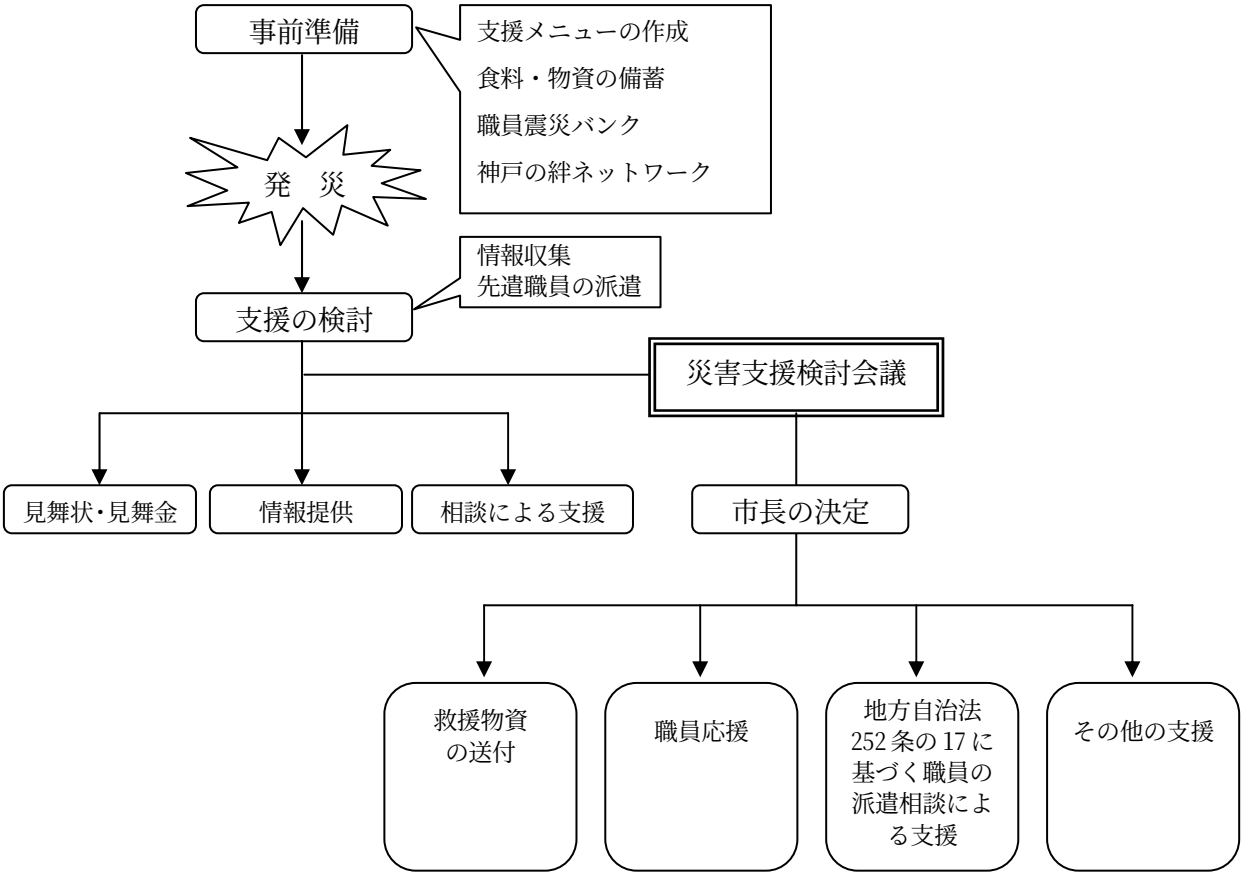

14．広域災害支援受入れマニュアル

責 任 者	危機管理室総務担当課長	大崎　克英	(内線 2910)
副責任者	危機管理室震災教訓・発信担当係長	高田　一也	(内線 2913)

１．目的

大規模な災害が発生し、被災自治体のみで対応できない場合等において、要請または自主的判断等により広域応援を受ける場合、その活動がスムーズに行われることを目的とする。

２．広域災害支援受入れフロー図（災害発生後　但し、自衛隊の災害支援受入れについては除く）

１．災害対策本部の設置

危機管理室は、当市域で震度５弱以上の地震が発生した時・大規模な災害が発生、またはその恐れがある時は、災害対策本部を設置する。

２．相互応援締結都市への応援要請

災害対策本部は、現有災害対応能力では当該災害に対処できないと判断した場合、またはその恐れがある時は、災害時相互応援協定締結市町に対し、被災状況の概略を説明するとともに、広域応援を要請する。

３．広域応援の受入れ準備

関係各局は、広域応援を受け入れる際に必要な準備を行う。

４．広域応援の受入れ

広域応援受入れ各部局は、受け入れた広域応援の内容等を基に、広域応援の実施内容を検討する。

５．広域応援の終了

関係各局は広域応援が終了後、広域応援の実施機関に対し、必要経費等の報告を求める。

15．海外支援受入れマニュアル（物的支援）

責 任 者	市長室国際交流推進部国際交流担当課長	三木　由美子 (内線 3940)
副責任者	市長室国際交流推進部国際交流担当係長	久保田　綾子 (内線 3942)

１．目的

海外からの救援物資の受入れについて、適切に対応することを目的とする。

２．事務処理のフロー

１．救援の要請【産業振興部】

産業振興部内で、計画班は備蓄及び調達による食料・物資では不足が生じると判断した場合は、救援物資班に救援物資要請を指示する。救援物資班は計画班から得た情報に基づき必要物資名、数量、持ち込み先等について、マスコミに対し資料を提供し、情報発信を行う。

２．物的支援申入れ受付
【市長部・産業振興部】

外交ルートで外務省へ大口の物的支援の申入れがあった場合は、外務省から県へ支援国・救援物資の内容等が通報され、県から市へ受け入れるか否かの打診がある。状況によっては、外務省及び在外公館から直接市へ受入れの打診がある場合がある。

また、ＮＧＯ（非政府組織）団体・民間企業等から直接災害対策本部や調整部へ支援の打診がある場合もある。

打診を受け付けた市長部は、支援国、団体名、救援物資の内容・量、輸送手段、物資到着日時等を確認し、記録する。

なお、市長部において、海外からの大口の物的支援については、(公財)神戸国際協力交流センターが主体となって、申入れ者、関西国際空港、大阪税関、輸送業者及び市の受入れ先との間の連絡・調整を行う。

●留意事項

海外からの義援金の送付や申入れがある場合、市長部は保健福祉部と協議を行い、海外送金専用口座の開設や日本円への換金、海外への広報など、義援金募集事務が円滑に進むよう協力する。

３．支援受入れの判断
【市長部・産業振興部】

市長部・産業振興部は、その時の災害の状況や輸送手段、市内での物資の調達状況等を総合的に判断し、受入れの必要性及び受入れ体制を検討のうえ、支援の申入れを受け入れるか否かを決定する。

●留意事項

物的支援の輸送料については、原則として送り主が被災地までの送料を負担するが、大規模な災害を受けた場合、関西国際空港まで空輸のケースが多いと考えられる。

物資の提供か送金かを選択できる場合は、送金を希望する旨を伝える。

４．支援の回答【市長部】

市長部は、３．の協議結果を踏まえて、物的支援の受入れに関する可否を速やかに国、県又は申入れ先に回答する。

５．支援受入れ

(1)　支援受入れ　【市長部・産業振興部】

市長部は産業振興部と連携し、支援受入れを行う。具体的には、日本での救援物資到着から神戸市内までの輸送手段と倉庫の確保、通関手続き、仕分け作業、救援物資集積・配送拠点への輸送等を行う。

(2)　ボランティアの支援　【市長部・保健福祉部・社会福祉協議会】

支援受入れにあたって、必要に応じて災害ボランティア情報センターと連携し、ボランティアの支援を求め、受入れ業務を円滑に進める。

６．物的支援活動の記録【市長部】

物的支援の受入れが終了した段階で、市長部は、支援国名、団体名、支援受入れ状況（内容、量、輸送手段、物資到着日時）、責任者氏名、連絡先等を記録する。

16．海外支援受入れマニュアル（人的支援）

責 任 者	市長室国際交流推進部国際交流担当課長	三木　由美子 (内線 3940)
副責任者	市長室国際交流推進部国際交流担当係長	久保田　綾子 (内線 3942)

１．目的

海外からの支援活動の申し出に対し、適切に対応することを目的とする。

２．事務処理のフロー

１．支援活動申入れ打診受付【市長部・関係部】

外交ルートで外務省へ支援の申入れがあった場合は、外務省から県へ支援国、支援の種類、規模、到着予定日時、到着場所等が通報され、県から市へ受け入れるか否かの打診がある。状況によっては、外務省から直接市へ受入れの打診がある場合がある。

また、ＮＧＯ（非政府組織）団体等から直接災害対策本部や関係部へ支援の打診がある場合もある。

打診を受け付けた市長部・関係部は、支援国、支援の種類、規模、到着予定日時、到着場所等を確認し、記録する。

●留意事項

打診を受け付けた市長部・関係部は、支援部隊の通訳者の有無を確認するとともに、宿泊場所、食事等の提供は原則として行わないという条件で検討する旨を伝達する。

このとき、被害の少ない近隣都市にベースを設け、独立して活動できる方法がとることができれば、受入れ部の負担の軽減になる。

２．支援受入れの判断【市長部・関係部】

市長部・関係部は、その時の災害の状況や応急活動の状況、国、県等の支援体制等を総合的に判断し、関係部と受入れの必要性及び受入れ体制を検討のうえ、支援の申入れを受け入れるか否かを決定する。

３．支援の回答【市長部・関係部】

市長部・関係部は、２．の協議結果を踏まえて、海外支援の受入れに関する可否を速やかに国、県又は申入れ先に回答する。

なお、直接関係部が回答すべき申入れについては、関係部が回答し、その結果を市長部に報告する。

４．支援受入れ【市長部・関係部】

支援を希望する部は、活動内容の調整や必要な情報提供を行う。市長部は受入れにあたり、助言・協力を行う。

●留意事項

通訳が必要な場合は、状況に応じ市長部が通訳ボランティアの派遣等の調整を行う。

５．支援部隊の撤収要請【市長部・関係部】

支援部隊の活動期間が終了した場合、及び支援部隊の活動場所や機会がなくなった等の場合は、支援を受けた関係部・市長部は支援部隊の責任者と協議のうえ、県知事又は支援部隊に撤収を要請する。

６．海外支援活動の記録【関係部】

支援を受けた関係部は、海外支援部隊の団体名、国籍、到着日時、種類、部隊人員、活動場所、活動内容、責任者氏名、連絡先等について報告書の提出を求める。提出された報告書は関係部で保管するとともに、市長部に１部送付する。

17．避難誘導マニュアル

責 任 者	消防局警防部警防課長	石田　秀欣	(内線 5760)
副責任者	消防局警防部警防課警防係長	八代谷　徹	(内線 5760)

１．目的

市民の安全確保のために迅速・的確な避難誘導を行うことを目的とする。

２．フロー図（災害発生後）

１．一時避難場所（グラウンド、集会所、公園等）の開設準備

区本部は、下記の時、消防部からの要請又は自主避難に備えて一時避難場所の開設準備を行う。

・大規模な災害が発生する恐れがあるとき、または大規模な災害が発生したとき

・避難勧告等の発令が予想されるとき

２．避難勧告・指示の発令

① 消防署長が神戸市長名で発令する。
② 区本部長、警察等と協議のうえ行う。
③ 急を要する場合で協議なしに発令した場合は事後、早急に区本部、警察等関係機関に連絡する。

３．避難誘導

① 避難誘導は、消防部が、区本部・警察・消防団・防災福祉コミュニティ防災リーダー・自衛隊等の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう組織的に行う。
② 緊急に避難の必要がある地域、施設から避難を開始する。

４．収容避難所の開設

区本部は、危険要因が去った後、小中学校の屋内空間、公園でのテント等収容避難所の開設を行う。

５．避難人員等の掌握

区本部長は、避難人員数・傷病者の有無・周囲の状況等避難所の安全度・避難所での措置状況等を市本部長に報告する。

６．避難勧告・指示の解除

① 避難の必要（危険性）がなくなったとき、解除する。
② 区本部長、警察等と協議のうえ行う。
③ 避難している住民に周知する。

18．避難所開設・運営マニュアル

責 任 者	危機管理室計画担当課長	三木　敦史	(内線 2930)
責 任 者	各区役所　避難所班長		
責 任 者	各避難所　施設管理者		
副責任者	危機管理室地域防災計画担当係長	松下　公也	(内線 2931)

１．目的

災害発生時に、被災者の円滑な救援・救護対策を図るため、避難所の開設及び運営に関するマニュアルを勤務時間内と夜間・休日などの勤務時間外とに分けて定める。

２．事務処理のフロー図

(1)　避難所開設のフロー

災　害　発　生

（勤務時間内）

１．施設の安全確認と二次災害の防止

災害発生後、避難所に指定されている施設の管理者は、当該施設の安全確認と二次災害の防止に努める。

２．避難情報の収集

市・区災害対策本部は、市内の被災状況及び避難所の被災状況等の情報を、当該施設や職員の参集途上情報などから把握し、市職員の派遣の必要性や対策を判断する。

３．市職員の派遣

区災害対策本部は、発災後区災害対策本部避難所班職員を当該避難所へ派遣する（避難者の来所が確実な場合）。

但し、避難所の開設状況に応じ、事前に策定された「職員動員計画」により区災害対策本部避難所班への応援職員の派遣を求める。

（勤務時間外）

３．避難所の自主開設

防災福祉コミュニティリーダーは、当該避難所に市職員、施設管理者が配備に付けない場合、自主的に避難所を開設することができる。

４．避難所開設の準備

区災害対策本部避難所班職員は避難所開設の準備を行う。

４．避難者の一旦待避措置

防災福祉コミュニティリーダーは、当該避難施設の安全確認が終わるまで避難者を一旦、グラウンド等の安全な場所に避難させる。

５．避難者収容スペースの確保

施設管理者は、施設の中で、避難者収容スペースとして活用できる空間が使用可能か否かを判断し、その結果を市職員又は防災福祉コミュニティリーダーへ報告する。

５．施設の安全確認と二次災害の防止

防災福祉コミュニティリーダーは、当該避難所の安全確認を目視の範囲で行うとともに、可能な限り二次災害の防止に努める。

６．避難者の受入れと誘導

区災害対策本部避難所班職員、防災福祉コミュニティリーダーは、施設管理者と協議決定した避難者収容スペースへ避難者を誘導し、収容する。

７．区本部への報告

区災害対策本部避難所班職員は、避難者を誘導・収容した段階で、避難者の概数、水、食糧・物資要請の有無、周辺状況等を区災害対策本部に報告する。

■避難者を収容できない場合■

８．他避難所への振り分け

区災害対策本部避難所班職員は、避難空間へ避難者を収容しきれない状況が発生し、あるいは予想される場合、区災害対策本部へ他の避難所への振り分けを依頼する。

要請を受けた区災害対策本部は、区内の他の避難所における避難状況を踏まえながら、振り分け先を指示する。

９．他避難所への移動

区災害対策本部避難所班職員は、防災福祉コミュニティ・施設管理者等の協力を得て、振り分け先の避難所へ避難者の誘導・移動を行う。

(2)　避難所運営のフロー

①　避難所運営の基本方針

避難所の運営は、当該地域の防災福祉コミュニティが自主的に運営にあたり、市職員や施設管理者及びボランティア等は必要に応じて運営を支援する。

なお、防災福祉コミュニティによる自主運営が困難な場合は、市職員が主体となり施設管理者、地或住民、ボランティア等の支援を得て、避難所の運営を行う。

②　避難所運営委員会の編成

防災福祉コミュニティは、避難所の運営を行うために「避難所運営委員会」を組織する。「避難所運営委員会」の編成（例）は以下のとおりとする。

避難所運営委員会編成（例）

1　構成メンバー（拠点の規模により、委員会は概ね 15～20 人位の編成とする）

- 防災福祉コミュニティ
- ○○区災害対策本部避難所班職員
- 学校等避難所施設管理者
- ボランティア組織・・・等

2　委員会班構成（班構成、構成員は避難所の実情に応じて柔軟に対応した内容とする）

運営委員会
- 情報班：情報の収集・整理・伝達等
- 誘導班：避難誘導、避難者の秩序維持等
- 管理班：避難所開設、備蓄・救援物資の管理等、トイレ設置等、環境の維持管理等
- 救護班：応急手当、医療機関との連絡、介護等
- 物資班：備蓄・救援物資の配分

1．避難所運営委員会の結成

市職員・防災福祉コミュニティリーダー・避難所施設管理者は、避難所の運営をスムーズに行うための避難所運営委員会を編成する。

2．避難者名簿の作成

情報班は、避難者の実態を把握するため避難者名簿を作成する。

3．備蓄物資の確認と配分方針の決定

物資班は、避難所の備蓄物資を確認し、その配分方針を決定のうえ、避難者に通知する。

4．不足物資の要求

物資班は、不足する物資を区災害対策本部に要請する。

5．物資等の受理・保管・配付

物資班・管理班は、要請した物資が搬送された場合、物資台帳を作成のうえ、一時保管し、適宜配付する。

6．避難者への情報の提供と情報管理

情報班は、避難所運営委員会が入手した情報は原則、全て避難者へ校内放送や掲示板等を利用して提供する。

7．災害時要援護者へのケア

救護班は、高齢者・心身障害者等災害時要援護者に対し、地域福祉センターへの移動を働きかける等の配慮を行う。

8．ボランティア支援の要請

管理班は、避難所の状況を考慮しながら、区ボランティアセンターに対し、必要なボランティアを要請する。

9．避難所運営ルールの作成と周知

避難所運営委員は避難者とともに避難所運営ルールを定めて､避難者に周知･協力を求める。

19．応急給水マニュアル

責 任 者	水道局事業部業務課長	安東　孝明	(内線 5910)
副責任者	水道局事業部業務課営業係長	宮田　善弘	(内線 5911)

１．目的

水道施設が多大な被害を受け、住民等が飲料水を得ることができなくなった場合、最小限度必要な量の飲料水を供給するための体制をつくり、市民生活の安定に寄与する。

２．事務処理のフロー図（災害発生後）

１．職員の配備

(1)　職員の配備は、情報連絡班・応援対策班が連携して行う。
(2)　応援対策班は、被害状況や復旧の進捗状況に応じて、給水各班の職員配備を調整し、各班間の職員を融通する。

２．災害対策本部の設置

(1)　水道局長を本部長とする「水道部」を局内に設置する。
(2)　センターの所長（副所長）は、区本部防災連絡調整会議の構成員となる。
(3)　所長は、区本部長の指示が水道対策本部の基本方針と著しく異なるときは、水道本部長の承認を得なければならない。

３．被害情報の収集

職員は、出勤の途上あるいは災害対策活動中において周囲の情報収集を行う。

４．応急給水資機材の確保

(1)　センターの所長は、備蓄している給水容器の実数を確認し、本部へ報告する。
(2)　不足する資機材の調達方法については、応援対策班と協議する。

５．応急給水の実施

センターの所長は、応急給水を効率的に行うための体制を整えるとともに、給水優先順位を決定する。

【応急給水の体制】

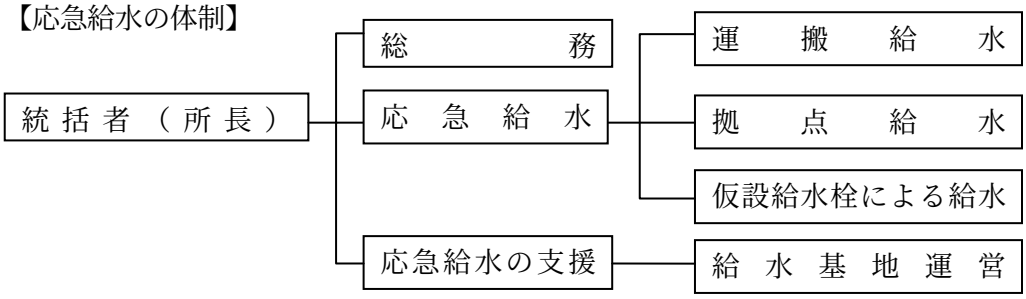

６．広　報

(1)　センターの所長は、応急給水の場所、時間等の水の入手に関する情報について、住民自治組織の協力や掲示板の活用などにより実施するとともに、随時、区本部へも情報提供する。

(2)　各班は、広報の統一化と情報発信の窓口の一体化を図るため、責任者を定める。

７．応援要請　受入れ

他の大都市、日本水道協会等への応援要請・連絡調整を行う者あるいは応援隊の宿舎等を担当する部署について定める。

20．食糧・物資供給マニュアル

責 任 者	産業振興局庶務課長	黒田　　徹	(内線 3810)
副責任者	産業振興局庶務課庶務係長	中野　善文	(内線 3811)

Ⅰ　総論

１．目的

災害発生時における食糧・物資の確保及び供給に関する事項について定め、迅速かつ組織的に対応することを目的とする。

２．基本方針

災害時の食糧・物資については、まず備蓄で賄い、必要がある場合に調達を行うこととするが、これに拠りがたい場合は、国や他の地方公共団体等からの援助によって賄う。

産業振興局は、災害に備え食糧・物資を備蓄し、また、災害発生時には総合オペレーションセンターを設置し、関係機関の協力を得て食糧・物資の確保・供給についての総合調整を行う。

３．食糧・物資供給の対象者

(1)　食糧

①　指定収容避難所に収容された者等

②　住家が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等の被害を受け、炊事ができない者

③　救助作業に従事する者で、給食を行う必要がある者

④　通常の流通機関が一時的にマヒ混乱し、主食の給食が受けられない者

(2)　物資

①　指定収容避難所に収容された者

②　住家が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等の被害を受け、衣服、寝具その他生活に必要な最小限の家財を喪失またはき損し、日常生活を営むことが困難な者

４．食糧・物資の確保基準

(1)　食糧

①　食糧は、原則として握り飯、弁当又はパンとする。

②　給食基準額は、１人１日1,200円（平成６年度特別基準単価）とする。

③　食糧の提供期間は、原則として電気、ガス、水道等ライフライン機能が復旧し、被災地周辺の商店等、商業機能が復旧した段階までを目途とする。

(2)　物資

①　確保する物資は、日常生活に最小限必要な物及び避難所で必要な共用品とする。

Ⅱ　災害に備えた条件整備

災害に備え、備蓄体制の整備を進めるとともに、関係機関並びに業者との災害時に関する協定を締結する。

１．食糧・物資の備蓄

(1) 備蓄の基本方針

大規模な災害（被災者 20 万人を想定）に備えて、一般家庭における「市民の備蓄」、指定業者からの「流通備蓄」、国や他の地方公共団体等からの「救援物資」及び各防災拠点での現物備蓄により、総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後３日間の非常用食糧を確保する。

このうち、防災拠点での備蓄については、災害発生後１日目の 10 万人分及び２日目の５万人分を確保する。

① 地域備蓄拠点･･･主に指定収容避難所を中心として、非常用食糧を地域ごとに分散して備蓄する。

② 総合備蓄拠点･･･地域備蓄拠点での備蓄を補完するため、市内数箇所に非常用食糧を集中して備蓄する。位置については、対象地域の広さ等を考慮して決定する。

③ 市役所及び区役所･･･救助要員用として、市役所及び区役所に非常用食糧を備蓄する。

(2) 備蓄食糧・物資の内容

食糧：飲料水、アルファ化米、クラッカー、缶詰　･･･長期保存可能な食品とする。

物資：毛布、敷物（サバイバルシート）、生理用品、紙おむつ（幼児用・成人用）、
粉ミルク（哺乳瓶付）

(3) 備蓄食糧・物資の数量

備蓄食糧・物資の数量は、概ね次のとおりとする。

①地域備蓄拠点と総合備蓄拠点：約 150,000 人分

②市役所及び区役所：約 2,000 人分（救助要員用 200 人分×10 箇所）　※物資は毛布と敷物のみ

(4) 備蓄食糧・物資の管理

区役所は、毎年１月 17 日前後に各区域内における備蓄食糧・物資のチェックを行い、不足・賞味期限切れ・不良品等があれば産業振興局へ発注する。それを受けて、産業振興局は備蓄食糧・物資の更新・補充を行う。

Ⅲ　災害発生時の対応

１．総合オペレーションセンター

(1)　設置の基準

神戸市災害対策本部が設置され、食糧及び物資の確保、救援物資の要請・受入れとそれらの供給が必要な場合に設置する。

(2)　設置場所

産業振興局会議室（１号館８階）

(3)　組織及び分掌事務

・計画班（センターの庶務、指定収容避難所情報の収集、人員及び車両の確保）

・運営班（食糧・物資の確保及び供給の総括）

・救援物資班（救援物資の要請・受入れ及び供給の総括）

(4)　配置図（産業振興局会議室）

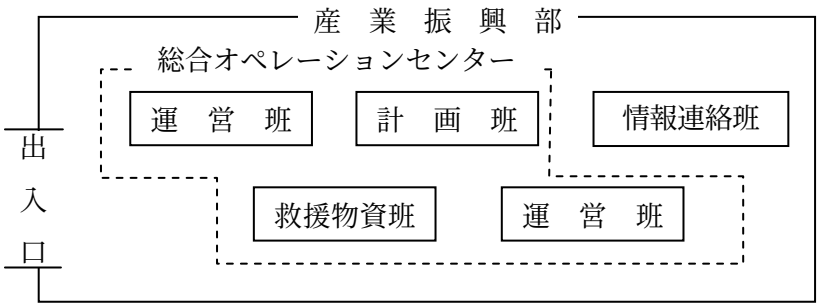

(5)　必要機材

	電話		ＦＡＸ
	回線	台数	
情報連絡班	2	4	－
計　画　班	2	4	1
運　営　班	4	8	2
救援物資班	2	4	1

２．情報計画

食糧・物資の確保及び配送、救援物資の受入れ及び配送についての情報計画は下図のとおりとし、各拠点でのＦＡＸ及び電話等の通信機器の整備を図る。

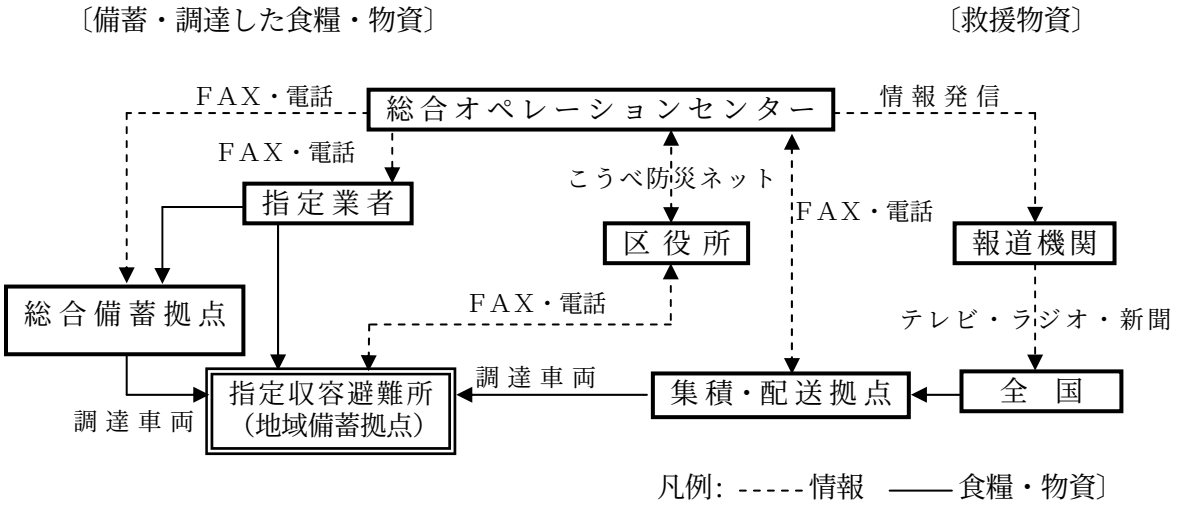

21．食品の衛生確保対策マニュアル

責 任 者	保健福祉局生活衛生担当部長	高橋　順之（内線 3303）
副責任者	保健福祉局健康部食品衛生担当部長	高井　　昭（内線 3349）

１．目的

災害発生時において、被災者への食料供給における食中毒防止のための衛生確保を図るとともに、救援食品により食中毒が発生した場合は直ちに調査を行い、被害の拡大防止及び再発防止に努めることを目的とする。

２．対策フロー

※ただし、このフローは概ねの流れであるので、災害の状況に応じて各ステップが同時並行的にあるいは順序が前後する場合がある。

活動対象災害の発生

関係職員の所属への出務・監視活動を開始する。【生活衛生課・各衛生監視事務所】

１．避難所状況の把握

(1)　各区本部から避難所の設置状況、避難状況等の情報を収集する。【各衛生監視事務所】
(2)　各避難所を巡回し、衛生状況等を把握する。【各衛生監視事務所】
(3)　市災害対策本部から避難所の設置状況等の情報を収集する。【生活衛生課】

２．避難所の巡回及び啓発

(1)　各衛生監視事務所へ必要な手指用消毒アルコール等薬剤、衛生資材等の供給を図る。【生活衛生課】
(2)　手指用消毒アルコール等薬剤、衛生資材の支援を図る。【各衛生監視事務所】
(3)　各避難所を巡回し、『避難所の衛生確保指針』に基づき、飲料水、弁当等の保管状況などについて調査指導するとともに、ボランティア等による炊き出し等の衛生について啓発を行う。【各衛生監視事務所】

３．情報の収集及び伝達

(1)　食料調達部門等より情報を収集し、各衛生監視事務所へ連絡する。【生活衛生課】
(2)　市内主食調理施設の復旧状況等を把握し、生活衛生課に連絡する。【各衛生監視事務所】

４．応援人員等の衛生監視事務所間調整

各衛生監視事務所の業務量を把握し、応援人員、供給すべき衛生資材等について各衛生監視

事務所間の調整を行う。【生活衛生課】

５．食料調達部門との協議【生活衛生課】

衛生上の観点から、弁当等納入業者の選定及び市外業者から市内業者への切り替え、配送方法及び弁当等の保管方法等について、調達部門への情報提供、指導、協議を行う。

６．食品関係施設等の衛生監視指導

(1) 弁当調理施設、保管設備の衛生指導及び啓発を行う。【各衛生監視事務所】
(2) 営業再開した食品関係施設の監視指導を行う。【各衛生監視事務所】
(3) 市外の弁当等調理施設の衛生確保について、関係自治体に依頼する。【生活衛生課】
(4) 避難所に配布された弁当等の安全確認検査を実施する。
【食品衛生検査所、環境保健研究所】
(5) 営業を再開した食品関係施設への監視指導を行う。【各衛生監視事務所】
(6) 露店営業、ボランティアによる食品提供等の監視指導を行う。【各衛生監視事務所】

７．平常監視への移行

避難所の閉鎖とともに順次平常監視に移行する。【各衛生監視事務所】

≪備考≫　弁当等＝災害救助法に基づき供給される弁当、サンドウィッチ、お握り等
救援食品＝弁当等及びその他救援食品

食中毒等集団発生時の対応

(1) 被害状況を把握し、原因食品を特定する。【各衛生監視事務所、区保健福祉部健康福祉課】
(2) 営業者に対する行政処分及び食品の廃棄、施設の消毒、衛生指導等被害拡大防止の措置を取る。【各衛生監視事務所】
(3) 食料調達部門に対し供給先、保管場所の変更等について助言する他、市外供給先等については、関係自治体に連絡し安全な食品の確保を図る。【生活衛生課】
(4) 患者便、食品、食材等の検査により病因物質の追求を行う。【環境保健研究所】
(5) 供給再開に際しての安全確認検査を行う。【環境保健研究所、食品衛生検査所】
※ 食中毒の処理・調査については、平成９年３月 24 日付厚生省衛食第 85 号「食中毒処理マニュアル」「食中毒調査マニュアル」による。

22．要援護者支援マニュアル

責 任 者	保健福祉局総務部計画調整課長	磯兼　一生	(内線 3030)
副責任者	保健福祉局総務部計画調整課調整係長	小林　令伊子	(内線 3031)

責 任 者	こども家庭局こども企画育成部総務課こども家庭政策担当課長	末若　雅之　（内線 4819）
副責任者	こども家庭局こども企画育成部総務課政策係長	中田　裕子　（内線 4815）

１．マニュアルの目的

激甚な災害発生時の初動期に、援護を必要とする高齢者・障害者・児童及び病弱者等に対し、援護活動を実施する各機関が相互に連携をとりながら、必要となる措置を効率的にとるための活動マニュアルを定めることを目的とする。

２．事務処理のフロー図（災害発生後）

１．保健福祉部・こども家庭部要援護者支援本部の設置

(1) 市災害対策本部の設置に併せて、災害発生後、速やかに設置する。

(2) 保健福祉部・こども家庭部要援護者支援本部内に、保健福祉部・こども家庭部要援護者支援本部を構成する各班の代表者各１名からなる「要援護者支援チーム」を編成し、要援護者に対する各班との連絡・調整及び支援策の企画・立案を行う。

２．要援護者の安否確認等

(1) 社会福祉施設入所者の安否確認及び避難誘導

・社会福祉施設の施設長は、入所者と職員の安否確認を行う。

・災害等により施設が危険な状態にある場合は、安全な場所に速やかに避難させる。

(2) 社会福祉施設入所者以外（在宅）の要援護者の安否確認及び避難誘導

・社会福祉施設入所者以外（在宅）の要援護者については、災害発生後、24 時間以内を目処に安否確認を行う。

・予め指定された避難場所に速やかに避難させる。

①高齢者

・民生委員児童委員は、地域住民の協力等により、ひとりぐらし等高齢者台帳及び災害時要援護者リスト等をもとに、安否確認を行う。民生委員児童委員が被災により活動できない場合は、地区民児協内で活動を補完する。

②身体障害者、知的障害者

・民生委員児童委員等の協力を得て、区本部保健福祉部職員を中心に、災害時要援護者リスト等を基に、戸別訪問、電話等により安否確認を行う。

③精神障害者、病弱者

・区本部保健福祉部職員を中心に、戸別訪問、電話等により安否確認を行う。

④その他

・養育に欠ける児童については、要援護者実態調査１次調査等で把握し、区本部保健福祉部と児童相談所の職員が速やかに対応する。

・勤務時間中の災害の場合、社会福祉施設、保育所の管理責任者は、通所者及び園児の安否を確認し、予め指定された避難場所に速やかに避難させる。

３－(1)．要援護者実態調査

(1) 要援護者実態調査１次調査

・避難所に避難している避難世帯中の要援護者の実態とニーズ量を早急に把握するため、要援護者実態調査１次調査を実施する。

・調査方法は、あらかじめ避難所に備え付ける「避難所別避難者名簿」に調査項目を附加（「避難所別避難者名簿」を２枚複写とする。ただし、要援護者のプライバシーを保護するため、身体状況等に関する項目は非複写とし、この項目を含まない票を避難所用とする。）したものを調査票とし、避難所管理責任者により記入を依頼する。

・区本部保健福祉部は、災害発生後 72 時間以内に調査票を回収し、保健福祉部・こども家庭部要援護者支援本部において集計を行い、回収後直ちにニーズ量の算出を行う。（作業完了　災害発生後１週間）

(2) 要援護者実態調査２次調査

・要援護者実態調査１次調査により明らかになった要援護者に対する適切な対応を図るため、調査終了後にケースワーカー、ヘルパー、保健師等による「要援護者巡回相談チーム」を編成し、避難所を中心に巡回相談（対面調査）に着手する。

・巡回相談着手後１週間を目途に全避難所の調査を終了する。

・在宅の要援護者は、民生委員児童委員等の報告及び情報に基づき、「要援護者巡回相談チーム」が訪問する。

・巡回相談（対面調査）の結果等は、あらかじめ作成している調査票に記録し、区本部保健福祉部で調査票を回収・集計する。保健福祉部要援護者支援本部は、この集計結果をもとに、要援護者実態調査１次調査で算出したニーズ量の修正を行う。

３－(2)．福祉避難所への移送

(1)被災状況の把握と情報の一元化

・市内社会福祉施設、福祉避難所（地域防災計画指定箇所）及び宿泊施設等避難所（以下「福祉避難所等」という。）の被災状況を把握する。

・保健福祉部・こども家庭部要援護者支援本部は、施設所管課が把握した施設種別ごとに受入れ可能者数の報告を受けて、要援護者の移送先として受け入れできる社会福祉施設（他都市を含む）、福祉避難所、宿泊施設等の情報を一元化し、区本部保健福祉部に情報の伝達を行う。

(2-1) 福祉避難所等の開設

・福祉避難所等の開設は、要援護者実態調査集計結果を参考に、区本部保健福祉部の申請により、保健福祉部・こども家庭部要援護者支援本部が決定する。

・保健福祉部・こども家庭部要援護者支援本部は、区本部福祉避難所担当班と協力し、

福祉避難所等を開設し、その運営に必要な措置を行う。

(2-2) 緊急入所等の実施

・在宅での生活の継続が困難な要援護者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要援護者について、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応する。

・要援護者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する。

(3) 移送手続

・移送を要する要援護者の受付は、区本部保健福祉部において窓口を開設し、審査を行い、移送先を決定する。

・災害時要援護者は精神的に不安定になることが考えられるため、介護等にあたる家族についても、避難状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難所に避難させる。

・宿泊施設等は、社会福祉施設、福祉避難所で対応し難い要援護者が家族等とともに避難する必要がある場合に用いるものとする。

・福祉避難所等への移送に関しては、関係部局等に協力を求め、要援護者の状態に配慮した適切な移送手段の確保を図る。

３－(3)．在宅支援

(1) ホームヘルプサービス

・サービス提供団体は、ヘルパーの安否及び稼働の可否について確認し、再開に向けて人材の確保を図る。

・サービス提供団体は、派遣世帯の要援護者の安否確認、在宅生活支援の必要性について、把握する。

・サービス提供団体は、継続世帯への派遣を早期に再開するとともに、区本部保健福祉部からの派遣要請に基づいて、新たに援護を必要とする世帯に対して、ヘルパーの派遣を行う。

(2) 入浴サービス

・サービス提供団体は、派遣世帯の要援護者の安否確認及び入浴の必要性を把握する。

・サービス提供団体は、訪問サービスの再開に向けて機材等を確保する。

(3) 訪問指導

・安否確認、実態調査等により、在宅、避難所での療養上、保健指導が必要な者に対し、定期的に訪問指導を実施する。

(4) 補装具・日常生活用具の給付

・区本部保健福祉部は、「要援護者巡回相談チーム」による相談等、市民の窓口における申請等を通じて、必要とする補装具・生活用具の種類、量を把握し、保健福祉部・こども家庭部要援護者支援本部に報告する。保健福祉部・こども家庭部要援護者支援本部は、これらをとりまとめ、必要な補装具・日常生活用具の確保を図る。

・補装具・日常生活用具を必要とする市民が簡単な手続きで給付を受けることができるよう、厚生労働省と協議する。

・日常生活用具取扱業者は、区本部保健福祉部からの給付依頼に基づき、避難所及び在宅の要援護者まで届ける。

(5) ガイドヘルパーの派遣

・神戸市身体障害者団体連合会において、活動可能なガイドヘルパーを確保する。
・外出困難な重度の身体障害者に対して、ガイドヘルパーを速やかに派遣する。

(6) 相談支援

・障害者地域生活支援センターにおいて、障害者及び障害児とその家族・介護者への相談支援を行う。

(7) ボランティアによる援助

・神戸市社会福祉協議会に「神戸市災害ボランティア情報センター」、区社会福祉協議会ボランティアセンターに「災害ボランティア現地支援センター」をそれぞれ設置する。
・「災害ボランティア現地支援センター」は、区本部保健福祉部と連携を図り、ボランティアによる在宅援護を支援する。

３－(4)．精神科救護所

・精神科救護所の設置について、厚生労働省、兵庫県と協議する。
・要援護者支援本部有病者班は、区本部保健福祉部と協議のうえ、精神科救護所を開設し、次に掲げる業務を行う。
①精神障害者の継続的な医療・投薬の確保
②避難所等での精神疾患の急発・急変への対応
③避難所や遺体安置所での巡回相談
④職員やボランティアに対するデブリーフィング（心のケア）の実施

23．外国人対応マニュアル

責 任 者	市長室国際交流推進部国際交流担当課長	三木　由美子	(内線 3940)
副責任者	市長室国際交流推進部国際交流担当係長	久保田　綾子	(内線 3942)

１．目的

災害時に日本語が十分でない外国人に対し情報を提供するとともに、通訳の派遣、相談窓口を設置し、適切に対応することを目的とする。

２．事務処理のフロー図（災害発生後）

※災害発生時にはまず(1)に着手し、その後の状況に応じて(2)～(4)を同時並列的に進めていく。

(1) 情報収集

① 領事館・外国人コミュニティ等に対し情報収集を実施　【市長部】

災害発生後、外国人は避難所に避難するケースのほか、日頃利用している外国人学校、教会、外国人コミュニティ施設に避難するケースが考えられる。また、在住外国人の保護を業務とする領事館に情報が集中することも考えられる。

そのため、在阪神領事館、主要外国人関係施設、外国人コミュニティ等から被災状況等の情報を収集するとともに、これら機関との連携を図り、災害において生じる障害を解消するよう努める。

(2) 外国人相談窓口の設置

① 外国人専用相談窓口の設置　【市長部】

市長部は、災害の状況に応じ、神戸国際コミュニティセンターに外国人専用相談窓口を設置するよう(公財)神戸国際協力交流センターに要請する。

窓口設置後、市長部は市民参画推進部及び区本部が設置する「災害相談センター」、「災害市民相談」と連絡を密にし、外国人からの相談を的確に処理できるよう(公財)神戸国際協力交流センターを支援する。

また、市役所への外国語による相談については、国際交流推進部に職員を待機させ、対応する。

(3) 外国人への広報活動

① 英語版広報資料の作成　【市長部】

市長部は、被災外国人への情報伝達を行うため、市民参画推進部が発行する広報紙などを英語に翻訳し、区役所、領事館や外国人コミュニティ等を通じて広報する。

② 英語以外の広報　【市長部】

英語以外の言語については、国際交流団体、外国人支援団体等の協力を求め、広報に努める。

③ 外国語ＦＭラジオへの情報提供　【市民参画推進部】

外国語ＦＭラジオへ情報を提供することで、外国人コミュニティに属さない外国人への情報

提供に努める。

(4) 通訳者の手配・派遣

① 通訳・翻訳者の確保・派遣 【市長部】

外国人の災害時の言語面でのハンディキャップを解消するため、各種の市民相談や手続きの窓口等で通訳者が必要な場合など、災害の状況に応じ、必要な通訳・翻訳者を確保する。

確保については、あらかじめ登録されている災害時通訳・翻訳ボランティアへ支援依頼するとともに、必要に応じて近畿地域国際化協会連絡協議会の「災害時における外国人支援ネットワークに関する協定書」に基づき、近隣自治体にボランティアの広域的な派遣を要請する。

なお、災害時通訳・翻訳ボランティアの運用の詳細については、別に(公財)神戸国際協力交流センターが定める。

② 専門的な通訳・翻訳者の手配・派遣 【市長部】

海外からの支援部隊やマスコミへの対応など、専門性の高い通訳・翻訳者が必要な場合、それぞれの部局からの要請に基づき、通訳・翻訳者を手配・派遣する。

24．道路災害応急対応マニュアル

責 任 者	建設局道路部管理課長	野田　晋也	(内線 4110)
副責任者	建設局道路部管理課事務係長	松本　剛	(内線 4111)

１．目的

災害による交通遮断から救急救援活動の道路交通を確保するため､道路管理者は道路啓開を実施し、緊急輸送路等の確保に努めることを目的とする。

２．事務処理のフロー図（災害発生後）

１．情報の収集整理・報告

パトロール：１班２名で実施。職員が不足する場合、可能なら協力業者にも依頼する。
調査項目：道路の通行可否、被災内容、応急復旧の可否、通行状況などを調査する。
緊急措置：通行不能道路を通行止にする。（バリケード、ロープ、コーン等を使用）
結果報告：管内パトロール報告書に写真（ポラロイド)、周辺地図等を添付し報告する。
情報整理：被害状況図の作成、道路交通情報の把握、復旧情報の把握を行う。

２．交通規制

公安委員会と協議し、通行止、迂回路の設定を行う。

３．情報の提供

関係機関等に交通規制・道路工事等の情報を提供する。
① 本庁、建設事務所、道路公社、他の道路管理者
② マスコミ、市民
③ 警察、消防、電気、ガス、水道、ＮＴＴ等

４．道路啓開

二次災害発生を防止するため､緊急措置として交通規制を行っている路線の道路啓開を行う。
優先順位決定にあたっては、以下の点に留意する。
① 緊急輸送道路に指定している路線
② 病院、区役所、警察署、消防署等の防災関係機関を結ぶ路線
③ 主要な防災拠点に接続する路線等
道路啓開実施　原則２車線以上を確保する。

５．応急補修工事

道路上に市民の財産が無い場合
亀裂・段差・陥没の補修、崩土除去、土嚢積み、倒木・看板等の撤去等の実施
直営工事で実施　　・建設事務所
請負工事で実施（緊急メモ)・現場近傍業者、安全協力会、建設協力会、造園協力会

６．道路交通障害物件の除去

道路上に市民の財産が有る場合

通行障害物の調査を行う。

除却工事実施箇所の決定及び道路占有者に対する撤去の指示を行う。

緊急輸送路は、公安委員会・警察と協力して撤去を実施する。

その他道路は占有者に除却を指示、または所有者に同意書を提出してもらい、除却する。

７．応援の要請・受入れ

建設事務所長が応援を要請する。→　他の建設事務所、本庁、市の他部局、他都市

８．工事完了・交通の開放

関係機関等に交通規制・道路工事等の情報を提供する。

① 本庁・建設事務所・道路公社・他の道路管理者

② マスコミ・市民

③ 警察・消防・電気・ガス・水道・ＮＴＴ等

25．市営地下鉄・バス運行マニュアル

責 任 者	交通局総務課長	田中　恵子	(内線 6010)
副責任者	交通局総務課総務係長	三宅　正人	(内線 6011)

１．目的

災害発生時に設置される「神戸市災害対策本部交通部」の開設および運営に関する各事項について定め、迅速かつ組織的に災害対応を実施することを目的とする。

２．本マニュアルの構成

このマニュアルでは次の事項について定めるものとし、別に定める「高速鉄道防災指令要綱」、「高速鉄道災害対策本部設置要綱」、「高速鉄道地震対策要綱」および「異常事態発生時における自動車の運行の安全確保に関する措置要綱」等を併用する。

３．事務処理のフロー図

１．災害の発生

(1)　神戸市高速鉄道実施基準（運転編）・西神山手線及び神戸市高速鉄道実施基準（運転編）・海岸線に基づく緊急措置（車両の停止、送電の停止、乗客の避難及び救護措置等）
(2)　交通局災害対策本部の設置
(3)　高速鉄道災害対策本部の設置

２．情報の収集

(1)　交通各班は関連施設を巡視し、異常の有無を交通局災害対策本部に通報する。
(2)　神戸市災害対策本部に報告
(3)　次世代総合防災通信ネット等の活用

３．情報連絡システムの活用

(1)　被害情報及び応急措置の連絡指示（列車無線・指令電話・移動無線機等）
(2)　旅客の安全確保の指示

４．旅客の安全確保

運行管理者は、状況に応じ旅客の避難場所もしくは危険箇所へ係員を派遣し、または救出応援等の措置を講じる。

５．振替輸送の実施

(1)　神戸市高速鉄道振替輸送取扱規程に基づき、運輸長は、振替輸送が必要と認めた場合は、市バス運輸サービス課に振替輸送を要請する。
(2)　市バス運輸サービス課長は、上記の要請により振替輸送を実施する。

６．応急活動の終了【情報連絡班】

応急活動終了後、被害状況、それに対応する応急対策実施状況等を収集し、神戸市災害対策本部に報告する。

26．行方不明者の捜索・遺体の埋火葬マニュアル

○　行方不明者の捜索、遺体の安置・処置等

責 任 者	保健福祉局総務部保護課長	大野　浩	(内線 3020)
副責任者	保健福祉局総務部保護課医療係長	宮前　麻矢	(内線 3024)

○　遺体の火葬

責任者	保健福祉局生活衛生担当部長	高橋　順之	(内線 3303)
副責任者	保健福祉局健康部斎園担当課長	澤田　信二	(内線 3323)

１．目的

当該マニュアルでは、地震、風水害等の災害によって行方不明となった者の捜索及びこれらの災害により発生した遺体の安置・処置、身元不明又は火葬を行う者がいない遺体の埋火葬等を円滑かつ適切に行うために、実施主体・担当部局・全体フロー・留意事項等を具体的にまとめている。

２．行方不明者の捜索、遺体の安置・処置等フロー（災害発生後）

１．死者の発生数・被害状況の確認

(1)　区本部は、災害状況、規模を確認するとともに、警察・消防と連絡をとり、情報収集及び情報提供を行う。

(2)　保護課は、各区からの報告を受け、今後の捜索等に必要な人員・物品を把握し、葬祭業者等に連絡し、今後の調達について協力を依頼する。

(3)　保護課は、県の消防課に状況を報告する。

２．行方不明者の捜索

(1)　保護課は、消防部及び兵庫県警察・神戸海上保安部に協力を依頼し、区本部は所轄の消防署・警察等に協力を依頼する。

(2)　保護課と区本部で連絡を取りながら、必要な人員及び捜索機器を調達する。

(3)　区本部は、所轄の消防署・警察署と連携をとり、状況によっては自衛隊、地元自主防災組織や住民等の協力を得ながら捜索する。

(4)　保護課は、必要な場合には捜索期間（10 日以内）の延長を県知事に申請する。

３．遺体安置所の設置

(1)　区本部は、警察署とも協議しながら、安置所を確保する。また、シート、毛布等の必要な物品を調達する。

(2)　区本部は､安置所に指定した場所とその総数及び各安置所の受入れ可能な遺体数について、保護課及び所轄の消防署・警察署に連絡する。

(3)　保護課と区本部は、葬祭業者に安置等について協力を依頼し、棺・ドライアイス等を調達する。

４．遺体の安置

(1)　区本部は、捜索により発見した遺体を安置し、遺体発見の日時及び場所、氏名等を確認のうえ、遺体処理台帳を作成する。
(2)　区本部は、開設している遺体安置所と安置所ごとの遺体安置数を保護課に報告する。

５．遺体の処置

(1)　区本部は、警察官による見分及び医師による検案が速やかに行われるように警察と連絡をとりあい、協力する。
(2)　区本部は、見分・検案の済んだ遺体について、必要に応じて洗浄・縫合・消毒等の処置を行う。
(3)　区本部は、洗浄等の処置の済んだ遺体を納棺し、一時保存する（ドライアイスで遺体の腐乱を防ぐ）。
(4)　保護課は、必要な場合には処置期間（10 日以内）の延長を県知事に申請する。

６．遺体の身元確認・引き渡し・安置所の撤収

(1)　区本部は、警察等と協力しながら身元引受人の発見に努め、また、遺族からの行方不明者に関する相談に応じ、遺族に遺体を引き渡す。
(2)　区本部は、誰にいつ引渡したかを遺体処理台帳に記載する。
(3)　区本部は、遺体処理台帳等により保護課に報告する。
(4)　保護課は、全市の取扱件数等のとりまとめをし、県に報告する。
(5)　区本部は、安置された遺体が全て引き渡されたら、安置所を撤収する。

３．遺体火葬フロー（災害発生後）

１．死者の発生数・被害状況の確認

(1)　生活衛生課は、市災害対策本部より災害状況、規模を確認する。
(2)　生活衛生課は、区本部・保護課から死者数・行方不明者数・安置遺体数に関する情報を収集する。

２．市営斎場の状況確認

(1)　生活衛生課は、斎場施設の被害状況、ライフライン状況を確認する。
(2)　生活衛生課は、斎場職員の出勤状況を確認する。
(3)　生活衛生課は、火葬業務に必要な物品（火葬用品、灯油、骨つぼ等）の調達を依頼する。
(4)　生活衛生課は、斎場に被害がある場合は、復旧見込みを確認し、火葬能力を把握する。

３．火葬方法の検討

(1)　生活衛生課は、死者数、被害状況、市営斎場の機能状況等を総合的に判断し、全遺体数の火葬計画を策定する。
(2)　生活衛生課は、県に被害状況を報告し、必要があれば市外斎場利用の協力を依頼する。
(3)　生活衛生課は、市内外の斎場利用方法の調整を行う。

４．斎場利用の情報提供

生活衛生課は、火葬計画に基づき、市内・外斎場の利用方法、利用可能場所・日時等の情報を市災害対策本部、各区本部を通じて遺族に提供する。

５．救助対象遺体の火葬

(1)　区本部は、対象となる遺体数を様式２により生活衛生課へファックスで報告する。
(2)　生活衛生課は、火葬計画に基づき、利用斎場等につき様式３により区本部へファックスで連絡する。
(3)　区本部は、火葬許可書を発行し、指定された斎場へ遺体を搬送する。
(4)　生活衛生課は、区本部で遺体搬送手段の確保が困難な場合は、連絡調整を行う。
（必要に応じ、関係機関、ボランティアへ協力を要請する。）
(5)　火葬場は、火葬後に火葬証明書を発行し、骨つぼを提供する。
(6)　生活衛生課は、市外斎場を利用する場合、当該火葬場、区本部等と協議し実施する。
(7)　区本部は、救助実施記録日計票、埋葬台帳を作成する。
(8)　生活衛生課は、必要があれば県知事へ火葬期間の延長を申請する。

６．遺骨・遺留品の一時保管

(1)　区本部は、火葬された遺骨及び遺留品を、遺体が収容された安置所に一時保管する。
(2)　生活衛生課は、区本部長から依頼があった場合は、市営納骨堂で遺骨を一時保管する。

27．災害廃棄物処理マニュアル

責 任 者	環境局資源循環部庶務課長	米田　幹生	(内線 3510)
副責任者	環境局資源循環部庶務課庶務係長	三宅　　聡	(内線 3511)

１．目的

本マニュアルは、災害により発生した倒壊家屋等の『災害廃棄物』の処理を円滑かつ迅速に進めるために、行うべき業務の内容を整理したものである。災害発生時には、区災害対策本部・災害対策本部建設部・自衛隊等と連携して『災害廃棄物』を処理する。

２．事務処理のフロー図（災害発生後）

１．被害情報の把握【災害廃棄物対策班】

り災証明発行に基づく被災家屋の棟数を把握する。

２．解体申請の受付【災害廃棄物対策班】

解体申請書類を固定資産評価証明等と照合し、受付を行う。

３．現地調査の実施【災害廃棄物対策班】

近隣住人に確認し、優先順位を決定のうえ、発注名簿を作成する。

４．解体作業の実施

市発注による公費解体を原則として、建設局等と連携し、解体作業を実施する。

５．処理処分計画の策定【災害廃棄物対策班】

災害廃棄物の発生量を把握し、仮置場の設置を検討し、処理処分方法を決定する。

６．処理処分の実施

原則として市域内処理とし、必要に応じて市域外処理を検討する。

28．し尿処理マニュアル

責 任 者	環境局資源循環部庶務課長	米田　幹生	(内線 3510)
副責任者	環境局資源循環部庶務課庶務係長	三宅　　聡	(内線 3511)

１．目的

本マニュアルは、阪神・淡路大震災直後のライフラインの途絶（水道の不通）によるトイレパニックの経験をふまえて、仮設トイレ等の備蓄・下水道マンホールの利用等により、災害時におけるし尿処理の体制を確立し、し尿処理を迅速に行うための事務の内容を整理したものである。

２．事務処理のフロー図（災害発生後）

１．避難者数の把握

業務班は、災害対策本部より、避難者の人数と地域状況を把握する。

２．仮設トイレの設置

業務班は、避難所の規模に応じて、仮設トイレの設置基数を確定し、備蓄トイレ・流通在庫等を活用し、仮設トイレを設置する。

３．し尿収集の実施

(社)兵庫県水質保全センター等と連携し、処理する。

４．仮設トイレの撤去

５．仮設トイレの備蓄

(1)　年次計画により、仮設トイレを備蓄する。
(2)　公共下水道利用型仮設トイレを整備する。

29．ライフライン復旧マニュアル（水道編）

配水責任者	水道局事業部配水課長	三浦　正孝　(内線 5920)
副責任者	水道局事業部配水課管理係長	大藪　智久　(内線 5941)
浄水責任者	水道局事業部施設課長	熊木　芳宏　(内線 5930)
副責任者	水道局事業部施設課浄水係長	小河　広志　(内線 5933)

１．目的

水道施設に多大な被害が生じた場合、その応急復旧についての総合的かつ計画的な諸活動が実施できる体制をつくり、通常給水への早期回復を図り、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

２．事務処理のフロー図（災害発生後）

１．職員の配備

(1)　職員の配備は、情報連絡班（庶務課）・応援対策班が連携して行う。
(2)　応援対策班は、復旧の進捗状況に応じて、復旧あるいは浄水各班の職員配備を調整し、各班間の職員を融通する。

２．災害対策本部の設置

(1)　水道局長を本部長とする「水道部」を局内に設置する。
(2)　センターの所長（副所長）は、区本部防災連絡調整会議の構成員となる。
(3)　所長は、区本部長の指示が水道対策本部の基本方針と著しく異なるときは、水道本部長の承認を得なければならない。

３．被害情報の収集

(1)　職員は、出勤の途上あるいは災害対策活動中において周囲の情報を収集する。
(2)　所長は、被害調査に必要な人員を確保し、水道幹線及び準幹線路に職員を出動させ、被害の程度を早期に把握する。

４．応急給水資機材の確保

応援対策班は、備蓄している応急復旧資機材の実数を確認し、各班間の在庫調整を行う。

５．応急復旧計画の策定

(1)　情報連絡班は、テレメーターの分析、現地調査等の情報に基づき全般的な被害を想定する。
(2)　想定した被害状況に応じて復旧計画を策定し、応援要請等について判断する。

６．応急復旧の実施

(1)　浄水施設の応急復旧
(2)　送・配・給水管の応急復旧
(3)　宅地内給水装置の応急復旧
(4)　工業用水道施設の応急復旧

７．広報

(1)　センターの所長は、復旧作業の進捗状況に関する情報については、住民自治組織の協力や掲示板の活用などにより実施するとともに、随時、区本部へも情報提供する。
(2)　各班は、広報の統一化と情報発信の窓口の一本化を図るため、責任者を定める。

８．応援要請・受入れ

他の大都市、日本水道協会等への応援要請・連絡調整を行う者あるいは応援隊の宿舎等を担当する部署について定める。

30．ライフライン復旧マニュアル（下水道編）

責 任 者	建設局下水道河川部経営管理課長	林　千景	(内線 4310)
副責任者	建設局下水道河川部経営管理課管理係長	杉森　荘太	(内線 4311)

１．目的

災害によって破損した下水道施設による二次災害を防止するとともに、迅速かつ効果的に復旧することを目的とする。

２．事務処理のフロー図（災害発生後）

１．緊急調査

調査目的：被害状況の概略把握と二次災害の防止
調査班の編成（管渠）
・２～３人のチームを編成し、調査区域を設定して行う。
・交通用具は二輪車が有効である。

２．緊急措置

危険の回避
・道路陥没、溢水箇所等の通行規制、バリケード等の設置
・流水阻害箇所のポンプによる仮排水
・浸水や溢水防止のためのゲート開閉や排水、危険物等の保全等

３．応急復旧

最低限の機能復旧
・浚渫、管の入替え、仮排水、止水・仮締切、構造物の応急補修や補強、設備の応急補修や施設保全等

４．応援の要請

被害が甚大な場合は、他都市へ応援を要請する。

５．復旧工事

被災の箇所と程度、施設の重要度、復旧の難易度、施設の将来計画を考慮して本復旧の水準を定める。

６．工事完了

31．物価の調査・監視等マニュアル

責 任 者	市民参画推進局市民生活部消費生活課長	荒木　武文	(内線 4410)
副責任者	市民参画推進局市民生活部消費生活課消費生活係長	佐藤　真司	(内線 4411)

１．目的

激甚な災害発生時に、市民の消費生活の安定を図るべく、迅速・的確な対応を一体的に実施することを目的とする。

２．フロー図

A　消費者保護対策

１．悪質商法に対する市民啓発

災害時には、悪質商法等による被害が懸念されることから、下記の手段等により市民に注意を呼びかけ、被害の未然防止に努める。

(1)　「くらしのかわらばん」の発行・配布・掲示（避難所、区役所、量販店、警察署・派出所等）

(2)　「広報紙ＫＯＢＥ」等での情報提供

(3)　街頭キャンペーン等の実施

(4)　戸別訪問による啓発と広報パトロール

２．消費生活相談業務の実施

災害の混乱に乗じた悪質商法等が懸念されることから、消費者被害の救済が図れるよう、契約・解約に関するトラブルについての相談を行う。

＜体制＞

(1)　臨時電話の増設や休日受付、受付時間延長など相談体制の強化

(2)　「悪質商法 110 番」などのわかりやすい名称によるＰＲの実施

３．広告の適正化

虚偽又は誇大な広告、誤解を招く紛らわしい広告など不適正な広告を排除するため、条例に基づく指導や関西広告審査協会等への要請を行う。

４．計量緊急調査・指導の実施

適正な計量を確保するため、調査・指導及び精度確認を行う。

＜調査・指導項目＞

・はかり　　調査店舗：量販店、小売店、小売市場等

・商品量目　　調査店舗：量販店、ミニスーパー等

・ガソリンメーター　調査店舗：ガソリンスタンド

＜調査方法＞　：　毎週２～３日間程度、１班２名で２班編成（合計４名）

5．他の行政機関との連携

兵庫県及び兵庫県警察と連携して、特定商取引法等に基づく悪質・不当な商法の取り締まり、街頭キャンペーン等を実施する。

B　物価安定対策

1．生活物資の確保及び安定供給

(1)　コープこうべとの協定の発動

「緊急時における生活物資確保に関する協定」を発動し、産業振興局との連携により生活物資を調達し、避難所等への搬送を要請するとともに、店舗等での安定的な供給及び価格の安定を図る。

＜協定指定の生活物資＞

・神戸市民のくらしをまもる条例指定の重要物資　　小麦粉他１０品目

・緊急時に必要とされる物資　　パン製品他２０品目　他

＜手順＞

①　市民参画推進局市民生活部消費生活課がコープこうべの緊急物資対策本部及び同事務局に対して協定発動を連絡し、生活物資の調達を要請するとともに、

・店舗等での価格安定及び安定供給を要請する。

・市民の購買動向、物資の需給等について、コープこうべと情報を交換する。

②　具体的な救援物資については、被災者等への物資調達を所管する産業振興局庶務課がコープこうべへ随時連絡する。

(2)　価格の安定等要請

店舗の早期営業再開並びに生活物資の価格安定及び安定供給を要請する。

＜主な要請先＞　：　量販店、小売市場、コンビニエンスストア、兵庫県石油商業組合　他

2．物価調査・監視などの強化

物価の高騰や便乗値上げなどを防止するため、食料品や日用品等の生活物資の価格調査・監視等を強化する。

(1)　価格調査・監視

店頭価格や需給状況・流通状況、消費動向の調査並びに価格の安定及び安定供給を要請する。また、便乗値上げがあった場合は、是正を要請する。

＜調査品目＞

・平常時の調査品目（食料品 17 品目、日用品 13 品目）

・神戸市民のくらしをまもる条例指定物資　他

＜調査店舗＞

・量販店、百貨店、小売店、小売市場等

＜調査方法＞

・毎週２日間程度、１班２名で４班編成（合計８名）

(2)　物価 110 番の開設

買い占め・売り惜しみ、価格の高騰・便乗値上げ等に関する情報収集及び市民からの苦情相談、問い合わせ、情報提供に対応するため開設（24 時間対応）する。

苦情相談については、必要に応じて調査する。

(3)　情報提供

C　国との協力・連携等

1　報　　告

(1)　消費生活相談　　消費者庁、国民生活センター

(2)　価格調査　　消費者庁、経済産業省（近畿経済産業局）、農林水産省（近畿農政局）

2　要　　望

関係省庁（消費者庁、経済産業省、農林水産省等）

○悪質商法の防止

○生活物資の優先供給

○物価の安定・監視

○流通経路の確保

○広域的な啓発　　他

32．義援金受入れ・配分マニュアル

（受入）	責 任 者	会計室会計課長	山川　浩司	(内線 2110)
	副責任者	会計室会計課出納担当係長	中西　由美	(内線 2117)
（配分）	責 任 者	保健福祉局高齢福祉部介護保険課長	上田　智也	(内線 3180)
	副責任者	保健福祉局高齢福祉部介護保険課管理係長	布谷　昌之	(内線 3181)

１．目的

災害時における義援金の受入れと配分の事務を迅速に行うことを目的とする。

２．義援金受入配分フロー（災害発生後）

１．義援金の受入れ

(1)　義援金の受入口座の開設

会計部は、銀行振込、ゆうちょ銀行災害義援金無料送金システム、外貨送金により送られてくる義援金を受け入れるため、ゆうちょ銀行、郵便局、金融機関等と調整し、受入専用口座を開設する。

(2)　市役所義援金窓口等の設置

会計部は、現金等で持参された義援金の受入れのための窓口を本庁及び区（支所含む）の会計室に開設するとともに、専用電話を設置する。

(3)　義援金募集の広報

会計部は、義援金の振込や送金方法等受入れに関する情報を庁内に通知するとともに、広報媒体を通じて外部に広報を行う。

２．義援金の配分

(1)　義援金募集の広報

①　保健福祉部（介護保険課）は、義援金の配分内容が決定した段階で、その内容・申請方法等配分に関する情報を庁内に通知するとともに、広報媒体を通じて市民に広報する。

②　保健福祉部（介護保険課）は、義援金の申請書・義援金台帳等必要書類を作成する。

③　保健福祉部（介護保険課）及び各区災害対策本部は、市民からの相談等に対応するため、相談窓口と専用電話を設置する。

(2)　義援金配分の実施

①　保健福祉部（介護保険課）は、義援金配分に伴う事務量を判断し、場所及び必要人員の確保を図る。

※　災害直後の被災状況（交通機関、郵便業務の麻痺）により複数の受付窓口を設置する

必要がある場合には、各受付窓口に責任者を配置するとともに、各区災害対策本部等へ場所の提供及び応援職員の動員を要請する。

② 保健福祉部（介護保険課）は、事務フローに従い、義援金の配分事務を行う。

③ 保健福祉部（介護保険課）は、義援金ごとに日々の義援金配分状況を集計し、会計部及び金融機関に報告するとともに、資金の手当てを行う。

④ 保健福祉部（介護保険課）は、調整部（情報化推進部）とともに義援金台帳及び配分状況をデータ化し、電算管理を行う。

3．災害義援金募集委員会との連絡

保健福祉部（介護保険課）は、募集委員会への参加及び配分原資に関することについての相互の連絡体制を整え、配分事務に支障をきたさないよう調整する。

3．参考データ

義援金の種類と配分方法〔阪神・淡路大震災時において実施されたもの〕

種　　類	配　分　方　法
死亡者・行方不明者見舞金及び住家損壊見舞金	当初は「引換証交付方式」で、その後「口座振込方式」に
重傷者見舞金	「口座振込方式」
要援護家庭奨励金	「口座振込方式」
被災児童生徒教育資金助成金	「口座振込方式」
被災児童生徒（遺児・孤児）特別教育資金	「口座振込方式」
住宅助成金	「口座振込方式」

33．り災証明発行マニュアル

責 任 者	市民参画推進局参画推進部区政振興課長	丹本　　陽	(内線 2240)
副責任者	市民参画推進局参画推進部区政振興課区政係長	市邉　裕喜	(内線 2241)

１．目的

り災証明書の発行を迅速、的確に行うことを目的とする。

り災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、本人の申し出により、区長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものである。

２．本マニュアルの構成

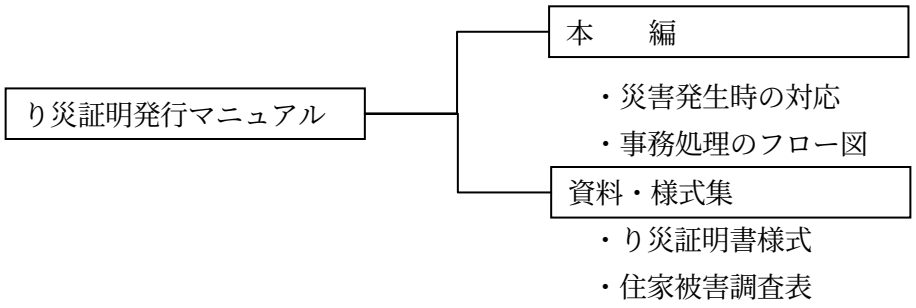

３．災害発生時の対応

(1)　り災証明発行、被害家屋調査の実施方針の確認

災害発生後、行財政部、市民参画推進部および区本部で、下記の要素を考慮して、り災証明、被害家屋調査の実施方針を確認する。

①　家屋被害の状況あるいは家屋被害発生の見込み
②　り災証明発行が求められる各種施策に関する動き
③　国、兵庫県、他の被災自治体の動き
④　被害家屋調査の実施方法
⑤　り災証明の受付、り災証明書の発行方法
⑥　り災証明発行、被害家屋調査の実施期間　等

(2)　り災証明発行・被害家屋調査等の実施に関する広報

行財政部、市民参画推進部および区本部は、り災証明・被害家屋調査等の実施方針の確認ができ次第、速やかにその内容を広報する。り災証明を必要とする各種施策の広報が必要な場合は、当該施策担当部との連携を図る。

このとき、り災証明とり災届出証明との違い、被災建築物応急危険度判定と被害家屋調査との違いを被災者に正確に伝達するように留意する。

なお、必要に応じて、り災証明発行および被害家屋調査の進捗状況を定期的に広報する。

（参考）阪神・淡路大震災時のり災証明等に関する広報	
・被害家屋調査実施中の広報	1 月 28 日
・り災証明発行開始（2 月 6 日より）の広報	2 月 3 日
・り災証明の申請期限（4 月 21 日）の広報	3 月 31 日
・再調査の申請期限（4 月 7 日）の広報	3 月 31 日

(3)　被害家屋調査の実施

災害発生後、二次災害等の恐れがなくなり次第、行財政部および災害が発生した区の区本部が連携し、以下の手順を参考に、被害家屋調査を実施する。

①　調査実施計画の作成

被害家屋調査実施方針に沿って、調査実施計画を作成する。

作成にあたり、事前に被害概要を把握する必要がある場合は、予備調査を実施し、被災状況によっては、災害発生後２週間以内に被災地の航空写真を撮影する。なお、航空写真のスケールは、市街地 1/1000、市街地以外 1/2500 を目安とする。

調査実施計画は、国、兵庫県、他の被災自治体等との情報共有をはかり、下記の事項のほか必要な事項を定める。

ア　調査方法の決定

調査は、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」により実施するが、下記事項については、被害家屋の発生状況により、そのつど決定する。

・一定範囲の全棟を調査あるいは被災者からの申し出による調査

・外観目視調査と立ち入り調査を別々に実施あるいは当初から立ち入り調査を実施

イ　調査範囲の設定

予備調査の状況から、調査の必要な範囲を決定する。ただし、その後に被害状況の詳細が明らかになった場合は、必要に応じて範囲の変更を行うことを考慮しておく。

ウ　調査人員

区本部の税務関係職員を中心とした区本部職員とし、行財政部職員がこれを支援する。

また、調査人員が不足する場合は、他部の職員の応援を要請する。さらに、必要に応じて他都市への応援要請あるいは建築士に対するボランティア協力の要請を行う。

なお、要請時には、応援職員ひとり一人の派遣期間はできるだけ長期（概ね７日以上）となるように調整する。

エ　調査体制

調査体制は、複数の調査員による班を編成することを基本とする。また、各班には、神戸市職員を含むことを原則とする。

オ　調査期間の設定

市民参画推進部、保健福祉部およびその他のり災証明を必要とする各種施策の担当部と調整し、り災証明書の発行開始日および被害家屋調査の実施期間を設定する。再調査の期間については、被害家屋調査の進捗状況等を考慮して、り災証明書発行後に別途設定することを基本とする。

②　調査用備品等の準備

調査計画に応じて、調査実施に必要な備品等を準備する。なお、必要な備品は以下のものが考えられる。

・調査携帯品…調査票、住宅地図、デジタルカメラ、ヘルメット、傾斜計（さげふり）、
コンベックス

・調査員運搬用車両

・他都市応援職員、ボランティア建築士等が宿泊可能な施設等に関する情報

③　調査人員に対する研修

確保した人員に対し、必要に応じて調査方法等の研修を実施する。

④　調査本部、区調査本部の設置

災害の規模が大きい等、被害家屋調査の状況を一元把握する必要がある場合は、行財政部に調査本部を設置し、判定調査に関する進捗状況の管理、プレス対応、ＰＲ等を行う。また、家屋被害の著しい区では、区調査本部を設置し、区内の調査の進捗管理や調査本部との連携を図る。

(4)　り災台帳の作成

行財政部および区本部は、被害家屋調査の実施とあわせ、り災証明発行台帳の基本台帳となるり災台帳を作成する。り災台帳には、被害家屋調査による判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集約する。

(5)　り災証明の発行

区本部は、被災者からり災証明の申請を受け付け、り災台帳に基づいてり災証明書を発行する。あわせて、り災証明書の発行状況を管理するため、り災証明書発行台帳を作成し、その内容を市民参画推進部に定期的に報告する。

①　受付・発行窓口の開設

区本部は、り災証明の受付・発行窓口を開設する。準備は市民参画推進部および区本部が連携して行う。

【留意事項】
・区本部は、り災証明受付・発行会場を確保するとともに、電話、ファックス、コピー機など必要な設備を用意する。
・会場は、区役所庁舎の会議室を活用することを原則とするが、被災状況に応じて、被災者に便利な場所の確保に努める。
・一度に多数の申し込みが予想されるため、迅速な受付、発行体制を確立するとともに、担当職員の研修を行う。
・市民参画推進部は、被害家屋調査の状況を見て、り災証明様式を準備する。

②　郵送による申請受付

市内の被災状況によっては、郵送による受付・発行を行う。

【留意事項】
・郵送申請に必要な事項として、建物の所在地、申請者の氏名、住所、連絡先、昼間に連絡の取れる電話番号を求め、様式は特に定めない。
・発行のために、返信用封筒の同封を求める。ただし、同封されていないものについては、市役所の負担とする。
・郵送で申請する旨の問い合わせがあったときは、申請に必要な事項の記載を求める。
・受付後、建物の所在地が住宅地図でわからないときは、電話で確認する。
・証明書を送付するとき、証明の対象となった建物を住宅地図上に図示し、コピーを同封する。

(6)　り災証明発行台帳の整備

区本部は、り災証明の発行状況を管理するため、り災証明発行台帳を整備する。

(7)　再調査

り災証明発行後、以下のような場合には、被災者等からの申し出により、再調査を実施する。

ア．被災者等がり災証明の判定結果に不服であった家屋

イ．周囲の被災状況により被害家屋調査が物理的にできなかった家屋

①　再調査の受付および実施

区本部は、り災証明の受付窓口とあわせて、再調査の受付窓口を開設する。

受付後、被災者等の立会いのもと、再調査を実施する。

再調査の結果、被災度判定が変更となった場合は、り災台帳およびり災証明発行台帳に反映するとともに、り災証明書を修正する。

【留意事項】
・り災証明発行後、速やかに受け付けることのできるように、再調査受付体制とり災証明発行体制との連携を考慮する。
・被災者の状況を考慮して、再申請の受付期間を設定する。
・再調査については、被害家屋調査の状況から再調査の申請量を推測し、あらかじめ必要な人員・体制を整える。

あわせて、税務関係、建築関係職員あるいはボランティア建築士などで構成する専門チームの編成も視野に入れる。
・再調査の結果およびその根拠については、申請者に対して現地で説明し、了承を得ることを原則とする。

② 判定委員会

再調査において、申請者の了解を得られなかったものについては、必要に応じて区本部内に次の判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ区長が判定する。

判定委員会の事務局は、各区の本部内に設置し、委員会の構成は専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等から３名の委員を区長が委嘱する。

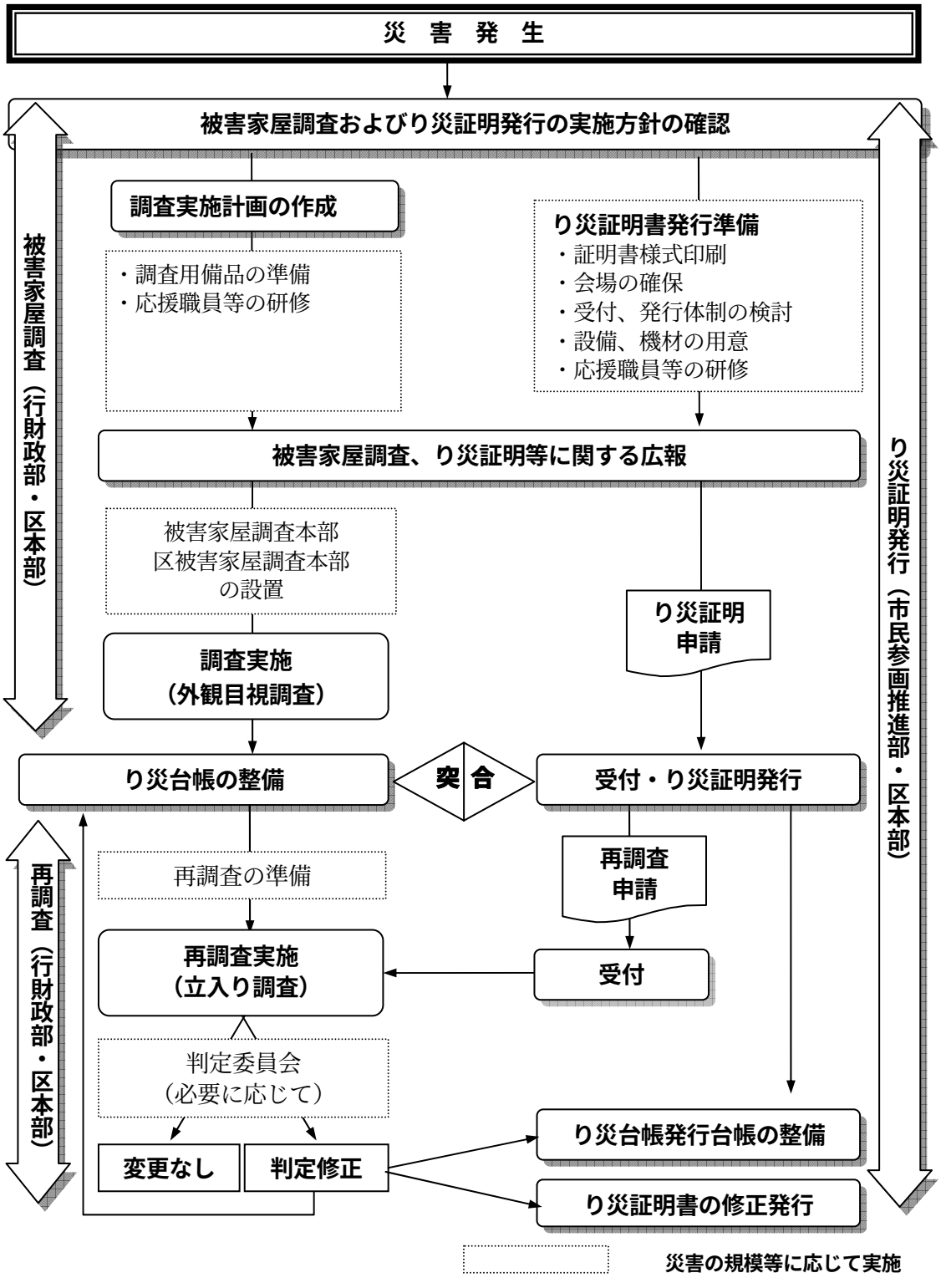

34．応急仮設住宅マニュアル

責 任 者	都市計画総局総務部庶務課長	内藤　直樹	(内線 4510)
副責任者	都市計画総局総務部庶務課庶務係長	近藤　将晴	(内線 4511)

１．目的

このマニュアルは、応急仮設住宅に関することすべてについて、阪神・淡路大震災の経験と反省を込めて策定するものであり、今後の災害発生時に迅速かつ円滑に対応できるよう、基本的な方針と必要と想定される事務を定めるものである。

２．事務処理のフロー図（災害発生後）

１．被害状況調査

り災証明のための被害状況調査との連携

２．設置戸数の決定等

全壊、全焼、流失世帯の３割以内、厚生労働大臣承認を得て引き上げ可能
設置主体の確認：知事か、市長か
住戸タイプ別戸数の決定、集会所、利便施設の配置、設備面での対応
避難所での実態調査の実施

３．市営住宅空き家の確保

仮設住宅とあわせて募集

４．用地の選定・確保

災害時空地管理マニュアル（行財政局作成）との連携
用地管理者確認会議の開催
現況調査に基づいた使用可能用地の決定
国、県、民間用地提供への対応

５．設計・発注

事前の準備：仕様の検討と一般図の作成
　木杭腐食対策、高齢者・障害者対策、プライバシー確保対策等
災害発生時：建設主体の確認：県か、市か
　仕様の確定
　災害発生から 20 日以内の着工、厚生労働大臣承認を得て延長可能

6．入居対象者の決定

入居資格の確定
優先順位、割合の決定

7．募集

常設の相談窓口の設置
広報→応募→抽選→審査→契約・鍵渡し
高齢者・障害者向け地域型仮設については個別の受付

8．管理・保全

管理のための別組織の立ち上げ
苦情・要望に関する 24 時間受付窓口の開設
在宅福祉施策との連携
コミュニティの育成

9．処分

仮設住宅の撤去、用地の現状回復
用地所有者、居住者との協議

35．給付・貸付マニュアル

責 任 者	保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課長	藤本　英和	(内線 3160)
副責任者	保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課管理係長	中村　徹也	(内線 3171)

１．目的

災害時における災害見舞金等の給付・貸付の事務を迅速に行うための事項を定めることを目的とする。

２．給付・貸付フロー（災害発生後）

１．災害見舞金等の給付・貸付

(1)　災害見舞金等給付・貸付の決定

保健福祉部（国保年金医療課）は、被災状況の把握及びその他関係情報の収集を行い、その結果に基づき各給付金・貸付金ごとの対象者の把握及び支給時期の決定を行う。

(2)　災害見舞金等給付・貸付の広報

①　保健福祉部（国保年金医療課）は、災害見舞金等の給付・貸付内容が決定した段階で、その内容・申請方法等を広報媒体を通じて市民に広報するとともに、庁内に通知する。

②　保健福祉部（国保年金医療課）は、災害見舞金等の申請書・給付台帳等必要書類を作成する。

③　保健福祉部（国保年金医療課）及び各区災害対策本部は、市民からの相談等に対応するために相談窓口と専用電話を設置する。

(3)　災害見舞金等給付・貸付の実施

①　保健福祉部（国保年金医療課）は、災害見舞金等給付・貸付に伴う事務量を判断し、場所及び必要人員の確保を図る。

※　災害直後の被災状況（交通機関、郵便業務の麻痺）及び緊急を要する給付・貸付について、複数の受付窓口を設置する必要がある場合には、各区災害対策本部等へ場所の提供及び人員の動員を要請する。この場合、保健福祉部よりそれぞれの窓口に責任者を配置する。

②　保健福祉部（国保年金医療課）は、事務フローに従い災害見舞金等の給付・貸付事務を行う。

③　保健福祉部（国保年金医療課）は、各給付金・貸付金ごとに日々の給付・貸付状況を集計し、資金管理の参考とする。

④　保健福祉部（国保年金医療課）は、調整部（情報化推進部）とともに給付・貸付状況をデータ化し、電算管理を行う。

⑤　給付・貸付方法等について、申請受付は郵送申請並びに窓口申請を併用し、入金方法は口座振込方式とする。

なお、見舞寝具（毛布）の給付に関しては、応急物資の供給システムにより行う。

2．災害弔慰金給付審査委員会の設置・運営

(1)　保健福祉部（国保年金医療課）は、災害弔慰金の給付事務を行うにあたり、その給付に関して疑義が生ずるケースについて、給付の可否を判定する機関として「災害弔慰金給付審査委員会」を設置するとともに、課内に事務局を置き、委員会の運営にあたる。

(2)　委員会の委員構成は、医師４名、弁護士１名、行政１名とする。〔阪神・淡路大震災に準拠〕

３．参考データ

災害見舞金等の種類

	神戸市	兵庫県	社会福祉協議会
給付	災害見舞金 （内訳） ・住家被害見舞金 ・重傷者見舞金 ・死亡見舞金 ・見舞寝具（毛布） 災害弔慰金 災害障害見舞金	災害援護金 （内訳） ・住家被害援護金 ・重傷者援護金 ・死亡見舞金	
貸付	災害援護資金貸付		生活福祉資金災害援護資金貸付

36．環境衛生対策マニュアル

責 任 者	保健福祉局生活衛生担当部長	高橋　順之	(内線 3303)
副責任者	保健福祉局健康部生活衛生課環境衛生係長	結城　憲正	(内線 3343)

１．目的

避難所等における伝染病の発生防止、断水時のトイレ用水等の生活用水の確保、入浴の場の確保、毛布の乾燥等の被災者向け生活支援に係るマニュアルを定めることにより、災害時の環境衛生確保を図ることを目的とする。

２．本マニュアルの構成

以下の(1)～(4)の対策について、個別にマニュアルを作成する。

(1)　避難所等の消毒、防疫指導フロー（災害発生後）

１．避難所等の便所、仮設トイレ等の消毒及び避難者への防疫指導【各衛生監視事務所】

① 避難所便所、仮設トイレ等を消毒する。
② 防疫指導（便所等の衛生管理・消毒、手洗いの励行等）を実施する。
③ 生活衛生課へ状況を報告する。

２．全市の状況把握及び薬剤、資機材の調達、搬送並びに応援人員の調整【生活衛生課】

① 全市避難所等の衛生実態等を把握する。
② 薬剤、資機材を追加調達し、各衛生監視事務所へ搬送する。
③ 被害状況に応じた衛生監視事務所間応援調整、他都市応援隊の派遣調整を行う。

※　以上を反復継続し、最新情報に基づく重点的、効率的な作業を進める。

(2)　災害時市民開放井戸運用フロー（災害発生後）

１．上水道被害状況の把握【生活衛生課】

水道局へ被害状況を照会する。

２．災害時市民開放井戸の開放要請（標識の設置）【生活衛生課】

① マスコミあて井戸登録者への開放要請の報道を依頼する。
② 市災害対策本部あて市民向け広報を依頼する。

３．井戸の使用可否の状況確認【各衛生監視事務所】

登録井戸について、その使用可否等の状況を確認する。

４．各衛生監視事務所井戸マップ開示要請【生活衛生課】

市民への情報提供のため、各衛生監視事務所あて井戸の所在を示したマップ等の開示を要請する。

５．市民への情報提供

① マスコミ等あてに２の①、②と併せ、一般市民への災害時市民開放井戸の利用勧奨及び衛生指導の報道を依頼する。【生活衛生課】

② 避難所への井戸マップの掲示等情報を提供する。【各衛生監視事務所】

(3) 災害時入浴施設確保対策フロー

(3)-1 避難所における入浴施設確保フロー（災害発生後）

１．避難所等における入浴施設の必要性の把握【区災害対策本部】

避難所等における自衛隊風呂及び仮設入浴施設の必要性を把握する。

２．自衛隊風呂等の設置依頼、全市設置可能箇所数及び具体的な設置基準の確認【生活衛生課】

① 窓口となる兵庫県を通じて、自衛隊風呂等の設置を依頼する。

② 全市設置可能箇所数及び具体的な設置基準（配置スペース等）を確認する。

３．各区割当等区間調整及び区災害対策本部への設置基数・設置基準等の情報提供【生活衛生課】

① 設置基数に基づく各区割当等区間調整を行う。

② 区災害対策本部へ設置基数・設置基準等の情報を提供する。

※ ４以下は自衛隊風呂と仮設入浴施設に分けて記載する。

（自衛隊風呂）

４．設置する避難所等の選定

設置基準に基づき設置避難所を選定する。【区災害対策本部】

５．自衛隊への設置依頼

区災害対策本部の報告に基づき、自衛隊へ設置を依頼する。【生活衛生課】

６．現地での自衛隊風呂の設置調整

現地避難所で自衛隊風呂の設置調整を行う。【区災害対策本部】

７．設置状況の市民広報

場所、開設時間等設置状況の市民広報を行う。【生活衛生課、区災害対策本部】

（仮設入浴施設）

４．レンタル業者の選定、発注【生活衛生課】

① 市災害対策本部あてレンタル業者との契約を依頼し、区災害対策本部へ選定業者について通知する。

② レンタル業者へ区別発注する。

５．設置する避難所等の選定、現地設置調整【区災害対策本部】

① ガス、電気、通水の状況を見ながら、設置避難所の優先順位、設置台数等を決定する。

② 現地避難所でレンタル業者と設置調整を行う。

(3)-2　民間入浴施設等の開放要請フロー（災害発生後）

１．民間及び公的入浴施設の開放要請及び開放入浴施設の把握

① 民間入浴施設へ開放を要請する。（広報、個別依頼）【生活衛生課、各衛生監視事務所】
② 庁内各局へ公的施設の開放を要請する。【生活衛生課】
③ 開放施設の状況を把握し、生活衛生課へ報告する。【各衛生監視事務所】

２．全市開放入浴施設の把握及び市民向け情報提供

① 開放入浴施設の全市リストを作成する。【生活衛生課】
② 市災害対策本部等あて開放入浴施設リストの報道、広報を依頼する。【生活衛生課】
③ 各衛生監視事務所あて全市の開放入浴施設リストをフィードバックする。【生活衛生課】
④ 避難所等への開放入浴施設リストの掲示等市民向け情報提供を行う。【各衛生監視事務所】

※　以上を反復継続する。

(3)-3　公衆浴場再開支援フロー（災害発生後）

被災規模が大きく、特にライフラインの復旧が長期に及び、水、ガスが復旧しないときは、必要に応じ、次のとおり公衆浴場再開支援を実施する。

１．公衆浴場の被災状況、再開要請及び給水、燃料の必要性の把握

① 公衆浴場の被害状況の調査、再開要請を行う。【各衛生監視事務所】
② ①の調査結果の情報を整理する。【生活衛生課】

２．給水・燃料支援調整【生活衛生課】

① タンクローリー車保有企業等へ支援を依頼する。
② 他府県応援隊を把握する。
③ ①、②の結果に基づく地区割り等支援調整を行う。
④ 取水に伴う水道局の了解を得る。
⑤ 給油可能な燃料業者を把握し、斡旋する。

３．再開公衆浴場の把握

① 公衆浴場の再開状況を調査する。【各衛生監視事務所】
② 営業公衆浴場リストを作成する。【生活衛生課】

４．営業公衆浴場リストの市民向け情報提供

① 市災害対策本部等あて営業公衆浴場リストの報道、広報を依頼する。【生活衛生課】
② 各衛生監視事務所あて全市営業公衆浴場リストをフィードバックする。【生活衛生課】
③ 避難所へ公衆浴場リストを提示する。【各衛生監視事務所】

(4) 被災者向け生活支援フロー

避難所生活が長期化した場合のフローを示す。

１．避難所での毛布等の乾燥・洗濯ニーズの把握【区災害対策本部】

① 避難所におけるニーズ等状況を把握する。
② 生活衛生課へ状況を報告する。

２．情報整理及び乾燥・洗濯業者の選定依頼【生活衛生課】

① 全市の情報を整理する。
② 市災害対策本部あて乾燥・洗濯業者との契約を依頼する。

３．毛布等の必要避難所、必要枚数等の把握【区災害対策本部】

毛布の必要避難所、必要枚数等の情報を把握整理する。

４．乾燥・洗濯業者への発注【区災害対策本部】

乾燥・洗濯業者あて発注する。

37．災害時空地管理マニュアル

責 任 者	行財政局管財担当部長	加藤　利明	(内線 2630)
副責任者	行財政局財政部活用担当課長	恒　　裕弘	(内線 2638)

１．目的

災害発生後、各ライフライン各社や防災関係機関による復旧活動や災害応急対策の実施に伴い発生する空地需要に対して、現存空地の情報を把握し、利用者の需要を調整しながら合理的活用を図り、復旧・復興活動の迅速化に資することを目的とする。

２．対象とする空地

対象とする空地は、概ね 1,000 ㎡以上の市有地及び公有地（国・県等）とし、可能な限り企業等が所有する民有地の情報も収集する。

３．事務処理のフロー図（災害発生後）

１．現存空地（市有地）情報の把握

(1)　空地の抽出

行財政部は、災害時に必要となる概ね 1,000 ㎡以上の市有地を中心に空地を選別する。

(2)　関連部局会議の開催

行財政部は用地所管部局・防災関係機関等を招集し、利用可能な空地情報の収集及び利用ニーズの意見交換をする。

行財政局財政部管財課
建設局総務部事業用地課、公園砂防部管理課
都市計画総局計画部まち再生推進課、市街地整備部市街地整備課、
住宅部住宅整備課
みなと総局みなと振興部経営課、経営企画部分譲推進課、技術部西神整備事務所
水道局総務部経営管理課
交通局高速鉄道部施設管理課
教育委員会事務局総務部学校計画課
※必要に応じ、その他関係部局担当課

(3)　想定される空地利用ニーズ

① ライフライン復旧用地　② 防災関係機関復旧用地 ③ 駐車場用地
④ 臨時ヘリポート　⑤ 避難所　⑥ ゴミ、瓦礫置場　⑦ 救援物資置場
⑧ 応急仮設住宅建設用地　⑨ その他用地

２．公有地（国・県等）及び民有地情報の収集

(1)　公有地（国・県等）の情報把握

国有地など公有地のうち、利用可能な空地の有無を照会する。

(2) 外部（民有地）情報の収集・提供情報の集約

企業や個人所有の空地の情報を収集する。

3．利用可能な空地情報の集約

(1) 航空写真の入手

災害後撮影された航空写真を入手し、空地の現況を把握する。

(2) 現地調査

市有地を含む公有地の現況調査及び提供の申し出があった民有地の現地調査を行う。徒歩または自転車による調査を基本とする。調査内容としては道路との接面状況、敷地内段差の有無、危険箇所の有無等に重点を置く。

(3) 地図・台帳作成

市有地及び公有地、民有地を含めて現地調査に基づき空地台帳を作成する。

ア 位置図等の作成

イ 台帳作成

① 住宅地図（ブルーマップ）

② 1／2500 地図　　③ 1／1000 地図

④ 測量図（必要な場合は土地所有者から提供してもらう）

⑤ 現況図（　　〃　　）

⑥ 写真　　⑦ 登記簿（市有地以外）

4．利用ニーズの調整

(1) ライフライン各社、防災関係機関からの要望の集約

復旧活動や災害応急対策の実施に伴い必要となる復旧資機材置場や駐車場等の要望を把握し、これらを集約・精査する。（様式２、様式４）

ア 使用目的（優先順位を判断するためにも具体的に）

イ 使用期間

ウ 使用面積（特に希望があれば使用形状）

エ 要望地域

(2) 優先順位の決定

利用ニーズをもとに、各機関と協議のうえ空地使用の優先順位を決定する。

5．空地活用

(1) 利用機関との仲介

空地所管課（所有者）と利用機関との仲介及び必要に応じて調整等を行う。

(2) 利用状況の現状把握

空地利用機関より利用状況を把握し、時系列的に変化する利用ニーズに応じて合理的活用を図る。（様式３）

(3) 管理台帳の整理

利用機関の変化、利用目的の変更等に応じて適宜管理台帳を整理する。

（様式１）

空 地 管 理 台 帳

（　　区　Ｎｏ.　　）

所　在　地			
所　管　課 （所 有 者）	ＴＥＬ　　（　　）　　担当者：		
現　　況			
面　　積	㎡（公簿・実測・概測）		
用 途 地 域	一低専・二低専・一中高・二中高・一住居・二住居・準住居・近　商 商　業・準　工・工　業・工　専・調　区・未指定		
画 地 形 状			
地　　勢			
接 面 道 路			
主要道路からの ア ク セ ス			
調 査 日 時	平成　　年　　月　　日	調 査 員	（　　局　　課）
添 付 書 類	位置図作成（済・未）	写 真 撮 影（済・未）	測　量　図（有・無）
特 記 事 項			

（様式２）

空 地 利 用 希 望 台 帳

（平成　　年　　月　　日受付）

期　間　名 （連絡先）				
利　用　目　的				
利　用　期　間				
面　　積				
地　　域				
照会日	年　月　日	照会者		情報提供地（　　区　No.　　）
□利用決定（　　月　　日）				
□利用辞退（　　月　　日）　理由：				
照会日	年　月　日	照会者		情報提供地（　　区　No.　　）
□利用決定（　　月　　日）				
□利用辞退（　　月　　日）　理由：				
照会日	年　月　日	照会者		情報提供地（　　区　No.　　）
□利用決定（　　月　　日）				
□利用辞退（　　月　　日）　理由：				
その他				

（様式３）

空 地 利 用 状 況 表

（　　区　Ｎｏ.　　）

所　在　地	
所　管　課 （所　有　者）	ＴＥＬ　　（　　）　　担当者：
利　用　機　関 （連　絡　先）	ＴＥＬ　　（　　）　　担当者：
使　用　目　的	
使　用　期　間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
使　用　面　積	㎡
使　用　条　件	
そ　の　他	

（様式４）

空 地 利 用 希 望 一 覧 表

（Ａ４　横長）

機 関 名	連 絡 先	担 当 者	利 用 目 的	利用期間	面　積	地 域	そ の 他

【公有地及び民有地情報の連絡先】

機　関　名	住　　所	電 話 番 号
財務省近畿財務局 神戸財務事務所　管財課	神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎	（０７８）３９１－６９４４
兵庫県企画県民部 災害対策局　災害対策課	神戸市中央区下山手通５丁目 10－１	（０７８）３６２－９８１７
独立行政法人鉄道 建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業団西日本支社	大阪市淀川区西中島５丁目 ４番 20 号中央ビル６階	（０６）６３０４－１３６８
独立行政法人都市再生機構 西日本支社総務企画部 総務・経営チーム	大阪市城東区森之宮１丁目 ６番 85 号	（０６）６９６９－９２１１

38．ボランティア活動支援マニュアル

（責任者　　保健福祉局総務部地域福祉課長　　中村　千佳子　(内線 3059)
副責任者　　保健福祉局総務部計画調整課民生委員・ボランティア担当係長
島　真一朗　　(内線 3052)）

１．目的

災害発生時における被災者の生活支援には、迅速性、即応性、柔軟性、個別性等が必要とされ、それらの原理で活動するボランティア活動の有効性、有益性が阪神・淡路大震災で改めて確認された。21 世紀の市民福祉社会の構築には、行政とボランティアはそれぞれ行動原理に基づき、また、独自の役割を明確にし、相互に補いあう対等なパートナーとして認識するとともに、お互いに連携・協力することが必要である。

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、災害発生時にもボランティアが活動しやすい環境を整備するとともに、非常時に機能的なボランティア活動が展開されるよう「ボランティア活動支援マニュアル」を策定する。

２．活動支援のフロー図（災害発生後）

１．被害状況把握・情報収集

（ボランティア班）

① 市・区社協からの情報を一元的に把握、整理
② 災害対策本部、他部局情報の把握、整理
③ マスコミ情報等の把握、整理

２．ボランティア班会議の開催

① 主幹（地域福祉担当）は、メンバーを招集し、ボランティア班会義を開催する。
② ボランティア班会議は、災害ボランティア情報センター、現地支援センター設置の可否を検討する。
③ ボランティア班会議は、災害ボランティアへの活動支援策を検討する。

神戸市から設置要請

３．災害ボランティア情報センター設置支援

① 市社協は、情報センターを設置する。
② 神戸市は、必要な活動支援を行う。

３′．災害ボランティア現地支援センター設置支援

① 区社協は、現地支援センターを設置する。
② 神戸市は、必要な活動支援を行う。

４．災害ボランティア電話相談窓口設置

① 市社協及び区社協は、それぞれ災害ボランティア情報センター及び災害ボランティア現地支援センターに電話相談窓口を設置する。
② ボランティア班は、電話相談業務をサポートする
③ 神戸市は、災害ボランティア情報センター、災害ボランティア現地支援センターの設置と電話相談窓口設置をＰＲする。

５．災害ボランティア保険の加入

① 神戸市は、ボランティア保険に加入する。
② 市社協及び区社協は、ボランティア保険加入窓口となるとともに、事故後の申請窓口及び保険会社との連絡調整業務を担当する。

６．災害ボランティア活動支援

① 神戸市からの活動支援
② 市・区社協からの活動支援

７．ボランティアの受入れ要請

39．風水害対応マニュアル

責 任 者	危機管理室危機対応担当課長	川中　　徹	(内線 2920)
責 任 者	各部担当課長		
副責任者	危機管理室危機対応担当係長	今西　博英	(内線 2922)
副責任者	各部担当係長		

１．目的

台風及び集中豪雨等により発生する、洪水、高潮、山崩れ等の災害に対処し、被害を軽減するために、気象情報の収集、災害対策（警戒）本部の設置、市民への情報伝達など水防活動に必要な項目を定めることを目的とする。

２．マニュアルのフロー図

１．台風・集中豪雨等

２．気象情報の収集

・日本気象協会、神戸市水防情報システム等【建設部】
・高潮情報システム等【みなと総部】
・消防監視カメラ、ヘリコプターテレビ等【消防部】
・神戸海洋気象台、兵庫県フェニックス防災システム等による気象情報の収集【危機管理部】

３．防災連絡会議の開催

４．市民への情報伝達

・防災行政無線同報系（拡声子局　戸別受信機）【危機管理部、消防部、区本部】
・神戸市雨量情報テレホンサービス【建設部】
・オートダイヤル【消防部】
などにより市民へ情報を伝達する。

５．各部局への情報伝達

（気象情報提供）
・勤務時間内のみ危機管理部から庁内放送・防災行政無線等により伝達する。

６．水防配備・監視 ⟷ ７．防災指令の発令・災害警戒本部の設置

各部の「防災組織計画」による。

◇水防地区への監視体制

・量水標等の監視
　量水標の監視【消防部】、潮位計の監視【みなと総部】
・兵庫県神戸土木事務所との連携
　河川水位の状況（通報水位、警戒水位、最高水位等の水位情報）【建設部】

・「災害対策本部設置・運営マニュアル」を準用する。
・オペレーションセンターにおける災害・事故情報の収集・共有（水防関係部局を中心とした情報連絡員の派遣）

青野ダムの放流の連絡【兵庫県三田土木事務所】
天王ダム放流の連絡【兵庫県神戸土木事務所】

・排水ポンプ場の監視【建設部】
・防潮堤の監視【みなと総部】
・ため池の監視【ため池管理者・ため池水利代表者】
・水防上影響のある工事の監視【工事施工者】
・水防巡視員の配置
防災指令第１号・２号発令時【消防部】
・水防監視員・連絡員（消防団員）の配置
防災指令第３号発令時【消防部】
・消防団の水防活動【消防部】
河川の水位、海岸の潮位等の状況により、消防署長の指示のもと出動準備体制をとるとともに、水災による危険が切迫した場合は、警戒配備につく。
・道路パトロール【建設部】
降雨等による災害発生の危険性が予測される場合、関係機関と連携を図り、道路パトロールを実施する。

◇地震等に起因する２次災害に関する警戒体制
・土石流の予想される箇所への監視
【国土交通省六甲砂防事務所】
・地滑りの予想される箇所への監視
【兵庫県神戸土木事務所】
・崖崩れの予想される箇所の監視
【国土交通省六甲砂防事務所、兵庫県神戸土木事務所、六甲治山事務所、建設部、消防部】

８．市民への情報伝達

・マスコミへの資料提供を通じたテレビ、ラジオ（報道機関）放送
・防災行政無線同報系（拡声子局　戸別受信機）【危機管理部、消防部、区本部】
・神戸市雨量情報テレホンサービス【建設部】
・オートダイヤル【消防部】
・広報車等【消防部】
などにより市民に情報を伝達する。

９．災害対策本部の設置

現地災害対策本部の設置

・「災害対策本部設置・運営マニュアル」を準用する。
・必要に応じて現地災害対策本部を設置する。
・オペレーションセンターにおける災害・事故情報の収集・共有（全局から情報連絡員の派遣）

１０．避難勧告・指示

・「避難誘導マニュアル」による【消防部】

１１．水防活動・応急対応

・各部の「防災組織計画」による。
・風水害時における避難所開設・運営その他必要な応急対応は、各対応マニュアルによる。

40．事故災害対応マニュアル

責 任 者	危機管理室危機対応担当課長	川中　　徹	(内線 2920)
責 任 者	各部担当課長		
副責任者	危機管理室危機対応担当係長	今西　博英	(内線 2922)
副責任者	各部担当係長		

１．目的

多数の死傷者等が発生する大規模火災や大規模事故が発生し、また、発生する恐れがある場合において、警戒、鎮圧、被害等の拡大防止を図ることを目的とする。

２．マニュアルのフロー図

(1)　大規模火災・事故災害（海上事故災害を除く）

１．大規模火災・事故災害発生

各部の「防災組織計画」等において消火、救出等の応急対応を実施する。

・大規模火災【消防部】
　強風時火災、広域断水時火災、続発火災、地下街火災、高層ビル火災、林野火災
・石油コンビナート等特別防災区域における災害【消防部】
・危険物・有毒物取扱施設等における災害【消防部】
　危険物施設、火薬類・高圧ガス施設、毒物・劇物取扱施設、ＲＩ関係施設における事故災害、核燃料物資輸送車両事故災害
・鉄道事故災害【鉄道事業者　消防部　危機管理部等】
・道路事故災害【道路管理者　消防部　危機管理部等】
・空港事故災害【みなと総部　消防部　保健福祉部　危機管理部等】
・その他の事故災害【消防部　保健福祉部　危機管理部等】
　航空機事故　危険物・ガスの爆発、流出、漏洩等の事故　建物・大規模工作物の倒壊事故　集団食中毒事故　その他の事故等

２．被害の拡大、多数の被災者の発生

３．事故（火災）警戒本部の設置 ---- 事故（火災）現地警戒本部の設置

・複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整などの警戒体制が必要と判断した時に事故（火災）警戒本部を設置する。【危機管理部】
・本部長：危機管理部長、本部員：危機管理部長が関係部の長と協議の上指名する。
・必要に応じて事故（火災）現地警戒本部を設置する。

４．事故（火災）対策本部の設置

事故（火災）現地対策本部の設置

・複数の部局にわたって、救助、救急、医療、広報などの総合的な応急活動を行う必要があると判断した場合に事故（火災）対策本部を設置する。【危機管理部】
・本部長：市長　副本部長：本部構成部局所管副市長　本部員：危機管理監、関係部の長
・必要に応じて事故（火災）現地対策本部を設置する。
・「災害対策本部の設置・運営マニュアル」による。

５．災害対策本部の設置

現地対策本部の設置

・被害の状況から、市長が全庁的な取り組みが必要と判断した場合、災害対策本部を設置する。
・「災害対策本部の設置・運営マニュアル」による。

６．災害応急対応

・各応急対応マニュアルによる。

(2)　海上事故災害

①　災害対策本部等の設置・運営

１．海上事故災害発生

・本市沿岸海域において船舶の衝突、転覆、火災等の海難発生により多数の避難者、行方不明者、死傷者が発生した場合

２．情報の収集・伝達

・事故船舶・施設、神戸海上保安部、警察署、消防署等との連絡体制による情報の収集・伝達【消防部等】

１．流出油事故災害発生

・重油等の大量流出等による著しい海洋汚染等により本市沿岸海域、陸岸に被害が及んだ場合、又は及ぶ可能性がある場合

２．情報の収集・伝達

・庁内の連絡体制による伝達【消防部等】
消防監視カメラ、ヘリコプターテレビ、危機管理情報システム等の活用

２‘．流出油事故警戒本部の設置

現地事故警戒本部の設置

・大阪湾内で流出事故が発生し、本市沿岸海域等にも影響が出る可能性がある場合に設置する。
【危機管理部】
・本　部　長－危機管理部長
・本　部　員－企画調整局調整課長　行財政局人事課長　市民参画推進局広報課長　保健福祉局庶務課長　環境局庶務課長　産業振興局庶務課長　建設局庶務課長　みなと総局経営企画部担当課長【防災担当】　消防局警防課長　危機管理室担当課長
・活動内容 港務艇、ヘリ等による情報の収集流出油、海面の監視【消防部　みなと総部等】
・現地警戒本部の設置の検討【危機管理部】
・海上事故対策本部の設置【危機管理部】

３．海上事故対策本部の設置

現地事故対策本部の設置

船舶事故等により大規模な消火・救助・救出・医療活動等が必要な場合に設置する。

【危機管理部】

・本部長：市長　副本部長：副市長

・構成局：災害の状況に応じて市長が指定

・必要に応じて現地対策本部を設置する。

・構成局はオペレーションセンターに職員を派遣する。

３．海上事故対策本部の設置

現地事故対策本部の設置

本市沿岸海域等に流出油等の重大な影響が及ぶ場合に設置する。【危機管理部】

・本部長：市長　副本部長：副市長

・構成局：危機管理室　企画調整局　行財政局　市民参画推進局　保健福祉局　環境局　産業振興局　建設局　みなと総局　消防局

・必要に応じて現地対策本部を設置する。

・構成局はオペレーションセンターに職員を派遣する。

４．災害対策本部の設置

現地事故対策本部の設置

・本市沿岸海域等で海上災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、全庁的な防災活動の推進を図る必要がある場合に設置する。

・必要に応じて現地対策本部を設置する。

・「災害対策本部の設置・運営マニュアル」による。

② 海上事故（流出油事故を除く）災害活動内容

1．港湾区域等での応急措置【みなと総部】

・神戸港長に対し、入港船の停止等の要請をする。
・関係機関との連携による油の拡散防止、火災の延焼防止に努める。
・埠頭利用業者に対する協力要請を行う。
・防災関係機関との連絡調整を行う。

2．捜索・救助活動、消火活動【消防部】

・「船舶消防に関する業務協定」に基づき、神戸海上保安部と協力して活動する。
・消防警戒区域を設置する。

3．救急・医療活動【消防部、保健福祉部】

・救護所の設置、救護班の編成、負傷者の病院等への搬送、兵庫県、日赤等への医師派遣要請を実施する。

4．緊急輸送活動【事故対策本部等】

・神戸海上保安部、警察等と連携した災害時交通規制、緊急輸送対策を実施する。

③ 流出油防除活動内容

1．資機材の調達

・スコップ類、ヘラ類、ひしゃく、バケツ等を調達する。【行財政部】
・オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等が不足する場合は、国等へ支援を要請する。【事故対策本部等】

2．本市沿岸海域における防除対策【事故対策本部等】

・神戸海上保安部から要請を受けた場合、又は市長が必要と認めた場合は、神戸海上保安部、海上災害防止センター等との連携を密にして、必要な対応を行う。

3．本市陸岸に漂着した油等の回収【事故対策本部等】

・活動に必要な人員を算定し、防災指令等に基づき、各部局より職員を動員・配備し回収する。

4．回収した流出油等の応急的な一時保管【事故対策本部等】

・海上災害防止センターが廃油等の保管・運搬・処理を直ちに行うことができない場合は、神戸海上保安部等防災関係機関と協力して空地等で廃油の一時保管を行う。

5．大気汚染対策

・大気の監視、汚染物質の分析を行い、汚染状況に応じた対応を関係部局に通報する。【環境部】
・流出油の成分、大気の分析結果から人体への影響を調査し、対応を関係部局に通報する。また、市立病院、区保健福祉部等に対応を指示する。【保健福祉部】
・状況により、市長は県知事を経由して災害時放送協定に基づき、報道機関に対し「市民が注意すべき事項」について放送を要請する。【事故対策本部】
・防災行政無線同報系、広報車等で市民へ広報する。【各区、関係各部】

6．健康対策【保健福祉部等】

・揮発成分等による中毒患者が多数発生した場合、市立病院などにおいて、患者受入れ体制の整備、救護所の設置・医療救護班の派遣、患者数等の情報の集約、回収作業従事者の健康管理などの活動を実施する。

7．市民利用施設対策及び海産物対策

・海水浴場等の監視、水質検査の実施【環境部】
・本市の市民利用施設の利用者への広報、施設の閉鎖等の実施【施設管理担当部】
・漁業協同組合、民間施設への情報提供等【産業振興部　関係部】
・流出油等による汚染が疑われる水産物の流通の防止【保健福祉部】
・市民等からの相談対応【各区保健福祉部】
・水産物の汚染の実態把握【環境保健研究所】

8．野性動物の保護【事故対策本部等】

・海鳥などの野性動物への被害が発生した時は、ボランティア等の協力を得て保護する。

9．ボランティアへの活動支援【事故対策本部等】

・ボランティア等の協力を得て、油の回収作業を実施する。
・必要に応じて、兵庫県へ災害救護専門ボランティアの派遣を要請する。

■ 附 属 資 料 ■

【災害関係機関所在地電話番号一覧表】

(1) 神戸市関係

機関名		所在地	電話	
神戸市役所		中央区加納町６－５－１	331-8181(代)	
危機管理部情報連絡室		〃		*028-100-53
	（市民問い合わせ用）	〃		（322）5000
	（総務・広報・広聴）	〃	(内　線 7310～4)	（322）5118
	（　指　揮　班　）	〃	(　〃　7320～2)	（322）5119
	（災害救助情報班）	〃	(　〃　7340～1)	（322）5120
	（区情報連絡班）	〃	(　〃　7350～1)	（322）5121
	（関係機関職員）	〃	(　〃　7330～1)	（322）5117
市長室	（秘書課）	〃	(　〃　2010～3)	（322）5006 *028-100-52
危機管理室		〃	(　〃　2911～2)	（322）6232
会計室		〃	(　〃　2111)	（322）5053
企画調整局	（企画課）	〃	(　〃　2310～2)	（322）5025
行財政局	（庶務課）	〃	(　〃　2410～2)	（322）5062
市民参画推進局	（広聴課）	〃	(　〃　2210～2)	（322）5167
	（広報課）	〃	(　〃　2220～3)	（322）5011
保健福祉局	（庶務課）	〃	(　〃　3010～2)	（322）5193
環境局	（庶務課）	〃	(　〃　3511～3)	（322）5278
産業振興局	（庶務課）	〃	(　〃　3810～2)	（322）5324
	(農政計画課)	〃	(　〃　3870～3)	（322）5361
建設局	（庶務課）	〃	(　〃　4015～6)	（322）5406
都市計画総局	（庶務課）	〃	(　〃　4510～2)	（322）5471
みなと総局	（総務課）	〃	(　〃　5368)	（322）6371
消防局	（庶務課）	〃	(　〃　5710～5)	（322）5738
	（警防課）	〃	(　〃　5760～5)	（325）8522 *028-100-42
	（司令課）	〃	(　〃　5770～5)	（322）5750
水道局	（庶務課）	〃	(　〃　5810～5)	（322）5868
交通局	（総務課）	〃	(　〃　6010～5)	（322）5924

＊は兵庫衛星通信ネットワ-ク番号

機　　関　　名	所　　在　　地	電　　話	
教育委員会事務局	中央区加納町６－５－１	(内　線 6210～1)	(322) 5760
選挙管理委員会事務局	〃	(　〃　6510～2)	(322) 5815
人事委員会事務局	〃	(　〃　6610～7)	(322) 5822
監査事務局（第１課）	〃	(　〃　6710～2)	(322) 5832
市会事務局（庶務課）	〃	(　〃　7110～3)	(322) 5853
外国語大学事務局（庶務課）	西区学園東町９－１	(794) 8121	
東灘区役所（総務課）	東灘区住吉東町５－２－１	(内線 911-202～11)	(841) 4131 代 (841) 2550 夜休
灘区役所（総務課）	灘区桜口町４－２－１	(〃 912-202～10)	(843) 7001 代 (843) 7010 夜休
中央区役所（総務課）	中央区雲井通５－１－１	(〃 913-202～8)	(232) 4411 代 (232) 4420 夜休
兵庫区役所（総務課）	兵庫区荒田町１－21－１	(〃 914-202～7)	(511) 2111 代 (511) 0600 夜休
北区役所（総務課）	北区鈴蘭台西町１－25－１	(〃 915-202～8)	(593) 1111 代 (593) 9888 夜休
北神出張所	〃 藤原台中町１－２－１	(〃 915-521～6)	(981) 5377 代
長田区役所（総務課）	長田区北町３－４－３	(〃 916-202～9)	(579) 2311 代 (579) 2345 夜休
須磨区役所（総務課）	須磨区大黒町４－１－１	(〃 917-202～7)	(731) 4341 代 (731) 8833 夜休
北須磨支所	〃　中落合２－２－５	(〃 917-5201～6)	(793) 1212 代 (793) 1005 夜休
垂水区役所（総務課）	垂水区日向１－５－１	(〃 918-202～8)	(708) 5151 代 (708) 5152 夜休
西区役所（総務課）	西区玉津町小山字川端 180－３	(〃 919-202～7)	(929) 0001 代 (929) 1800 夜･休
西神中央出張所	〃 糀台５－６－１	(992) 8100	
東灘区保健福祉部 (東灘福祉事務所・保健ｾﾝﾀｰ)	東灘区住吉東町５－２－１	(851) 8430	
灘区保健福祉部 (灘福祉事務所・保健ｾﾝﾀｰ)	灘区桜口町４－２－１	(843) 7020	
中央区保健福祉部 (中央福祉事務所・保健ｾﾝﾀｰ)	中央区雲井通５－１－１	(221) 2600	
兵庫区保健福祉部 (兵庫福祉事務所・保健ｾﾝﾀｰ)	兵庫区荒田町１－21－１	(511) 0220	
北区保健福祉部 (北福祉事務所・保健ｾﾝﾀｰ)	北区鈴蘭台西町１－25－１	(593) 1143	
長田区保健福祉部 (長田福祉事務所・保健ｾﾝﾀｰ)	長田区北町３－４－３	(579) 2305	
須磨区保健福祉部 (須磨福祉事務所・保健ｾﾝﾀｰ)	須磨区大黒町４－１－１	(731) 9429	
北須磨支所	〃　中落合２－２－５	(793) 1313	
垂水区保健福祉部 (垂水福祉事務所・保健ｾﾝﾀｰ)	垂水区日向１－５－１	(709) 2357	
西区保健福祉部 (西福祉事務所・保健ｾﾝﾀｰ)	西区玉津町小山字川端 180－３	(929) 0023	

機　　関　　名	所　　在　　地	電　　話
医療センター中央市民病院	中央区港島南町２－２－１	(302) 4321 代
医療センター西市民病院	長田区一番町２－４	(576) 5251 代
保健所	中央区加納町６－５－１	(232) 7581
東部衛生監視事務所	中央区雲井通５－１－１	(232) 7581
西部衛生監視事務所	長田区北町３－４－３	(579) 2660
北衛生監視事務所	北区鈴蘭台西町１－25－１	(593) 3250
垂水衛生監視事務所	垂水区日向１－５－１	(708) 6230
西衛生監視事務所	西区玉津町小山字川端 180－３	(929) 0550
こころの健康センター	兵庫区駅南通５－１－２－300	(672) 6500
環境保健研究所	中央区港島中町４－６	(302) 6304
（環境局）		
東灘事業所	東灘区魚崎西町３－５－３	(841) 0161～2
灘事業所	灘区琵琶町２－１－２	(871) 1081～2
中央事業所	中央区脇浜町３－２－30	(251) 3521～2
兵庫事業所	兵庫区浜崎通２－23	(652) 0981～2
北事業所	北区山田町下谷上字久保 12－４	(581) 0460,0462
長田事業所	長田区真野町９－24	(652) 1141～2
須磨事業所	須磨区小寺町２－５－16	(731) 2041～2
垂水事業所	垂水区本多聞７－１	(783) 0333～6
西事業所	西区平野町向井字祇園尾 100	(961) 1414～5
自動車管理事務所	兵庫区御崎町１－３－15	(652) 2040～3
（産業振興局）		
中央卸売市場本場	兵庫区中之島２－１－３	(672) 8152～4
〃　　東部市場	東灘区深江浜町１－１	(413) 7071～4
〃　　西部市場	長田区苅藻通７－１－20	(671) 1593
農業振興センター	西区伊川谷町潤和 1058 （西神文化センター内）	(975) 5800
農業振興センター（北分室）	北区藤原台中町１－２－１ （北神中央ビル内）	(982) 7111
（建設局）		
東部建設事務所	東灘区御影塚町２－27－20	(854) 2191
中部建設事務所	兵庫区湊川町２－１－12	(511) 0515
北建設事務所	北区有野町唐櫃 3064	(981) 5191～2
西部建設事務所	須磨区妙法寺字ヌメリ石１－１	(742) 2424
垂水建設事務所	垂水区福田５－６－20	(707) 0234～5
西建設事務所	西区玉津町今津 333－１	(912) 3750
道路公社	中央区港島中町４－１－１	(302) 4671
道路管理センター	北区山田町下谷上字池の内	(583) 0234
六甲山トンネル料金事務所	北区有野町唐櫃字六甲山 4512－７	(981) 9889
六甲北有料道路有野料金事務所	北区有野町有野字池の谷 3764	(982) 0092
六甲北有料道路柳谷料金事務所	北区有野町有野字池の谷 3767－３	(981) 2242
六甲北有料道路大沢料金事務所	北区大沢町上大沢字細池 2147－15	(954) 0739

機　　関　　名	所　　在　　地	電　　話
山麓バイパス天王谷料金事務所	兵庫区平野町字天王谷西服山 354−19	(531) 7377
新神戸トンネル有料道路箕谷料金事務所	北区山田町下谷上字池の内６	(583) 0236
東水環境センター	東灘区魚崎南町２－１－23	(451) 0456
中央水環境センター	長田区南駒栄町１−44	(641) 2711
北下水道センター	北区山田町下谷上上ノ勝４－１	(581) 6250
中央水環境センター ポートアイランド処理場	中央区港島中町８－４	(302) 0425
中央水環境センター 鈴蘭台処理場	兵庫区烏原町字譲原	(521) 0020
西水環境センター	垂水区平磯１－１−65	(752) 1700
西水環境センター西神施設課	西区森友１−26	(927) 5078
都市整備公社下水道事業運営部向洋管理事務所	東灘区向洋町東２－１－１	(857) 1905
（みなと総局）		
海務課けい船係（摩 耶）	灘区摩耶埠頭	(861) 3552
神戸港管理事務所管理課	中央区港島中町４－１－１	(304) 2500
神戸港管理事務所工務課	中央区港島中町４－１－１	(302) 8693
臨海整備事務所	中央区神戸空港 10	(302) 1331
西神整備事務所	西区井吹台東町１－１－１ 西神南センタービル６Ｆ	(992) 5820
神戸空港管理事務所	中央区神戸空港１	(306) 4195
（消防局）		
市民防災総合センター	北区ひよどり北町３－１	(743) 3771 代
東灘消防署	東灘区住吉東町５－２－１	(843) 0119 代
灘消防署	灘区神ノ木通３－６−18	(882) 0119 代
中央消防署	中央区小野柄通２－１−19	(241) 0119 代
兵庫消防署	兵庫区荒田町１−21−１	(512) 0119 代
北消防署	北区北五葉２－１－９	(591) 0119 代
長田消防署	長田区北町３－４－８	(578) 0119 代
須磨消防署	須磨区中島町１－１－１	(735) 0119 代
垂水消防署	垂水区舞多聞東１−10−30	(786) 0119 代
西消防署	西区春日台５－１−10	(961) 0119 代
水上消防署	中央区港島３－２	(302) 0119 代
（水道局）		
浄水管理センター	兵庫区楠谷町 37−１	(351) 2414 代
東部センター	東灘区田中町 5 丁目３−23	(451) 2020 代
中部センター	中央区橘通３－４－２	(341) 5451 代
北センター	北区日の峰１−14−１	(582) 4000 代
西部センター	須磨区大池町５－６−30	(733) 6601 代
垂水センター	垂水区本多聞２−11−１	(784) 0550 代

(2) 兵庫県関係

機関名	所在地	電話
兵庫県庁		
企画県民部知事室秘書課	中央区下山手通5－10－1	(362) 3008
企画県民部企画財政局総務課		(362) 3042
企画県民部災害対策局災害対策課		(362) 9988 *028-151-3140
企画県民部災害対策局消防課		(362) 9822
産業労働部産業振興局産業保安課		(362) 9826～8
健康福祉部社会福祉局総務課		(362) 3148
農政環境部農政企画局総務課		(362) 3398
県土整備部県土企画局技術企画課		(362) 9247
神戸県民局		
総務室	中央区中山手通6－1－1	(361) 8613
神戸農林水産振興事務所神戸土地改良センター		(361) 8560
神戸農林水産振興事務所六甲治山事務所		(361) 8569
神戸土木事務所	長田区浪松町3－2－5	(737) 2135 *028-181-522

＊は兵庫衛星通信ネットワ-ク番号

(3) 兵庫県警察本部

機関名	所在地	電話
兵庫県警察本部		
警備部災害対策課	中央区下山手通5－4－1	(341) 7441 代（内線 5881）
神戸市警察部庶務課		(341) 7441 代
東灘警察署	東灘区御影中町2－3－2	(854) 0110 代
灘警察署	灘区水道筋1－24－8	(802) 0110 代
葺合警察署	中央区吾妻通5－1－2	(231) 0110 代
生田警察署	〃 中山手通2－2－25	(333) 0110 代
神戸水上警察署	〃 波止場町1－4	(332) 0110 代
兵庫警察署	兵庫区下沢通3－1－28	(577) 0110 代
神戸北警察署	北区甲栄台3－6－1	(594) 0110 代
有馬警察署	〃 藤原台北町6－18－1	(981) 0110 代
長田警察署	長田区北町3－4－9	(578) 0110 代
須磨警察署	須磨区大池町5－1－30	(731) 0110 代
垂水警察署	垂水区本多聞3－12－1	(781) 0110 代
神戸西警察署	西区糀台5－12－2	(992) 0110 代

(4) 指定地方行政機関

機　　関　　名	所　　在　　地	電　話
近畿財務局神戸財務事務所	中央区海岸通 29 番地　神戸地方合同庁舎	(391) 6941
近畿農政局神戸地域センター	〃　海岸通 29 番地　神戸地方合同庁舎４階	(331) 9946
兵庫森林管理署	宍粟市山崎町今宿 100－１	0790 (62) 0595
神戸運輸監理部	中央区波止場町１－１　神戸第２地方合同庁舎	(321) 3473
近畿地方整備局	大阪市中央区大手前 1-5－44　大阪合同庁舎１号館	06(6942)1141 代
六甲砂防事務所	東灘区住吉東町３－13－15	(851) 0535 代
近畿地方整備局 （港湾・空港関係）	中央区海岸通 29 番地　神戸地方合同庁舎	(391) 7571
神戸運輸監理部兵庫陸運部	東灘区魚崎浜町 34－２	(453) 1106
第五管区海上保安本部 神戸海上保安部	中央区波止場町１－１　神戸第２地方合同庁舎	(331) 5611 代 (331) 4999(緊急) *028-981-33
神戸海洋気象台		
（総 務 課）	中央区脇浜海岸通 1-4-3　神戸防災合同庁舎	(222) 8901
（業 務 課）		(222) 8907
（海 洋 課）		(222) 8910
（観測予報課）		(222) 8915 *028-982-33
近畿総合通信局	大阪市中央区大手前 1-5-44　大阪合同庁舎１号館	06 (6942) 8557

＊は兵庫県衛星通信ネットワ-ク番号

(5) 国関係

機　　関　　名	所　　在　　地	電　　話
内閣府（防災担当）	東京都千代田区永田町１－61	03 (5253) 2111
消防庁		
国民保護・防災部防災課	東京都千代田区霞が関２－１－２	03 (5253) 7525
予防課特殊災害室		03 (5253) 7528
夜間・休日宿直室		03 (5253) 7777
文部科学省		
科学技術・学術政策局	東京都千代田区霞が関２－２－１	03 (3581) 3684
原子力安全課防災環境対策室		
原子力安全課原子力規制室		03 (3581) 4754
原子力安全課放射線規制室		03 (3581) 1281
自衛隊		
陸上自衛隊		
第３特科隊(姫路)	姫路市峰南町１－70	(079)222-4001 内線:238[当直:302]
第３師団（伊丹）	伊丹市広畑１－１	072(781)0021 内線:3724、3734 [当直:3301]
海上自衛隊		
阪神基地隊(神戸)	東灘区魚崎浜町 37	(441)1001 内線：232[当直：250]
呉地方総監部(呉)	広島県呉市幸町８－１	(0823)22-5511#5515 内線：2213#2215 [当直：2222、2333]

(6) **公共機関**

機　　関　　名	所　　在　　地	電　　話
（ライフライン関係）		
ＮＴＴ西日本 兵庫支店	中央区相生町１－３－２	(362) 0354
関西電力㈱神戸支店	中央区加納町６－２－１	(220) 0085
神戸地中配電工事所	尼崎市大庄西町４－７－33	06 (6419) 6545
神戸営業所	中央区加納町６－２－１	(392) 6200
明石営業所	明石市東仲之町２－14	(912) 1311 代
三田営業所	三田市高次１－１－21	0795 (63) 2484 代
加古川営業所	加古川市加古川町北在家 2552	0794 (21) 3201
大阪ガス㈱導管事業部 兵庫導管部緊急保安チーム	中央区港島中町４－５－３	(303) 7777 代
日本赤十字社兵庫県支部	〃　脇浜海岸通１－４－５	(241) 1499　　*028-986-33
阪神水道企業団	東灘区西岡本３－20－１	(431) 4351
（交通機関）		
西日本旅客鉄道株式会社 神戸支社	中央区東川崎町１－３－２	(360) 4004
神戸土木技術センター	明石市松ノ内２－３－８	(928) 0532
神戸駅長室	中央区相生町３－１－１	(341) 0216
三宮駅長室	〃　布引町４－１－１	(221) 0562
阪急電鉄㈱三宮駅	〃　加納町４－２－１	(331) 4802
神戸高速鉄道㈱本社	〃　多聞通３－３－９	(351) 0881 代
神戸電鉄㈱本社	兵庫区新開地１－３－24	(576) 8651 代
山陽電気鉄道㈱本社	長田区御屋敷通３－１－１	(612) 2032 代
阪神電気鉄道㈱三宮駅	中央区小野柄通８－１－８	(221) 1254 代
六甲摩耶鉄道㈱	灘区高羽西山８－２	(871) 1361 代
神姫バス㈱神戸営業所	中央区琴緒町４－１－284	(231) 5561 代
神戸新交通㈱本社	〃　港島６－６－１	(302) 2500 代

＊は兵庫県衛星通信ネットワ-ク番号

神戸市地域防災計画

―防災事業計画―

安全都市づくり推進計画

（平成 23～27 年度）

平成 23 年 12 月

神戸市防災会議

神　　戸　　市

目　　次

第１章　長期的な視点に立った危機管理・防災戦略 ---------- 1
第１節　危機管理・災害対策の総合的・計画的な推進---------- 3
1　神戸市民の安全の推進に関する条例…… 3
2　地域防災計画…… 3
3　国民保護…… 4
4　危機管理基本指針の策定・推進…… 4
5　東南海・南海地震対策の推進…… 5

第２章　災害に強い安全都市基盤の構築 ---------- 7
第１節　災害に強い多核ネットワーク都市の形成---------- 12
第１項　計画的な土地利用の誘導 ---------- 13
1　健全な市街地の誘導…… 13
2　みどりの聖域づくりの推進…… 15
3　人と自然との共生ゾーンの推進…… 16
第２項　多重性のある広域交通ネットワークの整備 ---------- 17
1　道路ネットワークの形成…… 18
2　鉄道ネットワークの形成…… 21
第３項　ライフラインネットワークの整備 ---------- 22
1　共同溝・電線共同溝の整備…… 22
2　水道の強化…… 22
3　下水道の強化…… 25
第４項　水と緑のネットワークの形成 ---------- 28
1　河川における環境形成帯の創出…… 28
2　幹線道路における環境形成帯の創出…… 31
3　グリーンベルト整備事業の推進…… 31
4　臨海部における環境形成帯の創出…… 33
第２節　自然災害等災害予防対策の推進---------- 34
第１項　土砂災害対策の推進 ---------- 34
1　治山事業…… 34
2　砂防事業…… 35
3　地すべり対策事業（県実施）…… 35
4　急傾斜地崩壊対策事業（県実施）…… 35
5　道路防災対策事業…… 35
第２項　宅地災害対策等の推進 ---------- 36
1　既成宅地の安全対策…… 36
2　宅地造成工事等の指導…… 36
3　急傾斜地崩壊危険区域…… 36
4　宅地災害未然防止措置の取組み…… 36

第３項　洪水・浸水対策の推進 ---------- 37
1　河川洪水対策 …… 37
2　都市の浸水対策の推進 …… 38
3　高潮・沿岸部都市浸水対策の推進 …… 40
4　ため池防災対策の推進 …… 40
5　津波対策の推進 …… 40
第４項　大規模地震対策の推進 ---------- 42
1　地震防災対策緊急事業５箇年計画 …… 42
2　耐震化の推進 …… 42
3　液状化対策の推進 …… 42
第５項　火災予防への取組み ---------- 43
1　大火災及び多数の死傷者の発生が予測される地域等 …… 43
2　企業の自主防火管理体制の強化 …… 43
3　市民による自主防災組織の確立と防災活動の推進 …… 44
4　消防団による防災活動の推進 …… 44
5　火災予防広報 …… 45
6　住宅防火の推進 …… 45

第３章　危機管理・災害対応力の強化 ---------- 47
第１節　防災拠点の整備 ---------- 52
第１項　地域防災拠点づくり ---------- 54
1　学校施設の防災拠点機能強化 …… 55
2　公園整備、公園施設の防災機能強化 …… 55
3　地域福祉センターを活用した災害時の要支援者支援の環境づくり …… 56
4　民間施設との連携 …… 57
第２項　防災中枢拠点・総合拠点等の整備 ---------- 59
1　防災中枢拠点、バックアップ拠点の強化 …… 59
2　防災総合拠点の整備 …… 59
第３項　広域防災拠点の整備 ---------- 62
1　陸の拠点 …… 62
2　海の拠点 …… 63
3　空の拠点 …… 64
第４項　防災施設の充実 ---------- 65
1　備蓄拠点の充実 …… 65
2　ヘリポートスペースの充実 …… 65
3　避難施設の指定・周知の推進 …… 65
第２節　危機管理体制の強化 ---------- 67
1　初動体制の強化 …… 67
2　新たな防災関連システム等の構築 …… 67
3　危機管理・防災対応に関するマニュアルの作成・充実 …… 68
4　広域連携の推進 …… 69
5　消防力の高度化・専門化 …… 70
6　救急救命体制の強化 …… 70
7　医療体制の強化 …… 72
8　健康危機管理体制の充実・強化 …… 73

9　防災訓練の推進 74

第３節　災害時に自立生活が可能な環境づくり 77
第１項　災害時要援護者支援のための仕組みづくり 77
1　福祉意識の啓発・人材の育成 77
2　地域での助け合いの仕組みづくり 77
3　災害時要支援者リストの整備 78
4　社会福祉施設の災害時の利用 78
5　コミュニケーション手段の確保 78
6　高齢者・障がい者等の緊急通報システムの推進 78
7　こうべユニバーサルデザインの推進 78
8　女性のための相談室 80
9　外国人への対応 80
10　外来者等への対応 81
第２項　ボランティアとの連携強化 82
1　ボランティアネットワーク等との連携 82
2　災害時ボランティアセンターの充実 82
3　災害時のボランティア情報提供体制の充実 82
第３項　被災直後の供給処理体制の充実 84
1　災害用食糧・物資の備蓄 84
2　飲料水の確保 85
3　災害時のトイレ機能確保 87
4　下水道処理水の再利用と雨水の有効利用 88

第４章　地域の防災力・防犯力の強化 89
第１節　安全で快適な住宅・住環境の形成 94
第１項　安全な建築物の誘導 94
1　神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット） 94
2　住宅性能表示制度の普及・促進 94
3　神戸市建築物安全安心実施計画の推進 95
4　すまいの耐震化 95
5　公共建築物の耐震性の向上 96
6　第２次市営住宅マネジメント計画の推進 96
第２項　良好な住環境の形成 97
1　土地区画整理事業の推進 97
2　市街地再開発事業等の推進 97
3　住宅市街地総合整備事業(密集市街地整備型)の推進 98
4　近隣住環境整備の推進 98
5　マンションへの支援 99
第３項　水とみどりを生かしたまちづくりの推進 100

第２節　区を中心とした安全で安心なまちづくり 102
1　区災害対策本部機能の強化 104
2　区を中心とした市民・事業者との連携 104

第３節　安全で安心なコミュニティづくり---------- 105
1　防災福祉コミュニティの推進 105
2　多様な地域活動の支援 107
3　企業・事業所等の誘導 108

第４節　防犯まちづくりの推進---------- 109
第１項　防犯まちづくり支援事業の展開 ---------- 110
1　自主防犯活動の推進 110
2　犯罪の発生しにくい「すまい・まち」づくりの推進 110
3　防犯意識の啓発・人材育成 111
第２項　地域における連携の強化 ---------- 112
第３項　子どもの安全確保 ---------- 114
1　学校園の安全対策 114
2　青少年の健全育成 115

第５節　多様化する危機事象への対応---------- 118
1　放火防止対策 118
2　交通安全対策に関する取り組み 119
3　消費者の安全・安心の確保 119
4　アスベスト対策 121

第５章　安全で安心なまちづくりに関する意識の普及・啓発と人材の育成 - 123
第１節　災害に関する情報の提供と防災意識の普及啓発---------- 126
第１項　災害に関する情報の提供 ---------- 126
1　災害に関する緊急情報等の提供 126
2　ハザードマップの公開 126
3　「神戸ＪＩＢＡＮＫＵＮ」の充実・公開 127
第２項　防災意識の普及啓発 ---------- 128
1　市民向け啓発 128
2　事業者向け啓発 128
3　危機管理センターを用いた市民啓発の推進 129

第２節　人材の育成---------- 130
1　市民等の育成 130
2　学校教育との連携 131
3　職員の危機対応力の強化 131

第３節　被災による教訓の継承・発信---------- 132
1　災害経験の記録と継承 132
2　イベント等による継承 132
3　施設整備等による継承 133

はじめに

■計画の背景

阪神・淡路大震災後、神戸市復興計画、第四次神戸市基本計画を受けて、平成 9 年 6 月に、安全都市づくり推進計画（平成 8～17 年度）を策定した。さらに、平成 18 年 6 月に安全都市づくり推進計画（平成 18～22 年度）の改定を行った

その後、計画にもとづき、神戸の特性を生かした災害に強い都市構造の構築や多様な災害に柔軟に対応できる安全な都市基盤整備を推進するとともに、地域に密着した施策を重視し、地域特性に応じた住み続けたいまちづくりを展開してきた。さらに、行政の危機対応力の強化とあわせて関係機関等との連携が円滑に行える仕組みづくりを進め、情報収集・伝達・処理システムの整備や救急、救助、医療体制、消防力等の強化を図るとともに、市民、事業者、行政の協働により安全都市づくりを総合的、体系的に推進するための環境づくりに努めてきた。

一方で、震災から 15 年を経過し、少子・超高齢社会の到来、地方分権の進展などの社会情勢の変化や、地域における協働と参画の取り組みの広がり、震災の影響と長引く景気低迷、激しい国際競争など、神戸を取り巻く社会経済状況は一層厳しさを増している。さらに、国内外で発生する災害・事故や犯罪の動向などから、市民の身体、生命、財産を脅かす危機事象の多様化、複雑化が進んでおり、これらに迅速かつ適切に対応する必要が生じている。

■計画の目的

この計画は、阪神・淡路大震災や過去の風水害、事故等で得られた教訓を生かすとともに、国内外で発生する災害・事故や犯罪などの動向を踏まえ、総合的な視点から危機管理能力の向上を目指すものである。また、中長期的な視点から着実に安全都市づくりを進めるために、その考え方や施策等を体系的に示し事業間の連携による効率的な事業推進を図るとともに、支援策等を広く情報提供することで市民・事業者・市の協働による安全で安心なまちづくりを展開すること目的として策定する。

■計画の位置づけ

安全都市づくり推進計画（平成 23～27 年度）は、神戸市民の安全の推進に関する条例第 4 条の「市民の安全を推進するために必要な市全体の計画」であるとともに、神戸市地域防災計画における、防災事業計画の役割を担う。また、平成 22 年度に策定された「神戸づくりの指針」を受けた「神戸 2015 ビジョン」と相互に補完・連携を図る関係にある各部局において策定される部門別計画における安全で安心な都市づくりに関する事項により構成する。

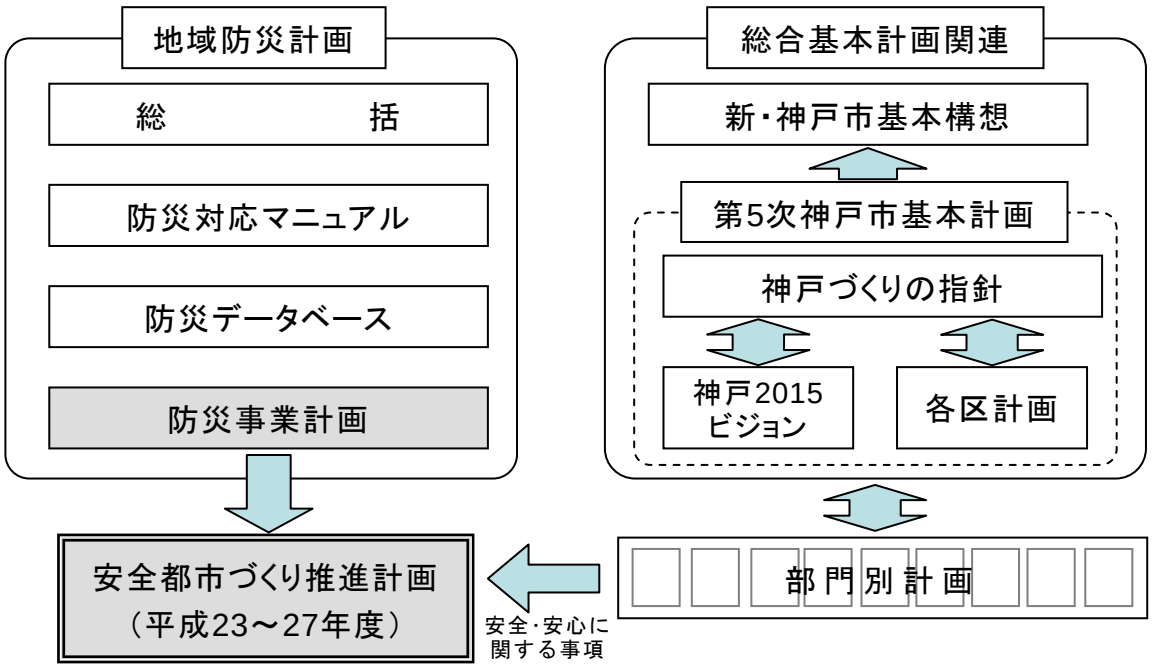

■計画期間

計画期間は、神戸 2015 ビジョンおよび部門別計画との整合性に配慮し、平成 23 年度から 27 年度の 5 年間とする。

第１章　長期的な視点に立った危機管理・防災戦略

第１章　長期的な視点に立った危機管理・防災戦略

節	項	施策	施策内容	主な所管局
第1節 危機管理・災害対策の総合的・計画的な推進		1 神戸市民の安全の推進に関する条例		危機管理室3班
		2 地域防災計画		危機管理室3班
		3 国民保護	(1)国民保護計画の充実	危機管理室2班
			(2)国民保護計画・実施マニュアルの検証	危機管理室2班
		4 危機管理基本指針の策定・推進	(1)危機管理基本方針の策定 ①危機管理基本指針 ②危機管理推進会議	危機管理室2班
			(2)減災・危機管理アクションの推進	危機管理室1班
		5 東南海・南海地震対策の推進		危機管理室3班

第１節　危機管理・災害対策の総合的・計画的な推進

１　神戸市民の安全の推進に関する条例

阪神・淡路大震災や須磨の連続児童殺傷事件などを背景に、市民の安全なまちづくりへの機運の高まりを受けて、「神戸市民の安全の推進に関する条例」を制定し、平成 10 年１月 17 日に施行した。

本条例の制定により、市民・事業者・市が役割を分担し協働して地域活動に積極的に取組み、良好なコミュニティを育み、地域社会が災害や犯罪、事故に対応するだけの力をつけていくことを目指す。

特にこれからのまちづくりでは、市民一人ひとりの身近な取組みを地域全体の安全で安心なまちづくりにつなげていくことが重要で、条例の基本的考え方である。

【主な内容】

○前文
　コミュニティでの助け合いなど震災の教訓や、地域の安全確保に対する市民の決意など、条例の背景や目指す内容を総括的に盛り込み、神戸市民の総意として共有する。

○基本理念
　市、事業者、市民の役割分担と協働

○良好な地域社会の形成
　災害、犯罪、事故から得た教訓等の継承と発信

○安全で安心なコミュニティづくり
　各地域で、地域の住民団体や事業者、ボランティア団体など、幅広い層が積極的に参加し、防災や防犯などの課題に対応できる「安全で安心なコミュニティ」を形成する。市は必要な支援を講じる。

○要援護者への配慮
　高齢者や障害者、児童などの「要援護者」への配慮、支援について定める。

○啓発、人材育成
　事業者、市民に安全に関する学習機会を提供し、地域の安全を担う人材を育成する。

○区を中心にした安全なまちづくり
　市民に身近な区を中心に、地域特性に応じた安全まちづくりの展開を図る。
　（区安全まちづくり計画の作成、区安全会議の開催等）

○市民防災の日
　１月 17 日を市民防災の日とするなど、震災の教訓の継承、発信に努める。

２　地域防災計画

神戸市地域防災計画については、阪神・淡路大震災以降、地震対策編、風水害等対策編を抜本的に改訂するとともに、各対策の業務手順となる防災対応マニュアルを作成した。その後も国の防災基本計画等にそって、大規模事故対策編や東南海・南海地震防災対策推進計画等を追加している。

今後も防災基本計画や兵庫県地域防災計画、各種法令との整合性に配慮しつつ毎年度見直すとともに、必要に応じて改訂していく。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
地域防災計画の充実		毎年度見直すとともに必要に応じて改訂 ※５か年計画である安全都市づくり推進計画を除く	（H22 作成状況） ・地震対策編、風水害等対策編、東南海・南海地震防災対策推進計画 ・防災対応マニュアル ・防災データベース ・安全都市づくり推進計画

３　国民保護

大規模テロなどが発生した場合においても、市、県、国、関係機関が協力し、市民の安全を確保する取り組みができるように、武力攻撃事態等における国民の保護のための法律（国民保護法）に基づき、平成 19 年３月に神戸市国民保護計画を策定している。

（１）国民保護計画の充実

国民保護法に基づき、武力攻撃事態等において市民の生命、身体および財産を守るための計画として国民保護計画を作成した。その後も、計画の実効性を担保するため、実施マニュアルを作成した。今後も国の基本指針等との整合性に配慮しつつ毎年度見直すとともに、必要に応じて改訂していく。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
国民保護計画の充実		毎年度、必要に応じて改定	

（２）国民保護計画・実施マニュアルの検証

国民保護措置にかかる図上訓練などを通じて国民保護計画・実施マニュアルの検証を行い、必要があれば修正を行う。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
国民保護計画･実施マニュアルの検証		図上訓練などを通じて国民保護計画・実施マニュアルの検証・修正	

４　危機管理基本指針の策定・推進

阪神・淡路大震災を経験した本市では、すべての人が安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進するため、神戸市民の安全の推進に関する条例を定めるとともに、平成 14 年４月には危機管理全般を指揮・統括する危機管理監を設置し、庁内の指揮権の強化を図ってきた。しかしながら、米国や英国における同時多発テロの発生や重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）、高病原性鳥インフルエンザをはじめとした健康危機など予測困難な新たな危機への対応も求められている。

そこで、「1.17」を忘れないという思いのもと、行政内部の指針として「神戸市危機管理基本指針－より効果的な体制の構築をめざして－」を策定するとともに、庁内の推進体制として危機管理推進会議を設置した。

（１）危機管理基本方針の策定

①危機管理基本指針－より効果的な体制の構築をめざして－

神戸市地域防災計画や神戸市国民保護計画を具体的に実施するため、市の行政内部における危機管理監・危機管理室と各局室区の役割や危機レベルと体制の構築、危機対応の基本的ルールについて明示する行政の指針であり、神戸市職員の全員が常時共通の認識を持ち、危機の発生に対し最も効果的な体制を迅速に構築することで、市民の生命・身体又は財産に及ぼす被害若しくは損失の防止・軽減を図ることを目的とする。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
危機管理基本指針の充実		必要に応じて見直すとともに本指針に基づいたマニュアル等の作成・修正	

②危機管理推進会議

市長、副市長及び各局室区長の参加により、新たな危機への対応策の検討、危機管理に関する最新情報等の共有、幹部職員研修（トップセミナー）などを行う危機管理推進会議を開催する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
危機管理推進会議の開催		随時開催	

（２）減災・危機管理アクションの推進

神戸市職員の災害対応力の維持・向上のため、地域防災計画など既存の災害対応の計画・マニュアルの一部を実施し、毎年職員が災害対応を少しでも経験するとともに、計画・マニュアルの修正が必要になれば、それを反映させる。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
減災･危機管理アクション		毎年各局室区がテーマを決めて取り組む	

５　東南海・南海地震対策の推進

東南海・南海地震防災対策特別措置法により、神戸市が地震防災対策を特に推進すべき推進地域に指定されたことを受け、平成 16 年６月に神戸市東南海・南海地震防災対策推進計画を策定した。

推進計画では、大きく以下の事項を定めており、引き続き、計画に基づく各種対策を推進する。

●推進計画で定めるべき事項

①　地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関する事項

②　津波からの円滑な避難の確保に関する事項

③　防災訓練に関する事項

④　地震防災上必要な教育・啓発及び広報に関する事項

第２章　災害に強い安全都市基盤の構築

節	項	施策	施策内容	主な所管局
第1節　災害に強い多核ネットワーク都市の形成	第1項　計画的な土地利用の誘導	1　健全な市街地の誘導	(1)線引き、地域地区指定、開発指導要綱 ①市街化区域・市街化調整区域の指定 ②地域地区(用途地域、防火・準防火地域等)の指定 ③開発指導要綱の活用	都市計画総局 計画部計画課
			(2)地域特性に応じたルールづくり ①地区計画制度の活用 ②まちづくり協定の活用 ③建築協定の活用 ④近隣住環境計画制度の活用 ⑤総合設計制度の活用	都市計画総局 計画部計画課 計画部まち再生推進課 建築指導部建築安全課
			(3)密集市街地の再生 ①燃え広がりにくいまちづくりの推進 ②建物が倒壊せず、避難が可能なまちづくりの推進 ③防災性と地域魅力を向上するまちづくりの推進	都市計画総局 計画部まち再生推進課
			(4)地下空間の安全確保 ①地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発 ②地下施設への流入防止施設等の浸水被害軽減対策の促進 ③避難体制の確立	危機管理室3班 建設局 総務部庶務課 消防局 予防部査察課 警防部警防課
		2　みどりの聖域づくりの推進	(1)緑地の保全、育成および市民利用に関する条例による区域指定状況	建設局 公園砂防部計画課
			(2)緑地の保全事業	
			(3)緑地の育成事業	建設局公園砂防部 森林整備事務所
			(4)緑地の市民利用事業	
			(5)六甲山の緑の保全・育成	建設局 公園砂防部 六甲山整備室
		3　人と自然との共生ゾーンの推進		産業振興局 農政計画課
	第2項　多重性のある広域交通ネットワークの整備	1　道路ネットワークの形成	(1)道路網の整備	建設局道路部計画課 都市計画総局 計画部計画課 みなと総局 技術部計画課
			(2)橋梁・高架道路等の耐震化	建設局道路部計画課 建設局道路部工務課 みなと総局 技術部計画課
			(3)道路施設災害予防対策 ①道路排水対策 ②落石防止対策 ③街路樹の風水害対策 ④道路標識、道路照明灯の風水害対策 ⑤橋梁長寿命化修繕計画の確実な運用と見直し	建設局道路部工務課
		2　鉄道ネットワークの形成		企画調整局 企画調整部調整課 都市計画総局 交通局

節	項	施策	施策内容	主な所管局
第1節 災害に強い多核ネットワーク都市の形成	第3項 ライフラインネットワークの整備	1 共同溝・電線共同溝の整備		建設局道路部工務課
		2 水道の強化	(1)災害に強い施設の整備 ①運搬給水基地(緊急貯留システム)の整備 ②配水管の耐震化の推進 ③大容量送水管の整備 ④応急給水活動の拠点整備と地域の取り組みの推進	水道局 技術部配水課 技術部計画課
			(2)渇水に強い水道づくり	水道局総務部庶務課
			(3)隣接自治体との連携の強化	水道局技術部計画課
			(4)漏水の減少	水道局技術部配水課
		3 下水道の強化	(1)処理場のネットワーク化	建設局 下水道河川部計画課
			(2)処理場・ポンプ場の耐震化	
			(3)下水道管渠の耐震化	
			(4)下水道施設の計画的な改築・更新と機能強化 ①汚水管渠 ②プラント設備	
	第4項 水と緑のネットワークの形成	1 河川における環境形成帯の創出		建設局 公園砂防部緑地課 下水道河川部河川課
		2 幹線道路における環境形成帯の創出	(1)浜手幹線での取り組み	都市計画総局 計画部計画課
			(2)中央幹線での取り組み	
			(3)山手幹線での取り組み	
		3 グリーンベルト整備事業の推進		建設局 公園砂防部 六甲山整備室
		4 臨海部における環境形成帯の創出		みなと総局 技術部計画課
第2節 自然災害等災害予防対策の推進	第1項 土砂災害対策の推進	1 治山事業	(1)自然災害防止事業	建設局公園砂防部 六甲山整備室
			(2)市有林内山腹崩壊復旧事業	
			(3)県単独補助治山事業	
			(4)国有林関係事業	
			(5)保安林関係事業(県実施)	
		2 砂防事業		
		3 地すべり対策事業(県実施)		
		4 急傾斜地崩壊対策事業(県実施)		
		5 道路防災対策事業		建設局道路部工務課

節	項	施策	施策内容	主な所管局
第3節 自然災害等災害予防対策の推進	第2項 宅地災害対策等の推進	1 既成宅地の安全対策		建設局 総務部宅地開発指導課 都市計画総局 建築指導部建築安全課
		2 宅地造成工事等の指導	(1)宅地造成工事の指導	建設局 総務部宅地開発指導課
			(2)開発行為の指導	建設局 総務部宅地開発指導課
			(3)斜面地建築工事の指導	都市計画総局 建築指導部建築安全課
		3 急傾斜地崩壊危険区域		建設局 公園砂防部緑地課
		4 宅地災害未然措置の取組み	(1)防災パトロールの実施	建設局 総務部宅地開発指導課
			(2)宅地保全相談・防災工事資金貸付	建設局 総務部宅地開発指導課
			(3)宅地防災月間	建設局 総務部宅地開発指導課
	第3項 洪水・浸水対策の推進	1 河川洪水対策	(1)河川整備の推進	建設局 下水道河川部河川課
			(2)河川情報の提供 ①河川モニタリングカメラシステム整備事業 ②河川増水警報システム運営管理事業 ③洪水ハザードマップによる情報提供	建設局 下水道河川部河川課
			(3)河川の浸水想定区域における連絡体制の強化 ①河川溢水等による浸水想定区域の避難計画の作成 ②避難準備情報、避難勧告、指示の伝達方法の確立 ③住民への周知	消防局警防部警防課
		2 都市の浸水対策の推進	(1)雨水幹線・雨水ポンプ場の整備	建設局 下水河川部計画課
			(2)レーダ降雨情報システムの整備	建設局 下水河川部計画課
			(3)雨水流出抑制施設の整備	建設局 下水河川部計画課
		3 高潮・沿岸部都市浸水対策の推進	(1)海岸保全施設の整備	みなと総局 技術部計画課
			(2)重点地区（三宮南地区を除く）の雨水ポンプ場改築更新事業	建設局 下水河川部計画課
			(3)三宮南地区浸水対策事業	建設局 下水河川部計画課
		4 ため池防災対策の推進		産業振興局農政計画課
		5 津波対策の推進	(1)津波防護・避難施設の整備	みなと総局 技術部計画課
			(2)地域津波防災計画の作成支援	危機管理室3班
			(3)津波表示板の設置支援	建設局総務部庶務課
			(4)津波緊急待避所表示板の設置支援	危機管理室3班
			(5)須磨海岸の津波避難対策	須磨区まちづくり推進部 総務課

節	項	施策	施策内容	主な所管局
第3節 自然災害等災害予防対策の推進	第4項 大規模地震対策の推進	1 地震防災対策緊急事業5箇年計画		危機管理室3班
		2 耐震化の推進		危機管理室3班 消防局 予防部建築危険物課
		3 液状化対策の推進		みなと総局 技術部計画課 建設局 下水河川部計画課
	第5項 火災予防への取組み	1 大火災及び多数の死傷者の発生が予測される地域等	(1)危険物製造所等の施設(石油コンビナート等)	消防局 予防部建築危険物課
			(2)地下街、準地下街	消防局予防部査察課
			(3)複合用途の高層建物	消防局予防部査察課
			(4)不特定多数を収容する建物等	消防局予防部査察課
			(5)木造建物密集地域	消防局警防部警防課
		2 企業の自主防火管理体制の強化	(1)防火査察の徹底	消防局 予防部査察課
			(2)法令規制に対する違反事項の是正	
			(3)危険物施設における自主保安体制の推進	
			(4)防火管理体制づくりの指導	
			(5)防火対象物定期点検報告制度の推進	
		3 市民による自主防災組織の確立と防災活動の推進		消防局予防部予防課
		4 消防団による防災活動の推進	(1)消防団の育成	消防局警防部警防課
			(2)防災知識の普及	消防局警防部警防課
			(3)各種訓練指導	消防局 警防部警防課
			(4)消防団の入団促進	消防局警防部警防課
		5 火災予防広報		消防局予防部予防課
		6 住宅防火の推進		消防局予防部予防課

第１節　災害に強い多核ネットワーク都市の形成

神戸の有する地域特性を生かしながら、自然環境と調和し、人口や都市機能の均衡がとれた、災害に強い都市空間の形成を図る。

このため、市街地では健全な土地利用を誘導し、市街化調整区域ではみどりの聖域の整備、人と自然の交流ゾーンの整備を進めるとともに、神戸の地盤、地域特性を踏まえ、自然を生かした水とみどりのネットワークづくりに取り組む。

さらに、港湾、国土軸を生かした広域的な交通ネットワークを形成し、既成市街地地域、西神・北神地域、海上都市地域が相互に連携する多核ネットワーク都市を形成し、災害に強い都市構造を構築する。

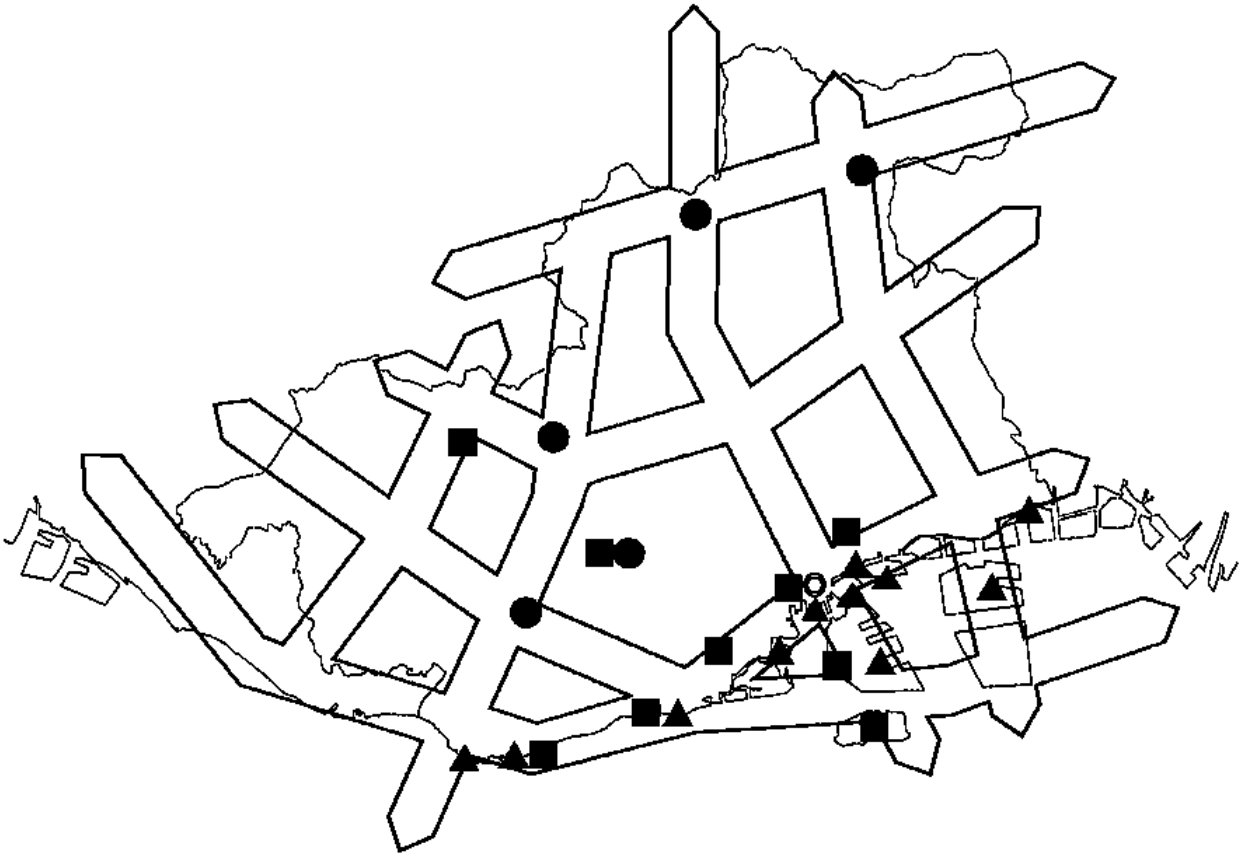

広域防災拠点	
◎	防災中枢拠点
▲	海の広域防災拠点
■	空の広域防災拠点
●	陸の広域防災拠点

図　多核ネットワーク都市のイメージ（神戸市復興計画より）

第１項　計画的な土地利用の誘導

１　健全な市街地の誘導

（１）線引き、地域地区指定、開発指導要綱

①市街化区域・市街化調整区域の指定

市街化区域の指定はおおむね 10 年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域を指定している。市街化区域の規模は無秩序に拡大させることなく、人口や産業の将来のあり方を考慮した上で見直しを行う。

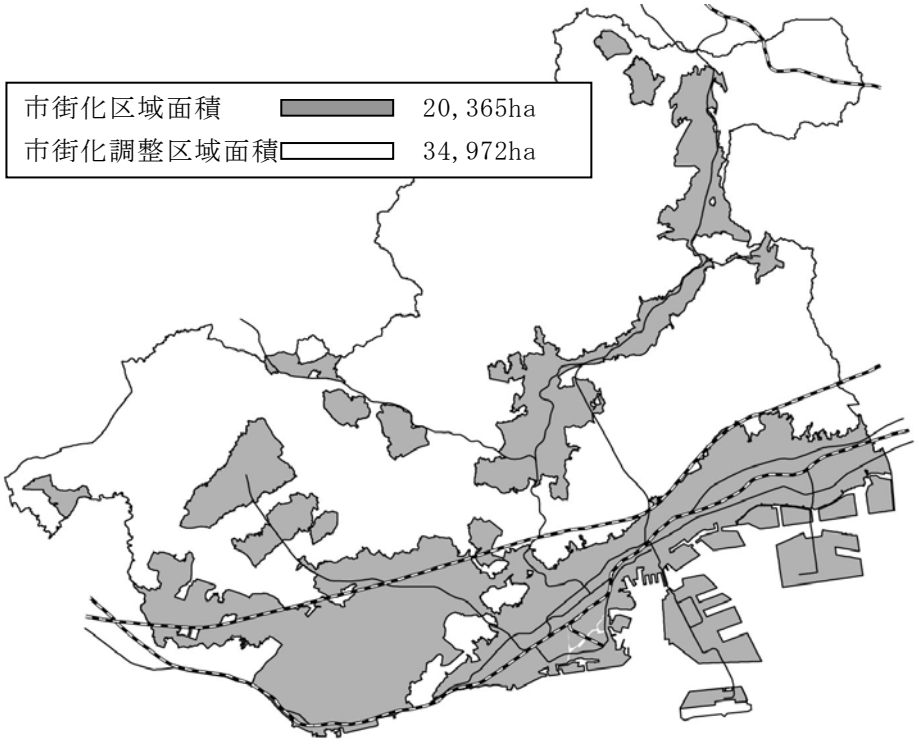

（平成 23 年 9 月 6 日現在）

図　市街化区域・市街化調整区域図

②地域地区（用途地域、防火・準防火地域等）の指定

用途地域は良好な市街地の形成と住居、商業、工業等の適正な配置を誘導するために定める。特に、都心・副都心周辺及び国道２号沿道等、防災上重要な地域には防火地域を指定し、その他の密集市街地等は準防火地域に指定し、都市の不燃化と火災等の災害に強い都市構造を構築する。

防火地域面積	約　920ha
準防火地域面積	約 5,942ha

（平成 23 年 9 月 6 日現在）

③開発指導要綱の活用

開発指導要綱を活用し、神戸市の特質を生かした計画的な開発の誘導及び均衡ある健全な市街地の育成を図るとともに、市民の福祉及び都市の防災性能の向上を図る。

（２）地域特性に応じたルールづくり

①地区計画制度の活用

地区の特性に応じ、住民の総意を反映した土地利用の計画やまちづくりのルールをきめ細かく都市計画に定め、安全で快適な市街地の形成及び保持を図る。

②まちづくり協定の活用

「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（まちづくり協定)」に基づき、まちづくり協議会と市長とが安全・安心で住み良いまちづくりを推進するために締結する。

③建築協定の活用

一定地域の住民が、建築物に関する基準を自主的に協定し、市長がこれを認可するとともに、住民がお互いに守っていくことにより、「住宅地としての環境」または「商店街としての利便」を高度に維持増進するなど、建築物の利用を増進し、環境を改善する。

④近隣住環境計画制度の活用

「向こう３軒両隣り」など、市民に身近な単位から、建替えのルール等の計画を策定することにより、建築規制の弾力的な運用を行い、地域特性を踏まえたすまい・まちづくりを支援する。

⑤総合設計制度の活用

一定規模以上の敷地に、公開空地を確保し市街地環境の整備改善に役立つと認められる建築物について、容積率の割増や斜線制限の緩和を許可する。

（３）密集市街地の再生

密集市街地は、古い木造住宅が密集し、生活道路が狭く公園も不足しているなど、防災面や住環境などで様々な課題を抱えている。このような地域において、密集市街地再生方針に基づき、防災面の向上のためのルールづくりとあわせて総合的な支援を行うことにより、老朽住宅の除却や建物の不燃化・耐震化、身近な生活道路の整備などに地域と協働で取り組む。特に、広範囲に燃え広がる恐れがある市街地を「密集市街地再生優先地区」として位置づけ、2025 年までに広範囲に燃え広がる危険性を解消することをめざして、優先的に防災まちづくりに取り組む。

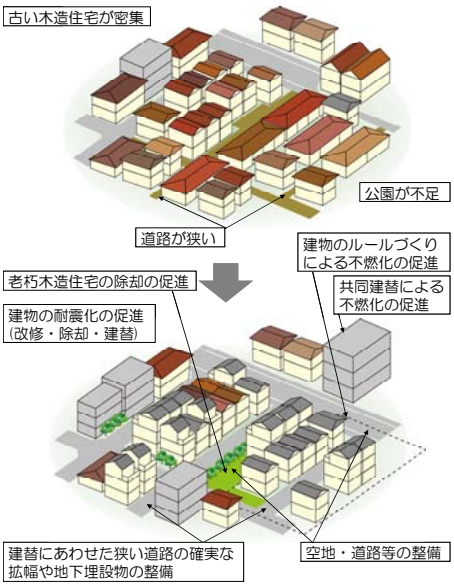

①燃え広がりにくいまちづくりの推進

老朽木造建物を除却し、空き地を地域がコミュニティ活動の場として有効活用する取り組みを支援する。また、沿道建物の防火性能を確保した上で、狭い路地のままでも建替ができるように、建築基準法の規定を弾力的に運用する。

さらに、建物の不燃化を促進するため、防火性能に関するルールづくりとあわせて、建替や改修に対する支援を実施する。

②建物が倒壊せず、避難が可能なまちづくりの推進

道路が狭く避難や消火が困難な市街地では、身近な生活道路（狭隘（きょうあい）道路）単位の合意による道路中心線の確定など整備のルールづくりを進めるとともに、建替時に敷地後退部分を舗装するルールづくりとあわせて、道路の拡幅整備に対する支援を実施する。また、山麓斜面地などで道路や公園が著しく不足している市街地において、主要な生活道路のあり方を検討するまちづくり協議会の活動などを支援する。

さらに、建物の倒壊を防ぎ避難の安全性を高めるため、耐震診断や耐震改修を推進するとともに、耐震改修とあわせた防火性能の向上に対する支援を実施する。

③防災性と地域魅力を向上するまちづくりの推進

延焼の恐れがある市街地において、避難や消火活動に必要となる経路の確保、空き地を活用した緑化の推進など、身近な範囲での防災性と地域魅力を向上するまちづくりに取り組む地域を支援するため、専門知識を有するコンサルタントを派遣する。

すまいの建替・改修による不燃化・耐震化を促進するため、建築士や建設業など多様な分野の専門家と連携して、相談体制を強化する。

（４）地下空間の安全確保

地下鉄、地下街、ビルの地下室等の地下空間に豪雨や洪水が短時間で浸水した場合には、通常の地上での水害の実態と大きく異なり、電気設備の浸水による停電や地下空間の天井までの冠水など、大きな被害を受けるおそれがあるため、次の対策を推進する。

①地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性について、周知、啓発を図るため、広報紙ＫＯＢＥ（防災特別号）において、浸水想定区域、雨水幹線の過去にあふれた箇所、地下施設等の情報を記載した「土砂災害・水災害に関する危険予想箇所図」を作成・全戸配布し、市民・関係機関の浸水対策を促進する。

②地下施設への流入防止施設等の浸水被害軽減対策の促進

豪雨時において浸水する可能性がある地下鉄、地下街、ビルの地下施設の管理者等に対して、止水板の設置等浸水防止施設の設置促進を図るとともに、日頃から点検・訓練を行い、浸水災害防止に努めるよう指導する。

③避難体制の確立

地下鉄、地下街等の不特定多数の利用者がいる施設の管理者に対して、豪雨時に円滑な避難誘導ができるように、気象情報の早期把握や情報伝達体制の整備を指導する。あわせて、洪水による浸水が予想される地下施設の管理者に対しては、水防法にもとづく地下施設における避難確保計画の作成を指導する。

２　みどりの聖域づくりの推進

「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（緑地条例）」に基づき、「緑地の保存区域」等を指定し、これらの区域内での行為制限や民有緑地の買い入れ・助成等を実施するとともに、市民のレクリエーションや環境学習などの緑地の適正利用を進める。さらに、引き続き背山緑化を進め、将来にわたって豊かな水源を保全し、緑に恵まれた山の自然を守り育てていく。

（１）緑地の保全、育成および市民利用に関する条例による区域指定状況

・緑地の保存区域：6,679.3ha
・緑地の保全区域：5,555.7ha
・緑地の育成区域：2,702.2ha

（２）緑地の保全事業

・行為制限
・一定の要件に基づく土地の買入れ等

（３）緑地の育成事業

・植林等

（４）緑地の市民利用事業

・ハイキングコースの整備等

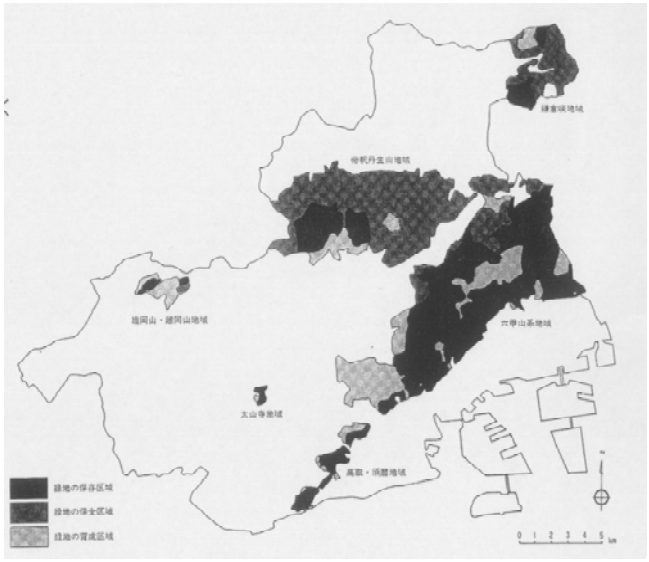

図　みどりの聖域（条例による区域指定図）

（５）六甲山の緑の保全・育成

神戸の緑の骨格を形成するとともに、神戸を特徴づける貴重な財産である六甲山は、公有林では森林を保全・育成する取り組みが行われているが、残りの大部分の森林では十分な手入れが行われていないため、一部で荒廃が進んでおり、将来的に土砂災害の発生や景観の悪化などが懸念されている。

これからの 100 年を見据え、これまで以上に民学産と行政が密接に連携し、公有地に加え、民有地も対象に緑の保全・育成を積極的に推進するとともに、治山事業や砂防事業との連携を図り、緑豊かな安全で美しい六甲山をめざす。

３　人と自然との共生ゾーンの推進

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する例に基づき、市内の農業・農村地域を「人と自然との共生ゾーン」と位置づけ、「農業保全区域」、「環境保全区域」等を指定し、各区域の機能に応じた土地利用を誘導することで、農地、里山の整備・保全・活用を行い、災害に強い環境づくりを進める。

農村環境の整備を進めるにあたっては、住民が主体となった「里づくり計画」の策定やその計画を実践する「里づくり事業」への支援を行う。

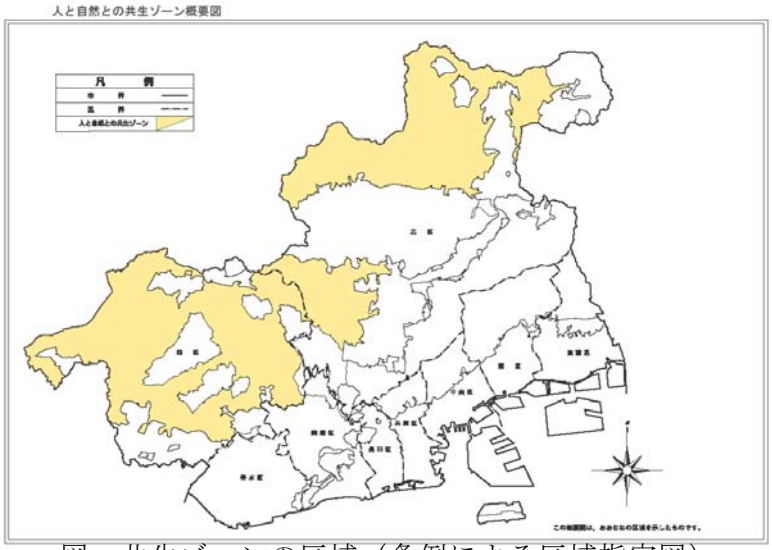

図　共生ゾーンの区域（条例による区域指定図）

第２項　多重性のある広域交通ネットワークの整備

阪神・淡路大震災では、道路や鉄道などの倒壊により、交通ネットワークが寸断されるとともに、既成市街地への交通渋滞をまねき、都市機能や復旧・復興活動および神戸経済や西日本経済はもとより国内外の経済に大きな影響を与えた。

これは、神戸の国土軸機能が既成市街地へ集中しているためであるが、一方では新神戸トンネルや阪神高速道路北神戸線などによる西北神地域や三田方面からのアクセスが活用されるとともに、陸上交通の代替輸送機関として海上バスや近隣地域への高速旅客船、ヘリコプターが活躍することとなった。

これらの教訓により、災害時にも確実で円滑な交通を確保するため、代替性を有し、多重性のある分散型・複数アクセスが可能な格子状の幹線道路網を整備するとともに、公共交通網の多重性を確保する。

また、神戸港を生かした海上交通の充実や、ヘリポートの活用、神戸空港の整備により、海・空・陸の連携した総合的な広域交通体系の確立を図る。

さらに、それぞれの交通施設の耐震性を強化することにより、災害時においても都市活動を維持できる交通体系を確保する。

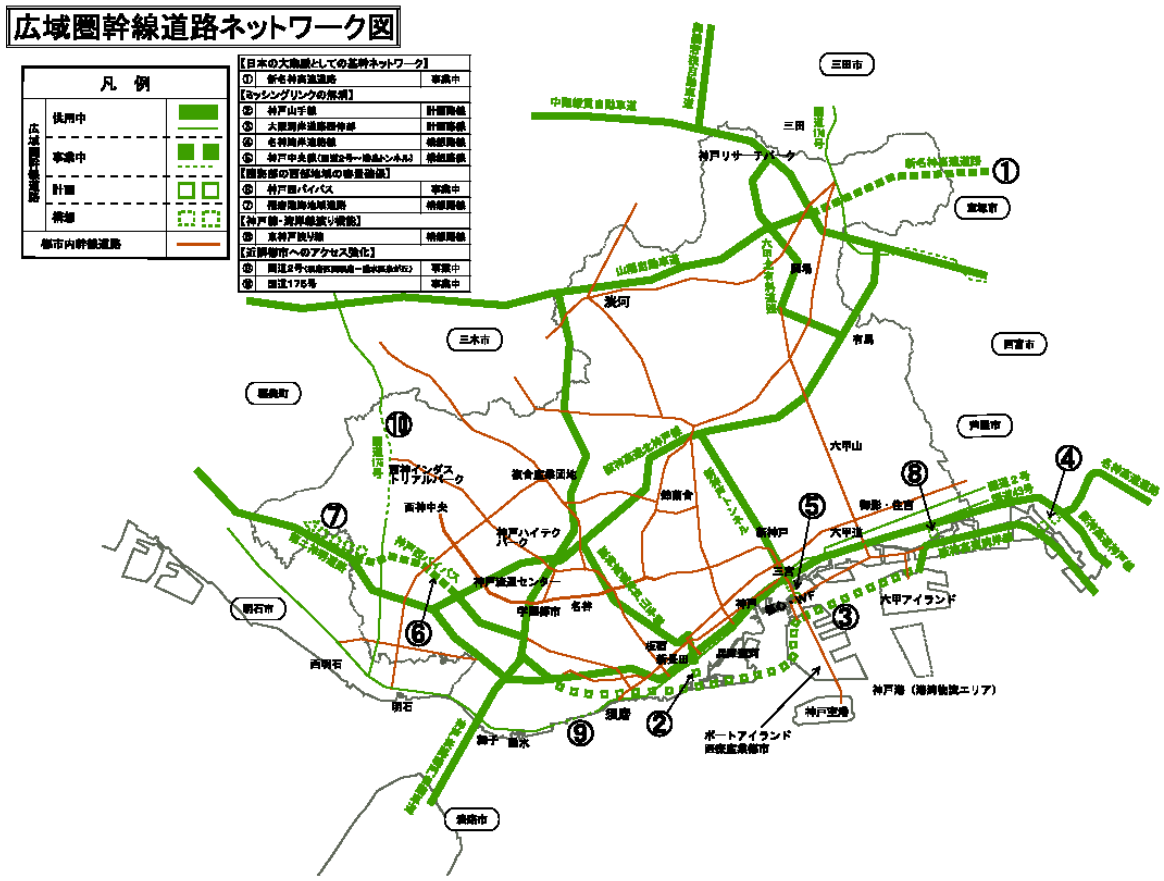

図　　広域圏幹線道路ネットワーク図

1　道路ネットワークの形成

（1）道路網（緊急輸送道路）の整備

防災拠点と、港、空港、国土幹線軸を複数ルートで連絡する「格子状道路ネットワーク」を形成することにより、災害時の代替ルートを確保し、円滑な救援活動、早期復旧に寄与する。

防災機能のさらなる強化を図るため、緊急輸送道路ネットワークの整備を推進する。

路線名	予定年次					
	H23	H24	H25	H26	H27	備考（事業主体　他）
■　自動車専用道路等						
新名神高速道路	→　→　→　→　→　→　→　→　→					西日本高速道路㈱
神戸西ﾊﾞｲﾊﾟｽ（石ヶ谷～永井谷）	→　→　→　→　→　→　→　→　→					国土交通省
大阪湾岸道路西伸部	未定					未定
阪神高速道路神戸山手線（残区間）	未定					阪神高速道路㈱
神戸中央線（国道 2 号～港島トンネル）	未定					未定
東神戸渡り線	未定					未定
■　直轄事業						
国道 175 号	→　→　→　→　→　→　→　→　→					国土交通省
国道 2 号（須磨区～垂水区）	→　→　→　→　→　→●H26 完成予定					国土交通省
■　道路事業、街路事業						
神戸三田線（有馬口）	→　→●H24 完成予定					
神戸三田線(大池)	→　→●H24 完成予定					
有馬山口線	→　→　→　●H25 完成予定　(市域)					全線は未定
明石木見線（Ⅲ期北）	→　→●H24 完成予定					
須磨多聞線(多井畑工区)	→　→　→　→　→　→　→　→　●H27 完成予定					
垂水妙法寺線(禅昌寺工区)	→　→　→　→　→　→　→　→　→					H28 完成予定
明石木見線（Ⅲ期南）	→　→　→　→　→　→　→　→　●H27 完成予定					
商船学校線	→　→　→　→　→　→　→　→　●H27 完成予定					
山手幹線（本山）	→●H23 完成予定					
山手幹線（灘）	→　→　●H24 完成予定					
中央幹線（西須磨）	→　→　→　→　→　→　→　→　→					H28 完成予定
須磨多聞線（西須磨）	→　→　→　→　→　→　→　→　→					H28 完成予定
垂水妙法寺線(妙法寺南)	→●H23 完成予定					
港島トンネル	→●H23 完成予定					

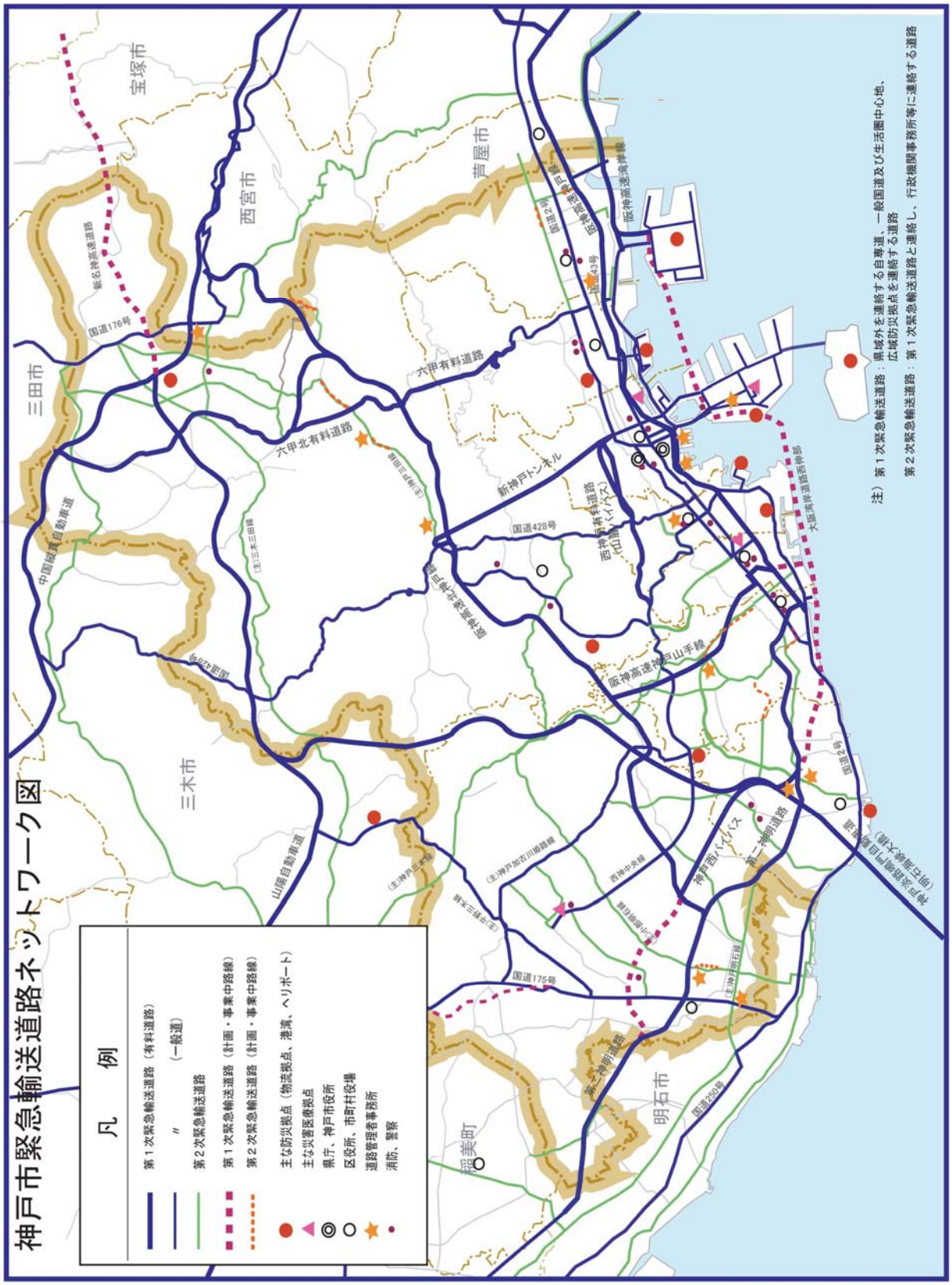

図　緊急輸送道路ネットワーク整備計画図

（２）橋梁・高架道路等の耐震化

道路や橋梁の耐震強化を図るため、沓部分の強化アップ、耐震連結装置の強化、既設橋脚の補強（炭素繊維シート貼付、鋼板巻立等）などを実施する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
橋梁整備(橋梁耐震化)事業		41 橋	Ｈ８～22 の実績 51 橋

（３）道路施設災害予防対策

①道路排水対策

降雨による道路の弱化や法面の浸食、崩壊を防止するため、道路の排水施設を整備するとともに点検、補修、浚渫及び清掃等の維持管理に努める。

②落石防止対策

落石等による道路災害の発生を防止するため、危険箇所に落石防止のためのロックネット、落石防止柵等を整備する。

③街路樹の風水害対策

強風による傾倒を未然に防止するため、日常的な管理として街路樹の安全パトロールを実施し、樹木の危険度に応じて剪定、伐採、ロープ掛け等の処置を施す。傾倒の危険がある老朽木については、路線ごとに樹種の更新に努める。

また、道路を掘削する際、街路樹の根を切断しないように指導する。

④道路標識、道路照明灯の風水害対策

道路パトロールの際には、道路照明柱の異常の有無について随時点検を実施するとともに、腐食防止のため塗り替え等維持管理に努める。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
道路改良（道路防災）事業		63 箇所	

⑤橋梁長寿命化修繕計画の確実な運用と見直し

H20 年度より実施している「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく点検・計画・修繕というマネジメントサイクルを確実に運用するとともに、中長期的な劣化予測を行い計画の見直しを行う。また、その他の重要構造物についても、点検結果に基づく修繕計画を策定し、効果的な補修を実施する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
橋梁整備（橋梁補修）事業		～H24：23 橋 H25～：38 橋（※）	H20～22 の実績 27 橋

※ただし、第Ⅰ期橋梁長寿命化修繕計画（H20～24）はH24 年度までの計画であるため、H25 年度以降は再度計画を見直す予定である。

2　鉄道ネットワークの形成

鉄道ネットワーク形成の基本的な考え方として、まず、複数の経路を持ち代替ルートの確保が可能なことがあげられる。さらに各鉄道事業者間における乗り継ぎ等の利便性を図るとともに、各鉄道の高速性・利便性を高めるため、路線の連続立体交差化や複線化を進めるよう働きかける。

災害時には大量交通輸送機関としての鉄道の重要性はさらに増すため、災害に強い鉄道網の強化を図る。このため、既存の鉄道については耐震補強を行うとともに、新線においては国の定める耐震設計の指針に基いた設計を行うことで、大地震においても破壊することなく早期に復旧可能な鉄道網を構築する。

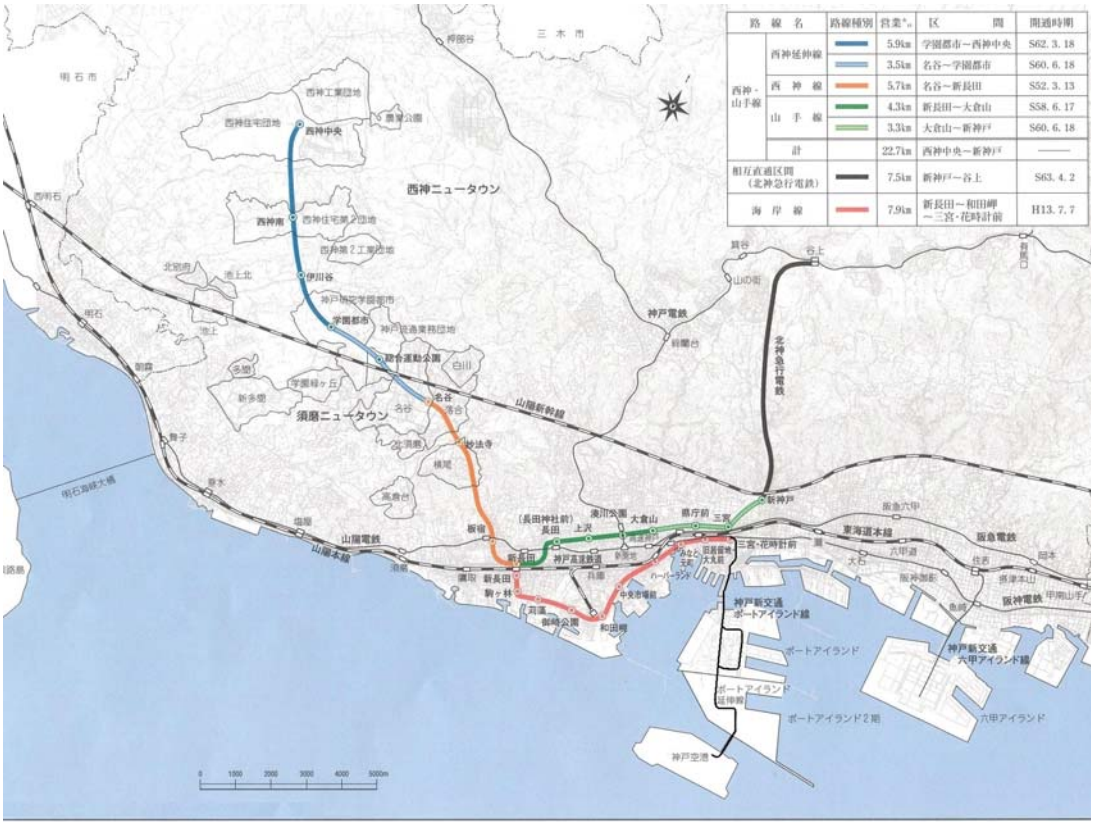

図　鉄道ネットワーク現況図

交通網のターミナルである駅前周辺を人、物、情報が集まる防災拠点として活用できるものとする。

このため、駅前広場の整備を進めるとともに、市街地再開発事業、土地区画整理事業等と連携し、周辺の拠点機能の強化を図る。

【駅前広場の整備、周辺機能の強化】

駅名	接続する鉄道施設	駅前及び周辺の主な整備事業
阪急御影	阪急	駅前広場、都市計画道路の整備
摂津本山	ＪＲ	自由通路の整備
鈴蘭台	神戸電鉄	市街地再開発事業
三宮	ＪＲ、阪急、阪神、地下鉄、ポートライナー	阪神三宮駅の改良
新長田	ＪＲ、地下鉄	市街地再開発事業

第３項　ライフラインネットワークの整備

生活や都市活動を支える水道、工業用水道、下水道、電気、ガス、通信等については、耐震化や多系統化などにより、災害に強いライフラインとして整備するとともに、循環型供給処理システムのネットワークを確立する。

また、災害によりライフラインが寸断された場合においても、防災拠点への優先強化及び修繕復旧を行うことにより、救援活動の円滑化を図る。

１　共同溝・電線共同溝の整備

共同溝とは二つ以上の公益物件（電気、電話、ガス、水道等）を収容するために道路の地下に設ける施設であり、直接沿道地域への供給を目的としないメインケーブルやメインパイプを収容する幹線共同溝をさす。共同溝が整備されると、車道の掘り返しが防止され収容物件の維持管理が容易に行えるほか、構造的に安全性が高く、都市防災に貢献することができる。現在、国土交通省において国道２号で整備が進められている。

また、電線共同溝は、地上にはりめぐらされた電線類を道路の地下に収容する施設で、電線共同溝が整備されると、災害時、電柱の倒壊による被害、倒壊電柱による通行不能の回避など都市災害防止のほか、電線類を地中化することにより都市景観が向上する。さらに、安全で快適な通行空間を確保、情報通信ネットワークの信頼性を向上するといった効果がある。

こうしたことから、無電柱化推進計画（平成 21～25 年度）に基づき電線共同溝の整備を推進する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
電線共同溝の整備	約 9.9km (H21～25 年度)	約 8.3km (H23～25 年度)	直轄分除く

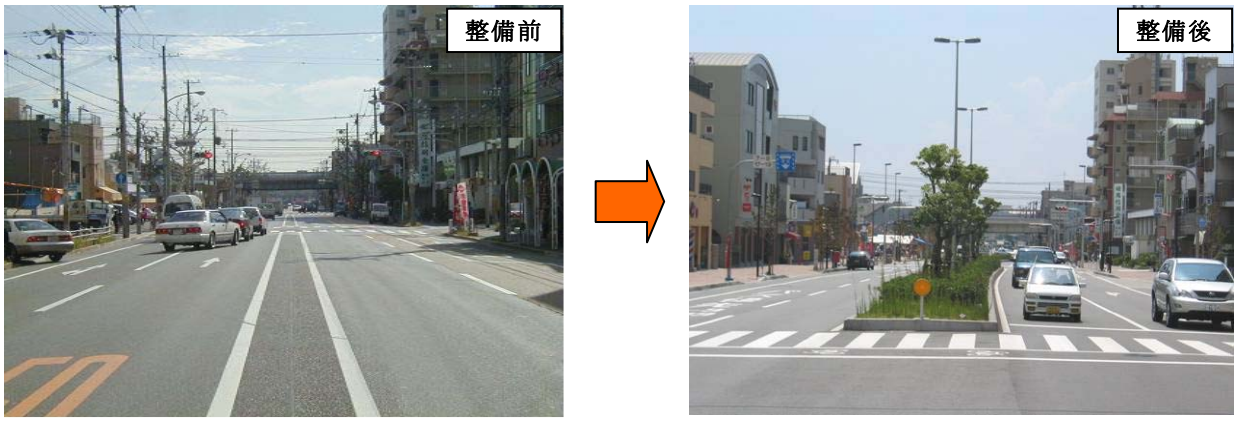

２　水道の強化

水道は、市民生活や産業活動に欠くことができないライフラインであり、災害等により、供給できなくなった場合の影響は大きくかつ深刻である。

常日頃、市民に十分な水を届けることはもちろん、事故・自然災害・渇水などの非常時においても、市民への影響を最小限にとどめ、安定して水を届けるように努める。

（１）災害に強い施設の整備

阪神・淡路大震災を教訓に、平成７年７月に策定した神戸市水道施設耐震化基本計画に基づき「災害に強く、早期復旧が可能な水道」をめざして、施設を整備する。

①運搬給水基地（緊急貯留システム）の整備

災害時に、配水池や大容量貯水槽に飲料水を確保し、給水タンク車の補給所(運搬給水基地)として使用するとともに臨時の給水拠点としても利用する。これまでに概ね半径２㎞ごとに１箇所、この拠点を整備してきており、平成 22 年度末で 43 か所を整備しており、引き続き平成 25 年度末完成を目指して整備を進める。また、地域主体での応急給水活動ができる環境づくりのため、既設の拠点等の取り出し口の再整備や防災福祉コミュニティなど地域団体による資材保管庫等の管理のしくみづくり、応急給水訓練を実施する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
運搬給水基地の整備	47 か所	４か所 (H25 年度末完了予定)	43 か所（H22 年度末）

②配水管の耐震化の推進

経年管の布設替えにあわせて引き続き配水管の耐震化を進めていく。

具体的には、災害時の応急給水活動が容易となるよう、仮設給水栓の早期設置と応急復旧期間の短縮をめざして、学校や中核病院などの防災拠点に至るルートや配水管路網のうち 500m 間隔の格子状になる管路の耐震化を進める。

また、工事の路線は、老朽化が進んでいる管路や他の工事との競合路線を優先するなど効率的に進めていく。

③大容量送水管の整備

全体計画（芦屋市境～奥平野浄水場区間）		
概要	本線延長	：12.8km
	口径（直径）	：2.4m
	計画送水能力	：1 日最大 40 万立方メートル
	事業費	：370 億円
	工期	：平成 8 年度～25 年度（予定）

六甲山を通る 2 本の送水トンネルに加え、新たに市街地を通る大容量送水管を整備する。

送水ルートを六甲山と市街地に分けることにより災害時の危険を分散し、高い耐震性と大きな貯水能力を備えることにより、震災時の応急給水や早期復旧が可能となる。

また既存の 2 本の送水トンネルを更新するときの代替送水ルートとすることもできる。

このうち芦屋市境～住吉川間については平成 14 年度末に整備を完了した。平成 15 年度からは、住吉川～奥平野浄水場間の整備を順次進め、平成 25 年度末完成を目指す。

なお、一部区間においては、大深度地下使用法を活用し、コストの縮減を図る。

※大深度地下使用法(「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」:平成 13 年 4 月 1 日施行)
通常利用されない地下空間(地下 40m 以深)において、公共性を有する事業を実施するにあたり、事前に補償を行うことなく使用権を設定できる法律。これにより、権利調整期間の短縮や合理的なルート選定等、事業の効率的かつ円滑な執行が可能となる。

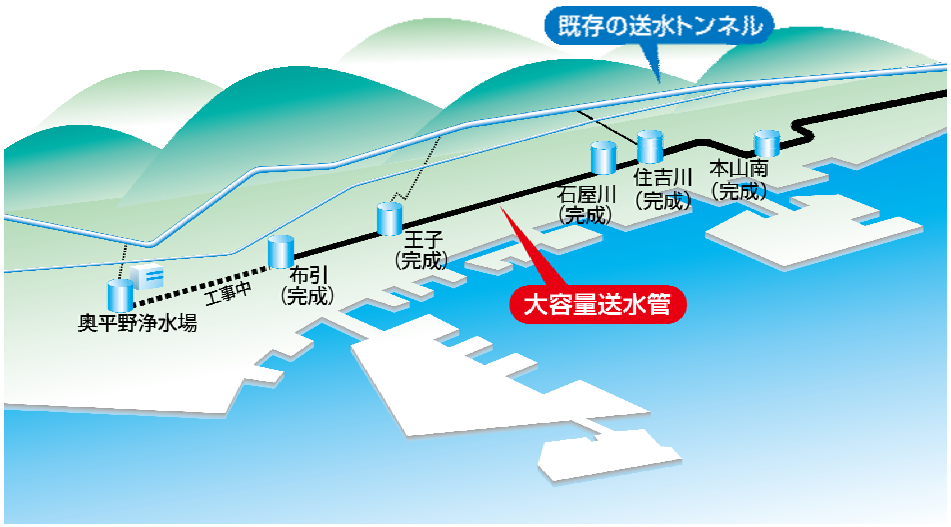

大容量送水管の整備効果
（1）既設送水トンネルが被災した場合や更生工事実施時には代替送水ルートとして活用できる。
（2）災害時に交通渋滞の影響を受けずに市街地の防災拠点で応急給水ができる。
（3）送水が停止した場合であっても管内に貯留された水を応急給水に利用できる。
（4）配水池や幹線配水管が被災した場合でも、大容量送水管から直接市内配水管網に送水し、復旧期間の短縮ができる。

○代替送水ルートとしての活用

既設送水トンネルが途中で送水が困難になった場合、×印より西の区間は大容量送水管からバックアップできる。

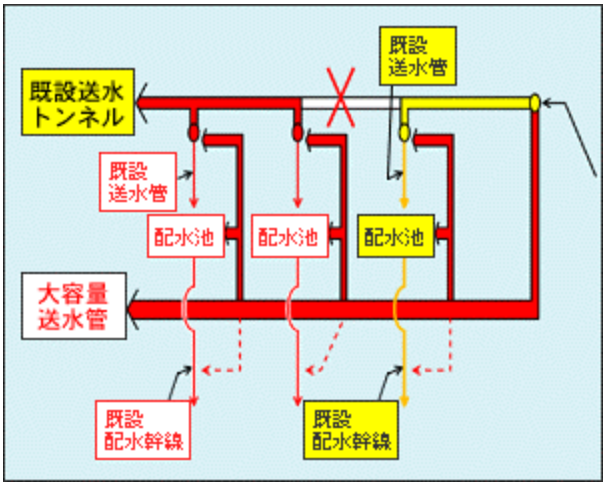

○災害時の生活を守る給水拠点

立坑を運搬給水の拠点として整備する。地震等の災害時には、給水タンク車・消防車への給水、仮設給水栓による応急給水など防災活動の拠点となる。

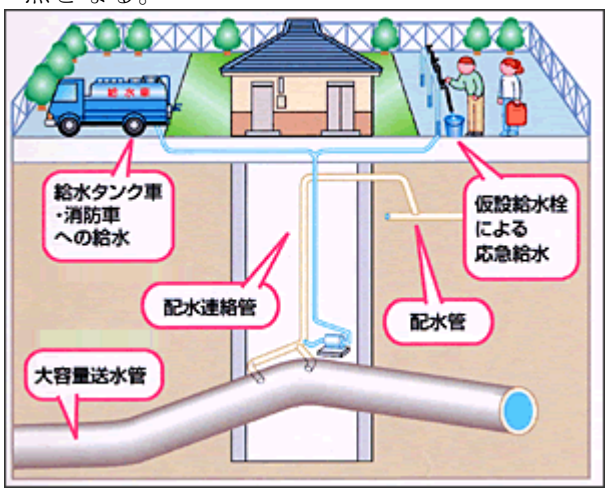

（２）渇水に強い水道づくり

近年、年降水量の変動幅が増大し、無降雨期間の長期化や小雪化など降雨雪の形態も変化してきている。（平成 22 年度版「日本の水資源」）

このような渇水リスクに備え、安定給水を図り、市民生活や都市の経済活動を支えるために十分な水資源を確保する必要がある。

神戸市は水源に恵まれていないため、長い年月をかけて琵琶湖･淀川に水源を求め、必要水量の約 4 分の 3 を確保してきているほか､兵庫県水道用水供給事業からも受水することにより、自己水源とあわせて引き続き安定供給に必要な複数水源を確保する。

また、市内の自己水源の機能回復に取り組むとともに、水源間の相互融通や他の事業体との連携など渇水に強い施設整備や水運用にも取り組む。

（３）隣接自治体との連携の強化

より安定した給水体制をつくるため、隣接自治体との間に連絡管を整備する。

連絡管の整備により、隣接自治体との連携を強化し、事故や災害時などの緊急時には連絡管を用いて相互に水を融通することで、応急給水と復旧作業に着手できる体制の確立を目指す。

これまでに、5 市 8 箇所（三木市（2 箇所）、三田市（2 箇所）、西宮市、明石市（2 箇所）、芦屋市）整備してきており、今後も隣接する事業体と協議のうえ連絡管整備を進めていく。

（４）漏水の減少

神戸市の有効率は、大震災の影響により 87.5%まで低下したが、漏水調査等の地道な作業により平成 22 年度末には 95.0%にまで向上した。

これからも経年劣化した給･配水管の更新、漏水発生率の高い地区の重点的な調査や新しい調査機器の導入などにより、さらに漏水を少なくし、95%以上の高水準を維持する。

有効率：水道水が市民に届くまでに漏水することなく、どれだけ有効に利用できたかを示す指標

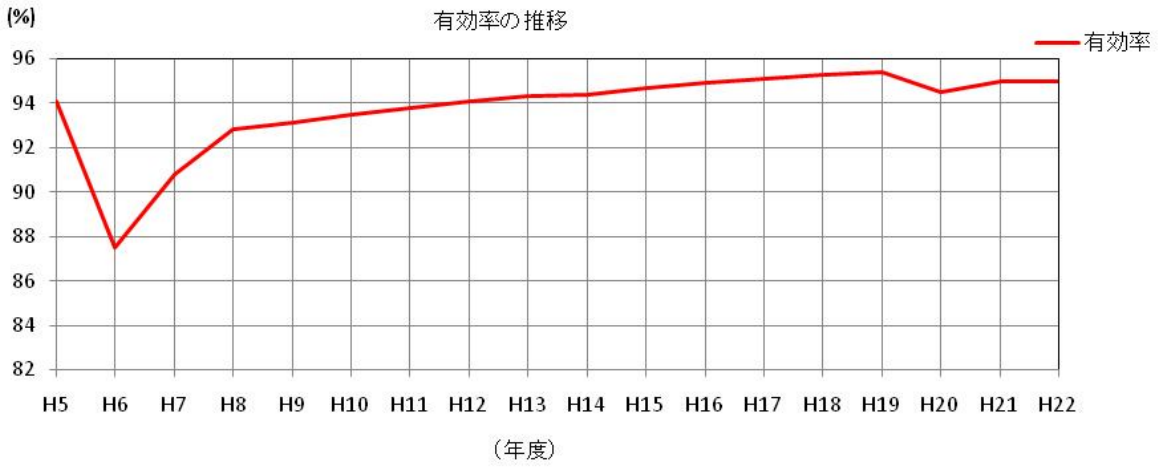

３　下水道の強化

震災により被災した管渠やポンプ場、処理場については復旧とともに耐震化を図っており、今後も、災害の被害を最小限にくいとめ、災害時にも機能できる柔軟な下水道処理システムの構築に向け、処理場間ネットワーク、幹線の多系統化等に取り組み、安全で快適なまちづくりに貢献する。

（１）処理場のネットワーク化

神戸市では、市内５つの下水道処理場を耐震性の高いシールド幹線で結んでいる。このことにより、汚水の総合融通機能が確保され、災害時に被災した処理場機能のバックアップを他の処理場で可能としている。

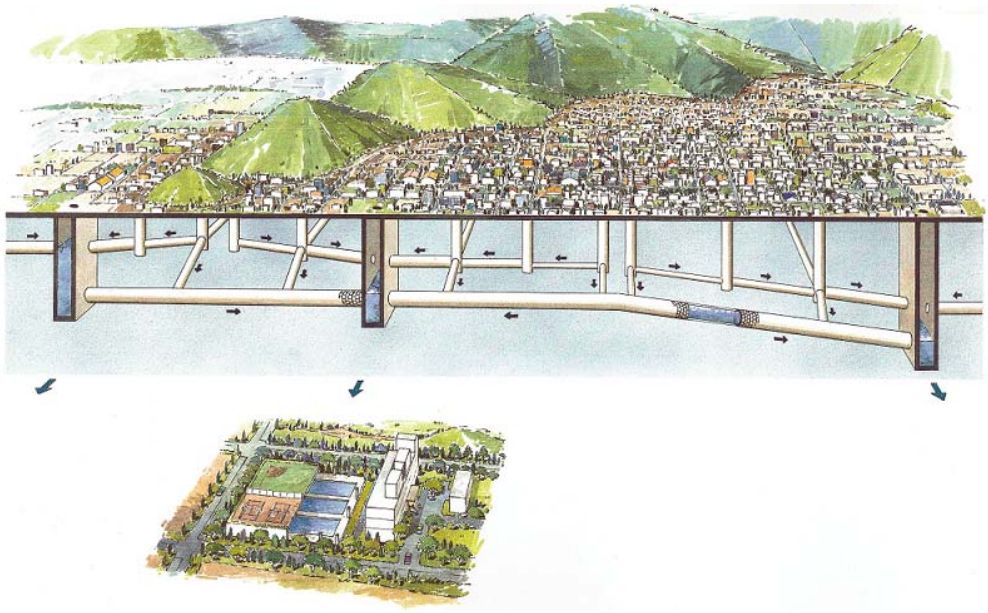

図　処理場のネットワークイメージ

（２）処理場・ポンプ場の耐震化

処理場・ポンプ場の多くは阪神・淡路大震災以前に整備された施設であり、これらの施設の耐震化には、多大な時間と費用を要するとともに、補強が困難な施設が存在するなど、構造物全体の耐震化には一定の限度がある。このため、対応可能な施設から優先順位を見極めた上で部分的な耐震化・耐震補強に努めるとともに、施設の改築・更新に合わせて段階的に耐震化に取り組む。

一方、阪神・淡路大震災以降に建設される施設は、その教訓を踏まえた耐震対策指針に基づいた施設整備を実施している。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
処理場・ポンプ場の耐震診断・耐震化		処理場（一般市民開放施設等）の耐震化 ポンプ場の耐震診断完了	

（３）下水道管渠の耐震化

下水道管渠の耐震化については、阪神・淡路大震災以降、可とう性管渠の活用や被害が多数見られた継ぎ手部の耐震性向上などによる構造的な耐震化を図るとともに、2 条化やループ化によるシステム的な耐震化を進めている。

今後、防災拠点と処理場を結ぶ管渠や震災時に社会的影響の大きい緊急輸送路下に埋設されている管渠の耐震診断を進め、管渠の改築・更新時期も勘案しつつ、必要に応じて耐震化に取り組んでいく。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
下水道管渠の耐震化		防災拠点と処理場を結ぶ管渠などの耐震診断と耐震化 重要な管渠の耐震化予定延長　L = 30km	重要な管渠とは防災拠点や避難所の下流側や緊急輸送路、河川等を横断する管渠等

（４）下水道施設の計画的な改築・更新と機能強化

①汚水管渠

本市では、昭和40年代後半に急速な水洗化工事を推進したため、10数年後には大量の管渠が、標準耐用年数(50年)を迎える。今後は、従来の道路陥没後の老朽管渠の改築といった事後的な対応では、市民生活に大きな支障が出るだけでなく、コスト的に不経済になるため、予防保全的な対応が求められている。

そこで、管渠の破損等による排水・処理機能の停止や不明水の増加、漏水・道路陥没等の事故を未然に防止するため、限られた財源の中で、ライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえた「長寿命化対策を含む管渠の計画的な改築更新」を実施する。

②プラント設備

下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき、平成23年度にポンプ設備・水処理設備・電気設備の代表的な対象施設をモデルとして長寿命化計画を策定する。引き続き汚泥設備について策定すると共に、モデルを基準に改築を急ぐものより個別に「長寿命化計画」を策定する。

事 業 名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
①汚水管渠改築更新事業	未定	汚水管渠の改築更新予定延長　Ｌ＝80km	震災復旧を含めた改築更新延長　Ｌ＝159km(H21年度末)
②プラント設備改築更新事業	未定	処理場、ポンプ場等の改築更新	汚泥焼却設備、舞子ポンプ場等の改築更新等

第４項　水と緑のネットワークの形成

シンボルとなる既成市街地の河川や街路の沿道一帯を「環境形成帯」とし、河川や街路が本来もっている機能に加え、周辺の市街地とのつながりをふまえて、建物の緑化による緑豊かなまちなみの形成などにより、環境共生や防災、景観形成などの多様な機能をあわせもつ空間を創出する。

環境形成帯は、特に夏季において、海や山からの涼しい風が市街地を流れる「風の道」としても機能する。

１　河川における環境形成帯の創出

住吉川・石屋川・都賀川・生田川・新湊川・妙法寺川の６河川及び河川沿いの公園・緑地との一体的な整備や沿道建築物の緑化などにより、火災時における延焼の遅延・防止や、市民のレクリエーション空間・生物の生息空間を創出する。

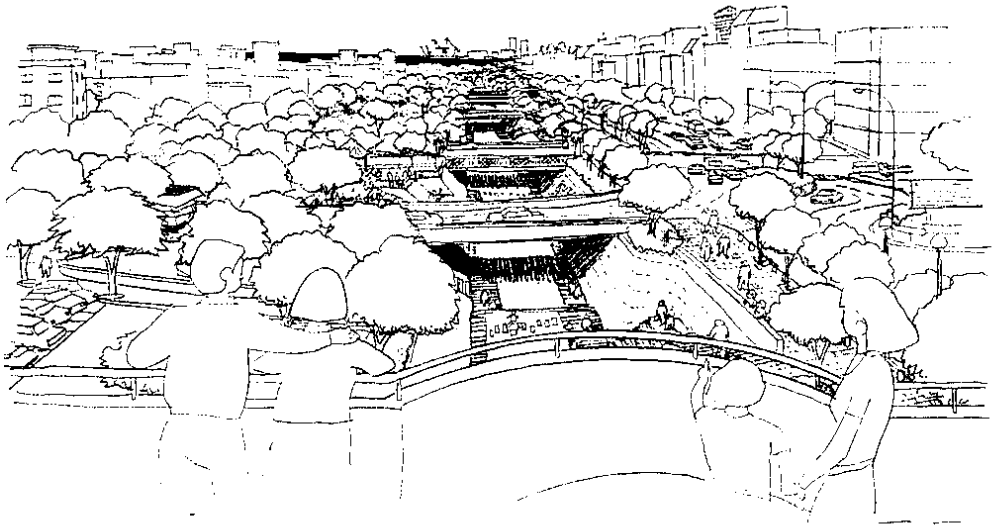

図　河川における環境形成帯のイメージ

事　業　名		全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
公園川の沿整備	新湊川		・阪神高速山手線事業に伴う公園復旧及び追加整備	
	都賀川		・未整備部分の事業着手	

水と緑のネットワークと防災拠点の構成

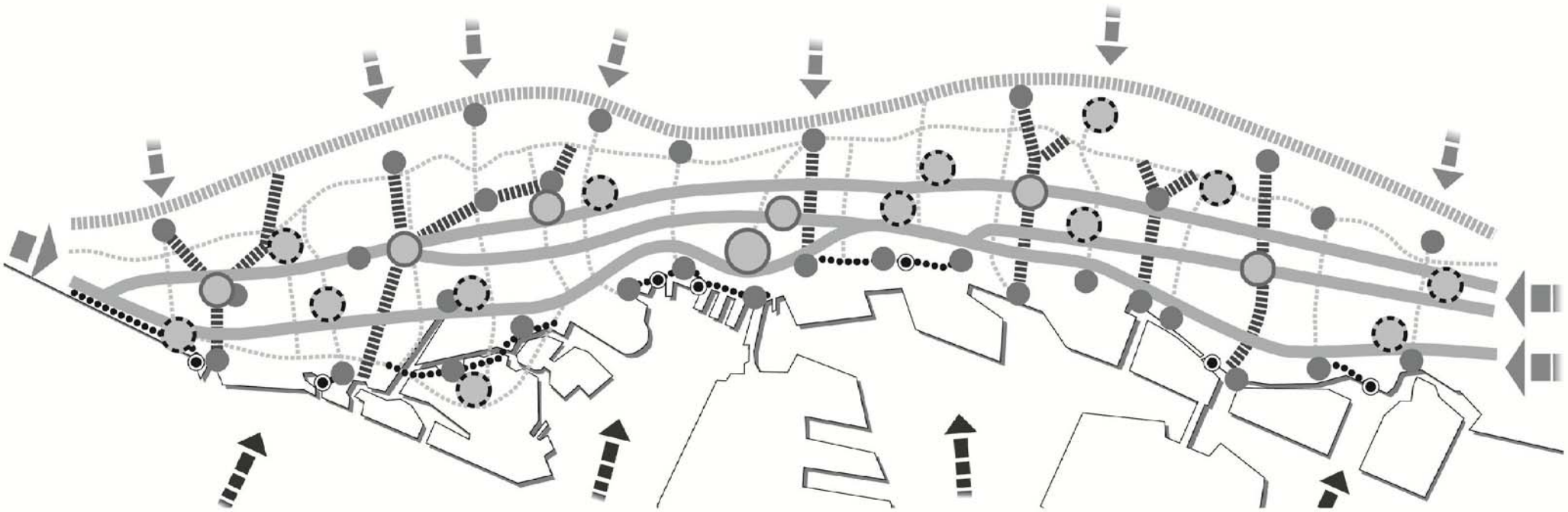

凡例				
防災支援拠点（生活文化圏レベル）			河川における環境形成帯	
防災総合拠点（区レベル）			幹線道路における環境形成帯	
防災中枢拠点（市レベル）			グリーンベルト整備事業	
			臨海部における環境形成帯	
圏域外からのアクセス	陸路		緑地・公園等	
	海路		海のアクセスポイント	

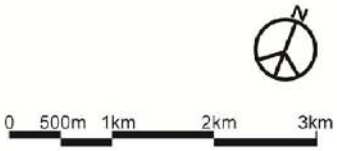

＜参考　河川における環境形成帯の創出状況＞

河川名	河川沿公園の整備		防災ふれあい河川整備	
住吉川	H9 年度 H11〃 H14〃	住吉本町公園整備 河川護岸の緑化 防災ステーション公園整備	H9 年度 H11～14〃	全体延長 2,810m の整備完了 防災ステーション基盤整備
石屋川	H6～8 年度 H10～11〃 H20～21〃	R2 号南･耐震性貯水槽整備 R2 号南･階段護岸に伴い公園整備 東灘山手土地区画整理事業区域内に公園整備	H10 年度 H11〃 H12〃	R2 号上流～西国橋・階段護岸・河床整備 西国橋～旭橋・階段工 阪神電鉄下流・階段工
都賀川	H8～12 年 H11〃 H12〃 H13〃 H18～25〃	JR 上流～山手幹線・親水護岸 新在家西公園整備 都賀川公園整備 新在家南公園整備 都賀川公園整備	H9 年度 H10〃 H11〃 H12～17〃	神若線～JR・河川整備 神若線～山手幹線・河床・階段工 神ノ木橋～千旦橋・階段工 河口部・通路・生態系護岸工
生田川	H10 年度 H13～18〃 H16～17〃 H17～19〃	新神戸ﾄﾝﾈﾙⅡ期に伴う全体基本設計 新神戸ﾄﾝﾈﾙⅡ期に伴う公園整備 HAT 神戸西端・公園整備 R2 号～山手幹線公園整備	H14 年度 H17〃 H17～18〃	布引橋下流・階段工 JR 南左岸・階段工 R2 号～山手幹線・階段工
新湊川	H9 年度 H10〃～ H22〃～	旧区役所前・公園整備 阪神高速山手線に伴い公園復旧・改修形態の検討 公園復旧工事着手	H7～8 年度 H7～9〃 H10～14〃 H15〃 H22～24〃	石井川 250m・天王谷川 145m 整備完了 旧長田区役所前右岸・階段護岸 JR 上下流・階段工 旧長田区役所前左岸・階段工 緑道整備（災害復旧助成事業） 防災ｽﾃｰｼｮﾝ基盤整備 公園復旧工事にあわせて階段工整備
妙法寺川	H8～9 年度 H9～15〃 H15～17〃 H21～22〃	天井川公園整備 JR 鷹取工場跡地用地取得 妙法寺川左岸公園整備 親水護岸整備にあわせて妙法寺川公園復旧	H8 年度 H15〃 H16〃 H20〃 H21～22〃	天井川公園整備に伴う階段護岸 須磨区役所前・階段工 二の井橋上流・階段工 下中島公園隣接区間・親水整備 妙法寺川公園隣接区間・親水整備



HAT ゆめ公園



生田川公園（右岸）

図　生田川公園整備状況

2　幹線道路における環境形成帯の創出

街路樹の効果的な配置や適切な維持管理、沿道建築物の不燃化や緑化を推進することにより、心地よい歩行者空間や、風格のあるまちなみをつくりあげるとともに、火災などの非常時における安全な避難機能、延焼遮断機能の強化を図る。中でも、東西方向の浜手、中央、山手の三大幹線の整備の推進を図る。

（１）浜手幹線での取り組み

東部市街地では国道４３号沿道における環境防災緑地の整備を、また、西部市街地では沿道地域の防火地域指定により、防災不燃化を推進し、安全な避難機能、延焼遮断機能の強化を図る。

（２）中央幹線での取り組み

沿道地域の防火地域指定により、防災不燃化を推進し、安全な避難機能、延焼遮断機能の強化を図る。

（３）山手幹線での取り組み

未整備箇所の整備、拡幅を進め、東西方向のネットワークを強化する。また用途地域制度を活用し適切な沿道土地利用を誘導し、安全な避難機能、延焼遮断機能の強化を図る。

3　グリーンベルト整備事業の推進

山麓斜面に市街地が接している神戸・阪神間の都市において、土砂災害に対する安全性を高め、緑豊かな都市環境と景観を創出することを目的として、市街地に隣接する山腹斜面に一連の樹林帯（グリーンベルト）の形成を図る。

この樹林帯（グリーンベルト）は土砂災害の発生の直接的抑制を図るとともに、良好な都市環境、風致景観、生物の多様性の保全、都市のスプロール化防止にも寄与するものである。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
六甲山系グリーンベルトの整備(防砂の施設)	神戸市須磨区から宝塚市に至る表六甲山腹斜面一帯(延長約 30km)		用地買収（H22 年度末） (直轄) 1146.2ha (県)53.3ha

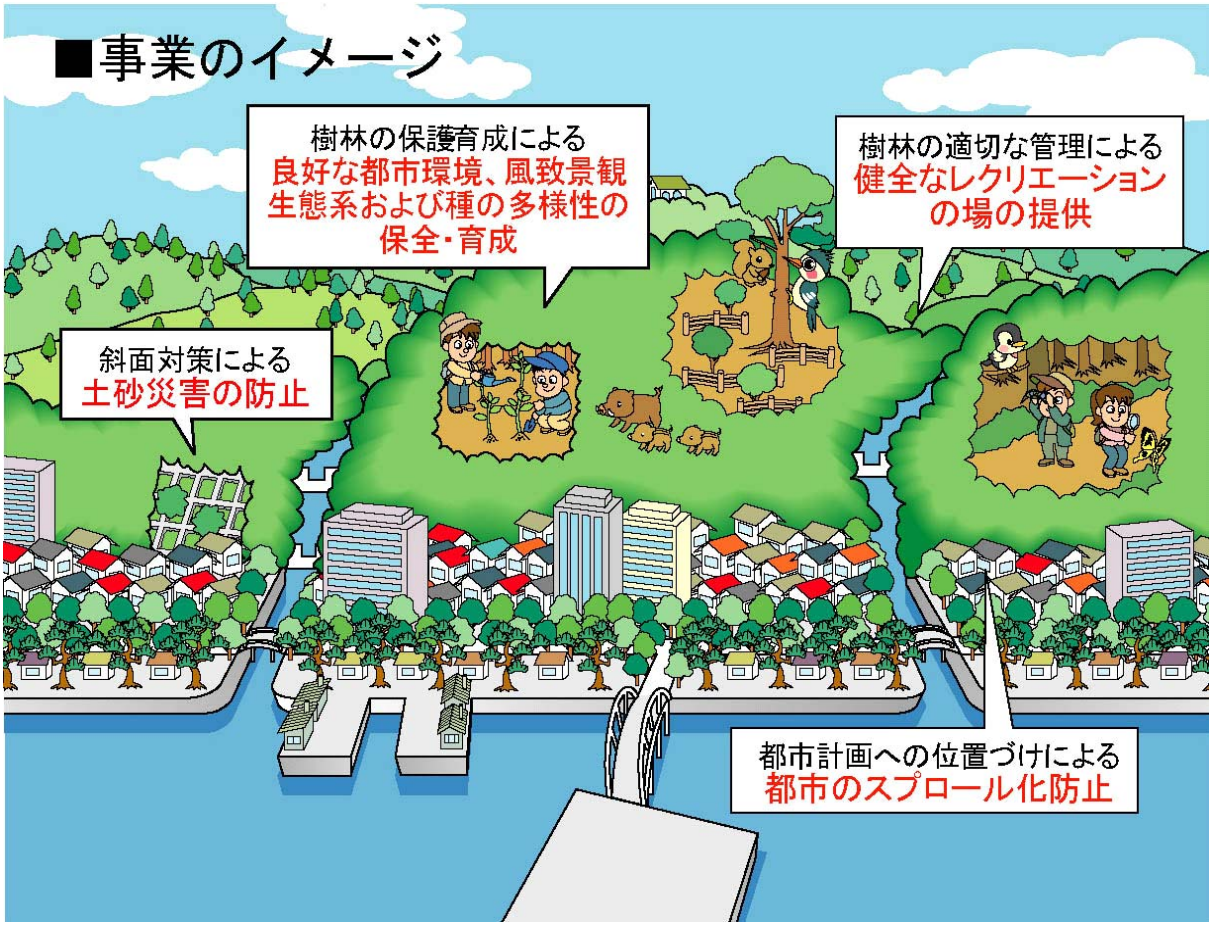

図　グリーンベルト整備イメージ

4　臨海部における環境形成帯の創出

港湾機能などとの調和を図りながら、海岸線の緑地空間や拠点となる施設及び親水空間などを遊歩道等でつなぐとともに、都心部や兵庫運河ではウォーターフロントとして、水辺の親水空間やオープン空間の形成を図り、平常時は都市の親水性を高めるとともに、災害時には臨海部での避難路及び緩衝緑地としての機能を有する空間を創出する。

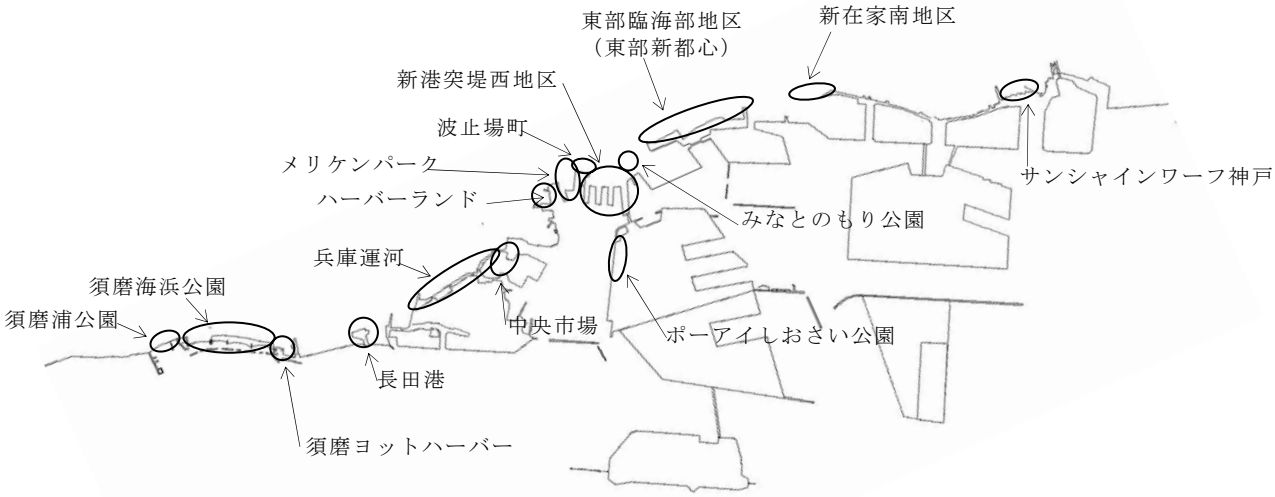

図　臨海部における環境形成帯位置図

事業名	全事業量等	H23－27 年度	備考（実績等）
都心ｳｫｰﾀｰﾌﾛﾝﾄ整備 (ﾊｰﾊﾞｰﾗﾝﾄﾞ～ﾒﾘｹﾝﾊﾟｰｸ～新港西地区)		順次	ﾒﾘｹﾝﾊﾟｰｸ、ﾊｰﾊﾞｰﾗﾝﾄﾞ、中突堤

第２節　自然災害等災害予防対策の推進

第１項　土砂災害対策の推進

神戸市域は、風化花崗岩からなる六甲山系の麓に市街地を形成しており、昭和 13 年の豪雨による災害を始め、豪雨に伴う河川の氾濫、土石流、地すべり、がけ崩れなど幾多の災害を被ってきた。また、阪神・淡路大震災により多数の斜面崩壊が発生し、市街地に面した斜面全体が不安定になっていることも考えられる。

このため、国・県を中心として、山腹崩壊による被害を未然に防ぐ山腹工、土石流を食い止める堰堤工事の治山・砂防事業、地盤の移動を抑止する地すべり対策事業、急傾斜地の崩壊を防止する急傾斜地崩壊対策事業を実施している。

また、これら対策事業の推進とあわせて、市民への土砂災害への心構えと防災意識の向上を図る。

１　治山事業

六甲山系は雨に弱く非常に崩れやすい風化花崗岩からなっている。そのため、これら山地が市街地の背後にある神戸市の特殊性から、神戸市の安全なまちづくりにとって山腹崩壊を未然に防ぎ、またいかにして被害を最小限におさえるかが重要となってくる。このため、震災及びその後の降雨により発生した崩壊箇所の復旧とあわせて、山腹崩壊を未然に防ぐため予防的事業を実施する。

（１）自然災害防止事業

昭和 53 年度から自然災害防止事業債が創設されたことにより、災害対策基本法に基づく、本防災計画に計上されている土砂災害防止地区内の市有地内において、治山、林地崩壊防止施設の復旧、土石流・地すべり・急傾斜地崩壊による災害の予防、または災害の拡大防止を目的とした事業で、国・県の採択基準に満たないものについて施行する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
自然災害防止事業		１箇所（平成 23 年度）	266 箇所 （H22 年度末）

（２）市有林内山腹崩壊復旧事業

市有林内において、自然現象などにより発生した山腹崩壊地の復旧、あるいは人家に近接した急傾斜地の崩壊防止を目的とした事業で、国・県の採択基準に満たないものについて施行する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
市有林内山腹崩壊復旧事業		未定	208 箇所 （H22 年度末）

（３）県単独補助治山事業

人家または市町村等が管理する施設に隣接する山地が崩壊し、人命財産等に直接被害を与え、または与える恐れがあり、民生安定上放置しがたいもので、国庫補助事業、県単独県営治山事業の対象とならないものについて復旧を図る。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
県単独補助治山事業		未定	16 箇所 （H22 年度末）

（４）国有林関係事業

国有林における植林、保育、改良等の実施により、国有林の健全な育成を図るとともに、治山施設の建設を行う。

（５）保安林関係事業（県実施）

保安林における治山事業は、山地災害危険地区を重点的に実施する。

２　砂防事業

昭和 42 年７月災害における砂防ダムの効果から、砂防ダムを建設し、山腹崩壊による土砂が下流の市街地に流出することを防止する。

なお、砂防施設の不十分な小河川についても、砂防ダムの早期完成に重点をおく。また、小渓流部の砂防ダム、山腹工などの整備には特に留意し実施するものとする。砂防指定地内の市有地で災害が予想される箇所について、特に渓流への土砂の流出防止を目的とした事業で、国・県の採択基準に満たないものについて施行する。

●直轄砂防施設の現況　平成 22 年３月末現在（近畿地方整備局）

ダム工	流路護岸工	山腹工	補修･ｸﾞﾗｳﾄ	合計
420	39	25	60	544

＊基本計画のうち緊急に処置するものとして土石流出の著しい箇所から、重点的に実施する。

●県実施砂防施設の現況　平成 22 年３月末現在（兵庫県）

砂防			地すべり	急傾斜	備考
堰堤工	流路工	床固工			
143	15.3 km	5	20 地区	198 地区	昭和 42 年以降の実施状況

３　地すべり対策事業（県実施）

地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去し、又は軽減するために必要な排水工、擁壁工、抑止杭工等の事業を県が実施する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
地すべり対策事業		未定	20 箇所 （H21 年度末）

４　急傾斜地崩壊対策事業（県実施）

急傾斜地崩壊危険区域において、急傾斜地の崩壊を防止するため必要な擁壁工、排水工、法面工等の事業を県が実施する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
急傾斜地崩壊対策事業		未定	198 箇所（H21 年度末）

５　道路防災対策事業

落石等の自然災害により道路交通への被害の発生のおそれのある箇所を把握し、対策の必要のある箇所について、災害を未然に防止するために緊急性の高いところから順次、事業を実施する。（平成８年度に落石、ガケ崩れ等について道路施設の点検を実施。）

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
道路防災対策事業		63 箇所	

第２項　宅地災害対策等の推進

１　既成宅地の安全対策

既成宅地については、宅地の所有者、管理者又は、占有者に保全義務が課されているが、これらの宅地について、災害の防止のため必要があると認められるときは、擁壁、排水施設の設置、改造その他必要な措置をとることを勧告し、災害の発生のおそれが著しいと認める場合には、擁壁、排水施設の設置、改造その他災害発生を未然に防止するために必要な工事を行うことを命ずるものとする。さらに、建築確認の際に、「建築基準法」及び「宅地造成等規制法」の技術基準に基づき敷地の安全性を確保するよう指導する。

２　宅地造成工事等の指導

（１）宅地造成工事の指導

宅地造成工事に伴い、がけ崩れ、土砂流出等の災害のおそれがあるところについて、これらの工事に対するパトロールの強化を行う。

一定の宅地造成工事を「宅地造成等規制法」に基づく許可に係らしめることにより同法の技術基準により、擁壁・排水施設等の安全性について審査・指導・検査を行う。

なお、無許可、許可条件違反及び技術基準に適合していない宅地に対しては、速やかに工事中止、許可取消し、宅地の使用制限、使用禁止、その他災害防止のために必要な措置を命ずる。

（２）開発行為の指導

開発許可の際に、「都市計画法」及び「開発指導要綱」等の技術基準に基づき、開発者に対して公共・公益施設の整備を行わせるとともに、宅地についても安全性確保のため、擁壁・排水施設等の審査・指導・検査を行う。

（３）斜面地建築工事の指導

「神戸市斜面地建築物技術指針」に基づき、斜面地建築工事の指導を行う。

３　急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊防止のための規制は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき県知事が急傾斜地崩壊危険区域を指定することにより、行為の制限、改善命令などを行う。

４　宅地災害未然防止措置の取組み

（１）防災パトロールの実施

随時、防災パトロールを実施し、市内の危険宅地の把握及び無許可工事の早期発見に努めるとともに、許可工事でも条件や許可内容どおり工事を施行しているかどうかを監視・指導する。

（２）宅地保全相談・防災工事資金貸付

市民及び施行業者に対して、宅地造成工事を行う手続の説明、設計基準の指導、既成宅地の安全性の診断等の相談に応じるとともに、危険な既成宅地の防災工事を行う場合には、必要に応じ資金の貸付等を行う。

（３）宅地防災月間

毎年梅雨期前の５月を「宅地防災月間」として、防災パトロール、宅地防災講演会等や広報紙等による日常の安全点検方法等の周知を行い、市民及び施行業者に対して宅地災害防止のための知識の普及・啓発を図る。

第３項　洪水・浸水対策の推進

１　河川洪水対策

（１）　河川整備の推進

表六甲の主要な河川の改修は、昭和 13 年の阪神大水害を契機に国、県で事業が行われ、ほぼ完了しているが、昭和 42 年の水害により改修の必要が生じた小規模な未改修河川については、昭和 45 年から市がバイパス放水路等の建設を進めている。

また、西北神地域の河川改修は、河道拡幅による治水安全度の向上とともに、周辺環境にも配慮した整備を行っている。

事　業　名		全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
河川改修事業		371.2km		288.1km （H22 年度末）
内訳	都市基盤河川改修事業	69.9km	要玄寺川、妙法寺川、伊川、櫨谷川の事業促進	54.9km （H22 年度末）
	準用河川改修事業	180.8km	瀬戸川、僧尾川等の改修工事の促進	140.0km （H22 年度末）
	普通河川改修事業	120.5km	数合谷川等の改修工事の促進	93.2km （H22 年度末）

（２）河川情報の提供

①河川モニタリングカメラシステム整備事業

河川で増水する危険性が高い箇所に、ネットワークカメラを設置し、河川の流れる様子を撮影し、動画像でパソコンや携帯電話を使って閲覧できるシステムを構築、運営管理する。

増水、洪水の危険性を実感できる動画像を市民に見てもらうことで、確実、迅速な避難を促す。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
河川モニタリングカメラシステムの構築及び運営管理事業	30 箇所	30 箇所（静止画像を動画像に変更。通信回線の無線化、無停電電源装置の設置）	4 箇所（H17） 20 箇所（H18） 30 箇所（H20）

②河川増水警報システム運営管理事業

親水施設がある河川において、大雨・洪水注意報又は警報発令後に回転灯が点灯し、音声で警告するシステムを構築し、運営管理を行う。都賀川増水事故（平成 20 年７月）を受けて整備したもので、河川利用者のための安全対策として、増水の危険を知らせ、迅速な避難行動を促す。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
河川増水警報システム運営管理事業	２箇所３基	都賀川水系普通河川六甲川（１基）、妙法寺川水系普通河川天井川（２基）に設置した河川増水警報システムについて運営管理を行う	２箇所３基設置(H21)

③洪水ハザードマップによる情報提供

洪水時の浸水状況（浸水区域・浸水の深さ）、避難場所、避難における注意事項、気象情報の入手先等に関する情報を、洪水ハザードマップにより地域の住民にわかりやすく提供する。

事　業　名	全事業量等
洪水ハザードマップ作成事業	市内の二級河川のうち、水位情報周知河川 13 河川及び水位情報周知河川以外の 48 河川で浸水想定を行っており、ハザードマップとして公表済。

（３）河川の浸水想定区域における連絡体制の強化

水位情報周知河川については､洪水ハザードマップの作成に伴い､浸水想定区域が指定される。この場合、河川の溢水等により浸水被害が発生する恐れがある場合があるため、避難体制、情報連絡体制の強化を図る必要がある。

①河川溢水等による浸水想定区域の実態調査の実施

河川の浸水想定区域において､特に早期避難の必要があると判断される区域の住民に対して、迅速な避難と情報の伝達を円滑に行うための体制を確保するために、浸水想定区域の実態調査を実施する。

②避難準備情報、避難勧告、指示の伝達方法の確立

河川の浸水想定区域に対して避難準備情報、避難勧告、指示を発令する場合は、円滑な情報伝達を図ることが重要となる。このため、実態調査にあわせ、地下保有対象物の所有者等に対し、電話を用いる連絡体制を確立するとともに、広報車等によるパトロールや地域広報、防災行政無線同報系、ひょうご防災ネット、マスコミ等の活用による緊急情報の提供のための環境づくりを進める。

③住民への周知

河川の浸水想定区域内の住民に対し、地域の訓練や、地域の懇談会、消防団、防災福祉コミュニティ等を通じて、住民相互においても日ごろから伝達方法や避難場所、避難方法などを確認するよう啓発する。

２　都市の浸水対策の推進

下水道による都市の浸水対策は 10 年に 1 回程度発生する降雨（1 時間あたり 49.1 ㎜）に対して、浸水することのないよう雨水幹線、雨水ポンプ場の整備を実施している。また、都市化の進展に伴い雨水流出量が増大している地域では、流出係数の見直しにより、整備水準を高めた雨水幹線、雨水ポンプ場の再整備等を進めている。

加えて、レーダー降雨情報システムを活用した雨水ポンプ場の運転支援及び防災体制の確立に向けた利用により、浸水に対してさらなる安全度の向上を図るとともに、庁内関係部局との連携により、流出抑制施設を整備し、局地的な豪雨に対する総合的な流出抑制施策を推進する。

（１）雨水幹線・雨水ポンプ場の整備

過去に浸水被害に見舞われた地区や雨水排除能力が不足している地区、低地盤地区など地形上の理由から浸水に対する安全度が低くなっている地区を雨水整備重点地区（９地区）として、優先的に雨水幹線・雨水ポンプ場の整備を進める。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
雨水整備重点地区の整備	9地区	５地区完了	H22 年度末で２地区完了
雨水ポンプ場の整備		４箇所の整備完了	うち３箇所新設、１箇所改築

（２）レーダー降雨情報システムの整備

レーダー降雨情報システムは雨水ポンプ場の運転支援等、防災行政の推進を目的として平成７年に供用開始し、現在では、降雨情報をインターネットや携帯電話へ配信し、防災や日常生活に役立つ情報として、幅広く市民に利用されている。供用開始後 15 年が経過し、設備機器の劣化が進んでいるため更新を図り、防災行政の向上、市民の自主的な防災活動を支援する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
レーダー降雨情報システムの整備	レーダー雨量計端末 20 台 ・降雨観測レーダー　1 基 ・降雨情報配信設備　1 式	降雨情報観測レーダーの改築更新	受信端末 20 台設置 インターネット (H12 年度末) 携帯電話への配信 (H14 年度末) 降雨情報配信設備の改築 (H20 年度末)

（３）雨水流出抑制施設の整備

「浸水に強いまちづくり」を促進し、安全・安心なまちづくりを実現するためには、過去に浸水の被害を受けた地区または浸水の被害が想定される地区に対し、庁内連携して、公共施設を有効に活用した「雨水流出抑制（貯留・浸透）施設」を整備し、浸水被害の軽減・解消を促進する。

事 業 名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
雨水流出抑制施設の整備	未定	浸水被害を受けた地区または浸水の被害が想定される地区を中心に、公共施設を活用した「雨水流出抑制(貯留・浸透)施設」を整備	H22 年度末 ○下水道河川部 ・雨水貯留施設 4 箇所 （本庄遮集幹線・春日野公園他 2 箇所） ・学校雨水貯留槽 25 箇所 ○道路部 ・透水性舗装面積約 21.5ha

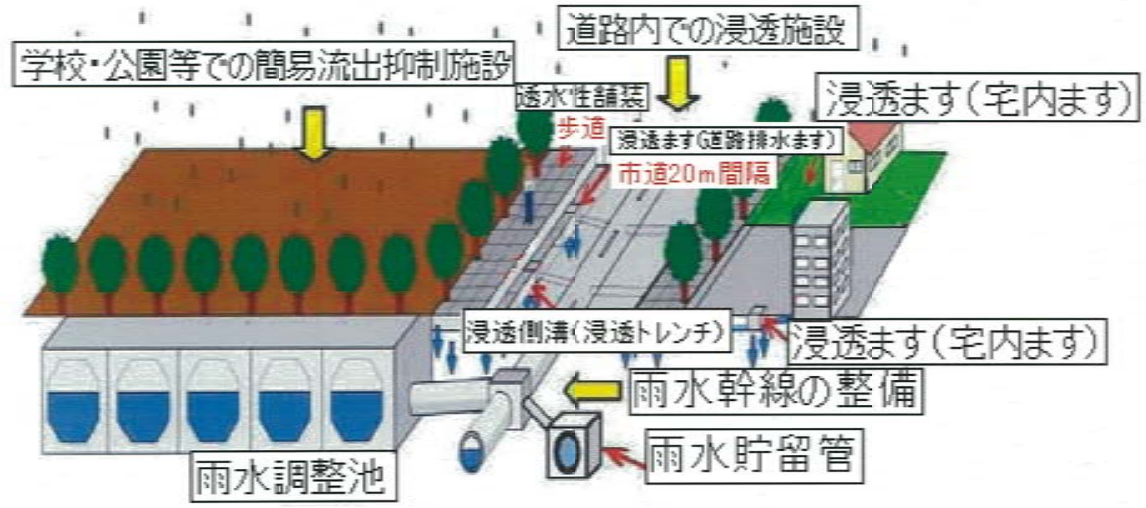

3　高潮・沿岸部都市浸水対策の推進

（1）海岸保全施設の整備

昭和 39 年 20 号台風及び昭和 40 年 23 号台風と相次いで高潮による大きな被害を受けたため、昭和 40 年度から被害の最も大きかった西神戸地区（和田岬～妙法寺川尻）より高潮対策事業に着手し、順次、東神戸地区（都賀川尻～新在家）、中神戸地区（兵庫新川運河～中之島周辺）と事業を進めてきた。引き続き、平成 16 年の台風により浸水被害を受けた新港地区の整備を進めるとともに、残事業地区である苅藻島地区等についても早急に整備を進める。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
海岸保全施設の整備	約 60km		約 55km（H22 年度末）
・新港(H16～) ・苅藻(H23～)	7.0km	1.9km	4.8km（H22 年度末）

（2）重点地区（三宮南地区を除く）の雨水ポンプ場改築更新事業

下水道事業着手以来 60 年以上が経過し、震災の影響もあり、施設の老朽化が進行している。沿岸部にある雨水ポンプ場についても老朽化が進行していることに加え、近年の土地利用の変化や雨水流出量の増大により、排水区域や流出係数を見直したポンプ場の整備を計画的に行うことが必要となっている。このため、この 5 ヵ年の間に、和田岬ポンプ場の増強、南駒栄ポンプ場の完成を目指す他、魚崎ポンプ場の改築工事に着手する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
雨水ポンプ場改築更新事業		南駒栄ポンプ場の完成	

（3）三宮南地区浸水対策事業

平成 15･16 年の度重なる台風の来襲により、資本の集積する三宮南地区では、床上床下浸水被害や国道２号の冠水被害が発生した。そのため、当該地区では未整備となっている防潮堤の整備と合わせて、下水道事業による海水の逆流防止対策や遮集幹線・ポンプ場等の内水排除施設の整備を重点的に進める。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
三宮南地区浸水対策事業	3 ポンプ場(排水区域面積：約 200ha)と遮集幹線の整備等	中突堤ポンプ場、小野浜ポンプ場の完成、遮集幹線の整備等	京橋ポンプ場は平成 23 年 8 月に供用開始

4　ため池防災対策の推進

水防計画に位置づけられている警戒を要するため池や老朽化したため池の改修等を進め、その解消を図るとともに、ため池の管理や防災に関してため池管理者等への指導、啓発を行う。

5　津波対策の推進

（1）津波防護施設等の整備

津波から市街地を防護し、住民が円滑に避難できるように防潮鉄扉の改良・水門の耐震化を行う。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
津波・高潮危機管理対策緊急事業		・防潮鉄扉の改良(軽量化) ・水門の耐震化	・防潮鉄扉の軽量化･電動化 ・水門の改良 ・水門の耐震化

（２）地域津波防災計画の作成支援

津波は、発生時期が予測できないため事前対応が難しく、地震発生後、即時対応が迫られるなど、行政での対応が制約される。津波被害を最小限にとどめるためには、地域住民や事業者等の日頃からの津波防災への意識付けが必要である。

このため、東南海・南海地震津波により浸水が想定される地域において、防災福祉コミュニティが主体となって進める、津波発生時の収集・伝達、避難対策、津波防護対策等に関する地域津波防災計画の作成を支援する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
地域津波防災計画作成支援	11 地区	１地区 地元企業を中心とした計画の策定について協議	８地区（７団体）策定済 （H22 年度末現在） ２地区では地震減災ガイドの配布による意識付けの取組みを実施

（３）津波表示板の設置支援

住民等の津波防災意識の普及・啓発と、いざという時の適切な避難対応を可能とするため、地域津波防災計画にもとづき、地域住民が主体となって、津波時の最大潮位や避難方向を記した津波表示板を電柱等に掲示する取組みを支援する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
津波表示板設置支援事業	11 地区	地域の意向を踏まえて順次取り組む 地域津波防災計画が策定されたことを前提とする	８地区（７団体） （H22 年度末現在）

（４）津波緊急待避所表示板の設置支援

津波緊急待避所は、津波発生時に緊急的に待避が可能な丈夫な建物であり、地域津波防災計画の中で位置づけられている。日ごろから津波緊急待避所の周知を図るとともに、いざという時の適切な対応を可能とするため、地域住民による津波緊急待避所への表示板設置を支援する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
津波緊急待避所表示板設置支援事業		地域の意向を踏まえて順次取り組む 地域津波防災計画が策定されたことを前提とする	４地区（４団体）設置済 （H22 年度末現在）

（５）須磨海岸の津波避難対策

住民、事業者、行政の協働のもと、津波発生時における須磨海岸の来訪者向けの有効な避難対策を検討する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
須磨海岸の津波避難対策の検討		津波に備え被害を最小限に抑えるため、区民・事業者を対象に啓発を行う ・講演会の開催 ・啓発チラシの作成配布	

第４項　大規模地震対策の推進

１　地震防災対策緊急事業５箇年計画

地震防災対策特別措置法に基づき兵庫県において定められる地震防災緊急事業５箇年計画と連携して、地震防災対策を推進する。

２　耐震化の推進

建築物、構造物の倒壊や寸断等による被害の発生を抑止するため、耐震性の向上に努める。

既存の特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の耐震化を推進し、施設の防災力向上を図る。

３　液状化対策の推進

阪神・淡路大震災では、ポートアイランドや六甲アイランドなどの埋立地においては、広範囲において液状化に伴う噴砂現象が発生した。しかし、これに伴う建築物の倒壊やマンホール・地下埋設物の浮き上がりなどの大きな被害は確認されておらず､通行に支障が出るといった程度であった。

埋立地などの液状化危険地帯においては、今回の震災により被災した岸壁、橋梁等の公共施設のうち、重要な施設について、適切な液状化対策を実施するとともに、新規整備施設についても、必要に応じて適切な液状化対策を実施していく。

第５項　火災予防への取組み

１　大火災及び多数の死傷者の発生が予測される地域等

出火した場合、大火災となる危険性があるため、実態把握、自主防災体制の強化、防火思想の普及及び予防広報の徹底を行う地域等は次のとおりとする。

（１）危険物製造所等の施設(石油コンビナート等)

爆発及び速燃的な火災となり危険物品の飛散流出等により延焼拡大のおそれのある危険物施設

（２）地下街、準地下街

火災等により、混乱を生じ人命救助、消火活動上困難が予測される地下街、準地下街

（３）複合用途の高層建物

火災発生時、特に関係者の適切な対応措置が必要とされるもので、管理権限及び利用形態の異なる事業所が混在する高層建物

（４）不特定多数を収容する建物等

早期に避難誘導を行わなければ多数の死傷者が発生する危険が大きい次の施設

- 劇場、映画館、公会堂、集会場
- キャバレー、遊技場
- 待合、料理店、飲食店
- 百貨店、マーケット、大規模物品販売店舗
- 旅館、ホテル、宿泊所
- 病院、社会福祉施設、各種養護施設
- サウナ、公衆浴場

（５）木造建物密集地域

火災が延焼しやすく 1,000 平方メートル以上焼損する危険性がある街区

２　企業の自主防火管理体制の強化

状況変化のはげしい対象物等の実態を把握し、火災予防のための適切な指導を推進し、あわせて自主防災体制の確立を促進させるため、次の事項を実施する。

（１）防火査察の徹底

旅館、ホテル、及び福祉施設等の就寝施設を伴う人命危険の高い対象物を重点に、不特定多数を収容する建物等の査察を計画的に実施し、自主防災体制の確立を推進する。

（２）法令規制に対する違反事項の是正

法令規制に違反した防火対象物及び危険物施設については、その危険度に応じて改善の通告、警告、命令等を行い、早期改善を図る。

（３）危険物施設における自主保安体制の推進

危険物施設における石油類などの漏洩事故防止のため、事業者による定期点検制度を促進し、自主保安の一層の推進を図る。

事業名	全事業量等	H23・27 年度	備考(実績等)
危険物施設の定期点検の促進	点検報告義務対象施設数 1,517	H27 年度目標報告率 90%	

（４）防火管理体制づくりの指導

防火管理者の選任、自営消防訓練の実施、消防用設備等の点検の指導等、事業者の自主防火管理体制づくりを強化することにより、防火対象物の安全性を確保する。

（５）防火対象物定期点検報告制度の推進

平成 13 年の新宿歌舞伎町の雑居ビル火災により法制化された､平成 15 年 10 月施行の防火対象物定期点検報告制度（消防法第 8 条の 2 の 2）の普及促進を図り、建築物の自主防火管理体制を推進する。

事業名	全事業量等	H23・27 年度	備考(実績等)
防火対象物点検報告制度の推進	点検報告義務対象数 1,327	H27 年度目標報告率 85%	

3　市民による自主防災組織の確立と防災活動の推進

市民生活の中にきめ細かな防災意識を定着させるため、市民及び市民団体による自主防災組織の充実と活動の活性化を強力に推進するため、次の事項を実施する。

・防災福祉コミュニティの育成を推進する。
・地域住民の防火意識の高揚を図るため、自治会、婦人会、民生委員、ＰＴＡ、消防団等による自主防災活動を推進する。
・自治会、婦人会、ＰＴＡ等各種団体が実施する防火・防災講習会及び消火、通報、避難等の訓練を指導する。
・自主防災組織、自治会等が災害のないまちづくりを目指して実施する防火広報活動や、放火防止のパトロール、年末警戒等に積極的に協力する。
・自主防災組織等を通じて、市民生活の安全情報を地域住民に提供するとともに住宅用防災機器の設置促進を図る。

4　消防団による防災活動の推進

地域の安全を守る要としての消防団は、多様化する都市災害に対応するため、地域防災のリーダーとして地域住民の防火防災知識の普及や防災意識の高揚を図るとともに次の事項を実施する。

（１）消防団員の育成

消防団の基本理念は「自分たちの地域は自分たちで守る」ことにあり、地域に密着した消防団活動にあたっては高度な知識技術が要求される。このため消防団活動は地域の防災力を向上させるとともに、地域住民の安全を確保するため消防団員の育成強化を図る。また、消防団施設や積載車等について、新たに策定した整備基準に基づき、ファシリティマネジメントの観点から適正管理を進めていく。

（２）防災知識の普及

地域防災リーダーとして消防団は防災福祉コミュニティに対して地域防災講習会等を実施し、実践的な指導を通じた防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

（３）各種訓練指導

初期消火訓練、救急応急処置、通報、避難要領の指導を行う。また、市民消火隊の結成区域では、小型動力ポンプの操作要領、また自主防災促進地域にあっては、消火用ボックスの取扱や放水訓練の指導を行う。

（４）消防団の入団促進

地域の防災の担い手として中心的役割を担う消防団がより活性化するよう、女性や大学生に入団を呼びかけるほか、事業所にも協力を働きかける。

５　火災予防広報

ホームページ等の情報媒体の効果的な活用や、消防音楽隊による広報演奏など、市民が防災に関心を持つことができ、かつ、わかりやすく伝えることにより、防災意識の向上に努める。

６　住宅防火の推進

平成 18 年～22 年までの 5 年間における建物火災の状況をみると､6 割以上が住宅火災となっており、死者の 8 割以上が住宅火災によるものとなっている。

住宅防火を推進するため、各種公報媒体や地域自主防災組織の防災福祉コミュニティ、消防団等を通じて市民の防火意識の向上及び、住宅用火災警報器、住宅用消火器、防災品、安全調理器具等の住宅用防災機器等の設置普及を図り、住宅防火対策を進める。

第３章　危機管理・災害対応力の強化

節	項	施策	施策内容	主な所管局
第1節 防災拠点の整備	第1項 地域防災拠点づくり	1 学校施設の防災拠点機能強化	(1)耐震化の推進	教育委員会事務局 総務部学校整備課
			(2)学校開放の推進	教育委員会事務局 社会教育部生涯学習課
			(3)地域と学校との連携による防災訓練の実施	教育委員会事務局 指導部指導課
		2 公園整備、公園施設の防災機能強化	(1)地域の防災拠点となる公園の整備	建設局 公園砂防部計画課 公園砂防部緑地課
			(2)公園の防災拠点活用のための環境づくり ①公園整備への市民参画 ②公園を活用した地域交流 ③公園の地域管理の促進	建設局 公園砂防部管理課 公園砂防部緑地課
		3 地域福祉センターを活用した災害時の要援護者支援の環境づくり	①災害時の要援護者支援のためのしくみづくり ②ふれあいのまちづくりの推進	保健福祉局 総務部計画調整課
		4 民間施設との連携	(1)小売市場、商店街等との連携	産業振興局商業課
			(2)ガソリンスタンド	消防局予防部予防課
			(3)地域の集会施設の活用 ①地域集会所新築等助成	市民参画推進局 参画推進部地域力強化推進課
			(4)コンビニエンスストア	危機管理室3班
	第2項 防災中枢拠点・総合拠点等の整備	1 防災中枢拠点、バックアップ拠点の強化	(1)防災中枢拠点機能の強化	危機管理室3班
			(2)バックアップ機能の確保 ①HAT神戸周辺 ②ハーバーランド周辺 ③西神中央周辺 ④ひよどり台周辺	危機管理室3班
		2 防災総合拠点の整備	(1)本庁舎・区庁舎の耐震改修基本計画の策定・推進	都市計画総局 建築技術部技術管理課 危機管理室3班 行財政局行政監察部庶務課 市民参画推進局 参画推進部 区制振興課
			(2)消防庁舎	消防局総務部庶務課
			(3)公共建築物の定期点検	都市計画総局 建築技術部建築課
	第3項 広域防災拠点の整備	1 陸の拠点	①王子公園周辺 ②御崎公園周辺 ③総合運動公園周辺 ④舞子海岸周辺 ⑤北神戸田園スポーツ公園周辺 ⑥しあわせの村周辺	建設局 公園砂防部計画課 公園砂防部緑地課 みなと総局 技術部計画課 危機管理室3班
		2 海の拠点		みなと総局 技術部計画課 危機管理室3班
		3 空の拠点		みなと総局 技術部計画課 危機管理室3班

節	項	施策	施策内容	主な所管局
第1節 防災拠点の整備	第4項 防災施設の充実	1 備蓄拠点の充実		消防局 市民防災総合センター 危機管理室3班
		2 ヘリポートスペースの充実		消防局 警防部航空機動隊 危機管理室3班
		3 避難施設の指定・周知の推進	(1)避難施設指定の定期的な点検・修正	危機管理室3班
			(2)避難所等標識の設置	危機管理室3班
			(3)避難施設に関する広報の充実	危機管理室3班
第2節 危機管理体制の強化		1 初動体制の強化		危機管理室2班
		2 新たな防災関連システム等の構築	(1)危機管理センターの整備・運営	危機管理室2班
			(2)新危機管理情報システム等の整備・運用	危機管理室2班
			(3)防災行政無線の整備・運用	危機管理室2班
			(4)消防新管制システムの構築	消防局総務部施設課
			(5)消防救急無線デジタル化の推進	消防局総務部施設課
		3 危機管理・防災対応に関するマニュアルの作成・充実	(1)地域防災計画防災対応マニュアル	危機管理室2班
			(2)その他の危機対応マニュアル	危機管理室2班
		4 広域連携の推進		危機管理室2班
		5 消防力の高度化・専門化	(1)指揮体制・安全管理体制の強化	消防局警防部警防課
			(2)特殊災害対応力の強化	消防局警防部警防課
			(3)救助体制の充実・強化	消防局警防部警防課
			(4)大規模災害現場における救急体制の強化	消防局警防部救急課
			(5)資機材の整備・更新	消防局警防部 警防課 救急課 総務部施設課
			(6)消防水利の充実	消防局警防部警防課
			(7)消防職員の災害対応能力の向上	消防局警防部警防課 市民防災総合センター
		6 救急救命体制の強化	(1)救急業務の高度化	消防局警防部救急課
			(2)救急医療体制の強化 ①持続可能な救急医療体制の構築	保健福祉局健康部 地域医療室
			(3)市民・事業者との協働による救急救命活動の展開 ①市民救命士の養成 ②救急インストラクターの養成 ③民間患者等搬送事業者(民間救急)との連携 ④まちかど救急ステーションの推進 ⑤救急需要対策	消防局 警防部救急課 市民防災総合センター

節	項	施策	施策内容	主な所管局
第2節 危機管理体制の強化		7 医療体制の強化	(1)災害に強い病院づくり ①新中央市民病院の開院 ②市民病院群の機能維持・充実	保健福祉局健康部 地域医療室
			(2)災害拠点病院	保健福祉局健康部 地域医療室
			(3)災害医療ネットワークの活用	危機管理室2班
			(4)県広域災害・救急医療情報システム	保健福祉局健康部 地域医療室
		8 健康危機管理体制の充実・強化	(1)健康危機管理計画等の作成・充実	保健福祉局 健康部予防衛生課
			(2)健康危機管理専門家会議	
			(3)感染症予防対策	
			(4)新たな感染症対策(神戸モデル)の推進	
		9 防災訓練の推進	(1)全市総合防災訓練	危機管理室2班
			(2)各区総合防災訓練 ①兵庫区安全・安心フェア ②要援護者等の防災訓練	危機管理室2班 兵庫区まちづくり推進部 総務課 保健福祉部 健康福祉課
			(3)情報伝達訓練	危機管理室2班
			(4)地域主体の防災訓練	消防局予防部予防課
			(5)事業所等における防災訓練	消防局予防部予防課
			(6)関係機関等と連携した訓練	危機管理室2班
第3節 災害時に自立生活が可能な環境づくり	第1項 災害時要援護者支援のための仕組みづくり	1 福祉意識の啓発・人材の育成		保健福祉局総務部 計画調整課
		2 地域での助け合いの仕組みづくり		保健福祉局障害福祉部 自立支援課
		3 災害時要援護者リストの整備		保健福祉局総務部 計画調整課
		4 社会福祉施設の災害時の利用		保健福祉局総務部 計画調整課
		5 コミュニケーション手段の確保		保健福祉局総務部 計画調整課
		6 高齢者・障がい者等の緊急通報システムの推進		消防局予防部予防課
		7 こうべユニバーサルデザインの推進	(1)UDの普及啓発の推進	保健福祉局総務部 計画調整課
			(2)学校におけるUD教育の推進	保健福祉局総務部 計画調整課
			(3)公益的建築物のバリアフリー化	保健福祉局 障害福祉部障害福祉課
			(4)地域組織をはじめとした市民へのUD普及啓発	保健福祉局 都市計画総局
			(5)次期神戸市バリアフリー基本構想の策定・実施	保健福祉局 建設局 都市計画総局 交通局
		8 女性のための相談室		市民参画推進局 男女共同参画センター

節	項	施策	施策内容	主な所管局
第3節 災害時に自立生活が可能な環境づくり	第1項 災害時要援護者支援のための仕組みづくり	9 外国人への対応	(1)外国人コミュニティ、外国人支援団体、通訳ボランティアとの連携	市長室国際交流推進部
			(2)外国語パンフレット・案内板等の整備	市長室国際交流推進部
			(3)相談体制の充実	市長室国際交流推進部
		10 外来者等への対応	(1)観光客等への配慮	産業振興局 観光コンベンション推進室
			(2)災害時帰宅困難者への支援	危機管理室1班 中央区まちづくり推進部 まちづくり課 総務課
	第2項 ボランティアとの連携強化	1 ボランティアネットワーク等との連携		保健福祉局 総務部計画調整課
		2 災害時ボランティアセンターの充実		保健福祉局 総務部計画調整課
		3 災害時のボランティア情報提供体制の充実		保健福祉局 総務部計画調整課
	第3項 被災直後の供給処理体制の充実	1 災害用食糧・物資の備蓄		産業振興局庶務課
		2 飲料水の確保		水道局技術部計画課
		3 災害時のトイレ機能確保	(1)公共下水道利用型仮設トイレ整備事業	建設局下水道河川部 計画課
		4 下水と処理水の再利用と雨水の有効活用	(1)せせらぎ等の水環境の創造	建設局下水道河川部 計画課
			(2)雨水貯留槽整備事業	建設局下水道河川部 計画課

第１節　防災拠点の整備

災害時には、避難者を収容する場所や災害対策活動を展開するための施設や空間およびこれを支援する施設や空間が必要となる。さらに、災害が大規模広域にわたる場合は、市外からの救援物資等を受け入れ、集積、配送、一時保管する機能が必要となる。

このため、これらの機能を有する防災拠点を、地域特性や機能に応じて適正に配置し、災害時には、これらを的確に運用することで、被害の極小化を図る必要がある。さらに、平常時の各施設や空間が本来必要とする機能とともに、災害時の転活用にも配慮した整備に努める。

また、市民の生活圏域を考慮して、小学校区を基本とした地域防災拠点づくりを進めるとともに、各区役所を中心とする防災支援拠点、各区に数箇所配置する防災支援拠点の機能強化に取り組む。また、市の災害対策の中枢として市役所を中心とする防災中枢拠点の強化を図るとともに、広域的な連携に対応できるよう神戸の特性を生かした海・空・陸の広域防災拠点を整備する。

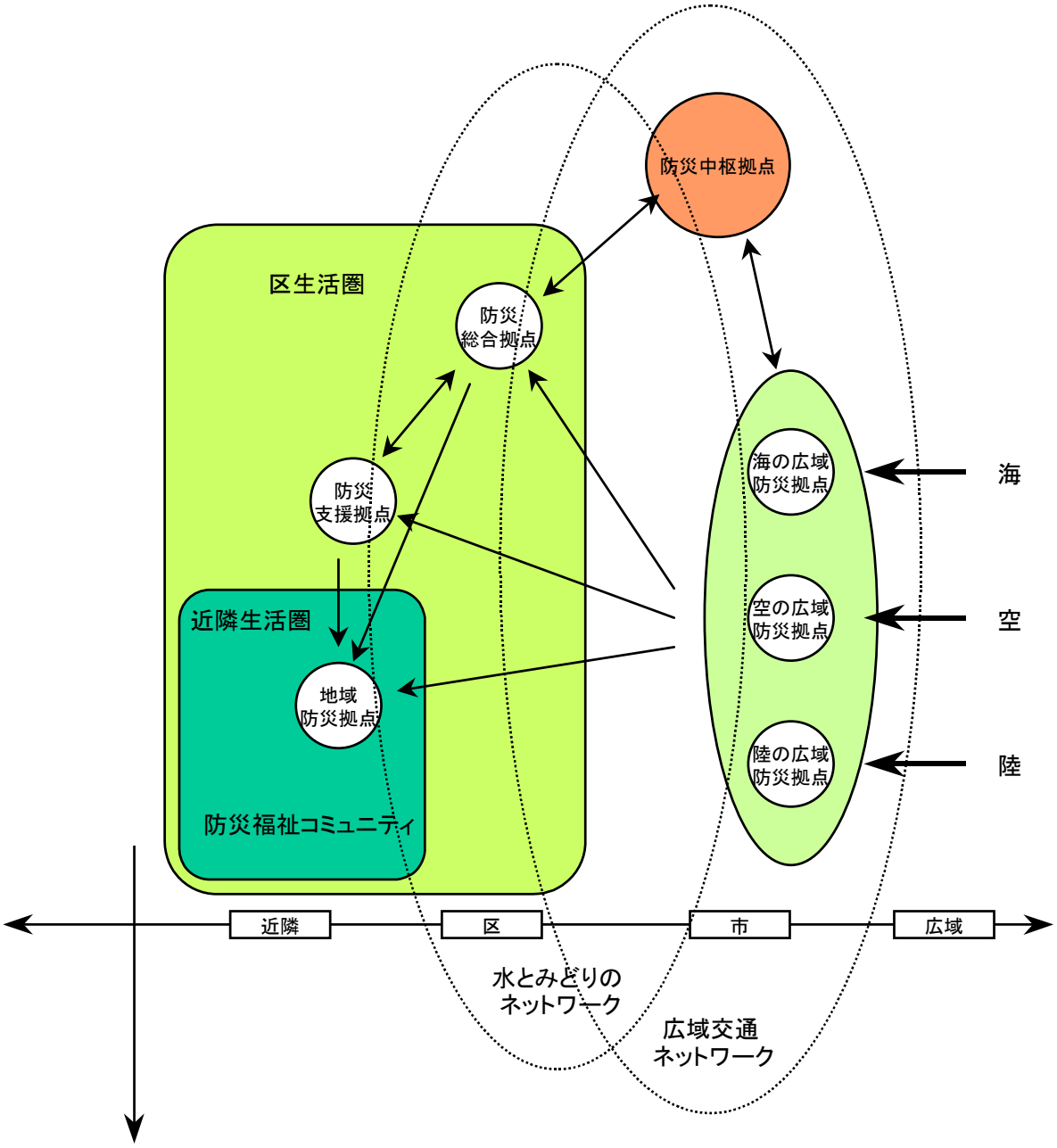

■圏域の広がりに応じた防災拠点の構成

区生活圏	地域防災拠点：市民の自主的な防災活動・避難生活を支える拠点	
	・小中学校 ・地域福祉センター等 ・公園 ・民間施設等	・市民の防災活動拠点機能 ・ライフスポット機能 ・避難所機能 ・備蓄機能
	防災支援拠点：被災者等の生活の早期安定を支援する拠点	
	・屋内施設 ・オープンスペース ・商業施設 ・医療・福祉施設等の集積を活用	・ボランティア拠点機能 ・情報拠点機能 ・支援型ライフスポット機能
	防災総合拠点：区役所を中心として区生活圏の総合的な防災活動を担う拠点	
	・区役所 ・消防署等	・区災害対策本部機能 ・ボランティアセンター機能 ・情報収集発信機能

中枢拠点	防災中枢拠点：市役所を中心として市の中枢的な防災活動を担う拠点	
	・市役所 ・東遊園地 ・京橋地区 ・みなとのもり公園	・市災害対策本部機能 ・情報中枢拠点機能
	バックアップ拠点：防災中枢拠点のバックアップ機能を担う拠点	
	・HAT 神戸周辺 ・ハーバーランド辺周 ・ひよどり台周辺 ・西神中央周辺	・市災害対策本部補完機能 ・情報中枢拠点補完機能

広域防災拠点	海の防災拠点：海上アクセスを活用して広域な災害活動を展開する拠点	
	・ポートアイランド ・六甲アイランド ・摩耶埠頭、兵庫埠頭	・救援物資・救援部隊の受け入れ機能 ・救援物資の集積・配送・保管機能 ・医療機能
	空の防災拠点：航空アクセスを活用して広域な災害活動を展開する拠点	
	・神戸空港 ・神戸ヘリポート等	・救援物資・救援部隊の受け入れ機能 ・緊急医療の後方支援機能
	陸の防災拠点：陸上アクセスを活用して広域な災害活動を展開する拠点	
	・王子公園周辺 ・御崎公園周辺 ・総合運動公園周辺 ・舞子海岸周辺 ・北神戸田園スポーツ公園周辺 ・しあわせの村周辺	・救援物資・救援部隊の受け入れ機能 ・救援物資の集積・配送・保管機能 ・救援部隊の活動支援機能 ・備蓄機能 ・広域避難スペース

第１項　地域防災拠点づくり

地域防災拠点は地域の特性を考慮しながら概ね小学校区程度を対象とし、小中学校や公園、地域福祉センターなど市民に親しみ利用されている施設を中心に防災拠点としての機能を整備する。

地域防災拠点においては、避難所機能や防災活動拠点機能、情報拠点機能としての設備や事業者や商店街等との連携などを必要に応じて確保する。

また、地域防災拠点の中核となる小中学校や地域福祉センターなどは、耐震化やバリアフリー等により防災機能の強化を図る。

さらに、学校開放やふれあいのまちづくり、公園管理会の活動などを通じて日頃から市民の活発な施設の活用を図り、自主的な管理・運営を促進する。

防災福祉コミュニティなどの活動を支援し、民間・商業施設との連携や集会施設をはじめ地域住民の交流の場となっている施設など地域内にある防災資源を生かして、地域の状況に応じた防災拠点の形成を促進する。

将来、これらの防災拠点については、災害時に地域で自主的に運営・活用ができるよう、検討を進める。

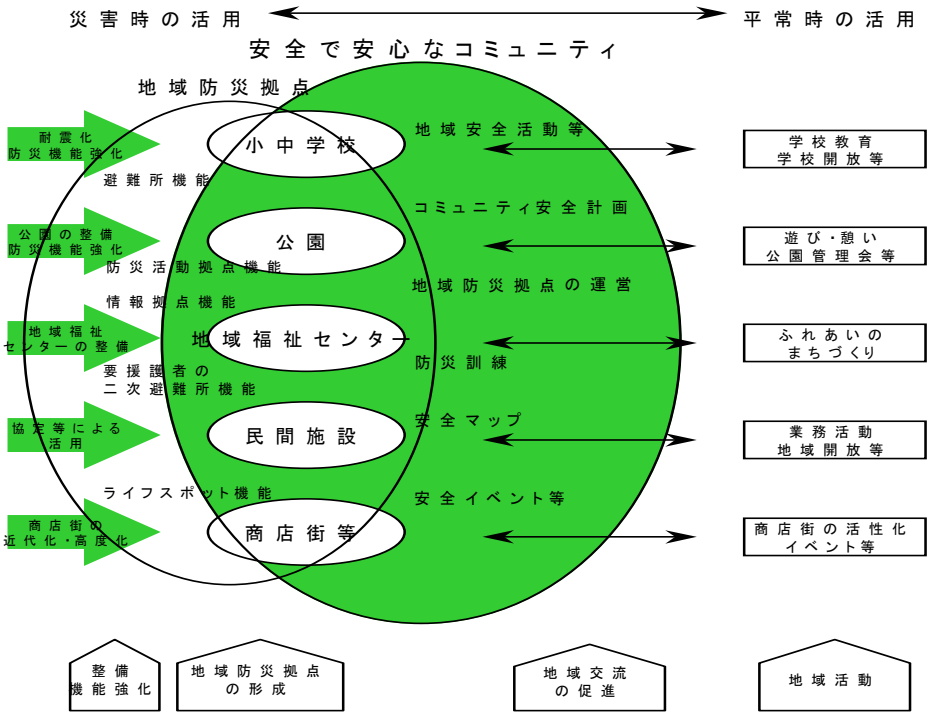

図　地域防災拠点 概念図

【地域防災計画における各施設の位置づけ】

施　　設	位 置 づ け
小中学校	学校開放などにより普段から市民に親しまれている学校を、「一時避難場所」及び「収容避難所」として位置づける。
公園	日常的にレクリエーション活動等コミュニティ形成の場として活用されている公園を「一時避難場所」として位置づける。
地域福祉センター等	日頃の地域での福祉活動が、災害時における要援護者への支援に寄与するため、活動の拠点である地域福祉センター等を「要援護者のための二次避難所」と位置づける。

1　学校施設の防災拠点機能強化

（１）耐震化の推進

旧耐震基準（昭和 56 年度以前建築）の校舎・体育館を対象に耐震診断を行い、耐震性能不足であった建物の耐震化を進め、災害に強い学校づくりを図る。

平成 17 年度から 10 カ年計画で耐震化率 100%、学校再編等による改築により耐震化を図る予定の学校を除いて平成 23 年度耐震化の完了を目指す。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
市立小･中学校の耐震化	平成 26 年度まで耐震化 100%	平成 26 年度まで耐震化 100%※	平成 21 年度(前期５ヵ年)の耐震化率 80%以上の目標に対し、85.7%

※平成 23 年度 学校再編等予定校を除き、耐震完了

(年次計画)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23～26
耐震化率	44.9%	57.8%	67.1%	73.1%	78.7%	85.7%	92.4%	100.0%

（２）学校開放の推進

学校施設（運動場・体育館・プール・市民図書室・教室）を地域住民に開放し、地域生涯学習の拠点化を進める。

	全体計画 (校数 :H22)	開放校数 (H22)	開放率 (%)	備　考
小学校	166	165	99.4	
中学校	83	17	20.5	
高校・高専	12	1	8.3	市立神港高
養護学校	6	1	16.7	青陽東
幼稚園	43	29	67.4	港島幼稚園含む
合計	310	213	68.7	（旧玉二除く）

（３）地域と学校との連携による防災訓練の実施

地域と学校が防災福祉コミュニティ等で実施する防災訓練に参加し、災害時の学校の防災拠点としての活用や児童・生徒の安全確保のための地域との連携などの訓練を行う。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
地域と学校との連携による防災訓練		防災福祉コミュニティ等で実施する防災訓練に適宜参加	防災福祉コミュニティ等、地域と連携して訓練した小学校は 54 校、中学校は 34 校 （H22 年度）

2　公園整備、公園施設の防災機能強化

地域の公園は日常的なレクリエーション活動や地域コミュニティ形成の場として、また、災害時には一時避難場所や防災活動の拠点、支援や復旧・復興活動の拠点として活用される。このため、公園の不足する地域や復興のまちづくりの中で公園・緑地の確保を図るとともに、既存公園についても地域の防災拠点となるよう、その機能の強化を図る。

（１）地域の防災拠点となる公園の整備

公園の不足している地域における整備を重点的に進め、さらに、防災上特に重要な公園につい

ては、災害用仮設トイレや防災資機材庫の整備などにより、防災機能の強化を図るとともに、公園での雨水や井戸水の活用、ソーラーシステムの導入など環境にやさしく、災害時にも活用できる施設の整備を進める。また、既存の公園についても、地域の防災拠点となるよう、その機能の強化を図る。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
地域防災拠点公園の整備		用地買収 6 公園 施設整備 12 公園	



図　公園での耐震性防火水槽の設置

（２）公園の防災拠点活用のための環境づくり

公園を自主的な防災活動の拠点として活用するため、防災訓練での活用や日常の管理等を通じたコミュニティづくりを促進する。

また、公園づくりにあたっては、公園の防災機能は単に防災施設にあるだけではなく、日頃から市民になじまれていることがいざという時に役立つという今回の震災の経験を生かし、計画段階や整備そのものについても市民の参加を促進し、防災拠点としての意識を高めるとともに、地域での自主管理が可能な環境づくりを進める。

①公園整備への市民参画

復興のまちづくりが進む地域では、事業で確保する公園の施設内容や完成後の管理運営方法などについて、まちづくり協議会等で検討が進められている。この活動を通じて公園はより親しみのある空間となり、また地域での管理がコミュニティの育成にも貢献する。今後も、公園の防災機能の強化や災害時の活用も含めた市民参加による公園づくりを推進する。

②公園を活用した地域交流

公園では地域の個性を生かした親しみのもてる空間づくりを進め、地域交流の場となるよう工夫を行う。また、防災訓練や地域交流を通じて災害時に活用しやすい公園づくりを進める。

③公園の地域管理の促進

まちの美緑化ボランティア（旧公園管理会）等による日常的な管理を促進し、地域での管理を通じてコミュニティの育成を図るとともに、日頃から公園になじむことで災害時に利用可能な環境づくりを進める。

３　地域福祉センターを活用した災害時の要援護者支援の環境づくり

日常の地域福祉活動を通じたつながりが災害時に果たす役割ははかりしれない。近くに知り合

いがいることで得られる安心感、迅速な安否確認やそれぞれの状況に応じた決め細やかな対応などである。地域福祉センターでは、バリアフリーをはじめ要援護者に配慮した様々な工夫を行うとともに、ふれあいのまちづくり活動、防災福祉コミュニティ活動を通じて福祉と防災の融合を図り、災害時の要援護者支援が円滑に行なうことのできる環境づくりを進める。

①災害時の要援護者支援のためのしくみづくり

・友愛訪問、地域見守り体制を活用した安否確認、救援ネットワークの構築
・要援護者の受入れ体制の整備
・ひとり暮らし老人給食サービスのノウハウを生かした炊き出し
・地域交流活動や健康相談、リハビリ教室等で培われたつながりを生かしたきめ細かな対応
・災害時の地域情報の収集と提供
・行政との連絡、連携

②ふれあいのまちづくりの推進

市内小学校区に整備している地域福祉センターを活用し、ふれあいのまちづくり協議会が実施する地域福祉活動への支援を行い、地域社会における各種の福祉活動、交流活動、防災福祉コミュニティと連携した防災活動を推進する。

図２－４ふれあいのまちづくり関連図

主要事業名	全事業量等	H23-27 年度	備　考
ふれあいのまちづくり事業の推進	166 小学校区		平成 22 年度末までに 166 小学校区で実施済
ふれあいのまちづくり助成	活動している全ふれあいのまちづくり協議会に助成	ふれあいのまちづくり協議会における地域福祉活動メニューおよび地域特性を活かした先駆的な活動への助成を行う	

4　民間施設との連携

地域にある集会施設や商業施設は日常的な生活における交流の場であり、また、地域の情報発信の拠点でもある。工場などにはそこで働く人々も含め、技術や資機材、施設など災害時に有効な資源がある。地域での防災力を高めていく上でこれらの民間施設は重要な役割をもっており、防災福祉コミュニティ活動などを通じて連携を深め、ともに安全で安心なまちづくりをめざすための環境づくりを進める。

民間事業者が能力や資源を地域の安全で安心なまちづくりに活用できるよう、防災福祉コミュニティなどを通じた連携を支援する。また、事業者に対して、パンフレットの作成、各種団体を通じた広報によって地域貢献に対する啓発を行う。

（１）小売市場、商店街等との連携

地域にある商業施設は日常の買い物活動を通じて市民の交流の場となり、地域情報を提供できる拠点でもある。また、独自の流通ルートを持ち、災害時に市民生活を支援する上で果たす役割は大きい。

このため、小売市場・商店街等の近代化・高度化を支援し、地域交流や情報発信、災害時の地

域の生活支援拠点となるよう働きかける。

（２）ガソリンスタンド

阪神・淡路大震災において、ガソリンスタンドは災害に耐え、早期の復旧と燃料等の供給に努めて、街の復旧に大きく貢献した。そこで、平成 11 年１月から大災害時の燃料供給や防災資機材の貸出等の防災活動に協力してもらえるガソリンスタンドを募集・登録している。

（３）地域の集会施設の活用

神戸市地域集会所新築等助成制度を活用し、活動の拠点となる地域の集会施設の確保を支援する

①地域集会所新築等助成

地域コミュニティ及び地域活動を推進するため、拠点施設として地域集会所を整備する自治組織に対して整備費の助成を行う。

（４）コンビニエンスストア

関西２府５県４政令市が、関西広域機構を通じてコンビニエンスストア・外食事業者・ドラッグストア 23 社と、平成 17 年２月に締結した「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」にもとづき、災害時には、関西域に店舗を所在するコンビニエンスストア・外食事業者・ドラッグストア 23 社の各店舗が「災害時帰宅困難者支援ステーション」として、水道水、トイレ、道路情報の提供等の帰宅支援サービスの実施を支援する。

この「災害時帰宅困難者支援ステーション」に賛同する事業者の市民周知を図るため、ステッカーの配布などを通じて普及支援を行う。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
災害時帰宅困難者支援ステーション		賛同事業者に対してステッカーを提供し市民周知を図る	神戸市内 544 店舗 (H22 末)



図　災害時帰宅支援ステーションステッカー

第２項　防災中枢拠点・総合拠点等の整備

１　防災中枢拠点、バックアップ拠点の強化

災害対策にあたっては､全市の中枢となる災害対策本部を早期に立ち上げるための環境づくりと、その災害対策本部としての機能を強化しておくことが必要である。

このため、防災センター機能の強化、東遊園地や京橋地区との一体的な活用により市役所の拠点機能を強化するとともに、関係機関との連携により全市的な防災の中枢となる拠点を形成する。合わせて、中枢拠点が被災した場合のバックアップ機能の強化を図る。

（１）防災中枢拠点機能の強化

市役所の災害対策本部機能を強化するため、危機管理センターの整備を進める。あわせて、消防新管制システムを構築し、消防作戦本部機能の強化を図るとともに、防災情報センター（危機管理センター供用後はオペレーションセンター）との連携を強化する。

また、京橋地区に集積する防災行政機関や都心に集積するライフライン事業者等との連携を促進するとともに、みなとのもり公園、東遊園地、磯上公園等と連携し、中枢拠点のバックヤードなどとして活用する。

（２）バックアップ機能の確保

市役所周辺の防災中枢機能の代替地区として、東西の都心核であるＨＡＴ神戸周辺およびハーバーランド周辺を位置づける。また、新市街地では、ひよどり台周辺および西神中央周辺を位置づける。これらの地区の整備にあたっては、中枢機能の代替を強化するように配慮する。

①ＨＡＴ神戸周辺

ＨＡＴ神戸における、国・県の防災関係機関や兵庫県災害医療センター・神戸赤十字病院などの中心施設群との連携を図るとともに、なぎさ公園をバックヤードとして活用する。

また、救援物資の集積・配送や応援要員のベースキャンプ機能等を有する摩耶ふ頭や王子公園と一体的に運用することで、防災中枢拠点の補完機能を確保する。

②ハーバーランド周辺

ハーバーランドにおける、公共施設群や神戸大学付属病院との連携を図る。また、救援物資の集積・配送や応援要員のベースキャンプ機能等を有する大倉山公園を市立中央体育館・神戸文化ホールをバックヤードとして活用することで、防災中枢拠点の補完機能を確保する。

③西神中央周辺

西神中央駅周辺の高度な機能集積を活用することで防災中枢拠点の補完機能を確保する。

④ひよどり台周辺

神戸市消防学校の施設群を活用するとともに、広域防災拠点であるしあわせの村施設群との連携を図り、防災中枢拠点の補完機能を確保する。

２　防災総合拠点の整備

区災害対策本部である区役所や消防署について、耐震性の向上を図り、自家発電の増強や太陽光発電の活用などによって自立した活動ができるよう機能強化を進める。その他の庁舎や公共建築物についても順次、建物構造の耐震強度や防災機能の強化を図っていく。

市街地再開発事業や土地区画整理事業等の整備事業と連携し、オープンスペースの確保、ライフラインの強化、海や陸からのアクセスルートの整備等を進め、防災総合拠点機能の強化を図る。

（１）庁舎・消防署等の耐震化の推進

災害時に防災の中枢拠点となる施設の耐震化について、「神戸市耐震改修促進計画」に基づき耐震化を推進する。

（再掲）

	対象棟数			耐震化率		H23-H27 年度の事業量
		新耐震基準等	旧耐震基準	促進計画策定時	平成 22 年度末時点	
庁舎・消防署等	５５棟	２９棟	２６棟	８７％	９２％	４棟

（２）消防庁舎

大規模災害時に防災拠点となる消防署所の自立性を確保するため、耐震化や機能維持を行うとともに、消防需要にあった適切な消防署所整備を計画的に行う。

（３）公共建築物の定期点検

公共建築物の安全確保の徹底を図ることを目的に、建築基準法により（平成 17 年 6 月改定施行）義務付けられた、一定公共建築物の建築物及び建築設備等の損傷、腐食その他の劣化状況及び安全に関する事項について、建築士等有資格者による定期的な点検を行う。

対象公共建築物－100 ㎡を超える特殊建築物
（学校、病院、社会福祉施設、集会施設、市営住宅等）
－階数が 5 以上かつ 1,000 ㎡を超える事務所（庁舎、消防署　等）

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
公共建築物の定期点検	対象施設 約 900 施設	（点検頻度） 建築物：1 回/3 年以内 建築設備、昇降機・遊戯施設： 1 回/1 年以内	要綱にもとづき実施

（参考）各区の防災総合拠点の整備状況

防災総合拠点	内　　容
東灘区	・区総合庁舎：JR住吉駅東地区市街地再開発事業(平成7～11年度)により移転、機能を強化 ・東灘消防署：同上
灘区	・区総合庁舎：六甲道駅南地区市街地再開発事業により移転、機能を強化(平成6～17年度) ・灘消防署　：区役所の移転にあわせて拡充(平成17年度)
中央区	・区総合庁舎：自家発電の増強、給水施設の2系統化（平成9年度） ・中央消防署：小野柄小学校跡地に職員待機宿舎と併設して整備した（平成10～11年度）
兵庫区	・区総合庁舎：太陽光発電の整備（平成8年度） ・今後、湊川公園周辺の一体的な再開発について検討する
北区	・区総合庁舎：自家発電の整備、給水施設の2系統化（平成10年度） ・北消防署：旧水道局北センター跡地に移転、機能を強化した（平成11～12年度）
長田区	・区総合庁舎：自家発電の増強、給水施設の2系統化（平成8年度） ・長田消防署：自家発電の増強（平成10年度）
須磨区	・土地区画整理事業によるＪＲ鷹取工場跡地の整備にあわせて、防災拠点機能の強化を図る
垂水区	・区総合庁舎：給水施設の2系統化（平成11年度）
西区	・区総合庁舎：給水施設の2系統化（平成12年度） 自家発電の整備　　（平成13年度）

第３項　広域防災拠点の整備

１　陸の拠点

公園空間およびその近傍の体育館等の施設群を、大規模災害時における救援部隊のベースキャンプや救援物資等の集積・配送・一時保管場所、臨時ヘリポートなどへの転活用を考慮して配置、整備することで陸の広域防災拠点を形成する。また、兵庫県が整備した三木総合防災公園をはじめとする、市域周辺の広域防災拠点との連携や役割分担を図り、大規模災害時に効率的な運用を図る。拠点の配置は、活用できる施設の整備状況、緊急輸送路ネットワークとの関係や市街地形成状況を配慮して以下に掲げるものとする。

①王子公園周辺

王子公園の施設群を活用し、救援物資の集積・配送・一時保管機能および応援部隊等のベースキャンプ機能等を確保する。また、近接するＨＡＴ神戸の施設群との連携を強化し、防災拠点機能の充実を図る。

②御崎公園周辺

御崎公園の施設群を活用し、救援物資の集積・配送・一時保管機能および応援部隊等のベースキャンプ機能を確保する。

③総合運動公園周辺

総合運動公園の施設群を活用し、救援物資の集積・配送・一時保管機能および応援部隊等のベースキャンプ機能を確保する。

④舞子海岸周辺

舞子海岸周辺のマリンピア神戸やアジュール舞子（舞子東海浜緑地）等の施設群を活用し、救援物資の集積・配送・一時保管機能および応援部隊等のベースキャンプ機能を確保する。

⑤北神戸田園スポーツ公園周辺

北神戸田園スポーツ公園の施設群を活用し、救援物資の集積・配送・一時保管機能および応援部隊等のベースキャンプ機能を確保する。また、近接するフルーツフラワーパークの施設群との連携を強化し、防災拠点機能の充実を図る。

⑥しあわせの村周辺

しあわせの村施設群を活用し、救援物資の集積・配送・一時保管機能および救援部隊等のベースキャンプ機能等を確保する。また、近接する市民防災総合センターとの連携をはかり、防災中枢拠点のバックアップ機能を補完する。

また、複合産業団地や国営明石海峡公園（神戸地区）およびしあわせの森の整備を進めるとともに、その施設群等を活用し、救援物資の集積・配送・一時保管機能および応援部隊等のベースキャンプ機能を確保する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
神戸複合産業団地	270ha		事業年度H3～25 年度 H22 年度迄の実施事業量 ・粗造成　　約 270ha ・整備完了　約 180ha

2　海の拠点

大規模な地震が発生した場合の経済社会活動への影響を最小限に抑えるため、必要な国際海上コンテナ物流機能を確保するとともに、住民の避難や物資の緊急輸送等を確保するため、物流機能維持と緊急物資輸送を目的とした耐震強化岸壁の整備を推進する。

また、その周辺空間や施設群を救援部隊のベースキャンプ、物資等のストックヤードや臨時ヘリポートなどに転活用することを考慮して配置、整備することで、大阪湾をはじめとする広域圏域をカバーする海の広域防災拠点を形成する。

このため耐震強化岸壁の計画的な整備を推進するとともに、既存耐震強化岸壁や周辺施設との連携強化を図り、災害時の運営体制、支援体制の確立に努める。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
耐震強化岸壁の整備	23 バース	1 バース（PI2 期）	20 バース整備 （H22 年度末）

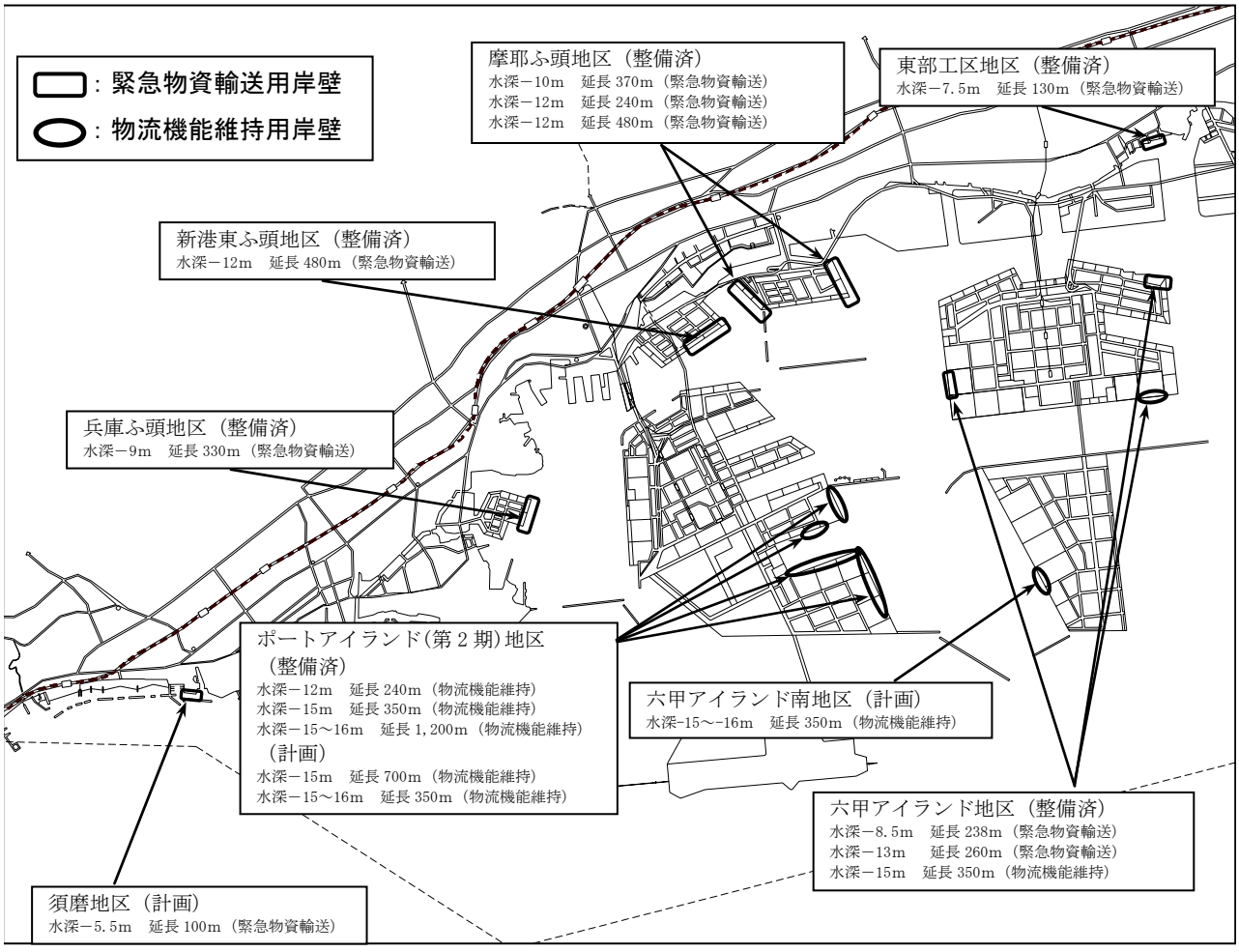

緊急物資輸送用岸壁：１３バース、物流機能維持用岸壁：１０バース

図　神戸港耐震強化岸壁

3　空の拠点

空の持つ多面性、高速移動性を生かし、神戸ヘリポートなどのポートアイランドにある施設群との連携を図りながら、災害時の緊急物資の集積・配送・一時保管拠点、救援活動要員の受け入れ拠点、緊急医療活動の後方支援基地として神戸空港を活用する。また、関西国際空港などとの海上交通ルートにより、アクセスルート・アクセス手段の多元化を図る。

さらに、緊急時には、人員、資機材、緊急物資、傷病者などの搬送を円滑に行うため、臨時ヘリポートとして活用できるオープンスペースを確保するなどにより、市域内外において初動時を含めた円滑な救援・救護活動が展開できる空の広域防災拠点を形成する。

このため空港島内外の情報ネットワークを利用した緊急時の運営体制・支援体制の確立や被害状況、利用可能施設、運航状況などに関する通信情報機能の充実をおこなっている。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
神戸空港の防災機能強化	・岸壁等の整備 ・ヘリポートの整備		埋立事業期間　～H24 年度(予定)

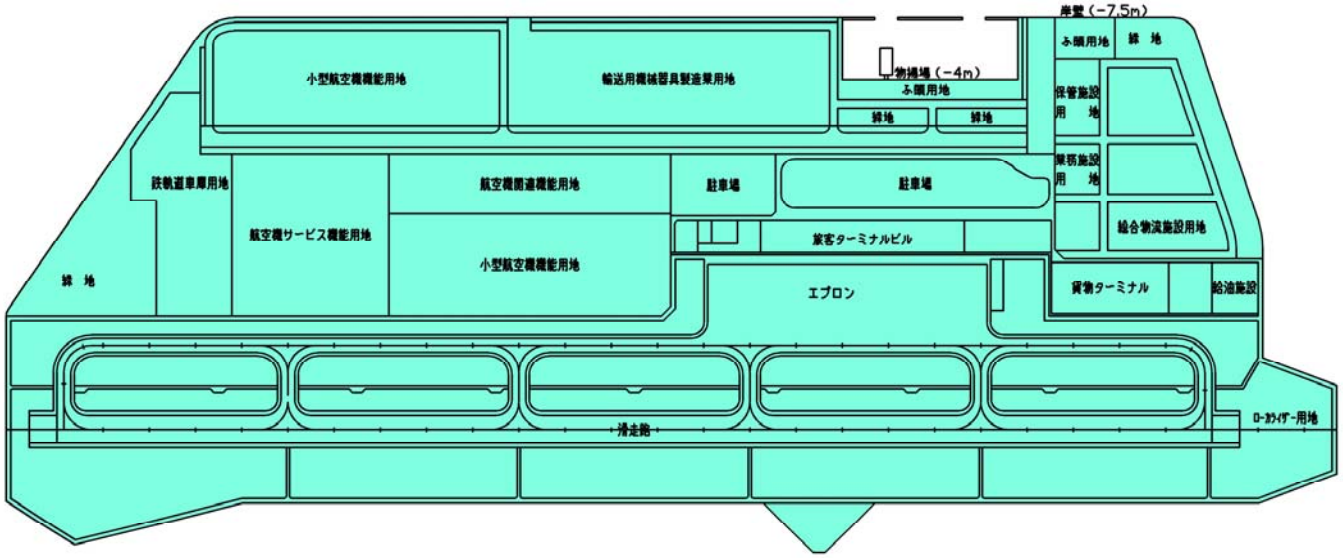

図　神戸空港　空港島土地利用計画

第４項　防災施設の充実

１　備蓄拠点の充実

行政による備蓄の均等配置を図るため、小学校等の指定収容避難所を基本とし地域備蓄拠点を整備する。加えて、地域備蓄拠点を補完するため、各区に１箇所程度の総合備蓄拠点を推進する。これら備蓄拠点の整備は、人口分布や交通ネットワークの状況を考慮して実施する。

２　ヘリポートスペースの充実

大規模災害時には、ヘリコプターからの画像電送による被害情報の収集や負傷者の救助、救急搬送、消火活動が重要な役割を果たす。また、陸上交通が麻痺した場合、防災対策要員の受け入れや防災資機材、救援物資の受け入れ搬送が必要となる。

このため、公共、民間を問わず可能なところについては飛行場外離着陸場として事前に国土交通省大阪航空局の許可を得るとともに、広域防災拠点に、臨時ヘリポートとして利用可能なスペースの確保に努める。

また、建築物の高層化に対応し、屋上にヘリポート等の活動スペースを確保するよう誘導する。

３　避難施設の指定・周知の推進

収容避難所とは、自然災害等により住居等を失うなど、継続して救助を必要とする市民に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する屋内空間であり、神戸市では、地域防災計画において、市立小中学校、公共施設および協力を得られた民間施設等を収容避難所として指定している。

広域避難場所とは、大規模な地震の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火からの避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する屋外空間であり、神戸市では、既成市街地にある一定規模以上の公園、グラウンド等を地域防災計画で指定している。

収容避難所、広域避難場所は、災害時における市民の安全・安心のよりどころであるとともに地域の防災拠点となる空間であるため、適正な指定を推進するとともに、標識の設置や広報の充実により市民等への積極的な周知を図る。

（１）避難施設指定の定期的な点検・修正

地域のニーズ、市街地や施設の整備状況を踏まえて、毎年度点検し、必要に応じて指定を見直していく。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
収容避難所・広域避難場所の指定		毎年度点検し必要に応じて見直し	収容避難所：332 施設指定 広域避難場所：33 圏域 85 施設 （H22 年度）

（２）避難所等標識の設置

収容避難所については、既に施設出入口に設置している表示標識を適正に維持・管理する。加えて、全国統一ピクトグラムを用いたデザインへの変更を検討する。

広域避難場所については、施設出入口への表示標識施設整備を順次進めており、これらを適正に維持・管理する。

また、これら収容避難所、広域避難場所への誘導標識についても民間活力等の導入を含めた整備手法を検討していく。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
収容避難所・広域避難場所表示標識の設置		標識の適正な維持・管理 新たに指定された施設には随時設置	

（３）避難施設に関する広報の充実

避難施設の名称や位置、避難時の注意点などを広報紙ＫＯＢＥ（防災特別号）に掲載するほか、ホームページでも公開することで市民等への周知を図る。

また、携帯から住所等を入力すると、それに対応する避難施設を案内するサイトも運営している。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
避難施設の広報		ホームページに常時掲載 広報紙へ毎年度掲載	



広域避難場所標識

第２節　危機管理体制の強化

１　初動体制の強化

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地域防災計画における職員配備計画を見直し「所属動員」「指定動員」「直近動員」の三区分を設け、大規模災害発生直後において、市災害対策本部、区本部、消防本部を即座に立ち上げられる様、動員先の明確化と、迅速な初動体制の確立を図っている。

また、各消防署における部隊の増強を行うべく、早期に出勤可能な職員を確保するため、市役所に近い既成市街地に待機宿舎の整備を行い、待機職員を配置している。

待機職員は、大規模災害発生時には直ちに指定された勤務公署に出動し、緊急初動部隊として活躍するとともに、災害対策本部の開設、防災活動の指揮、情報収集や応急処置、災害防御などの初動活動にあたることになる。このため、日ごろから、参集体制を確認するとともに研修や訓練を定期的に実施することで、非常時に円滑に活動できるような体制を維持する。

【中央待機宿舎の整備】

中央消防署の建設にあわせて、その上部に職員待機宿舎（中央待機宿舎）を整備。

位　　置：中央区小野柄通２丁目

概　　要：小野柄小学校跡地に免震装置やホバリングスペース、自家発電機能を有する鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造地上９階地下１階建の建物を建設し、うち４～９階、３階及び地下１階の一部を中央待機宿舎とした。

一般職員（待機職員）用 55 戸、消防職員用 55 戸

供用開始：平成 12 年４月



２　新たな防災関連システム等の構築

神戸市の防災システムは老朽化が進み、こうべ防災ネット、消防指令管制システム、防災行政無線など、いずれも更新時期を迎えている。また、近年、新たな危機事象が発生しており、マルチハザードへの対応、災害対応力の向上が求められている。

そこで、「地域防災力の強化」「初動体制の強化」「危機情報の共有化」に資する新たな危機管理情報システム等を構築することで、危機発生時の対応を迅速、的確なものとし、神戸市全体の危機管理体制の向上を目指していく。

（１）危機管理センターの整備・運営

市における危機管理の中枢機能を集約するとともに、新危機管理情報システムや消防新管制システムなどの防災関連システム群を備え、災害発生時にも安定的・継続的に機能を維持するために十分な耐震性を備えた「危機管理センター」を整備する。このセンターを拠点として災害・危機発生時の初動対応の充実・強化を図る。

（２）新危機管理情報システム等の整備・運用

消防新管制システムや水防情報システム、他の防災関連システム群と連携を図ることなどにより、災害発生時における初動対応時から災害の全容を早期に把握し、災害救助や応援要請等にかかる意思決定や市民・関係機関等への情報提供を迅速かつ効率的に行えるよう、「新危機管理情報システム」を整備する。システム構築後は、各局室区の防災組織計画の各業務について順次システムでの様式化を進め、充実を図る。

（３）防災行政無線の整備・運用

緊急時における情報伝達を円滑に行えるよう「デジタル防災行政無線」を整備する。また、海岸部への津波対策として、屋外拡声子局の増設及びモーターサイレンの設置により、海岸部の音達範囲の拡充を図り、市民へ迅速かつ明瞭な情報伝達ができるように努めていく。

（４）消防新管制システムの構築

平成 24 年３月の運用開始に向け、消防新管制システムを整備することにより、消防車が現場に到着するまでの時間短縮を進めるほか、車載する情報端末を用いた支援情報の提供を行い、現場活動の効率化を図る。また確実な保守運用体制への移行を果たすとともに、運用開始後も様々な業務の効率化につながるよう、業務の細部に至るまでシステムの活用を推進するための取組みを引き続き行っていく。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
消防新管制システムの構築		H23 年度　　構築 H24 年度～　運用・保守	

（５）消防救急無線デジタル化の推進

消防新管制システムの運用開始とあわせて、消防救急無線のデジタル化を図ることで、災害情報収集の迅速化、及び無線通信情報の保護などを図る。

３　危機管理・防災対応に関するマニュアルの作成・充実

（１）地域防災計画防災対応マニュアル

平成９年６月に地震対策に関する 34 項目について防災対応マニュアルを作成し、その後、風水害や事故への対策も追加し現在 40 項目となっている。

引き続き、これらマニュアルを防災訓練等を通じて検証するとともに、多様な災害や事故に対応できるように、必要に応じて充実を図る。

【地域防災計画防災対応マニュアル（40 項目）】

災害対策本部設置	・災害対策本部設置・運営マニュアル ・区本部設置・運営マニュアル ・庁舎の機能（安全）確保マニュアル ・庁舎安全確保マニュアル（区役所） ・職員応援マニュアル	災害時要援護者保護	・要援護者支援マニュアル ・外国人対応マニュアル
情報収集伝達	・災害対策本部情報収集・伝達マニュアル ・広報マニュアル ・広聴活動マニュアル	交通確保	・道路災害応急対応マニュアル ・市営地下鉄・バス運行マニュアル
		行方不明者捜索、遺体埋火葬	・行方不明者の捜索・遺体の埋火葬マニュアル
		廃棄物処理	・災害廃棄物処理マニュアル ・し尿処理マニュアル
消火・救助・救急	・災害時初動対応チーム活動マニュアル ・震災初動対応マニュアル ・救護活動マニュアル ・医薬品集積マニュアル	ライフライン復旧	・ライフライン復旧マニュアル（水道） ・ライフライン復旧マニュアル（下水道）
広域連携	・広域災害支援マニュアル ・広域応援受入れマニュアル ・海外支援受入れマニュアル（物的支援） ・海外支援受入れマニュアル（人的支援）	被災地生活安定	・物価の調査・監視等マニュアル ・義援金受入れ・配分マニュアル ・り災証明発行マニュアル ・応急仮設住宅マニュアル ・給付・貸付マニュアル ・環境衛生対策マニュアル ・災害時空地管理マニュアル
避難	・避難誘導マニュアル ・避難所開設・運営マニュアル ・応急給水マニュアル ・食糧・物資供給マニュアル ・食品の衛生確保対策マニュアル	ボランティア活動支援	・ボランティア活動支援マニュアル
		その他	・風水害対応マニュアル ・事故災害対応マニュアル

（２）その他の危機対応マニュアル

地域防災計画に定めるマニュアルの他、新たな個別の危機に対するマニュアルを、重要性等を見極めながら作成していく。また、神戸市では市内で発生した危機のみならず、国内外の様々な災害に対しても、支援を行ってきた。こういった活動をスムーズに実施するためのマニュアルについても策定している。

今後も、必要に応じて危機対応のマニュアルを策定していく。

【策定済マニュアル例】

・神戸市高病原性鳥インフルエンザ発生時対応マニュアル
・神戸市広域災害支援マニュアル
・阪神三宮駅　火災発生時対応マニュアル
・神戸市国民保護実施マニュアル

４　広域連携の推進

現在、災害時の相互応援については、大都市間の相互応援、兵庫県下の市町との相互応援について協定を締結している。今後は関西広域連合の関連団体として、事務局を担当する兵庫県とも密接に連携しながら広域連携をさらに充実する。

５　消防力の高度化・専門化

都市構造や産業活動による事故や災害、新興感染症、ＮＢＣテロ災害など、これまでにない新たな事故や災害の危険性が高まっており、このような新たな危機への対応力の向上のため、高度で専門的な消防体制を構築する必要がある。特に、消防救助隊の救助技術の高度化、放射性物質や化学災害などへの対応力の充実、災害医療と連携した救急体制、消防ヘリコプターや消防艇などの機動力を活かした対応を図る。

また、地震火災への取り組みとして、水道消火栓が破損した場合であっても、火災の消火ができるよう、プールや池等を消防水利として指定するなど、多様な水利の確保を進める。

（１）指揮体制・安全管理体制の強化

火災をはじめとした災害発生時に効率的な部隊活動、安全管理、広報活動などを行う指揮隊の運用体制を充実させる。また、複数傷病者が発生した場合の救急指揮体制の強化について検討する。

（２）特殊災害対応力の強化

災害様態が多様化する中、消防力のさらなる高度化・専門化が求められていることから、地域特性や災害種別にあわせて救助隊や特殊災害隊などの専門部隊の安全かつ効果的な運用・配置を行う。

（３）救助体制の充実・強化

救助に関する新たな技術を研究し、技術の向上を図るとともに、専門性を持つ消防部隊を充実・強化する。

（４）大規模災害現場における救急体制の強化

災害等で複数傷病者が発生した場合に迅速に適切な医療機関へ搬送するために救急指揮体制の構築、及び大規模災害時の大規模災害救急隊による救急指揮体制の充実強化を図る。

（５）資機材の整備・更新

経年劣化などにあわせて、計画的な更新を行うとともに、災害様態の多様化に対応した資機材、救助資機材及び安全装備品の整備について計画的に行う。

（６）消防水利の充実

開発指導による防火水槽の設置、消防水利設置補助金制度の活用、プールや池等の指定水利化など、多様な水利の確保に努める。

（７）消防職員の災害対応能力の向上

市民防災総合センター内の都市災害に対応した訓練施設を活用した訓練を実施するなど、消防職団員の研修・訓練内容を充実させることで、災害対応能力の向上を図る。

６　救急救命体制の強化

災害発生後に多数の負傷者が発生した場合は、救急救命士を含む救急隊が災害現場等でトリアージ、応急処置を実施し重傷者から救急医療機関等へ円滑に搬送し、軽症者については保健所や避難所等に開設される救護所等で医療措置を受ける必要がある。

これらの救急救命処置を迅速に展開するため、高度救急が可能な人員・資機材を充実するととも

に、救急救命士と医師との連携を強化し、医療機関へ迅速に搬送できる救急体制を確立する。

さらに、救命効果の一層の向上を図るためには、救急業務の高度化とあわせ、救急患者の身近にいる市民の助けが重要となる。よって、市民が行う応急手当の普及や事業者との連携を強化し、総合的に救急救命体制の強化を図る。

（１）救急業務の高度化

救命率向上を目的とした処置拡大等に対応するため、救急車への救急救命士２名乗車体制を維持するとともに、気管挿管と薬剤投与が可能な認定救急救命士の各救急隊１名配置を推進する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
気管挿管と薬剤投与が可能な認定救急救命士数	各救急隊 １名配置	10名/年 累計106名	累計54名（H23年８月）

（２）救急医療体制の強化

神戸市では、市民が適切な救急医療を享受できるように、国の制度に基づき、患者の症状に応じた初期救急(軽症～中等症)、二次救急（中等症～重症)、三次救急（重症・危篤）からなる救急医療体制を構築している。しかし、二次救急を受診する患者さんの大半を軽疾患者が占めていることや、特定の診療科目における医師不足などの課題が生じている。そのため初期救急から三次救急を担う各医療機関が持つ機能を十分に発揮できる環境を整備し、適切な役割分担と連携によって、持続可能な救急医療体制を構築する。

①持続可能な救急医療体制の構築

「神戸こども初期急病センター」の運営や小児救急医療電話相談事業の実施、休日歯科診療体制の構築による初期救急機能の強化、救急医療の適正利用の推進等により、二次救急医療機関の負担の軽減を図る。これにより初期救急から三次救急までの適切な役割分担による持続可能な救急医療体制を構築する。また中央市民病院については、移転に伴い救急専用病床を 50 床に拡大するなど、救急医療体制の充実を図る。

さらに救急医療全体の取り組みとして、夜間・休日の救急医療機関案内を充実するとともに救急啓発を行う。

（３）市民・事業者との協働による救急救命活動の展開

傷病者の付近に居合わせた方（バイスタンダー）の素早い応急手当が、救命に効果的なため、全世帯に１人を目標に市民救命士の養成講習を推進するとともに､救急インストラクターの養成、市民救命士の再講習、市民救急ボランティア等への活動支援を行う。また、一般の方にも使用が認められたＡＥＤの民間施設への普及や取り扱い研修を推進する。

民間患者等搬送事業者等との連携の強化に努め、市民・事業者と協働した災害発生時の救急救命体制の強化を推進する。

①市民救命士の養成

民間救急講習団体（ＦＡＳＴ）と連携した応急手当の普及を推進するなど、１世帯に１人の市民救命士がいることを理想として、年間約３万人の養成を目指す。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
市民救命士の養成		３万人／年 累計　57万人	累計 429,815 人 （H22 年度末）

②救急インストラクターの養成

救急インストラクターの有志で組織されたボランティア組織である神戸市民救急ボランティ

アとの連携を図りつつ、地域や職場で市民救命士講習が実施できる環境づくりを推進するため、地域や職場の救急リーダーとして救急インストラクターの養成を推進する。

③民間患者等搬送事業者（民間救急）との連携

超高齢化社会の到来等から益々増加していく救急需要に対応するため、緊急性のない傷病者などの搬送を担う、患者等搬送事業者を育成していく。

（参考）患者等搬送事業者（民間救急）の要件

基本構成	車両構成	乗務員等
車両１台＋乗務員２名以上	・ストレッチャー、車椅子を固定する設備 ・自動車電話又は無線 ・救急車と間違えられない外観（サイレン無・赤色灯無） ・簡易な救急資機材	・消防機関の行う講習を受講（患者等搬送乗務員適任証） ・消毒－定期消毒　月１回以上、使用後消毒

④まちかど救急ステーションの推進

事業所などにＡＥＤ（自動体外式除細動器）の設置を促進し、まちかど救急ステーションの取り組みを進める。

⑤救急需要対策

超高齢化社会の到来等からますます増加していく救急需要に対応するため、出動が多い地域における救急車の適切な配置を検討し、救急体制の充実を図る。

また、医療機関、福祉施設、福祉関係部署など関係機関との連携を強化して、適正な救急車の利用についての啓発を推進する。

7　医療体制の強化

災害時の医療においては、限られた医療スタッフや医薬品の備蓄等の医療機能を最大限に活用して、可能なかぎり多数の傷病者の治療にあたって、防災関係機関、医療機関、行政機関が連携して活動する必要がある。さらに、市内各地域の医療機関の被害状況、活動状況を情報収集し、把握するとともに、傷病者の医療機関への受入れや後方搬送に係る調整、医療スタッフの現場への派遣に係る調整、医薬品等の供給確保など、被災直後の医療対応を的確・迅速に実施できるように医療体制の強化を図る。

（１）災害に強い病院づくり

①新中央市民病院の開院

救急医療・高度医療・急性期医療を重点的に担い、24 時間 365 日市民の生活と健康を守るとともに、医療産業都市構想の臨床部門の核としての高度先進医療の市民への早期提供や、患者・家族に対する癒しと安らぎの環境に配慮するなど、21 世紀にふさわしい新病院が平成 23 年７月に開院した。

市民の安全と安心を担う「断らない救急」病院として、より一層充実した役割を果たすとともに、「安全で安心な災害に強い病院」として、免震構造の導入や災害時活動スペースの設置などを行い、災害拠点病院として大規模事故、自然災害、新興感染症流行などに対しても、機能を十分に発揮し、迅速な対応が行えるように整備した。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
新中央市民病院の開院		H23 年７月移転	

②市民病院群の機能維持・充実

中央市民病院において、災害拠点病院としての機能強化を図るとともに、ドクターカーチームの災害現場派遣、救護班の出務、多数の患者の受け入れに必要な備品等を整備し、災害時初期医療体制を確立する。また、神戸空港での大規模災害発生時に大量傷病者医療の拠点としての体制を整備する。

一方､震災により全壊した西市民病院を 21 世紀の地域医療ニーズに応える｢災害に強い病院｣として再建しており、引き続き、市街地西部の地域中核病院として防災機能の維持を図る。

（２）災害拠点病院

神戸市では、神戸市立中央市民病院、神戸大学医学部附属病院が地域災害医療センターに、兵庫県災害医療センターが基幹災害医療センターに、計３病院が災害拠点病院に指定されている。

各災害拠点病院には、災害時の院内における負傷者の受け入れ等の災害医療対応や院外における救護班派遣や、医療機関調整等を担う災害医療コーディネータが配置されている。

県において、災害医療コーディネータ研修や災害拠点病院連絡協議会が実施されており、引き続き参加する。

（３）災害医療ネットワークの活用

災害時の混乱した初動時に一人でも多くの市民の命を救うことができるように、関係機関と連携しながら災害医療に関する研究会を開催し、災害医療ネットワークの構築について推進していく。特に、初動段階における災害医療情報の共有化の方法と関係機関の連携のあり方について多角的に検討を行い、災害時に備え、関係機関と協力しながら、災害医療ネットワークの構築を進める。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
災害医療ネットワークの構築		災害医療に関する研究会を毎年１回以上開催	ワークショップ開催（H17 年度）

（４）県広域災害・救急医療情報システム

兵庫県では、関係機関相互で平常時救急搬送情報、災害時医療情報を伝達する県広域災害・救急医療情報システムを運用している。

平成 15 年８月には、救護班の派遣や患者搬送等の調整、指示等を行う災害救急医療情報司令センターが兵庫県災害医療センター内に整備され、医療機関、災害拠点病院を含めた情報ネットワークを形成している。

神戸市も、同システムに参加し、他都市、関係機関とともに、様々な災害を想定した、総合合同防災訓練、図上訓練、また同システムの入力訓練などを通じて習熟を図り、災害発生時には迅速な対応を行う。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
県広域災害･救急医療情報システムの運用		総合合同防災訓練、図上訓練､システム入力訓練等を行う	

８　健康危機管理体制の充実・強化

ＳＡＲＳ、新型インフルエンザなどの新興感染症などに対し、迅速かつ的確に対応するため、平時における感染症などの発生情報の把握、健康危機管理マニュアルの整備、初動体制の構築、疫学調査体制および市民相談、啓発体制の充実強化を図る。また、大規模な感染症の発生や生物テロなどにも対応できるよう、関係機関相互の密接な連携を図る。

（１）健康危機管理計画等の作成・充実

食中毒や感染症等による健康危機事案の発生に際して、迅速・的確な初動対応が円滑に行われるように健康危機管理に関する基本指針、要領、各種疾病対応マニュアルを策定し、万一の対応方法や役割分担について関係者への周知を図る。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
健康危機管理計画の作成・充実		適宜実施	８種類のマニュアルを策定済

（２）健康危機管理専門家会議

健康危機発生時、あるいはその恐れがある場合に、必要に応じて専門家会議を開催し、健康危機管理対策について専門的な立場から有用な助言を得て、助言を基に感染拡大防止、感染予防対策のための必要な対応を行っていく。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
健康危機管理専門家会議		適宜開催	

（３）感染症予防対策

感染症の発生を予防し、その蔓延を防止するため、感染症に関する情報の収集及びホームページ等による広報、患者発生時の調査や消毒、入院を必要とする患者の移送、接触者の健康診断等の疫学調査を実施するとともに発生原因の究明と合理的な対策をとる。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
感染症予防対策			１～５類感染症発生時の対応と情報収集 （患者・病原体検査）

（４）新たな感染症対策（神戸モデル）の推進

新型インフルエンザの対応を機に早期探知の仕組みとして構築した「神戸モデル」を、鳥インフルエンザや新たな感染症対策の備えとして、感染症全般に想定を拡充するとともに、早期探知した直後から相談・調査、保健・医療サービスの提供等、適切な対応が実施できるよう、人材育成・登録システムの構築や配置計画等を作成し、感染拡大を防止するための事前対応型の体制を整備する。



９　防災訓練の推進

地域防災計画等、各種計画、マニュアルの習熟と検証を行い、関係機関、市民等との連携体制の強化や実践を通じた防災意識の高揚等を図るため、関係機関や市民、事業者、ボランティア等の参加を得て、全市及び各区の防災訓練を実施する。

また、市民が主体となった地域の防災訓練や事業所、学校、病院、福祉施設などにおける防災訓練など、様々な形で実施される訓練を積極的に支援し、幅広く市民、事業者による自助、共助体制の促進を図る。

防災訓練の計画にあたっては、展示、広報型の訓練内容に偏ることなく、情報の収集や要援護者の避難など、実質的な訓練内容の充実に努める。

（１）全市総合防災訓練

毎年、防災関係機関、地域住民、医療機関、周辺自治体等と幅広く連携し、全市総合防災訓練を実施する。

自然災害のみを想定した訓練とするのではなく、今後想定される新たな危機に対しても、関係機関の連携のもと、各種災害対応能力の向上を図る。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
全市総合防災訓練	毎年 1 回以上実施	防災の日前後又は市民防災の日前後に実施	

（２）各区総合防災訓練

毎年、梅雨時期前もしくは防災の日前後に、区・地域住民・事業所等が連携し、各区の実情に合わせた防災訓練を実施する。多数の市民が参加できる訓練内容とし、自助・共助の重要性を確認する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
各区総合防災訓練	各区において毎年 1 回実施	梅雨時期前又は防災の日前後に実施	

兵庫区での取り組み例を下記に示す。

①兵庫区安全・安心フェア

区内で結成されている 17 地区の防災福祉コミュニティと小・中学校が中心となり、子どもからお年寄りまで付近住民を巻き込んで、近い将来予想される「東南海・南海地震」や土砂、風水害災害に対する減災対応と防災知識の習得を目的とした地域と一体となった体験型訓練を災害時の要援護者（障害者や高齢者）参加により実施する。

②要援護者等の防災訓練

区総合防災訓練に併せて要援護者等の避難訓練を実施するため、訓練実施地域内に居住し援護を希望する高齢者・障がい者について地域の民生委員等を通じて登録を呼びかけ、訓練参加を促進していく。

（３）情報伝達訓練

毎年、梅雨時期前及び市民防災の日に、全職員を対象とした情報伝達訓練を実施し、災害発生時の初動体制の充実を図る。また、一部の職員については、非常参集訓練も併せて実施する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
情報伝達訓練	毎年 2 回程度実施	梅雨時期前、市民防災の日に実施	

（４）地域主体の防災訓練

神戸市民の安全の推進に関する条例で、市民・事業者の間に積極的な防災訓練等の活動意欲を高めるため、1 月 17 日を「市民防災の日」と定めている。市民防災の日前後に、防災福祉コミュニティを中心に、学校、近隣事業所等が一体となった避難訓練や消火訓練等、地域主体の訓練の実施を呼び掛け、支援していく。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
防災福祉コミュニティの訓練等の実施回数		830 回／年	788 回（H22 年度末）

（５）事業所等における防災訓練

自らの防災力の強化を図るために、事業所等は、防火管理者が作成する消防計画に基づいて消防訓練を実施する。これらの訓練実施を促進するとともに、地域や市が行う防災訓練への積極的

な参加を促し、地域と事業所との連携を強化する。

（６）関係機関等と連携した訓練

大規模災害発生時においては、関係機関が速やかに連携して対応することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。全市及び各区総合防災訓練の実施に際しては、各機関の連携体制を深めることを目的とし、訓練想定に応じて、関係機関へ参加を呼び掛けていく。また、関係機関が実施する訓練にも積極的に参加する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
関係機関等と連携した訓練		随時	

第３節　災害時に自立生活が可能な環境づくり

第１項　災害時要援護者支援のための仕組みづくり

災害に際して必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等）を災害時要援護者と位置づけている。

震災の教訓より、要援護者に対し災害後の安否確認や福祉ニーズを早期に把握し、実施するため、地域や関係機関と連携して支援する体制を構築していく。

また、非常時の支援にも対応できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、日常的な活動、施設整備等を通じて安心して暮らせる環境をつくることが重要である。

１　福祉意識の啓発・人材の育成

人権や福祉意識についての啓発を進めるとともに、日常的な地域福祉活動や社会福祉施設等の施設開放や行事への市民参加の促進、ふれあい体験学習等を通じて交流を促進し、災害時に助け合える意識啓発を進める。

また、市民福祉大学やシルバーカレッジ等における講座を充実し、福祉をささえる人材の育成を図る。あわせて、災害時の要援護者の支援等に関する知識の普及や支援活動の担い手となる人材の育成に努める。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
市民福祉大学での講座の開催	ボランティアから社会福祉事業従事者まで幅広い福祉人材の育成を図る	市民対象講座、 地域活動者対象講座、 社会福祉事業従事者対象講座　等	平成 21 年度養成人員 11,057 人
シルバーカレッジ	高齢者の豊富な経験を活かして自らの可能性を拓き、その成果を社会に還元することを目指す		平成 22 年度までの卒業生 5,366 人

２　地域での助け合いの仕組みづくり

水害や土砂災害のおそれがある場合の災害時要援護者の避難支援について、国から示された方針に基づき、避難支援の対象、避難支援の方法、避難支援の担い手、について、市が保有する個人情報の避難支援への活用方法も含めて検討し、関係者の合意を得て、避難支援プランづくりに取り組む。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
災害時要援護者の避難支援プランづくり		支援組織の体制が整った地区において避難支援プランを作成	

３　災害時要援護者リストの整備

福祉施策の受給者情報を管理している「福祉情報システム」から、要援護者の情報を抽出して要援護者リストを整備し、市役所と区役所で共有するとともに、災害時にはリストを活用し、安否確認や避難誘導を行う。

４　社会福祉施設の災害時の利用

災害時に社会福祉施設が果たすべき役割が機能するよう、指導・指示等を強化し、耐震化等の推進に努める。

地域の福祉救援拠点としての役割を担えるよう、施設間の連携や協力体制について関係機関や団体と調整し、要援護者の保護や支援の体制を構築していく。

５　コミュニケーション手段の確保

音訳、点訳等による広報の充実を図るとともに、音訳・点訳・手話ボランティア等を養成し、コミュニケーション手段を確保する。

６　高齢者・障がい者等の緊急通報システムの推進

急病や災害等の緊急時に機敏に行動できないひとり暮らしの高齢者、障がい者等の安全を確保する緊急通報システム「ケアライン 119」について、市民の方にサービスを知っていただくように広報の強化を図る。また、地域の見守り活動との連携を強化し、普段からのケアの体制確立を目指す。

７　こうべユニバーサルデザインの推進

「ユニバーサルデザイン（ＵＤ）」とは、市民一人ひとりがお互いに人権を尊重して多様性を認め合う意識をもち、市民・事業者・行政が共通の理解と目標のもと、誰もが利用しやすいまちや建物、製品、環境づくり、及びサービスをハード・ソフト両面から進めることである。

これまで本市では、「こうべＵＤ広場※」と連携して、各種のイベントの実施を通じてＵＤの普及啓発を進めており、今後さらに、意識づくりや仕組みづくりを進める。

また 2002 年度以降「神戸市交通バリアフリー基本構想」に基づき、着実にまちのバリアフリー化を進めており、2011 年度には、国の新たな基本方針をふまえた次期神戸市バリアフリー基本構想を策定し、ＵＤ のまちづくりをさらに推進する。

※こうべＵＤ広場：神戸を世界一ユニバーサルなまちにしていこうと市民に呼びかけ、市民、ＮＰＯ、学識経験者、事業者、行政で構成する組織。こうべユニバーサルデザイン推進会議のこと。平成 15 年５ 月発足。

（１）ＵＤの普及啓発の推進

市民が主体となった「こうべＵＤ広場」(ユニバーサルデザイン推進会議）と連携し、市内でＵＤの推進に取組む「こうべＵＤサポーター」を拡大しながら、ＵＤの普及啓発を図る。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
こうべＵＤフェアの開催		毎年、フェアを開催	17 年 8 月ユニバーサルデザイン全国大会開催
こうべＵＤサポーターの拡大		ＵＤサポーターの拡大継続	5052 人 （平成 23 年 3 月末）

（２）学校におけるＵＤ教育の推進

市内小中学校からの要請に応じて、こうべＵＤサポーターと共に出前授業を実施し、ＵＤの普及啓発を図る。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
ＵＤ出前授業の実施		ＵＤ教育の推進	H22年度実績 17 校 1,795 人

（３）公益的建築物のバリアフリー化

県の福祉のまちづくり条例･施行規則に基づき、不特定多数の市民が利用する建築物を新築・増改築する際必要な指導･助言を行う。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
公益的建築物のバリアフリー化	不特定多数の市民が利用する建築物を新築･増改築する際必要な指導･助言を行う		届出件数 7,808 件 （昭和 54 年～平成 22 年度）

（４）地域組織をはじめとした市民へのＵＤ普及啓発

ＵＤが市民生活の中に浸透し、まちづくり全体としての取り組みにつながっていくためには、これまでの市民に直接啓発していく方法に加えて、地域組織（ふれあいのまちづくり協議会、景観形成市民団体等）を通して組織的に意識づくりや実践活動を推進する必要がある。今後、地域等での取り組みの中でＵＤを意識して実践することにより、魅力的でくらしやすいＵＤのまちづくりを広く普及・啓発・実践する仕組みを展開する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
地域組織が実施するＵＤ視点での取り組み事業数		67 事業	H22年度末現状 ８事業

（５）次期神戸市バリアフリー基本構想の策定・実施

次期神戸市バリアフリー基本構想において新たな重点整備地区を設定し、生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化などＵＤのまちづくりを推進する。

重点整備地区以外においても歩道の段差・波打ちの解消や街路灯・ベンチ等の設備の充実（あんしん歩道)、都心の主要駅等における円滑な移動経路や、身体障がい者用乗降スペースの整備などにより誰もが利用しやすいみちづくりを進める。

また主要園路の段差解消等による誰もが使いやすい公園づくりや、公共建築物等におけるＵＤの視点での取り組みを推進する。

さらに高齢者や障がい者など誰もが使いやすい鉄道駅舎の整備に取り組む。地下鉄においては、障がい者用トイレのオストメイト対応、誘導点字ブロックのＪＩＳ規格型への改良、トイレの洋式化を進める。

加えて、人に優しいバスの導入を進め、2012 年度末に、総在籍車両の全てを乗り降りがしやすいノンステップバス、ワンステップバス等（交通バリアフリー法の移動円滑化基準適合車）とすることをめざす。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
波打ち歩道の解消		市内36km の波打歩道の解消	22年度末整備率55.3%
都市公園のバリアフリー化		市内約1,600 公園のうちバリアフリー化が可能な1,257公園における園路・広場の整備・改修	22年度バリアフリー化適合率（園路・広場） 35%（見込）
誰もが使いやすい地下鉄駅施設の整備		28年度までに全駅オストメイト対応	22年度末整備率 75%（見込）
		28年度までに全駅点字ブロック改良	22年度末整備率 56%（見込）

※但し、次期神戸市バリアフリー基本構想の策定に伴い、上記の項目及び目標数値については変更の可能性あり。

8　女性のための相談室

女性が、こころやからだ、人間関係や生き方についての悩みなどを、気軽に相談できる体制を充実し、男女共同参画の視点で対応できるカウンセラーを確保する。災害時には、災害による深い悲しみ、恐れ、不安など、心理面における被災者の苦痛や悩みを和らげるための相談にも対応する。

9　外国人への対応

市民の国際理解を推進することにより、外国人にとって暮らしやすいまちを目指す。外国人相談窓口の充実や案内標識・パンフレット等の多言語化を進めることにより、平常時にも災害時にも、外国人にとって情報を得やすい環境づくりに努める。

また、平常時から外国人コミュニティ、外国人支援団体等との連携を図り、災害時にはこれらの団体と協力して、円滑な情報の収集、提供に努める。

（1）外国人コミュニティ、外国人支援団体、通訳ボランティアとの連携

総領事館、外国人学校、外国人コミュニティ、外国人支援団体、その他国際交流・協力を目的に設立された各種民間団体との連携を緊密にし、災害時における外国人の実情把握や情報提供の円滑化を図る。特に外国人コミュニティや外国人支援団体との間で災害時の協力協定を締結し、緊急時に備える。

また、災害時通訳・翻訳ボランティアのスキルアップ及び近畿地域国際化協会における広域連携の充実を通じた即応力の強化を図る。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
総領事館､外国人学校､外国人コミュニティ等との連携		災害時の外国人の実態把握や情報提供の円滑化 外国人市民の地域防災訓練への参加促進	外国人コミュニティ、外国人支援団体等との協力協定締結 防災行政無線戸別受信機設置による広報強化
災害時通訳･翻訳ボランティア制度の運用		スキルアップによる即応力の維持・強化 広域連携（近畿圏）の充実	ＮＰＯと連携したボランティア養成

（２）外国語パンフレット・案内板等の整備

道路・交通機関を含む案内標識について、英文・ローマ字表記や図案化を進め、外国人にとって分かりやすいものにするとともに、外国人向けの避難所情報を提供する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
多言語防災カード､多言語防災ハンドブックの配布		各区役所外国人登録窓口や外国人コミュニティ等を通じた配布、(公財）神戸国際協力交流センターのホームページに掲載	
多言語版避難所地図の掲示		各区役所に掲示	
多言語版避難所一覧表の配布		各区役所外国人登録窓口で配布、(公財）神戸国際協力交流センターのホームページに掲載	

（３）相談体制の充実

神戸国際コミュニティセンター（ＫＩＣＣ）において、外国人に対する市政・生活情報の提供及び相談業務を行っている。災害時には、ＫＩＣＣに外国人専用の相談窓口を設置し、市民参画推進部及び区本部で設置する災害相談センター、災害テレホンセンターと連絡を密にしながら、外国人からの相談を的確に処理する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
外国人に対する市政・生活情報の提供及び相談業務	外国人市民のためのワンストップサービス拠点の整備	情報提供・相談体制の充実 サービスの広報強化	対応言語（H22 年度末現在） 英語、中国語（月～金） 韓国・朝鮮語（金） ベトナム語（月・水） ポルトガル語、スペイン語（火・木）

10　外来者等への対応

（１）観光客等への配慮

地理に不案内な観光客が災害発生時に的確に対応できるように、観光案内所において防災情報の提供に努める。

（２）災害時帰宅困難者への支援

大規模な災害が昼間に発生した場合､都心部や集客施設を中心として多くの帰宅困難者(通勤、通学、買い物客、観光客など）が発生する可能性がある。このため、災害時の帰宅困難者に対する支援について、企業・事業者と連携し、体制を整備する。

第２項　ボランティアとの連携強化

震災では多くの災害ボランティアが自発的に能力や時間を提供し、被災者の生活や自立の支援、防災関係機関の応急対策の応援を行い、被災後の市民生活の安定に大きく貢献した。

一方でこれらの活動に対応できる窓口やシステムの未整備やコーディネータの不足等から様々な混乱も見られた。またボランティアもトレーニングを積んだ団体から、初めて経験する個人ボランティアまで幅広く、これにより、ボランティア相互、または行政との連携を図る上で様々な問題となった。

また、震災以降のボランティアは、極めて自発的・自立的なものであり、行政等の指揮命令系統が有効に機能しないときに非常に役に立ったが、同時に行政とボランティアの行動原理は違うということも明らかとなった。

これらの教訓をふまえ、日常的なボランティア活動を促進するとともに、ボランティアネットワークとの連携を強化し、ボランティアとのパートナーシップの構築に努めていく必要がある。

また、災害時のボランティアの受入体制の検討を進めるとともに、震災を契機に生まれた連携を継承し、医療、福祉、建築、法律等の専門的なボランティアネットワークとの災害時の協力のあり方を検討する。

１　ボランティアネットワーク等との連携

地域で日常的に活動するボランティアグループ、医療・福祉・建築などの専門的なボランティア、広域的に活動するボランティアグループ、震災時に活躍した災害ボランティアネットワーク等と連携の取れる環境づくりを進める。

このため、市民福祉大学、シルバーカレッジ等でのボランティア講座、コーディネータ講座の充実を図る。また、こうべまちづくりセンター等を中心にまちづくり講座を開催するなど幅広いボランティア活動の展開を支援する。併せて、神戸市が開催する様々な市民大学において相互の連携を図り、テーマを超えたボランティア活動の連携を促進する。

あわせて、災害時のボランティア活動についての支援策のあり方を検討する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
ボランティアネットワーク等との連携		・ボランティア講座を毎年度開催 ・災害ボランティアの活動支援策の検討	

２　災害時ボランティアセンターの充実

災害時には、市災害対策本部の要請により神戸市社会福祉協議会に災害時ボランティア情報センターを迅速に設置し、行政や団体、施設、地域との連携を図りながら、ボランティアの情報の収集・提供を行う。このため、平常時から、ネットワークの形成および神戸市（各区）社会福祉協議会災害時ボランティアセンター立ち上げ訓練などでノウハウの蓄積に取り組む。また、団体やボランティアに対する情報発信がリアルタイムでできるシステムを検討していく。

３　災害時のボランティア情報提供体制の充実

ボランティア情報センターと各区ボランティアセンターをイントラネット「こうべボランティア情報システム」で結び、緊急時の情報発信とニーズの把握、及びボランティア受け入れの機能を持たせ、平常時の情報提供やコーディネート機能を強化していく。さらに、インターネットホームページにボランティア活動情報を公開することにより、市民のボランティア参加の促進と緊急時における情報発信を図っていく。

・ボランティア情報システム … 平成８年９月運用開始

・市社協ホームページ「愛の輪ねっと」 … 平成 10 年９月運用開始

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
災害時ボランティアセンターの設置		必要に応じ、災害時ボランティアセンター立ち上げ訓練等を行うことにより、日頃からノウハウを蓄積	
災害時のボランティア情報提供体制の充実		年度ごとに、関係ボランティア団体の相互連携・交流事業を実施 ・市社協ホームページに掲載するボランティア活動情報の充実	

第３項　被災直後の供給処理体制の充実

震災のように、大規模の避難者が発生するとともに交通網やライフラインが寸断されると、他都市の応援や指定業者による物流機能が動き出すまでの３日間程度は食糧や水・物資が不足することとなる。

今後、このような事態に対応するためには、多重性のある交通網や災害に強いライフラインの整備を図ることが必要である。一方、市民や事業者が自ら３日間程度自立できる食糧・物資や飲料水を備蓄するとともに､家屋倒壊等により物資不足となる人に対して必要となる食糧･物資を確保するため、行政による防災拠点での現物備蓄を進める。また、協定の締結など、指定業者からの迅速な調達体制の整備を進めるとともに、他の地方公共団体との応援協力体制の充実を図る。

１　災害用食糧・物資の備蓄

市民による食糧・物資の備蓄、災害時協定締結先の指定業者による流通備蓄、国や他の自治体等からの救援物資、行政による現物備蓄により、1 日 20 万人分の食糧・物資を災害発生後の 3 日分確保する。

行政としては、災害発生後 1 日目と 2 日目を合わせた 15 万人分の食糧・物資を各防災拠点に備蓄する。

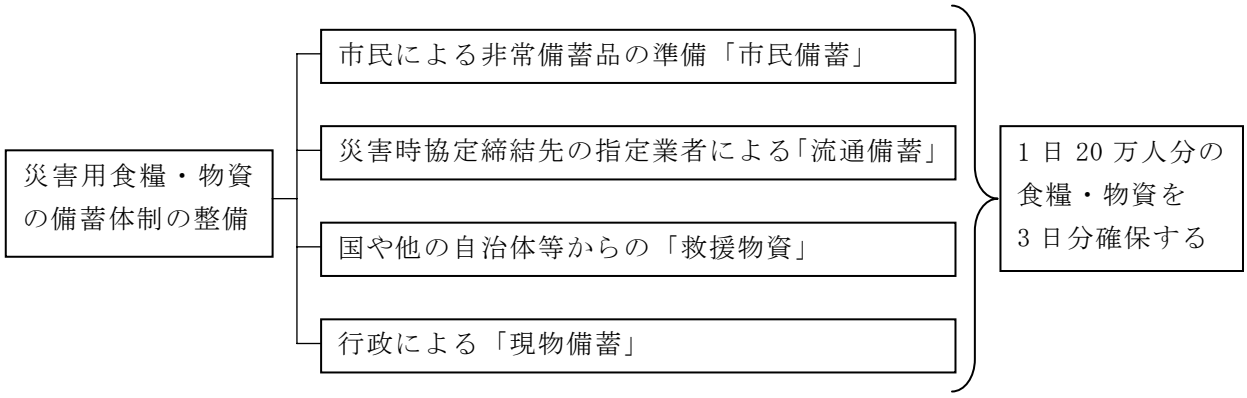

※行政による備蓄は、1 日目の 10 万人分及び 2 日目の 5 万人分を備蓄する。（平成 27 年度末までに合計 15 万人分の整備が完了）

事業名	拠点及び全事業量	H23－27 年度	備考（実績等）
行政による災害用食糧･物資の備蓄	地域備蓄拠点 7 万 5 千人分 (H27 年度末)	1 万人分追加整備 ・既存拠点への追加補充 ・新たな拠点の整備	6 万 5 千人分(258 箇所) (H23.3.1 現在)
	総合備蓄拠点 7 万 5 千人分 (H27 年度末)	1 万 5 千人分追加整備 ・既存拠点への追加補充 ・新たな拠点の整備	6 万人分(10 箇所) (H23.3.1 現在)

２　飲料水の確保

水道施設が給水区域一円にネットワークを形成しているという特性上、兵庫県南部地震のような大地震時は被災を免れないため、水道の機能が回復されるまでの間の応急給水体制の整備を図る。

震災直後の飲料水の確保策としては運搬給水基地（緊急貯留システム）の整備を進め、タンク車給水の拠点とする。これにより、１人１日３Ｌ×７日分の飲料水を確保する。これに加えて、市街地等の人口密集地区においては、耐震性貯水槽を公園等に設置するとともに、緊急時の貯水機能と応急給水機能、さらに送水系統の相互連携機能を合わせ持つ大容量送水管を整備する。防災拠点等においては、早期に給水拠点を確保するため、配水ルートの耐震化を優先して行い、配水池から小学校に至るルートの耐震化完了の際には､｢いつでもじゃぐち｣を設置し､応急給水訓練も実施する。さらに、500m間隔、最終的には200m間隔で格子状に配水管の耐震化を進め、消火栓に設置した仮設給水栓による応急給水を行うなど、災害発生からの経過日数に応じた応急給水量の増加と運搬距離の短縮をめざす。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
大容量送水管の整備	本線 12.8km	本線 2.4km (平成 25 年末完了予定)	芦屋市境～奥平野浄水場区間
運搬給水基地の整備	47 箇所	4 箇所完成 (平成 25 年末完了予定)	H22 年度末 (43 か所)
公園内の飲料水兼用耐震性貯水槽の整備	5 箇所	整備予定無し	平成 22 年度末 (5 箇所)



図　応急給水のイメージ図

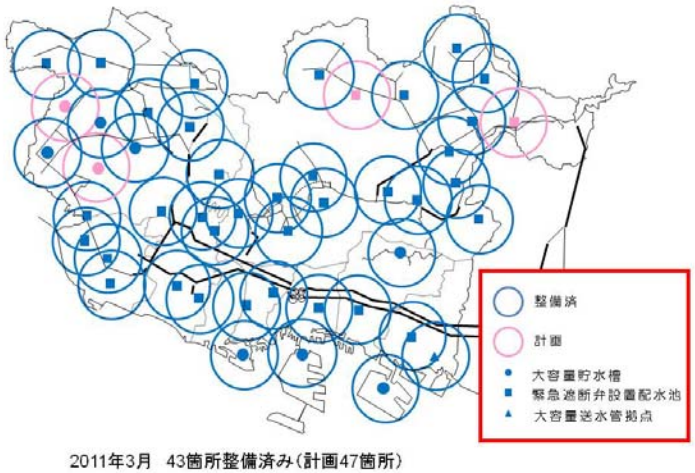

緊急貯留システム整備計画の推進状況

３　災害時のトイレ機能確保

（１）公共下水道利用型仮設トイレ整備事業

公共下水道接続型仮設トイレとは、神戸市内の小中学校などの指定所にあらかじめ仮設トイレ用埋設管を設置すると共に、備蓄倉庫等に上屋パネルとポータブル形式の便器を保管しておき、災害時にマンホール上に組み立てる「公共下水道利用型仮設トイレ」を設置するものである。建設局が地下埋設部分を、環境局が地上上屋パネル、便器の整備をそれぞれ担当している。

現在、避難所となる６０箇所に３００基分を整備している。

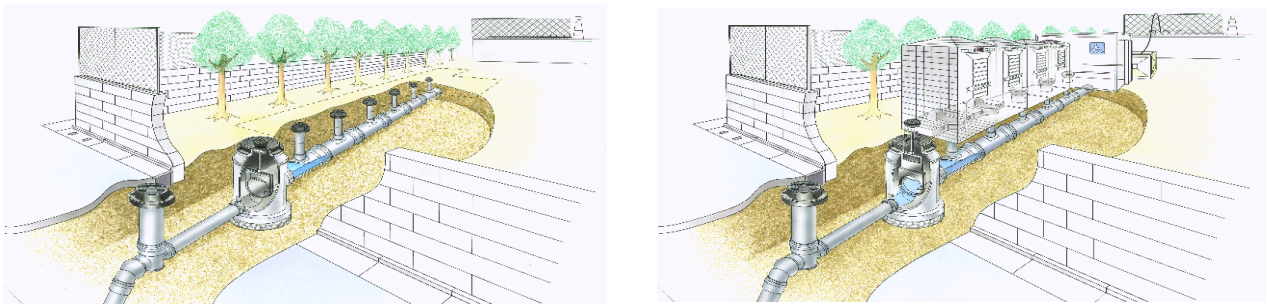

図　公共下水道接続型トイレイメージ

4　下水処理水の再利用と雨水の有効利用

（１）せせらぎ等の水環境の創造

都市の安定した貴重な水資源である処理水を活用したせせらぎは、ゆとりと潤いのある都市空間の形成に役立つ他、災害時には初期防火用水として活用できる。今後も、処理水を有効利用したせせらぎの整備を進め、都市の水環境の創造に貢献していく

（２）雨水貯留槽整備事業

平常時には学校の花壇等への散水用として、緊急・災害時は防火用水・仮設トイレの洗浄用水となる雨水貯留槽を公共下水道利用型の仮設トイレに近接して整備する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
雨水貯留槽整備事業	49 槽	15 槽	H22 までに 25 槽整備

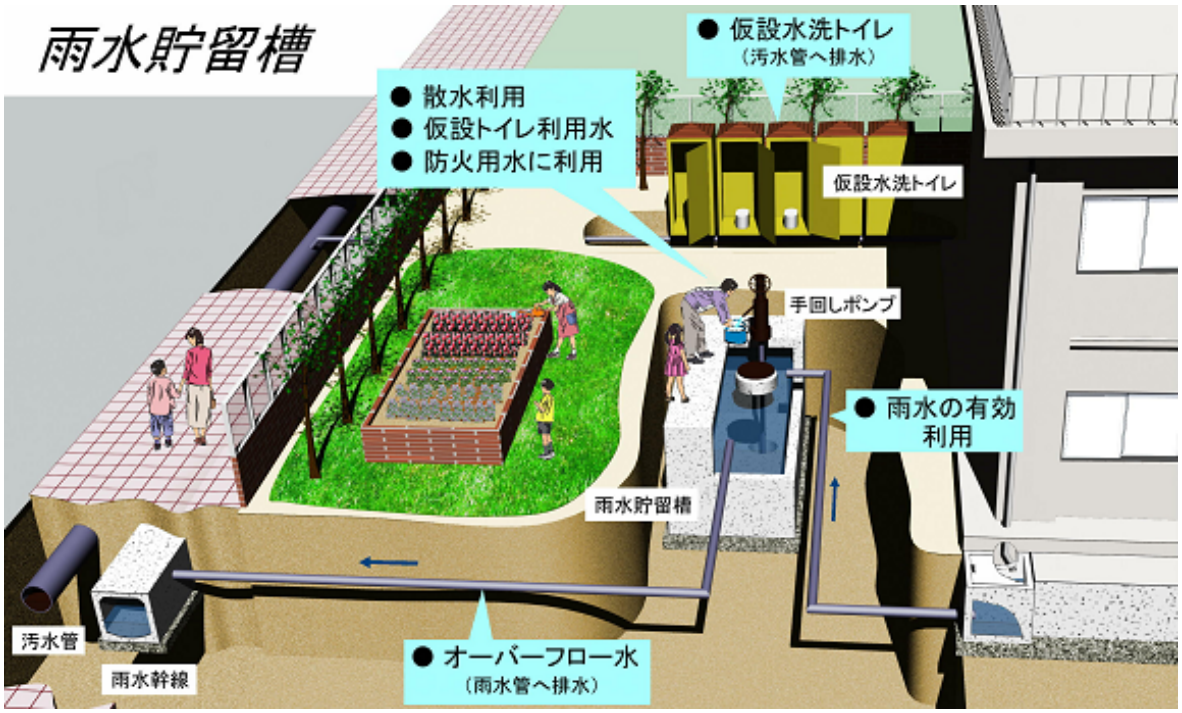

図　雨水貯留槽イメージ

第４章　地域の防災力・防犯力の強化

節	項	施策	施策内容	主な所管局
第1節　安全で快適な住宅・住環境の形成	第1項　安全な建築物の誘導	1　すまいの安心支援センター(すまいるネット)	①一般相談・専門相談 ②物件情報・行政情報の提供 ③セミナー・イベントの開催、ライブラリーの設置	都市計画総局住宅部 住宅政策課
		2　住宅性能表示制度の普及・促進		都市計画総局住宅部 住宅政策課
		3　神戸市建築物安全安心実施計画の推進		都市計画総局 建築指導部安全対策課
		4　すまいの耐震化	(1)広報・相談等による耐震診断・耐震改修の啓発	都市計画総局総務部 耐震化促進室
			(2)すまいの耐震診断員派遣事業	
			(3)すまいの耐震改修事業	
			(4)まちの耐震性向上事業 (解体撤去)	
			(5)家具の固定促進事業	
		5　公共建築物の耐震性の向上		都市計画総局建築技術部技術管理課
		6　第2次市営住宅マネジメント計画の推進		都市計画総局住宅部 住宅整備課
	第2項　良好な住環境の形成	1　土地区画整理事業の推進	(1)既成市街地の土地区画整理事業	都市計画総局 市街地整備部市街地整備課
			(2)新市街地の土地区画整理事業	
		2　市街地再開発事業等の推進	(1)震災復興市街地再開発事業	
			(2)民間施行による市街地再開発事業等	
			(3)新たな市街地再開発事業	
		3　住宅市街地総合整備事業(密集市街地整備型)の推進		都市計画総局 計画部まち再生推進課 建築指導部建築安全課
		4　近隣住環境整備の推進	(1)近隣住環境計画制度	
			(2)生活道路を中心とした住環境整備の推進 ①地区計画活用型道路整備 ②中心線確定型道路整備	都市計画総局 計画部まち再生推進課 建築指導部建築安全課
		5　マンションへの支援	(1)分譲マンション管理の総合支援	都市計画総局住宅部 住宅政策課
			(2)共同住宅バリアフリー改修補助	

節	項	施策	施策内容	主な所管局
第1節 安全で快適な住宅・住環境の形成	第3項 水とみどりを生かしたまちづくりの推進		(1)雨水利用の促進	建設局 下水道河川部計画課
			(2)災害時市民開放井戸登録制度の活用	保健福祉局健康部 生活衛生課
			(3)美緑花神戸まちづくりの推進 ①まちの美化活動の推進 ②まちの緑化活動の推進 ③まちの飾花活動の推進	建設局 公園砂防部緑地課 道路部管理課
			(4)民有地緑化の推進 ①戸建住宅の生垣化等の助成 ②準公共的施設や工場・事業所の緑化・生垣化助成	建設局公園砂防部 緑地課
			(5)緑化重点地区の形成	建設局公園砂防部 緑地課
			(6)市街地の緑地保全の推進	建設局公園砂防部 計画課
第2節 区を中心とした安全で安心なまちづくり		1 区災害対策本部機能の強化		各区
		2 区を中心とした市民・事業者との連携	(1)区安全会議	危機管理室3班
			(2)区総合防災訓練	危機管理室2班
第3節 安全で安心なコミュニティづくり		1 防災福祉コミュニティの推進	(1)防災福祉コミュニティ活動の充実支援 ①防災活動助成金等の交付 ②市民防災リーダー研修の実施 ③消防係員地区担当制 ④推進ビデオの貸出し、活動事例集の効果的な活用 ⑤防災福祉コミュニティのネットワークづくり ⑥ふれあいのまちづくりとの連携	消防局予防部予防課 保健福祉局総務部 計画調整課
		2 多様な地域活動の支援	(1)地域活動の振興 ①地域コミュニティ基礎講座 ②パートナーシップ助成 ③地域での提案型活動助成 ④まちづくりの助成制度 ⑤まちづくりコンサルタント等派遣事業	都市計画総局計画部 まち再生推進課 市民参画推進局 参画推進部地域力強化推進課
			(2)活動拠点の確保支援 ①地域集会所新築等助成	市民参画推進局 参画推進部地域力強化推進課
		3 企業・事業所等の誘導	(1)企業・事業所等の連携 ①神戸安全ネット会議 ②BCPの推進	危機管理室1班 危機管理室3班
第4節 防犯まちづくりの推進	第1項 防犯まちづくり支援事業の展開	1 自主防犯活動の推進		危機管理室3班
		2 犯罪の発生しにくい「すまい・まち」づくりの推進	(1)「光のまち神戸」運動の推進	建設局道路部管理課
			(2)灯かりのいえなみづくりの推進	都市計画総局 建築指導部建築安全課
			(3)建築物の防犯対策の推進 ①すまいの防犯対策に関する情報提供など ②市の施設整備について防犯に配慮した計画・管理	都市計画総局 住宅部住宅政策課
		3 防犯意識の啓発・人材育成	(1)市民講座による人材育成 ①こうべまちづくり学校 ②須磨区民防犯アカデミー	危機管理室3班 須磨区まちづくり推進部 まちづくり課
			(2)広報の充実	危機管理室3班

節	項	施策	施策内容	主な所管局
	第2項　地域における連携の強化		(1)「区安全会議」や「ふれあい懇話会」などを通した地域の連携強化	教育委員会事務局 指導部指導課 危機管理室3班
			(2)神戸防犯協会への補助	危機管理室3班
			(3)西区メール配信システムの運用による地域の自主防犯力の向上	西区まちづくり推進部 まちづくり課
			(4)各区の取り組み ①灘・地域ぐるぐるパトロール ②なだ防犯ナビ ③灘・安全安心セキュリティーセンター ④地域住民による自主的防犯活動の支援(兵庫区) ⑤西区安全安心まちづくり協定の締結	灘区まちづくり推進部 まちづくり課 兵庫区まちづくり推進部 まちづくり課 西区まちづくり推進部 まちづくり課
	第3項　子どもの安全確保	1　学校園の安全対策	(1)教職員や児童生徒の緊急時における対応能力の向上 ①各学校における安全対策マニュアルの作成 ②校内外の安全対策 ③防犯ブザーの貸与 ④子どもたちへの防犯教育の充実 ⑤防犯訓練の実施 ⑥不審者情報伝達システム	教育委員会事務局 総務部学校整備課 指導部指導課
			(2)保護者・地域住民及び関係機関と連携した地域ぐるみの安全対策の推進 ①「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」 ②ふれあい懇話会を活用した安全対策 ③区役所、警察との連携	教育委員会事務局 指導部指導課 指導部健康教育課
		2　青少年の健全育成	(1)地域環境の整備 ①「こども 110 番　青少年を守る店・守る家」との連携 ②「地域の安全・安心を守る車」の拡大・周知 ③「スマイルハートあいさつ運動」の展開 ④青少年の居場所づくりの推進	市民参画推進局 市民生活部青少年課 危機管理室3班
			(2)ネット社会・ケータイ社会への対応 ①青少年情報活用能力育成事業 ②メディア学習リーダー ③学校園における情報モラル教育の推進	市民参画推進局 市民生活部青少年課 教育委員会事務局 総務部教育企画課
			(3)有害環境の浄化と非行・問題行動の防止 ①有害環境浄化対策の推進 ②薬物乱用防止対策	市民参画推進局 市民生活部青少年課 保健福祉局健康部 予防衛生課

節	項	施策	施策内容	
第5節 多様化する危機事象への対応		1 放火防止対策	(1)市民による取組み ①放火されない環境づくり ②コミュニティの育成 ③放火発生危険個所の排除 ④ハード面の整備	消防局予防部予防課
			(2)事業者による取組み	
			(3)被害軽減のための社会システムの活用	
			(4)消防局、消防団による取組み ①放火火災防止広報の実施 ②放火火災発生危険個所の排除 ③パトロールの強化 ④放火火災防災対策等の要望	
		2 交通安全対策に関する取り組み		市民参画推進局 参画推進部地域力強化推進課
		3 消費者の安全・安心の確保	(1)条例の遵守の確保 (2)悪質業者対策 (3)物価の安定および災害時の緊急時における取り組み (4)消費者事故情報の収集・通知	市民参画推進局 市民生活部消費生活課
		4 アスベスト対策	(1)アスベスト濃度分析・監視	環境局環境創造部 環境保全指導課 環境局環境創造部 環境評価共生推進室
			(2)公共施設のアスベスト対策	都市計画総局 建築技術部技術管理課
			(3)民間建築物アスベスト対策支援	都市計画総局 建築指導部安全対策課

第１節　安全で快適な住宅・住環境の形成

第１項　安全な建築物の誘導

震災では建築物が倒壊して多くの人が犠牲となり、また大きな被害が発生し、あらためて建築物、特にすまいの重要性が認識された。復旧・復興を通じ建築物の再建や補強が進んでいるが、依然として建築物の中には耐震性の不足するものも多く残されている。

国では震災の経験を踏まえて平成７年 12 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を制定した。この法律を受けて、耐震性の不足する既存建築物については耐震診断・耐震補強の実施を啓発・促進する。

市では安全で安心なすまい・まちづくりをすすめるため、神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）で市民に対する支援を行うほか、建築物安全安心推進計画、第２次市営住宅マネジメント計画の推進や耐震診断・耐震補強の推進を行う。

また、市街地再開発事業の推進、密集住宅市街地整備促進事業や各種制度による近隣住環境の整備を行う。

１　神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）

神戸市すまいの安心支援センター(すまいるネット)は市民が安全で安心な住まいを得るために、住まいに関する相談、情報提供、セミナー開催や市民・専門家・事業者間のネットワークづくりなど様々な機能を併せ持った、住まいの総合拠点である。

①一般相談・専門相談

・電話、来訪による一般相談法律、住宅資金計画、不動産取引、マンション管理などについて専門相談を行う。

・相談内容に応じて、専門家が現地でのアドバイスを行う。

②物件情報・行政情報の提供

・最新の住まいの物件情報を提供し、住まい探しをサポートする。

・住まいに関連する行政関係情報を提供する。

・インターネット上のホームページ「神戸・すまいるナビ」において、住宅情報だけでなく、生活関連情報も一元的に提供する。

・センターの定めた一定条件を満たす建築士事務所・建設業者の名簿を作成し、選定にあたっての一つの判断材料を提供する。

③セミナー・イベントの開催、ライブラリーの設置

・住まい及び暮らし全般にかかわるセミナーやイベントの開催

・住まい関連のライブラリーやビデオコーナーの設置

・ホームページでのさまざまな情報発信

２　住宅性能表示制度の普及・促進

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」で定められた住宅性能（火災時の安全性や省エネルギー性、バリアフリーの程度など）に関する全国共通の“ものさし”によって、公正・中立な立場で住宅性能の評価を行う「住宅性能表示制度」が平成 12 年から運用されている。平成 14 年度には「既存住宅性能表示制度」が発足し、これらの制度の普及・促進を行う。

３　神戸市建築物安全安心実施計画の推進

平成 11 年度に、建築関係団体や関係行政機関等からなる「神戸市建築物安全安心推進協議会」を設立した。「神戸市建築物安全安心実施計画」（平成 11 年度から平成 15 年度）及びそれに続く「新神戸市建築物安全安心実施計画」（平成 16 年度から平成 20 年度）を策定し、安全で安心なすまい・まちづくりのための総合的な施策を推進してきた。

平成 21 年度から実施している「神戸市建築物安全安心実施計画（第 3 次）」（平成 21 年度から平成 25 年度）では、建築物が供給後も引き続き適正に維持・管理されるためのストック対策を施策の柱と位置づけ、引き続き「日本で最も安全なすまいのまち“神戸”」の実現をめざす。

４　すまいの耐震化

阪神・淡路大震災では、犠牲者のうち約８割が住宅の倒壊等による圧死であった。 安全・安心なすまい・まちづくりには住宅の耐震化が不可欠であり、特に震災で被害の大きかった昭和 56 年の建築基準法改正以前の旧耐震基準による住宅への対応が重要な課題である。このため、神戸市耐震改修促進計画に基づき、平成 27 年度にすまいの耐震化率 95％を目指し、積極的な取組みを進める。

（１）広報・相談等による耐震診断・耐震改修の啓発

・地域の集会などにおいて、耐震改修や家具固定等の説明を行い、コミュニティ単位で耐震化を呼びかけていく。
・すまいの耐震キャンペーン、広報紙ＫＯＢＥ等により、耐震診断や耐震改修、家具固定を紹介するなど、市民が耐震化をより身近に考えられるようなＰＲを行っていく。
・建築士及び施工者向けの講習会を開催し、正しい知識を持った専門家を育成する。
・建築関係団体・消費者団体等からなる「すまいの耐震化促進部会」と連携し、耐震化を促進するための環境づくりを検討・実施する。

（２）すまいの耐震診断員派遣事業

旧耐震基準の民間住宅を対象に、耐震診断を無料で実施する。診断後、診断員が報告書を申込者のもとへ持参し、診断結果の内容説明と改修に関する相談を行う。

（３）すまいの耐震改修事業

耐震改修計画策定費、耐震改修工事費の一部を補助する。

「震度６強程度の大地震に耐える本格的な耐震改修工事」に加え、「震度６弱程度の地震でも瞬時に倒壊に至らない実効性のある耐震改修工事」についても補助対象とする。

（４）まちの耐震性向上事業（解体撤去）

住宅が密集している地区(防災再開発促進地区)の木造住宅の解体撤去工事費の一部を補助する。

（５）家具の固定促進事業

高齢者や障害者、小学生以下の子どもがいる世帯を対象に、家具固定費の一部を補助する制度に加え、市から家具固定の専門家を派遣する事業を行う。

５　公共建築物の耐震性の向上

公共建築物は、避難所や防災活動の拠点として災害時には重要な役割を果たす。また多くの市民が利用する公共施設については、利用者の安全性を確保することが重大な課題である。

このため、平成 20 年 2 月、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（通称：耐震改修促進法）に基づき「神戸市耐震改修促進計画」を策定し、公共建築物については平成 27 年度における耐震化率を 100％とする目標を本計画に掲げ耐震化を推進している。

対象となる公共建築物は、① 区役所・消防署といった災害時に防災の中枢拠点となる施設や、② 小中学校をはじめとする主要な避難所、③ その他耐震改修促進法に定める特定建築物を含めて 1,179 棟である。

このうち、小・中学校については、改築・統合予定校を除き、平成 23 年度末で耐震化率 100％となる見込みであり、また、その他の対象公共建築物についても、耐震性の不足が確認された施設について順次耐震化を進めており、神戸市耐震改修促進計画に基づき平成 27 年度末で耐震化率 100％を目指している。

	対象棟数			耐震化率		H23-H27 年度の事業量
		新耐震基準等	旧耐震基準	促進計画策定時	平成 22 年度末時点	
庁舎・消防署等	５５棟	２９棟	２６棟	８７％	９２％	４棟
病院	４棟	４棟	０棟	１００％	１００％	―
学校園	９１４棟	３８６棟	５２８棟	６９％	９１％	８２棟
その他	２０６棟	８３棟	１２３棟	６０％	８３％	３４棟
合計	1,179棟	５０２棟	６７７棟	６８％	９０％	１２０棟

６　第２次市営住宅マネジメント計画の推進

市営住宅については、これまで、平成 12 年２月に策定した「市営住宅マネジメント計画」に基づき、老朽化した住宅の再編（建替え・廃止）や設備改善等による新旧格差の是正等、計画的な再編・改善を進めてきた。

今後も市営住宅が、市民にとって安心して暮らせる住宅セーフティネットとしての役割を果たしていけるよう、平成 22 年６月に「第２次市営住宅マネジメント計画」（計画期間：平成 23～32 年度）を策定した。

この計画に基づき、改修・更新時期を迎える大量のストックへの対応や、耐震化の促進等、市営住宅を取り巻く課題を踏まえ、計画期間中に耐震化率 100％を目指すなど、耐震改修や再編等に取り組む。

第２項　良好な住環境の形成

１　土地区画整理事業の推進

健全な市街地の整備と生活環境の改善を図るため、道路・公園等の都市基盤施設と宅地を一体的に整備し総合的なまちづくりを進めるため、土地区画整理事業を推進する。

（１）既成市街地の土地区画整理事業

既成市街地では、兵庫区の浜山地区が事業中である。

浜山地区は、土地区画整理事業と住宅市街地総合整備事業との合併施行により公共施設整備と住環境の整備改善を図るため事業の進捗に努める。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
既成市街地の土地区画整理事業	浜山地区	速やかな事業の進捗を図る	

（２）新市街地の土地区画整理事業

都市の健全な発展と市民の生活環境の充実を図るため、既成市街地とあわせて、昭和 40 年代から西北神地域等において土地区画整理事業を推進している。

現在、垂水区の学園南地区（都市再生機構施行）において、事業を推進している。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
新市街地の土地区画整理事業	学園南地区	H29 年度の事業の収束が予定されている	

２　市街地再開発事業等の推進

建築物の共同化等により土地の合理的で健全な高度利用を図りながら、公園・広場などのオープンスペースの確保や道路などの公共施設の整備、都市環境の改善、良質な都市型住宅の供給、都市の不燃化等防災性の向上など都市機能の更新を行うことを目的に、建築物や敷地および公共施設などを一体的に整備する市街地再開発事業等を推進する。

（１）震災復興市街地再開発事業

阪神・淡路大震災により壊滅的な被害を受けた西の都心拠点にある、新長田駅南地区で実施中である。早期完了に向け、地元と協働で事業を推進していく。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
震災復興市街地再開発事業	新長田駅南地区	地域の実情等を見極めつつ、引き続き、民間活力も導入しながら、早期の事業完了を目指す。	

（２）民間施行による市街地再開発事業等

現在､旭通４丁目地区での市街地再開発組合による市街地再開発事業支援している｡引き続き、都市防災等の課題が見られる地区において、地域住民と行政が協働して街の将来像を検討し、住民合意が形成されたところから順次､民間施行による市街地再開発事業等の実施を支援していく。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
民間施行による市街地再開発事業等	旭通４丁目地区	平成 24 年度の事業完了を目指す	

（３）新たな市街地再開発事業（鈴蘭台駅前地区）

鈴蘭台駅前の交通安全の確保やにぎわいづくりを図り、北区の玄関口にふさわしい地域拠点を形成するため、市施行の第二種市街地再開発事業(平成 23 年 9 月 6 日都市計画決定)により、駅前広場や駅前へのアクセス道路となる鈴蘭台幹線を整備するとともに、店舗や区役所等が入居できる共同化ビルを建設する。

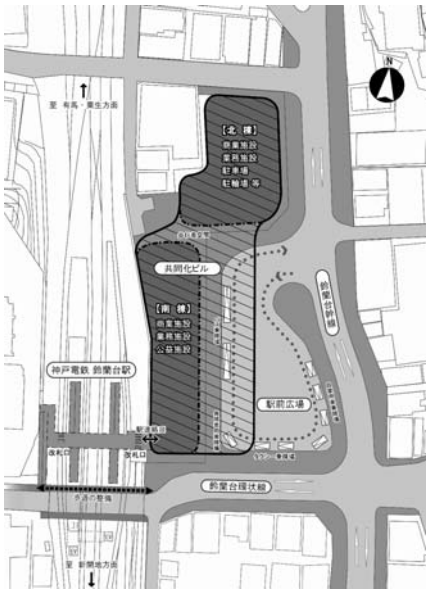

鈴蘭台駅前整備イメージ図(平面図)

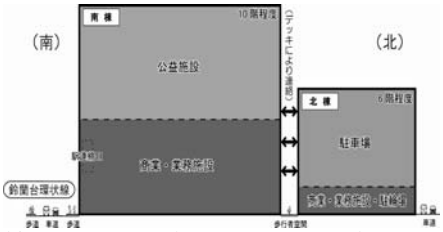

鈴蘭台駅前整備イメージ図(南北断面図)

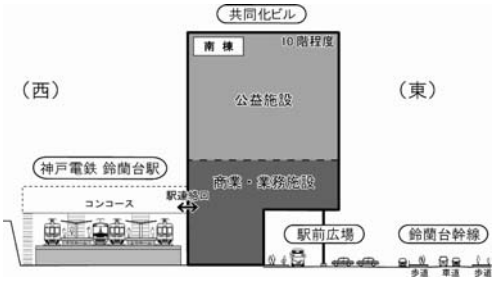

鈴蘭台駅前整備イメージ図(東西断面図)

３　住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）の推進

震災では、広い範囲で建築物の倒壊等による出火がみられ、特に密集住宅市街地では、発生した火災が道路や耐火建築物によって焼け止まるまでに次々に延焼し、市街地大火となって甚大な被害が発生した。

このため木造老朽建築物が密集し、生活道路やオープンスペース等が著しく不足する防災上危険な密集市街地を、大規模地震の際にも市街地大火が発生しない安全な街に整備するための新たな取組みとして「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」が施行された。また、この法に基づき、木造住宅密集地域のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進する必要がある地区を「防災再開発促進地区」と定め(平成 13 年 2 月決定・平成 16 年 4 月変更　10 地区約 619ha)、「住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地型)」等によって、防災性の向上をめざした地域整備を進めている。

４　近隣住環境整備の推進

（１）近隣住環境計画制度

下町や都心、ニュータウン等地域ごとの特性をふまえ、向こう三軒両隣りなど市民にとって身近な単位から建築規制の緩和等の弾力的運用を行う制度として、近隣住環境計画制度が平成 11 年 11 月から開始されている。今まで既成市街地を対象に「地区」単位でのまちづくりを前提として実施していた「インナー長屋制度」を、より小さなまとまりから全市を対象に制度拡充し、「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」に新たに規定、制度化しており、当制度を活かしたまちづくりを推進している。

（２）生活道路を中心とした住環境整備の推進

震災により大きな被害を受けた市街地、および震災の被害は免れたが、老朽木造住宅が密集している防災上危険な市街地において、狭隘道路や狭小宅地等のために建替更新が進んでいない地区を対象に、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）や街なみ環境整備事業を活用して生活道路の整備や、沿道住宅の建替更新の促進など、住環境の向上を図る。

①地区計画活用型道路整備

地区計画制度を活用して、道路からの建物壁面線の後退や建築物の高さ制限等により、街区単位で生活道路の整備と良好な住環境の形成を図る。

②中心線確定型道路整備

路線単位で道路中心線の確定を行い、道路整備および下水道、ガスなどの生活基盤の改善を行い、幅員 4mの道路空間の確保と沿道建物の更新を誘導する。

５　マンションへの支援

（１）分譲マンション管理の総合支援

神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）を窓口として、相談業務や専門家派遣、情報提供・普及啓発を行い、管理組合のマネジメント能力の向上を図る。加えて、耐震診断・耐震改修助成や共用部分のバリアフリー改修助成により良好なストックの形成を推進する。また、ネットワークの形成を支援するなど、管理組合の主体的な運営を多角的に支援する。

（２）共同住宅バリアフリー改修補助

高齢化社会の進展・ストック重視の社会において、すべての人が使いやすい良好な住宅ストックの形成を目指し、既存共同住宅の共用部分のバリアフリー改修工事およびエレベータ設置工事に対する補助を実施する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
共同住宅バリアフリー改修補助	平成 27 年度までに市内の対象住宅の 28%について、共用部分に何らかのバリアフリー化対応を目指す	210 団地、12,000 戸	平成 22 年度末時点で 364 団地、36,000 戸

第３項　水とみどりを生かしたまちづくりの推進

水やみどりは日常生活にうるおいを与えるとともに、災害時には建築物の倒壊による道路閉塞を防ぎ、火災による延焼を遮断するとともに、消火用水、生活用水を提供する防災上の効果も高い。また、日常的な管理活動や地域の交流の場としてコミュニティの育成にも寄与する。これらの身近な水とみどりを生活の中に取り入れ､快適で潤いのある住環境の形成と災害に強い安全なまちづくりを進める。

また、災害時にはライフラインが途絶し、水やエネルギーの自立性が求められる。このため、雨や井戸などの自然水の活用、風や太陽の効果を生かしたエネルギー活用など環境負荷を軽減し、良好な地域環境の形成を図るとともに、防災上の自立性の向上をめざしたまちづくりを推進する。

（１）雨水利用の促進

雨水利用は、日常的には省資源、環境改善に、非常時には消火用水、トイレや雑用水等の生活用水として活用でき、また、大規模に実施すれば洪水対策や渇水対策にも効果が期待できる。このため、公共建築物や公園等で雨水の貯留、活用に努めるとともに、市民、事業者による雨水活用の促進を図る。

（２）災害時市民開放井戸登録制度の活用

市民、事業所、工場等が所有する井戸のうち、災害時に自主的に一般開放できる井戸を「災害時市民開放井戸」として登録するとともに周知を図るための掲示用表示板の配布を通じて、周辺住民の生活用水を確保するとともに、登録制度を通じて市民の防災意識の高揚を図る。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
災害時市民開放井戸の登録	500 箇所程度の登録を予定	随時追加	437 箇所（H22 年度末）

（３）美緑花神戸まちづくりの推進

自分たちの住むまちを自分たちの手で美しく、みどり豊かに彩ることは、生活にうるおいを与えるとともに、まちへの愛着を育て、自分たちのまちは自分たちで守るという防災意識の高揚にも寄与する。また、まちの美化、緑化そのものが防災上果たす意義も大きい。このため、平成 8 年 11 月に学識経験者、市民、事業者等からなる「美緑花神戸まちづくり懇話会」から出された提言を受け、地域の意志に基づくモデル地区を設定するなど、全市的な推進体制を確立し、市民運動として「美緑花神戸まちづくり」の推進に取り組む。

①まちの美化活動の推進

建物やサイン、広告などのルールづくりによる洗練された美しい景観づくりを誘導するとともに、クリーン作戦などによるごみのないきれいなまちづくりを推進する。

また、河川や海岸など、身近な水辺を守り、育てるための市民の活動を支援する。

②まちの緑化活動の推進

生垣化等による身近な緑化の促進、まちの美緑花ボランティアの活動支援など、身近なみどりを守り、育てる活動を支援する。また、地域でまとまった取組みを進めるため、まちの一定の区域で、7 割以上の住民の合意により、「緑と花の市民協定」を結んだところに苗木や草花、連絡金を助成する。さらに、「県民まちなみ緑化事業」による補助制度を活用し、地域の方々と協働で公園や空地の緑化、屋上緑化等を推進する。

③まちの飾花活動の推進

地域の住民団体が、公園や道路・広場などのまちかどを四季の花で飾る「市民花壇」、神戸市婦人団体協議会がフラワーベースを使ってまちかどを花で飾る「ハミング広場」、街のビューポイントとなる花壇に企業・事業者から協賛をいただいている「スポンサー花壇」などにより、市民・事業者との協働による彩りのあるまちづくりを進める。

（４）民有地緑化の推進

①戸建住宅の生垣化等の助成

震災後、市民の防災に対する関心が高まるなか、生垣等の緑は倒壊の危険がないことや防災機能等から見直されている。このため生垣化・壁面緑化等を推進し、地域で一体的に緑を取り入れたまちづくりを進めるため、戸建住宅の生垣化等に対して助成を行う。

②準公共的施設や工場・事業所の緑化・生垣化助成

民間病院、幼稚園、その他公益施設や工場・事業所など、公共性の高い民有地に対して苗木の助成を行い緑化を促進する。

（５）緑化重点地区の形成

神戸の目指す「緑生都市」をモデル的に具現化し、緑化意識の高揚を促すとともに神戸の骨格的なみどりの一部を構成するために、重点的に緑地の保全や緑化を行う「緑化重点地区」を市内11箇所に設定している。

地区の設定はまちづくりの顔となる地区や、古い開発により緑地が少ない区域で緑化を推進すべき地区､優良な緑地を保全育成する地区等を対象として設定し､公園や緑地の確保だけでなく、公共公益施設や民有地緑化も含めて、総合的・重点的に展開し、緑化重点地区の形成を目指す。

（６）市街地の緑地保全の推進

生物多様性の保全や低炭素まちづくりの視点から、市街地の緑地についても保全の重要性が高まる中、平成20年に「市街地における緑地の保全方針」を策定し、市街地やその周辺に残っている里山林や住宅周辺の緑など、貴重な市街地の緑の保全に取り組んでいる。

その具体的な施策として、平成22年度より「ふれあい市民緑地」制度を実施しており、緑地保全配慮地区の指定や景観緑地制度の実施に向けても検討を進めている。

第２節　区を中心とした安全で安心なまちづくり

神戸市民の安全の推進に関する条例では、区のそれぞれの特性を生かして安全なまちづくりを推進することとし、区ごとの計画の作成、区安全会議の開催などを規定している。

区が中心となって防災をはじめとした安全活動を行う圏域を区生活圏としており、この圏域では、区役所を中心として関係行政機関の連携を強化するとともに、日常的なまちづくり活動等を通じて培われる区民との連携のもとに、災害への円滑な対応を図ることとしている。

また、災害時には区役所等からなる「防災総合拠点」を中心に総合的な救援活動を展開する。

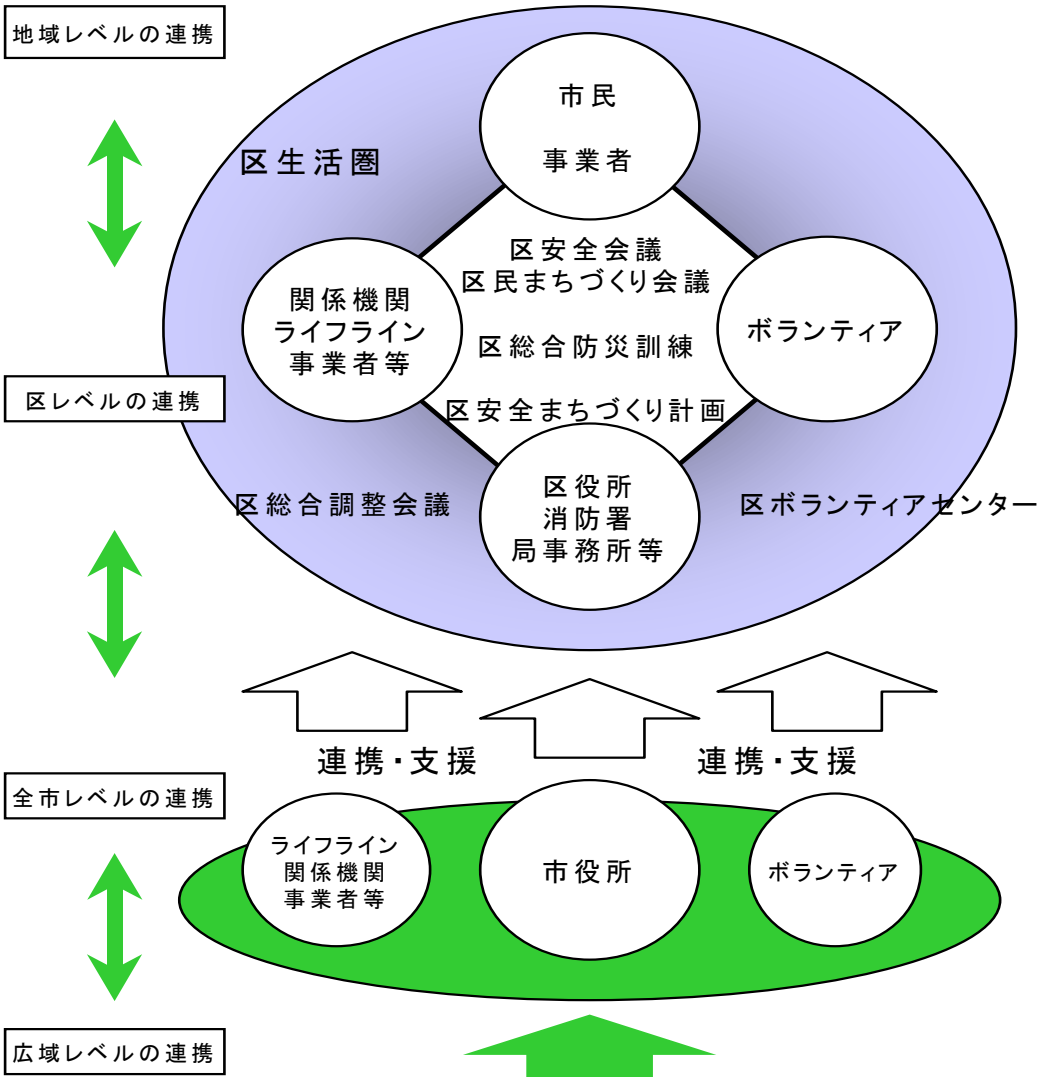

図　　区生活圏での連携のイメージ

災害時に関係機関との連携のもとに総合的な防災活動を展開するため、区役所の区災害対策本部としての機能を強化する。また、保健福祉部、建設局建設事務所、消防署等についてもそれぞれの分野における拠点としての機能を強化する。

区民センターや体育館等の施設については後方支援のためや避難状態の解消のために活用するなど、時系列的に変化するニーズに対応した活用が可能なように機能を強化する。

拠点となる施設については耐震性の向上と設備等の自立性の確保を図る。また、公園やオープンスペース等との一体的整備など、より効果的な拠点形成を進めるとともに、区役所を中心として、拠点間の円滑な連携を図る。

【防災総合拠点機能の概要】

機　　能	内　　容
○区災害対策本部機能	地域の防災総合指令センターとなる災害対策本部機能
○ボランティアセンター機能	平常時からボランティアとの連携を強化し、災害時はボランティアの受入、コーディネートを行うセンター機能
○情報収集発信機能	防災行政無線、防災携帯及び危機管理情報システム等による情報収集発信機能
○自立機能	自家発電機や太陽光発電、給水施設の２系統化での施設面の自立機能、災害対応に必要となる職員用の備蓄機能

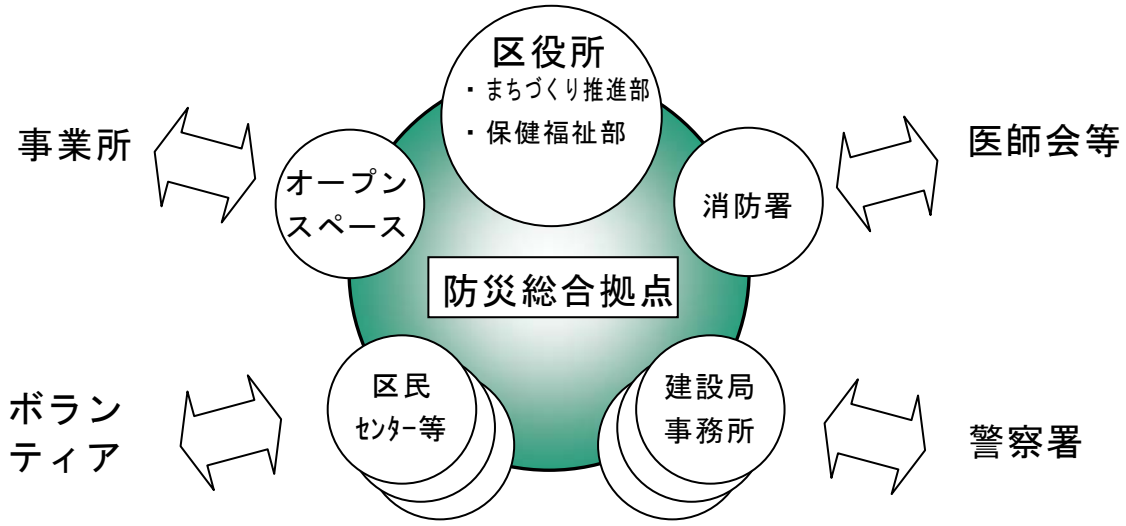

図　防災総合拠点のイメージ

1　区災害対策本部機能の強化

区には区役所本部をはじめ保健福祉部、建設事務所、消防署、警察署、災害時には市民に最も身近な行政機関が存在している。これらを生かし、地域の状況や特性に応じて的確かつ総合的に防災をはじめとした安全活動を展開する。また、関連機関との連絡を密に行い、日頃の活動を通じて連携を強化する。

このために区役所の権限・機能を強化し、区民とともにまちづくりを進めるための体制を整備する。

2　区を中心とした市民・事業者との連携

区では区安全会議、区民まちづくり会議や区の個性をのばすまちづくり事業等を通じて、区民や事業者とともに、区の特性を生かしたまちづくりが展開されている。このような場を活用し、非常時には市民や事業者と連携のとれた対応体制の構築をめざすとともに、区総合防災訓練などを通じて体制確認を図る。

（1）区安全会議

「神戸市民の安全の推進に関する条例」に基づき、市民にとって最も身近な行政単位である区を中心とした安全なまちづくりを推進する一環として、各区において「区安全会議」を開催する。区安全会議は、地域の安全について行政と市民、事業者が情報や意見を交換し、地域特性に応じた対応策について検討していくための場として設置される。構成員は区内行政機関、住民組織、事業者の代表者などである。

（2）区総合防災訓練

毎年、梅雨時期前もしくは防災の日前後に、区・地域住民・事業所等が連携し、各区の実情に合わせた防災訓練を実施する。多数の市民が参加できる訓練内容とし、自助・共助の重要性を確認する。

第３節　安全で安心なコミュニティづくり

１　防災福祉コミュニティの推進

震災では、ふれあいのまちづくり事業や住環境の改善、公園管理会の活動、美緑花神戸まちづくりなどの日常の自主的なまちづくり活動によって育まれた住民相互のつながりが、地域住民による初期消火、救出・救護、避難誘導などの応急活動を可能とした。

この教訓をもとに、自主防災推進協議会やふれあいのまちづくり協議会などの地域組織を母体として、既存の組織の連携により「防災福祉コミュニティ」の育成を図る。

さらに住民参加によるコミュニティでの安全マップづくり、安全計画づくりや防災訓練の実施などを通じ、地域の防災力の向上を図るとともにこれらの活動の支援策を充実する。

また、事業者と防災福祉コミュニティとの連携を促進するなど、地域での総合的な安全で安心なまちづくりシステムの構築をめざす。

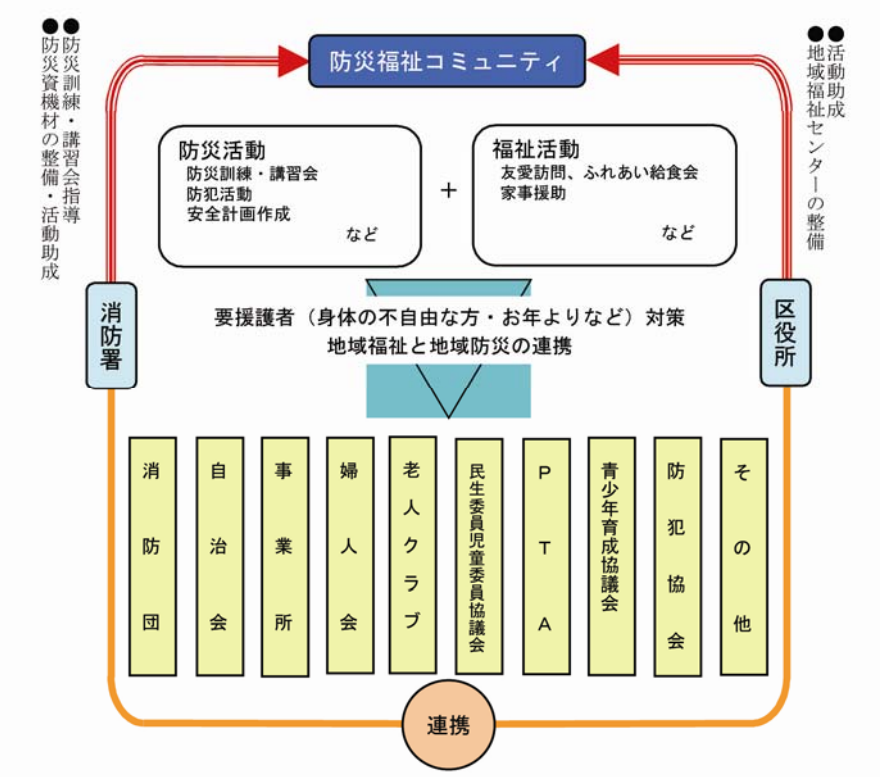

図　防災福祉コミュニティ　概念図

（１）防災福祉コミュニティ活動の充実支援

防災福祉コミュニティが、地域の特性に応じて様々な活動を円滑に実施するためには、技術的なアドバイスや情報、資機材等の提供が必要である。

防災福祉コミュニティの活動としては、単に防災訓練を実施するのみでなく、講習会、安全マップ、安全計画の作成などにより安全まちづくりへの発展を目指すとともに、必要に応じて地域の事業者との応援協定の締結などを進めるなど、継続して実施できるしくみづくりを推進するとともに、コミュニティ間のネットワークづくりに取り組む。

さらには、災害対応を行う消防職員が 191 の各防災福祉コミュニティを担当する「消防係員地区担当制」では、地域と直に触れ合い、地域の意見や要望を聞きながら、訓練指導や防災情報の提供を行うなど、地域に根付いたきめ細やかな支援を実施していく。

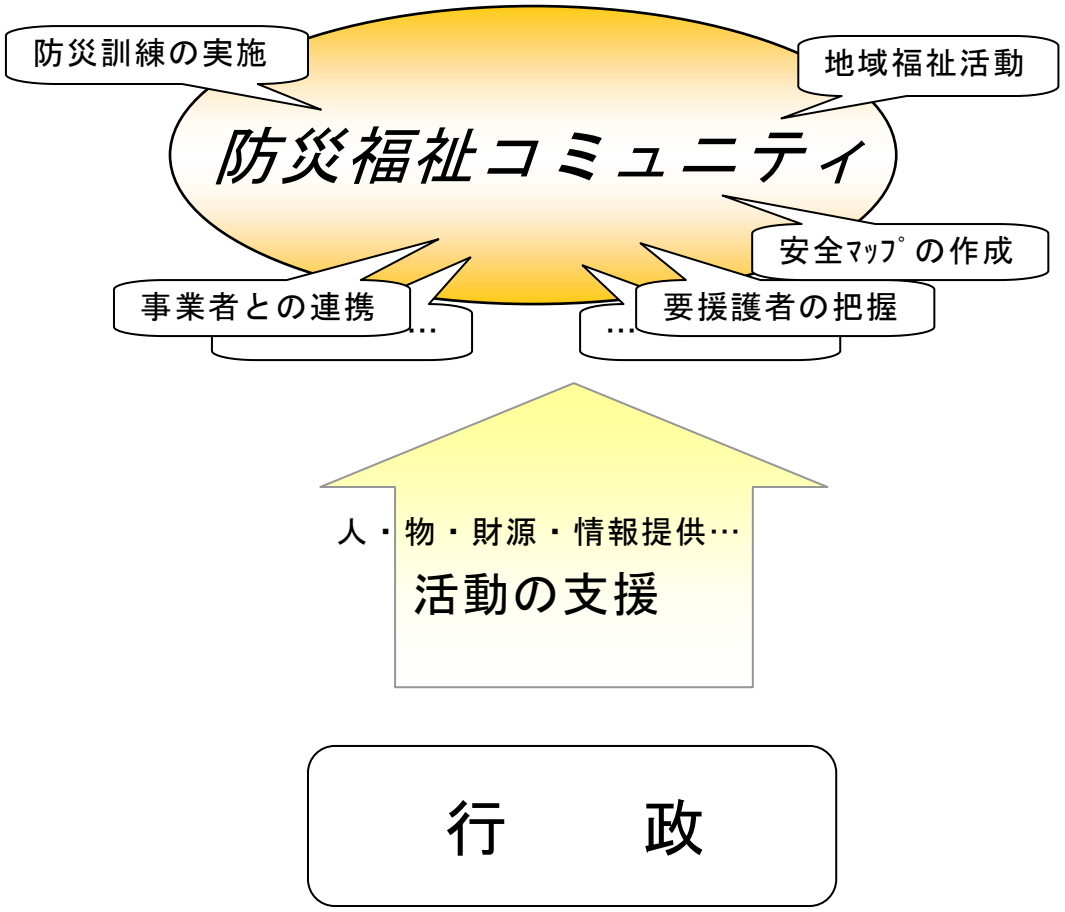

図　防災福祉コミュニティの活動・支援のイメージ

①防災活動助成金等の交付

防災福祉コミュニティ結成時、あるいはその後の活動運営に必要な経費および地域の特性に応じた活動や他では行われていない先駆的な活動等に必要な経費を限度額の範囲内で助成する。

②市民防災リーダー研修の実施

30～50 世帯に 1 人をめやすとして、災害時に自主的に地域の先頭に立って活躍するリーダーを育成するため、研修を実施する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
市民防災リーダー数	30～50世帯に1人	700 人／年 累計　13,000人	9,785人 （H22年度末）

③消防係員地区担当制

消防係員が担当する 191 の各コミュニティに対して、訓練指導や防災情報の提供などきめ細かな活動支援を行う。

④推進ビデオの貸出し、活動事例集の効果的な活用

防災福祉コミュニティ推進のためのビデオを貸し出すとともに、防災福祉コミュニティ育成のための活動事例集を配布する。

⑤防災福祉コミュニティのネットワークづくり

市民（特に若い世代）、事業所など様々な主体が地域の防災活動に参加しやすい環境づくりを促進することで、それぞれの団体の連携を図り、地域活動の活性化につなげる。

⑥ふれあいのまちづくりとの連携

市内小学校区に整備している地域福祉センターを活用し、ふれあいのまちづくり協議会が実施する地域福祉活動への支援を行い、地域社会における各種の福祉活動、交流活動を進める。

a)地域福祉センターの管理運営

全小学校区に整備している地域福祉センターを活用し、ふれあいのまちづくり協議会による主体的な管理運営を支援する。

b)管理ボランティア経費助成

開館に伴うふれあいのまちづくり協議会への助成を行う。

c)友愛訪問活動・給食サービス活動助成

65 才以上のひとりぐらし老人等への友愛訪問、給食サービスに対する助成を行う。

d)ふれあいのまちづくり助成

ふれあいのまちづくり協議会における地域福祉活動メニュー及び地域特性を活かした先駆的な活動への助成を行う。

2　多様な地域活動の支援

自治会、婦人会、ＰＴＡ、老人クラブ、子供会等の活動を支援し、その中で防災意識・知識の普及、防災訓練の実施等を促進する。

（１）地域活動の振興

①地域コミュニティ基礎講座

自治組織の健全な発展を促進するため、自治組織の新任役員を対象に、地域活動の基礎的な知識について学ぶ講座を開催する。

②パートナーシップ活動助成

市民団体・地域団体が自ら企画・提案し、実施する既存の支援制度では実現できない初動期の活動を支援する。

③地域での提案型活動助成

地域での課題の解決のために、区民自らが企画・提案し、実施する活動に対して、経費の一部を助成する。

④まちづくり活動の助成

住民等の自主的なまちづくり活動を支援するため、活動費の一部を助成する。

⑤まちづくりコンサルタント等派遣事業

地域の団体やグループによるまちづくり活動を支援するため、専門家を派遣する。

（２）活動拠点の確保支援

地域集会施設の整備や学校施設開放等を通じて活動の場づくりを支援し、日常的に育まれた連携のもとに災害時に身近な地域での活動の拠点としての活用を促進する。

①地域集会所新築等助成

地域コミュニティ及び地域活動を推進するため、拠点施設として地域集会所を整備する自治組織に対して整備費の助成を行う。

３　企業・事業所等の誘導

災害に強いまちづくりを実現するためには、行政や地域の努力に加えて、企業との連携が必要である。阪神・淡路大震災において、救援物資の運営や被災者対応の窓口などにおいても企業の応援をいただいた。また、平成 17 年のＪＲ福知山線の事故において、事故現場近くの企業、住民が救助活動にあたったことは記憶に新しい。

一方、企業自体の災害対応力の向上も、また求められるところである。世界的にも、日本には自然災害が多いことが懸念材料とされており、経済活動への影響を常に最小限にすることが求められている。阪神・淡路大震災から早期に活動を再開した事業者もいることは、神戸にとって、大きな財産となっている。

（１）企業・事業所等の連携

阪神・淡路大震災を乗り越えてきた神戸の企業・事業所等には、既に地域活動に積極的に参加し、地域と一体になって安全・安心なまちづくりに取り組んでいる企業や、震災の経験を活かして、災害に備えているところがある。今後は、一層の取組みを、各種団体の協力も得ながら推進していく必要がある。

①神戸安全ネット会議

震災後、市民・事業者・市の協働により進めてきた「安全で安心なまちづくり」について、さらに踏み込んで、地震津波対策・感染症対策その他様々な危機への対応に要される危機管理能力の向上を図るため、産・官・学の協働による危機管理研究会「神戸安全ネット会議」に参画し、市民の安全や震災の風化防止の有用な方策の構築を図る。

②ＢＣＰの推進

災害時に事業と継続するためのＢＣＰの策定等について、東日本大震災での対応状況も踏まえながら神戸安全ネット会議の活動を通して神戸の事業者に啓発等情報提供を行う。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
ＢＣＰの啓発		H18 年度～ 神戸安全ネット会議における講演会などの実施	H17 年度地域防災シンポジウム in 神戸にて BCP をテーマとした。

第４節　防犯まちづくりの推進

神戸市においても全国同様、近年の経済不況、都市化や国際化の進展等の急激な経済社会情勢の変化、さらには地域社会が有していた連帯感や社会規範などの安全機能の低下などにより犯罪が多発状況にある。犯罪のない安全で安心なまちづくりは、市民生活の礎であり、神戸の将来において求められる重要な課題である。

防犯については、これまでの警察による犯罪者の検挙に加えて、今後は、「犯罪する機会を減らす」という予防対策が必要である。

市では、犯罪のない安全で安心なまちづくりのためには、地域が「地域の安全は地域で守る」という意識を持ち、地域力を高めることが重要であると考え、その備えの充実を図る支援を推進していく。

施策の推進にあたっては、「被害者をつくらない」及び「加害者をつくらない」という２つの視点に立ち、４つのテーマ（意識づくり・人づくり・環境づくり・ネットワークづくり）が網羅され、これらが有機的に結びつき、総合的に「防犯まちづくり」が推進されるよう努める。

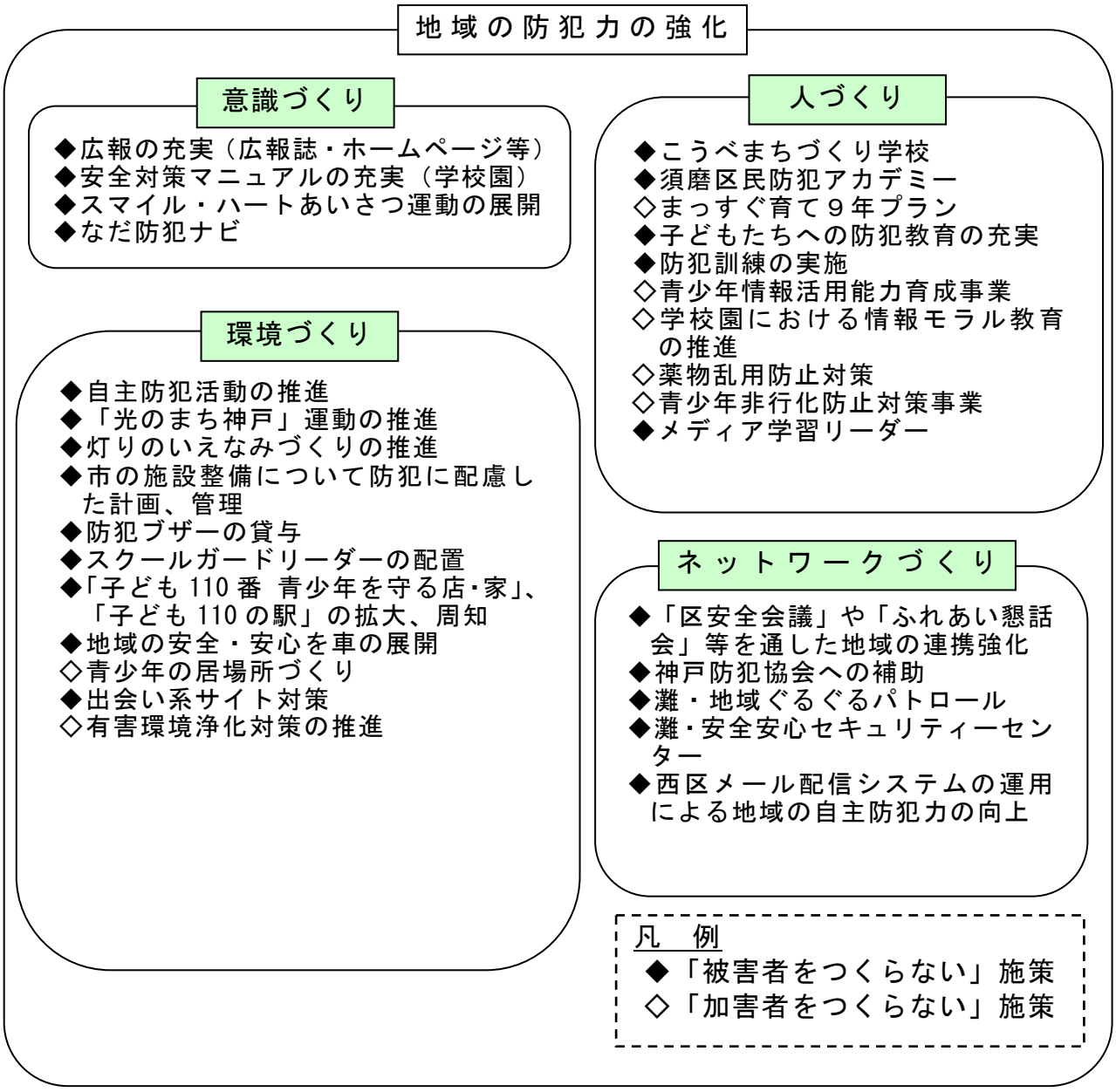

第１項　防犯まちづくり支援事業の展開

犯罪のない安全で安心なまちづくりのための基本となる考え方は「地域の安全は地域で守る」ということであり、市民自らが安全活動を行い、地域力を高めることが重要である。そのために、市がこれらの活動に対して支援を行っていくとともに、市民の防犯意識の向上を図るための広報、啓発などを行う。

１　自主防犯活動の推進

地域における犯罪を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを進めるためには、防犯パトロールのみならず、落書き消し等の美化活動等、地域の自主的な活動が重要であり、これらの活動が活性化、また継続されるよう支援を行う。

２　犯罪の発生しにくい「すまい・まち」づくりの推進

犯罪を防止するためには、犯罪の起こりにくい都市環境づくりも有効である。犯罪する機会そのものを減少させるために犯罪しにくい環境づくりについて支援を行い、犯罪の発生しにくい「すまい・まち」づくりを推進する。

（１）「光のまち神戸」運動の推進

夜間における通行の安全と犯罪の防止を目的に、明るく住みよいまちづくりに向けて市民からの要望も踏まえながら街灯の増設及び照度アップを行う。また、地域住民組織が設置・維持する街灯について、その経費助成を行うことにより、「光のまち神戸」運動を推進する。

（２）灯かりのいえなみづくりの推進

「灯かりのいえなみづくり」とは、地域が自主的に夜間照明についてルールをつくり、それを守ることにより、まちを明るくし夜間における犯罪を防止する取組みである。まちを明るくすることによる防犯効果は大きく、また市民の意識啓発にもつながり、さらなる犯罪の抑止が期待されることから、この取組みの推進を図る。



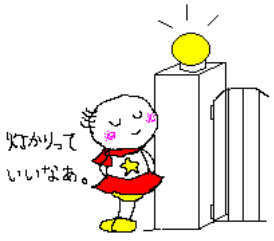

図　灯りのいえなみづくり啓発パンフレット

（３）建築物の防犯対策の推進

犯罪に狙われにくいすまいづくりのために、市民自らがすまいの防犯対策に取り組もうとする意識の普及啓発を図る。また、市が行う公園等の整備において防犯に配慮した計画・管理を行い、公共施設の防犯対策を推進する。

①すまいの防犯対策に関する情報提供など

警察や神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）と連携し、住まいの防犯対策に関する情報提供や、セミナー等による防犯意識の普及啓発に努め、防犯性の高い良質な住宅ストックの形成を支援する。

②市の施設整備について防犯に配慮した計画・管理

市の整備する道路、公園、駐車場、建築物等の施設について、防犯設備の整備や死角の除去等、防犯に配慮した計画・管理の推進を図る。

３　防犯意識の啓発・人材育成

個人としての犯罪被害の防止、地域における自主防犯活動の機運の高揚や活動の継続化のためにも、市民一人ひとりの防犯意識の向上が不可欠である。さらには、防犯活動を実施する際に中心的な役割を担う人材がいることも活動を推進するために重要な要素となる。そのために、市では、様々な媒体による広報活動を行うとともに、防犯に関する講座の開催等を通して人材の育成を図る。

（１）市民講座による人材育成

防犯に関する講座を開催し、犯罪発生状況等の犯罪に関する情報や防犯活動のノウハウ等を提供することにより地域の自主防犯活動を担う人材の育成を図る。

①こうべまちづくり学校

専門的知識を習得する講演会形式の講座と安全で安心なまちづくりを進めるための手法を身につける実践型の講座を通して、防犯の知識とノウハウを学ぶことにより地域の自主防犯活動を担う人材の育成を図る。

②須磨区民防犯アカデミー

犯罪発生状況や犯罪発生場所等の犯罪に関する情報や防犯活動のノウハウ、先進的取組み事例等の紹介の他、護身術の実技等を学ぶ講座を通して、地域の自主防犯活動を実施する際の中心的な役割を担うリーダーの育成を図る。

（２）広報の充実

防犯意識の向上のため、本市の防犯施策の窓口や犯罪の手口、防犯手法等を掲載した神戸市防犯ガイドを発行したり、ホームページ等で公開することで、防犯に関する知識の市民等への普及を図る。

第２項　地域における連携の強化

市内の各地域において様々な地域組織等により各種の防犯活動が実施されているが、さらなる活性化や取組みの継続化の他、より効率的で効果的な防犯活動とするため、地域間や地域組織と事業者等の交流を促進し、地域の特性に応じた連携の推進・強化策を展開する。

具体的には、地域における犯罪のない安全で安心なまちづくりをより強固なものとするために、地域を構成する地域組織、警察、事業者等のネットワークづくりを支援する他、綿密な意見や情報の交換できる「場」や「情報ネットワーク」を設けることで、一体となった防犯活動の実施等、連携の強化を図る。

（１）「区安全会議」や「ふれあい懇話会」などを通した地域の連携強化

安全で安心なまちづくりに関連する区内の地域組織、事業者、行政等により構成される「区安全会議」や、中学校区ごとに組織され、各学校長、教師、保護者、地域組織等で構成される「ふれあい懇話会」等の多くの団体が集まる場を利用して、地域の連携を図り、防犯対策を推進する。

（２）神戸防犯協会への補助

「地域安全ニュース」等を通した防犯意識の啓発、情報提供の他、地域組織と連携した「防犯パトロール」や「街頭キャンペーン」等を実施する神戸防犯協会に対して活動資金を補助することにより、地域の連携強化を推進する。

（３）西区メール配信システムの運用による地域の自主防犯力の向上

引ったくりや痴漢といった犯罪情報や火災情報など安全安心に関する情報を、電子メールを通じて多くの区民に提供し、青色パトロールカーの活用や門灯点灯の推進、声かけをはじめとする見守り活動などに役立てることで地域における自主防犯活動を促進する。

（４）各区の取り組み

①灘・地域ぐるぐるパトロール

地域を熟知している電気・水道・ガスメーター検針員や、新聞・郵便・飲料の配達員など 471 名の協力の下、地域を巡回中に事件・犯罪や不審者(車)に遭遇した場合に 110 番通報する等の協力をいただくもので、平成 19 年 12 月に発足した。これまでの「地域ボランティア」と異なり、「活動エリア」が生活道路を中心として路地裏まで広範囲に及び、「活動時間」も早朝から夜間まで長時間にわたる。平成 22 年４月からは、クリーニング・デイケアサービス等の新業種、更に、宅配飲食業、不動産業なども加わり、協力者は、1000 名近くになる。防犯ボランティアの高齢化や後継者不足が言われる中、これまでとは違う新しいスタイルの防犯活動として、地域の「防犯力アップ」に貢献している。

②なだ防犯ナビ

灘区内の防犯に関する情報を提供するホームページで、犯罪・事件の多発・複雑化と地域防犯の担い手の高齢化等を受け、地域の防犯意識を高めることを目的に、平成 18 年７月に立ち上げられた。「ひょうご防犯ネット」や、灘警察から提供された事件・犯罪情報，統計情報を小学校区ごとに分類して表示するとともに、「子ども 110 番の店・家」の所在地や、また、地域団体・グループの防犯活動など、幅広い「安全安心」の情報を公開している。

③灘・安全安心セキュリティーセンター

灘区で取り組んでいる「地域ぐるぐるパトロール」や、「なだ防犯ナビ」とともに地域の防犯力を高めることを目的とするもので、区内の防犯ボランテイア団体・グループの情報交換、交流の場として設置された。防犯関係のチラシ・リーフレットや、30 冊を超える防犯関係の専門図書を配置し、閲覧もできる。また、少人数のミーティングスペースもあり、防犯活動の拠点として一定の役割を果たしている。

④地域住民による自主的防犯活動の支援（兵庫区）

区内各地で立ち番や見守りパトロールなど､自主的な活動を展開する見守り実施団体に対し、その活動資材を提供すると共に、人材育成のための講演会・講習会を開催する。

また、小学校での「地域安全マップ活動」を通じ、児童の危機回避能力の向上を目指すと共に、地域における活動推進者を育成する。

⑤西区安全安心まちづくり協定の締結

４つの大規模工業団地が立地するなど、事業所が多いという区の特性を活かして、区内の事業所と「西区安全安心まちづくり協定」を締結し、区民・事業所・行政の三者が協働で防犯活動や交通安全の意識啓発活動などを実施し、安全で安心なまちづくりを進める。

第３項　子どもの安全確保

今日、我が国の社会は変革期を迎え、青少年をとりまく教育環境も急激に変化しており、少子高齢化、核家族化、高度情報化、都市化の進展等、社会の変化への対応が急務となっている。

こうしたことから、犯罪のない安全で安心なまちづくりのため、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携して、青少年の健全育成を図る必要がある。

１　学校園の安全対策

神戸市では３本の柱を定め、学校園の安全対策に取り組んでいる。

・教職員や児童生徒の緊急時における対応能力の向上
・学校園の不審者侵入対策設備等の整備
・保護者・地域住民及び関係機関と連携した地域ぐるみの安全対策の推進

（１）教職員や児童生徒の緊急時における対応能力の向上

①各学校における安全対策マニュアルの作成

各学校における児童生徒の安全管理についての対応例（平成 17 年６月学校園宛通知）に基づき、各学校における安全対応マニュアルを作成している。

②校内外の安全対策

・児童生徒の集団等下校の実施
・教職員及び保護者や地域住民の協力を得ながらの登下校時の立ち番・巡回等
・教職員及び保護者や地域住民の協力を得ながらの校園内巡視・受付場所の設定・名札等の着用による校内侵入対策
・校内侵入等の緊急事態発生時の校内体制の確立、連絡手順・役割分担の確認
・教職員の防犯訓練

③防犯ブザーの貸与

・小学校へ入学する新１年生を対象に防犯ブザーの貸与を行う。

④子どもたちへの防犯教育の充実

安全・防犯意識の向上を目的として全小学校で実施する。

・校外での安全指導の充実（登下校時や外出時の注意事項、不審者への対応法）
・小学校での安全マップの作成
・「こども 110 番の店・家」確認活動の徹底

⑤防犯訓練の実施

校内侵入及び不審者との遭遇等に対応した防犯訓練を実施する。

⑥不審者情報伝達システム

校外での緊急時の情報を早期に伝達する連絡システムの整備及びその運用の徹底を図る。

（２）保護者・地域住民及び関係機関と連携した地域ぐるみの安全対策の推進

ＰＴＡや青少年育成協議会・地域団体による「あいさつ運動」や登下校時の通学路・校門付近の立ち番等が展開されている。また、保護者・地域との連携による学校内外の見守り活動については、いくつかの学校や地域において先駆的な取組がある。

①「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」

・防犯の専門家（スクールガードリーダー）による防犯講習会（防犯教室とパトロール活動）、小学校への巡回指導と評価、防犯訓練、「学校の安全管理研修」などの実施。
・モデル地域での学校安全の実践的な取組などを通じ、地域ぐるみで子ども達の安全確保を図るための体制作りと人材の育成に取り組んでいく。

②ふれあい懇話会を活用した安全対策

中学校と校区内小学校で組織している「ふれあい懇話会」では，平成 17 年度から警察・防犯協会・区役所などと連携を深め、スクールガード・リーダーを活用した防犯活動にも取組み、学校・家庭・地域の連携を図りながら取組を進めていく。

③区役所、警察との連携

地域団体の最も身近な行政組織である区役所とも連携しながら､｢区安全会議｣などを通じて、子どもの安全対策等について協力・連携を図る。また、所轄警察署が開催する「児童等の安全対策に係る会議」などを通して相互の情報交換を図る。

2　青少年の健全育成

発達段階にある青少年は、人格形成の上で周辺の生活環境の影響を強く受けるため、子どもを取り巻く地域環境の整備等、青少年の健やかな成長を目的とした取組みを推進する。

（1）地域環境の整備

異世代間交流の機会の提供や子どもたちを見守り育てるという視点から、家庭、地域、行政等が連携して「子どもの心がやすらぎ、安心して過ごせる」地域づくりを推進する。

①「こども 110 番　青少年を守る店・守る家」との連携

地域による子どもの見守りの輪を広げるため､｢こども 110 番　青少年を守る店・守る家」の運動を支援するとともに、その効果をより高めるために、地域、学校等の協働による「こども 110 番　青少年を守る店・守る家」を確認するウォークラリーや安全マップの作成等により周知を図る。また、兵庫県警察の「ひょうご防犯ネット」の情報をもとに、地域で発生した犯罪などの情報を書いた掲示板と黄色い旗（イエローフラッグ）を掲出し、地域に注意喚起を行う「地域みはり番（イエローフラッグ）制度」も展開していく。

②「地域の安全・安心を守る車」の拡大・周知

子どもはもとより地域の安全･安心を守るため､｢こども 110 番　青少年を守る車」等の地域の安全・安心を守る車について、民間事業者等に働きかけることによりさらなる展開を図り、地域見守り体制の強化や安全・安心の啓発に努める。

③「スマイルハートあいさつ運動」の展開

子どもの安全・安心に対する地域の機運を高め、地域の方々と子どもとの交流や地域での子どもの見守りを推進し、良好なコミュニティづくりを図るため、スマイルハートあいさつ運動を支援し、拡大する。

④青少年の居場所づくりの推進

青少年が家庭や学校以外での自主的な活動を通じて、夢や希望にチャレンジするとともに、仲間づくりや異世代交流を安心して行うことのできるよう、空間及び機会の両面から、青少年の居場所づくりを推進する。また、地域団体による身近な所での居場所づくりへの取り組みに対し、財政面、人材育成の両面から支援する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
「こども 110 番　青少年を守る店・守る家」との連携	「青少年を守る店・守る家」運動を支援し拡大を図ると共に、子どもたちに場所の周知を図る	「こども 110 番　青少年を守る店・守る家」を知っている割合 【努力目標値】 小 5：65.0% 中 2：45.0%	「こども 110 番　青少年を守る店・守る家」登録数 21,013 軒(H22.7 月末)
「地域の安全･安心を守る車」の拡大・周知	引き続き新たな事業者の協力を求める	引き続き推進	4,540 台(H22.9 月末)
「スマイハートあいさつ運動」の展開	運動の輪を全市に広げていく	各地域や学校のあいさつ運動を広げ、地域全体で子どもたちを守り育てる機運を高める	年間を通じて、青少年育成市民運動を展開
青少年の居場所づくりの推進	(1) 中高生の活動拠点を整備 (2) 地域づくりによる青少年の居場所づくり	(1)H23.6 月北神区民センター内に開設 (2) 地域の青少年団体等による事業に対して助成	(1)各区 1 ヶ所、既存施設等を活用して 9 ヶ所において整備済み (2)H22 年度 事業認定　32 団体

（２）ネット社会・ケータイ社会への対応

青少年自身が氾濫する情報を主体的、合理的に選択・判断する能力（メディアリテラシー）を身につけ、有効に活用する能力を養うとともに、情報化社会への対応のあり方等について保護者等へ啓発を図る。

①青少年情報活用能力育成事業

中高生と保護者、青少年育成者がメディアや出会い系サイトについて話し合う「メディアに関するセミナー」の開催を支援する。

②メディア学習リーダー

地域での学習会や啓発活動をより充実させるための推進者として「メディア学習リーダー」を各区の地区青少年育成協議会内に養成（各区内に２名程度）し、地域におけるメディア学習会や啓発活動を支援する。

③学校園における情報モラル教育の推進

教育の情報化施策の主眼を環境整備のハード中心から、ＩＣＴを活用した授業の実践方法の向上と普及をはじめとして、情報モラルの向上、セキュリティ対策などのソフト中心施策に移行する。今後、ケータイ機器等を使用する児童生徒の安全保護施策にかかる教育の推進と、学校園の個人情報保護施策（情報セキュリティ対策基準）の周知、情報モラル教育の実施を目指す。

（３）有害環境の浄化と非行・問題行動の防止

青少年の健全育成を阻む、また非行の誘発が憂慮される有害な環境の浄化に努めるとともに、薬物乱用や性の逸脱行為等の問題行動の防止に取り組む。

①有害環境浄化対策の推進

青少年を取り巻く有害環境と浄化するための啓発と実践活動を強化し、地域ぐるみの運動を展開する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
有害環境浄化対策の推進	地域で実施しているパトロール等を関係機関と連携して支援していく	「青少年育成市民運動強調期間」を設定して、地域ぐるみの市民運動を展開する	夏季(7/15～8/31) 冬季(12/15～1/15) 春季(3/15～4/15)

②薬物乱用防止対策

覚せい剤、シンナー等薬物の乱用は、青少年等への浸透がみられるとともに、乱用者による凶悪な犯罪が発生するなど、薬物乱用は深刻な社会問題となっている。このような状況に対応するため、広報・啓発活動を主として、関係機関、住民地区組織と連携のもと、各種薬物乱用防止対策事業を実施する。

事　業　名	H23－27 年度	実績等（22 年度）
①神戸市薬物等乱用対策本部推進会議の開催	引き続き推進	神戸市薬物等乱用対策本部推進会議 （22 年 7 月 15 日）
②「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等キャンペーンの実施（街頭キャンペーン、住民大会）	〃	啓発用横断幕の掲出､神戸まつりでの啓発等
③不正大麻・けし撲滅運動の実施 (5/1～6/30)	〃	さんちかギャラリーにポスターを掲出等
④薬物乱用防止運動強化月間の設定(10､11 月)	〃	さんちかギャラリーに「啓発タペストリー」を展示等
⑤薬物等乱用相談窓口の設置	〃	区役所及び保健所で相談受付
⑥学校や地域における薬物乱用防止講習会の実施	〃	小・中･高校・大学や出前トーク等で啓発
⑦薬物等乱用防止対策地区組織活動のサポート	〃	啓発資材の提供等
⑧学生のヘルスケアを推進するネットワークづくり	〃	センター街での啓発パレード、さんちかでの街頭啓発

第５節　多様化する危機事象への対応

１　放火防止対策

毎年の火災原因のトップである、放火火災の防止のため、市民、事業者、消防局・消防団をはじめとした行政関係機関が協働し安全で安心して暮らせるまちづくりを進め、そのための取組みを市民運動として展開していく。

（１）市民による取組み

①放火されない環境づくり

放火犯は機会犯が多いことから、建物内外に可燃物を放置しないことで放火を防止するための環境づくりを進める。

②コミュニティの育成

イベントの実施や「声かけ運動」等による地域コミュニティ意識の連携を深めて、地域の見守り、コミュニティを活性化する。

③放火発生危険個所の排除

・防火パトロールの実施

定期的に夜間パトロールを実施して、放火犯に警戒心を与え、地域住民が安心感を共有できるコミュニティづくりを進める。

・安全で住み良いまちの診断

放火が多発した地域に対して「放火火災防止戦略プラン」に基づき地域の危険度を住民自らが評価し、判定結果に基づいた放火されにくい環境づくりを推進する。

④ハード面の整備

・門灯、センサーライト等の普及促進

建物周辺を明るくし、監視性を高めて放火されない環境をつくるため、センサーライト等防犯機器の普及促進を図る。

（２）事業者による取組み

・社員、テナント関係者等に対する放火防止意識の周知・啓発
・共用部分やバックヤードに放置されている可燃物の安全管理と保管場所の施錠
・建物外周部の不燃化及び可燃物の整理並びに外部侵入者の防止
・死角となりやすい廊下、階段室、便所等の共用部分の可燃物の整理整頓や除去
・物置、空き室、雑品倉庫等の施錠管理
・監視カメラ等の設置による監視体制、死角となる場所の随意の巡視警戒
・安全なゴミ集積場所の確保

（３）被害軽減のための社会システムの活用

放火は監視性が低くなる夜間から未明にかけて多く発生する傾向がある。新聞販売店、タクシー会社、コンビニエンスストア等と連携し、早期発見、早期通報体制の確立を図る。

（４）消防局、消防団による取組み

①放火火災防止広報の実施

・自治会等への地元組織への広報
・事業所、学校等への広報
　防火査察や訓練指導の際に放火防止を呼びかけていく。また、学校における訓練指導時に火遊び防止を指導する。
・多様な媒体による広報
　ダイヤル 119（ラジオ関西）、生活あんぜんあんしん情報誌「雪」、ホームページ等で広報する。

②放火火災発生危険個所の排除
・放火マップの作成
　各区の放火状況「放火マップ」としてホームページに掲載し、情報提供を行う。
・パトロールの実施
　定期的な夜間パトロールを実施して、屋外の可燃物や荒ゴミ等放置可燃物の状況を把握し、地区自治会、関係部局と関係を密にして放火防止にあたる。

③パトロールの強化
　年末警戒や火災注意報等発令時に行っているパトロールに加え、災害現場引揚時等にも消防車両の赤色灯を点灯して走るなど、地域の監視効果を高める。

④放火火災防災対策等の要望
　住宅関係の公的機関等に対し、住宅に付属する駐輪場、ごみステーション等にセンサー付ライト、炎感知等の放火火災防止対策用機器の設置推進を要望し、関係機関・関係団体等に防炎カバーの普及促進、ごみ集積場や公園の放火対策等について要望する。

2　交通安全対策に関する取り組み

交通安全対策を総合的かつ効果的に推進するため、交通安全対策基本法が制定され、これに基づき神戸市交通安全計画を策定し、国、県、市、関係団体等において対策を強力に推進してきている。
・神戸市交通安全実施計画の作成
　神戸市交通安全計画に基づき、年度ごとに市が講ずるべき交通安全施策の概要をとりまとめる。
・神戸市交通安全市民運動実施要綱の作成
　交通安全対策推進協議会（市・県警・関係機関・市民団体・報道機関等で構成）において、年度ごとに交通安全思想の高揚を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故のない「安全で安心なまちづくり」を実現するため、市民・事業者と関係機関や行政が施策、推進事項などを定める。

3　消費者の安全・安心の確保

安全安心をはじめとする消費者利益の確保は、消費者行政における基本的かつ最も重要な要請事項であり、常に施策の基本となるものである。この施策の具体化として、条例の遵守を確保するための表示・取引・包装の適正化や適正計量取引の確保、食品やすまいの安全性確保への取組み等、

これまで庁内が連携して神戸市全体で実施してきた消費者行政を、消費者の安全をまもるために情報の一元化を図ろうとする消費者安全法の趣旨を踏まえて、引き続き強力に推進していく。また、物価の高騰や震災等の緊急時においては、生活必需物資の必要量を確保することが重要である。このため、事業者等との協定を活かした物資供給などの連携とともに、消費者の不安をできるかぎり解消していくための情報提供に努める。

（１）条例の遵守の確保

【重点的な対策】＊条例の実効性を確保するための調査・啓発等の実施

消費者の権利を定める条例の実効性を担保するための監視とともに、調査や事業者への啓発等を行う。

（２）悪質事業者対策

【重点的な対策】＊国・兵庫県・警察との連携強化
＊広域的消費者被害対応の積極的推進
＊事業者・事業者団体を通じた効果的な情報提供の実施
＊消費者への啓発の強化

悪質事業者対策としては、特定商取引法上の権限を有している国や兵庫県、また、警察等との連携を速やかに行う。

また、同じ手口や同じ事業者による広域的な被害が発生する事例の場合には、近隣自治体と情報を共有し、連携して対応する必要があるので、広域的な連携を強化していく。

消費者に対しては、多くの機会をとらえて情報提供等に努める。また、事業者に対してこれまで以上に消費者志向経営が求められる今日、消費者志向経営に取り組む「良質な」事業者については、支援していくことが社会的にもメリットがあるので、ＰＲの仕方を工夫するなど、事業者や事業者団体を通じた情報提供の充実も図っていく。

また、消費者個人への啓発の強化だけでなく、地域全体による悪質商法追放の雰囲気づくりも必要となる。そのため、地域へも被害情報等の提供を行うとともに、地域からの情報が神戸市に入ってくるよう、地域との連携をより密にし、消費者への啓発を強化する。

（３）物価の安定および災害時の緊急時における取組み

【重点的な対策】＊不測の事態に備えた事業者や事業者団体との連携，継続的な価格監視の実施
＊消費者の不安解消のための正確で迅速な情報提供の充実

災害等の緊急時における取組みとして、必要な生活必需物資を確保し、消費者に対しできるだけ安定的に供給されるように、事業者や事業者団体との連携・協力体制を確立・維持していく。また、平常時から物価動向の把握のために、継続的な価格監視を行う。

物価高騰時や災害等の緊急時においては、混乱を引き起こさないために、消費者の不安をできるかぎり解消するよう、正確で迅速な情報提供を行う。

（４）消費者事故情報の収集・通知

【重点的な対策】＊食品・製品・住宅・サービス等に関する安全・安心情報の提供の充実
＊庁内を含む関係行政機関との連携の強化

消費者被害の特徴の一つは、その被害の原因となる事柄の多様性である。食品・製品・住宅・サービス等は、人のくらし全般にわたるため、行政においても、それらを所管するところは様々な機関・部署にまたがっている。その中でも、市民である消費者にとって一番身近な存在である神戸市においては、消費者が被る各種の消費者被害について、情報を入手したり、相談できる窓

口・部署が神戸市生活情報センターをはじめ多数存在する。これらをはじめ関係行政機関との連携をこれまでよりさらに強化していく。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考（実績等）
消費者事故情報の収集・通知		神戸市に寄せられた、消費者事故に関する情報について、消費者安全法に基づき、重大事故については迅速に消費者庁に通知するとともに、庁内において、事故情報を共有して連携を強化する。	（消費者庁等への通知件数） 21 年度（9 件） 22 年度（7 件）

4　アスベスト対策

アスベストモニタリング調査の測定地点の増強、解体時の立入検査など監視体制を強化するとともに、全市有施設の使用実態を改めて調査し、吹付けアスベストの除去など必要な措置を早急に講じる。また、市民の健康に関する相談に適切に対応し、健康被害に関する救済措置の確立について国に対し要望する。

（1）アスベスト濃度分析・監視

大気中のアスベストモニタリング調査について、市内９ヶ所で実施するとともに、建物解体時のアスベスト飛散防止対策の指導を徹底し、対策の効果を確認するため、周辺環境濃度の測定等を実施する。

（2）公共施設のアスベスト対策

市の保有する全ての施設（約 3,800 施設）についてアスベストを含む吹き付け材等の使用状況を調査し、露出している吹き付けアスベストについては平成 22 年度で対策を終えた。

今後は、改修工事等に伴い隠ぺい部分から吹き付けアスベストが発見された場合は、関係法令等に基づき除去等の適切な措置を行う。

（3）民間建築物アスベスト対策支援

市内すべての民間建築物を対象に、飛散性の高い吹付けアスベストの分析費用の全額（限度額あり）を補助する。

また、多数の者が利用する民間建築物について、飛散性アスベスト除去等の改修を行う者に、工事費用の一部を補助する。

第５章　安全で安心なまちづくりに関する意識の普及・啓発と人材の育成

第５章　安全で安心なまちづくりに関する意識の普及・啓発と人材の育成

節	項	施策	施策内容	主な所管局
第1節　災害に関する情報の提供と防災意識の普及啓発	第1項　災害に関する情報の提供	1　災害に関する緊急情報等の提供	(1)防災行政無線同報系の活用	危機管理室2班
			(2)安全・安心情報の電子メールサービス(ひょうご防災ネット)の運営	危機管理室2班
			(3)神戸市防災情報ホームページの運営	危機管理室1班
			(4)レインマップこうべ 250(神戸市降雨情報システム)のインターネットでの配信	建設局下水道河川部 保全課
			(5)河川モニタリングカメラシステム	建設局下水道河川部 河川課
			(6)河川増水警報システム	
		2　ハザードマップの公開	(1)洪水ハザードマップ	建設局下水道河川部 河川課
			(2)土砂災害ハザードマップ	建設局公園砂防部 六甲山整備室
			(3)地震・津波ハザードマップ ①　全市的な周知 ②　被害が予想される地区への周知	危機管理室3班
			(4)内水ハザードマップ	建設局下水道河川部 計画課
		3　「神戸JIBANKUN」の充実・公開		建設局道路部 技術管理室
	第2項　防災意識の普及啓発	1　市民向け啓発	(1)防災意識の調査 ①　市政アドバイザー制度 ②　市民1万人アンケート	市民参画推進局 参画推進部広聴課
			(2)防災意識啓発に向けた取り組み ①　出前トーク ②　こうべまちづくり学校	危機管理室3班 市民参画推進局 参画推進部広聴課
		2　事業者向け啓発	(1)事業所での防災訓練の実施	消防局予防部予防課
			(2)「職場を守る防災マニュアル」の作成・配布	消防局予防部予防課
			(3)ともにつくる安全で安心なまちづくり賞	危機管理室3班
		3　危機管理センターを用いた市民啓発の推進		危機管理室1班
第2節　人材の育成		1　市民等の育成	(1)市民安全推進員	危機管理室3班
			(2)市民防災リーダー育成	消防局予防部予防課
			(3)事業所防災リーダーの育成	消防局予防部予防課
			(4)市民救命士の養成	消防局 市民防災総合センター
			(5)救急インストラクターの養成	消防局 市民防災総合センター
			(6)市民防災総合センターの活用	消防局 市民防災総合センター
		2　学校教育との連携	(1)副読本「しあわせはこぼう」	教育委員会事務局 指導部指導課
			(2)防災教育のカリキュラム化	
			(3)神戸市防災教育支援ガイドブック(BOKOMI スクールガイド)	消防局 予防部予防課 市民防災総合センター
			(4)「いのちのコンサート」	
			(5)地域学習の推進	教育委員会事務局 指導部指導課
			(6)トライやるウィーク	
		3　職員の危機対応力の強化	(1)職員研修等の充実	危機管理室1班
			(2)市民救命士の取得促進	消防局 市民防災総合センター

節	項	施策	施策内容	主な所管局
第3節 被災による教訓の継承・発信		1 災害経験の記録と継承	(1)職員震災バンク	危機管理室1班
			(2)災害対応のハンドブックづくり	危機管理室1班
			(3)神戸の絆ネットワーク(語り部派遣)	危機管理室1班
			(4)防災福祉コミュニティなどの国内外への発信	消防局 予防部予防課
			(5)震災関連文書の保存と発信	企画調整局
		2 イベント等による継承	(1)市民防災の日	危機管理室3班
			(2)地域防災シンポジウムの開催	危機管理室1班
			(3)神戸ルミナリエの開催	産業振興局 観光コンベンション推進室
		3 施設整備等による継承	(1)みなとのもり公園	建設局 公園砂防部計画課

第１節　災害に関する情報の提供と防災意識の普及啓発

第１項　災害に関する情報の提供

１　災害に関する緊急情報等の提供

（１）防災行政無線同報系の活用

市本部・区本部から、土砂災害、津波情報等の緊急情報（避難勧告、津波警報・津波注意報）や救援・救護情報を、避難所や自主防災組織関係者宅等へ同時多数かつ迅速に伝達するため、防災行政無線同報系を活用する。また、平常時も防災関係情報を定期的に放送することで、日ごろから市民等への防災意識の普及啓発を図る。

（２）安全・安心情報の電子メールサービス（ひょうご防災ネット）の運営

希望する市民の携帯端末等に、緊急情報（地震・津波情報、気象警報）あるいは避難情報等を発信するシステムである「ひょうご防災ネット」を活用し、神戸市の発令する避難勧告等の情報を伝達するサービス（神戸市安全・安心情報の電子メールサービス）を運営する。

（３）神戸市防災情報ホームページの運営

神戸市防災情報ホームページにおいて、災害等緊急時には、緊急情報をリアルタイムで掲載するとともに、平常時には、神戸市の防災・危機管理に関するトピックス等の情報を提供する。

（４）レインマップこうべ 250（神戸市降雨情報システム）のインターネットでの配信

現在、神戸市レーダ降雨情報システムで観測している降雨情報とともに気象台発表情報、建設局下水道河川部最新情報をインターネットおよび携帯電話を通じ広く市民に提供し、その自主的な防災活動を支援する。

（５）河川モニタリングカメラシステム

河川で増水する危険性が高い箇所に、ネットワークカメラを設置し、河川の流れる様子を撮影し、動画像でパソコンや携帯電話を使って閲覧できるシステムを構築、運営管理する。

増水、洪水の危険性を実感できる動画像を市民に見てもらうことで、確実、迅速な避難を促す。

（６）河川増水警報システム

親水施設がある河川において、大雨・洪水注意報又は警報発令後に回転灯が点灯し、音声で警告するシステムを構築し、運営管理を行う。都賀川増水事故（平成 20 年７月）を受けて整備したもので、河川利用者のための安全対策として、増水の危険を知らせ、迅速な避難行動を促す。

２　ハザードマップの公開

地震や津波、土砂災害、洪水などの自然災害に関する危険区域や被害想定とともに、避難所の位置、いざという時の対応策やそのための備えを掲載したハザードマップを作成し、印刷物やホームページ等を通じて市民への周知を図ることで、防災意識の高揚を図る。

（１）洪水ハザードマップ

洪水時の浸水状況（浸水区域・浸水の深さ）、避難場所、避難における注意事項、気象情報の入手先等に関する情報を、洪水ハザードマップにより地域の住民にわかりやすく提供する。

事　業　名	全事業量等
洪水ハザードマップ作成事業	市内の二級河川のうち、水位情報周知河川 13 河川及び水位情報周知河川以外の 48 河川で浸水想定を行っており、ハザードマップとして公表済。

（２）土砂災害ハザードマップ

土砂災害・水災害に関する危険予想箇所図（土砂災害警戒区域など）や情報収集・伝達方法、避難所の位置や避難方法等を記載したハザードマップを作成し､広報紙 KOBE 等を活用し周知を図る。

また、同様の情報をホームページでも公開する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
土砂災害ハザードマップ		適宜更新、周知	広報紙 KOBE 防災特別号発行、ホームページに掲載

（３）地震・津波ハザードマップ

地震災害・津波災害に関する被害想定結果に応じて、情報収集・伝達方法、避難所の位置や避難方法等を記載したハザードマップを作成し、周知を図る。

また、内閣府が作成した地震防災マップなど、関係機関が作成する地震や津波に関するハザードマップについても、必要に応じて活用していく。

①全市的な周知

東南海・南海地震津波に関しては、広報紙ＫＯＢＥ（防災特別号）への記事の掲載や、神戸市地震減災ガイドなどで啓発を行うとともに、同様の情報をホームページでも公開する。

②被害が予想される地区への周知

津波により浸水が予想される地区において、地域が主体的にとりくむ地域津波防災計画づくりの中で津波防災マップの作成・周知を支援する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
津波防災マップ		適宜更新、周知	広報紙ＫＯＢＥ（防災特別号）発行 神戸市地震減災ガイド ホームページに掲載

（４）内水ハザードマップ

下水道の雨水排除能力を上回る降雨により発生する浸水の予想区域や事前の備え、避難所を示した「内水ハザードマップ」を作成・公表する。

事 業 名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
内水ハザードマップ		内水ハザードマップの作成・公表	

３「神戸ＪＩＢＡＮＫＵＮ」の充実・公開

震災を契機として、神戸の地盤状況や活断層、震災被害と地盤の関係についての調査・研究を進め、その成果を基に地盤データベース「神戸ＪＩＢＡＮＫＵＮ」を整備した。神戸ＪＩＢＡＮＫＵＮを安全都市づくりに広く活用するため、産学官による「神戸の地盤研究会」を平成 11 年 3 月に設立した。同研究会は平成 22 年度より「神戸の減災研究会」に継承され、地盤災害だけでなく水害に関する研究も進めている。

「神戸ＪＩＢＡＮＫＵＮ」には、平成 22 年度末で約 7,400 本のボーリングデータが登録されており、今後も、データベースの維持管理や情報充実を図る。

また、「神戸ＪＩＢＡＮＫＵＮ」は「神戸の地盤・減災研究会」会員に公開しているほか、こうべまちづくりセンター（こうべまちづくり会館）で公開しており、引き続き、市民への情報提供に努める。

第２項　防災意識の普及啓発

１　市民向け啓発

（１）防災意識の調査

市民に対して防災意識の啓発を行うことを目的として、現状の調査を行う。

①市政アドバイザー制度

住民基本台帳及び外国人登録原票から無作為抽出・選任した「市政アドバイザー」約 1,000 人に対し意識調査、市政セミナー･施設見学会等を実施している。

この制度を活用し、安全に関する意識調査等を実施する。

②市民１万人アンケート

市民１万人アンケートを活用し、安全に対する市民の意識、意見の把握を行う

（２）防災意識啓発に向けた取り組み

①出前トーク

職員が地域に出向き、市民にとって関心のあるテーマなどについて分かりやすく説明を行うとともに、お互いの意見交換を行うことでまちづくりを含めたより良い市政の推進を図る。

②こうべまちづくり学校

協働と参画のまちづくりについて学び考える場である「こうべまちづくり学校」において、防災等の「安全で安心なまちづくり」に関する講座を開講する。最新の知見や地域での実践的な取り組みを踏まえた講座を通して、防災意識の啓発及び地域の自主防災活動を担う人材の育成を図る。さらに、講座の修了生と「神戸市市民安全推進員」を対象に、さらなる人材の育成、地域活動の支援のため「上級コース」を開催する。

【講座内容】

・基礎講座

安全で安心なまちづくりに関する基礎的な内容について学ぶ講座。

・専修講座「安全で安心なまちをつくる」防災・防犯コース

地震、津波、土砂災害など、様々な自然災害に対する防災等についての専門的知識を習得する講座。

・「安全で安心なまちをつくる」上級コース

専修講座の修了生と「神戸市市民安全推進員」を対象として、地域の活動事例の紹介や専門家による地域活動へのアドバイス等、より身近で、より実践的なテーマについて学ぶ講座。

２　事業者向け啓発

（１）事業所での防災訓練の実施

事業所での研修や訓練等の実施を通じて、職場での災害等に関する知識の普及、意識の高揚を図るよう働きかける。

また、こうべまちづくり学校等において学習の機会を充実するとともに、講座の時間帯を工夫するなど、働く人々が受講しやすい環境づくりを進める。

（２）「職場を守る防災マニュアル」の作成・配布

職場の防火対策や地震等の防災対策及び、防災訓練や防災教育を実施する際の手引きとして利用できるように「職場を守る防災マニュアル指針」を作成して事務所に配布する。

（３）ともにつくる安全で安心なまちづくり賞

事業者と市民が一体となって行う顕著な安全で安心なまちづくり活動を表彰することにより、事業者と市民による連携した防災の取り組みを推進し、事業者の意識啓発を図る。





図　ともにつくる安全で安心なまちづくり賞

３　危機管理センターを用いた市民啓発の推進

災害時には本部員会議などで使用する危機管理センターの１階部分で、ＮＰＯ、大学や防災関係機関・団体と協力し、防災に関する取り組み状況などの展示や、研修・講習会などを開催し、市民の防災意識や地域の防災力の向上を図る。

第２節　人材の育成

１　市民等の育成

（１）市民安全推進員

防災・防犯等の地域の自主的な安全・安心まちづくりの推進を図るため、その担い手となる神戸市市民安全推進員を育成する。

安全・安心に関する専門的知識とあわせて、地域住民と一体となったまちづくりの推進に役立つ実践的な「こうべまちづくり学校」の講座の開催等を通じて、学習した知識・技術等が地域活動に活かすことができる環境づくりを進める。

（２）市民防災リーダー育成

災害時に限らず平常時にも住民の先頭に立って活動を行う市民防災リーダーを 30～50 世帯に１人を目標として養成する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
市民防災リーダー数	30～50世帯に１人	700 人／年 累計　13,000人	9,785人 （H22年度末）

（３）事業所防災リーダーの育成

大規模災害時に事業所として、迅速に適切な活動ができるよう、事業所の防災体制の強化と自主保安体制の確立のために災害時に的確な活動ができる体制づくりを推進する。

推進方法としては、法令で防災管理者や自衛消防組織が必要とされる事業所に対して、管理権限者や防火、防災管理者・自衛消防組織の総括管理者が、複雑多様化する防火対象物や防火設備等の高度化への対応､地震災害などの大規模災害やテロ災害に対して的確な対応ができるように、事務所の防火防災体制を向上させるとともに、各消防署においては地域の実情に合わせた防災知識や防災教育に関する講習会を実施して、防火管理者等が防災リーダーとして活動できる環境づくりをすすめる。

（４）市民救命士の養成

民間救急講習団体（ＦＡＳＴ）と連携した応急手当の普及を推進するなど、１世帯に１人の市民救命士がいることを理想として、年間約３万人の養成を目指す。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
市民救命士の養成		３万人／年 累計　57万人	累計 429,815 人 （H22 年度末）

（５）救急インストラクターの養成

救急インストラクターの有志で組織されたボランティア組織である神戸市民救急ボランティアとの連携を図りつつ、地域や職場で市民救命士講習が実施できる環境づくりを推進するため、地域や職場の救急リーダーとして救急インストラクターの養成を推進する。

（６）市民防災総合センターの活用

市民の防災意識の向上を図るため、市民防災総合センター内の都市災害に対応した訓練施設などを活用し、擬似体験や災害時行動訓練等を実施する。

2　学校教育との連携

（１）副読本「しあわせはこぼう」

学校園での取組の資料として、子どもたちの震災体験をもとに副読本「しあわせはこぼう」を作成した。子どもたちの発達の段階に沿って小学校低学年用、高学年用、中学校用の３種類がある。構成は子どもたちの作文や絵画を中心に、写真や図表などの資料も交え約 50 ページで、児童・生徒が主体的に考えたり、調査したりできるよう工夫している。

また、阪神・淡路大震災では、すまいやまちの安全の重要性が再認識されたことから、今後もすまい・まちづくりに関する資料の活用を進める。

（２）防災教育のカリキュラム化

大震災の体験を風化させず、今後の神戸の教育の創成にいかすために、各学校において防災教育の推進を図る。このため、防災教育資料の活用、学習指導計画の作成、防災教育の研究と実践を進める。

（３）神戸市防災教育支援ガイドブック(BOKOMI スクールガイド)

地域と学校が連携して活動することを支援することで，未来を担う子供達へ防災知識を高めると共に，地域の活性化につなげようと、共通の防災教育のツール「BOKOMI スクールガイド」を作成した。各地域でこのガイドブックを活用し、地域と学校が連携した防災教育を進めていくよう支援していく。

（４）「いのちのコンサート」

震災を体験していない次の世代を担う子供たちに『震災の教訓』と“いのちの大切さ”を伝えるための防災教育として、市内の小・中学校等で『❤いのちのコンサート』を実施する。

（５）地域学習の推進

体験学習等を通じて、地域の人的・物的教育資源の積極的活用、地域学習を進める中でまちづくりに関心をもち、復興の歩みを学び、神戸を愛する心を育てる。

（６）トライやるウィーク

平成 10 年度より、地域の中で子どもたちが体験活動を通じて豊かな感性や創造性などを高め、自分なりの生き方を模索し、生きる力を育む取り組みとして「トライやる・ウィーク」が市立中学校の２年生の生徒全員を対象として実施されている。

3　職員の危機対応力の強化

（１）職員研修等の充実

新規採用職員向け研修や新任係長研修等で危機管理に関する基礎知識に関する講義を実施する。

（２）市民救命士の取得促進

職員の市民救命士等の資格の取得を促進する。

第３節　被災による教訓の継承・発信

１　災害経験の記録と継承

（１）職員震災バンク

神戸市職員の災害対応を継承するため、阪神・淡路大震災における災害対応にあった職員のデータベースとして作られた「神戸市職員震災バンク」を活用しながら、震災を経験していない職員への継承に一層努めていく。

（２）災害対応のハンドブックづくり

震災の経験を踏まえ、その後の災害対応の経験や知見を踏まえた、職員必携の「ハンドブック」を、危機管理センターの稼動を踏まえて改定する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
災害対応の手引きの作成		H23～24 年度に 3 万冊作成	

（３）神戸の絆ネットワーク（語り部派遣）

神戸市職員（退職者を含む）や市民による震災の語り継ぎを行う職員震災バンク、ＮＰＯ「神戸の絆 2005」、神戸防災技術者の会（Ｋ－ＴＥＣ）、震災 10 年神戸からの発信かけ橋事業市民スタッフに対する全国からの派遣要請を仲介する。

（４）防災福祉コミュニティなどの国内外への発信

阪神・淡路大震災を教訓として生まれた防災福祉コミュニティの理念や取組みを、研修や視察の受入れ等を通じて、広く国内外へ発信していく。

（５）震災関連文書の保存と発信

阪神・淡路大震災に関係する市の公文書について、市民や市内外の研究者、行政関係者などに幅広く活用されるよう本格的な整理を行い、震災から得た経験や教訓などを活かしていく。

２　イベント等による継承

（１）市民防災の日

1 月 17 日を市民防災の日とするなど、震災の教訓の継承、発信に努める。

（２）地域防災シンポジウムの開催

震災の教訓を風化させることなく、次世代に引き継いでいくとともに、様々な防災情報を全国に向けて発信するため、毎年１月に地域防災シンポジウムを開催する。

（３）神戸ルミナリエの開催

震災で亡くなられた方への鎮魂、都市の復興・再生への夢と希望を託し、平成７年から毎年、12 月初旬～中旬の約２週間、旧居留地を中心に「神戸ルミナリエ」を開催しており、震災の記憶を継承する催しとなっている。

３　施設整備等による継承

阪神・淡路大震災による災害を文化として後世まで継承し、これらの情報を全世界に発信し続けるためには、その中核となる拠点が必要となる。これまでに東遊園地の慰霊と復興のモニュメントの整備やメリケンパークをはじめ被災部の保存などがされており、引き続き、施設整備等による情報発信に努める。

（１）みなとのもり公園

震災の経験と教訓を後世の人々に継承するため、神戸のまちが復興から発展へと前進する姿を木々の生長とともに見つめていく「つくり続ける公園」を基本理念に、復興の記念事業として整備する。また、震災の教訓を生かし、近隣の市役所・東遊園地と連携した防災公園として整備する。

事　業　名	全事業量等	H23-27 年度	備考(実績等)
みなとのもり公園の整備		みなとのもり公園運営会議とともに公園のルールづくり、イベントの開催	・市民・団体・NPO 等からなる懇話会で基本設計を策定し、整備を行う（H16～21 年度)。 ・平成 22 年１月 17 日開園（5.6ha） ・平成 22 年３月 27 日 みなとのもり公園運営会議発足

総則資料 2-1

過　去　の　地　震

有史以来の神戸での地震についてその震源地、神戸での震度階級等を調査した。
その結果は、次のとおりである。
1925年以前の地震で、神戸市に影響を与えたと考えられる震度階級Ⅳ以上の地震は、別表１のとおりである。別表２は、1926年（神戸海洋気象台で大森式強震計による観測の実施開始年）以後で、神戸市での震度階級Ⅲ以上の地震である。
また、発生年の上段及び発生月日は西暦で、発生年の下段（　）書きは日本暦で表示した。

別表１で、
「神戸市での震度階級」は、日本被害地震総覧（宇佐美龍夫、東京大学出版会　昭和50年）に記載されている震度階級マップによった。震度階級マップがない場合は、次の経験式により計算し、＊を付した。

（震度階Ⅴ）　$\log R_v = 0.5M - 1.85$
（震度階Ⅳ）　$\log R_{iv} = 0.41M - 0.75$

R　……求める震度階級範囲の半径　　M……マグニチュード

「地震番号」に付した＊１、＊２、＊３、はそれぞれの文献等による。
＊１は、新編日本被害地震総覧（宇佐美龍夫、東京大学出版会　昭和62年）
＊２は、兵庫県災害史（昭和29年３月）
＊３は、寺島前神戸大学理学部教授より選定されたものである。
無印は、理科年表（丸善　平成６年版）

別表２については、
(1) 日本付近の地域・海域別の被害地震・津波地震の表及び震度分布図（気象庁　昭和58年３月）
(2) 地震月報（気象庁）
(3) 近畿・中国・四国の有感地震（大阪管区気象台　平成２年３月）
を参考にした。

総則資料 2-1　（別表１）

番号	発生年	発生 月日 時分	震央地域 地名	震央地域 北緯　東経	地震の規模(M)	神戸での震度階級	地震名	備考
*1 1	599 (推古７年)	5.28	大　和		7.0	＊ Ⅳ	―	奈良付近を震央とした場合
*1 2	684 (天武13年)	11.29 22.	室戸岬沖	32 1/4～33 1/4 135.5～135.0	8 1/4	＊ Ⅳ	―	
*3 3	701 (大宝元年)	5.12	京都府北部沿岸	35.6　135.4	7.0	＊ Ⅳ	―	
*3 4	734 (天平６年)	5.18	奈良県東南部	34.3　136.1	7.0	＊ Ⅳ	―	
5	745 (天平17年)	6．5	岐阜県南西部	35.4　136.5	7.9	＊ Ⅳ	―	
6	827 (大長４年)	8.11	京都府南部	35.0　135 3/4	6.5～7.0	＊ Ⅴ	―	
7	868 (貞観10年)	8．3	兵庫県南部	34.8　134.8	≧7.0	＊ Ⅴ	―	
8	887 (仁和３年)	8.26 16.	紀伊半島沖	33.0　135.3	8.0～8.5	＊ Ⅴ	―	
9	938 (天慶元年)	5.22 20～22	京都府南部	35.0　135.8	7.0	＊ Ⅳ	―	西宮付近までの震度階Ⅴ
10	976 (貞元元年)	7.22 16.	京都府南部	34.9　135.8	≧6.7	＊ Ⅳ	―	
*3 11	1038 (長暦元年)	1．30	和歌山県東　部	34.3　135.6	6.7	＊ Ⅳ	―	
12	1070 (延久２年)	12．1 夜　半	京都府南部	34.8　135.8	6.0～6.5	＊ Ⅳ	―	
*1 13	1096 (嘉保３年)	12.17 8.	遠州灘	33.75～34.25 137～138	8.0～8.5	＊ Ⅴ	―	
*1 14	1099 (承徳３年)	2.22 6.	紀伊半島沖	32.5～33.5 135～136	8.0～8.3	＊ Ⅳ	―	
15	1177 (治承元年)	11.26 2.	奈良県北部	34.7　135.8	6.0～6.5	＊ Ⅳ	―	
16	1185 (文治元年)	8.13 12.	滋賀県中部	35.0　135.8	7.4	＊ Ⅳ	―	
17	1317 (文保元年)	2.24 4.	京都府東部	35.0　135.8	6.5～7.0	＊ Ⅳ	―	
18	1331 (元弘元年)	8.15	紀伊水道	33.7　135.2	≧7.0	＊ Ⅳ	―	
19	1361 (正平16年)	8．3 4.	紀伊半島沖	33.0　135.0	8 1/4～8.5	＊ Ⅴ	―	
20	1449 (宝徳元年)	5.13 8.	京都府南部	35.0　135 3/4	5 3/4～6.5	＊ Ⅳ	―	
21	1494 (明応３年)	6.19 12.	奈良県西部	34.6　135.7	6.0	＊ Ⅳ	―	
22	1498 (明応７年)	9.20 8.	遠州灘	34.0　138.0	8.2～8.4	＊ Ⅴ	―	
23	1510 (永正７年)	9.21 4.	奈良県西部	34.6　135.6	6.5～7.0	＊ Ⅳ	―	

番号	発生年	発　生 月　日 時　分	震央地域 地名	震央地域 北緯　東経	地震の規　模 (M)	神戸での震度階級	地震名	備考
24	1579 (天正７年)	2.25 10.	大阪府中部	34.7　135.5	6.0	＊ Ⅴ	―	
25	1586 (天正13年)	1.18 23.	福井県東部	36.0　136.9	7.8	＊ Ⅳ	―	
26	1596 (慶長元年)	9．5 0.	京都府南部	34.65 135.6	7 1/2	Ⅴ	伏見地震	
27	1605 (慶長９年)	2．3 20.	室戸岬沖	33.0　134.9	7.9	＊ Ⅳ	慶長地震	
28		2．3 20.	房総半島 南東沖	33.5　138.5	7.9			
29	1662 (寛文2年)	6.16 12.	滋賀県西部	35.2　135.95	7 1/4～ 7.6	＊ Ⅴ	―	震度階級Ⅴは北区の一部
30	1707 (宝永４年)	10.28 14.	紀伊半島沖	33.2　135.9	8.4	Ⅴ	宝永地震	
*1 31	1711 (正徳元年)	12.20 15.	香川県北部	34.3　134.0	6.7	＊ Ⅳ	―	
32	1751 (宝暦元年)	3.26 14.	京都府南部	35.0　135.8	5.5～ 6.0	＊ Ⅳ	―	
33	1819 (文政２年)	8．2 14.	滋賀県中部	35.2　136.3	7 1/4	＊ Ⅳ	―	
34	1830 (天保元年)	8.19 16.	京都府南部	35.1　135.6	6.5	＊ Ⅳ	―	
35	1854 (安政元年)	7．9 2.	三重県西部	34.75 136.0	7　1/4	Ⅳ	―	
36	1854 (安政元年)	12.23 9.	遠州灘	34.0　137.8	8.4	Ⅴ	安政東海地震	
37		12.24 16.	紀伊半島沖	33.0　135.0	8.4	Ⅴ	安政南海地震	
*1 38	1864 (文久４年)	3．6 1.	兵庫県中部	35.0　134.8	6 1/4	＊ Ⅳ	―	
39	189１ (明治24年)	10.28 6.38	愛知県 岐阜県	35.6　136.6	8.0	Ⅴ	濃尾地震	
40	1899 (明治32年)	3．7 9.55	紀伊半島 南東沖	34.1　136.1	7.0	Ⅳ	―	
*2 41	1899 (明治32年)	7.28 19.19	六甲山	―	―	Ⅴ 有馬鳴動 この震度階級は＊２の文献によった。		７月から約１年間六甲山地は鳴動が続いた。
42	1909 (明治42年)	8.14 15.31	滋賀県 姉川付近	35.4　136.3	6.8	Ⅳ～Ⅴ	江濃（姉川）地震	
43	1916 (大正５年)	11.26 15.7	明石海峡	34.6　135.0	6.1	＊ Ⅴ	―	
44	１925 (大正14年)	5.23 11．9	但馬東部	35.6　134.8	6.8	Ⅳ	北但馬地震	
45	1923 (大正12年)	9．1 11.58	関東南部	35.1　139.5	7.9	Ⅰ	関東大地震	

神戸での震度階級は神戸海洋気象台の記録(『近畿・中国・四国の有感地震』)によるとⅠであるが、我が国での特に顕著な被害地震であるので欄外に記載した。

番号	発生年	発　生 月　日 時　分	震央地域 地名	震央地域 北緯　東経	地震の規　模 (M)	神戸での震度階級	地震名	備考
46	1927 (昭和２年)	3．7 18.27	京都府北部	35.32　135.09	7.3	Ⅳ	北丹後地震	余震：震度階級Ⅲ１回
47	1936 (昭和11年)	2.21 10．8	奈良県北部	34.35　135.43	6.4	Ⅲ	河内大和地震	
48		12.24 22.49	淡路島	34.34　135.02	4.4	Ⅲ	―	震源地：明石海峡
49	1938 (昭和13年)	1.12 0.12	紀伊水道南部	33.35　135.04	6.8	Ⅳ	―	
50	1940 (昭和15年)	1．1 8.42	大阪湾	34.25　135.00	5.1	Ⅲ	―	
51	1940 (昭和15年)	11.18 21.47	和歌山県中部	33.56　135.25	6.3	Ⅲ	―	
52	1943 (昭和18年)	3．4 19.13	鳥取県東部	35.26　134.13	6.2	Ⅲ	―	余震：震度階級Ⅲ1回
53		9.10 17.37	鳥取県東部	35.31　134.05	7.2	Ⅳ	鳥取地震	余震：震度階級Ⅲ２回
54	1944 (昭和19年)	7.29 16.13	兵庫県南東部	34.39　135.12	5.1	Ⅳ	―	震源地：西区付近
55		12．7 13.35	紀伊半島南東沖	33.48　136.37	7.9	Ⅳ	東南海地震	
56	1945 (昭和20年)	1.13 3.38	三河湾	34.41　137.04	6.8	Ⅲ	三河地震	余震：震度階級Ⅲ1回
57	1946 (昭和21年)	12.21 4.19	紀伊半島南方沖	33.02　135.37	8.0	Ⅳ	南海地震	
58	1948 (昭和23年)	4.18 1.11	紀伊半島南方沖	33.17　135.37	7.0	Ⅲ	―	
59		6.15 20.44	和歌山県南部	33.45　135.24	6.7	Ⅳ	日高川地震	
60		6.28 16.13	福井県中部	36.10　136.12	7.1	Ⅲ	福井地震	
61	1949 (昭和24年)	1.20 22.24	兵庫県北部沿岸	35.37　134.32	6.3	Ⅲ	―	

総則資料 2-1　　**（別表２）**

番号	発生年	発生 月日 時分	震央地域 地名	震央地域 北緯 東経	地震の規模(M)	神戸での震度階級	地震名	備考
62	1950 (昭和25年)	4.26 16.05	奈良県南部	33.55 135.40	6.5	Ⅲ	－	
63	1950 (昭和25年)	11. 6 2.37	四国地方 南東沖	33.27 134.50	6.7	Ⅲ	－	
64	1952 (昭和27年)	2. 3 21.25	淡路島	34.38 134.56	4.4	Ⅲ	－	震源地： 明石付近
65		7.18 1.10	奈良県北部	34.27 135.47	6.8	Ⅳ	吉野地震	
66	1961 (昭和36年)	5. 7 21.14	兵庫県 南西部	35.06 134.25	5.9	Ⅲ	－	
67		8.19 14.35	福井・岐阜 県境	36.01 136.46	7.0	Ⅲ	北美濃 地震	
68	1962 (昭和37年)	1. 4 13.35	和歌山県 南部	33.38 135.13	6.4	Ⅲ	－	
69	1962 (昭和37年)	4.25 5.38	淡路島	34.31 134.55	4.7	Ⅲ	－	震源地： 淡路島北部
70	1963 (昭和38年)	3.27 6.34	若狭湾東部	35.47 135.46	6.9	Ⅲ	越前岬沖地震	
71	1965 (昭和40年)	7.20 13. 4	大阪湾	34.38 135.07	4.5	Ⅲ	－	震源地： 淡路島北部
72	1968 (昭和43年)	4. 1 9.42	日向灘	32.17 132.32	7.5	Ⅲ	日向灘地震	
73	1969 (昭和44年)	9. 9 14.15	岐阜県 南東部	35.47 137.04	6.6	Ⅲ	－	
74	1973 (昭和48年)	11.25 13.25	和歌山県 中部	33.51 135.25	5.9	Ⅲ	－	
75	1974 (昭和49年)	1.18 13. 3	兵庫県 南東部	34.46 135.05	4.1	Ⅲ	－	震源地： 西区付近
76		12. 6 20.57	和歌山県 中部	34.02 135.32	4.6	Ⅲ	－	
77	1984 (昭和59年)	5.30 9.39	兵庫県 南西部	34.57 134.36	5.6	Ⅲ	－	震源地： 山崎町付近
78	1985 (昭和60年)	7.25 9.24	四国地方 南東沖	33.42 134.46	5.2	Ⅲ	－	
79	1995 (平成７年)	1.17 5.46	淡路島付近	34.36 135.02	7.3	Ⅵ	兵庫県 南部地震	淡路島及び阪神地域の一部で震度Ⅶ 別図参照
80		1.17 5.49	大阪湾	34.37 135.05	4.2	Ⅲ	－	
81		1.17 5.49	兵庫県 南東部	34.39 135.07	4.5	Ⅳ	－	
82		1.17 5.50	兵庫県 南東部	34.39 135.08	5.2	Ⅲ	－	
83		1.17 5.52	兵庫県 南東部	34.40 135.09	4.0	Ⅲ	－	
84		1.17 5.53	兵庫県 南東部	34.41 135.09	5.0	Ⅳ	－	
85		1.17 7.38	兵庫県 南東部	34.47 135.27	5.4	Ⅲ	－	
86		1.17 8.30	淡路島付近	34.35 135.00	4.8	Ⅲ	－	
87		1.17 8.58	淡路島付近	34.35 135.01	4.7	Ⅳ	－	
88	1995 (平成７年)	1.17 9.19	兵庫県 南東部	34.42 135.12	3.7	Ⅲ	－	
89		1.17 12.25	大阪湾	34.39 135.08	3.5	Ⅲ	－	
90		1.17 13. 5	兵庫県 南東部	34.41 135.10	4.8	Ⅲ	－	
91		1.17 23. 3	兵庫県 南東部	34.42 135.13	3.6	Ⅲ	－	

番号	発生年	発　生 月　日 時　分	震央地域 地名	震央地域 北緯　東経	地震の規　模(M)	神戸での震度階級	地震名	備考
92	1995 (平成７年)	1.18 0.51	兵庫県 南東部	34.41 135.11	4.8	Ⅲ	—	
93		1.18 5.25	兵庫県 南東部	34.42 135.11	4.5	Ⅲ	—	
94		1.18 6.50	兵庫県 南東部	34.41 135.10	4.6	Ⅲ	—	
95		1.19 5.12	兵庫県 南東部	34.40 135.10	3.5	Ⅲ	—	
96		1.19 10.36	大阪湾	34.44 135.17	4.0	Ⅲ	—	
97		1.20 15.38	兵庫県 南東部	34.42 135.13	3.6	Ⅲ	—	
98		1.21 21.12	淡路島付近	34.34 134.60	4.3	Ⅲ	—	
99		1.23 6．2	淡路島付近	34.32 134.54	4.7	Ⅲ	—	
100		1.23 21.44	兵庫県 南東部	34.48 135.19	4.3	Ⅲ	—	
101		1.25 23.15	兵庫県 南東部	34.47 135.18	5.1	Ⅳ	—	
102		1.28 8．6	兵庫県 南東部	34.41 135.10	2.8	Ⅲ	—	
103		2．2 16.19	兵庫県 南東部	34.41 135.09	4.2	Ⅲ	—	
104		2.18 21.37	淡路島付近	34.26 134.49	5.0	Ⅲ	—	
105	1995 (平成７年)	9．9 0.39	紀伊水道	33.46 135.10	4.5	Ⅲ	—	
106		9.12 6.30	兵庫県 南東部	34.42 135.12	3.9	Ⅲ	—	
107		10.14 2．4	大阪湾	34.38 135.07	4.7	Ⅳ	—	
108	1997 (平成9年)	5.14 2.37	兵庫県 南東部	34.44 135.15	3.3	Ⅲ	—	
109	1999 (平成11年)	7.15 19.25	大阪湾	34.39 135.08	3.9	Ⅲ	—	
110		8.21 5.33	和歌山県 北部	34.02 135.28	5.6	Ⅲ	—	
111	2000 (平成12年)	10．6 13.30	鳥取県 西部	35.16 133.21	7.3	Ⅳ	鳥取県 西部地震	震源地： 鳥取県西部
112		10.31 1.42	三重県 中部	34.18 136.19	5.7	Ⅲ		
113	2001 (平成13年)	3.24 15.27	安芸灘	34.08 132.42	6.7	Ⅲ	芸予地震	震源地： 安芸灘
114		8.25 22.21	京都府 南部	35.09 135.40	5.4	Ⅲ	—	
115	2004 (平成16年)	9.5 19.07	三重県南東沖	33.02　136.48	7.3	Ⅲ	—	
116		9.5 23.57	三重県南東沖	33.08　137.08	7.4	Ⅲ	—	
117	2005 (平成17年)	2.14 00.22	兵庫県南東部	34.41　135.08	4.1	Ⅲ	—	
118	2008 (平成20年)	4.17 00.58	大阪湾	34.37　135.04	4.1	Ⅳ	—	
119	2009 (平成21年)	2.18 06.47	岐阜県美濃 中西部	35.40　136.19	5.2	Ⅳ	—	

注　　この地震の表は、寺島前神戸大学理学部教授、神戸海洋気象台が作成した。

総則資料 2-1

兵庫県南部地震　現地調査による震度７の分布

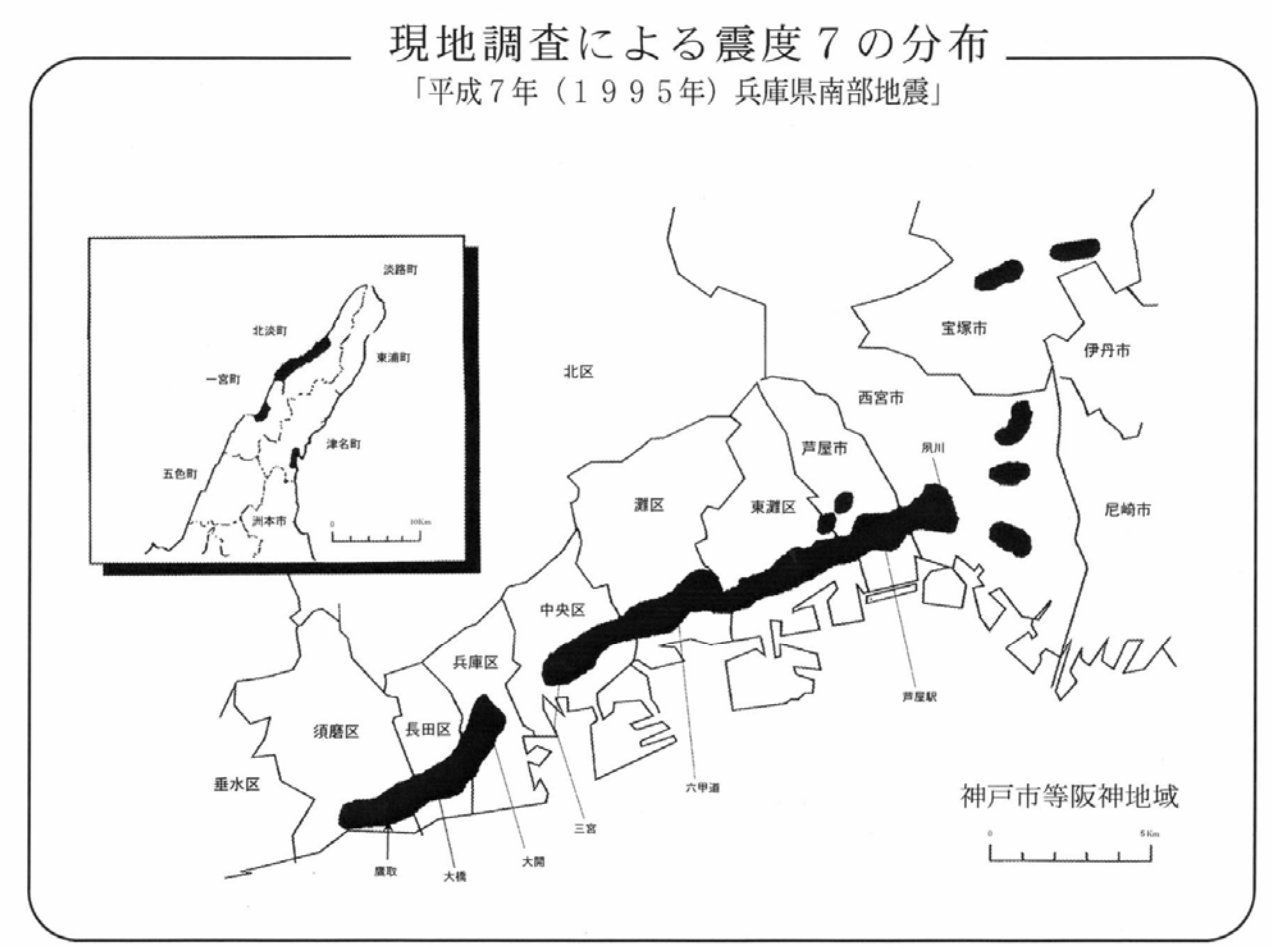

総則資料 2-2

神戸市域における地震災害の危険性と被害の特徴

１．趣　旨

阪神・淡路大震災をはじめとする過去の地震災害の状況等をふまえて、今後発生しうる地震被害を想定し、防災対策の参考とする。（この地震被害想定結果は、兵庫県地震被害想定調査（平成11年3月）に基づくものである。）

２．内　容

１ 地震発生の危険性

(1)　海洋性地震

①　南海地震

過去に南海沖ではＭ８を超える南海地震が繰り返し発生しており、古文書等で684年、887年、1099年、1361年、1605年、1707年、1854年、1946年に起きたことが知られている。こうした意味で、比較的サイクルがわかっている地震である。

前回の「南海地震」からは既に半世紀が経過しており、前回の規模が比較的小さかったことから、次回は比較的早まるのではないかという意見もあり、また、発生時には広範囲に及ぶ被害が予想される。なお、南海地震が起きる直前若しくは２年程度前に震源より東の海上で大地震が発生するパターンが多いことが注目される。(1854年-1854年、1944年-1946年など)

(2)　内陸直下型地震

①　有馬高槻構造線～六甲断層帯地震

ア 有馬高槻構造線

有馬高槻構造線は、神戸・阪神地域の北部から京都府まで東西に走る断層である。活動度はＢ級（0.1～1㎜／年）で、最近のトレンチ調査により1596年の慶長伏見地震の震源断層であった可能性が指摘されている。

イ 六甲断層帯

六甲断層帯は、六甲山地から淡路島北部付近に分布する断層の総称であり、活動度Ｂ級（0.1～1㎜／年）の断層だけでも、野島断層、東浦断層、仮屋断層、須磨断層、横尾山断層、会下山断層、和田岬断層、諏訪山断層、布引断層、五助橋断層、大月断層、芦屋断層、甲陽断層など多数存在する。これらは、過去に大きな地震を起こしたという文献上の記録はなかったが、野島断層をはじめ少なくとも一部の断層は、1995年の『兵庫県南部地震』の震源となったことにより、これまで蓄積されてきたエネルギーは解放されたと考えられる。一方、六甲断層帯のうち今回動かなかった断層については、将来、今回の地震サイクルとは別に、あるいは有馬高槻構造線と連動して動く可能性がないわけではない。なお、最近のトレンチ調査で、野島断層は約2000年前、東浦断層は1596年の慶長伏見地震の際に活動した可能性が指摘されている。

②　山崎断層

山崎断層は、県南西部の播磨地域から岡山県に至る断層で、1968年に活断層であることが発見されて以来、微小地震の集中現象と合わせて注目されるようになった。活動度はＢ級で、県が実施した調査結果では、山崎断層の最新の活動時期は、播磨国地震(868年)に相当すること、活動周期は千数百年から二千数百年であること等の可能性が明らかとなっている。

③　中央構造線地震

中央構造線は、日本で最も大きな活断層で活動度も高いが、伊予灘から紀伊半島までの間の地域では、文献上地震の発生の記録が見当たらない。最近のトレンチ調査によって、徳島県付近では1596年の慶長伏見地震の際に活動した可能性が指摘されているが、この付近のずれの速度から考えてＭ８クラスの地震が発生しても不思議ではない。

２ 想定地震

神戸市内に大きな影響を及ぼすことが予想される地震のうち、現時点での発生可能性を考慮して、南海地震、有馬高槻構造線～六甲断層帯地震、山崎断層地震、中央構造線地震の被害を想定する。

(1) 想定地震の概要

想 定 地 震	想 定 震 源 地	想定規模
南海地震	紀伊半島沖	M8.4
有馬高槻構造線 ～六甲断層帯地震	有馬高槻構造線 ～六甲断層帯	M7.7
山崎断層地震	山崎断層	M7.7
中央構造線地震	淡路南縁断層帯付近	M8.0

○想定地震の断層モデル図

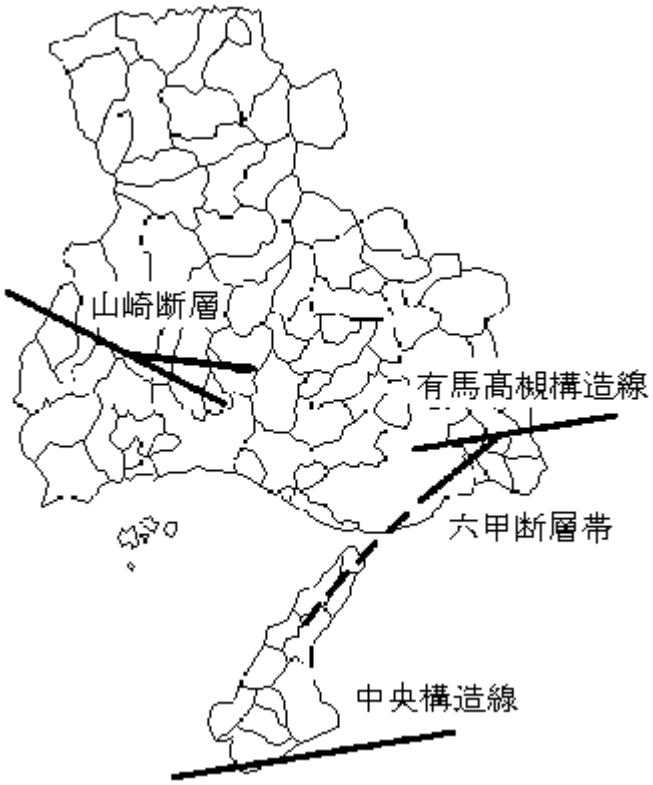

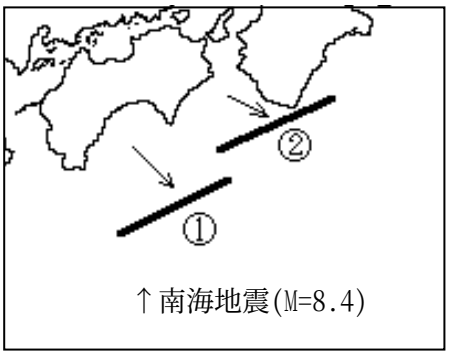

↑南海地震(M=8.4)

(2)　地震被害の想定条件

①　風速　3.0m/s

②　地震の発生時期

季節・時刻による変動が大きい、火災による被害（全出火数、延焼出火数、焼失建物）、人的被害（死者数、負傷者数）については、季節別・時刻別に想定を行った。

ア 季節

夏、春・秋、冬

イ 時刻

時　刻	設定時刻における住民の状況
３～４時	ほとんどの住民が自宅で就寝している。建物倒壊による被害が最大となる。
８～９時	朝のラッシュ時。鉄道事故による被害が最大となる。
10～11時	午前中のオフィスアワー
12～13時	昼食時。一時的に屋内人口と出火率が増加する。
16～17時	屋外人口最大時。道路災害、ブロック塀等倒壊、落下物による被害が最大となる。
18～19時	夕食時。出火率が最大となる。

(3)　津波被害の想定条件

地震対策編（南海地震津波対策）を参照すること。

３ 想定結果と被害の特徴

(1)南海地震

南海地震は、これまでのパターンから考えて、21世紀前半に発生する可能性が極めて高く、十分な警戒が必要である。

○建物被害及び避難者数（神戸市全体）

木造建物全壊数	木造建物半壊数	非木造建物全壊数	非木造建物半壊数	避難者数
33	387	0	0	549

○火災（神戸市全体）

	項　　目	3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	炎上出火件数	7	7	7	7	7	7
	延焼件数	1	1	1	1	1	1
	焼失棟数	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
春・秋	炎上出火件数	7	7	7	7	7	7
	延焼件数	1	1	1	1	1	1
	焼失棟数	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
冬	炎上出火件数	7	12	12	14	14	16
	延焼件数	1	5	5	6	6	7
	焼失棟数	1,307	5,282	5,282	6,048	6,048	6,746

○死者数（神戸市全体）

	項　　目	3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	建物被害	1	1	2	3	0	1
	火災延焼	72	60	60	66	55	63
	鉄道事故	0	95	32	24	56	91
	道路災害	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等倒壊	0	4	6	2	6	3
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合　　計	73	160	100	95	117	158
春・秋	建物被害	1	1	2	3	0	1
	火災延焼	72	60	60	66	55	63
	鉄道事故	0	95	32	24	56	91
	道路災害	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等倒壊	0	4	6	2	6	3
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合　　計	73	160	100	95	117	158
冬	建物被害	1	1	2	3	0	1
	火災延焼	72	240	240	296	251	321
	鉄道事故	0	95	32	24	56	91
	道路災害	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等倒壊	0	4	6	2	6	3
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合　　計	73	340	280	325	313	416

○負傷者数（神戸市全体）

	項　　目	3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	建物被害	68	59	61	67	55	61
	火災延焼	274	227	228	253	210	240
	鉄道事故	0	850	294	208	494	817
	道路災害	0	2	2	2	2	2
	ブロック塀等倒壊	0	64	96	32	96	48
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合　　計	342	1,202	681	562	857	1,168
春・秋	建物被害	68	59	61	67	55	61
	火災延焼	274	227	228	253	210	240
	鉄道事故	0	850	294	208	494	817
	道路災害	0	2	2	2	2	2
	ブロック塀等倒壊	0	64	96	32	96	48
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合　　計	342	1,202	681	562	857	1,168
冬	建物被害	68	59	61	67	55	61
	火災延焼	274	913	912	1,123	955	1,217
	鉄道事故	0	850	294	208	494	817
	道路災害	0	2	2	2	2	2
	ブロック塀等倒壊	0	64	96	32	96	48
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合　　計	342	1,888	1,365	1,432	1,602	2,145

・津波被害は地震対策編（南海地震津波対策）を参照すること。

(2)有馬高槻構造線～六甲断層帯地震

有馬高槻構造線～六甲断層帯地震は、今回の兵庫県南部地震と最も類似した条件の下で起こる地震である。阪神間北部を中心に多数の家屋倒壊、火災の発生、海岸部を中心とした地盤の液状化現象、ライフラインや交通網の寸断など、阪神･淡路大震災を上回る都市型の大災害が発生する恐れがあり、軟弱地盤が分布している地域は特に注意が必要である。

○建物被害及び避難者数（神戸市全体）

木造建物全壊数	木造建物半壊数	非木造建物全壊数	非木造建物半壊数	避難者数
43,003	29,000	17,319	8,530	128,236

○火災（神戸市全体）

	項　　目	3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	炎上出火件数	15	24	24	29	25	38
	延焼件数	6	14	14	18	15	27
	焼失棟数	1,758	4,101	4,101	5,947	4,483	8,046
春・秋	炎上出火件数	29	53	53	61	59	85
	延焼件数	18	40	40	48	46	70
	焼失棟数	5,947	12,180	12,180	14,146	13,870	20,665
冬	炎上出火件数	61	119	119	142	130	196
	延焼件数	48	102	102	125	113	177
	焼失棟数	14,146	28,094	28,094	32,697	30,246	42,924

○死者数（神戸市全体）

	項　　目	3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	建物被害	3,118	2,965	3,357	3,715	2,740	3,131
	火災延焼	98	196	203	310	198	409
	鉄道事故	0	639	220	155	371	612
	道路災害	0	2	2	2	2	2
	ブロック塀等倒壊	0	87	98	57	116	68
	落下物	0	2	3	1	5	1
	合　　計	3,216	3,891	3,883	4,240	3,432	4,223
春・秋	建物被害	3,118	2,965	3,357	3,715	2,740	3,131
	火災延焼	329	576	600	791	611	1,064
	鉄道事故	0	639	220	155	371	612
	道路災害	0	2	2	2	2	2
	ブロック塀等倒壊	0	87	98	57	116	68
	落下物	0	2	3	1	5	1
	合　　計	3,447	4,271	4,280	4,721	3,845	4,878
冬	建物被害	3,118	2,965	3,357	3,715	2,740	3,131
	火災延焼	159	1,376	1,469	1,903	1,377	2,192
	鉄道事故	0	639	220	155	371	612
	道路災害	0	2	2	2	2	2
	ブロック塀等倒壊	0	87	98	57	116	68
	落下物	0	2	3	1	5	1
	合　　計	3,277	5,071	5,149	5,833	4,611	6,006

○負傷者数（神戸市全体）

	項　　目	3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	建物被害	13,979	12,893	14,273	15,791	11,925	13,620
	火災延焼	370	740	772	1,181	752	612
	鉄道事故	0	5,754	1,988	1,396	3,335	5,517
	道路災害	1	20	19	17	20	19
	ブロック塀等倒壊	0	452	509	297	603	354
	落下物	0	10	15	5	25	5
	合　　計	14,350	19,869	17,576	18,687	16,660	20,127
春・秋	建物被害	13,979	12,893	14,273	15,791	11,925	13,620
	火災延焼	1,254	2,195	2,280	3,007	2,327	4,041
	鉄道事故	0	5,754	1,988	1,396	3,335	5,517
	道路災害	1	20	19	17	20	19
	ブロック塀等倒壊	0	452	509	297	603	354
	落下物	0	10	15	5	25	5
	合　　計	15,234	21,324	19,084	20,513	18,235	23,556
冬	建物被害	13,979	12,893	14,273	15,791	11,925	13,620
	火災延焼	604	5,228	5,584	7,229	5,233	8,327
	鉄道事故	0	5,754	1,988	1,396	3,335	5,517
	道路災害	1	20	19	17	20	19
	ブロック塀等倒壊	0	452	509	297	603	354
	落下物	0	10	15	5	25	5
	合　　計	14,584	24,357	22,388	24,735	21,141	27,842

(3)山崎断層地震

山崎断層地震は、播磨地域を中心としてかなりの数の家屋倒壊や火災の発生、ライフラインなどへの大きな被害の発生が予想される。

○建物被害及び避難者数（神戸市全体）

木造建物全壊数	木造建物半壊数	非木造建物全壊数	非木造建物半壊数	避難者数
0	64	0	0	84

○火災（神戸市全体）

	項　　目	3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	炎上出火件数	0	0	0	0	0	0
	延焼件数	0	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0	0
春・秋	炎上出火件数	0	0	0	0	0	0
	延焼件数	0	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0	0
冬	炎上出火件数	0	0	0	0	0	0
	延焼件数	0	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0	0

○死者数（神戸市全体）

	項　　目	3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	建物被害	0	0	0	0	0	0
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	97	32	24	56	92
	道路災害	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等倒壊	0	17	20	11	23	12
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合　　計	0	114	52	35	79	104
春・秋	建物被害	0	0	0	0	0	0
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	97	32	24	56	92
	道路災害	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等倒壊	0	17	20	11	23	12
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合　　計	0	114	52	35	79	104
冬	建物被害	0	0	0	0	0	0
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	97	32	24	56	92
	道路災害	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等倒壊	0	17	20	11	23	12
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合　　計	0	114	52	35	79	104

○負傷者数（神戸市全体）

	項　　目	3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	建物被害	11	9	8	9	8	9
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	860	298	210	500	826
	道路災害	0	2	2	2	2	2
	ブロック塀等倒壊	0	120	143	78	164	85
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合　　計	11	991	451	299	674	922
春・秋	建物被害	11	9	8	9	8	9
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	860	298	210	500	826
	道路災害	0	2	2	2	2	2
	ブロック塀等倒壊	0	120	143	78	164	85
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合　　計	11	991	451	299	674	922
冬	建物被害	11	9	8	9	8	9
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	860	298	210	500	826
	道路災害	0	2	2	2	2	2
	ブロック塀等倒壊	0	120	143	78	164	85
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合　　計	11	991	451	299	674	922

(4)中央構造線地震

中央構造線を原因とする地震のうち、兵庫県にとって最も厳しいと考えられるのは、淡路南縁断層帯周辺を震源とする地震である。この場合、淡路島南部を中心に大きな被害の発生が予想される。

○建物被害及び避難者数（神戸市全体）

木造建物全壊数	木造建物半壊数	非木造建物全壊数	非木造建物半壊数	避難者数
0	35	0	0	47

○火災（神戸市全体）

	項　　目	3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	炎上出火件数	0	0	0	0	0	0
	延焼件数	0	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0	0
春・秋	炎上出火件数	0	0	0	0	0	0
	延焼件数	0	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0	0
冬	炎上出火件数	0	0	0	0	0	0
	延焼件数	0	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0	0

○死者数（神戸市全体）

	項　　目	3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	建物被害	0	0	0	0	0	0
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	195	68	49	113	187
	道路災害	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等倒壊	0	24	28	15	31	18
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合　　計	0	219	96	64	144	205
春・秋	建物被害	0	0	0	0	0	0
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	195	68	49	113	187
	道路災害	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等倒壊	0	24	28	15	31	18
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合　　計	0	219	96	64	144	205
冬	建物被害	0	0	0	0	0	0
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	195	68	49	113	187
	道路災害	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀等倒壊	0	24	28	15	31	18
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合　　計	0	219	96	64	144	205

○負傷者数（神戸市全体）

	項　　目	3～4時	8～9時	10～11時	12～13時	16～17時	18～19時
夏	建物被害	5	3	3	3	3	3
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	1,771	612	431	1,027	1,698
	道路災害	0	5	5	5	5	5
	ブロック塀等倒壊	0	153	179	95	199	115
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合　　計	5	1,932	799	534	1,234	1,821
春・秋	建物被害	5	3	3	3	3	3
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	1,771	612	431	1,027	1,698
	道路災害	0	5	5	5	5	5
	ブロック塀等倒壊	0	153	179	95	199	115
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合　　計	5	1,932	799	534	1,234	1,821
冬	建物被害	5	3	3	3	3	3
	火災延焼	0	0	0	0	0	0
	鉄道事故	0	1,771	612	431	1,027	1,698
	道路災害	0	5	5	5	5	5
	ブロック塀等倒壊	0	153	179	95	199	115
	落下物	0	0	0	0	0	0
	合　　計	5	1,932	799	534	1,234	1,821

総則資料　2-2

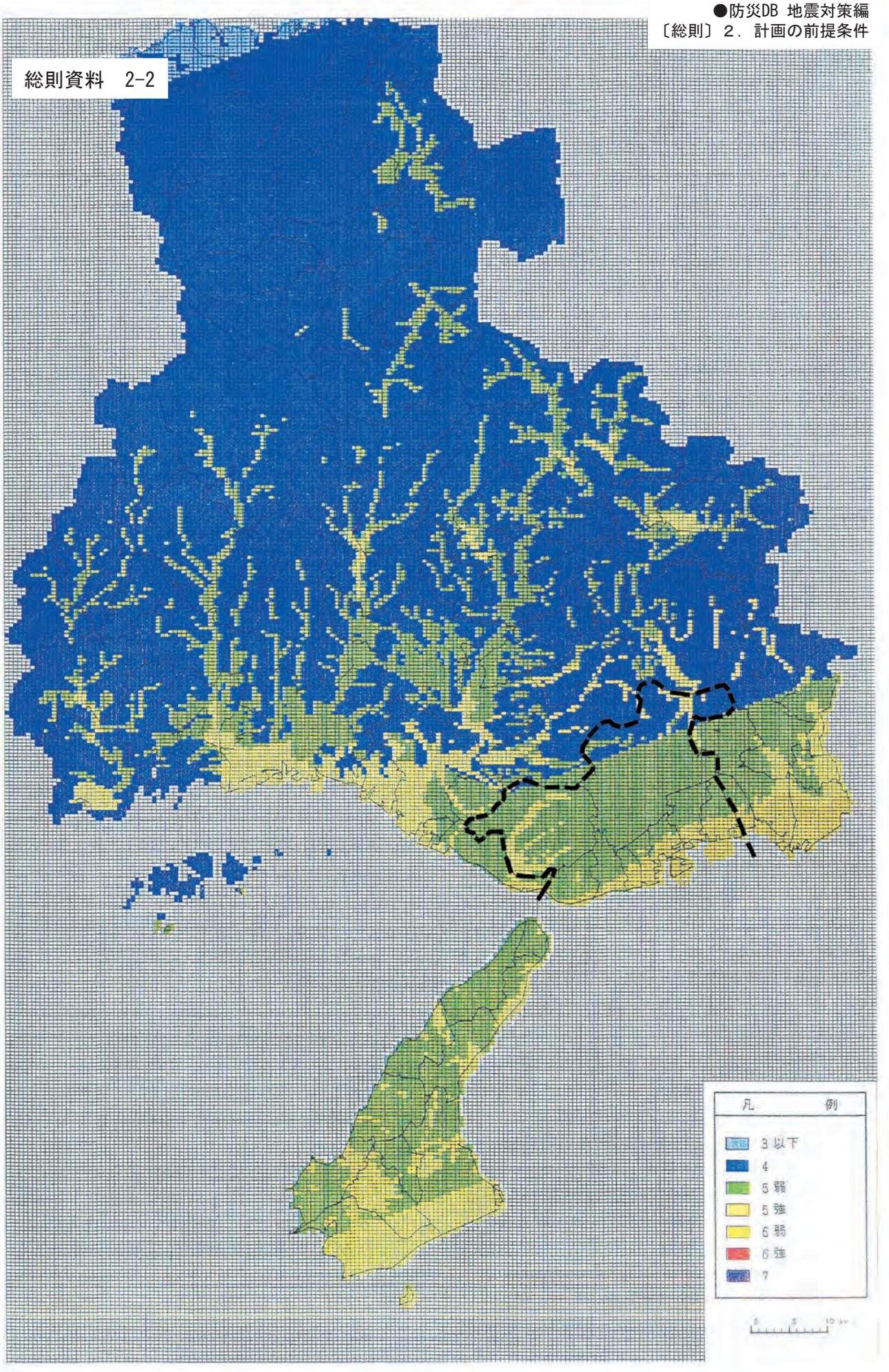

南海地震の想定震度

総則資料　2-2

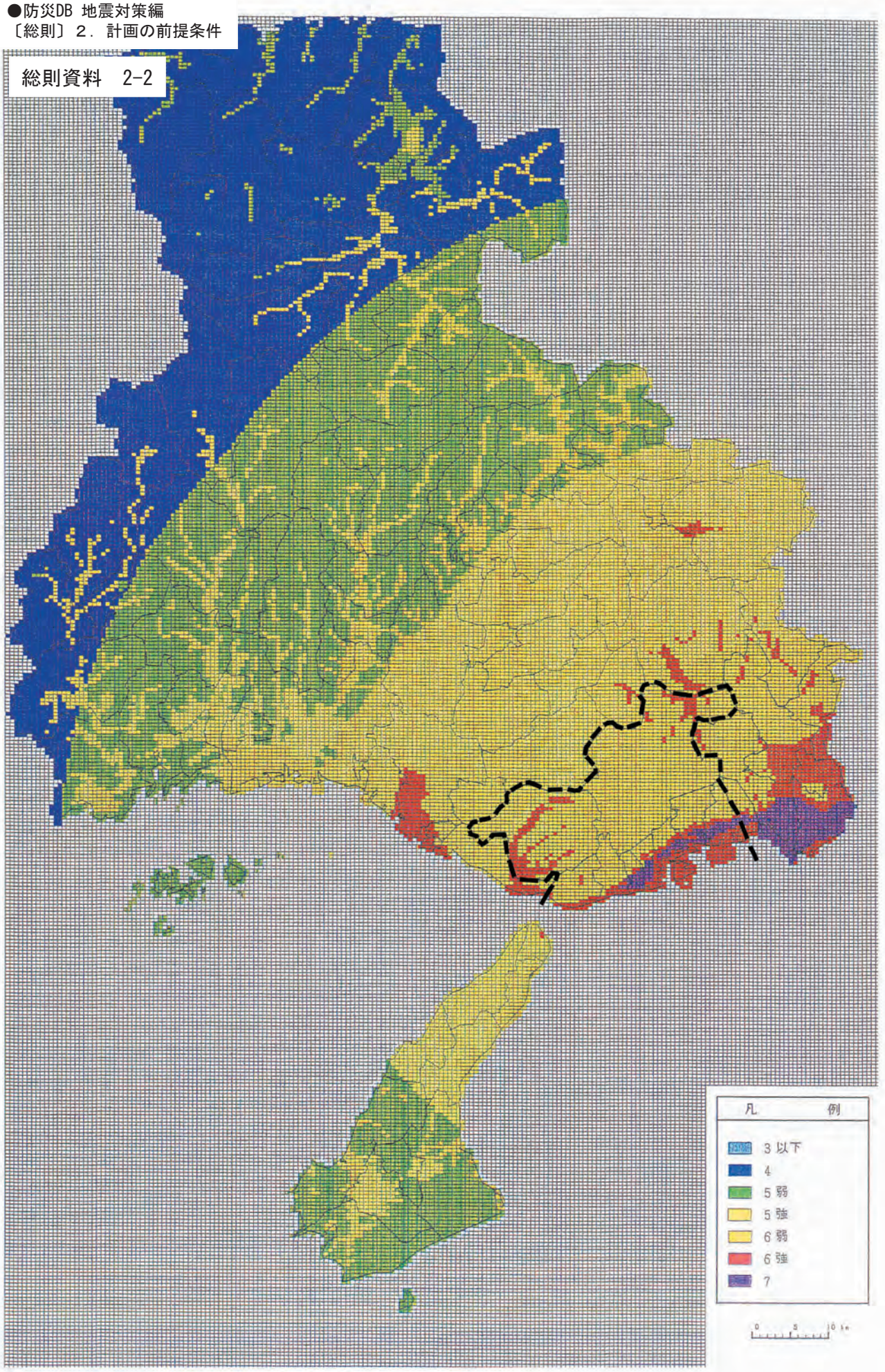

有馬－高槻断層帯～六甲淡路島断層帯地震の想定震度

総則資料　2-2

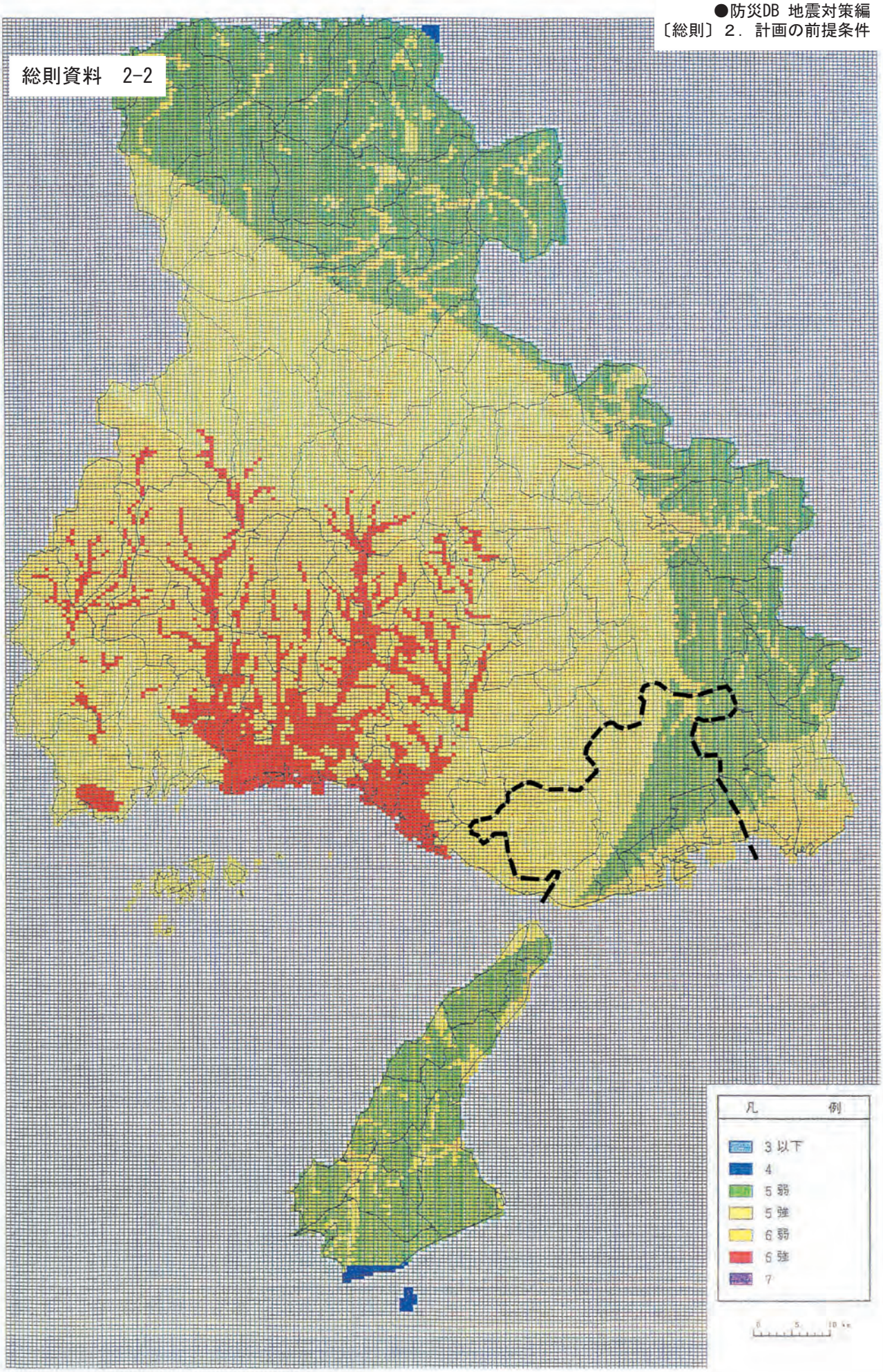

山崎断層帯地震の想定震度

総則資料　2-2

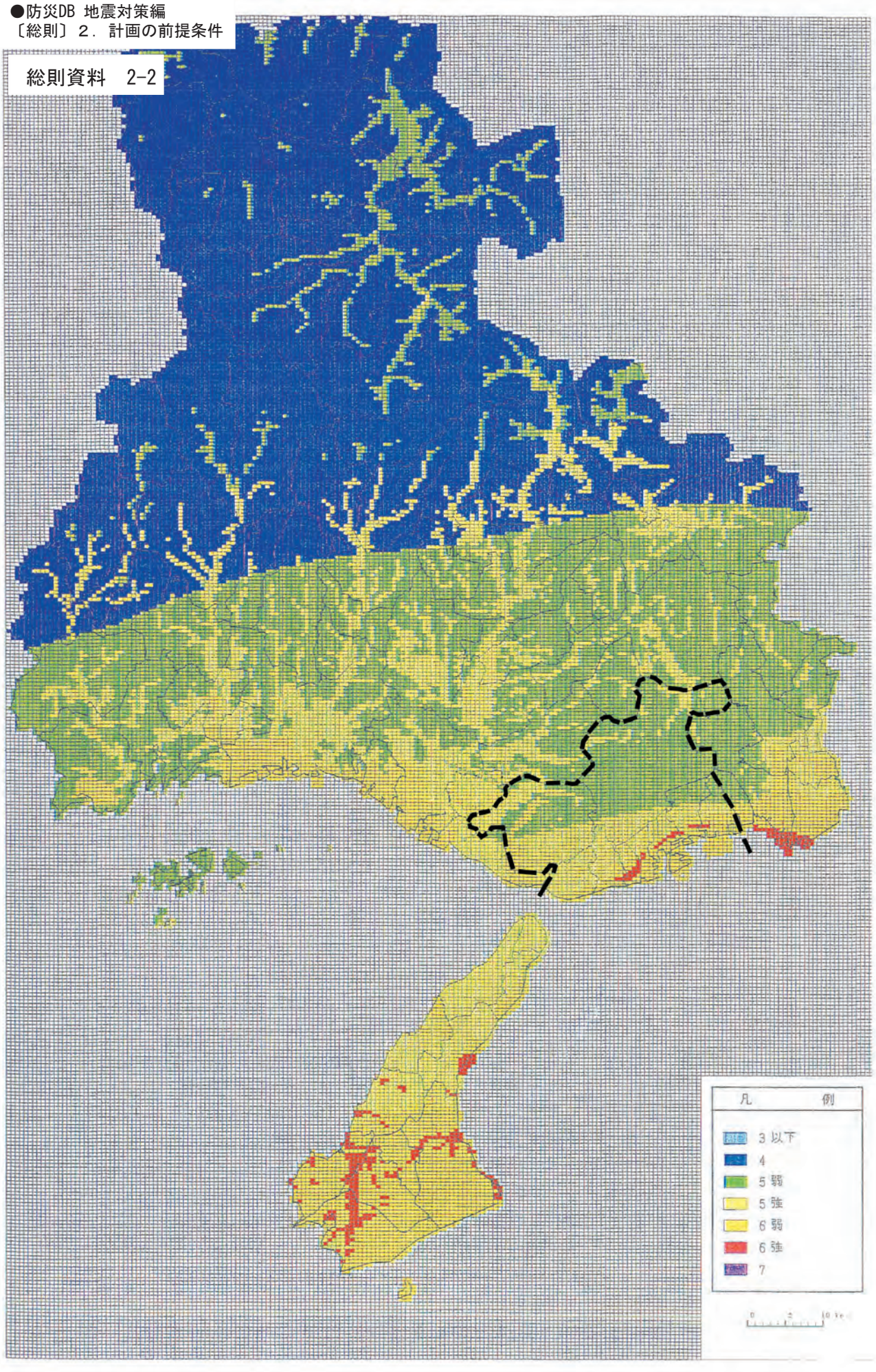

中央構造線断層帯地震の想定震度

総則資料 4-1

神戸市防災会議条例

昭和38年４月１日
条 例 第 ２ 号

(趣旨)
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条６項の規定に基づき、神戸市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。
(所掌事務)
第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1)神戸市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2)市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
(3)市の水防計画を調査審議すること。
(4)前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく法令によりその権限に属する事務。
(会長、副会長及び委員)
第３条　防災会議は、会長、副会長及び委員70人以内をもって組織する。
第４条　会長は、市長をもって充てる。
２　会長は、会務を総理する。
３　副会長は、副市長をもって充てる。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。
５　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱する。
(1)　指定地方行政機関の職員
(2)　兵庫県知事の部内の職員
(3)　兵庫県警察の警察官
(4)　市長の部内の職員
(5)　教育長
(6)　消防長及び消防団長
(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
(8)　その他市長が必要と認める者
６　前項第７号及び第８号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
７　前項の委員は、再任されることができる。
(専門委員)
第５条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命又は委嘱する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任又は解嘱されるものとする。
(幹事)
第６条　防災会議に幹事を置く。
２　幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命又は委嘱する。
３　幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。
(部会)
第７条　防災会議は、その定めるところより、部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
４　部会長は、部会の事務を掌理する。
５　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（庶務）
第８条　防災会議の庶務は、危機管理室において処理する。
（議事等）
第９条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭51.6.3条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平12.3.31条例第108号）

（施行期日）
１　この条例は、平成19年４月１日から施行する。
（水防協議会条例の廃止）
２　神戸市水防協議会条例（昭和25年９月条例第200号）は、廃止する。
（水防協議会条例の廃止に伴う経過措置）
３　この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の神戸市水防協議会条例第４条の任期を有している委員は、同条の規定にかかわらず、その時においてその職を失うものとする。

総則資料 4-1

神戸市防災会議運営要綱

(趣旨)
第１条　この要綱は、神戸市防災会議条例（昭和38年４月条例第２号）第9条の規定に基づき、神戸市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
(会議)
第２条　防災会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。
２　防災会議は、年度の当初及び防災に関し会長が必要と認めるときに開くものとする。
(専決処分等)
第３条　急を要する場合、次に掲げる事項については、会長がこれを専決処分することができる。
(1)災害に関する情報を収集すること。
(2)関係機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
(3)災害対策本部の設置について、市長に意見を述べること。
(4)その他軽易な事項
２　一部特定の機関にのみ関係ある事項については、会長が関係委員と協議して処分することができる。
３　会長は、前各項の規定による処分については、次の防災会議にその旨を報告しなければならない。
(幹事会)
第４条防災会議の幹事をもって、幹事会を組織する。
２　幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が招集し、その議長となる。
３　幹事会は、防災会議において委任された事項を処理し、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する事務を行なう。
(常任幹事)
第５条　幹事会に常任幹事若干人を置く。
２　常任幹事は、会長が指名する。
３　常任幹事は、幹事会において委任された事項を処理する。
(準用規定)
第６条　第２条第２項の規定は、幹事会の会議について準用する。
(異動報告)
第７条　委員及び幹事は、任命又は委嘱されたときの役職名に変更があった場合は、すみやかにその旨を会長に報告しなければならない。
(雑則)
第８条　前各条に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附　則

この要綱は、昭和38年7月20日から施行する。

総則資料 4-2

神戸市防災会議地震対策部会設置要綱

（設置）
第１条　神戸市防災会議条例(昭和38年４月条例第２号)第７条第１項の規定により、神戸市防災会議地震対策部会(以下「部会」という。)を設置する。
（所掌事務）
第２条　部会は、神戸市地域防災計画地震対策編の策定に関する事務をつかさどる。
（関係者の出席）
第３条　部会長は、必要があると認めるときは、神戸市防災会議の委員、幹事その他の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
（報告）
第４条　部会長は、神戸市防災会議に部会の議事の経過及び結果を報告するものとする。
（幹事会）
第５条　部会に付議すべき案件につき、事前に調査、企画及び検討を行うため、部会に幹事会を置く。
２．幹事会は、幹事若干名をもって組織する。
３．幹事は、部会長が指名する。
（庶務）
第６条　部会の庶務は、危機管理室において処理する。
（その他）
第７条　前各条に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。
附　則
この要綱は、昭和60年６月10日から施行する。

総則資料 4-3

神戸市地震対策連絡会議要綱

(目的)
第１条　本市における地震対策について、関係部局間相互の連絡調整を図り、地震防災体制を充実強化し、及び検討するために神戸市地震対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。
(組織)
第２条　連絡会議は危機管理監が主宰する。
２．連絡会議は、次の各号に掲げる部局に属する職員で構成し、別表に定める者をもって充てる。
(1)危機管理室
(2)市民参画推進局
(3)建設局
(4)都市計画総局
(5)消防局
(6)水道局
(7)その他危機管理監が必要と認める部局
(所掌事務)
第３条　連絡会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
(1)本市における具体的な地震防災計画についての、調査研究に関すること。
(2)関係部局における地震に関する事業、調査研究等情報の相互交換を図ること。
(3)前各号に掲げるもののほか、地震防災対策に関すること。
(開催)
第４条　連絡会議は、危機管理監が必要に応じて開催する。
(庶務)
第５条　連絡会議の庶務は、危機管理室で行う。
附　則
(施行期日)
この要綱は、昭和54年１月１日から施行する。

中略

附　則
この要綱は、平成３年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

区　分	担　当　職　員
危機管理室	危機管理室長　危機管理室担当課長(3)
市民参画推進局	市民参画推進局参画推進部広報課長
建設局	建設局総務部庶務課長、公園砂防部計画課長
都市計画総局	都市計画総局計画部計画課長、建築指導部建築調整課長
消防局	消防局警防部警防課長
水道局	水道局経営企画部庶務課長
その他	その他危機管理監が必要と認める者

予防資料 2-1

地下埋設物設置状況

１．大阪ガス株式会社導管事業部兵庫導管部

ガス管種別		延長
高圧管		27 km
中圧管	中圧A	259 km
	中圧B	406 km
低圧管	本管	2,361 km
	支管	2,551 km

２．関西電力株式会社神戸支店

電線種別		延長
送電線	管路	288.473 km
	直埋ケーブル	1.163 km
配電線	管路	843.3 km
	直埋ケーブル	4.6 km
電柱		401,865 本

３．西日本電信電話株式会社兵庫支店

種別	延長
とう道	15.2 km
管路	8,049 km
直埋ケーブル	0.6 km
電柱	51,200 本

４．神戸市建設局

種別	延長
下水道管渠汚水	4,010 km
下水道管渠雨水	628 km

５．神戸市水道局

種別		延長
導水管		35 km
送水管		294 km
配水管		4,686 km
	鋳鉄管	4,398 km
	鋼管	112 km
	ポリエチレン管	54 km
	ビニール管他	122 km

東南海・南海資料 1-1

兵庫県沿岸域における津波被害想定調査抜粋（兵庫県津波災害研究会）

平 成 12 年 3 月
兵庫県津波災害研究会

計算条件

計算格子間隔	3,600m，1,800m，600m，200m，100m，50m，25m
検討対象津波	①地震規模…M8.4(安政南海地震津波(1854年，M8.4)相当) ②震源位置…安政南海地震震源位置より東に約100km＝宝永地震震源位置 ③基本断層モデル…安政南海地震津波をモデルとした相田モデル (1981，Model20’，下図参照) 出典：佐藤良輔編著「日本の地震断層パラメータ・ハンドブック」pp.133
計算時間	6時間
計算時間間隔	0.6秒(計算の安定条件式を満足させるための時間)
粗度係数　n	n=0.025(s/m・)
計算潮位	朔望平均満潮位(H.W.L)　T.P.+0.8m(K.P.=+1.70m) ※神戸地区工事用基準面(K.P.)を採用
構造物条件	①神戸市港湾整備局により、水際線構造物の天端高の提供を得て、データ化 ②既設防潮施設のうち、検討対象とする鉄扉、陸閘、防潮水門については、神戸市港湾整備局提供資料により、施設規模、施設敷き高から選定 ・角落、制水扉、常時閉鎖されている施設は対象外 ・施設敷き高が『T.P.+3.0m(K.P.+3.9m)※』以下の施設を対象 ※T.P.+3.0m＝「予想最高津波高さ＋余裕高50cm」の値
津波評価	津波評価点における津波高さ時系列変化図　参照

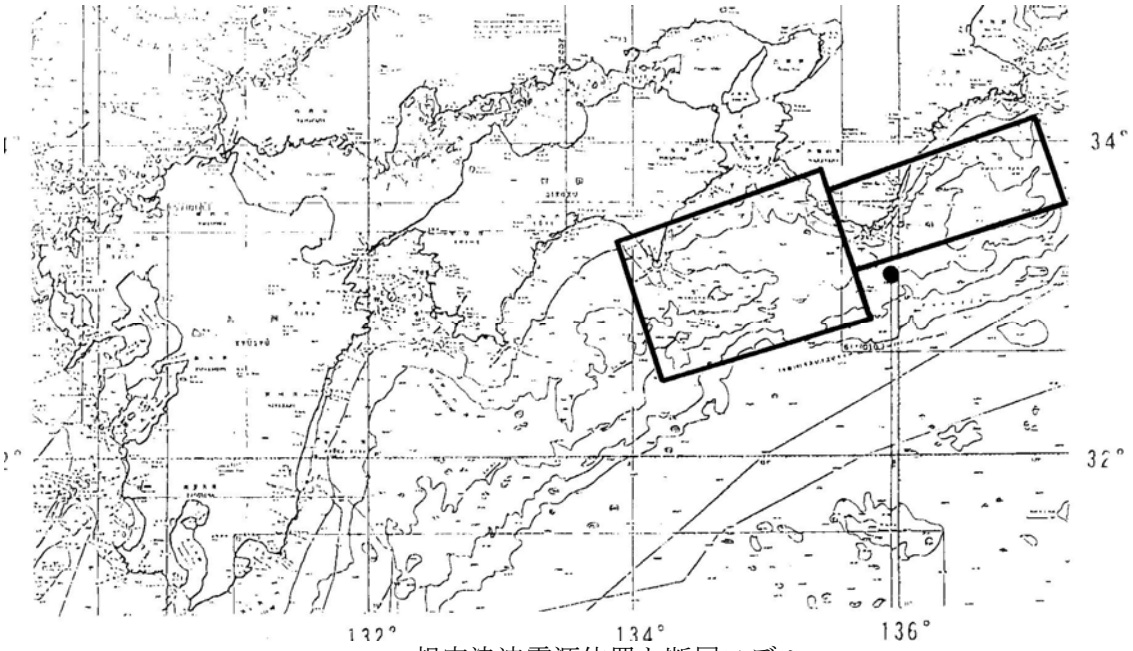

想定津波震源位置と断層モデル

東南海・南海資料 1-1

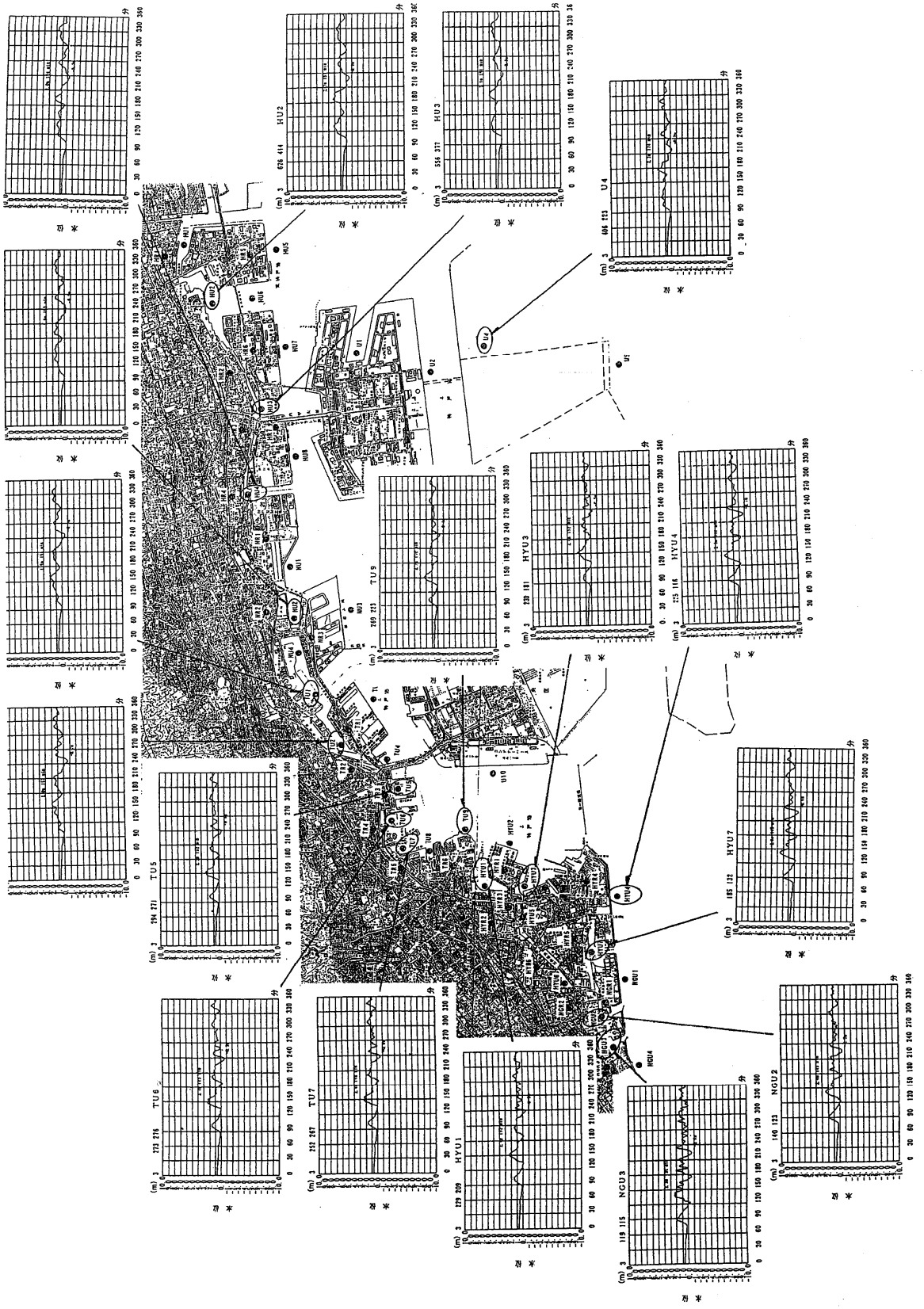

津波評価点における津波高さ時系列変化図

東南海・南海資料 1-2

東南海、南海地震に関する報告抜粋（中央防災会議「東南海、南海地震に関する専門調査会」）

平成15年12月

１．被害の全体像

東南海・南海地震の同時発生（朝５時発生のケース）により、揺れ、地盤の液状化、津波、火災等により別紙２のとおり、東海地震に係る被害想定を大きく上回る極めて広域かつ甚大な被害が発生すると想定される。

建物全壊棟数は約33 万棟～36 万棟となり、水道、電気、ガス等ライフラインにも大規模な供給支障が発生し、地震発生の一週間後には約500万人の避難生活者が発生するものと想定される。また、多数の犠牲者も想定され、約1 万2 千人～1 万8 千人に及ぶ貴い人命が失われるおそれがある。

これらの建物被害、人的被害、生活支障等の被害は、東海地方や和歌山県・高知県など太平洋に面した地域を中心とし、内陸部や瀬戸内海、九州地方等も含め、非常に広域にわたって発生すると想定される。

２．被害の特徴

（１）極めて甚大な被害

上記１．の被害に加え、地域内で対応困難な重傷者は最大約3 万6 千人に達し、域外からの人命救助の支援や医療支援が必要となるほか、米（250 万kg／日）や水（15,000kl／日）など大量の物資不足が発生すると想定される。

（２）非常に広域にわたる揺れ、津波の被害

強い揺れによる建物被害、人的被害は、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、高知県等を中心に、東海地震とほぼ同規模の被害が広範囲で発生する。

さらに、高い津波による建物被害、人的被害は、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、宮崎県等を中心に、東海地震の数倍に及ぶ極めて甚大な被害が広範囲で発生する。

地震発生時の応急活動も広域にわたって実施され、応援部隊の配備も国家的な観点から行う必要が生じる。

（３）広域に津波が来襲することによる多数の犠牲者

高い津波が極めて広い範囲に及ぶことにより、津波からの逃げ遅れによる死者数は約3,300 人にのぼると想定される。しかし、住民の避難意識が低く、地震直後に津波からの迅速な避難が十分に行われなかった場合は、死者数は約8,600人にまで拡大すると想定され、津波避難に関する意識向上の徹底が必要であることが明らかになった。

（４）揺れによる建物被害に伴う多数の犠牲者

揺れによる建物被害に伴う死者数は最大約6,600人にも上ると想定され、建物耐震化の緊急的実施や建物の耐震性を踏まえた適切な避難行動等の必要性が明らかになった。

（５）地震と津波による複合災害

戦後の日本で発生した津波は、地震の揺れにより海岸の施設が損傷したところに来襲したものはないが、東南海・南海地震は海溝型地震であり、沿岸部では、強い揺れと大きな津波に襲われ甚大な被害が発生する。地震の揺れと液状化により海岸や河川堤防の損壊や水門の機能支障が発生するおそれがあり、その場合津波被害が拡大したり、地震の揺れに伴う建物の倒壊により下敷きになったところへ津波が来襲することにより死者数が増加するなど、地震と津波による複合災害に十分備える必要がある。

（６）甚大な経済的被害

東南海・南海地震の同時発生により直接被害、間接被害あわせて約57兆円の経済被害が発生することから、これらの経済的被害をできるだけ減少させるための予防対策等を国、地方公共団体等だけでなく、企業も含めて進める必要がある。

東南海・南海資料 1-2

東南海・南海地震に係る被害想定結果

○建物全壊棟数（朝５時のケース）

	東南海・南海地震	（参考）東海地震 （東海地震対策専門調査会）
揺れ	静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、高知県等強い揺れが生じる地域を中心に、約170,200棟　※	静岡県、愛知県東部、山梨県南部等を中心に 約170,000棟
液状化	揺れの大きい地域や軟弱地盤を中心に、 約83,100棟	揺れの大きい地域や軟弱地盤を中心に、 約26,000棟
津波	三重県、和歌山県、徳島県、高知県、宮崎県等の沿岸部を中心に、約40,400棟　※	静岡県、三重県等の沿岸部を中心に、約6,800棟
火災	（風速３ｍの場合）約13,200棟 （風速15ｍの場合）約40,600棟	（風速３ｍの場合）約14,000棟 （風速15ｍの場合）約50,000棟
崖崩れ	揺れの大きい地域を中心に崖崩れが発生し、 約21,700棟	揺れの大きい地域を中心に崖崩れが発生し、 約7,700棟
合計	（風速３ｍの場合）約328,600棟 （風速15ｍの場合）約356,100	（風速３ｍの場合）約230,000棟 （風速15ｍの場合）約260,000棟

※(参考)
・地震動による水門の閉鎖不能等を考慮した場合の津波による建物被害の増加は、約 16,300 棟
・震度6弱未満のデータのばらつきを考慮した場合、地震の揺れによる建物被害の増加は約 32,300 棟

○ライフライン等

	東南海・南海地震	（参考）東海地震 （東海地震対策専門調査会）
水道	断水人口（発生直後）約1,600万人	断水人口（発生直後）約550万人
電気	停電人口（発生直後）約1,000万人	停電人口（発生直後）約520万人
ガス	供給支障人口（１週間後）約300万人	供給支障人口（１週間後）約290万人
交通施設	道路、鉄道等にも被害が発生し、一定期間利用困難となることも想定。港湾は、特に、液状化や津波による機能低下・停止が想定	
避難生活	地震発生の１週間後には約500万人の避難者	地震発生の１週間後には約190万人の避難者
物資不足	米は最大約250万ｋｇ、飲料水は最大約15,000ｋｌ、その他食料、毛布、肌着等が不足	米は最大約41万ｋｇ、飲料水は最大約5,500ｋｌ、その他食料、毛布、肌着等が不足
医療対応	地域内で対応困難な重傷者は最大で約36,000人	地域内で対応困難な重傷者は最大で約27,000人
その他	ブロック塀の倒壊やビルからの落下物等の被害、危険物・高圧ガス施設の被害、文化財の被害、津波による漁船・船舶、水産関連施設被害等	

東南海・南海資料 1-2

○死者数（朝５時のケース）

	東南海・南海地震	（参考）東海地震 （東海地震対策専門調査会）
揺れ	約 6,600人　※	約 6,700人　※
液状化	死者は発生せず	死者は発生せず
津波	住民の避難意識の程度により 約 3,300～約 8,600人　※	住民の避難意識の程度により 約 400人～約 1,400人
火災	（風速　３ｍの場合）　約 100人 （風速 15ｍの場合）　約 500人	（風速　３ｍの場合）　約 200人 （風速 15ｍの場合）　約 600人
崖崩れ	約 2,100人	約 700人
合計	約 12,100人～約 17,800人　※	約 7,900人～約 9,200人

（過去の地震災害の実態を踏まえて推計）

※(参考)

・地震動による水門の閉鎖不能等を考慮した場合、津波による死者数の増加は、住民の避難意識の程度により約 1,400 人～約 3,200 人

・震度6弱未満のデータのばらつきを考慮した場合の地震の揺れによる死者数の増加は、約 1,400 人

○　死者数は、揺れ、津波、火災、崖崩れによる通常ケースの被害のみ定量的に算出したものであり、落下物等上記要因意外でも人的被害は発生する。

○　また、海水浴シーズンにおける海水浴客の被害や、水産業関係者等が漁船等の確認のため海岸部に集まったときの被害など、特徴的なケースでは極めて甚大な被害が発生することも考えられる。

東南海・南海資料 1-2

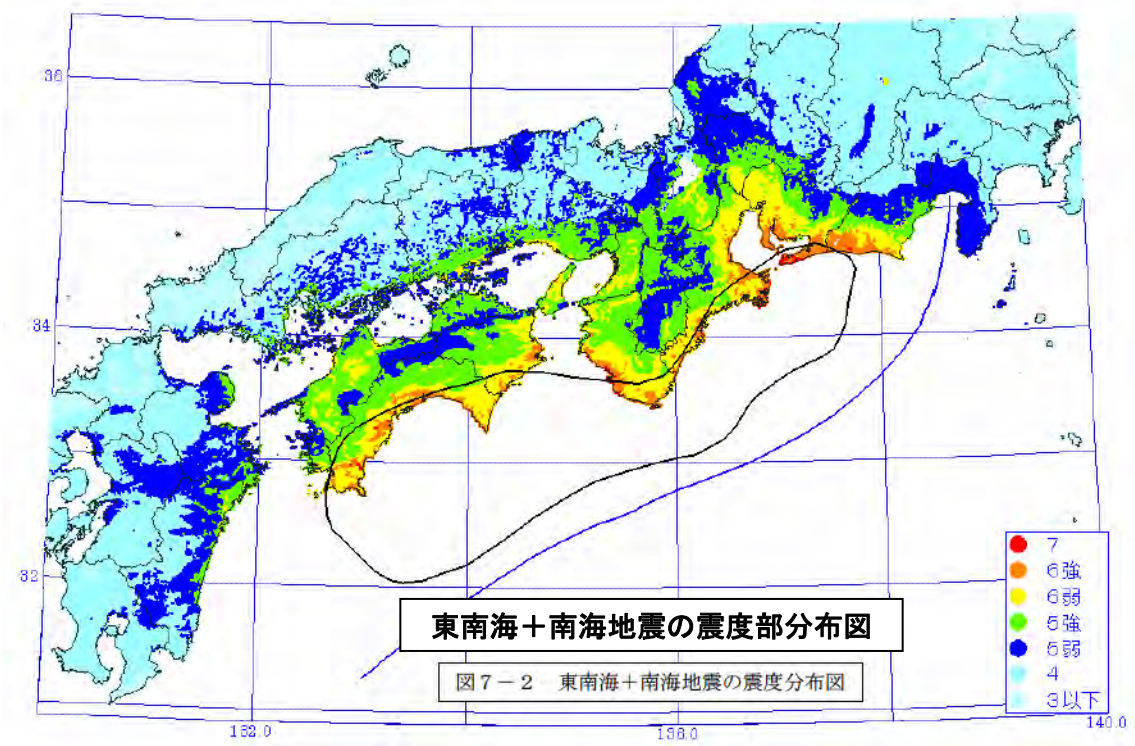

図７－２　東南海＋南海地震の震度分布図

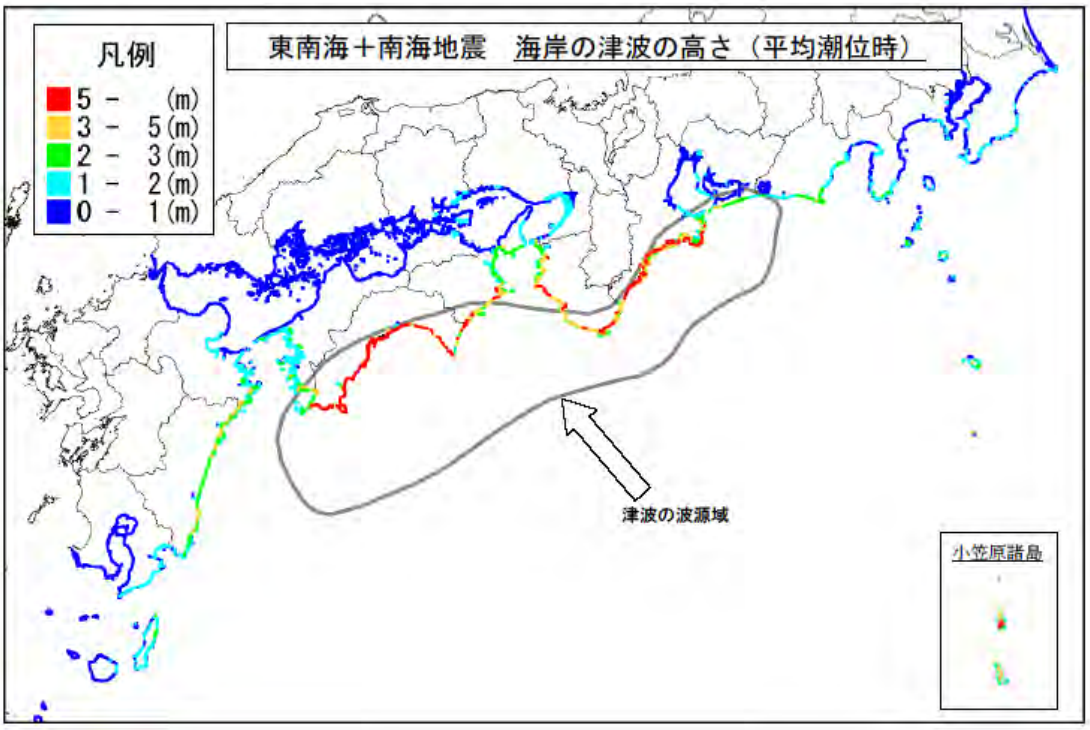

東南海・南海資料 1-2

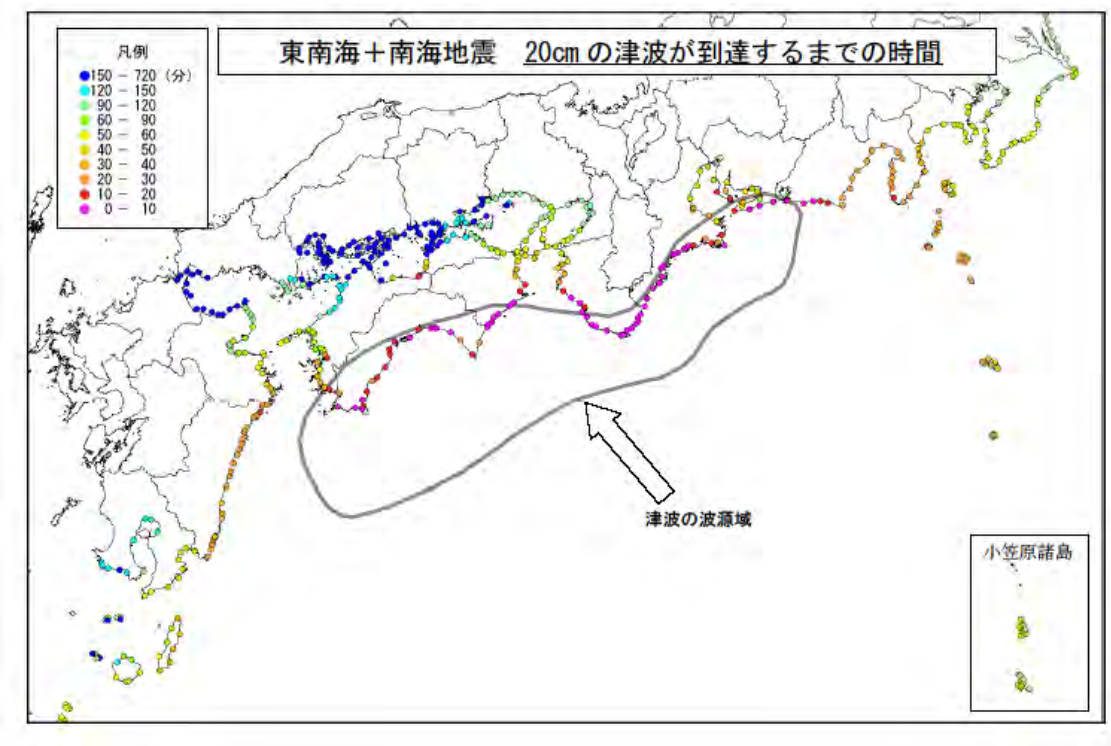
凡例
150 － 720（分）
120 － 150
90 － 120
60 － 90
50 － 60
40 － 50
30 － 40
20 － 30
10 － 20
0 － 10
東南海＋南海地震　20cmの津波が到達するまでの時間
津波の波源域
小笠原諸島

東南海・南海資料 1-2

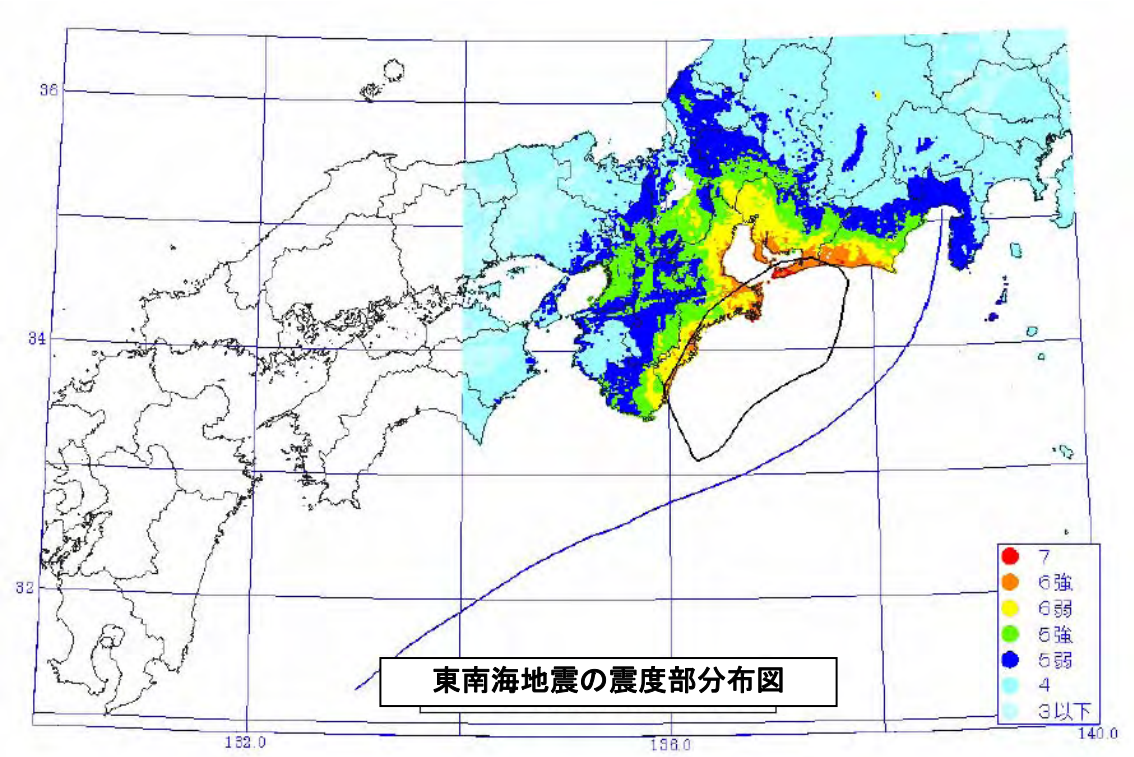
36
34
32
132.0
138.0
140.0
7
6強
6弱
5強
5弱
4
3以下
東南海地震の震度部分布図

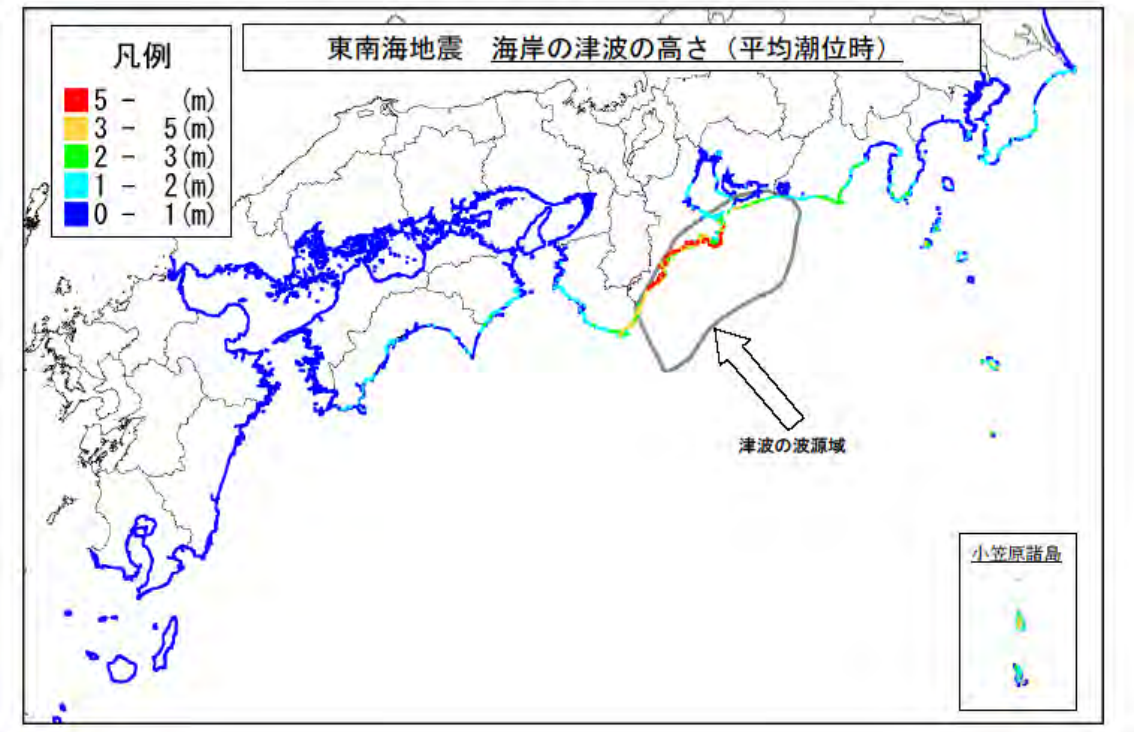
凡例
5 - (m)
3 - 5 (m)
2 - 3 (m)
1 - 2 (m)
0 - 1 (m)
東南海地震　海岸の津波の高さ（平均潮位時）
津波の波源域
小笠原諸島

東南海・南海資料 1-2

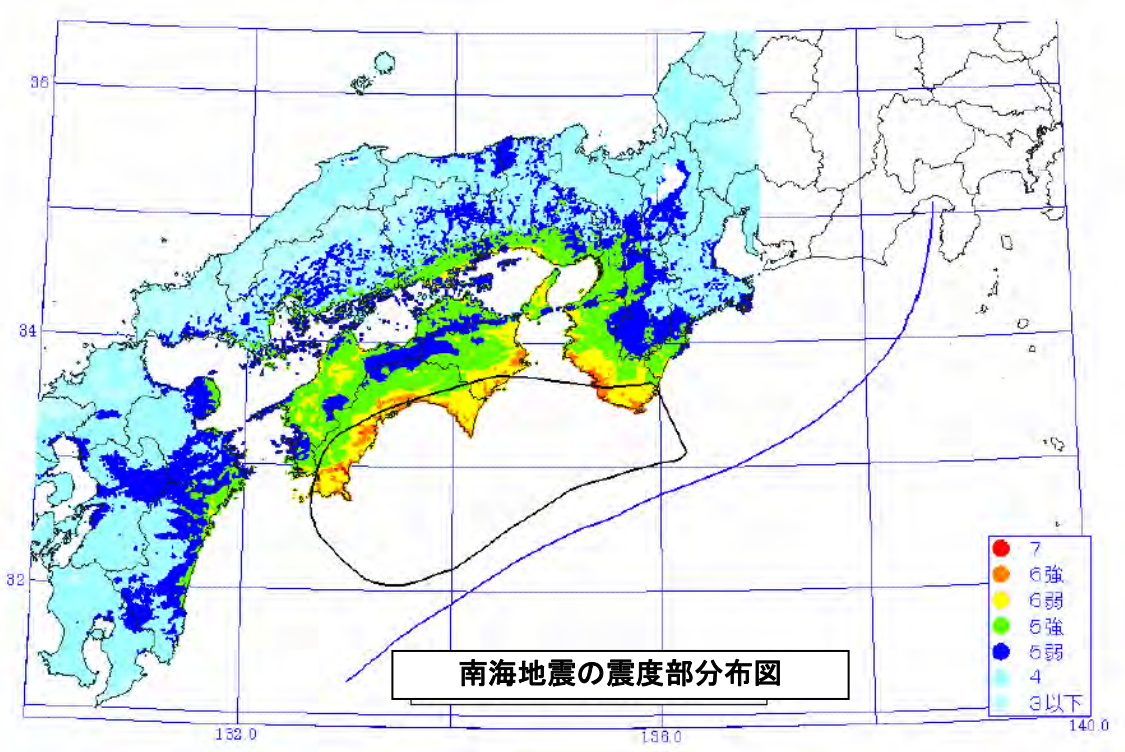
36
34
32
132.0
136.0
140.0
7
6強
6弱
5強
5弱
4
3以下
南海地震の震度部分布図

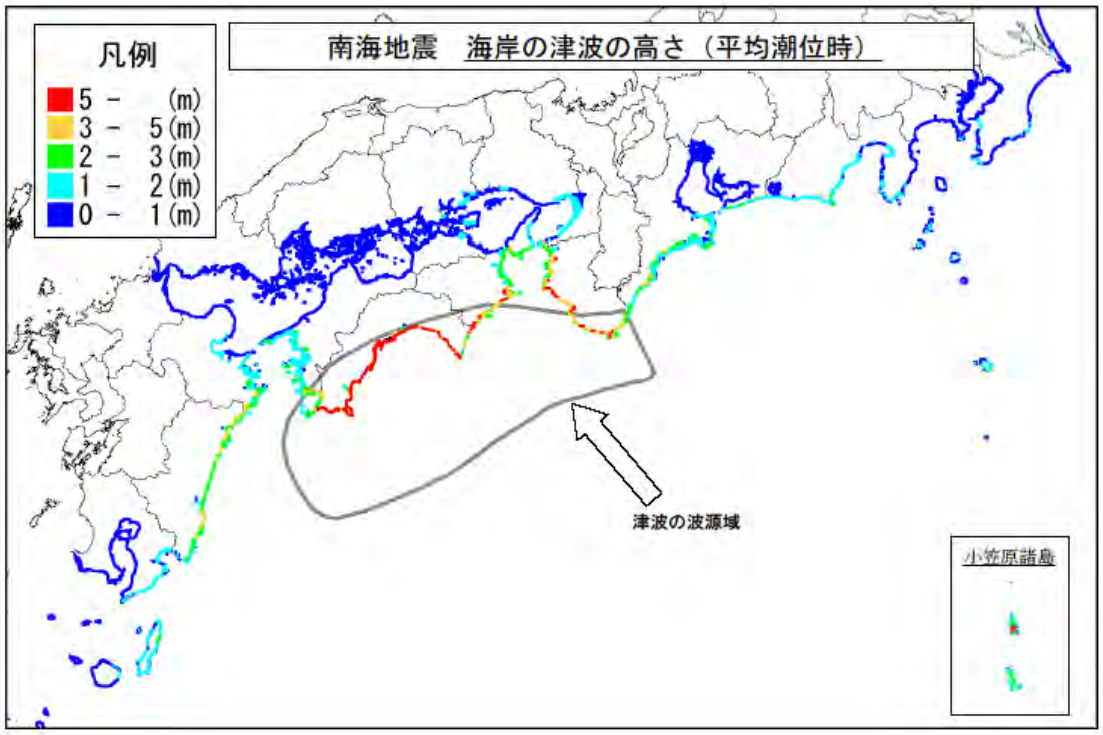
凡例
5 － (m)
3 － 5 (m)
2 － 3 (m)
1 － 2 (m)
0 － 1 (m)
南海地震　海岸の津波の高さ（平均潮位時）
津波の波源域
小笠原諸島

東南海・南海資料 1-2

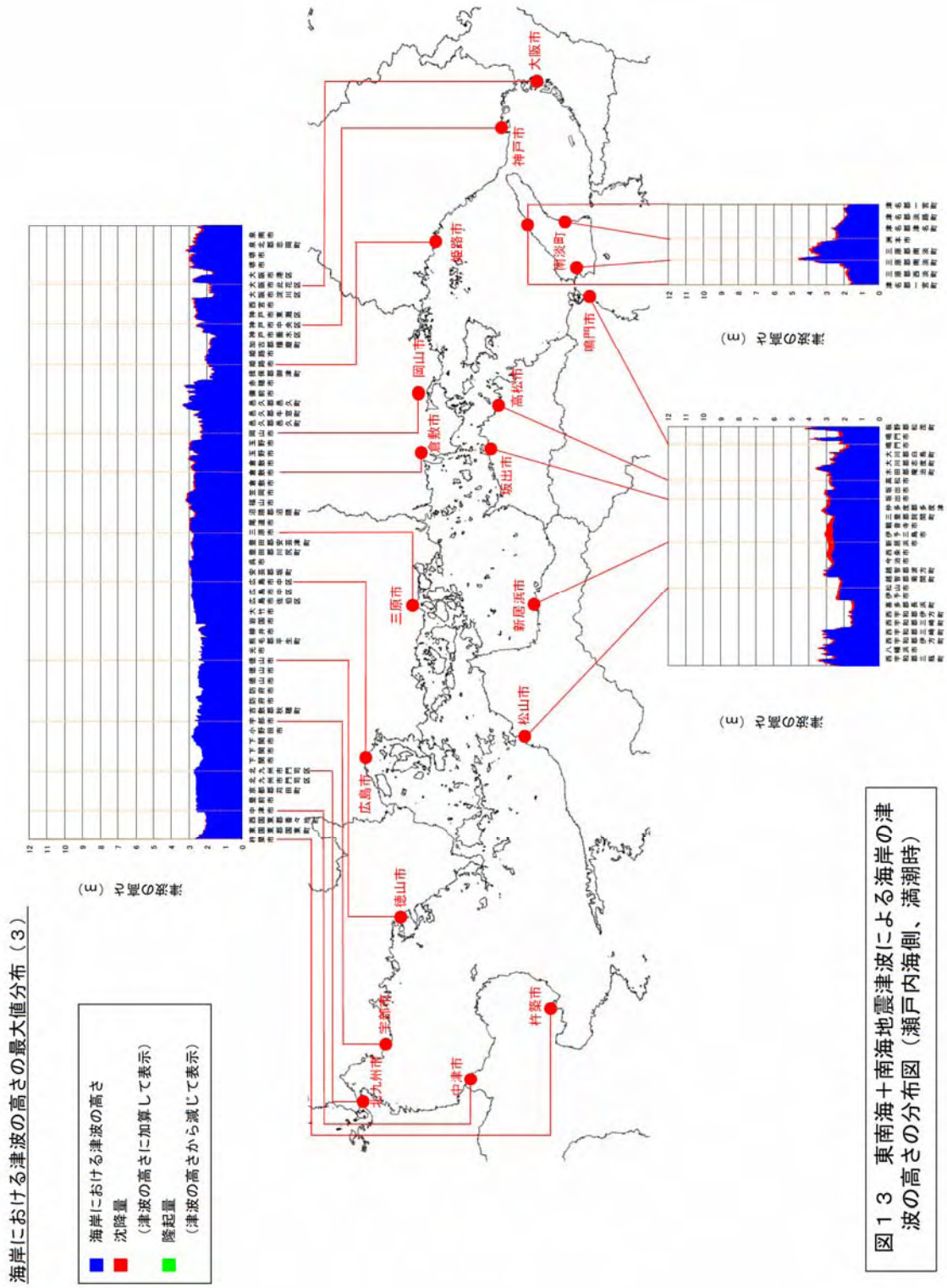

図１３　東南海＋南海地震津波による海岸の津波の高さの分布図（瀬戸内海側、満潮時）

総則資料　2-3-1

明石川水系浸水想定区域図

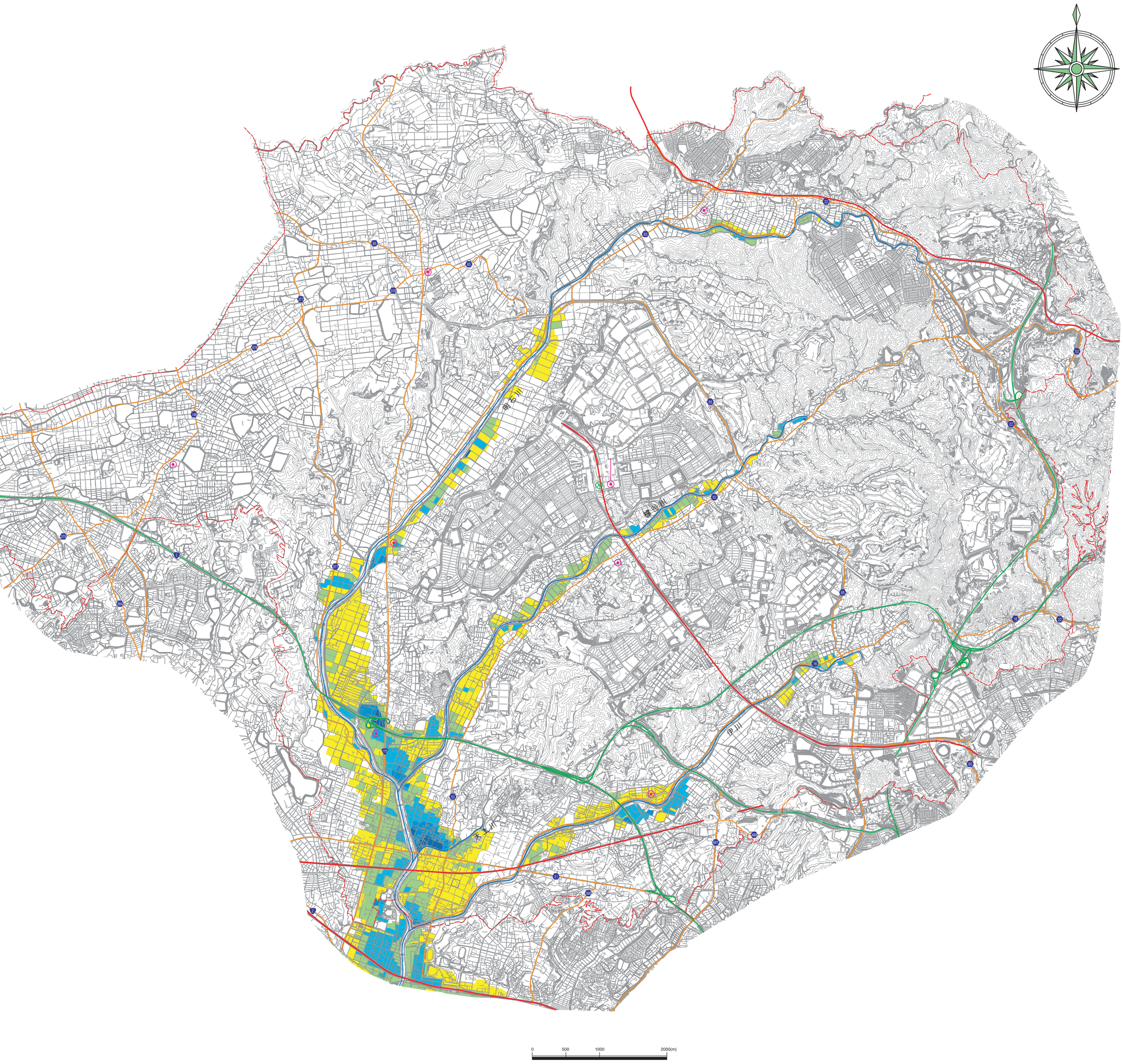

	浸水深が3.0～4.0m未満の区域
	浸水深が2.0～3.0m未満の区域
	浸水深が1.0～2.0m未満の区域
	浸水深が0.5～1.0m未満の区域
	浸水深が0.5m未満の区域
	浸水想定検討区間（－ － は地下河川）

総則資料 2-3-2

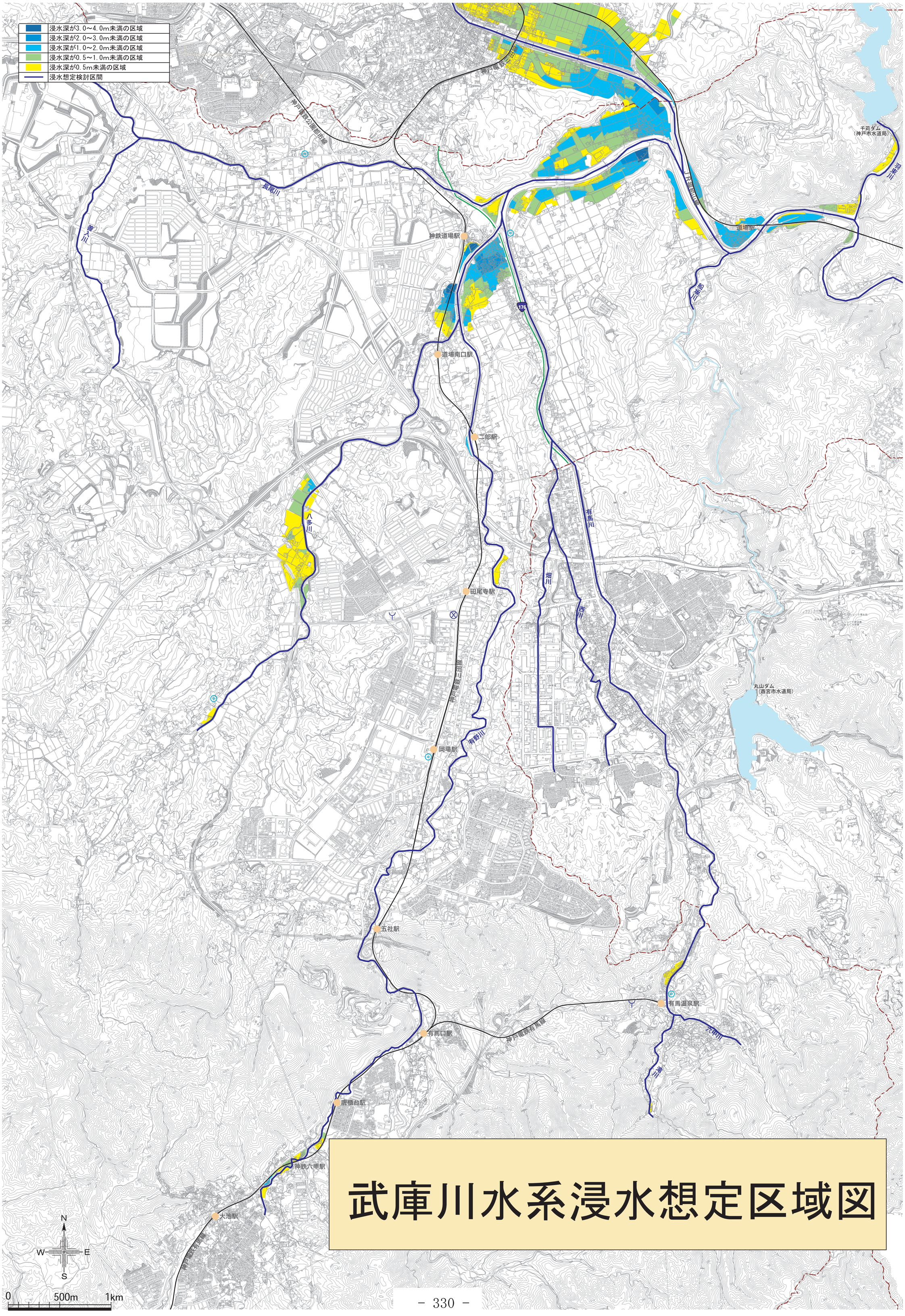

武庫川水系浸水想定区域図

総則資料 2-3-3

加古川水系浸水想定区域図

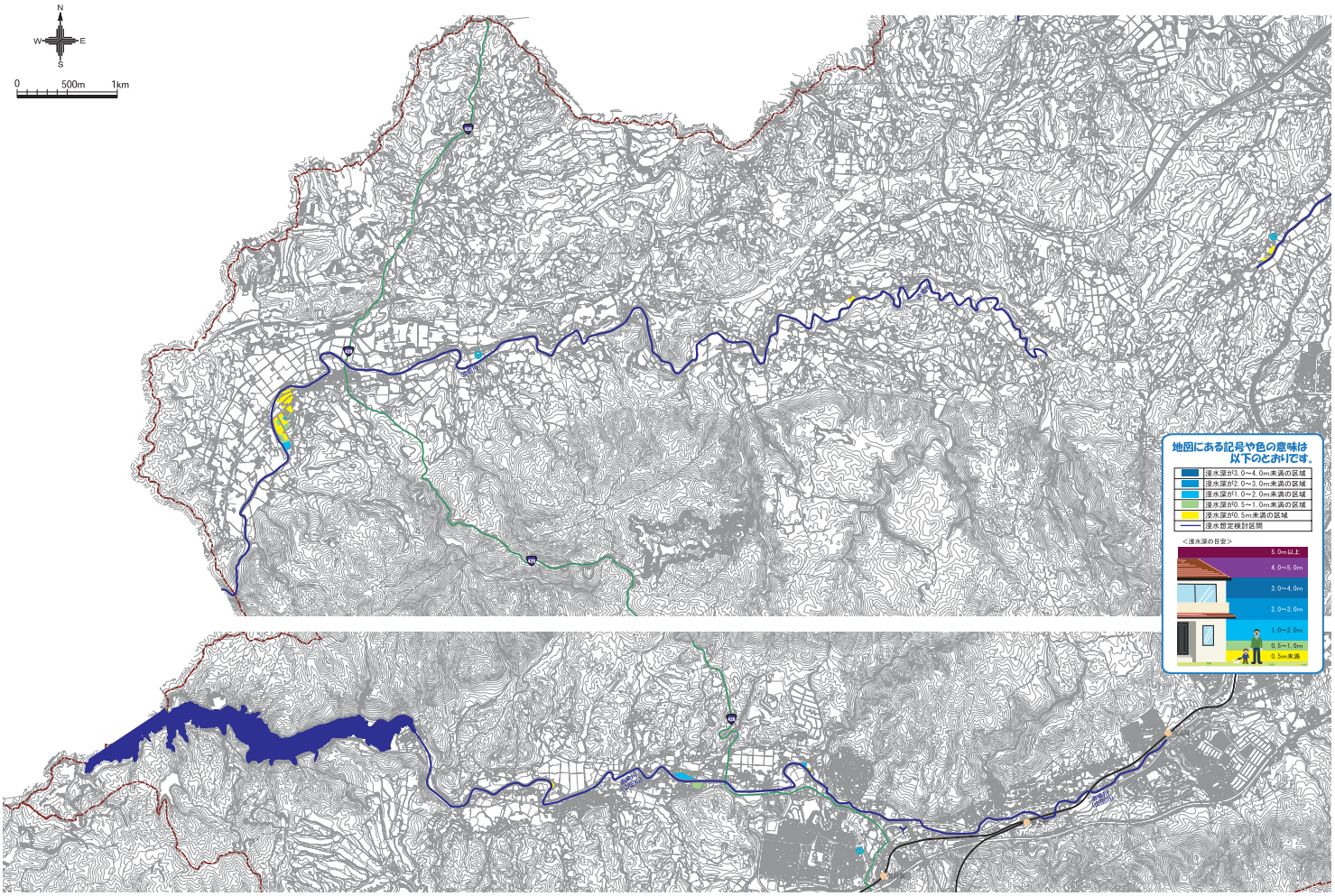

総則資料 2-3-4

高橋川水系浸水想定区域図

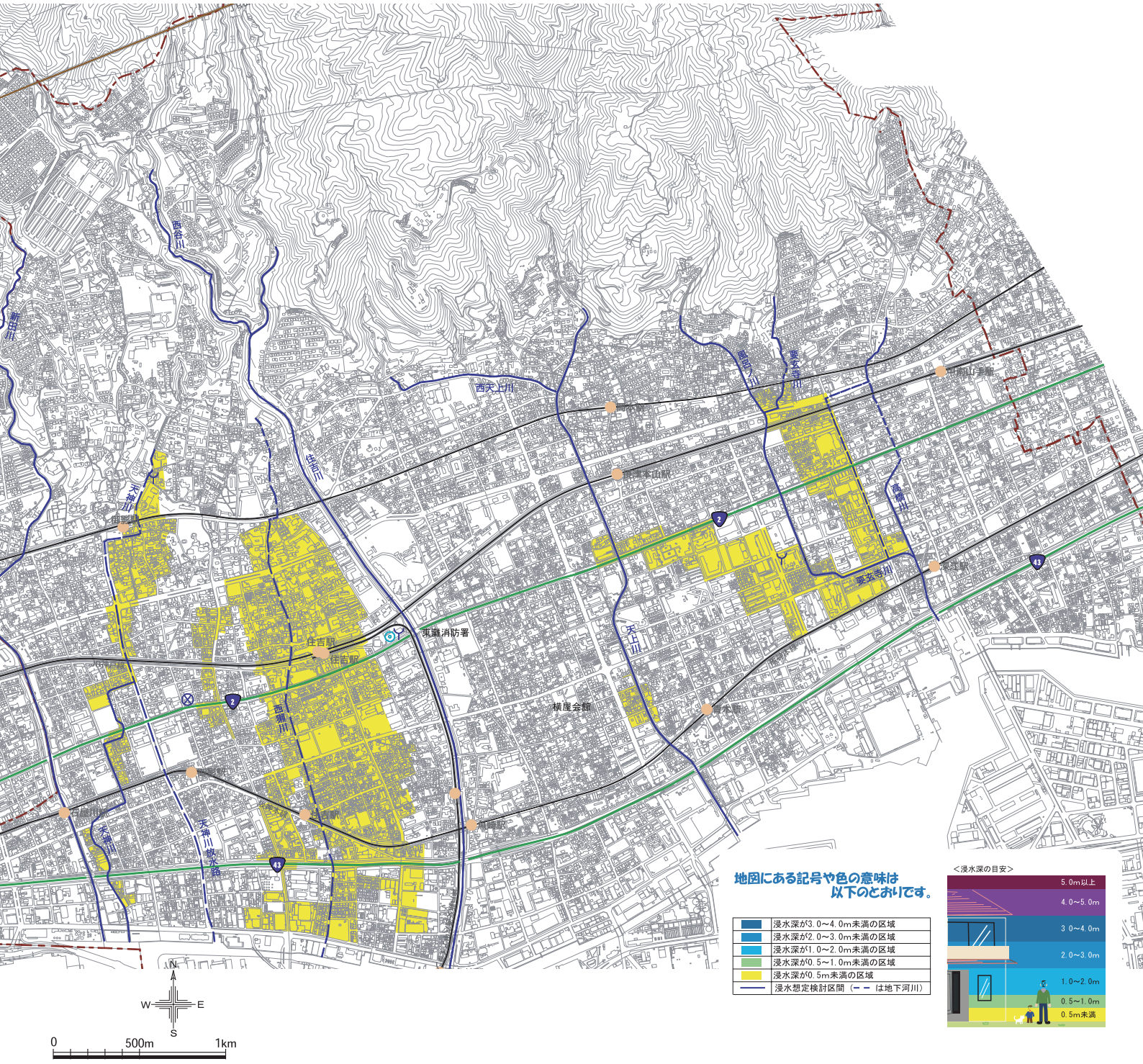

総則資料 2-3-5

新湊川水系浸水想定区域図

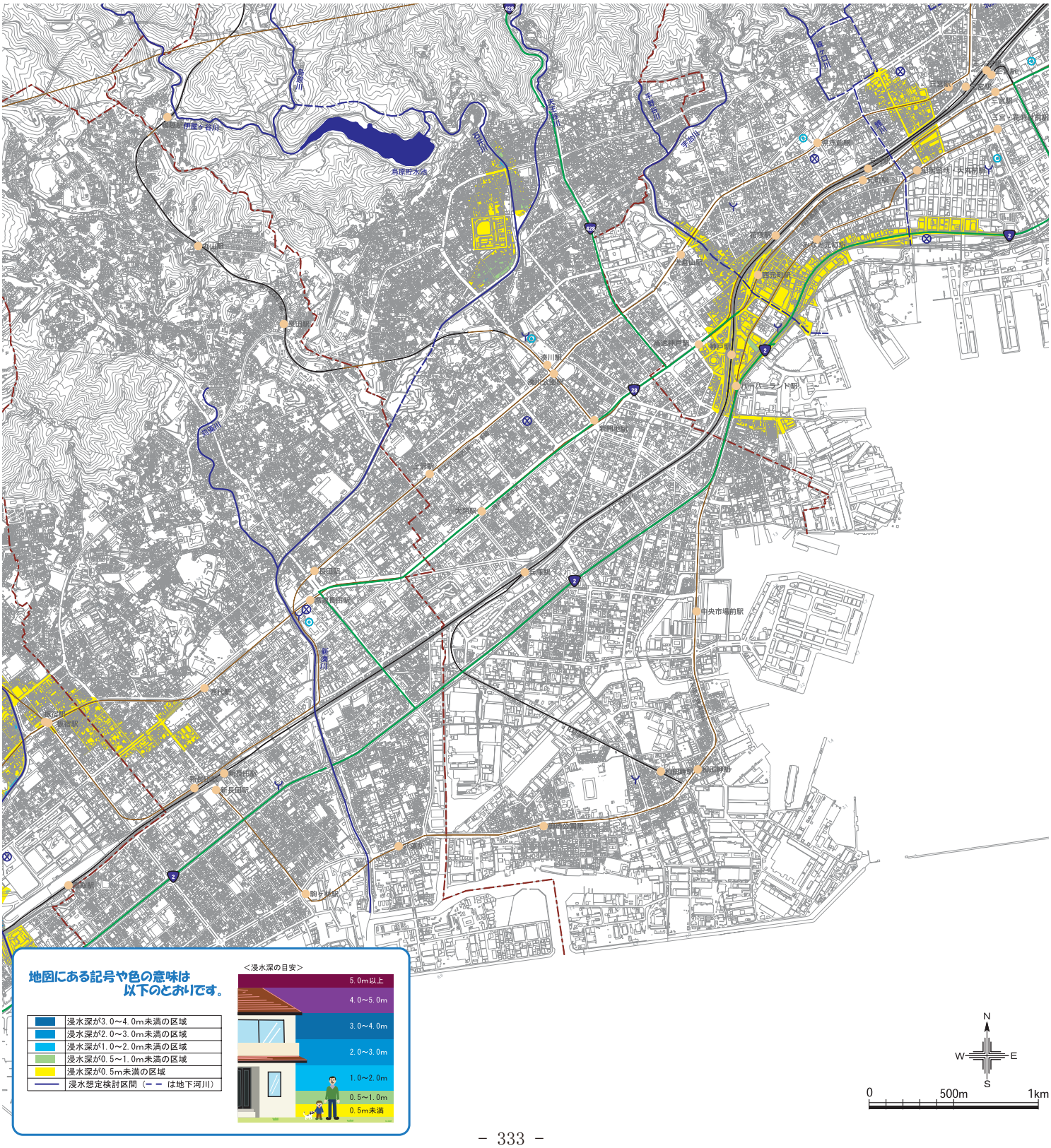

妙法寺川水系浸水想定区域図

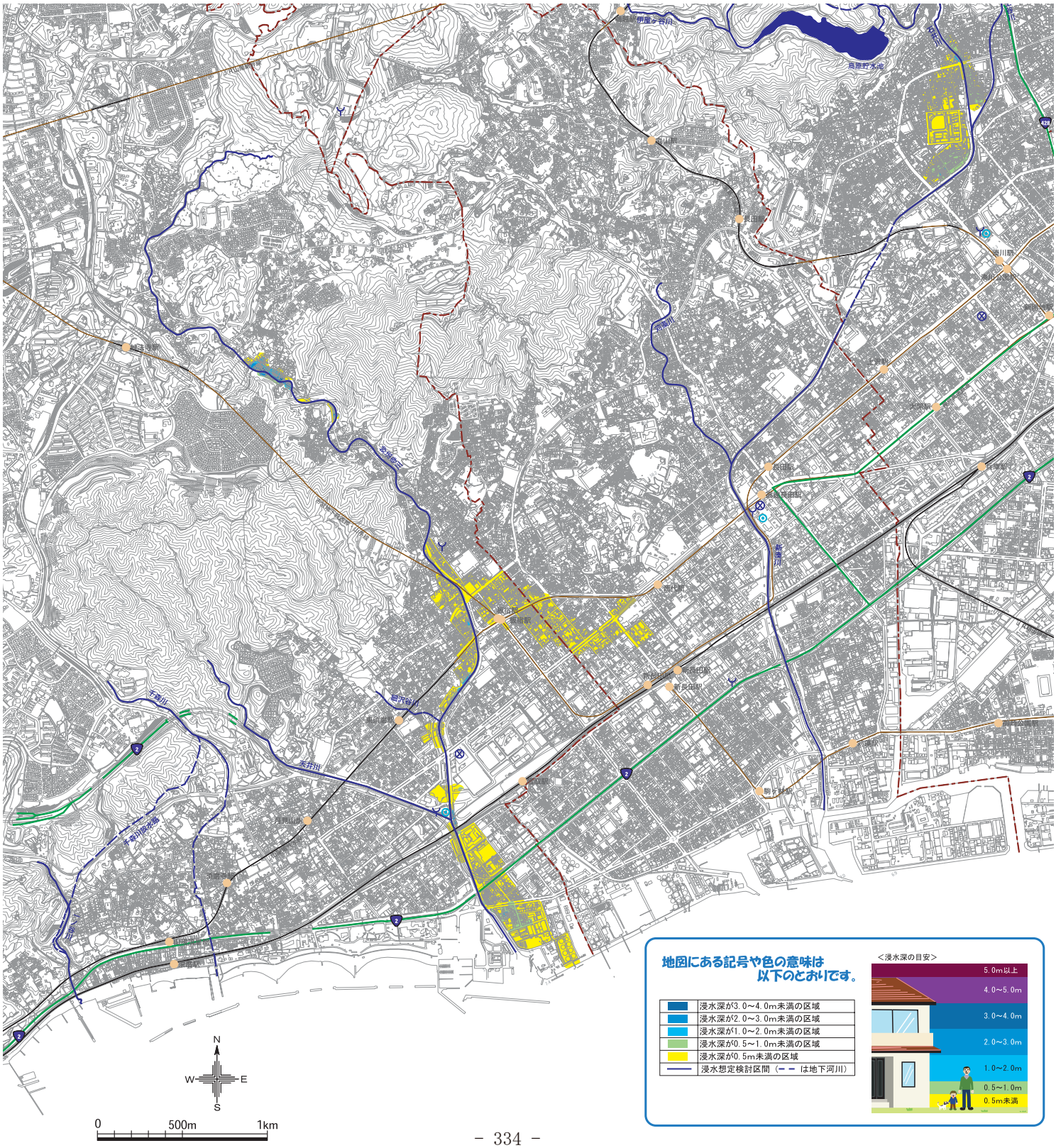

総則資料 2-3-7

福田川・山田川水系浸水想定区域図

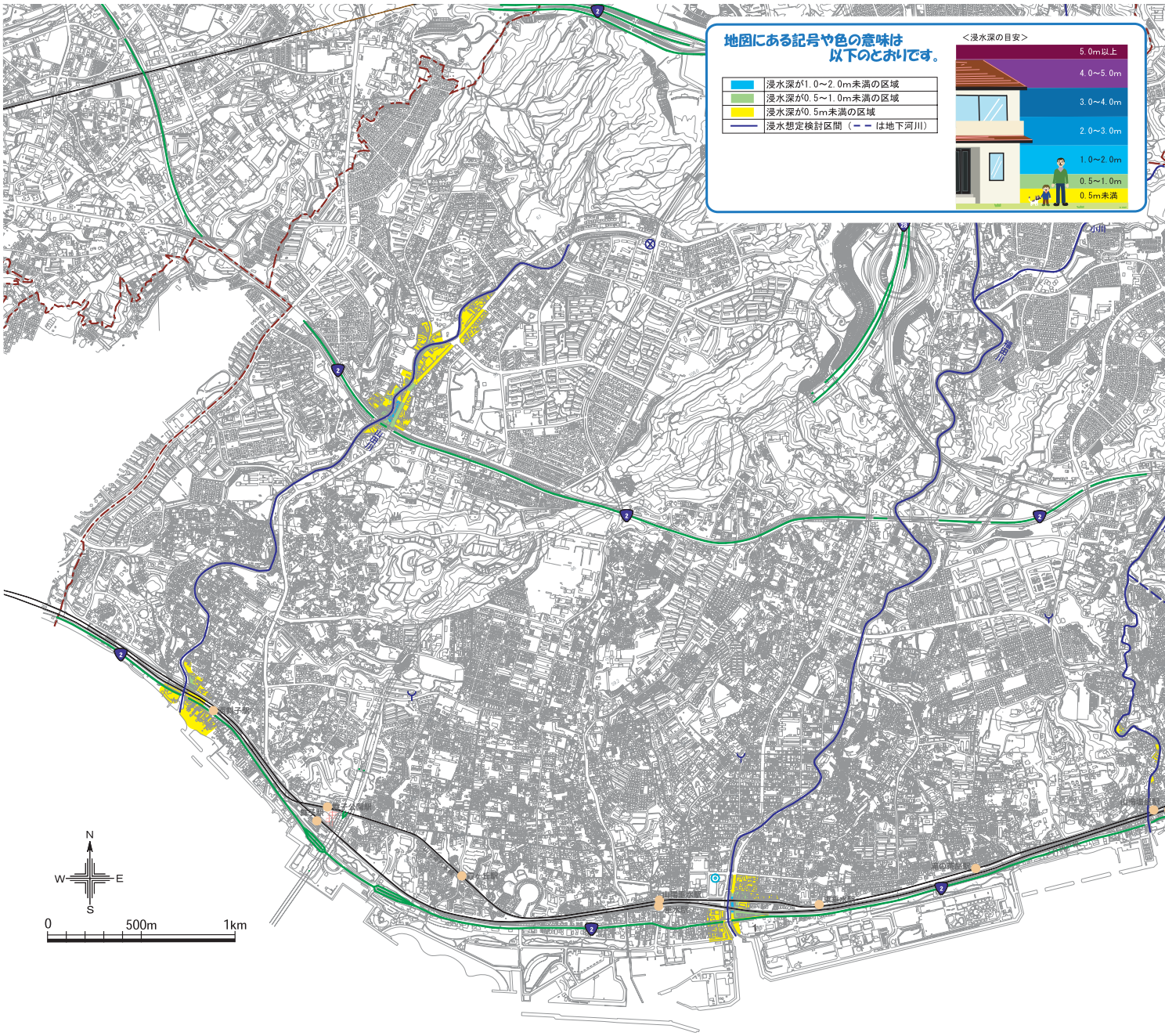

予防資料 1-1

土砂災害危険箇所の選定基準

○土石流危険渓流・（土砂災害警戒区域）

土石流の発生の危険等があり、人家に被害が生ずる恐れのある渓流及び人家がない場合でも、住宅等が新規に立地する可能性がある区域に流入する渓流を抽出。

○急傾斜地崩壊危険箇所・（土砂災害警戒区域）

・急傾斜地崩壊危険箇所（人家５戸以上）

①がけ勾配が30度以上
②がけ高さが５ｍ以上
③被災予想人家数５戸以上

・急傾斜地崩壊危険箇所（人家１戸～４戸）

①がけ勾配が30度以上
②がけ高さが５ｍ以上
③被災予想人家数１戸～４戸

・急傾斜地崩壊危険箇所（人家０戸）

①がけ勾配が30度以上
②がけ高さが５ｍ以上
③被災予想人家数０戸の場合でも、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

○地すべり危険箇所

地すべり地域の面積が５ ha以上(市街化区域では2 ha以上)で、次の各号の一に該当するもの。

①多量の崩土が渓流または河川に流入し、下流河川(準用河川以上の河川及びこれに準ずる規模の河川)に被害を及ぼす恐れのあるもの。
②鉄道(私鉄を含む)、都道府県道(指定都市の市道を含む)以上の道路または迂回路のない市町村道、その他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼす恐れのあるもの。
③官公署、学校、または病院等の公共施設のうち、重要なものに被害を及ぼす恐れのあるもの。
④貯水量30,000ｍ^{3}以上のため池、もしくは開発面積100ha以上の用排水施設もしくは農道、または利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼす恐れのあるもの。
⑤人家10戸以上に被害を及ぼす恐れのあるもの。
⑥農地10ha以上に被害を及ぼす恐れのあるもの。
⑦前号に該当しないが、家屋の移転を行うため、特に指定の必要が認められるもの。

○山地災害危険箇所

(1)山腹崩壊危険地区

山腹崩壊により、公共施設等に直接被害を与える恐れのある地区。

(2)崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊または地すべりによって発生した土砂が土石流となって流出し、災害が発生する恐れのある地区。

(3)地すべり危険地区

地すべりにより災害が発生する恐れのある地区。

予防資料 1-1

土砂災害危険箇所

（平成22年4月1日現在）

名　　称	箇　　所　　数	法指定箇所等
土石流危険渓流 （人家５戸未満含む）	530渓流	内土砂災害警戒区域151箇所 （東灘、灘、中央、兵庫、長田）
急傾斜地崩壊危険箇所 （人家５戸以上）	1,055箇所	内 土砂災害警戒区域　585箇所 （東灘、灘、中央、兵庫、長田、西区の一部） 急傾斜地崩壊危険区域 206箇所
急傾斜地崩壊危険箇所 （人家１戸～４戸）	703箇所	
急傾斜地崩壊危険箇所 （人家０戸）	64箇所	
地すべり危険箇所	63箇所 法指定　31箇所	1,703.46ha 内 法指定面積 902.86ha
山地災害危険箇所 ・山腹崩壊危険地区 ・崩壊土砂流出危険地区	 146箇所 168箇所	 582ha 500.39ha
地すべり危険地区	２箇所	18.0ha
災害関連地域防災 がけ崩れ対策事業箇所	５箇所	

予防資料 1-2-1

土砂災害警戒区域名称　（東灘区～長田区　土石流）

箇所番号	区域名称	指定の区域			渓流状況		人家戸数	水系名	河川名	公共施設
		市･区	町	字	流域面積	区域面積				
					(k ㎡)	(ha)	(戸)			
1	新田川Ⅰ	東灘区	渦森台	4丁目	0.22	9.71	161	石屋川	新田川	
2	西谷 Ⅰ	東灘区	渦森台	4丁目	1.11	15.84	100	住吉川	住吉川	
3	大月谷(1)Ⅰ	東灘区	住吉山手	9丁目	0.26	15.72	〃	住吉川	住吉川	
4	大月谷(2)Ⅰ	東灘区	住吉山手	9丁目	0.04	2.38	59	住吉川	住吉川	
5	大月谷(3)Ⅰ	東灘区	住吉山手	9丁目	0.06	4.45	99	住吉川	住吉川	
6	地獄谷 Ⅰ	東灘区	住吉台		1.30	15.88	100	住吉川	住吉川	
7	住吉川左支渓(1)Ⅰ	東灘区	本山町田中			2.48	〃	住吉川	住吉川	
8	住吉川左支渓(2)Ⅰ	東灘区	本山町田中			2.08	〃	住吉川	住吉川	
9	住吉川左支渓(3)Ⅰ	東灘区	本山町野寄		0.20	3.13	〃	住吉川	住吉川	
10	大谷川 Ⅰ	東灘区	本山町岡本		0.47	13.96	387	天上川	天上川	
11	中谷川 Ⅰ	東灘区	岡本	7丁目	0.05	8.15	190	天上川	天上川	
12	背谷川 Ⅰ	東灘区	岡本	7丁目	0.18	11.33	464	天上川	天上川	
13	八幡谷 Ⅰ	東灘区	本山町北畑		1.15	11.30	409	天上川	天上川	
14	八幡谷左支渓(1)Ⅰ	東灘区	本山町北畑		0.08	8.38	〃	天上川	天上川	
15	八幡谷左支渓(2)Ⅰ	東灘区	本山町北畑		0.09	9.51	〃	天上川	天上川	
16	風呂ノ川 Ⅰ	東灘区	本山町		0.30	30.92	1179	高橋川	要玄寺川	
17	中野村谷川 Ⅰ	東灘区	本山北町		0.19	2.21	76	高橋川	要玄寺川	
18	中野村谷川左支渓Ⅰ	東灘区	甲南台		0.04	4.67	121	高橋川	高橋川	
19	宮川 Ⅰ	東灘区	森北町	5丁目	0.15	1.53	25	高橋川	高橋川	
東灘区合計						173.63		告示日　平成20年3月7日		
1	観音寺川 Ⅰ	灘区	上野		0.33	34.01	2115	観音寺川	観音寺川	
2	高尾谷川 Ⅰ	灘区	上野		0.04	4.56	194	観音寺川	観音寺川	
3	観音寺川左支渓Ⅰ	灘区	上野		0.01	1.53	20	観音寺川	観音寺川	
4	貧乏川 Ⅰ	灘区	畑原		0.11	12.36	665	都賀川	貧乏川	
5	箕岡谷川 Ⅰ	灘区	箕岡通	2丁目	0.10	11.50	625	都賀川	貧乏川	
6	五毛谷川 Ⅰ	灘区	箕岡通	2丁目	0.09	8.72	546	都賀川	貧乏川	
7	西郷川右支渓 Ⅰ	灘区	岩屋		0.08	8.72	〃	六甲山系	西郷川	
8	青谷右支渓 Ⅰ	灘区	岩屋		0.18	9.49	270	六甲山系	西郷川	
9	青谷左支渓 Ⅰ	灘区	原田		0.06	6.60	225	六甲山系	西郷川	
10	西郷川右支渓 Ⅰ	灘区	原田		0.05	5.27	〃	六甲山系	西郷川	
11	中西谷 Ⅰ	灘区	上野		0.08	5.25	287	六甲山系	西郷川	
12	摩耶東谷 Ⅰ	灘区	大石		0.59	8.70	165	都賀川	杣谷川	
13	杣谷川 Ⅰ	灘区	大石		1.12	8.33	146	都賀川	杣谷川	
14	ﾊﾁｰｽ谷 Ⅰ	灘区	篠原		0.20	8.95	168	都賀川	杣谷川	
15	日柳川(1)Ⅰ	灘区	篠原		0.03	3.12	69	都賀川	六甲川	
16	日柳川(2)Ⅰ	灘区	篠原		0.05	4.84	97	都賀川	六甲川	
17	日柳川(3)Ⅰ	灘区	篠原		0.02	1.89	16	都賀川	六甲川	
18	大月川(1)Ⅰ	灘区	篠原		0.19	17.19	563	都賀川	六甲川	
19	大月川(2)Ⅰ	灘区	篠原北町	3丁目	0.01	1.46	30	都賀川	都賀川	
20	六甲川右支渓(1)Ⅰ	灘区	篠原		0.05	3.90	130	都賀川	都賀川	
21	六甲川右支渓(2)Ⅰ	灘区	篠原		0.16	1.39	15	都賀川	六甲川	
22	六甲川 Ⅰ	灘区	篠原		3.41	2.57	10	都賀川	六甲川	
23	一ヶ谷 Ⅰ	灘区	六甲山町		0.58	5.77	44	都賀川	六甲川	
24	一王谷右支渓 Ⅰ	灘区	高羽		0.10	9.96	277	石屋川	石屋川	
25	一王谷 Ⅰ	灘区	高羽	2丁目	0.28	23.19	734	石屋川	石屋川	
26	一王谷左支渓(2)Ⅰ	灘区	高羽		0.02	2.22	〃	石屋川	石屋川	
27	一王谷左支渓(3)Ⅰ	灘区	高羽		0.03	3.17	〃	石屋川	石屋川	
28	地獄谷 Ⅰ	灘区	土山町		0.14	14.60	569	石屋川	石屋川	

予防資料 1-2-1

箇所番号	区域名称	指定の区域			渓流状況		人家戸数	水系名	河川名	公共施設
		市･区	町	字	流域面積	区域面積				
					(k ㎡)	(ha)	(戸)			
29	青谷右支渓Ⅱ	灘区	岩屋		0.15	10.28	284	六甲山系	西郷川	
30	青谷 Ⅱ	灘区	岩屋		0.25	10.11	246	六甲山系	西郷川	
31	青谷左支渓Ⅱ	灘区	原田		0.12	10.08	243	六甲山系	西郷川	
	灘区合計					259.73		告示日　平成 20 年 3 月 11 日		
1	楠谷川左支 Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.01	1.28	0	六甲山系	楠谷川	水道施設
2	宇治川左支(1)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.04	6.52	379	六甲山系	宇治川	県道･市道 水道施設
3	宇治川左支(2)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.02	3.20	99	六甲山系	宇治川	県道･市道 水道施設
4	再度谷川右支(2)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.07	4.32	132	六甲山系	再度谷川	県道･市道 中学校･高校・大学
5	再度谷川右支(1)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.01	1.00	6	六甲山系	再度谷川	市道･橋 2
6	大師川右支(4)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.04	3.99	24	六甲山系	大師川	市道･橋 13 中学校･高校
7	大師川右支(3)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.09	7.05	128	六甲山系	大師川	市道･橋 20 中学校･高校 大学･県道
8	大師川右支(2)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.03	3.00	1	六甲山系	大師川	市道･橋 4
9	大師川右支(1)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.06	5.99	18	六甲山系	大師川	市道･橋 15
10	大師川 Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.06	6.02	1	六甲山系	大師川	市道･橋 9
11	大師川左支(1)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.01	0.99	0	六甲山系	大師川	市道･橋 1
12	大師川左支(2)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.05	4.99	0	六甲山系	大師川	市道･橋 6
13	大師川左支(3)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.08	7.95	31	六甲山系	大師川	市道･橋 21 中学校･高校・大学
14	再度谷(2)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.04	4.03	1	六甲山系	大師川	市道･橋 8
15	再度谷(1)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.05	5.00	5	六甲山系	大師川	市道･橋 9
16	再度谷(3)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.02	2.03	2	六甲山系	大師川	市道･橋 4
17	再度谷(4)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.09	9.01	80	六甲山系	大師川	県道･市道･橋 24 中学校･高校・大学
18	大師川左支(4)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.04	4.05	20	六甲山系	大師川	市道･橋 15
19	大師川左支(5)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.01	0.99	1	六甲山系	大師川	市道･橋 3
20	大師川左支(6)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.22	7.50	126	六甲山系	大師川	県道･市道･橋 22 中学校･高校・大学
21	再度谷川左支(1)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.11	6.50	150	六甲山系	再度谷川	県道･市道･橋 19 中学校･高校・大学
22	再度谷川左支(2)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.04	4.05	48	六甲山系	再度谷川	市道･橋 15 中学校･高校 大学
23	城ヶ口川 Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.02	2.01	32	六甲山系	城ヶ口川	県道･市道・水道施設 受電所･橋 3
24	追谷川 Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.09	9.08	269	六甲山系	鯉川	県道･市道 橋 4･病院
25	三森谷 Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.14	20.97	886	六甲山系	鯉川	県道･市道 税務署･警察 大学･NHK
26	天神谷 Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.23	22.45	653	六甲山系	北野川	大学･郵便局 福祉ｾﾝﾀｰ
27	天神東谷 Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.03	3.01	132	六甲山系	北野川	県道･市道
28	北野谷(1)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.02	2.05	62	六甲山系	北野川	市道
29	北野谷(2)Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.16	1.23	5	六甲山系	桜谷川	市道･橋 7
30	桜谷川左支 Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.09	0.10	14	六甲山系	桜谷川	国道･県道 市道･JR
31	布袋ヶ谷 Ⅰ	中央区	神戸港地方		0.98	1.69	0	六甲山系	布引谷	市道･橋 2
32	西郷川右支 Ⅰ	中央区	神仙寺通	1 丁目	0.05	4.26	203	六甲山系	西郷川	中学校･高校 市道･配水場

予防資料 1-2-1

箇所番号	区域名称	指定の区域			渓流状況		人家戸数	水系名	河川名	公共施設
		市・区	町	字	流域面積	区域面積				
					(k ㎡)	(ha)	(戸)			
33	布引谷(2)Ⅰ	中央区	葺合町		0.04	1.09	1	六甲山系	布引谷	県道・市道・橋２
34	新生田川左支Ⅲ	中央区	葺合町		0.02	2.01	2	六甲山系	新生田川	JR・橋６・市道
35	新生田川右支(3)Ⅰ	中央区	葺合町		0.02	2.01	14	六甲山系	新生田川	市道・高校
36	新生田川右支(2)Ⅰ	中央区	葺合町		0.02	1.99	101	六甲山系	新生田川	市道・橋 11
37	新生田川右支(1)Ⅰ	中央区	葺合町		0.04	3.55	112	六甲山系	新生田川	JR・橋 14・市道
38	西谷 Ⅰ	中央区	葺合町		0.09	4.20	113	六甲山系	新生田川	JR・橋 15・市道
39	草川右支 Ⅰ	中央区	葺合町		0.20	5.18	119	六甲山系	草川	JR・橋 18・市道
40	草川左支(1) Ⅰ	中央区	葺合町		0.18	5.24	120	六甲山系	草川	JR・橋 19・市道
41	草川左支(2) Ⅰ	中央区	葺合町		0.03	3.00	53	六甲山系	草川	市道・橋８
42	草川左支(3) Ⅰ	中央区	葺合町		0.06	4.75	121	六甲山系	草川	JR・市道・橋８
43	中尾谷西谷川(1)Ⅰ	中央区	葺合町		0.01	0.99	49	六甲山系	狐川	市道
44	中尾谷西谷川(2)Ⅰ	中央区	葺合町		0.06	6.00	135	六甲山系	狐川	県道・市道・橋２
45	中尾谷東谷川 Ⅰ	中央区	葺合町		0.08	8.05	328	六甲山系	狐川	県道・市道・橋５・配水場 中学校・老人いこいの家
46	中尾谷川 Ⅰ	中央区	葺合町		0.06	10.49	322	六甲山系	狐川	県道・市道・橋１ 幼稚園・中学校 高校・病院
47	ﾋｼﾞﾘ谷 Ⅰ	中央区	葺合町		0.05	6.15	316	六甲山系	西谷川	市道・幼稚園 神学校
中央区合計						231.01		告示日　平成 20 年３月 18 日		
1	苅藻川右支(2)Ⅰ	兵庫区	清水町		0.06	6.04	435	六甲山系	苅藻川	県道・市道 保育園
2	新湊川右支(1)Ⅰ	兵庫区	鵯越筋		0.02	2.01	128	六甲山系	新湊川	市道
3	ｲﾔｶﾞ谷川右支(2)Ⅰ	兵庫区	里山町		0.01	1.14	5	六甲山系	ｲﾔｶﾞ谷川	市道
4	ｲﾔｶﾞ谷川右支(1)Ⅰ	兵庫区	里山町		0.02	2.03	16	六甲山系	ｲﾔｶﾞ谷川	市道
5	ｲﾔｶﾞ谷川右支(3)Ⅱ	兵庫区	鳥原町		0.03	1.85	1	六甲山系	ｲﾔｶﾞ谷川	市道・橋１
6	鳥原川右支 Ⅰ	兵庫区	鳥原町		0.03	3.63	1	六甲山系	鳥原川	市道・橋１・下水処理場
7	鳥原川左支(1) Ⅰ	兵庫区	鳥原町		0.13	0.77	0	六甲山系	鳥原川	橋１
8	鳥原川左支(2) Ⅰ	兵庫区	鳥原町		0.07	2.19	0	六甲山系	鳥原川	市道・橋７
9	鳥原川左支(3) Ⅰ	兵庫区	鳥原町		0.01	1.07	0	六甲山系	鳥原川	市道・橋２・下水施設
10	鳥原川左支(4) Ⅰ	兵庫区	鳥原町		0.02	2.18	0	六甲山系	鳥原川	市道・橋１
11	鳥原川左支(5) Ⅰ	兵庫区	鳥原町		0.03	2.05	5	六甲山系	鳥原川	市道・橋４
12	石井川 Ⅱ	兵庫区	鳥原町		0.02	0.75	6	六甲山系	石井川	市道・橋１
13	石井川左支(1) Ⅰ	兵庫区	鳥原町		0.23	1.52	9	六甲山系	石井川	市道・橋４
14	石井川左支(2)Ⅱ	兵庫区	天王町	3丁目	0.08	1.02	11	六甲山系	石井川	市道・橋３
15	瀬川 Ⅰ	兵庫区	鳥原町		0.12	4.23	207	六甲山系	瀬川	市道・橋４
16	天王川右支(4)Ⅱ	兵庫区	平野町		0.01	1.00	0	六甲山系	天王川	国道・橋１ ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ・水道施設
17	天王川右支(3)Ⅱ	兵庫区	平野町		0.02	1.88	0	六甲山系	天王川	国道・橋２ ｲﾝﾀｰﾁｪﾝｼﾞ・水道施設
18	天王川右支(2) Ⅰ	兵庫区	平野町		0.03	1.15	13	六甲山系	天王川	国道・橋４
19	草谷川右支 Ⅰ	兵庫区	平野町		0.04	1.46	7	六甲山系	草谷川	国道・橋 11
20	草谷川 Ⅰ	兵庫区	平野町		0.02	2.04	9	六甲山系	草谷川	国道・橋９
21	天王谷川右支(2)Ⅰ	兵庫区	平野町		0.02	2.18	9	六甲山系	天王谷川	市道・橋２
22	天王谷川右支(1)Ⅰ	兵庫区	平野町		0.02	2.19	9	六甲山系	天王川	市道・橋２
23	天王谷川右支(1)Ⅰ	兵庫区	平野町		0.16	3.62	22	六甲山系	天王谷川	国道・橋 11

予防資料 1-2-1

箇所番号	区域名称	指定の区域			渓流状況		人家戸数	水系名	河川名	公共施設
		市･区	町	字	流域面積	区域面積				
					(k ㎡)	(ha)	(戸)			
24	極楽谷 Ⅰ	兵庫区	平野町		0.36	4.03	11	六甲山系	極楽谷	国道･橋 7
25	天王谷川左支(1) Ⅰ	兵庫区	平野町		0.02	2.24	9	六甲山系	天王谷川	国道･橋 3
26	天王谷川左支(2) Ⅰ	兵庫区	平野町		0.1	2.37	10	六甲山系	天王谷川	国道･橋 5
27	天王谷川左支(3) Ⅰ	兵庫区	平野町		0.08	1.20	3	六甲山系	天王谷川	国道･橋 6
28	天王谷川左支(4) Ⅰ	兵庫区	平野町		0.1	0.94	8	六甲山系	天王谷川	市道･橋 2
29	天王谷川左支(5) Ⅰ	兵庫区	平野町		0.07	1.71	48	六甲山系	天王谷川	市道･橋 6
30	天王谷川左支(6) Ⅰ	兵庫区	平野町		0.01	1.01	90	六甲山系	天王谷川	市道
31	楠谷川右支(4) Ⅰ	兵庫区	平野町		0.02	4.41	189	六甲山系	楠谷川	市道
32	楠谷川右支(3) Ⅰ	兵庫区	平野町		0.03	3.00	105	六甲山系	楠谷川	市道
33	楠谷川右支(2) Ⅰ	兵庫区	平野町		0.01	1.08	39	六甲山系	楠谷川	市道･橋 6
34	楠谷川右支(1) Ⅰ	兵庫区	平野町		0.03	2.89	172	六甲山系	楠谷川	市道･橋 9
35	楠谷川 Ⅰ	兵庫区	平野町		0.47	1.29	0	六甲山系	楠谷川	市道
兵庫区合計						74.17		告示日　平成 20 年 3 月 18 日		
1	禅昌寺川 Ⅰ	長田区	高取山町		0.11	2.91	82	六甲山系	禅昌寺谷川	市道･橋 7・集会所
2	妙法寺川左支(1)Ⅰ	長田区	高取山町		0.04	1.60	36	六甲山系	妙法寺川	市道･橋 2・高校
3	妙法寺川左支(2)Ⅰ	長田区	高取山町		0.02	2.12	60	六甲山系	妙法寺川	市道･橋 3・高校
4	新湊川右支(2) Ⅰ	長田区	池田宮町		0.07	1.62	171	六甲山系	新湊川	県道･市道
5	苅藻川右支(5) Ⅰ	長田区	西山町	4 丁目	0.03	2.99	145	六甲山系	苅藻川	県道･市道
6	苅藻川右支(4) Ⅰ	長田区	西山町	4 丁目	0.04	4.09	242	六甲山系	苅藻川	県道･市道
7	苅藻川右支(3) Ⅰ	長田区	林山町		0.02	2.34	14	六甲山系	苅藻川	老人福祉施設 市道･女子短大
8	大日川右支(6) Ⅲ	長田区	池田宮町		0.02	0.95	0	六甲山系	大日川	市道･橋 1
9	大日川右支(5) Ⅲ	長田区	池田宮町		0.01	1.02	0	六甲山系	大日川	市道･橋 1
10	大日川右支(4) Ⅰ	長田区	長者町		0.10	1.37	16	六甲山系	大日川	市道･橋 1 公民館
11	大日川右支(3) Ⅰ	長田区	長者町		0.03	1.19	50	六甲山系	大日川	市道
12	大日川右支(2) Ⅰ	長田区	長者町		0.06	2.49	133	六甲山系	大日川	市道
13	大日川右支(1) Ⅰ	長田区	長者町		0.02	2.06	114	六甲山系	大日川	市道･橋 1
14	檜川 Ⅰ	長田区	雲雀ヶ丘	2 丁目	0.21	3.10	91	六甲山系	檜川	市道･橋 4
15	苅藻川右支(1) Ⅰ	長田区	雲雀ヶ丘	1 丁目	0.06	5.50	117	六甲山系	苅藻川	市道･橋 5･中学校 水道施設･集会所 老人福祉施設
16	苅藻川 Ⅰ	長田区	雲雀ヶ丘	1 丁目	0.34	3.18	103	六甲山系	苅藻川	市道･橋 5･公民館 老人養護施設
17	苅藻川左支(1) Ⅰ	長田区	源平町		0.01	0.39	2	六甲山系	苅藻川	
18	苅藻川左支(2) Ⅰ	長田区	源平町		0.02	0.89	1	六甲山系	苅藻川	
19	苅藻川左支(3) Ⅰ	長田区	源平町		0.03	0.25	1	六甲山系	苅藻川	
長田区合計						40.06		告示日　平成 20 年 3 月 18 日		

予防資料 1-2-2

土石流危険渓流　（国土交通省）

渓流番号		水系名	河川名	渓流名	所在地			渓流状況			保全対象	
区分	番号				市・区	町	字	渓流長	流域面積	発生流域面積	人口	人家の戸数
								(km)	(km²)	(km²)	(人)	(戸)
I	1	六甲山系	三の谷川	三の谷川	須磨区	西須磨	鉄拐山	0.16	0.05	0.03	103	36
I	2	六甲山系	三の谷川	三の谷川左支	須磨区	西須磨	鉄拐山	0.20	0.02	0.02	51	18
I	3	六甲山系	二の谷川	二ノ谷川右支	須磨区	西須磨	鉄拐山	0.06	0.01	0.01	229	80
I	4	六甲山系	二の谷川	二ノ谷川右支	須磨区	西須磨	鉄拐山	0.11	0.01	0.01	226	79
I	5	六甲山系	二の谷川	二の谷川	須磨区	西須磨	鉄拐山	0.57	0.17	0.16	226	79
I	6	六甲山系	赤旗川	赤旗谷川	須磨区	西須磨	鉄拐山	0.69	0.24	0.18	389	136
I	7	六甲山系	一の谷川	一の谷川右支	須磨区	西須磨	鉄拐山	0.12	0.01	0.01	31	11
I	8	六甲山系	一の谷川	一の谷川右支	須磨区	西須磨	立原谷	0.16	0.02	0.02	23	8
I	9	六甲山系	一の谷川	一の谷川	須磨区	西須磨	立原谷	0.19	0.02	0.02	23	8
I	10	六甲山系	一の谷川	一の谷川左支	須磨区	西須磨	立原谷	0.28	0.04	0.03	23	8
I	11	六甲山系	高倉川	高倉川右支	須磨区	西須磨	高倉山	0.14	0.01	0.01	255	89
I	12	六甲山系	高倉川	高倉川右支	須磨区	西須磨	高倉山	0.15	0.01	0.01	246	86
I	13	六甲山系	高倉川	高倉川右支	須磨区	西須磨	高倉山	0.11	0.01	0.01	343	120
I	14	六甲山系	高倉川	高倉川	須磨区	西須磨	高倉山	0.34	0.05	0.01	237	83
I	15	六甲山系	千森川	千森川右支	須磨区	西須磨	青山	0.31	0.05	0.03	40	14
I	16	六甲山系	千森川	千森川右支	須磨区	西須磨	青山	0.13	0.02	0.01	51	18
I	17	六甲山系	千森川	千森川右支	須磨区	西須磨	青山	0.11	0.02	0.02	146	51
I	18	六甲山系	千森川	千森川右支	須磨区	西須磨		0.19	0.02	0.01	40	14
I	19	六甲山系	千森川	千森川左支	須磨区	東須磨	青山	0.22	0.02	0.02	0	0
I	20	六甲山系	千森川	千森川左支	須磨区	東須磨	青山	0.19	0.03	0.02	0	0
I	21	六甲山系	千森川	千森川左支	須磨区	東須磨	青山	0.07	0.02	0.02	0	0
I	22	六甲山系	天井川	天井川右支	須磨区	東須磨	杓子山	0.10	0.01	0.01	257	90
I	23	六甲山系	天井川	天井川右支	須磨区	東須磨	杓子山	0.11	0.01	0.01	257	90
I	24	六甲山系	天井川	天井川右支	須磨区	東須磨	杓子山	1.24	0.61	0.23	257	90
I	25	六甲山系	天井川	天井川	須磨区	東須磨		0.79	0.12	0.03	72	25
I	26	六甲山系	細沢谷川	細沢谷川	須磨区	大手	稲荷尾	0.27	0.03	0.01	226	79
I	27	六甲山系	東細沢谷川	大手筋	須磨区	大手町	8丁目	1.11	0.41	0.12	220	77
I	28	六甲山系	東細沢谷川	東細沢谷川左支	須磨区	大手町		0.21	0.03	0.01	235	82
I	43	六甲山系	妙法寺川	妙法寺川左支	須磨区	妙法寺	辻堂	0.19	0.04	0.01	80	28
I	44	六甲山系	横谷川	横谷川	須磨区	妙法寺	石仏谷	0.09	0.01	0.01	23	8
I	45	六甲山系	横谷川	横谷川	須磨区	妙法寺	石仏谷	0.19	0.04	0.03	17	6
I	46	六甲山系	横谷川	横谷川左支	須磨区	妙法寺	サ苅	0.18	0.04	0.01	126	44
I	47	六甲山系	横谷川	横谷川左支	須磨区	妙法寺	女夫岩	0.14	0.03	0.03	169	59
I	48	六甲山系	妙法寺川	妙法寺川左支	須磨区	妙法寺	岡	0.11	0.02	0.02	297	104

予防資料 1-2-2

土石流危険渓流　（国土交通省）

渓流番号		水系名	河川名	渓流名	所在地			渓流状況			保全対象	
区分	番号				市・区	町	字	渓流長	流域面積	発生流域面積	人口	人家の戸数
								(km)	(k㎡)	(k㎡)	(人)	(戸)
I	49	六甲山系	妙法寺川	妙法寺川左支	須磨区	妙法寺	宮ノ下	0.40	0.08	0.08	20	7
I	50	六甲山系	妙法寺川	妙法寺川左支	須磨区	妙法寺	禿山	0.31	0.06	0.06	66	23
I	51	六甲山系	妙法寺川	妙法寺川左支	須磨区	妙法寺	禿山	0.41	0.08	0.06	74	26
I	52	六甲山系	禅昌寺川	禅昌寺川	須磨区	禅昌寺町	2丁目	0.22	0.03	0.00	31	11
I	53	六甲山系	禅昌寺川	禅昌寺川	須磨区	妙法寺		0.49	0.10	0.09	60	21
I	54	六甲山系	禅昌寺川	禅昌寺川	長田区	高取山町		0.42	0.11	0.11	59	23
I	55	六甲山系	妙法寺川	妙法寺川左支	長田区	高取山町		0.25	0.04	0.03	110	43
I	56	六甲山系	妙法寺川	妙法寺川左支	長田区	高取山町		0.11	0.01	0.01	148	58
I	57	六甲山系	新湊川	新湊川右支	長田区	池田宮町		0.46	0.07	0.00	275	108
I	58	六甲山系	苅藻川	苅藻川右支	長田区	西山町	4丁目	0.22	0.03	0.00	1,425	559
I	59	六甲山系	苅藻川	苅藻川右支	長田区	西山町	4丁目	0.32	0.04	0.04	1,094	429
I	60	六甲山系	苅藻川	苅藻川右支	長田区	林山町		0.13	0.02	0.02	495	194
I	61	六甲山系	大日川	大日川右支	長田区	長者町		0.67	0.12	0.07	133	52
I	62	六甲山系	大日川	大日川右支	長田区	長者町		0.41	0.04	0.02	107	42
I	63	六甲山系	大日川	大日川右支	長田区	長者町		0.41	0.06	0.02	309	121
I	64	六甲山系	大日川	大日川右支	長田区	長者町		0.08	0.02	0.00	314	123
I	65	六甲山系	雲雀ヶ丘川	雲雀ヶ丘川右支	北区	山田町	下谷上	0.13	0.02	0.00	167	56
I	66	六甲山系	雲雀ヶ丘川	雲雀ヶ丘川右支	北区	山田町	下谷上	0.26	0.06	0.04	167	56
I	67	六甲山系	檜川	檜川	長田区	雲雀ヶ丘	2丁目	0.64	0.20	0.06	558	219
I	68	六甲山系	苅藻川	苅藻川右支	長田区	雲雀ヶ丘	1丁目	0.33	0.05	0.01	204	80
I	69	六甲山系	苅藻川	苅藻川	長田区	雲雀ヶ丘	1丁目	1.10	0.35	0.07	472	185
I	70	六甲山系	苅藻川	苅藻川左支	北区	ひよどり台	4丁目	0.18	0.02	0.00	682	228
I	71	六甲山系	苅藻川	苅藻川左支	北区	ひよどり台	4丁目	0.27	0.05	0.00	21	7
I	72	六甲山系	苅藻川	苅藻川左支	北区	ひよどり台	4丁目	0.44	0.08	0.01	27	9
I	73	六甲山系	苅藻川	苅藻川左支	北区	ひよどり台	4丁目	0.21	0.17	0.16	302	101
I	74	六甲山系	苅藻川	苅藻川左支	長田区	源平町		0.07	0.01	0.01	69	27
I	75	六甲山系	苅藻川	苅藻川左支	長田区	源平町		0.15	0.02	0.02	36	14
I	76	六甲山系	苅藻川	苅藻川左支	長田区	源平町		0.18	0.03	0.01	18	7
I	77	六甲山系	苅藻川	苅藻川右支	兵庫区	清水町		0.35	0.06	0.04	341	150
I	78	六甲山系	新湊川	新湊川右支	兵庫区	鵯越筋		0.17	0.02	0.02	245	108
I	79	六甲山系	石井川	石井川右支	兵庫区	烏原町		0.23	0.03	0.02	0	0
I	80	六甲山系	ｲﾔｶﾞ谷川	ｲﾔｶﾞ谷川右支	兵庫区	里山町		0.16	0.01	0.01	11	5
I	81	六甲山系	ｲﾔｶﾞ谷川	ｲﾔｶﾞ谷川右支	兵庫区	里山町		0.16	0.02	0.00	34	15
I	82	六甲山系	烏原川	烏原川右支	兵庫区	烏原町		0.22	0.09	0.02	5	2

予防資料 1-2-2

土石流危険渓流　（国土交通省）

渓流番号		水系名	河川名	渓流名	所在地			渓流状況			保全対象	
区分	番号				市・区	町	字	渓流長	流域面積	発生流域面積	人口	人家の戸数
								(km)	(km²)	(km²)	(人)	(戸)
I	83	六甲山系	烏原川	烏原川右支	北区	山田町	下谷上	0.63	0.15	0.15	6	2
I	84	六甲山系	烏原川	烏原川左支	北区	山田町	下谷上	2.33	1.59	0.76	6	2
I	85	六甲山系	小部川	小部川右支	北区	君影町	5丁目	0.12	0.01	0.00	299	100
I	86	六甲山系	西小部川	西小部川左支	北区	山田町	小部	0.16	0.02	0.00	0	0
I	87	六甲山系	西小部川	西小部川左支	北区	山田町	小部北ノ谷	0.14	0.04	0.00	39	13
I	88	六甲山系	烏東川	烏東川右支	北区	山田町	小部大歳馬場	0.18	0.02	0.00	242	81
I	89	六甲山系	烏東川	烏東川右支	北区	山田町	小部大歳馬場	0.10	0.02	0.01	206	69
I	90	六甲山系	烏原川	烏原川左支	北区	山田町	下谷上中一里山	0.72	0.12	0.02	386	129
I	91	六甲山系	烏原川	本松川	北区	山田町	下谷上中一里山	0.64	0.23	0.07	57	19
I	92	六甲山系	烏原川	本松川左支	北区	山田町	下谷上	0.13	0.01	0.01	48	16
I	93	六甲山系	烏原川	烏原川左支	兵庫区	烏原町		0.53	0.13	0.07	5	2
I	94	六甲山系	烏原川	烏原川左支	兵庫区	烏原町	耕田	0.45	0.07	0.04	5	2
I	95	六甲山系	烏原川	烏原川左支	兵庫区	烏原町	耕田	0.10	0.01	0.01	0	0
I	96	六甲山系	烏原川	烏原川左支	兵庫区	烏原町	清水谷	0.41	0.04	0.01	18	8
I	97	六甲山系	烏原川	烏原川左支	兵庫区	烏原町	清水谷	0.30	0.03	0.01	11	5
I	98	六甲山系	石井川	石井川左支	兵庫区	烏原町	東山	0.56	0.24	0.15	16	7
I	99	六甲山系	天王谷川	瀬川	兵庫区	烏原町	湊山	0.51	0.12	0.07	30	13
I	100	六甲山系	天王谷川	天王谷川右支	兵庫区	平野町	天王谷西服	0.08	0.03	0.03	70	31
I	101	六甲山系	天王谷川	草谷川右支	兵庫区	平野町	六五谷西服山	0.33	0.05	0.04	54	24
I	102	六甲山系	天王谷川	草谷川	兵庫区	平野町	六五谷西服山	0.54	0.15	0.13	54	24
I	103	六甲山系	天王谷川	天王谷川右支	兵庫区	平野町	六五谷西服山	0.16	0.02	0.02	70	31
I	104	六甲山系	天王谷川	天王谷川右支	兵庫区	平野町	六五谷西服山	0.21	0.02	0.02	70	31
I	105	六甲山系	天王谷川	天王谷川右支	兵庫区	平野町	六五谷西服山	0.55	0.16	0.09	109	48
I	106	六甲山系	天王谷川	天王谷川右支	北区	山田町	下谷上	0.09	0.02	0.02	152	51
I	107	六甲山系	天王谷川	天王谷川右支	北区	山田町	下谷上	0.06	0.02	0.02	176	59
I	108	六甲山系	天王谷川	天王谷川右支	北区	山田町	下谷上	0.42	0.11	0.11	233	78
I	109	六甲山系	天王谷川	天王谷川右支	北区	山田町	下谷上	0.54	0.05	0.05	233	78
I	110	六甲山系	天王谷川	長坂谷	北区	山田町	下谷上	0.32	0.29	0.29	233	78
I	111	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	北区	山田町	小部堂ノ前	0.32	0.08	0.00	42	14
I	112	六甲山系	洞川	洞川右支	北区	山田町	小部大ツエ	0.04	0.01	0.00	12	4
I	113	六甲山系	洞川	洞川右支	北区	山田町	小部口長谷	0.24	0.03	0.01	0	0
I	114	六甲山系	天王谷川	仙人谷	北区	山田町	小部	1.91	1.88	0.13	6	2
I	115	六甲山系	洞川	洞川左支	北区	山田町	下谷上中一里山	0.06	0.01	0.00	3	1
I	116	六甲山系	洞川	洞川左支	北区	山田町	下谷上中一里山	0.26	0.05	0.00	3	1

予防資料 1-2-2

土石流危険渓流　（国土交通省）

渓流番号		水系名	河川名	渓流名	所在地			渓流状況			保全対象	
区分	番号				市・区	町	字	渓流長	流域面積	発生流域面積	人口	人家の戸数
								(km)	(k㎡)	(k㎡)	(人)	(戸)
I	117	六甲山系	洞川	洞川左支	北区	山田町	小部大平山	0.07	0.01	0.00	6	2
I	118	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	北区	山田町	小部二軒茶屋	0.12	0.01	0.00	18	6
I	119	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	北区	山田町	小部大平	0.56	0.12	0.00	33	11
I	120	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	北区	山田町	下谷上中一里山	0.18	0.04	0.00	0	0
I	121	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	北区	山田町	下谷上	0.03	0.01	0.00	0	0
I	122	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	北区	山田町	下谷上	0.75	0.26	0.11	15	5
I	123	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	北区	山田町	下谷上	0.29	0.04	0.00	15	5
I	124	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	北区	山田町	下谷上	0.29	0.07	0.06	233	78
I	125	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	北区	山田町	下谷上	0.14	0.03	0.02	233	78
I	126	六甲山系	金星川	極楽谷	兵庫区	平野町	奥東服山	1.26	0.49	0.32	129	57
I	127	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	兵庫区	平野町	奥東服山	0.11	0.03	0.03	73	32
I	128	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	兵庫区	平野町	奥東服山	0.59	0.10	0.03	70	31
I	129	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	兵庫区	平野町	奥東服山	0.41	0.08	0.02	48	21
I	130	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	兵庫区	平野町	天王谷東服	0.34	0.10	0.04	36	16
I	131	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	兵庫区	平野町	天王谷東服	0.48	0.08	0.08	191	84
I	132	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	兵庫区	平野町	祇園山	0.11	0.01	0.01	127	56
I	133	六甲山系	楠谷川	楠谷川右支	兵庫区	平野町		0.30	0.03	0.03	461	203
I	134	六甲山系	楠谷川	楠谷川右支	兵庫区	平野町	梅ヶ谷	0.27	0.03	0.01	415	183
I	135	六甲山系	楠谷川	楠谷川右支	兵庫区	平野町	梅ヶ谷	0.11	0.01	0.01	1,283	565
I	136	六甲山系	楠谷川	楠谷川右支	兵庫区	平野町		0.15	0.03	0.01	1,283	565
I	137	六甲山系	楠谷川	楠谷川	兵庫区	平野町		2.08	0.71	0.61	1,283	565
I	138	六甲山系	楠谷川	楠谷川左支	中央区	神戸港地方	口一里山	0.11	0.01	0.01	0	0
I	139	六甲山系	宇治川	宇治川左支	中央区	神戸港地方	口一里山	0.32	0.04	0.04	0	0
I	140	六甲山系	宇治川	宇治川左支	中央区	神戸港地方	口一里山	0.19	0.02	0.02	0	0
I	141	六甲山系	再度谷川	再度谷川右支	中央区	神戸港地方	再度谷	0.38	0.08	0.08	72	34
I	142	六甲山系	再度谷川	再度谷川右支	中央区	神戸港地方	0.08	0.01	0.01	126	59	4
I	143	六甲山系	大師川	大師川右支	中央区	神戸港地方	0.17	0.04	0.04	121	57	4
I	144	六甲山系	大師川	大師川右支	中央区	神戸港地方	0.61	0.09	0.09	121	57	4
I	145	六甲山系	大師川	大師川右支	中央区	神戸港地方	0.26	0.04	0.01	128	60	3
I	146	六甲山系	大師川	大師川右支	中央区	神戸港地方	0.30	0.06	0.05	128	60	1
I	147	六甲山系	大師川	大師川	中央区	神戸港地方	口一里山	0.25	0.06	0.06	128	60
I	148	六甲山系	大師川	大師川左支	中央区	神戸港地方	口一里山	0.10	0.01	0.01	128	60
I	149	六甲山系	大師川	大師川左支	中央区	神戸港地方	口一里山	0.20	0.06	0.05	128	60
I	150	六甲山系	大師川	大師川左支	中央区	神戸港地方	口一里山	0.47	0.09	0.04	128	60

予防資料 1-2-2

土石流危険渓流　（国土交通省）

渓流番号		水系名	河川名	渓流名	所在地			渓流状況			保全対象	
区分	番号				市・区	町	字	渓流長	流域面積	発生流域面積	人口	人家の戸数
								(km)	(km²)	(km²)	(人)	(戸)
I	151	六甲山系	大師川	再度谷	中央区	神戸港地方	再度山	0.30	0.05	0.01	141	66
I	152	六甲山系	大師川	再度谷	中央区	神戸港地方	再度山	0.34	0.06	0.02	149	70
I	153	六甲山系	大師川	再度谷	中央区	神戸港地方	再度山	0.17	0.02	0.00	145	68
I	154	六甲山系	大師川	再度谷	中央区	神戸港地方	再度山	0.60	0.09	0.01	128	60
I	155	六甲山系	大師川	大師川左支	中央区	神戸港地方	0.29	0.04	0.04	66	31	4
I	156	六甲山系	大師川	大師川左支	中央区	神戸港地方	0.10	0.01	0.01	11	5	3
I	157	六甲山系	大師川	大師川左支	中央区	神戸港地方	0.54	0.22	0.13	251	118	2
I	158	六甲山系	再度谷川	再度谷川左支	中央区	神戸港地方	0.72	0.12	0.09	117	55	1
I	159	六甲山系	再度谷川	再度谷川左支	中央区	神戸港地方	0.15	0.04	0.02	117	55	3
I	166	六甲山系	桜谷川	北野谷	中央区	神戸港地方	堂徳山	0.69	0.14	0.00	362	170
I	167	六甲山系	桜谷川	桜谷川左支	中央区	神戸港地方	布引	0.54	0.09	0.09	83	39
I	168	六甲山系	布引谷	布引谷右支	中央区	葺合町		0.32	0.10	0.05	0	0
I	169	六甲山系	布引谷	奥サブ谷	中央区	葺合町	奥サブ谷	0.46	0.11	0.11	0	0
I	170	六甲山系	布引谷	ササ谷	中央区	葺合町	ササ谷	0.25	0.06	0.06	0	0
I	171	六甲山系	布引谷	布袋ヶ谷	中央区	神戸港地方	2.32	1.09	0.15	6	3	0
I	172	六甲山系	布引谷	布引谷	中央区	葺合町	市ヶ原	6.31	7.92	6.84	6	3
I	173	六甲山系	布引谷	布引谷	中央区	葺合町		0.19	0.04	0.00	0	0
I	174	六甲山系	新生田川	新生田川右支	中央区	葺合町	寺ヶ谷	0.08	0.02	0.02	26	12
I	175	六甲山系	新生田川	新生田川右支	中央区	葺合町		0.14	0.02	0.02	535	251
I	176	六甲山系	新生田川	新生田川右支	中央区	葺合町		0.29	0.05	0.05	535	251
I	177	六甲山系	新生田川	西谷	中央区	葺合町	西谷ノニ	0.41	0.09	0.09	556	261
I	178	六甲山系	草川	草川右支	中央区	葺合町	奥西谷	0.63	0.22	0.22	567	266
I	179	六甲山系	草川	草川左支	中央区	葺合町	杉長谷	0.36	0.18	0.17	567	266
I	180	六甲山系	草川	草川左支	中央区	葺合町		0.08	0.03	0.03	567	266
I	181	六甲山系	草川	草川左支	中央区	葺合町	古輪谷	0.08	0.06	0.06	575	270
I	188	六甲山系	西郷川	西郷川右支	灘区	岩屋		0.15	0.08	0.08	1,169	504
I	189	六甲山系	西郷川	青谷右支	灘区	岩屋	西ノ奥	0.46	0.17	0.16	1,174	506
I	190	六甲山系	西郷川	青谷左支	灘区	原田		0.53	0.06	0.01	1,174	506
I	191	六甲山系	西郷川	西郷川左支	灘区	原田		0.29	0.05	0.04	1,167	503
I	192	六甲山系	西郷川	中西谷	灘区	上野	下多	0.46	0.08	0.07	79	34
I	200	都賀川	杣谷川	摩耶東谷	灘区	大石		1.40	0.60	0.54	3,598	1,592
I	201	都賀川	杣谷川	杣谷川	灘区	大石		1.88	1.10	1.08	3,598	1,592
I	202	都賀川	杣谷川	ハチース谷	灘区	篠原		1.12	0.19	0.19	3,598	1,592
I	203	都賀川	六甲川	日柳川	灘区	篠原		0.07	0.03	0.02	646	286

予防資料 1-2-2

土石流危険渓流　（国土交通省）

渓流番号		水系名	河川名	渓流名	所在地			渓流状況			保全対象	
区分	番号				市・区	町	字	渓流長	流域面積	発生流域面積	人口	人家の戸数
								(km)	(k㎡)	(k㎡)	(人)	(戸)
I	204	都賀川	六甲川	日柳川	灘区	篠原		0.09	0.05	0.05	646	286
I	205	都賀川	六甲川	日柳川	灘区	篠原		0.08	0.02	0.01	667	295
I	206	都賀川	都賀川	日柳左支渓	灘区	篠原仲山		0.10	0.01	0.01	646	286
I	207	都賀川	六甲川	大月川	灘区	篠原	伯母野山	0.82	0.18	0.18	646	286
I	208	都賀川	六甲川	大月川	灘区	篠原北町	3丁目	0.04	0.01	0.01	90	40
I	209	都賀川	都賀川		灘区	篠原		0.11	0.06	0.06	235	104
I	210	都賀川	六甲川		灘区	篠原		0.10	0.16	0.16	1,880	832
I	211	都賀川	六甲川	六甲川	灘区	篠原		3.00	3.41	3.30	1,883	833
I	212	都賀川	六甲川	一ヶ谷	灘区	六甲山町	一ヶ谷	1.72	0.58	0.54	2,124	940
I	213	石屋川	石屋川		灘区	高羽	滝ノ具	0.27	0.10	0.08	2,504	1,108
I	214	石屋川	石屋川	一王谷	灘区	高羽	2丁目	0.47	0.29	0.14	2,504	1,108
I	215	石屋川	石屋川		灘区	高羽	滝の奥	0.09	0.02	0.02	2,504	1,108
I	216	石屋川	石屋川		灘区	高羽	滝の奥	0.05	0.03	0.02	2,504	1,108
I	217	石屋川	石屋川	地獄谷	灘区	土山町		0.16	0.05	0.05	2,504	1,108
I	218	石屋川	新田川	新田川	東灘区	渦ヶ森台	4丁目	0.28	0.22	0.22	414	183
I	219	住吉川	住吉川	西谷	東灘区	渦ヶ森台	4丁目	2.17	1.10	0.99	2,653	1,174
I	220	住吉川	住吉川	大月谷	東灘区	住吉山手	9丁目	0.90	0.26	0.18	2,653	1,174
I	221	住吉川	住吉川		東灘区	住吉山手	9丁目	0.26	0.04	0.02	2,791	1,235
I	222	住吉川	住吉川	大月谷	東灘区	住吉山手	9丁目	0.31	0.06	0.03	2,739	1,212
I	223	住吉川	住吉川	地獄谷	東灘区	住吉台		2.80	1.36	1.18	2,653	1,174
I	224	住吉川	住吉川	住吉川	東灘区	本山町	岡本	4.75	6.63	5.14	2,676	1,184
I	225	住吉川	住吉川	住吉川左支渓	東灘区	本山町	田中	0.28	0.03	0.03	2,678	1,185
I	226	住吉川	住吉川	住吉川左支渓	東灘区	本山町	田中	0.27	0.03	0.03	2,676	1,184
I	227	住吉川	住吉川		東灘区	野寄	八輛場	0.97	0.20	0.20	2,676	1,184
I	228	天上川	天上川	大谷川	東灘区	本山町	岡本	0.88	0.55	0.42	549	243
I	229	天上川	天上川	中谷川	東灘区	岡本	7丁目	0.11	0.06	0.05	54	24
I	230	天上川	天上川	背谷川	東灘区	岡本	7丁目	0.22	0.18	0.12	608	269
I	231	天上川	天上川	八幡谷	東灘区	本山町	北畑	1.80	1.14	1.09	818	362
I	232	天上川	天上川		東灘区	本山町	北畑	0.18	0.08	0.07	818	362
I	233	天上川	天上川		東灘区	本山町	北畑	0.15	0.09	0.09	827	366
I	234	高橋川	要玄寺川	風呂之川	東灘区	本山町		0.95	0.29	0.21	536	237
I	235	高橋川	要玄寺川	中野村谷川	東灘区	本山北町		0.66	0.18	0.17	1,042	461
I	236	高橋川	高橋川		東灘区	甲南台		0.10	0.05	0.05	47	21
I	237	高橋川	高橋川	宮川	東灘区	森北町	5丁目	0.70	0.15	0.15	576	255

予防資料 1-2-2

土石流危険渓流　（国土交通省）

渓流番号		水系名	河川名	渓流名	所在地			渓流状況			保全対象	
区分	番号				市・区	町	字	渓流長	流域面積	発生流域面積	人口	人家の戸数
								(km)	(km²)	(km²)	(人)	(戸)
I	315	武庫川	有馬川	十八丁川	北区	有馬町		2.32	0.89	0.27	3	1
I	316	武庫川	有馬川	十八丁川緑川	北区	有馬町		0.85	0.30	0.12	0	0
I	317	武庫川	有馬川	十八丁川左支渓	北区	有馬町		0.45	0.16	0.08	0	0
I	318	武庫川	有馬川	十八丁川左支渓	北区	有馬町		0.36	0.07	0.00	0	0
I	319	武庫川	有馬川	北乙倉谷	北区	有馬町		0.09	0.01	0.00	30	10
I	320	武庫川	有馬川	乙倉谷	北区	有馬町		0.05	0.09	0.00	30	10
I	321	武庫川	有馬川	混布谷	北区	有馬町		0.33	0.10	0.04	3	1
I	322	武庫川	有馬川	六甲川瑞宝寺谷	北区	有馬町		1.87	1.08	0.35	257	86
I	323	武庫川	有馬川	滝川右支渓	北区	有馬町		0.27	0.12	0.12	6	2
I	324	武庫川	有馬川	滝川大谷	北区	有馬町		2.58	2.68	1.94	15	5
I	325	武庫川	有馬川	滝川湯槽谷	北区	有馬町		0.23	0.12	0.12	15	5
I	326	武庫川	有馬川	滝川大屋敷谷	北区	有馬町		0.12	0.05	0.04	0	0
I	327	武庫川	有馬川	滝川左支渓	北区	有馬町		0.05	0.01	0.01	3	1
I	328	武庫川	有馬川	滝川左支渓	北区	有馬町		0.13	0.02	0.02	0	0
I	329	武庫川	有馬川	滝川左支渓	北区	有馬町		0.09	0.02	0.02	0	0
I	330	武庫川	有野川	水無川右支渓	北区	有野町	唐櫃	0.28	0.07	0.00	0	0
I	331	武庫川	有野川	水無川	北区	有野町	唐櫃	2.05	1.31	0.63	45	15
I	332	武庫川	有野川	水無川左支渓	北区	有野町	唐櫃	0.07	0.03	0.00	72	24
I	333	武庫川	有野川	右支渓	北区	有野町	唐櫃	0.14	0.02	0.00	39	13
I	334	武庫川	有野川	風呂谷川	北区	有野町	唐櫃	1.46	0.75	0.37	123	41
I	335	武庫川	有野川	右支渓	北区	有野町	唐櫃	0.10	0.02	0.02	57	19
I	336	武庫川	有野川	右支渓	北区	有野町	唐櫃	0.09	0.02	0.02	45	15
I	337	武庫川	有野川	右支渓	北区	有野町	唐櫃	0.25	0.03	0.03	155	52
I	338	武庫川	有野川	東谷川	北区	有野町	唐櫃	0.20	0.03	0.03	54	18
I	339	武庫川	有野川	平見川右支渓	北区	有野町	唐櫃	0.10	0.01	0.00	27	9
I	340	武庫川	有野川	平見川	北区	有野町	唐櫃	0.40	0.10	0.01	63	21
I	341	武庫川	有野川	平見川大石谷	北区	有野町	唐櫃	0.63	0.18	0.00	117	39
I	342	武庫川	有野川	右支渓	北区	有野町	唐櫃	0.29	0.05	0.00	147	49
I	343	武庫川	有野川	ｴﾝﾄﾞ谷	北区	有野町	唐櫃	0.60	0.11	0.06	155	52
I	344	武庫川	有野川	ﾖﾓｼﾛ谷	北区	有野町	唐櫃	1.59	0.84	0.31	155	52
I	345	加古川	山田川	右支渓	北区	西大池	2丁目	0.10	0.02	0.00	36	12
I	346	加古川	山田川	地獄谷川	北区	山田町	上谷上	1.07	0.23	0.18	135	45
I	347	加古川	山田川	地獄谷川左支渓	北区	山田町	上谷上	0.10	0.02	0.01	135	45
I	348	加古川	山田川	地獄谷川三ツ谷	北区	山田町	上谷上	1.02	0.37	0.27	135	45

予防資料 1-2-2

土石流危険渓流　（国土交通省）

渓流番号		水系名	河川名	渓流名	所在地			渓流状況			保全対象	
区分	番号				市・区	町	字	渓流長	流域面積	発生流域面積	人口	人家の戸数
								(km)	(km²)	(km²)	(人)	(戸)
Ⅰ	349	加古川	山田川	上原川	北区	山田町	上谷上	0.56	0.12	0.05	66	22
Ⅰ	350	加古川	山田川	左支渓	北区	山田町	下谷上	0.35	0.05	0.05	0	0
Ⅰ	351	加古川	山田川	箕谷川五池谷	北区	山田町	下谷上	0.43	0.10	0.02	3	1
Ⅰ	352	加古川	山田川	箕谷川右支渓	北区	山田町	下谷上	0.18	0.04	0.00	48	16
Ⅰ	353	加古川	山田川	箕谷川左支渓	北区	山田町	下谷上	0.50	0.10	0.05	21	7
Ⅰ	354	加古川	山田川	箕谷川左支渓	北区	山田町	下谷上	0.29	0.09	0.01	12	4
Ⅰ	355	六甲山系	堺川	堺川	垂水区	塩屋町	梅木谷	0.91	0.22	0.18	0	0
Ⅰ	356	六甲山系	敦盛塚川	敦盛塚川	須磨区	西須磨	鉄拐山	0.18	0.03	0.01	0	0
Ⅱ	3	六甲山系	塩屋谷川	塩屋谷川右支	須磨区	多井畑		0.12	0.01	0.01	9	3
Ⅱ	4	六甲山系	塩屋谷川	塩屋谷川右支	須磨区	多井畑		0.15	0.01	0.01	9	3
Ⅱ	6	六甲山系	妙法寺川	妙法寺川左支	須磨区	車		0.55	0.16	0.16	11	4
Ⅱ	7	六甲山系	妙法寺川	妙法寺川左支	須磨区	妙法寺		0.28	0.06	0.06	14	4
Ⅱ	8	六甲山系	ｲﾔｶﾞ谷川	ｲﾔｶﾞ谷川	兵庫区	里山町		2.41	1.46	0.77	9	4
Ⅱ	9	六甲山系	ｲﾔｶﾞ谷川	ｲﾔｶﾞ谷川左支	北区	山田町	下谷上	0.45	0.12	0.12	12	4
Ⅱ	10	六甲山系	ｲﾔｶﾞ谷川	ｲﾔｶﾞ谷川右支	兵庫区	烏原町		0.32	0.03	0.01	5	2
Ⅱ	11	六甲山系	西小部川	西小部川左支	北区	山田町	小部北ノ谷	0.25	0.05	0.01	9	3
Ⅱ	12	六甲山系	烏東川	烏東川右支	北区	山田町	小部	0.30	0.12	0.00	3	1
Ⅱ	13	六甲山系	石井川	石井川	兵庫区	烏原町	東山	0.08	0.02	0.01	5	2
Ⅱ	14	六甲山系	石井川	石井川左支	兵庫区	天王町	3丁目	0.39	0.08	0.04	14	4
Ⅱ	15	六甲山系	天王谷川	天王谷川右支	兵庫区	平野町	天王谷西服	0.05	0.01	0.01	5	2
Ⅱ	16	六甲山系	天王谷川	天王谷川右支	兵庫区	平野町	天王谷西服	0.12	0.02	0.02	5	2
Ⅱ	17	六甲山系	天王谷川	鍋蓋北谷左支	北区	山田町	小部大平	0.39	0.10	0.01	12	4
Ⅱ	18	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	北区	山田町	下谷上	0.09	0.01	0.01	3	1
Ⅱ	19	六甲山系	西郷川	青谷右支	灘区	岩屋	西ノ奥	0.15	0.15	0.15	5	2
Ⅱ	20	六甲山系	西郷川	青谷	灘区	岩屋	西ノ奥	0.91	0.25	0.25	7	3
Ⅱ	21	六甲山系	西郷川	青谷左支	灘区	原田		0.42	0.12	0.10	7	3
Ⅱ	25	武庫川	有馬川	十八丁川左支渓	北区	有馬町		0.13	0.02	0.00	3	1
Ⅱ	26	武庫川	有野川	奥山川	北区	有野町	唐櫃	4.77	7.04	3.75	1	1
Ⅱ	27	武庫川	有野川	左支渓	北区	有野町	唐櫃	0.58	0.12	0.00	6	2
Ⅱ	28	加古川	山田川	志染川	北区	山田町	上谷上	3.36	3.22	1.69	1	1
Ⅱ	29	加古川	山田川	炭ヶ谷川	北区	山田町	上谷上	1.14	0.67	0.20	3	2
Ⅱ	30	加古川	山田川	丸山川	北区	山田町	下谷上	3.29	2.93	0.79	3	1
Ⅱ	31	加古川	山田川	鷺谷川	北区	山田町	下谷上	0.82	0.21	0.11	12	4
Ⅱ	32	加古川	山田川	左支渓	北区	山田町	下谷上	0.60	0.11	0.00	9	3

予防資料 1-2-2

土石流危険渓流　（国土交通省）

渓流番号		水系名	河川名	渓流名	所在地			渓流状況			保全対象	
区分	番号				市・区	町	字	渓流長	流域面積	発生流域面積	人口	人家の戸数
								(km)	(km²)	(km²)	(人)	(戸)
Ⅱ	33	加古川	山田川	左支渓	北区	山田町	下谷上	0.08	0.01	0.00	6	2
Ⅱ	34	加古川	山田川	箕谷川右支渓	北区	山田町	下谷上	0.35	0.10	0.00	3	1
Ⅱ	35	加古川	山田川	箕谷川左支渓	北区	山田町	下谷上	0.38	0.04	0.02	9	3
Ⅲ	1	六甲山系	落合川	落合川右支	須磨区	道正台	1丁目	0.24	0.11	0.10	0	0
Ⅲ	2	六甲山系	大日川	大日川右支	長田区	池田宮町		0.13	0.02	0.01	0	0
Ⅲ	3	六甲山系	大日川	大日川右支	長田区	池田宮町		0.15	0.01	0.01	0	0
Ⅲ	4	六甲山系	石井川	石井川右支	兵庫区	鵯越筋		0.23	0.02	0.00	0	0
Ⅲ	5	六甲山系	烏原川	烏原川左支	北区	山田町	下谷上	0.15	0.02	0.00	0	0
Ⅲ	6	六甲山系	洞川	洞川左支	北区	山田町	小部大平山	0.06	0.01	0.00	0	0
Ⅲ	7	六甲山系	天王谷川	天王谷川左支	北区	山田町	下谷上	0.38	0.07	0.07	0	0
Ⅲ	8	六甲山系	新生田川	新生田川左支	中央区	葺合町	寺ヶ谷	0.10	0.02	0.02	0	0
Ⅲ	23	武庫川	有馬川	十八丁川左支渓	北区	有馬町		0.05	0.02	0.00	0	0
Ⅲ	27	武庫川	有野川	水無川河原谷	北区	有野町	唐櫃	0.99	0.31	0.02	0	0
Ⅲ	28	武庫川	有野川	水無川右支渓	北区	有野町	唐櫃	0.19	0.02	0.00	0	0
Ⅲ	29	武庫川	有野川	水無川右支渓	北区	有野町	唐櫃	0.06	0.02	0.00	0	0
Ⅲ	30	武庫川	有野川	平見川右支渓	北区	有野町	唐櫃	0.06	0.01	0.00	0	0
Ⅲ	31	武庫川	有野川	左支渓	北区	有野町	唐櫃	0.03	0.01	0.00	0	0
Ⅲ	32	加古川	山田川	左支渓	北区	山田町	上谷上	0.12	0.06	0.00	0	0
Ⅲ	33	加古川	山田川	左支渓	北区	山田町	上谷上	0.55	0.09	0.05	0	0
Ⅲ	34	加古川	山田川	左支渓	北区	山田町	上谷上	0.12	0.01	0.00	0	0
Ⅲ	35	加古川	山田川	左支渓	北区	山田町	上谷上	0.12	0.02	0.00	0	0
Ⅲ	36	加古川	山田川	左支渓	北区	山田町	上谷上	0.06	0.01	0.00	0	0
Ⅲ	37	加古川	山田川	箕谷川右支渓	北区	山田町	下谷上	0.15	0.05	0.00	0	0
Ⅲ	38	加古川	山田川	箕谷川	北区	山田町	小部	0.42	0.14	0.00	0	0
Ⅲ	39	加古川	山田川	箕谷川左支渓	北区	山田町	下谷上	0.16	0.02	0.00	0	0

予防資料 1-2-2

土石流危険渓流　（兵庫県）

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		渓流状況			保全対象	
				区	町	渓流長（km）	流域面積（）勾配15°以上（k㎡）		人口（人）	人家の戸数（戸）
加-神戸-Ｉ1	加古川	美嚢川	井尻川右支渓	北区	大沢町	0.06	0.030	(0.020)	8	3
加-神戸-Ｉ2	加古川	淡河川	左支渓	北区	淡河町	0.30	0.230	(0.160)	6	2
加-神戸-Ｉ3	加古川	淡河川	にごり川右支渓	北区	淡河町	0.09	0.020	(0.010)	9	5
加-神戸-Ｉ4	加古川	志染川	大池川右支渓	北区	山田町	0.08	0.020	(0.010)	28	10
加-神戸-Ｉ5	加古川	志染川	大池川右支渓	北区	山田町	0.21	0.050	(0.050)	0	0
加-神戸-Ｉ6	加古川	志染川	大池美山台川	北区	山田町	0.28	0.040	(0.030)	17	6
加-神戸-Ｉ7	加古川	志染川	大池川上谷上	北区	山田町	0.22	0.030	(0.010)	0	0
加-神戸-Ｉ8	加古川	志染川	大池美山台川	北区	山田町	0.25	0.040	(0.030)	39	14
加-神戸-Ｉ9	加古川	志染川	カジカ谷	北区	山田町	0.70	0.150	(0.140)	0	0
加-神戸-Ｉ10	加古川	志染川	カツカ谷	北区	山田町	0.28	0.100	(0.090)	255	91
加-神戸-Ｉ11	加古川	志染川	カツカ谷右支渓	北区	山田町	0.16	0.030	(0.030)	342	122
加-神戸-Ｉ12	加古川	志染川	花山川	北区	山田町	0.50	0.140	(0.130)	14	5
加-神戸-Ｉ13	加古川	志染川	木戸	北区	山田町	0.30	0.050	(0.020)	20	7
加-神戸-Ｉ14	加古川	志染川	中手川	北区	山田町	0.07	0.020	(0.004)	53	19
加-神戸-Ｉ15	加古川	志染川	宮ノ谷川	北区	山田町	0.62	0.120	(0.100)	48	17
加-神戸-Ｉ16	加古川	志染川	中ノ手川	北区	山田町	0.26	0.050	(0.050)	34	12
加-神戸-Ｉ17	加古川	志染川	中ノ手川１号谷	北区	山田町	0.17	0.030	(0.020)	53	19
加-神戸-Ｉ18	加古川	志染川	上谷上川	北区	山田町	0.07	0.020	(0.020)	0	0
加-神戸-Ｉ19	加古川	志染川	谷山川	北区	山田町	2.71	1.660	(1.620)	160	57
加-神戸-Ｉ20	加古川	志染川	谷山川芝床上谷	北区	山田町	0.50	0.080	(0.070)	8	3
加-神戸-Ｉ21	加古川	志染川	右５号谷（北勝）	北区	山田町	0.16	0.020	(0.020)	25	9
加-神戸-Ｉ22	加古川	志染川	二ツ樋	北区	山田町	0.36	0.040	(0.040)	20	7
加-神戸-Ｉ23	加古川	志染川	砂　　川	北区	山田町	1.35	0.300	(0.040)	70	25
加-神戸-Ｉ24	加古川	志染川	砂川右１号谷	北区	山田町	0.81	0.220	(0.220)	20	7
加-神戸-Ｉ25	加古川	志染川	愛宕川左支渓	北区	山田町	0.31	0.070	(0.050)	39	14
加-神戸-Ｉ26	加古川	志染川	愛宕川右支渓	北区	山田町	0.11	0.030	(0.010)	11	4
加-神戸-Ｉ27	加古川	志染川	原野川	北区	山田町	0.78	0.690	(0.440)	20	7
加-神戸-Ｉ28	加古川	志染川	室谷川	北区	山田町	0.54	0.120	(0.090)	14	5
加-神戸-Ｉ29	加古川	志染川	茂村谷川	北区	山田町	0.67	0.110	(0.080)	14	5
加-神戸-Ｉ30	加古川	志染川	神田川右支渓	北区	山田町	0.09	0.010	(0.001)	14	5
加-神戸-Ｉ31	加古川	志染川	ｶﾔﾉｷ谷	北区	山田町	0.40	0.090	(0.020)	0	0
加-神戸-Ｉ32	加古川	志染川	三ツ池川	北区	山田町	0.27	0.050	(0.050)	14	5
加-神戸-Ｉ33	加古川	志染川	右支渓	北区	山田町	0.82	0.430	(0.420)	11	4
明-神戸-Ｉ1	明石川	明石川	藍那西ノ町右支渓	北区	山田町	0.06	0.010	(0.010)	14	5
明-神戸-Ｉ2	明石川	明石川	蛇谷	北区	山田町	0.09	0.020	(0.010)	0	0
明-神戸-Ｉ3	明石川	伊川	ﾕﾔﾉ谷	西区	押部谷町	0.34	0.110	(0.110)	24	8
明-神戸-Ｉ4	明石川	伊川	木津右支渓	西区	押部谷町	0.24	0.090	(0.080)	15	5
明-神戸-Ｉ5	明石川	木見川	ﾐｿｶﾞ谷	西区	押部谷町	0.20	0.040	(0.030)	15	5
明-神戸-Ｉ6	明石川	木見川	左支渓	西区	押部谷町	0.31	0.090	(0.070)	12	4
明-神戸-Ｉ7	明石川	明石川	福住川左支渓	西区	押部谷町	1.06	0.370	(0.070)	45	15
明-神戸-Ｉ8	明石川	明石川	上田井	西区	押部谷町	0.30	0.100	(0.080)	51	17
明-神戸-Ｉ9	明石川	櫨谷川	右支渓	西区	櫨谷町	0.24	0.050	(0.050)	12	4

予防資料 1-2-2

土石流危険渓流　（兵庫県）

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		渓流状況			保全対象	
				区	町	渓流長（km）	流域面積（）勾配15°以上（km²）		人口（人）	人家の戸数（戸）
明-神戸-Ⅰ10	明石川	友清川	右支渓１号谷	西区	櫨谷町	0.19	0.050	(0.040)	24	8
明-神戸-Ⅰ11	明石川	友清川	右支渓３号谷	西区	櫨谷町	0.08	0.020	(0.010)	18	6
明-神戸-Ⅰ12	明石川	櫨谷川	城ヶ谷	西区	櫨谷町	0.60	0.110	(0.100)	3	1
明-神戸-Ⅰ13	明石川	櫨谷川	左支渓光松	西区	櫨谷町	0.26	0.030	(0.000)	21	7
明-神戸-Ⅰ14	明石川	櫨谷川	左支渓赤田井	西区	櫨谷町	0.13	0.040	(0.002)	78	26
明-神戸-Ⅰ15	明石川	櫨谷川	左支渓東山	西区	櫨谷町	0.20	0.040	(0.003)	15	5
明-神戸-Ⅰ16	明石川	櫨谷川	右支渓	西区	櫨谷町	0.15	0.030	(0.020)	21	7
明-神戸-Ⅰ17	明石川	櫨谷川	右支渓	西区	櫨谷町	0.18	0.030	(0.020)	21	7
明-神戸-Ⅰ18	明石川	伊川	竹之下右支渓	須磨区	白川	0.22	0.110	(0.080)	19	7
明-神戸-Ⅰ19	明石川	伊川	竹下	須磨区	白川	0.12	0.030	(0.020)	22	8
明-神戸-Ⅰ20	明石川	伊川	開内右支渓	西区	伊川谷町	0.13	0.040	(0.030)	51	17
明-神戸-Ⅰ21	明石川	伊川	小谷川	西区	伊川谷町	0.44	0.100	(0.070)	0	0
明-神戸-Ⅰ22	明石川	伊川	左支渓漆山	垂水区	伊川谷町	0.25	0.040	(0.000)	65	26
山-神戸-Ⅰ1	山田川	山田川	右支渓	垂水区	南多聞台	0.21	0.020	(0.000)	485	194
福-神戸-Ⅰ1	福田川	福田川	左支渓	須磨区・	菅の台	0.12	0.020	(0.010)	31	11
福-神戸-Ⅰ2	福田川	福田川	右支渓１号谷	垂水区	名谷町	0.03	0.060	(0.030)	278	111
福-神戸-Ⅰ3	福田川	福田川	向井畑左支渓	垂水区	名谷町	0.21	0.060	(0.030)	0	0
福-神戸-Ⅰ4	福田川	福田川	右支渓西ノ池	垂水区	名谷町	0.16	0.030	(0.010)	115	46
福-神戸-Ⅰ5	福田川	福田川	右支渓２号谷	垂水区	学が丘	0.13	0.020	(0.004)	108	43
福-神戸-Ⅰ6	福田川	福田川	右支渓３号谷	垂水区	名谷町	0.35	0.110	(0.010)	53	21
塩-神戸-Ⅰ1	塩屋谷川	塩屋谷川	右支渓弓場内	須磨区・	多井畑	0.10	0.050	(0.010)	17	6
塩-神戸-Ⅰ2	塩屋谷川	塩屋谷川	右支渓寄合地	垂水区	下畑町	0.09	0.110	(0.090)	40	16
塩-神戸-Ⅰ3	塩屋谷川	塩屋谷川	右支渓蓮池	垂水区	下畑町	0.10	0.050	(0.010)	45	18
塩-神戸-Ⅰ4	塩屋谷川	塩屋谷川	右支渓北谷	垂水区	下畑町	0.19	0.070	(0.000)	23	9
塩-神戸-Ⅰ5	塩屋谷川	塩屋谷川	右支渓中ノ谷	垂水区	下畑町	0.12	0.020	(0.002)	288	115
塩-神戸-Ⅰ6	塩屋谷川	塩屋谷川	右支渓東松山	垂水区	下畑町	0.06	0.010	(0.010)	153	61
塩-神戸-Ⅰ7	塩屋谷川	塩屋谷川	左支渓１号谷	垂水区	塩屋北町	0.18	0.040	(0.030)	173	69
塩-神戸-Ⅰ8	塩屋谷川	塩屋谷川	梅木谷	垂水区	塩屋町	0.30	0.050	(0.040)	103	41
妙-神戸-Ⅰ1	妙法寺川	妙法寺川	護摩谷川	須磨区	妙法寺	0.25	0.040	(0.040)	68	25
妙-神戸-Ⅰ2	妙法寺川	妙法寺川	東丈夫谷川	須磨区	妙法寺	0.14	0.010	(0.000)	52	19
妙-神戸-Ⅰ3	妙法寺川	妙法寺川	ｲﾔｶﾞ谷川	須磨区	妙法寺	0.25	0.030	(0.010)	16	6
妙-神戸-Ⅰ4	妙法寺川	妙法寺川	与一谷	須磨区	妙法寺	0.13	0.010	(0.000)	51	19
妙-神戸-Ⅰ5	妙法寺川	妙法寺川	高雲寺谷	須磨区	妙法寺	0.12	0.020	(0.020)	343	127
妙-神戸-Ⅰ6	妙法寺川	護摩谷	右支渓	須磨区	東須磨	0.12	0.020	(0.020)	97	36
妙-神戸-Ⅰ7	妙法寺川	護摩谷	右支渓	須磨区	妙法寺	0.35	0.080	(0.040)	213	79
妙-神戸-Ⅰ8	妙法寺川	椿谷	右支渓	須磨区	妙法寺	0.27	0.070	(0.020)	213	79
妙-神戸-Ⅰ9	妙法寺川	椿谷	右支渓	須磨区	妙法寺	0.10	0.030	(0.010)	103	38
妙-神戸-Ⅰ10	妙法寺川	妙法寺川	椿谷川	須磨区	妙法寺	0.07	0.010	(0.010)	297	110
妙-神戸-Ⅰ11	妙法寺川	椿谷	烏帽子谷	須磨区	妙法寺	0.28	0.090	(0.050)	297	110
妙-神戸-Ⅰ12	妙法寺川	妙法寺川	右支渓	須磨区	妙法寺	0.16	0.010	(0.010)	143	53
妙-神戸-Ⅰ13	妙法寺川	妙法寺川	明神５丁目右支渓	須磨区	明神町	0.09	0.060	(0.010)	224	83
妙-神戸-Ⅰ14	妙法寺川	妙法寺川	右支渓	須磨区	明神町	0.05	0.020	(0.020)	116	43
鯉-神戸-Ⅰ1	鯉川	城ヶ口川	城ヶ口川	中央区	山本通	0.41	0.070	(0.020)	704	335
鯉-神戸-Ⅰ2	鯉川	鯉川	追谷川	中央区	山本通	0.91	0.190	(0.090)	431	205

予防資料 1-2-2

土石流危険渓流　（兵庫県）

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		渓流状況			保全対象	
				区	町	渓流長（km）	流域面積（ ）勾配15°以上（km²）		人口（人）	人家の戸数（戸）
鯉-神戸-Ⅰ3	鯉川	鯉川	三森谷	中央区	北野町	0.78	0.140	(0.080)	151	72
新生-神戸-Ⅰ1	新生田川	北野川	天神谷	中央区	北野町	0.86	0.230	(0.230)	454	216
新生-神戸-Ⅰ2	新生田川	北野川	天神東谷川	中央区	北野町	0.12	0.030	(0.030)	216	103
新生-神戸-Ⅰ3	新生田川	北野川	天神北野谷	中央区	北野町	0.11	0.020	(0.020)	107	51
新生-神戸-Ⅰ4	新生田川	苧川	左支渓	中央区	茸合町	0.12	0.010	(0.010)	242	115
新生-神戸-Ⅰ5	新生田川	狐川	中尾谷西谷川	中央区	茸合町	0.38	0.060	(0.060)	882	420
新生-神戸-Ⅰ6	新生田川	狐川	中尾谷東谷川	中央区	中尾町	0.50	0.080	(0.080)	935	445
新生-神戸-Ⅰ7	新生田川	狐川	中尾谷川	中央区	茸合町	0.31	0.060	(0.060)	460	219
西-神戸-Ⅰ1	西谷川	西谷川	ﾋｼﾞﾘ谷	中央区	神仙寺通	0.25	0.050	(0.050)	338	161
西-神戸-Ⅰ2	西谷川	神仙寺川	ｷｲﾁ谷	中央区	神仙寺通	0.15	0.030	(0.030)	107	51
観-神戸-Ⅰ1	観音寺川	観音寺川	観音寺川	灘区	箕岡通	1.07	0.330	(0.330)	251	114
観-神戸-Ⅰ2	観音寺川	観音寺川	高尾谷川	灘区	箕岡通	0.23	0.040	(0.040)	521	237
観-神戸-Ⅰ3	観音寺川	観音寺川	右支渓	灘区	城の下通	0.09	0.010	(0.010)	119	54
観-神戸-Ⅰ4	観音寺川	観音寺川	左支渓	灘区	上野	0.09	0.010	(0.010)	251	114
都-神戸-Ⅰ1	都賀川	貧乏川	貧乏川	灘区	畑原	0.69	0.120	(0.120)	341	155
都-神戸-Ⅰ2	都賀川	貧乏川	箕岡谷川	灘区	箕岡通	0.43	0.100	(0.100)	64	29
都-神戸-Ⅰ3	都賀川	貧乏川	五毛谷川	灘区	箕岡通	0.37	0.090	(0.090)	90	41
天-神戸-Ⅰ1	天神川	天神川	天神川	東灘区	住吉山手	0.12	0.010	(0.002)	850	354
武-神戸-Ⅰ1	武庫川	有野川	鎌谷川	北区	有野町	0.51	0.480	(0.310)	67	24
武-神戸-Ⅰ2	武庫川	有野川	鎌ヶ谷川右支渓	北区	山田町	0.14	0.030	(0.010)	20	7
武-神戸-Ⅰ3	武庫川	有野川	鎌ヶ谷川左支渓	北区	山田町	0.14	0.020	(0.020)	59	21
武-神戸-Ⅰ4	武庫川	有野川	奥西谷	北区	山田町	0.26	0.080	(0.070)	45	16
武-神戸-Ⅰ5	武庫川	有野川	多聞寺川	北区	有野町	0.11	0.070	(0.040)	14	5
武-神戸-Ⅰ6	武庫川	武庫川	右支渓生野	北区	道場町	0.10	0.030	(0.010)	17	6
武-神戸-Ⅰ7	武庫川	有馬川	左支渓	北区	有馬町	0.37	0.120	(0.020)	25	9
武-神戸-Ⅰ8	武庫川	有野川	切畑川左支渓１号	北区	東有野台	0.03	0.020	(0.010)	14	5
武-神戸-Ⅰ9	武庫川	有野川	切畑川左支渓２号	北区	東有野台	0.06	0.010	(0.004)	59	21
武-神戸-Ⅰ10	武庫川	有野川	切畑川左支渓３号	北区	東有野台	0.20	0.090	(0.060)	112	40
武-神戸-Ⅰ11	武庫川	有野川	切畑川東辻ヶ川	北区	有野町	0.67	0.210	(0.060)	14	5
武-神戸-Ⅰ12	武庫川	有野川	切畑川東辻ヶ川	北区	有野町	0.45	0.180	(0.130)	11	4
武-神戸-Ⅰ13	武庫川	有野川	水無川右支渓	北区	有野町	0.38	0.100	(0.050)	8	3
武-神戸-Ⅰ14	武庫川	有野川	湯谷川	北区	有野町	0.52	0.120	(0.100)	311	111
武-神戸-Ⅰ15	武庫川	有野川	居屋ヶ谷川	北区	有野町	0.88	0.230	(0.220)	14	5
武-神戸-Ⅰ16	武庫川	有野川	水無川北山	北区	有野町	0.09	0.010	(0.010)	3	1
武-神戸-Ⅰ17	武庫川	有野川	百間樋川	北区	有野町	0.13	0.300	(0.280)	6	2
武-神戸-Ⅰ18	武庫川	武庫川	百間滝川	北区	道場町	0.89	0.410	(0.390)	0	0
武-神戸-Ⅰ19	武庫川	武庫川	生野向井左支渓	北区	道場町	0.25	0.030	(0.030)	0	0
武-神戸-Ⅰ20	武庫川	武庫川	生野亀治川	北区	道場町	0.26	0.040	(0.030)	14	5
武-神戸-Ⅰ21	武庫川	有野川	ｶｼﾜ池	北区	八多町	0.36	0.070	(0.070)	8	3
武-神戸-Ⅰ22	武庫川	長尾川	正権寺川	北区	長尾町	0.07	0.020	(0.010)	14	5
武-神戸-Ⅰ23	武庫川	有馬川	左支渓塩田	北区	道場町	0.39	0.090	(0.030)	6	2
無-神戸-Ⅰ1	－	無名	塩屋	垂水区	塩屋町	0.05	0.020	(0.010)	3	1
加-神戸-Ⅱ1	加古川	美嚢川	岩谷川右支渓	北区	長尾町	0.24	0.060	(0.040)	3	1
加-神戸-Ⅱ2	加古川	美嚢川	日西原川	北区	大沢町	0.03	0.040	(0.030)	3	1

予防資料 1-2-2

土石流危険渓流　（兵庫県）

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		渓流状況			保全対象	
				区	町	渓流長（km）	流域面積（）勾配15°以上（km²）		人口（人）	人家の戸数（戸）
加-神戸-Ⅱ3	加古川	美嚢川	大沢川右支渓１号	北区	大沢町	0.08	0.030	(0.003)	3	1
加-神戸-Ⅱ4	加古川	美嚢川	大沢川右支渓２号	北区	大沢町	0.14	0.030	(0.010)	3	1
加-神戸-Ⅱ5	加古川	美嚢川	宮坂川右支渓２号	北区	大沢町	0.20	0.070	(0.010)	11	4
加-神戸-Ⅱ6	加古川	美嚢川	右支渓	北区	大沢町	0.10	0.040	(0.040)	3	1
加-神戸-Ⅱ7	加古川	美嚢川	左支渓六根池	北区	大沢町	0.37	0.110	(0.010)	3	1
加-神戸-Ⅱ8	加古川	美嚢川	左支渓	北区	大沢町	0.17	0.050	(0.002)	3	1
加-神戸-Ⅱ9	加古川	美嚢川	払川右支渓	北区	淡河町	0.25	0.030	(0.010)	3	1
加-神戸-Ⅱ10	加古川	淡河川	鳴川鍛冶が谷	北区	大沢町	0.65	0.110	(0.080)	3	1
加-神戸-Ⅱ11	加古川	淡河川	鳴川皿池	北区	大沢町	0.38	0.210	(0.110)	3	1
加-神戸-Ⅱ12	加古川	淡河川	地蔵谷川	北区	淡河町	0.74	0.160	(0.100)	3	1
加-神戸-Ⅱ13	加古川	淡河川	左支渓	北区	淡河町	0.78	0.370	(0.280)	3	1
加-神戸-Ⅱ14	加古川	淡河川	石峰寺川左支渓	北区	淡河町	0.10	0.040	(0.020)	6	2
加-神戸-Ⅱ15	加古川	淡河川	石峰寺川	北区	淡河町	0.28	0.090	(0.050)	6	2
加-神戸-Ⅱ16	加古川	淡河川	右支渓	北区	淡河町	0.09	0.050	(0.010)	8	3
加-神戸-Ⅱ17	加古川	淡河川	左支渓淡河	北区	淡河町	0.06	0.030	(0.010)	6	2
加-神戸-Ⅱ18	加古川	淡河川	木坂川	北区	淡河町	1.10	0.870	(0.860)	8	3
加-神戸-Ⅱ19	加古川	淡河川	淡河疎水右支渓	北区	淡河町	0.16	0.030	(0.020)	3	1
加-神戸-Ⅱ20	加古川	志染川	大池川右支渓	北区	山田町	0.25	0.060	(0.400)	11	4
加-神戸-Ⅱ21	加古川	志染川	二ツ樋川	北区	山田町	1.33	0.350	(0.340)	11	4
加-神戸-Ⅱ22	加古川	志染川	柏尾谷川	北区	山田町	2.29	2.340	(2.120)	8	3
加-神戸-Ⅱ23	加古川	志染川	愛宕川愛宕山	北区	山田町	0.08	0.020	(0.020)	3	1
加-神戸-Ⅱ24	加古川	志染川	下氷谷川	北区	山田町	0.33	0.180	(0.180)	3	1
加-神戸-Ⅱ25	加古川	志染川	岩谷川	北区	山田町	0.16	0.030	(0.020)	3	1
加-神戸-Ⅱ26	加古川	志染川	万丈谷川左支渓	北区	山田町	0.45	0.060	(0.050)	9	3
加-神戸-Ⅱ27	加古川	志染川	城山川左支渓	北区	山田町	0.06	0.020	(0.010)	6	2
加-神戸-Ⅱ28	加古川	志染川	右支渓下池	北区	山田町	0.73	0.130	(0.100)	3	1
加-神戸-Ⅱ29	加古川	志染川	右支渓雫谷池	北区	山田町	0.25	0.090	(0.030)	8	3
加-神戸-Ⅱ30	加古川	志染川	山田疎水右支渓	北区	山田町	0.18	0.070	(0.070)	3	1
明-神戸-Ⅱ1	明石川	明石川	右支渓	北区	山田町	0.07	0.020	(0.010)	3	1
明-神戸-Ⅱ2	明石川	明石川	小河川左支渓	北区	山田町	0.09	0.040	(0.030)	11	3
明-神戸-Ⅱ3	明石川	明石川	小河川右支渓	北区	山田町	0.22	0.070	(0.020)	3	1
明-神戸-Ⅱ4	明石川	明石川	左支渓押部	西区	押部谷町	0.14	0.030	(0.020)	3	1
明-神戸-Ⅱ5	明石川	明石川	墓の谷	西区	押部谷町	0.37	0.090	(0.090)	9	3
明-神戸-Ⅱ6	明石川	明石川	性海寺川右支渓	西区	押部谷町	0.06	0.040	(0.000)	3	1
明-神戸-Ⅱ7	明石川	櫨谷川	寺谷川	西区	櫨谷町	0.12	0.030	(0.010)	12	4
明-神戸-Ⅱ8	明石川	櫨谷川	寺谷川右支渓	西区	櫨谷町	0.08	0.020	(0.010)	12	3
明-神戸-Ⅱ9	明石川	友清川	右支渓２号谷	西区	櫨谷町	0.14	0.020	(0.010)	6	2
明-神戸-Ⅱ10	明石川	櫨谷川	左支渓	西区	櫨谷町	0.03	0.010	(0.002)	3	1
明-神戸-Ⅱ11	明石川	明石川	福知川右支渓２号	西区	平野町	0.10	0.010	(0.010)	0	0
明-神戸-Ⅱ12	明石川	伊川	白川	西区	山田町	0.18	0.030	(0.020)	12	4
明-神戸-Ⅱ13	明石川	伊川	西古家	須磨区	白川	0.37	0.110	(0.070)	5	2
明-神戸-Ⅱ14	明石川	伊川	右支渓中畑	西区	伊川谷町	0.16	0.050	(0.030)	6	2
明-神戸-Ⅱ15	明石川	伊川	林ノ池	西区	伊川谷町	0.24	0.040	(0.030)	12	4
明-神戸-Ⅱ16	明石川	伊川	真ヶ谷	西区	伊川谷町	0.26	0.030	(0.010)	6	3

予防資料 1-2-2

土石流危険渓流　（兵庫県）

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		渓流状況			保全対象	
				区	町	渓流長（km）	流域面積（）勾配15°以上（km²）		人口（人）	人家の戸数（戸）
福-神戸-Ⅱ1	福田川	福田川	市の子川右支渓	垂水区	名谷町	0.11	0.020	(0.000)	8	3
塩-神戸-Ⅱ1	塩屋谷川	塩屋谷川	左支渓２号谷	垂水区	下畑町	0.20	0.040	(0.030)	5	2
妙-神戸-Ⅱ1	妙法寺川	妙法寺川	右支渓	須磨区	妙法寺	0.07	0.010	(0.010)	3	1
武-神戸-Ⅱ1	武庫川	有野川	ｼｮｳﾌﾞｹ谷	北区	有野町	0.75	0.260	(0.250)	6	2
武-神戸-Ⅱ2	武庫川	有野川	堀越川右支渓	北区	有野町	0.11	0.050	(0.000)	3	1
武-神戸-Ⅱ3	武庫川	有野川	左支渓	北区	有野町	0.42	0.050	(0.050)	6	2
武-神戸-Ⅱ4	武庫川	有野川	皿池川	北区	八多町	0.54	0.200	(0.100)	6	2
武-神戸-Ⅱ5	武庫川	有野川	八多皿池川	北区	八多町	0.63	0.220	(0.170)	8	3
武-神戸-Ⅱ6	武庫川	有野川	八多附物川	北区	八多町	0.52	0.230	(0.220)	8	3
武-神戸-Ⅱ7	武庫川	有野川	附物川右支渓	北区	八多町	0.02	0.020	(0.002)	3	1
武-神戸-Ⅱ8	武庫川	有野川	八坂川右支渓	北区	八多町	0.14	0.020	(0.010)	3	1
武-神戸-Ⅱ9	武庫川	有野川	八坂川音谷	北区	八多町	0.26	0.020	(0.000)	3	1
武-神戸-Ⅱ10	武庫川	有野川	八坂川千ヶ谷池	北区	八多町	0.06	0.050	(0.001)	6 (6)	2 (2)
武-神戸-Ⅱ11	武庫川	有野川	八多川	北区	八多町	0.04	0.040	(0.010)	3	1
武-神戸-Ⅱ12	武庫川	有野川	右支渓	北区	有野町	0.05	0.030	(0.004)	11	4
武-神戸-Ⅱ13	武庫川	有馬川	沖代川右支渓	北区	道場町	0.04	0.040	(0.001)	11	4
武-神戸-Ⅱ14	武庫川	武庫川	不動岩	北区	道場町	0.44	0.070	(0.070)	3	1
武-神戸-Ⅱ15	武庫川	武庫川	左支渓１号谷	北区	道場町	0.43	0.120	(0.120)	6	2
武-神戸-Ⅱ16	武庫川	有馬川	塩田	北区	道場町	0.08	0.060	(0.040)	8	3
武-神戸-Ⅱ17	武庫川	有馬川	塩田	北区	道場町	0.25	0.070	(0.004)	8	3
武-神戸-Ⅱ18	武庫川	武庫川	左支渓生野	北区	道場町	0.42	0.050	(0.050)	3	1
武-神戸-Ⅱ19	武庫川	武庫川	左支渓生野	北区	道場町	0.69	0.160	(0.150)	6	2
武-神戸-Ⅱ20	武庫川	長尾川	善入川左支渓	北区	大沢町	0.09	0.100	(0.030)	3	1
加-神戸-Ⅲ1	加古川	美嚢川	宮坂川右支渓１号	北区	大沢町	0.07	0.040	(0.010)	0	0
加-神戸-Ⅲ2	加古川	淡河川	左支渓勝雄	北区	淡河町	0.85	0.150	(0.140)	0	0
加-神戸-Ⅲ3	加古川	淡河川	一谷川	北区	淡河町	1.75	0.530	(0.510)	0	0
加-神戸-Ⅲ4	加古川	志染川	愛宕川	北区	山田町	0.34	0.090	(0.020)	0	0
加-神戸-Ⅲ5	加古川	志染川	三ツ池川三ツ池	北区	山田町	0.79	0.380	(0.340)	0	0
加-神戸-Ⅲ6	加古川	志染川	丈谷川イヲノ坪	北区	山田町	0.12	0.030	(0.030)	0	0
加-神戸-Ⅲ7	加古川	志染川	丈谷川高出	北区	山田町	0.25	0.090	(0.080)	0	0
加-神戸-Ⅲ8	加古川	志染川	丈谷川右支渓１号	北区	山田町	0.28	0.060	(0.040)	0	0
加-神戸-Ⅲ9	加古川	志染川	丈谷川右支渓２号	北区	山田町	0.37	0.100	(0.080)	0	0
加-神戸-Ⅲ10	加古川	志染川	丈谷川右支渓３号	北区	山田町	0.04	0.020	(0.010)	0	0
加-神戸-Ⅲ11	加古川	志染川	丈谷川右支渓４号	北区	山田町	0.04	0.060	(0.030)	0	0
明-神戸-Ⅲ1	明石川	明石川	福住川右支渓	西区	押部谷町	0.20	0.040	(0.010)	0	0
明-神戸-Ⅲ2	明石川	明石川	西盛川右支渓	西区	押部谷町	0.21	0.050	(0.040)	0	0
明-神戸-Ⅲ3	明石川	明石川	西盛川藤谷池	西区	押部谷町	0.22	0.070	(0.050)	0	0
明-神戸-Ⅲ4	明石川	櫨谷川	櫨谷川	西区	櫨谷町	0.60	0.110	(0.020)	0	0
明-神戸-Ⅲ5	明石川	伊川	左支渓下谷上	北区	山田町	0.04	0.020	(0.010)	0	0
明-神戸-Ⅲ6	明石川	伊川	右支渓西川原	西区	伊川谷町	0.02	0.010	(0.000)	0	0
明-神戸-Ⅲ7	明石川	明石川	福知川右支渓１号	西区	平野町	0.14	0.020	(0.010)	0	0
明-神戸-Ⅲ8	明石川	明石川	蛇谷川右支渓	北区	山田町	0.27	0.060	(0.050)	0	0
山-神戸-Ⅲ1	山田川	山田川	左支渓学が丘	垂水区	学ヶ丘	0.18	0.040	(0.010)	0	0

予防資料 1-2-2

土石流危険渓流　（兵庫県）

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		渓流状況			保全対象	
				区	町	渓流長（km）	流域面積（）勾配15°以上（k㎡）		人口（人）	人家の戸数（戸）
山-神戸-Ⅲ2	山田川	山田川	三ツ池川	垂水区	多聞町	0.30	0.380	(0.130)	0	0
福-神戸-Ⅲ1	福田川	福田川	湯屋ヶ谷川	西区	学園東町	0.13	0.030	(0.020)	0	0
福-神戸-Ⅲ2	福田川	小川	多井畑	須磨区・	多井畑	0.25	0.090	(0.030)	0	0
福-神戸-Ⅲ3	福田川	小川	右支渓入角	須磨区・	多井畑	0.31	0.100	(0.060)	0	0
福-神戸-Ⅲ4	福田川	小川	右支渓	須磨区・	名谷町	0.05	0.020	(0.010)	0	0
塩-神戸-Ⅲ1	塩屋谷川	塩屋谷川	右支渓	垂水区	塩屋町	0.12	0.020	(0.003)	0	0
武-神戸-Ⅲ1	武庫川	有野川	左支渓１号谷	北区	有野町	0.33	0.050	(0.050)	0	0
武-神戸-Ⅲ2	武庫川	有野川	左支渓２号谷	北区	有野町	0.21	0.050	(0.050)	0	0
武-神戸-Ⅲ3	武庫川	有野川	水無川右支渓	北区	有野町	0.27	0.070	(0.020)	0	0
武-神戸-Ⅲ4	武庫川	有野川	水無川右支渓	北区	有野町	0.35	0.180	(0.010)	0	0
武-神戸-Ⅲ5	武庫川	有野川	水無川右支渓	北区	有野町	0.42	0.100	(0.010)	0	0
武-神戸-Ⅲ6	武庫川	有野川	水無川右支渓	北区	有野町	0.13	0.050	(0.000)	0	0
武-神戸-Ⅲ7	武庫川	有野川	水無川左支渓	北区	有野町	0.74	0.080	(0.060)	0	0
武-神戸-Ⅲ8	武庫川	有野川	水無川右支渓	北区	有野町	0.43	0.060	(0.040)	0	0
武-神戸-Ⅲ9	武庫川	有野川	河原谷川宮ノ谷	北区	有野町	0.16	0.020	(0.000)	0	0
武-神戸-Ⅲ10	武庫川	長尾川	善入川右支渓	北区	長尾町	0.05	0.020	(0.002)	0	0

予防資料 1-2-3

土砂災害警戒区域名称　（東灘区～長田区・西区の一部　急傾斜地の崩壊）

箇所番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域面積(ha)	人家戸数(戸)	公共施設	他法令	指定年月日	整備状況
		市･区	町	字	延長	傾斜度	高さ						
東灘区　告示日　平成20年3月7日													
2	森北(2)(1)Ⅰ	東灘区	森北町	7丁目	78	34	45	0.75	16	市道	急傾指定 森北	H10.9.29	概
3	森北(3)Ⅰ	東灘区	森北町	7丁目	60	39	22	0.36	4	市道･河川			
4	森北(4)Ⅰ	東灘区	森北町	5丁目	16	40	15	0.09	5				
5	甲南台(1)Ⅰ	東灘区	森北町	6丁目	458	36	26	3.29	14	市道･大学	急傾指定 甲南台	H4.3.24 H7.3.4	概
8	本山北(1)(1)Ⅰ	東灘区	本山北町	4丁目	92	33	30	0.85	0	市道･河川 大学			
9	本山北(2)(1)Ⅰ	東灘区	本山北町	4丁目	32	56	13	0.12	0	市道･大学			
10	本山北(3)Ⅰ	東灘区	本山北町	5丁目	92	51	17	0.45	13	市道			
13	北畑(1)Ⅰ	東灘区	本山町北畑		125	35	28	1.19	7	市道･河川			
14	北畑(2)Ⅰ	東灘区	本山町北畑		62	36	24	0.41	6	市道			
15	北畑(3)Ⅰ	東灘区	本山町北畑		68	46	8	0.25	1	市道			
16	田辺 Ⅰ	東灘区	本山町田辺		109	36	31	0.92	15	市道･河川			
17	岡本(1)Ⅰ	東灘区	岡本	6丁目	165	52	20	0.81	14	市道	急傾指定 梅林	S48.3.15	概
18	梅林 Ⅰ	東灘区	岡本	6丁目	183	44	20	1.07	30	市道	急傾指定 梅林	S48.3.15	概
19	岡本(2)Ⅰ	東灘区	岡本	6丁目	86	41	13	0.40	9	市道			
20	岡本(3)Ⅰ	東灘区	岡本	6丁目	41	46	14	0.21	2	市道			
21	岡本(4)Ⅰ	東灘区	岡本	7丁目	89	43	8	0.28	1	市道			
22	岡本(5)Ⅰ	東灘区	岡本	8丁目	44	48	13	0.20	1				
23	本山(1)Ⅰ	東灘区	本山町岡本		171	37	58	2.02	12	市道･河川			
24	本山(2)Ⅰ	東灘区	本山町岡本		388	37	33	2.95	49	市道･河川			
25	本山(3)Ⅰ	東灘区	本山町岡本		44	39	7	0.14	0				
26	田中 Ⅰ	東灘区	本山町田中		52	54	9	0.17	3	斎場			
27	西岡本(1)Ⅰ	東灘区	西岡本	7丁目	324	39	15	2.08	29	市道			
28	西岡本(2)Ⅰ	東灘区	西岡本	7丁目	122	46	17	0.31	6	市道			
29	十文字山Ⅰ	東灘区	西岡本	6丁目	209	33	31	2.11	19	市道	急傾指定 十文字山	S45.12.18	概
30	住吉台(1)(1)Ⅰ	東灘区	住吉台		280	36	38	2.86	47	市道	急傾指定 住吉台	H9.9.5	概
31	住吉台(2)(1)Ⅰ	東灘区	住吉台		246	41	40	1.63	10	市道			
32	荒神山 Ⅰ	東灘区	住吉台		548	41	32	4.38	21	市道	急傾指定 荒神山	S45.12.18	概
33	住吉台(3)Ⅰ	東灘区	住吉台		47	44	9	0.18	4	市道			
34	住吉台(4)Ⅰ	東灘区	住吉台		155	32	12	0.58	4	市道			
35	住吉台(5)Ⅰ	東灘区	住吉台		236	39	22	1.58	15	市道			
36	住吉台(6)Ⅰ	東灘区	住吉台		41	44	8	0.13	1	市道			
37	住吉山手 (1)(1)Ⅰ	東灘区	住吉山手	9丁目	65	36	25	0.66	5	市道	急傾指定 焼ヶ原	S60.3.22	概
38	焼ヶ原 Ⅰ	東灘区	住吉山手	9丁目	192	36	21	1.25	31	市道･河川	急傾指定 焼ヶ原	S60.3.22	概
39	住吉山手 (2)(1)Ⅰ	東灘区	住吉山手	9丁目	140	45	13	0.59	11	市道･河川			
40	住吉山手(3)Ⅰ	東灘区	住吉山手	9丁目	109	39	27	0.51	8	市道			
41	住吉山手(4)Ⅰ	東灘区	住吉山手	9丁目	55	53	18	0.12	3	市道			
42	住吉山手(5)Ⅰ	東灘区	住吉山手	8丁目	64	42	10	0.25	2	市道			
43	住吉山手(6)Ⅰ	東灘区	住吉山手	8丁目	81	44	11	0.34	2	市道			
44	住吉山手(7)Ⅰ	東灘区	住吉山手	8丁目	128	37	30	0.85	11	市道			
45	赤塚山 Ⅰ	東灘区	住吉山手	7丁目	315	37	12	1.71	11	市道	急傾指定 赤塚山	H8.3.29	概
46	住吉山手(8)Ⅰ	東灘区	住吉山手	7丁目	83	40	14	0.22	17	市道			
47	住吉山手(9)Ⅰ	東灘区	住吉山手	6丁目	67	33	13	0.40	3				
48	住吉山手(10)Ⅰ	東灘区	住吉山手	6丁目	415	39	40	3.22	34	市道			
49	住吉山手(11)Ⅰ	東灘区	住吉山手	5丁目	133	39	11	0.20	16	市道			
50	住吉山手(12)Ⅰ	東灘区	住吉山手	5丁目	387	42	29	2.41	35	市道	急傾指定 住吉山手	H1.2.25	概
51	住吉山手(13)Ⅰ	東灘区	住吉山手	5丁目	177	47	15	0.85	20	市道･河川			
52	住吉山手(14)Ⅰ	東灘区	住吉山手	5丁目	157	37	26	1.12	25	市道･河川			
53	住吉山手(15)Ⅰ	東灘区	住吉山手	5丁目	23	37	10	0.08	0	小学校			

予防資料 1-2-3

箇所番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域面積(ha)	人家戸数(戸)	公共施設	他法令	指定年月日	整備状況
		市･区	町	字	延長	傾斜度	高さ						
54	住吉山手(16)Ⅰ	東灘区	住吉山手	4丁目	37	43	12	0.17	4	市道			
55	住吉山手(17)Ⅰ	東灘区	住吉山手	4丁目	76	32	9	0.20	2				
56	渦森台(1)(1)Ⅰ	東灘区	渦森台	1丁目	36	37	9	0.12	0				
57	渦森台(2)(1)Ⅰ	東灘区	渦森台	3丁目	200	42	39	1.04	1	市道			
58	渦森台(3)(1)Ⅰ	東灘区	渦森台	4丁目	189	37	16	0.56	1	市道			
59	鴨子ヶ原(1)(1)Ⅰ	東灘区	鴨子ヶ原	2丁目	16	53	12	0.07	3				
60	鴨子ヶ原(2)(1)Ⅰ	東灘区	鴨子ヶ原	1丁目	199	38	8	0.49	8	河川			
61	鴨子ヶ原(3)(1)Ⅰ	東灘区	鴨子ヶ原	3丁目	93	39	32	0.49	3	市道･河川			
62	鴨子ヶ原(4)(1)Ⅰ	東灘区	鴨子ヶ原	3丁目	323	37	27	2.88	60	市道･河川			
63	鴨子ヶ原(5)Ⅰ	東灘区	鴨子ヶ原	3丁目	124	31	19	0.91	24	市道･河川			
64	御影山手(1)(1)Ⅰ	東灘区	御影山手	1丁目	93	43	9	0.32	0	河川			
65	御影山手(2)(1)Ⅰ	東灘区	御影山手	5丁目	74	36	9	0.27	11	市道			
66	森北(1)(2)Ⅰ	東灘区	森北町	5丁目	56	35	10	0.03	1	市道			
67	森北(2)(2)Ⅰ	東灘区	森北町	6丁目	97	45	12	0.40	0	大学校 水道施設			
68	甲南台(2)Ⅰ	東灘区	甲南台		104	37	55	1.03	15	市道･河川			
69	本山北(1)(2)Ⅰ	東灘区	本山北町	4丁目	39	45	10	0.10	0				
70	本山北(2)(2)Ⅰ	東灘区	本山北町	5丁目	170	40	10	0.57	29	市道･大学			
71	岡本 Ⅰ	東灘区	岡本	7丁目	108	47	16	0.56	12	市道			
72	西岡本 Ⅰ	東灘区	西岡本	6丁目	155	42	21	1.12	5	市道 水道施設	急傾指定 十文字山	S45.12.18	概
73	住吉台(1)(2)Ⅰ	東灘区	住吉台		309	39	16	1.69	11	市道			
74	住吉台(2)(2)Ⅰ	東灘区	住吉台		333	43	17	1.13	20	市道			
75	住吉山手(1)(2)Ⅰ	東灘区	住吉山手	9丁目	97	45	10	0.16	7	市道			
76	住吉山手(2)(2)Ⅰ	東灘区	住吉山手	7丁目	51	37	9	0.21	2				
77	渦森台(1)(2)Ⅰ	東灘区	渦森台	3丁目	234	35	9	1.18	6	市道			
78	渦森台(2)(2)Ⅰ	東灘区	渦森台	1丁目	344	35	15	2.15	2	市道			
79	渦森台(3)(2)Ⅰ	東灘区	渦森台	4丁目	224	35	18	1.68	29	市道			
80	鴨子ヶ原(1)(2)Ⅰ	東灘区	鴨子ヶ原	2丁目	50	42	10	0.21	5	市道			
81	鴨子ヶ原(2)(2)Ⅰ	東灘区	鴨子ヶ原	2丁目	63	51	6	0.18	6				
82	鴨子ヶ原(3)(2)Ⅰ	東灘区	鴨子ヶ原	3丁目	137	34	21	0.75	16	市道			
83	鴨子ヶ原(4)(2)Ⅰ	東灘区	鴨子ヶ原	3丁目	56	37	9	0.22	4	市道			
84	御影山手(2)(2)Ⅰ	東灘区	御影山手	5丁目	243	51	14	1.33	29	市道　高校 中学校			
85	森北 Ⅱ	東灘区	森北町	6丁目	53	35	7	0.18	1				
86	森 Ⅱ	東灘区	本山町森		18	34	39	0.23	1				
87	北畑(1)Ⅱ	東灘区	本山町北畑		19	40	6	0.05	1	市道			
88	北畑(2)Ⅱ	東灘区	本山町北畑		85	34	45	1.01	3	市道			
89	岡本(1)Ⅱ	東灘区	岡本	6丁目	26	47	11	0.06	3				
90	岡本(2)Ⅱ	東灘区	岡本	8丁目	32	37	9	0.12	1	河川			
91	岡本(3)Ⅱ	東灘区	岡本	8丁目	54	50	8	0.19	3	市道			
92	田中 Ⅱ	東灘区	本山町田中		42	34	62	0.46	1				
93	西岡本 Ⅱ	東灘区	西岡本	7丁目	24	46	14	0.07	1				
94	住吉台 Ⅱ	東灘区	住吉台		37	46	9	0.13	3	市道			
95	住吉山手(1)Ⅱ	東灘区	住吉山手	9丁目	44	48	9	0.11	3	市道			
96	住吉山手(2)Ⅱ	東灘区	住吉山手	9丁目	39	52	9	0.09	2	市道			
97	住吉山手(3)Ⅱ	東灘区	住吉山手	8丁目	26	41	6	0.04	1	市道			
98	住吉山手(4)Ⅱ	東灘区	住吉山手	8丁目	23	63	10	0.04	1	市道			
99	住吉山手(5)Ⅱ	東灘区	住吉山手	8丁目	50	45	15	0.28	4	市道			
100	住吉山手(6)Ⅱ	東灘区	住吉山手	6丁目	21	46	14	0.05	1	市道			
101	住吉山手(7)Ⅱ	東灘区	住吉山手	6丁目	23	44	13	0.05	1	市道			

予防資料 1-2-3

箇所番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域面積(ha)	人家戸数(戸)	公共施設	他法令	指定年月日	整備状況
		市･区	町	字	延長	傾斜度	高さ						
102	住吉山手(8) Ⅱ	東灘区	住吉山手	5 丁目	49	49	9	0.17	4				
103	住吉山手(9) Ⅱ	東灘区	住吉山手	4 丁目	42	54	15	0.20	2	市道			
104	渦森台Ⅱ	東灘区	渦森台	4 丁目	63	35	23	0.24	3	市道			
105	鴨子ヶ原(2) Ⅱ	東灘区	鴨子ヶ原	3 丁目	13	35	5	0.03	1	河川			
106	鴨子ヶ原(3) Ⅱ	東灘区	鴨子ヶ原	1 丁目	19	42	6	0.05	1				
107	岡本 Ⅱ	東灘区	岡本	7 丁目	11	55	7	0.03	1	市道			
108	森北 Ⅲ	東灘区	森北町	5 丁目	131	48	14	0.30	0				
109	本山岡本(1) Ⅲ	東灘区	本山町岡本		175	33	13	1.09	0				
110	本山岡本(2) Ⅲ	東灘区	本山町岡本		140	48	10	0.48	0				
111	本山岡本(3) Ⅲ	東灘区	本山町岡本		120	33	24	1.03	0				
112	本山岡本(4) Ⅲ	東灘区	本山町岡本		313	36	37	2.92	0				
113	本山岡本(5) Ⅲ	東灘区	本山町岡本		310	35	61	3.01	2				
114	本山岡本(6) Ⅲ	東灘区	本山町岡本		94	33	22	0.70	0				
東灘区　告示日　平成 20 年 6 月 13 日													
1	森北(1)(1) Ⅰ	東灘区	森北町	7 丁目	430	36	35	4.30	70	市道 配水場	急傾指定 森北	H10.9.29	概
6	森(1)Ⅰ	東灘区	本山町森		2229	441	20	0.17	1	河川		未指定	
7	森(2)Ⅰ	東灘区	本山町森		30	41	47	0.23	1	市道･河川		未指定	
灘区　告示日　平成 20 年 3 月 11 日													
1	北六甲 Ⅰ	灘区	六甲山町		23	42	12	0.09	1				
2	六甲山(1) Ⅰ	灘区	六甲山町		83	35	23	0.33	0				
3	六甲山(2) Ⅰ	灘区	六甲山町		1	35	36	0.11	0	ﾛｰﾌﾟｳｴｲ駅			
4	六甲山(3) Ⅰ	灘区	六甲山町		1	40	168	0.69	0	ﾛｰﾌﾟｳｴｲ駅			
5	六甲山(4) Ⅰ	灘区	六甲山町		0.4	36	36	0.11	0	ｹｰﾌﾞﾙ駅			
6	六甲山(5) Ⅰ	灘区	六甲山町		0.4	34	57	0.18	0	ｹｰﾌﾞﾙ駅			
7	六甲山(6) Ⅰ	灘区	六甲山町		167	38	71	1.37	5				
8	六甲山(7) Ⅰ	灘区	六甲山町		2	41	54	0.21	1				
9	六甲山(8) Ⅰ	灘区	六甲山町		71	37	26	0.48	0	自然の家			
10	六甲山(9) Ⅰ	灘区	六甲山町		58	41	13	0.23	0	自然の家			
11	六甲山(10) Ⅰ	灘区	六甲山町		57	48	12	0.28	0	自然の家			
12	六甲山(11) Ⅰ	灘区	六甲山町		58	40	18	0.27	0	ｹｰﾌﾞﾙ駅			
13	六甲山(12) Ⅰ	灘区	六甲山町		61	43	23	0.23	0	ｹｰﾌﾞﾙ駅			
14	南六甲 Ⅰ	灘区	六甲山町		73	40	17	0.48	3				
15	高羽 Ⅰ	灘区	高羽		117	38	150	1.44	0	JR 施設			
16	土山(1)(1) Ⅰ	灘区	土山町		362	34	31	3.40	0	変電所			
17	土山(2)(1) Ⅰ	灘区	土山町		199	44	25	1.59	19	市道			
18	篠原 Ⅰ	灘区	篠原		29	34	55	0.38	0	水道施設			
19	鶴甲(1)(1)Ⅰ	灘区	鶴甲	5 丁目	77	31	54	0.93	0	集会所			
20	鶴甲(2)(1)Ⅰ	灘区	鶴甲	5 丁目	91	53	9	0.19	5	市道･河川			
21	鶴甲(3)(1)Ⅰ	灘区	鶴甲	1 丁目	114	42	17	0.34	0	社会福祉施設			
22	鶴甲(4)(1)Ⅰ	灘区	鶴甲	3 丁目	242	43	23	1.64	7	病院 水道施設			
23	鶴甲(5)(1)Ⅰ	灘区	鶴甲	2 丁目	58	44	16	0.14	1	河川			
24	鶴甲(6)(1)Ⅰ	灘区	鶴甲	1 丁目	132	32	7	0.46	0				
25	鶴甲(7)Ⅰ	灘区	鶴甲	1 丁目	191	33	41	2.57	1	大学 児童福祉施設			
26	一王山(1)Ⅰ	灘区	一王山町		147	45	13	0.63	9	市道			
27	一王山(2)Ⅰ	灘区	一王山町		65	52	17	0.40	11	市道			
28	一王山(3)Ⅰ	灘区	一王山町		146	40	21	1.02	7				
29	桜ヶ丘(1)Ⅰ	灘区	桜ヶ丘町		209	41	18	0.94	4	河川			
30	桜ヶ丘(2)Ⅰ	灘区	桜ヶ丘町		130	48	9	0.48	12	市道･集会所 児童福祉施設			
31	赤松(1)Ⅰ	灘区	赤松町	2 丁目	111	47	7	0.33	10				
32	赤松(2)Ⅰ	灘区	赤松町	1 丁目	84	40	19	0.60	14	市道			
33	赤松(3)Ⅰ	灘区	赤松町	3 丁目	205	39	15	1.26	38	市道			
34	六甲台(1)(1)Ⅰ	灘区	赤松町	1 丁目	222	38	23	1.61	53	市道	急傾指定 六甲台(1)	S48.3.5	概
35	六甲台(2)(1)Ⅰ	灘区	寺口町		105	45	10	0.42	5	市道	急傾指定 六甲台(3)	S52.8.5	概
36	六甲台(3)(1)Ⅰ	灘区	寺口町		71	42	14	0.31	16		急傾指定 六甲台(2)	S50.8.5	概
37	六甲台(4)(1)Ⅰ	灘区	六甲台町		168	37	17	1.05	4	市道･大学			
38	六甲台(5)Ⅰ	灘区	六甲台町		100	38	9	0.40	2	大学			

予防資料 1-2-3

箇所番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域面積(ha)	人家戸数(戸)	公共施設	他法令	指定年月日	整備状況
		市･区	町	字	延長	傾斜度	高さ						
39	六甲台(6)Ⅰ	灘区	六甲台町		151	37	18	1.12	0	市道･大学			
40	六甲台(7)Ⅰ	灘区	六甲台町		45	49	17	0.27	4	変電所			
41	六甲台(8)Ⅰ	灘区	六甲台町		67	38	6	0.20	0	市道･集会所			
42	宮坂 Ⅰ	灘区	水車新田		63	42	21	0.31	3	河川			
43	大月台 Ⅰ	灘区	大月台		237	34	162	5.53	25	市道			
44	篠原台(1)Ⅰ	灘区	篠原台		137	40	20	0.80	22	市道			
45	篠原台(2)Ⅰ	灘区	篠原台		80	41	13	0.39	2				
46	篠原台(3)Ⅰ	灘区	篠原台		250	36	20	1.91	58	市道	急傾指定 篠原台	H12.7.11	概
47	篠原台(4)Ⅰ	灘区	篠原台		46	43	19	0.33	17	市道			
48	篠原伯母野山(1)Ⅰ	灘区	篠原 伯母野山町	3 丁目	32	42	7	0.08	2				
49	大土平 Ⅰ	灘区	大土平町	2 丁目	129	43	16	0.84	29	市道			
50	篠原北(1)Ⅰ	灘区	篠原北町	3 丁目	64	49	18	0.37	7	市道			
51	篠原北(2)Ⅰ	灘区	篠原北町	3 丁目	76	57	31	0.40	4	市道			
52	篠原伯母野山Ⅲ	灘区	篠原伯母野山町	2 丁目	158	42	32	1.34	1	市道･病院 老人福祉施設			
53	長峰台(1)Ⅰ	灘区	長峰台	1 丁目	74	38	27	0.58	8	市道			
54	長峰台(2)Ⅰ	灘区	長峰台	1 丁目	105	49	12	0.47	12	市道			
55	長峰台(3)Ⅰ	灘区	長峰台	2 丁目	235	51	23	0.72	8	教会			
56	篠原北町 Ⅰ	灘区	篠原北町	4 丁目	160	43	24	1.11	33		急傾指定 篠原北町	S54.3.9	概
57	箕岡(1) Ⅰ	灘区	箕岡通	2 丁目	237	49	35	1.95	58	市道	急傾指定 箕岡	S54.3.9	概
58	箕岡(2) Ⅰ	灘区	箕岡通	1 丁目	244	56	10	0.40	15	市道･河川			
59	箕岡(3) Ⅰ	灘区	箕岡通	3 丁目	101	40	56	1.00	22	市道･河川			
60	箕岡(4) Ⅰ	灘区	箕岡通	4 丁目	117	36	92	1.43	25	市道			
61	箕岡(5) Ⅰ	灘区	箕岡通	4 丁目	137	40	41	1.28	8	市道			
62	箕岡(6) Ⅰ	灘区	箕岡通	1 丁目	240	50	26	1.27	10	市道･水道施設			
63	箕岡(7) Ⅰ	灘区	箕岡通	1 丁目	95	41	14	0.54	6	市道･小学校			
64	丸山 Ⅰ	灘区	五毛		106	35	38	1.25	0	教育施設			
65	五毛(1) Ⅰ	灘区	箕岡通	2 丁目	122	34	17	0.70	37	市道	急傾指定 五毛	H10.4.7	概
66	観音山 Ⅰ	灘区	城ノ下通	1 丁目	106	36	42	0.90	8	市道	急傾指定 観音山	S45.12.18	概
67	城の下 Ⅰ	灘区	城ノ下通	3 丁目	390	37	43	3.78	99	市道･河川	急傾指定 城の下	S45.12.18	概
68	青ヶ谷(1)Ⅰ	灘区	原田		33	46	55	0.18	1	市道			
69	摩耶山 Ⅰ	灘区	摩耶山町		140	38	99	1.99	0	自然の家			
70	大石(1)Ⅰ	灘区	大石		0	35	59	0.27	0	ﾛｰﾌﾟｳｴｲ駅			
71	大石(2)Ⅰ	灘区	大石		43	40	24	0.29	0	水道施設			
72	畑原 Ⅰ	灘区	畑原		8	37	18	0.05	0	ｹｰﾌﾞﾙ駅			
73	原田 Ⅰ	灘区	原田		41	45	10	0.16	0	ﾛｰﾌﾟｳｴｲ駅			
74	土山(1)(2)Ⅰ	灘区	土山町		20	34	10	0.07	1	河川			
75	土山(2)(2)Ⅰ	灘区	土山町		46	31	6	0.13	0	病院 中学･高校			
76	鶴甲(1)(2)Ⅰ	灘区	鶴甲	5 丁目	144	34	18	0.98	0	市道 ・ 老人福祉施設 2			
77	鶴甲(2)(2)Ⅰ	灘区	鶴甲	5 丁目	315	33	40	3.51	8	市道･水道施設			
78	鶴甲(3)(2)Ⅰ	灘区	鶴甲	2 丁目	427	46	10	1.95	16	市道･小学校			
79	鶴甲(4)(2)Ⅰ	灘区	鶴甲	1 丁目	80	43	9	0.31	3				
80	鶴甲(5)(2)Ⅰ	灘区	鶴甲	1 丁目	254	37	14	1.59	1	大学			
81	鶴甲(6)(2)Ⅰ	灘区	鶴甲	3 丁目	185	49	17	1.01	28	専門学校			
82	一王山 Ⅰ	灘区	一王山町		87	42	13	0.47	1	市道			
83	六甲台(1)(2)Ⅰ	灘区	六甲台町		55	53	11	0.23	8				
84	六甲台(2)(2)Ⅰ	灘区	六甲台町		135	45	17	0.85	6	河川			
85	六甲台(3)(2)Ⅰ	灘区	六甲台町		178	41	9	0.75	13	市道			
86	六甲台(4)(2)Ⅰ	灘区	六甲台町		89	46	10	0.32	9				
87	篠原台 Ⅰ	灘区	篠原台		113	37	27	1.01	19	市道			
88	篠原伯母野山(2)Ⅰ	灘区	篠原伯母野山町	1 丁目	92	56	17	0.49	0	大学			

予防資料 1-2-3

箇所番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域面積(ha)	人家戸数(戸)	公共施設	他法令	指定年月日	整備状況
		市･区	町	字	延長	傾斜度	高さ						
89	篠原北 Ⅰ	灘区	篠原北町	3 丁目	82	46	10	0.30	5	市道			
90	長峰台 Ⅰ	灘区	長峰台	2 丁目	309	40	10	1.17	17	中学校			
91	五毛(2)Ⅰ	灘区	五毛通	1 丁目	64	41	12	0.23	4	水道施設			
92	高尾 Ⅰ	灘区	高尾通	4 丁目	38	42	7	0.13	1				
93	六甲山(1) Ⅱ	灘区	六甲山町		15	35	31	0.23	1	市道			
94	六甲山(2) Ⅱ	灘区	六甲山町		44	35	12	0.22	1				
95	六甲山(3) Ⅱ	灘区	六甲山町		82	40	7	0.25	2				
96	六甲山(4) Ⅱ	灘区	六甲山町		91	40	10	0.37	2				
97	六甲山(5) Ⅱ	灘区	六甲山町		87	36	10	0.30	1				
98	六甲山(6) Ⅱ	灘区	六甲山町		0.1	37	58	0.24	1				
99	六甲山(7) Ⅱ	灘区	六甲山町		34	38	16	0.07	1				
100	六甲山(8) Ⅱ	灘区	六甲山町		36	35	73	0.40	0	教育施設			
101	六甲山(9) Ⅱ	灘区	六甲山町		113	40	28	0.86	3				
102	六甲山(10) Ⅱ	灘区	六甲山町		62	38	14	0.31	4				
103	六甲山(11) Ⅱ	灘区	六甲山町		21	49	17	0.06	1				
104	六甲山(12) Ⅱ	灘区	六甲山町		24	42	19	0.14	2	市道			
105	六甲山(13) Ⅱ	灘区	六甲山町		32	37	24	0.27	9	市道			
106	六甲山(14) Ⅱ	灘区	六甲山町		0	46	28	0.05	1				
107	六甲山(15) Ⅱ	灘区	六甲山町		0	37	22	0.04	1				
108	六甲山(16) Ⅱ	灘区	六甲山町		108	43	10	0.38	3				
109	六甲山(17) Ⅱ	灘区	六甲山町		22	43	9	0.09	2	市道			
110	六甲山(18) Ⅱ	灘区	六甲山町		49	38	7	0.13	2				
111	六甲山(19) Ⅱ	灘区	六甲山町		15	36	14	0.09	0				
112	北六甲(1) Ⅱ	灘区	六甲山町		71	51	8	0.21	2				
113	北六甲(2) Ⅱ	灘区	六甲山町		19	35	13	0.10	2				
114	北六甲(3) Ⅱ	灘区	六甲山町		72	37	13	0.39	2				
115	北六甲(4) Ⅱ	灘区	六甲山町		16	37	10	0.06	1				
116	北六甲(5) Ⅱ	灘区	六甲山町		40	40	10	0.17	2				
117	北六甲(6) Ⅱ	灘区	六甲山町		40	32	26	0.31	1				
118	南六甲(1) Ⅱ	灘区	六甲山町		75	33	128	2.28	3				
119	南六甲(2) Ⅱ	灘区	六甲山町		37	35	12	0.17	1				
120	南六甲(3) Ⅱ	灘区	六甲山町		2	36	76	0.32	1				
121	南六甲(4) Ⅱ	灘区	六甲山町		51	41	33	0.53	0				
122	東山内西谷(1)Ⅱ	灘区	六甲山町		46	45	6	0.11	1	市道			
123	東山内西谷(2)Ⅱ	灘区	六甲山町		0.8	35	57	0.17	1				
124	東山内西谷(3)Ⅱ	灘区	六甲山町		35	33	23	0.23	1	市道			
125	一王山 Ⅱ	灘区	一王山町		44	39	19	0.32	3	市道			
126	六甲台 Ⅱ	灘区	六甲台町		88	50	12	0.39	4	市道･大学			
127	篠原伯母野山 Ⅱ	灘区	篠原伯母野山町	3 丁目	32	43	12	0.16	6	市道			
128	小屋場山(1) Ⅱ	灘区	篠原		32	34	16	0.13	1	市道			
129	小屋場山(2) Ⅱ	灘区	篠原		8	50	6	0.02	1	市道			
130	篠原(1)Ⅱ	灘区	篠原		96	39	29	0.58	2	市道			
131	篠原(2)Ⅱ	灘区	篠原		83	48	27	0.53	2	市道			
132	篠原北 Ⅱ	灘区	篠原北町	4 丁目	19	49	13	0.08	4	市道			
133	摩耶山 Ⅱ	灘区	摩耶山町		32	33	35	0.18	1				
134	原田 Ⅱ	灘区	原田		82	39	51	0.41	1				
135	西ノ奥(1)Ⅱ	灘区	岩屋		113	41	36	0.55	1	河川			
136	西ノ奥(2)Ⅱ	灘区	岩屋		95	39	52	1.00	1	市道･河川			
137	西ノ奥(3)Ⅱ	灘区	岩屋		47	38	58	0.38	1	市道･河川			
138	北畑(1)Ⅱ	灘区	岩屋		38	39	95	0.68	1	市道･河川			
139	北畑(2)Ⅱ	灘区	岩屋		76	39	127	0.67	3	市道･河川			
140	一王山(1)Ⅲ	灘区	一王山町		125	38	14	0.60	0	河川			
141	一王山(2)Ⅲ	灘区	一王山町		188	37	13	0.92	0	大学			
中央区　告示日　平成 20 年 3 月 18 日													
1	青谷 Ⅰ	中央区	神仙寺通	1 丁目	217	43	83	2.48	10	市道･橋 1 中学･高校 水道施設	急傾指定 青谷	S44.12.12 S55.3.28	概
2	神仙寺(1)Ⅰ	中央区	神仙寺通	1 丁目	152	39	75	1.90	35	市道			
3	神仙寺(2)Ⅰ	中央区	神仙寺通	4 丁目	152	40	71	1.65	24	市道			
4	中尾町(1)Ⅰ	中央区	中尾町		222	41	53	2.58	25	市道･中学	急傾指定	S54.3.9	概

予防資料 1-2-3

箇所番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域面積(ha)	人家戸数(戸)	公共施設	他法令	指定年月日	整備状況
		市･区	町	字	延長	傾斜度	高さ						
										高校	中尾町	H2.3.30	
5	中尾町(2)Ⅰ	中央区	中尾町		138	41	45	1.09	28	市道			
6	せみ山 Ⅰ	中央区	葺合町		65	38	10	0.21	16				
7	杉長谷(1)Ⅱ	中央区	葺合町		66	41	53	0.65	4	市道･河川橋 2			
8	杉長谷(2)Ⅱ	中央区	葺合町		87	45	52	0.57	4	市道･河川橋 2			
9	杉長谷(3)Ⅱ	中央区	葺合町		75	44	65	0.93	4	河川･橋 2			
10	古輪谷(1)Ⅱ	中央区	葺合町		70	46	83	0.59	6	河川･橋 1			
11	古輪谷(2)Ⅱ	中央区	葺合町		76	38	79	0.83	6	河川･橋 1			
12	古輪谷(3)Ⅱ	中央区	葺合町		40	44	109	0.48	4	市道･河川			
13	葺合(1) Ⅰ	中央区	葺合町		193	45	67	1.82	8	市道･河川橋 3			
14	葺合(2) Ⅰ	中央区	葺合町		185	38	70	2.36	6	市道･河川橋 3			
15	後笹原(1)Ⅱ	中央区	葺合町		25	41	50	0.21	1	市道･河川			
16	後笹原(2)Ⅱ	中央区	葺合町		53	40	75	0.79	2	市道･河川			
17	西谷ﾉ一(1)Ⅱ	中央区	葺合町		29	46	66	0.21	4				
18	西谷ﾉ一(2)Ⅱ	中央区	葺合町		56	38	70	0.64	5				
19	後笹原(3)Ⅱ	中央区	葺合町		29	44	53	0.19	3	市道･河川橋 1			
20	熊内(1)(1) Ⅰ	中央区	熊内町	5 丁目	370	41	25	2.59	59	市道			
21	熊内(2)(1) Ⅰ	中央区	熊内町	5 丁目	155	45	25	1.16	60	市道			
22	熊内(3) Ⅰ	中央区	熊内町	8 丁目	79	35	21	0.49	25	市道			
23	熊内(5) Ⅰ	中央区	熊内町	9 丁目	67	53	18	0.42	20	市道･河川橋 4	急傾指定熊内(2)	S57.10.1	概
24	熊内(6) Ⅰ	中央区	熊内町	9 丁目	38	37	6	0.11	32	市道	急傾指定熊内	S56.3.31	概
25	熊内(7) Ⅰ	中央区	熊内町	9 丁目	100	63	8	0.34	26	市道	急傾指定熊内(4)	S57.10.1	概
26	熊内(1)(2) Ⅰ	中央区	熊内町	8 丁目	114	39	29	0.91	39	市道			
27	熊内(2)(2) Ⅰ	中央区	熊内町	6 丁目	189	44	11	1.13	5	市道			
28	葺合(4) Ⅰ	中央区	葺合町		333	40	61	3.31	63	市道･河川高校･橋 3	急傾指定葺合	S45.12.18	概
29	布引山(1) Ⅰ	中央区	葺合町		121	38	66	1.26	4	市道			
30	熊内(4) Ⅰ	中央区	熊内町	9 丁目	100	44	42	0.84	33	市道･河川橋 1	急傾指定熊内(3)	S57.10.1	概
31	楠(3) Ⅰ	中央区	楠町	7 丁目	120	37	7	0.39	0	市道			
32	布引 Ⅱ	中央区	神戸港地方		53	43	115	1.42	3	市道			
33	布引山(2) Ⅰ	中央区	葺合町		290	41	43	1.51	2	市道	急傾指定布引山	S45.12.18	概
34	口城山 Ⅰ	中央区	葺合町		74	50	7	0.09	5	市道			
35	加納(1) Ⅰ	中央区	加納町	1 丁目	174	40	43	1.62	0	市道･JR 駅			
36	布引山(1)Ⅱ	中央区	葺合町		153	40	20	1.09	6	市道			
37	布引山(2)Ⅱ	中央区	葺合町		48	41	19	0.36	3				
38	布引山(3)Ⅱ	中央区	葺合町		37	43	62	0.31	2				
39	口城山Ⅱ	中央区	葺合町		45	32	22	0.22	9	市道･橋 1			
40	葺合(3) Ⅰ	中央区	葺合町		32	35	11	0.14	0	市道ﾛｰﾌﾟｳｴｰ駅			
41	寺ヶ谷 Ⅰ	中央区	葺合町		113	45	15	0.49	0	市道ﾛｰﾌﾟｳｴｰ駅			
42	北野(1) Ⅰ	中央区	北野町	1 丁目	60	38	12	0.20	0	ﾛｰﾌﾟｳｴｰ駅			
43	葺合(1)Ⅱ	中央区	葺合町		51	31	12	0.20	0	ﾊｰﾌﾞ園			
44	葺合(4)Ⅱ	中央区	葺合町		57	50	29	0.13	1	橋 1			
45	布引 Ⅰ	中央区	加納町	1 丁目	148	46	38	1.22	1	水道施設	急傾指定布引	S45.12.18	概
46	加納(2) Ⅰ	中央区	加納町	1 丁目	39	37	12	0.12	1				
47	加納(3) Ⅰ	中央区	加納町	2 丁目	16	33	34	0.16	1	老人福祉施設			
48	加納(4) Ⅰ	中央区	加納町	2 丁目	147	45	18	1.07	45	市道	急傾指定加納	S45.12.18 S60.3.22	概
49	北野(2) Ⅰ	中央区	北野町	1 丁目	55	43	15	0.29	0	水道施設			
50	加納 Ⅰ	中央区	加納町	2 丁目	89	44	23	0.69	2	市道			

予防資料 1-2-3

箇所番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域面積(ha)	人家戸数(戸)	公共施設	他法令	指定年月日	整備状況
		市･区	町	字	延長	傾斜度	高さ						
51	北野 Ⅲ	中央区	北野町	1丁目	105	33	31	1.03	23	市道			
52	神戸港(1)Ⅰ	中央区	神戸港地方		10	36	85	0.40	0				
53	神戸港(2)Ⅰ	中央区	神戸港地方		50	37	47	0.52	0				
54	神戸港(3)Ⅰ	中央区	神戸港地方		55	44	30	0.47	0				
55	市ヶ原Ⅱ	中央区	葺合町		53	51	21	0.36	3	市道			
56	葺合(2)Ⅱ	中央区	葺合町		68	43	25	0.47	3	市道			
57	葺合(3)Ⅱ	中央区	葺合町		18	39	109	0.55	1	市道			
58	山郡 Ⅱ	中央区	葺合町		77	34	36	0.75	7	市道			
59	北野(3) Ⅰ	中央区	北野町	2丁目	145	33	63	1.73	32	市道			
60	北野(4) Ⅰ	中央区	北野町	2丁目	105	38	61	1.47	37	市道	急傾指定 北野	S44.12.12 S60.3.22	概
61	北野(5) Ⅰ	中央区	北野町	3丁目	38	38	60	0.38	5	市道			
62	北野(6) Ⅰ	中央区	北野町	3丁目	67	41	75	0.75	22	市道			
63	北野(7) Ⅰ	中央区	北野町	4丁目	274	38	68	3.21	57	市道			
64	北野(8) Ⅰ	中央区	北野町	4丁目	260	41	31	2.68	46	市道			
65	諏訪山(1)(1)Ⅰ	中央区	諏訪山町		128	40	16	0.71	3				
66	水上(1) Ⅰ	中央区	神戸港地方		65	36	23	0.37	9	市道			
67	楠(2) Ⅰ	中央区	楠町	8丁目	78	55	8	0.30	0	市道			
68	追谷 Ⅰ	中央区	山本通	3丁目	313	40	31	2.98	64	市道	急傾指定 追谷	S57.10.1 H4.6.5	概
69	前山 Ⅰ	中央区	山本通	4丁目	341	30	39	3.42	78	市道	急傾指定 前山	S45.12.18 H2.3.30	概
70	山本通 Ⅰ	中央区	山本通	4丁目	178	45	12	0.88	3				
71	口一里山(2)Ⅰ	中央区	神戸港地方		112	41	21	0.70	0	河川･橋2			
72	口一里山(3)Ⅰ	中央区	神戸港地方		39	34	13	0.18	0	市道			
73	口一里山(4)Ⅰ	中央区	神戸港地方		24	42	17	0.15	0	河川			
74	口一里山(5)Ⅰ	中央区	神戸港地方		85	42	13	0.44	0	市道			
75	再度山(1)Ⅱ	中央区	神戸港地方		30	47	13	0.13	2				
76	再度山(2)Ⅱ	中央区	神戸港地方		82	40	17	0.49	2				
77	再度山(3)Ⅱ	中央区	神戸港地方		74	44	11	0.32	4				
78	再度山(1) Ⅰ	中央区	神戸港地方		306	35	56	2.88	17	市道			
79	再度山(2) Ⅰ	中央区	神戸港地方		266	39	47	2.11	20	市道			
80	神戸港(1)Ⅱ	中央区	神戸港地方		31	39	30	0.15	2				
81	楠(1) Ⅰ	中央区	楠町	8丁目	101	33	13	0.59	14	市道			
82	神戸港(3)Ⅱ	中央区	神戸港地方		32	34	23	0.22	2	市道			
83	神戸港(4)Ⅱ	中央区	神戸港地方		23	46	21	0.10	4	市道			
84	神戸港(5)Ⅱ	中央区	神戸港地方		64	37	30	0.54	4	河川			
85	神戸港(6)Ⅱ	中央区	神戸港地方		126	42	48	0.79	0	市道			
86	諏訪山(2)(1)Ⅰ	中央区	諏訪山町		134	47	22	0.51	25				
87	再度山(3) Ⅰ	中央区	神戸港地方		129	46	40	0.80	14	市道･高校 中学校			
88	再度谷 Ⅰ	中央区	神戸港地方		180	41	47	1.48	5	水道施設			
89	再度筋(1) Ⅰ	中央区	再度筋町		113	46	20	0.71	49	市道	急傾指定 再度筋	S47.7.21	概
90	諏訪山(1)(2)Ⅰ	中央区	諏訪山町		180	58	23	1.14	0	市道			
91	中山手 Ⅰ	中央区	中山手通	7丁目	69	39	14	0.30	1	市道･小学校			
92	再度筋(1)Ⅱ	中央区	再度筋町		42	52	18	0.24	5	市道			
93	再度筋(2)Ⅱ	中央区	再度筋町		36	54	10	0.11	4	市道			
94	諏訪山(3) Ⅰ	中央区	諏訪山町		37	50	14	0.26	6	市道			
95	口一里山(1)Ⅰ	中央区	諏訪山町		415	50	17	1.08	49	市道･中学校 高校･大学	急傾指定 口一里山	S47.7.21	概
96	再度筋(2)Ⅰ	中央区	再度筋町		79	57	13	0.36	4	市道･短大 水道施設			
97	再度筋Ⅱ	中央区	再度筋町		51	67	10	0.05	3	市道			
98	諏訪山(2)(2)Ⅰ	中央区	諏訪山町		89	61	11	0.28	5	市道			
99	再度筋 Ⅰ	中央区	再度筋町		225	36	8	0.85	39	市道･短大 水道施設			
100	中山手(1) Ⅰ	中央区	中山手通	7丁目	25	46	7	0.07	3				
101	中山手(2) Ⅰ	中央区	中山手通	7丁目	174	55	8	0.69	30	市道			
兵庫区　告示日　平成20年3月18日													
1	梅本 Ⅰ	兵庫区	梅本町		232	40	36	1.85	47	市道･河川 橋2	急傾指定 梅本	S44.12.12 S55.3.28 S60.12.17	概

予防資料 1-2-3

箇所番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域面積(ha)	人家戸数(戸)	公共施設	他法令	指定年月日	整備状況
		市･区	町	字	延長	傾斜度	高さ						
2	五宮 Ⅰ	兵庫区	五宮町		152	38	36	1.55	16	市道			
3	祇園山 Ⅰ	兵庫区	上祇園町		234	45	41	2.18	38	市道･河川 橋 1	急傾指定 祇園山	S54.3.9	概
4	東服(1) Ⅰ	兵庫区	平野町		204	46	51	2.64	37	市道･河川 集会所	急傾指定 東服(1)	S45.12.18	概
5	東服(2) Ⅰ	兵庫区	平野町		317	44	43	2.64	32	市道･河川 橋 1	急傾指定 東服(2)	S45.12.19 H7.3.14 H12.7.11	概
6	東服(3) Ⅰ	兵庫区	平野町		93	46	33	0.47	8	市道･河川 変電所	急傾指定 東服(3)	H10.4.7	概
7	東服(4) Ⅰ	兵庫区	平野町		136	43	33	0.86	11	市道･河川橋 1			
8	西服(1) Ⅰ	兵庫区	平野町		73	52	26	0.44	9	市道･河川			
9	西服(2) Ⅰ	兵庫区	平野町		68	43	49	0.47	7	市道･河川			
10	奥東服山 Ⅰ	兵庫区	平野町		35	33	8	0.07	0	市道･河川 児童福祉施設			
11	西服山(1) Ⅰ	兵庫区	平野町		124	42	47	1.28	13	市道･橋 1			
12	西服山(2) Ⅰ	兵庫区	平野町		79	40	30	0.59	6	市道･河川			
13	西服山(3) Ⅰ	兵庫区	平野町		133	39	55	1.35	6	市道･河川 老人福祉施設			
14	西服山(4) Ⅰ	兵庫区	平野町		146	39	53	1.33	5	市道･河川･ 橋 6			
15	西服山(5) Ⅰ	兵庫区	平野町		73	39	5	0.47	4	市道･河川･ 橋 1			
16	湊山 Ⅰ	兵庫区	湊山町		188	46	25	1.31	54	市道･河川 橋 2	急傾指定 湊山	S50.8.5	概
17	山王 Ⅰ	兵庫区	山王町	1 丁目	267	42	43	2.19	57	市道･河川	急傾指定 山王	S48.12.18	概
18	千鳥(1) Ⅰ	兵庫区	氷室町	1 丁目	330	44	31	2.97	117	市道	急傾指定 千鳥	S44.12.12 H12.4.4	概
19	千鳥(2) Ⅰ	兵庫区	千鳥町	2 丁目	295	48	18	1.78	65	市道 老人福祉施設	急傾指定 千鳥(2)	S50.8.5 H14.12.13	概
20	千鳥(3) Ⅰ	兵庫区	天王町	1 丁目	117	38	26	0.95	32	市道･河川 自治会事務所	急傾指定 千鳥(3)	S59.2.24 H14.6.11	概
21	千鳥(4) Ⅰ	兵庫区	千鳥町	1 丁目	37	51	7	0.10	8	市道			
22	千鳥(5) Ⅰ	兵庫区	千鳥町	3 丁目	104	41	32	0.89	24	市道			
23	天王 Ⅰ	兵庫区	天王町	1 丁目	72	32	68	0.89	6	市道			
24	北山 Ⅰ	兵庫区	北山町		683	43	37	6.55	123	市道･幼稚園	急傾指定 北山	S48.12.18	概
25	鵯越筋 Ⅰ	兵庫区	鵯越筋		62	44	14	0.30	5	市道			
26	清水(1) Ⅰ	兵庫区	清水町		98	44	30	0.77	21	市道	急傾指定 清水	S49.2.12	概
27	清水(2) Ⅰ	兵庫区	清水町		121	34	16	0.68	22	市道･橋 1			
28	熊野 Ⅰ	兵庫区	熊野町	5 丁目	107	40	10	0.50	23	市道			
29	小山町(1) Ⅰ	兵庫区	小山町		111	40	21	0.89	3	市道･中学校	急傾指定 小山町	H4.3.24	概
30	小山町(2) Ⅰ	兵庫区	小山町		34	36	32	0.29	9	市道			
31	東山町 Ⅰ	兵庫区	東山町	3 丁目	75	54	9	0.26	3	市道･私鉄 病院 県税事務所	急傾指定 東山町	S60.3.22	概
32	会下山(1) Ⅰ	兵庫区	会下山町	2 丁目	36	42	10	0.14	5	市道			
33	清水台 Ⅰ	兵庫区	鳥原町		53	36	28	0.44	6				
34	耕田 Ⅰ	兵庫区	鳥原町		58	37	24	0.46	0	下水施設			
35	護り原 Ⅰ	兵庫区	鳥原町		41	35	20	0.28	0	市道			
36	里山(1) Ⅰ	兵庫区	里山町		188	39	11	0.81	18	市道･河川	急傾指定 里山町(3)	H17.9.16	概
37	里山(3) Ⅰ	兵庫区	里山町		531	40	18	3.03	97	市道･集会所	急傾指定 里山町(2)	H10.10.27 H12.8.29	概
38	里山(5) Ⅰ	兵庫区	里山町		118	41	9	0.40	6	市道			
39	里山町 Ⅰ	兵庫区	里山町		202	33	20	1.59	42	市道･集会所	急傾指定 里山町	S55.3.28	概
40	千鳥(6) Ⅰ	兵庫区	千鳥町	1 丁目	231	46	25	1.00	7	市道･河川･ 橋 1			
41	東山 Ⅰ	兵庫区	東山町	3 丁目	70	52	12	0.28	14	市道･私鉄			

予防資料 1-2-3

箇所番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域面積(ha)	人家戸数(戸)	公共施設	他法令	指定年月日	整備状況
		市･区	町	字	延長	傾斜度	高さ						
42	会下山 Ⅰ	兵庫区	会下山町	2 丁目	65	36	9	0.24	7	市道			
43	湊川 Ⅰ	兵庫区	湊川町	10 丁目	30	43	8	0.10	5	市道			
44	五宮 Ⅱ	兵庫区	五宮町		65	34	23	0.55	4	市道			
45	東服 Ⅱ	兵庫区	平野町		75	51	22	0.24	0				
46	西服 Ⅱ	兵庫区	平野町		109	41	57	1.04	3	国道･河川･橋 1			
47	西服山(1) Ⅱ	兵庫区	平野町		61	35	18	0.29	4	国道･河川･橋 4			
48	西服山(2) Ⅱ	兵庫区	平野町		19	39	14	0.07	1	市道･河川			
49	西服山(3) Ⅱ	兵庫区	平野町		114	41	27	0.94	5	国道･市道･橋 3			
50	平野 Ⅱ	兵庫区	平野町		41	68	8	0.12	2	国道			
51	草谷(1)Ⅱ	兵庫区	平野町		256	34	44	1.99	6	市道･河川･橋 2			
52	草谷(2)Ⅱ	兵庫区	平野町		38	40	30	0.52	0				
53	草谷(3)Ⅱ	兵庫区	平野町		23	40	26	0.16	0				
54	天王(1)Ⅱ	兵庫区	天王町	1 丁目	17	47	23	0.04	1	市道･河川			
55	天王(2)Ⅱ	兵庫区	天王町	1 丁目	25	40	11	0.04	1	市道･河川			
56	天王(3)Ⅱ	兵庫区	天王町	1 丁目	61	50	39	0.47	2	河川			
57	天王(4)Ⅱ	兵庫区	天王町	1 丁目	19	45	28	0.07	2	市道･河川			
58	天王(5)Ⅱ	兵庫区	天王町	1 丁目	94	39	26	0.68	2				
59	天王(6)Ⅱ	兵庫区	天王町	1 丁目	67	49	7	0.13	5	市道･河川			
60	山王 Ⅱ	兵庫区	天王町	2 丁目	83	49	15	0.18	6	市道･河川			
61	里山 Ⅱ	兵庫区	里山町		40	41	10	0.08	2	市道･河川			
62	小山 Ⅱ	兵庫区	小山町		40	34	13	0.12	5				
63	滝山 Ⅱ	兵庫区	滝山町		18	35	10	0.07	1	市道			
64	会下山(1)Ⅱ	兵庫区	会下山町	1 丁目	50	41	10	0.20	6	市道			
65	会下山(2)Ⅱ	兵庫区	会下山町	3 丁目	30	47	6	0.08	1	市道			
66	鴨越筋 Ⅱ	兵庫区	鴨越筋		36	44	14	0.17	1				
67	護り原 Ⅱ	兵庫区	烏原町		22	33	8	0.08	1	私鉄			
68	奥東服山 Ⅱ	兵庫区	平野町		91	57	14	0.26	4	市道･河川			
69	鴨越筋 Ⅲ	兵庫区	鴨越筋		166	32	59	1.50	0	高速道路･市道			
長田区　告示日　平成 20 年 3 月 18 日													
1	長田天神町(4)Ⅰ	長田区	長田天神町	7 丁目	92	42	24	0.41	12	私鉄駅舎変電所			
2	長田天神町(5)Ⅰ	長田区	長田天神町	7 丁目	91	42	24	0.81	13				
3	長田天神町(6)Ⅰ	長田区	長田天神町	7 丁目	76	42	18	0.69	7	私鉄			
4	滝谷(1) Ⅰ	長田区	滝谷町	2 丁目	96	38	35	2.08	39	市住 2 棟変電所			
5	滝谷(2) Ⅰ	長田区	滝谷町	3 丁目	113	36	28	2.49	46	市住 2 棟市道			
6	源平(1) Ⅰ	長田区	源平町		68	33	13	0.38	9				
7	源平(2) Ⅰ	長田区	源平町		95	43	9	0.36	12				
8	源平(3) Ⅰ	長田区	源平町		237	34	22	1.47	33				
9	源平(4) Ⅰ	長田区	源平町		200	35	28	1.45	4				
10	源平(5) Ⅰ	長田区	源平町		264	37	28	1.83	4				
11	源平(6) Ⅰ	長田区	源平町		328	40	28	17.70	4				
12	源平(7) Ⅰ	長田区	源平町		97	40	27	0.69	3				
13	鶯町(1) Ⅰ	長田区	鶯町	1 丁目	54	64	7	0.16	15		急傾指定 鶯町	S60.3.22	概
14	鶯町(2) Ⅰ	長田区	鶯町	3 丁目	70	55	10	0.20	9				
15	鶯町(3) Ⅰ	長田区	鶯町	4 丁目	139	47	13	0.63	14				
16	鶯町(4) Ⅰ	長田区	鶯町	4 丁目	53	40	15	0.28	11				
17	鶯町(5) Ⅰ	長田区	鶯町	4 丁目	44	65	10	0.14	8				
18	桧川(1) Ⅰ	長田区	檜川町	1 丁目	114	34	14	0.71	17	私鉄	急傾指定 桧川	H3.5.7	概
19	桧川(2) Ⅰ	長田区	檜川町	1 丁目	96	34	18	0.53	19	私鉄			
20	桧川(3) Ⅰ	長田区	檜川町	3 丁目	62	65	12	0.28	22				
21	桧川(4) Ⅰ	長田区	檜川町	3 丁目	37	53	9	0.12	7				
22	東丸山(1) Ⅰ	長田区	東丸山町		51	45	23	0.36	5	河川	急傾指定 東丸山(2)	H9.9.5	概
23	雲雀ヶ丘(1) Ⅰ	長田区	雲雀ヶ丘	1 丁目	352	43	14	2.14	24				
24	雲雀ヶ丘(2) Ⅰ	長田区	雲雀ヶ丘	1 丁目	202	37	15	1.06	10	河川			

予防資料 1-2-3

箇所番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域面積(ha)	人家戸数(戸)	公共施設	他法令	指定年月日	整備状況
		市･区	町	字	延長	傾斜度	高さ						
25	雲雀ヶ丘(3) Ⅰ	長田区	雲雀ヶ丘	2丁目	219	79	15	0.76	16	河川			
26	雲雀ヶ丘(4) Ⅰ	長田区	雲雀ヶ丘	3丁目	142	36	15	0.87	24	河川･橋2			
27	雲雀ヶ丘(5) Ⅰ	長田区	雲雀ヶ丘	3丁目	80	34	24	0.63	30				
28	大日丘(1) Ⅰ	長田区	大日丘町	3丁目	69	32	13	0.38	5				
29	大日丘(2) Ⅰ	長田区	大日丘町	3丁目	127	42	10	0.53	11	保育園			
30	大日丘(3) Ⅰ	長田区	大日丘町	1丁目	133	47	10	0.59	11	河川			
31	大日丘(4) Ⅰ	長田区	大日丘町	1丁目	59	31	14	0.29	17				
32	大日丘(5) Ⅰ	長田区	大日丘町	3丁目	63	57	9	0.21	25				
33	萩乃(1) Ⅰ	長田区	萩乃町	2丁目	241	38	26	2.11	13	河川･橋2			
34	萩乃(2) Ⅰ	長田区	萩乃町	3丁目	256	32	33	2.59	91				
35	萩乃(3) Ⅰ	長田区	萩乃町	3丁目	311	38	41	2.49	56				
36	鶯 Ⅰ	長田区	鶯町	4丁目	89	47	9	0.34	10	県道			
37	大日丘 Ⅰ	長田区	大日丘町	2丁目	88	36	15	0.47	19				
38	鶯町 Ⅱ	長田区	鶯町	4丁目	12	39	14	0.06	1	河川			
39	萩乃(1)Ⅱ	長田区	萩乃町	1丁目	12	46	11	0.05	2				
40	萩乃(2)Ⅱ	長田区	萩乃町	1丁目	29	30	23	0.28	3				
41	萩乃(3)Ⅱ	長田区	萩乃町	2丁目	19	37	17	0.11	2	河川			
42	雲雀ヶ丘Ⅲ	長田区	雲雀ヶ丘	1丁目	180	36	24	1.48	18	老人ﾎｰﾑ 水道施設			
43	長田天神町(7) Ⅰ	長田区	長田天神町	6丁目	259	36	19	1.57	46	私鉄			
44	東丸山(2) Ⅰ	長田区	東丸山町		255	43	22	1.84	32	老人ﾎｰﾑ 集会所	急傾指定 東丸山	H2.3.30 H3.2.26	概
45	明泉寺(1) Ⅰ	長田区	明泉寺町	3丁目	472	46	34	3.15	115	河川	急傾指定 明泉寺(2)	S48.12.18 H12.8.29	概
46	明泉寺(2) Ⅰ	長田区	明泉寺町	3丁目	236	41	28	1.48	38		急傾指定 明泉寺	S44.12.12 H9.2.14	概
47	丸山(1) Ⅰ	長田区	丸山町	1丁目	65	60	16	0.59	75		急傾指定 丸山	S60.2.3	概
48	丸山(2) Ⅰ	長田区	丸山町	1丁目	105	49	19	0.58	18				
49	堀切(1) Ⅰ	長田区	堀切町		56	57	14	0.25	19				
50	堀切(2) Ⅰ	長田区	堀切町		48	38	26	0.32	14	河川			
51	西丸山(1) Ⅰ	長田区	西丸山町	3丁目	161	56	13	0.64	29	小学校	急傾指定 西丸山	S45.12.18 S55.3.28	概
52	西丸山(2) Ⅰ	長田区	西丸山町	3丁目	156	47	8	0.56	37	小学校	急傾指定 西丸山(2)	S56.3.31	概
53	花山(1) Ⅰ	長田区	花山町	1丁目	190	43	15	0.99	48	集会所	急傾指定 花山(1)	S63.3.18 H10.3.3	概
54	花山(2) Ⅰ	長田区	花山町	1丁目	169	47	18	1.05	63		急傾指定 花山(1)	S63.3.18 H10.3.3	概
55	花山(3) Ⅰ	長田区	花山町	2丁目	75	38	12	0.36	22				
56	花山(4) Ⅰ	長田区	花山町	2丁目	26	53	13	0.12	8	河川			
57	鹿松(1) Ⅰ	長田区	鹿松町	2丁目	34	48	9	0.11	6				
58	鹿松(2) Ⅰ	長田区	鹿松町	2丁目	238	46	12	1.01	21				
59	鹿松(3) Ⅰ	長田区	鹿松町	2丁目	135	41	22	1.09	9	市道･河川			
60	鹿松(4) Ⅰ	長田区	鹿松町	2丁目	56	60	11	0.18	3				
61	高東町(1) Ⅰ	長田区	高東町	1丁目	315	66	16	1.11	50	河川	急傾指定 高東町	S60.12.3	概
62	高東町(2) Ⅰ	長田区	高東町	1丁目	123	44	16	0.66	42		急傾指定 高東町(2)	S60.12.3 S62.3.10	概
63	高東町(3) Ⅰ	長田区	高東町	2丁目	23	34	7	0.06	2				
64	高東町(4) Ⅰ	長田区	高東町	1丁目	32	69	9	0.09	9		急傾指定 高東町(3)	S62.3.10	概
65	高東町(5) Ⅰ	長田区	高東町	3丁目	44	53	7	0.09	6	河川			
66	高東町(6) Ⅰ	長田区	高東町	3丁目	75	53	12	0.27	25	河川			
67	高東町(7) Ⅰ	長田区	高東町	3丁目	53	50	14	0.22	8		急傾指定 高東町(4)	H20.12.2	概
68	高東町(8) Ⅰ	長田区	高東町	3丁目	46	37	23	0.41	9	河川			
69	長者町(1) Ⅰ	長田区	長者町		91	43	12	0.42	31	河川	急傾指定 長者町(3)	S60.3.22	概
70	長者町(2) Ⅰ	長田区	長者町		40	41	12	0.18	7	河川			
71	長者町(3) Ⅰ	長田区	長者町		408	44	33	2.00	88	河川	急傾指定 長者町(2)	S57.1.5 H6.1.4	概

予防資料 1-2-3

箇所番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域面積(ha)	人家戸数(戸)	公共施設	他法令	指定年月日	整備状況
		市･区	町	字	延長	傾斜度	高さ						
												H13.3.21	
72	長者町(4) Ⅰ	長田区	長者町		166	50	20	0.72	19		急傾指定 長者町(4)	S60.12.3	概
73	長者町(5) Ⅰ	長田区	長者町		82	50	18	0.49	12		急傾指定 長者町	S56.3.31	概
74	滝谷(1) Ⅱ	長田区	滝谷町	3丁目	31	59	14	0.16	2	私鉄･河川			
75	滝谷(2) Ⅱ	長田区	滝谷町	2丁目	35	34	25	0.13	4		急傾指定 滝谷町	H12.12.15	概
76	東丸山 Ⅱ	長田区	東丸山町		40	39	39	0.39	3	河川			
77	鹿松(1) Ⅱ	長田区	鹿松町	2丁目	23	42	12	0.10	3	河川			
78	鹿松(2) Ⅱ	長田区	鹿松町	3丁目	27	34	9	0.11	2				
79	高東(1) Ⅱ	長田区	高東町	2丁目	11	43	5	0.02	13				
80	高東(2) Ⅱ	長田区	高東町	3丁目	32	58	6	0.08	3	河川			
81	長者(1) Ⅱ	長田区	長者町		20	35	14	0.10	3	河川			
82	長者(2) Ⅱ	長田区	長者町		10	44	8	0.03	2				
83	重池 Ⅰ	長田区	重池町	2丁目	236	33	13	1.29	17	市道 障害者施設	急傾指定 湊川町	H10.10.27	概
84	長田天神町(1)Ⅰ	長田区	長田天神町	3丁目	30	44	9	0.10	26				
85	長田天神町(2)Ⅰ	長田区	長田天神町	4丁目	36	44	30	0.27	19	私鉄			
86	長田天神町(3)Ⅰ	長田区	長田天神町	2丁目	23	39	5	0.05	2				
87	長田天神町(8)Ⅰ	長田区	長田天神町	4丁目	72	45	13	0.27	26				
88	長田天神町(9)Ⅰ	長田区	長田天神町	1丁目	36	44	13	0.18	13		急傾指定 長田天神町(3)	S63.3.18	概
89	長田天神町(10)Ⅰ	長田区	長田天神町	5丁目	275	37	25	2.23	85		急傾指定 長田天神町	S54.3.9	概
90	長田天神町(11)Ⅰ	長田区	長田天神町	5丁目	38	57	10	0.12	7	河川	急傾指定 長田天神町(2)	S57.10.1	概
91	明泉寺(3) Ⅰ	長田区	明泉寺町	2丁目	19	64	18	0.06	8	河川			
92	明泉寺(4) Ⅰ	長田区	明泉寺町	2丁目	134	50	19	0.73	16		急傾指定 明泉寺(3)	H13.3.21	概
93	名倉町(1) Ⅰ	長田区	名倉町	5丁目	125	66	13	0.29	60	河川			
94	名倉町(2) Ⅰ	長田区	名倉町	1丁目	139	43	10	0.58	34		急傾指定 名倉町	S60.3.22	概
95	房王寺 Ⅰ	長田区	房王寺町	4丁目	58	43	11	0.19	15		急傾指定 房王寺	S59.2.24	概
96	大丸町 Ⅰ	長田区	大丸町	3丁目	145	44	13	0.76	26		急傾指定 大丸町	H10.3.17	概
97	西山(1) Ⅰ	長田区	西山町	4丁目	341	32	84	5.64	75				
98	西山(2) Ⅰ	長田区	西山町	4丁目	58	40	13	0.29	27				
99	西山(3) Ⅰ	長田区	西山町	4丁目	31	33	7	0.09	2				
100	西山(4) Ⅰ	長田区	西山町	4丁目	106	42	18	0.59	28				
101	宮丘(1) Ⅰ	長田区	宮丘町	1丁目	57	42	13	0.26	14				
102	宮丘(2) Ⅰ	長田区	宮丘町	1丁目	107	42	37	0.67	20				
103	宮丘(3) Ⅰ	長田区	宮丘町	1丁目	82	46	23	0.60	27				
104	宮丘(4) Ⅰ	長田区	宮丘町	2丁目	147	46	19	0.94	59				
105	高取山(4) Ⅰ	長田区	高取山町	1丁目	133	33	21	1.08	19	中学校	急傾指定 高取山(4)	H6.1.4	概
106	高取山(5) Ⅰ	長田区	高取山町	1丁目	191	41	16	1.20	6	中学校	急傾指定 高取山(5)	H10.3.17	概
107	房王寺 Ⅰ	長田区	房王寺町	5丁目	108	44	9	0.43	14	小学校 保育所			
108	西山(1) Ⅰ	長田区	西山町	4丁目	410	40	17	2.53	76	老人ﾎｰﾑ			
109	西山(2) Ⅰ	長田区	西山町	4丁目	57	44	14	0.25	26				
110	長田天神町Ⅱ	長田区	長田天神町	3丁目	33	54	7	0.11	6		急傾指定 長田天神(4)	H1.2.25	概
111	片山町 Ⅱ	長田区	片山町	5丁目	26	38	6	0.06	1				
112	西山町 Ⅱ	長田区	西山町	4丁目	40	35	10	0.14	8				
113	長者(3) Ⅱ	長田区	長者町		24	41	20	0.13	2				
114	池田宮町(1) Ⅱ	長田区	池田宮町		47	38	14	0.24	2				
115	池田宮町(2) Ⅱ	長田区	池田宮町		30	40	32	0.26	1				
116	池田宮町(3) Ⅱ	長田区	池田宮町		29	42	59	0.34	1				

予防資料 1-2-3

箇所番号	区域名称	指定の区域			地形要因			区域面積(ha)	人家戸数(戸)	公共施設	他法令	指定年月日	整備状況
		市･区	町	字	延長	傾斜度	高さ						
117	池田宮町(4)Ⅱ	長田区	池田宮町		27	39	53	0.23	1				
118	宮丘町Ⅱ	長田区	宮丘町	1丁目	18	37	5	0.07	2				
119	高取山(1)Ⅱ	長田区	高取山町		16	31	6	0.05	1				
120	高取山(2)Ⅱ	長田区	高取山町		60	49	12	0.28	1				
121	高取山(3)Ⅱ	長田区	高取山町		43	37	36	0.18	1				
122	池田谷町 Ⅰ	長田区	上池田	4丁目	70	44	15	0.31	27		急傾指定 池田谷町	S45.12.18	概
123	上池田(1) Ⅰ	長田区	上池田	4丁目	65	52	11	0.28	28		急傾指定 上池田	S49.2.12	概
124	上池田(2) Ⅰ	長田区	上池田	4丁目	75	46	20	0.54	33				
125	上池田(3) Ⅰ	長田区	上池田	2丁目	102	34	10	0.46	5	中学校			
126	池田上町(1) Ⅰ	長田区	池田上町		36	49	6	0.09	2		急傾指定 池田上町(2)	H10.9.29	概
127	池田上町(2) Ⅰ	長田区	池田上町		82	64	9	0.25	0	小学校			
128	池田経町 Ⅰ	長田区	池田経町		100	41	16	0.61	3	高校			
129	大谷町(1) Ⅰ	長田区	大谷町	3丁目	66	61	13	0.28	22		急傾指定 大谷町	S57.10.1	概
130	大谷町(2) Ⅰ	長田区	大谷町	2丁目	83	52	12	0.32	0	短大			
131	大谷町(3) Ⅰ	長田区	大谷町	3丁目	31	53	13	0.14	11				
132	大谷町(4) Ⅰ	長田区	大谷町	3丁目	94	47	17	0.60	33				
133	大谷町(5) Ⅰ	長田区	大谷町	3丁目	93	62	9	0.28	17				
134	大谷町(6) Ⅰ	長田区	大谷町	3丁目	28	48	7	0.08	5				
135	高取山(1) Ⅰ	長田区	高取山町	2丁目	296	48	14	1.44	59	河川･高校	急傾指定 高取山(2)	S45.12.18	概
136	高取山(2) Ⅰ	長田区	高取山町	1丁目	101	60	13	0.48	34		急傾指定 高取山(1)	S45.12.19	概
137	高取山(3) Ⅰ	長田区	高取山町	1丁目	126	52	42	0.98	60		急傾指定 高取山(3)	S63.3.18	概
138	高取山(6) Ⅰ	長田区	高取山町		125	36	24	1.19	9	水道施設			
139	高取山(7) Ⅰ	長田区	高取山町	2丁目	126	58	11	0.52	19	河川			
140	高取山(8) Ⅰ	長田区	高取山町	2丁目	180	45	48	2.04	21				
141	長尾(1) Ⅰ	長田区	長尾町	2丁目	59	33	7	0.19	1				
142	長尾(2) Ⅰ	長田区	長尾町	2丁目	74	40	26	0.60	6	阪高施設			
143	五位の池 Ⅰ	長田区	五位ノ池町	4丁目	69	48	7	0.22	26		急傾指定 五位の池	S44.12.12 H9.12.9	概
144	西山(3) Ⅰ	長田区	西山町	2丁目	55	44	9	0.21	11	大学院			
145	上池田(1) Ⅰ	長田区	上池田	5丁目	32	38	7	0.09	10				
146	上池田(2) Ⅰ	長田区	上池田	3丁目	42	40	8	0.15	3	中学校			
147	池田寺 Ⅰ	長田区	池田寺町		408	46	12	1.72	39	小学校 幼稚園			
148	池田上 Ⅰ	長田区	池田上町		32	60	12	0.13	9	高校			
149	大谷 Ⅰ	長田区	大谷町	3丁目	42	66	16	0.11	18				
150	長尾 Ⅰ	長田区	長尾町	1丁目	48	40	5	0.12	11				
151	五位ノ池 Ⅰ	長田区	五位ノ池町	2丁目	120	38	11	0.59	45				
152	平和台 Ⅰ	長田区	平和台町	2丁目	21	34	6	0.07	9				
153	蓮宮通 Ⅱ	長田区	蓮宮通	6丁目	42	39	8	0.14	4				
154	大谷町 Ⅱ	長田区	大谷町	3丁目	102	53	7	0.26	11		急傾指定 長田大谷	H15.8.5	概
155	高取山(4)Ⅱ	長田区	高取山町	1丁目	20	43	12	0.08	4				
156	高取山(5)Ⅱ	長田区	高取山町	1丁目	43	41	7	0.18	9				
157	高取山(6)Ⅱ	長田区	高取山町		41	43	35	0.31	4	河川			
158	高取山(7)Ⅱ	長田区	高取山町		75	40	47	0.82	10	河川			
159	高取山(9)Ⅱ	長田区	高取山町		25	53	7	0.07	0	河川			
160	上池田 Ⅱ	長田区	上池田	3丁目	30	44	6	0.07	3				
西区　告示日　平成21年2月24日													
1	朝霧北町(1)Ⅰ	西区	伊川谷町有瀬		39	54	11	0.24	16				
12	朝霧北町(2)Ⅰ	西区	伊川谷町有瀬		84	41	8	0.52	34				

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（北区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
1	生野(1)		道場町	生野	32	35	124	0	浄水所1	砂(一)		
2	生野(2)		道場町	生野	131	55	122	4	浄水所1・市道			
3	生野(3)		道場町	生野	132	32	42	0	浄水所1			
4	生野(4)		道場町	生野	29	30	26	6	市道			
5	生野(5)		道場町	生野	39	35	18	5	市道			
6	生野(6)		道場町	生野南山	218	40	22	16	市道			
7	塩田	塩田	道場町	塩田	41	32	22	6	市道		H3.2.26	概
8	南所		道場町	塩田南所	36	40	10	0	公民館1・市道			
9	日下部(1)		道場町	日下部	97	35	20	6	公民館1・国道			
10	日下部(2)		道場町	日下部	57	35	30	13	私鉄・市道			
11	日下部(3)		道場町	日下部	202	35	20	7				
12	二郎		有野町	二郎丸西	121	30	8	40	医療1			
13	有野(1)		有野町	有野	123	60	9	20	児童福祉施設1			
14	有野(2)	有野	有野町	有野	66	35	14	6	市道		H15.12.16	概
15	有野(3)		有野町	有野	74	30	20	6	市道			
16	有野(4)		有野町	有野	140	45	7	37	浄水所1 老人福祉施設1			
17	有野(5)		有野町	有野五社	40	50	12	21				
18	有野(6)		有野町	有野	243	30	40	0	公民館1・私鉄	砂(一)		
19	上久保		有野町	上久保	358	30	6	115	医療1			
20	有野台		有野台	8丁目	35	45	22	8	県道			
21	乙倉谷		有馬町	乙倉谷	306	30	55	5	市道・河川			
22	有馬(1)	有馬	有馬町	有馬	46	50	25	35	医療1・市道		S52.8.5	概
23	有馬(2)		有馬町		85	45	15	0	宿泊所1	砂(一)		
24	有馬(3)	有馬(2)	有馬町	うつぎ谷	236	45	25	34	郵便局1 宿泊所2 私鉄・県道		S63.3.18	概
25	有馬(4)		有馬町		184	40	30	0	宿泊所1	砂(一)		
26	有馬(5)		有馬町		170	40	20	13	学校1・幼稚園1			
27	有馬(6)		有馬町		14	30	10	0	宿泊所1			
28	有馬(7)		有馬町		89	30	12	12				
29	有馬(8)		有馬町		165	30	15	1	宿泊所1			
30	有馬(9)		有馬町		196	45	12	1	公民館1			
31	有馬(10)		有馬町		107	30	16	0	宿泊所1			
32	有馬(11)		有馬町		22	40	170	1	宿泊所1・県道	砂(全)保(一)		
33	有馬(12)		有馬町		120	40	170	0	宿泊所1	砂(全)保(一)		
34	中ノ畑		有馬町	中ノ畑	104	45	40	0	宿泊所2・河川	砂(一)		
35	道場山(1)		有馬町	道場山	358	30	30	1	宿泊所1 私鉄・県道			
36	道場山(2)		有馬町	道場山	45	45	50	1	宿泊所1・県道	砂(一)保(一)		
37	落葉山		有馬町	落葉山	155	40	45	0	宿泊所1・市道	砂(一)保(一)		
38	射馬		有馬町	射場	49	30	70	1	宿泊所2・市道	砂(一)保(一)		
39	愛宕山	有馬愛宕山	有馬町	愛宕山	279	30	50	6	宿泊所3・県道	地(一)	H10.9.29	概
40	大屋敷(1)		有馬町	大屋敷	427	55	140	0	宿泊所1・河川	砂(全)保(一)		

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（北区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
41	大屋敷(2)		有馬町	大屋敷	144	60	125	1	宿泊所2・河川	砂(全)保(一)		
42	唐櫃(1)		有野町	唐櫃	42	43	18	0	浄水所1	砂(全)保(全)		
43	唐櫃(2)		有野町	唐櫃	44	40	40	39		砂(全)		
44	唐櫃(3)		有野町	唐櫃	42	45	25	10	市道	砂(全)		
45	唐櫃(4)		有野町	唐櫃	99	30	15	6		砂(一)		
46	唐櫃(5)		有野町	唐櫃	34	30	65	9				
47	東垣	東垣	有野町	唐櫃東垣	210	40	20	7	市道		S60.3.22	概
48	奥西谷		有野町	唐櫃奥西谷	115	30	45	26	市道	砂(一)		
49	鎌ヶ谷(1)		有野町	唐櫃鎌ヶ谷	65	40	70	39	市道・河川	砂(一)		
50	鎌ヶ谷(2)		有野町	唐櫃鎌ヶ谷	96	35	65	12	市道・河川	砂(一)		
51	鎌ヶ谷(3)		有野町	唐櫃鎌ヶ谷	83	39	54	38	市道・河川	砂(一)		
52	唐櫃台		唐櫃台	3丁目	111	35	25	6	私鉄			
53	鹿の子台		鹿の子台北町	5丁目	55	30	14	16	市道			
54	上小名田	上小名田	八多町	上小名田	489	45	30	7	市道		H18.8.25	継
55	吉尾		八多町	吉尾	67	35	16	5	市道・河川			
56	藤原台南		藤原台南町	5丁目	151	35	14	12	河川			
57	東大池		東大池	2丁目	92	45	8	10				
58	西大池		西大池	1丁目	40	45	8	5				
59	大池		山田町上谷上	大池	24	43	9	5	市道			
60	上谷上		山田町上谷上		58	39	7	8				
61	幸陽町(1)		幸陽町	1丁目	105	36	11	160		砂(全)		
62	幸陽町(2)		幸陽町	2丁目	40	35	14	1	公民館1	砂(全)		
63	幸陽町(3)		幸陽町	2丁目	80	36	22	6		砂(全)		
64	花山団地(1)		花山台		50	39	42	10	公民館1・市道			
65	花山団地(2)		花山台		106	36	72	22	市道			
66	花山団地(3)		花山台		176	38	78	35	市道			
67	花山東		花山東町		180	43	22	80		砂(全)		
68	上津(1)		長尾町	上津	65	35	18	17	幼稚園1			
69	上津(2)		長尾町	上津	157	30	26	5	公民館1・市道			
70	上津(3)		長尾町	上津	37	35	6	0	公民館1			
71	市原		大沢町	市原	127	35	30	3	消防署1・市道			
72	日西原(1)		大沢町	日西原	137	50	32	5	市道	地(一)		
73	日西原(2)		大沢町	日西原	116	40	14	2	公民館1・市道			
74	上大沢(1)		大沢町	上大沢	270	30	20	0	公民館1			
75	上大沢(2)		大沢町	上大沢	115	35	20	3	公民館1・県道			
76	神付		大沢町	神付	130	35	26	1	消防署1・県道			
77	西畑(1)		八多町	西畑	20	40	12	0	公民館1			
78	西畑(2)		八多町	西畑	183	35	30	6				
79	屏風		八多町	屏風	38	50	22	0	公民館1			
80	東畑(1)		淡河町	東畑	46	36	18	0	公民館1・市道			
81	東畑(2)		淡河町	東畑	127	30	12	27	身体障害者施設1	保(一)		
82	行原		淡河町	行原	109	45	13	2	消防署1・公民館1・市道			
83	北僧尾		淡河町	北僧尾	89	40	8	1	公民館1	砂(一)		

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（北区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
84	南僧尾(1)		淡河町	南僧尾	50	35	8	0	公民館1			
85	南僧尾(2)		淡河町	南僧尾	65	35	14	0	浄水所1	砂(全)地(一)		
86	萩原(1)		淡河町	萩原	40	60	8	0	公民館1			
87	萩原(2)	萩原	淡河町	萩原	237	40	12	5			S57.1.5 H2.3.30	概
88	淡河(1)		淡河町	淡河	129	55	8	9				
89	淡河(2)	淡河	淡河町	淡河	103	34	20	2	公民館1・市道		S59.2.24	概
90	小畑(1)		山田町下谷上	小畑	133	36	130	165	児童福祉施設1 市道			
91	小畑(2)		山田町下谷上	小畑	148	32	125	63	市道	砂(一)		
92	宮ノ前		山田町下谷上	宮ノ前	42	35	60	3	学校1・その他1	砂(一)		
93	砂川		山田町下谷上	砂川	64	35	28	8	市道	砂(一)		
94	六地蔵		山田町下谷上	六地蔵	58	45	7	7				
95	箕谷		山田町下谷上	箕谷	171	40	5	17	精神障害者施設1	砂(全)		
96	下谷上(1)		山田町下谷上		198	60	72	40		砂(一)		
97	下谷上(2)	下谷上	山田町下谷上		282	45	83	45	市道		H1.4.14	概
98	下谷上(3)	下谷上(2)	山田町下谷上	二ツ樋	143	30	50	20	県道	砂(一)	H2.3.30	概
99	下谷上(4)		山田町下谷上		111	65	25	9	河川	砂(全)		
100	下谷上(5)		山田町下谷上		281	37	34	20	医療1・国道	砂(一)		
101	下谷上(6)		山田町下谷上		280	55	78	50	市道・河川	砂(全)		
102	下谷上(7)		山田町下谷上		38	38	40	0	浄水所1	砂(全)		
103	下谷上(8)		山田町下谷上		144	35	38	0	市施設1	砂(全)		
104	下谷上(9)		山田町下谷上		129	30	20	32	老人福祉節1	砂(全)		
105	下谷上(10)		山田町下谷上		74	30	12	0	学校1	砂(全)		
106	中一里山		山田町下谷上	中一里山	56	32	20	0		砂(全)		
107	筑紫ヶ丘		筑紫ヶ丘	5丁目	261	50	20	28	市道	砂(一)		
108	青葉台(1)		青葉台		115	40	15	15	市道	砂(全)		
109	青葉台(2)		青葉台		108	55	10	10		砂(全)		
110	若葉台(1)		若葉台	1丁目	179	41	20	5	郵便局1・ 公民館1・私鉄			
111	若葉台(2)		若葉台	4丁目	198	45	20	11				
112	松ヶ枝		松ヶ枝町	3丁目	63	40	35	11	国道	砂(一)		
113	緑町(1)		緑町	3丁目	198	39	20	18	市道			
114	緑町(2)		緑町	3丁目	64	45	12	8	市道			
115	緑町(3)		緑町	3丁目	33	40	10	6	市道			
116	緑町(4)		緑町	7丁目	105	35	18	21	市道			
117	緑町(5)		緑町	5丁目	191	37	12	4	公民館1			
118	惣山		惣山町	1丁目	112	32	20	5				
119	妙賀山		山田町小部	妙賀山	79	30	12	0	学校1	砂(全)		
120	太平		山田町小部	大平	96	35	33	9	市道	砂(一)		
121	オモン谷		山田町小部	オモン谷	78	55	11	7	市道			
122	向イ谷		山田町小部	向イ谷	141	45	15	23				
123	小部		山田町小部		108	53	20	6				
124	大歳馬場		山田町小部	大歳馬場	91	45	12	5	私鉄			

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（北区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
125	西岡谷		山田町小部	西岡谷	61	41	20	8	県道・河川・橋			
126	北ノ谷(1)		山田町小部	北ノ谷	38	38	20	8	市道			
127	北ノ谷(2)	北ノ谷	山田町小部	北ノ谷	39	50	22	6	県道		S63.3.18	概
128	中里(1)		中里町	1丁目	17	40	50	8		砂(全)		
129	中里(2)		中里町	1丁目	39	35	50	17		砂(全)		
130	中里(3)		中里町	1丁目	41	40	70	10		砂(全)		
131	中里(4)		中里町	2丁目	141	30	20	21		砂(全)		
132	原野		山田町原野		50	35	7	158	国道・河川			
133	中	中	山田町中		78	50	7	5			H3.8.30	概
134	城山	東下	山田町東下	城山	311	30	45	32	市道		H10.9.29	概
135	東所		山田町東下	東所	123	38	10	4	警察1			
136	坂本		山田町坂本		207	30	20	5	市道	砂(全)地(全)		
137	大原(1)		大原	2丁目	26	40	22	26				
138	大原(2)		大原	1丁目	169	38	24	10	市道			
139	大原(3)		大原	1丁目	131	40	42	99				
140	小河(1)		山田町小河		163	30	20	5	消防署1・河川			
141	小河(2)	小河	山田町小河		75	30	35	6	市道		H10.4.7	概
142	泉台(1)		泉台	1丁目	28	45	10	12		砂(全)		
143	泉台(2)		泉台	4丁目	26	30	70	16	市道			
144	泉台(3)		泉台	5丁目	38	30	40	5				
145	泉台(4)		泉台	6丁目	110	30	22	16				
146	泉台(5)		泉台	7丁目	147	40	50	6	市道			
147	泉台(6)		泉台	7丁目	179	30	50	15	市道			
148	泉台(7)		泉台	7丁目	31	32	50	9				
149	北五葉(1)		北五葉	6丁目	207	45	18	13	市道			
150	北五葉(2)		北五葉	5丁目	61	33	11	18	市道			
151	北五葉(3)	北五葉(1)	北五葉	5丁目	150	30	15	33	市道		H14.12.13	概
152	北五葉(4)		北五葉	4丁目	79	30	30	5				
153	北五葉(5)		北五葉	2丁目	65	30	5	10				
154	北五葉(6)		北五葉	2丁目	59	30	5	0	学校1			
155	藍那(1)	藍那(2)	山田町藍那		248	30	22	15	市道		S60.12.3	概
156	藍那(2)	藍那(1)	山田町藍那	西ノ町	195	33	40	8	駅1・私鉄・県道		S60.3.22 H9.9.5	概
157	藍那(3)	藍那(3)	山田町藍那	北ノ町	483	32	10	8	市道		H2.3.30	概
158	藍那(4)	藍那(4)	山田町藍那		237	30	15	11	市道		H3.2.26	概
159	北ノ町		山田町藍那	北ノ町	107	30	20	4	公民館1・県道			
160	下ノ町(1)		山田町藍那	下ノ町	51	35	8	5				
161	下ノ町(2)	下ノ町	山田町藍那	下ノ町	172	30	23	8	市道		H.20.1.29	継
162	蛇谷		山田町藍那	蛇谷	87	30	40	0	学校1			
163	鈴蘭台北(1)		鈴蘭台北町	7丁目	23	70	5	7	市道			
164	鈴蘭台北(2)		鈴蘭台北町	4丁目	96	70	6	7				
165	鈴蘭台北(3)		鈴蘭台北町	4丁目	138	35	12	18	市道			
166	鈴蘭台北(4)		鈴蘭台北町	1丁目	44	65	22	22	市道			
167	鈴蘭台北(5)		鈴蘭台北町	1丁目	131	50	21	18	駅1・私鉄			

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（北区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
168	鈴蘭台(1)	鈴蘭台(2)	鈴蘭台北町	1丁目	129	45	14	7			S60.12.3	未
169	鈴蘭台(2)	鈴蘭台(3)	鈴蘭台北町	1丁目	129	60	11	12			S60.12.3	概
170	鈴蘭台(3)	鈴蘭台(4)	鈴蘭台北町	1丁目	168	45	22	15			S60.12.3	概
171	鈴蘭台(4)	鈴蘭台	鈴蘭台東町	4丁目	50	40	10	65	市道		S44.12.12	概
172	鈴蘭台西町(1)		鈴蘭台西町	6丁目	134	30	12	9	市道			
173	鈴蘭台西町(2)	鈴蘭台西町(3)	鈴蘭台西町	5丁目	19	65	18	11	市道		H2.3.30	概
174	鈴蘭台西町(3)	鈴蘭台西町(2)	鈴蘭台西町	4丁目	88	50	12	11			S59.2.24	概
175	鈴蘭台西町(4)	鈴蘭台西町(4)	鈴蘭台西町	4丁目	160	70	7	17			H7.3.14	概
176	鈴蘭台西町(5)	鈴蘭台西町(5)	鈴蘭台西町	4丁目	129	70	14	9			H7.3.14	概
177	鈴蘭台西町(6)	鈴蘭台西町	鈴蘭台西町	1丁目	69	35	8	17			S52.8.5	
178	鈴蘭台西町(7)		鈴蘭台西町	1丁目	42	50	10	6				
179	鈴蘭台東町	鈴蘭台東町	鈴蘭台東町	5丁目	127	60	11	15			S60.12.3	
180	鈴蘭台東(1)		鈴蘭台東町	9丁目	35	60	11	0	公民館1			
181	鈴蘭台東(2)		鈴蘭台東町	9丁目	127	45	30	89				
182	鈴蘭台東(3)		鈴蘭台東町	7丁目	70	50	9	12				
183	鈴蘭台東(4)		鈴蘭台東町	5丁目	40	65	6	11	市道			
184	鈴蘭台東(5)		鈴蘭台東町	5丁目	361	40	7	6				
185	鈴蘭台東(6)		鈴蘭台東町	5丁目	97	50	5	7				
186	鈴蘭台東(7)		鈴蘭台東町	3丁目	16	40	6	5				
187	鈴蘭台東(8)		鈴蘭台東町	3丁目	187	50	12	30	市道			
188	鈴蘭台東(9)		鈴蘭台東町	3丁目	32	35	7	5				
189	鈴蘭台東(10)		鈴蘭台東町	2丁目	158	35	10	25	老人福祉施設1 県道			
190	鈴蘭台東(11)		鈴蘭台東町	1丁目	194	45	10	29	老人福祉施設1 市道			
191	鈴蘭台南(1)		鈴蘭台南町	1丁目	60	65	6	9	市道			
192	鈴蘭台南(2)		鈴蘭台南町	1丁目	37	30	7	38	幼稚園1・市道			
193	鈴蘭台南(3)		鈴蘭台南町	7丁目	128	45	8	7	私鉄・市道			
194	鈴蘭台南(4)		鈴蘭台南町	8丁目	63	40	48	11	県道・河川			
195	鈴蘭台南(5)		鈴蘭台南町	9丁目	67	50	27	5		砂(一)		
196	君影(1)		君影町	6丁目	52	45	24	7	公民館1	砂(全)		
197	君影(2)		君影町	6丁目	120	35	20	29	市道	砂(一)		
198	君影(3)		君影町	3丁目	91	30	10	7		砂(全)		
199	君影(4)		君影町	1丁目	61	30	15	20		砂(全)		
200	君影(5)		君影町	2丁目	60	30	20	10		砂(全)		
201	南五葉(1)		南五葉	3丁目	54	30	6	6				
202	南五葉(2)		南五葉	2丁目	39	30	20	7	市道			
203	ひよどり北		ひよどり北町	3丁目	22	30	30	20	老人福祉施設1	砂(全)		
204	ひよどり台		ひよどり台	3丁目	22	30	20	16	老人福祉施設1	砂(一)		
205		中大沢	大沢町中大沢	小切町下 小切町北 向井新田	40	35	22	1	病院		H18.9.1	概

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（須磨区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
1	アチラムキ(1)		妙法寺	アチラムキ	154	45	25	30	市道・橋			
2	アチラムキ(2)		妙法寺	アチラムキ	247	32	16	17	市道	保(全)		
3	上ノ界		妙法寺	上ノ界	78	36	28	5	市道			
4	岩山		妙法寺	岩山	171	30	40	7	市道	砂(一)		
5	二重苅		妙法寺	甘苅	104	41	18	8	市道	砂(一)		
6	女夫岩(1)		妙法寺	女夫岩	100	43	18	6	市道	砂(一)・地(一)		
7	女夫岩(2)		妙法寺	女夫岩	45	30	8	6	市道	砂(全)・地(一) 保(一)		
8	禿山	妙法寺	妙法寺	禿山	89	35	90	45	市道	砂(一)・保(一)	S44.12.12	概
9	野路山		妙法寺	野路山	133	40	90	18	身体障害者施設1・市道			
10	横川	牛ノ子	妙法寺	横川	139	39	13	19	市道		H13.3.21 H15.2.25	概
11	アチロ(1)	アチロ	妙法寺	アチロ	514	59	64	42	市道・河川	保(一)	S54.3.9	概
12	アチロ(2)		妙法寺	アチロ	81	39	22	9	市道	砂(全)		
13	アチロ(3)		妙法寺	アチロ	34	30	24	10	市道	砂(全)		
14	アチロ(4)		妙法寺	アチロ	84	45	5	11	市道	砂(全)		
15	ロノ河		妙法寺	ロノ川	55	65	6	9		砂(一)		
16	三ツ滝		妙法寺	三ツ滝	20	37	28	12	市道	保(一)		
17	樫原(1)		妙法寺	樫原	82	35	40	35	浄水所1・市道	砂(一)		
18	樫原(2)		妙法寺	樫原	40	48	6	7	河川			
19	大門		妙法寺	大門	116	45	10	16	市道	砂(一)・保(一)		
20	岡		妙法寺	岡	140	45	60	25	市道	砂(一)・保(一)		
21	宮ノ下	宮ノ下	妙法寺	宮ノ下	144	35	18	14	市道・河川	保(一)	S57.10.1	未
22	堂ヶ谷		妙法寺	津江田	508	35	35	80	市道・河川	砂(一)・保(一)		
23	桜界地山		妙法寺	桜ノ界地山	91	40	22	5	学校1・市道			
24	堂ノ下	堂ノ下	妙法寺	堂ノ下	400	40	40	92	郵便局1・公民館1・市道・河川	砂(一)	S45.12.18 S60.12.3	概
25	界地		妙法寺	界地	276	39	60	45	学校1・市道・河川	砂(一)		
26	円満林(1)	円満林	妙法寺	円満林	236	50	44	52	市道	砂(一)	S62.3.10	概
27	円満林(2)		妙法寺	円満林	156	33	48	75	市道			
28	円満林(3)		妙法寺	円満林	99	50	58	23	市道・河川	砂(一)保(一)		
29	円満林(4)		妙法寺	円満林	81	43	60	7	公民館1・市道	砂(一)		
30	妙法寺(1)	妙法寺(3)	妙法寺	杉原山	138	45	34	14	市道・河川		S62.3.10 H10.10.27	概
31	妙法寺(2)	妙法寺(2)	緑ヶ丘	1丁目	144	30	11	8			S61.2.28	概
32	妙法寺(3)		妙法寺		26	33	20	0	学校1			
33	中田(1)		妙法寺	中田	194	60	12	23	市道	地(一)		概
34	中田(2)		妙法寺	中田	109	32	13	17	市道	地(一)		
35	毘沙門山(1)		妙法寺	毘沙門山	157	42	8	5	河川			
36	毘沙門山(2)		妙法寺	毘沙門山	38	38	38	19	公民館1・市道	砂(一)		
37	乗越		妙法寺	乗越	87	50	14	7	市道			
38	筆前		妙法寺	筆前	151	60	8	21	市道	砂(一)		
39	谷野(1)	谷野	妙法寺	毘沙門山	145	45	12	15	公民館2		S62.3.10	概

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（須磨区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
40	谷野(2)	谷野(2)	妙法寺	谷野	420	45	26	77	市道・河川	砂(一)	H9.2.14	概
41	辻		妙法寺	辻	84	32	20	67	医療1・老人福祉施設1・市道			
42	禅昌寺(1)	禅昌寺	禅昌寺町	1丁目	142	45	32	35	市道	砂(一)・保(一)	S61.10.7 H13.3.21	概
43	禅昌寺(2)	禅昌寺	禅昌寺町	1丁目	68	45	30	35	市道	砂(一)・保(一)	H13.3.21	概
44	禅昌寺(3)		禅昌寺町	1丁目	364	45	24	82	市道・河川	砂(一)		
45	禅昌寺(4)		禅昌寺町	2丁目	88	33	22	10		砂(一)・保(全)		
46	禅昌寺(5)		禅昌寺町	1丁目	248	53	16	72	市道	砂(全)・保(一)		
47	禅昌寺(6)		禅昌寺町	2丁目	120	31	32	100	幼稚園1	砂(一)・保(一)		
48	禅昌寺(7)		禅昌寺町	2丁目	139	37	12	17	市道			
49	禅昌寺(8)		禅昌寺町	1丁目	92	40	8	23		砂(一)		
50	禅昌寺(9)		禅昌寺町	1丁目	110	45	12	14	公民館1・市道	砂(全)		
51	永楽(1)		永楽町	3丁目	107	36	16	12	市道			
52	永楽(2)	永楽町	永楽町	3丁目	216	35	16	78	老人福祉施設1 市道		H12.12.15	
53	明神町(1)	明神町	明神町	3丁目	152	37	26	64	学校1・市道		S45.12.18	概
54	明神町(2)	明神町(2)	明神町	5丁目	132	40	20	30	市道		S59.2.24	概
55	明神町(3)		明神町	5丁目	60	33	24	23	市道	保(一)		
56	明神町(4)		明神町	4丁目	400	40	50	114	県道・市道・ 河川	保(一)		
57	明神町(5)		明神町	2丁目	294	33	40	78	県道・市道	保(一)		
58	板宿(1)	板宿	板宿町	3丁目	295	40	26	106	浄水所1・市道	保(一)	S50.8.5	概
59	板宿(2)		板宿町	3丁目	149	30	10	30	市道・河川			
60	板宿(3)		板宿町	3丁目	38	38	22	0	浄水所1			
61	大手町(1)	大手町	大手町	7丁目	93	35	16	31	市道	保(一)	S47.7.21	概
62	大手町(2)	大手町(2)	大手町	8丁目	109	35	42	33	市道	保(一)	S48.12.18	概
63	大手町(3)	大手町(3)	大手	稲荷尾	57	47	16	60	医療1	保(全)	S57.10.1 H10.10.27	概
64	大手町(4)		大手町	7丁目	131	34	8	14	市道	保(全)		
65	大手町(5)		大手町	9丁目	108	41	50	6		保(全)		
66	稲荷尾		大手	稲荷尾	88	40	32	75	医療1	保(全)		
67	上細沢(1)	上細沢	上細沢町		615	36	30	49	学校1・市道	保(一)	S44.12.12	概
68	上細沢(2)	上細沢(2)	上細沢町		102	55	15	39		保(一)	S56.3.31	概
69	上細沢(3)		上細沢町		91	36	45	68	医療1・市道	保(一)		
70	上細沢(4)		上細沢町		66	40	18	13		保(一)		
71	上細沢(5)		上細沢町		119	40	36	27	市道	保(一)		
72	高尾台(1)	高尾台	東須磨	火の谷	308	50	17	118	医療1	保(一)	S57.1.5 S58.3.29 H13.3.21	概
73	高尾台(2)		高尾台	3丁目	120	34	12	5	市道	砂(全)		
74	高尾台(3)		高尾台	1丁目	134	34	16	13	市道	保(一)		
75	高尾台(4)		高尾台	1丁目	287	32	18	20	市道			
76	高尾台(5)		高尾台	1丁目	217	39	40	40	市道			
77	高尾台(6)		高尾台	3丁目	304	43	52	55	市道	砂(一)		
78	奥山畑		高尾台	1丁目	155	35	24	9				

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（須磨区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
79	水野	水野	水野町		181	45	15	29	公民館1	砂(一)	S44.12.12 S60.3.22	概
80	火ノ谷	高尾台	東須磨	火の谷	308	33	32	16	市道		S57.1.5 S58.3.29 H13.3.21	
81	杓子山		東須磨	杓子山	66	41	22	0	学校1	砂(一)		
82	青山		東須磨	青山	60	35	50	0	学校1・河川	保(一)		
83	月見山		東須磨	月見山	73	30	24	0	その他1・ 県道・河川			
84	若草町(1)		若草町	3丁目	88	31	28	42	市道			
85	若草町(2)		若草町	3丁目	248	41	26	2	公民館1			
86	口中ノ尾		車	口中ノ尾	72	55	20	7	市道			
87	奥道谷		車	奥道谷	77	39	16	13	市道			
88	口道谷		車	口道谷	114	50	14	8	市道			
89	清ノ下(1)		車	清ノ下	31	33	42	5	浄水所1・市道			
90	清ノ下(2)		車	清ノ下	223	45	22	19	市道・橋	砂(一)		
91	西脇	西脇	車	西脇	102	47	16	12	浄水所1・市道	砂(一)	H10.9.22	概
92	松ヶ原		車	松ヶ原	67	41	36	7	浄水所1	砂(全)		
93	清水台		清水台		145	30	22	5	市道・橋2	砂(一)・地(全)		
94	緑ヶ丘(1)	緑ヶ丘	緑ヶ丘	1丁目	103	40	15	15	市道・河川	砂(一)	S60.12.3	概
95	緑ヶ丘(2)		緑ヶ丘	1丁目	23	32	12	4	その他1	地(一)		
96	横尾(1)		横尾	2丁目	105	36	7	6	市道	砂(全)		
97	横尾(2)		横尾	2丁目	75	36	35	14	市道	砂(全)		
98	横尾(3)		横尾	2丁目	30	48	14	0	学校1	砂(全)		
99	横尾(4)		横尾	1丁目	194	38	40	13	公民館1・市道	砂(全)		
100	横尾(5)		横尾	4丁目	47	39	26	0	浄水所1・市道	砂(全)		
101	横尾(6)		横尾	9丁目	127	30	80	30	学校1・公民館1 市道	砂(全)		
102	横尾(7)		横尾	9丁目	109	30	40	0	学校1・市道	砂(全)		
103	離宮西(1)		離宮西町	2丁目	227	38	18	0	学校1	保(一)		
104	離宮西(2)		離宮西町	2丁目	147	30	48	11		保(一)		
105	須磨寺		須磨寺町	3丁目	125	42	18	19	宿泊所1・県道	保(一)		
106	高倉台(1)		高倉台	1丁目	110	34	68	23	県道			
107	高倉台(2)		高倉台	8丁目	69	32	70	85	県道・市道	砂(一)		
108	高倉町		高倉町	1丁目	100	36	12	30	県道			
109	潮見台(1)		潮見台町	1丁目	126	41	8	7	私鉄			
110	潮見台(2)	潮見台	潮見台町	5丁目	457	50	22	26	公民館1・私鉄 国道・市道・ 河川	砂(一)	H3.2.26 H9.12.9	概
111	潮見台(3)		潮見台町	5丁目	256	31	12	8	市道・河川	砂(一)		
112	潮見台(4)		潮見台町	2丁目	33	39	25	22	公民館1 私鉄・市道・ 河川	砂(一)	H9.3.25	概

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（須磨区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
113	一の谷(1)	一の谷	一の谷町	2丁目	108	50	10	23	宿泊所1私鉄	砂(一)	S55.3.28 H3.2.26 H9.3.25 H10.3.3	概
114	一の谷(2)	一の谷(2)	一の谷町	2丁目	223	50	26	29	河川	砂(一)	H1.2.25 H9.3.25	概
115	一の谷(3)	一の谷(3)	一の谷町	2丁目	234	40	24	29	河川	砂(一)	S63.3.18 H2.3.30	概
116	一の谷(4)		一の谷町	1丁目	156	38	32	13		保(一)		
117	一の谷(5)		一の谷町	1丁目	115	42	12	7	河川	砂(全)保(一)		
118	一の谷(6)		一の谷町	1丁目	165	56	50	9	河川	砂(一)保(一)		
119	一の谷(7)		一の谷町	1丁目	61	38	14	10	市道・河川	砂(一)		
120	一の谷(8)		一の谷町	3丁目	177	37	42	11	市道	砂(全)		
121	一の谷(9)		一の谷町	3丁目	126	30	6	45	医療1・市道			
122	一の谷(10)		一の谷町	4丁目	85	50	5	17	市道			
123	一の谷(11)	一の谷(4)	一の谷町	4丁目	403	35	40	10	宿泊所1	砂(一)	H14.6.11	概
124	一の谷(12)		一の谷町	5丁目	134	35	16	6	駅1・私鉄			
125	二の谷(1)	二の谷	一の谷町	3丁目	47	48	18	61	市道	砂(一)	S44.12.12	概
126	二の谷(2)	二の谷(2)	一の谷町	3丁目	73	45	35	52	私鉄・市道	砂(一)	S60.12.3 H11.12.28 H21.4.3	継
127	鉄拐山(1)		西須磨	鉄拐山	43	50	14	0	宿泊所1			
128	鉄拐山(2)		西須磨	鉄拐山	193	32	34	0	宿泊所1			
129	鉄拐山(3)		西須磨	鉄拐山	87	41	89	0	駅1	砂(一)		
130	西須磨		西須磨		62	35	86	0	駅1			
131	白川台(1)		白川台	4丁目	154	52	23	51	医療1 公民館1・県道			
132	白川台(2)		白川台	4丁目	148	37	12	63	市道	砂(一)		
133	白川台(3)		白川台	7丁目	30	39	18	7	市道			
134	白川台(4)		白川台	7丁目	76	45	15	20	市道			
135	白川台(5)		白川台	5丁目	156	31	12	23	市道			
136	白川台(6)		白川台	5丁目	35	56	15	10				
137	白川台(7)		白川台	5丁目	145	47	11	3	学校1・その他1 市道			
138	白川	白川	白川	堂ノ西	169	35	42	18	市道		H3.5.7	概
139	樋詰(1)		白川	樋詰	24	32	25	9	市道			
140	樋詰(2)		白川	樋詰	40	48	11	9	河川			
141	平丁		白川	平丁	50	46	32	1	公民館1・市道			
142	池尻		白川	池尻	52	62	5	34				
143	北落合(1)		北落合	6丁目	34	30	17	12	市道			
144	北落合(2)		北落合	5丁目	274	35	14	36	市道			
145	北落合(3)		北落合	4丁目	42	30	18	24	市道	砂(一)		
146	北落合(4)		北落合	2丁目	114	43	16	0	学校1・市道	砂(全)		
147	北落合(5)		北落合	3丁目	145	38	24	25	市道	砂(全)		
148	北落合(6)		北落合	3丁目	92	35	24	24	市道	砂(全)		

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（須磨区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
149	多井畑東町(1)		多井畑東町		22	51	12	12	学校1			
150	多井畑東町(2)		多井畑東町		157	33	16	14	市道			
151	山神		多井畑	山神	53	48	28	16	公民館1 浄水所1 老人福祉施設1 市道			
152	木戸ケ谷	木戸ヶ谷	多井畑	木戸ヶ谷	93	30	12	6	市道		H13.11.20	概
153	多井畑南(1)		多井畑南町		252	50	12	12	市道	砂(一)		
154	多井畑南(2)		多井畑南町		55	30	18	17	市道			
155	友が丘(1)		友が丘	9丁目	133	30	16	8	浄水所1			
156	友が丘(2)		友が丘	9丁目	322	32	27	14				
157	友が丘(3)		友が丘	8丁目	53	43	15	10	市道			
158	友が丘(4)		友が丘	8丁目	36	36	26	11	市道			
159	友が丘(5)		友が丘	9丁目	61	35	32	0	学校1			
160	友が丘(6)		友が丘	9丁目	41	40	26	6				
161	友が丘(7)		友が丘	3丁目	175	37	18	16	老人福祉施設1			
162	友が丘(8)		友が丘	3丁目	119	32	22	14				
163	西落合		西落合	2丁目	274	39	17	0	浄水所1			
164	菅の台(1)		菅の台	6丁目	125	35	16	0	公民館1市道			
165	菅の台(2)		菅の台	6丁目	50	31	14	12	市道			
166	菅の台(3)		菅の台	5丁目	252	32	18	40	市道			
167	菅の台(4)		菅の台	1丁目	61	53	16	0	浄水所1			
168	菅の台(5)		菅の台	1丁目	139	48	30	11	市道			
169	菅の台(6)		菅の台	4丁目	123	30	14	12	市道			
170	神の谷(1)		神の谷	7丁目	370	30	18	32	公民館1市道			
171	神の谷(2)		神の谷	6丁目	103	30	28	24	公民館1市道			
172		菅の池	妙法寺	菅の池・竹向イ	15	36	11	6			H17.9.16	概

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（垂水区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
1	賀市	賀市	名谷町		72	36	18	10	公民館1		S61.10.7	概
2	名谷町(1)		名谷町		20	45	16	0	浄水所1			
3	名谷町(2)		名谷町		63	30	10	3	浄水所1			
4	名谷町(3)		名谷町		20	34	12	0	発電変電所1 市道			
5	名谷町(4)		名谷町		82	33	26	0	学校1			
6	向井畑		名谷町	向井畑	95	33	50	10	市道			
7	名谷東名	名谷東名	名谷町	前田	327	32	28	20	市道		H2.3.30	概
8	梨原		名谷町	梨原	80	38	30	11				
9	猿倉(1)		名谷町	猿倉	63	33	15	6	市道			
10	猿倉(2)		名谷町	猿倉	50	36	12	8				
11	権行司		名谷町	権行司	142	35	13	36	市道・河川			
12	神和台		神和台	2丁目	123	45	8	8				
13	小束山		小束山	1丁目	439	32	26	70	市道			
14	つつじが丘(1)		つつじが丘	7丁目	25	35	20	6	市道			
15	つつじが丘(2)		つつじが丘	7丁目	30	40	12	5				
16	つつじが丘(3)		つつじが丘	1丁目	111	45	20	15	市道			
17	高丸	高丸	下畑町		89	34	14	13	市道		S63.3.18	概
18	鳥ヶ蔵山		下畑町		62	40	17	10	市道・河川			
19	石畳		下畑町	石畳	97	32	11	18	市道	地(一)		
20	木ノ下		下畑町	木ノ下	261	34	42	10	市道	砂(一)		
21	城ヶ原		下畑町	城ヶ原	26	30	16	5	市道	地(全)		概
22	中ノ谷		下畑町	中ノ谷	140	52	10	10	市道	地(全)		
23	東松山	東松山	下畑町	東松山	157	39	16	14		地(一)	S61.10.7	概
24	井の谷	東松山(2)	下畑町	井の谷	146	38	20	6	市道		H10.3.17	概
25	唐ヶ谷		下畑町	唐ヶ谷	120	47	12	21	市道			
26	鳥蔵山	鳥蔵山	下畑町	鳥蔵山	53	75	7	5			S60.12.3	概
27	栢谷		下畑町	栢谷	145	40	10	32	市道・河川・橋			
28	清玄町		清玄町		82	48	11	10				
29	塩屋台(1)		塩屋台	3丁目	59	41	12	7				
30	塩屋台(2)		塩屋台	3丁目	95	34	28	7	市道	保(一)		
31	塩屋台(3)		塩屋台	3丁目	96	47	32	18	市道	保(一)		
32	梅木谷	梅木谷	塩屋台	3丁目	222	40	19	20			S63.3.18	概
33	大谷(1)	大谷	塩屋町	大谷	155	38	20	9	市道		S61.10.7	概
34	大谷(2)	大谷(2)	塩屋町	大谷	109	37	16	34	市道		H2.3.30	概
35	大谷(3)		塩屋町	大谷	94	56	12	6				
36	大谷(4)		塩屋町	大谷	73	43	8	17				
37	大谷(5)		塩屋町	大谷	119	36	20	28	市道			
38	獅掛(1)	獅掛(1)	塩屋町	9丁目	83	30	12	19	市道		S50.8.5	概

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（垂水区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
39	獅掛(2)	獅掛(2)	塩屋町	9丁目	104	40	12	9			S50.8.5	概
40	塩屋(1)		塩屋町	9丁目	85	36	5	8				
41	塩屋(2)	塩屋町(2)	塩屋町	3丁目	111	50	8	12	市道		H12.12.15	概
42	塩屋(3)		塩屋町	3丁目	163	58	8	12	市道			
43	塩屋(4)	塩屋町(3)(4)	塩屋町	2丁目	258	34	48	29	市道	保(一)	H13.9.11	概
44	塩屋(5)		塩屋町	3丁目	92	74	8	8	市道	保(一)		
45	塩屋(6)		塩屋町	3丁目	88	40	30	7	市道河川			
46	塩屋(7)		塩屋町	7丁目	172	30	15	6	市道			
47	塩屋(8)		塩屋町	4丁目	52	30	10	8	市道			
48	塩屋(9)	塩屋町	塩屋町	8丁目	87	37	18	14			H10.10.27	概
											H12.8.29	
49	塩屋(10)		塩屋町	5丁目	31	55	8	8	市道			
50	塩屋(11)		塩屋町	6丁目	83	37	6	14				
51	南谷(1)	南谷	塩屋町	2丁目	57	45	20	7		保(全)	S47.7.21	概
52	南谷(2)	南谷(2)	塩屋町	2丁目	91	60	28	7		保(一)	S62.11.10	概
											H3.5.7	
53	南谷(3)	南谷(3)	塩屋町	3丁目	95	35	20	20		保(一)	H1.2.25	概
54	南谷(4)		塩屋町	南谷	34	37	17	7	市道			
55	乙木	乙木	乙木	1丁目	19	50	12	7			H13.3.21	概
56	東垂水(1)	東垂水	東垂水	3丁目	45	42	9	5	市道		H12.4.4	概
57	東垂水(2)		東垂水	2丁目	66	41	7	17		地(全)		
58	泉ヶ丘		泉ヶ丘	1丁目	70	48	11	7	私鉄			
59	千鳥ヶ丘(1)		千鳥ヶ丘	2丁目	73	58	8	15				
60	千鳥ヶ丘(2)		千鳥ヶ丘	1丁目	79	43	6	6	市道			
61	千鳥ヶ丘(3)		千鳥ヶ丘	2丁目	91	42	10	15	市道			
62	千鳥ヶ丘(4)		千鳥ヶ丘	2丁目	67	38	7	10	市道			
63	千鳥ヶ丘(5)		千鳥ヶ丘	2丁目	54	43	12	7	市道			
64	潮見が丘		潮見が丘	2丁目	35	30	12	9				
65	学が丘		学が丘	3丁目	71	36	18	0	学校1			
66	多聞台(1)		多聞台	3丁目	243	38	14	22	市道			
67	多聞台(2)	多聞台	多聞台	3丁目	90	39	14	11			H16.2.17	概
68	多聞台(3)		多聞台	5丁目	98	31	9	6	市道			
69	多聞台(4)		多聞台	1丁目	140	45	18	18	市道			
70	多聞台(5)		多聞台	1丁目	85	41	12	6				
71	多聞台(6)		本多聞	1丁目	111	59	11	7	市道			
72	多聞台(7)		多聞台	2丁目	114	34	12	19	市道・河川			
73	多聞台(8)		多聞台	2丁目	56	45	11	9	市道			
74	南多聞台(1)		南多聞台	3丁目	82	52	14	22	市道			

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（垂水区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
75	南多聞台(2)		南多聞台	4丁目	207	41	12	16	市道			
76	清水ヶ丘		清水ヶ丘	2丁目	37	33	20	25				
77	千代が丘		千代が丘	2丁目	36	63	8	8				
78	星ヶ丘(1)	星ヶ丘	星ヶ丘	1丁目	25	63	7	6			H2.3.30	概
79	星ヶ丘(2)		星ヶ丘	3丁目	89	33	15	15	市道			
80	高丸(1)		高丸	4丁目	33	42	8	7	市道	地(全)		
81	高丸(2)		高丸	8丁目	151	43	12	23	市道			
82	高丸(3)		高丸	3丁目	113	39	17	14				
83	高丸(4)		高丸	6丁目	22	55	10	13	学校1			
84	旭ヶ丘(1)	旭が丘	旭ヶ丘	3丁目	15	57	11	8			H12.3.7	概
85	旭ヶ丘(2)		旭ヶ丘	1丁目	153	33	6	16	市道			
86	上高丸	上高丸(2)	上高丸	1丁目	116	32	10	84	医療1		S59.2.24	概
87	西舞子(1)	西舞子	西舞子	6丁目	98	42	8	17	市道		S49.2.12	概
88	西舞子(2)	西舞子(2)	西舞子	9丁目	100	38	14	21	市道		H9.3.25	概
89	西舞子(3)		西舞子	7丁目	84	42	8	9	市道			
90	西舞子(4)		西舞子	7丁目	102	38	15	27	市道			
91	西舞子(5)	西舞子(3)	西舞子	9丁目	113	80	7	23			H9.3.25	概
92	西舞子(6)		西舞子	6丁目	141	34	8	15	市道			
93	西舞子(7)		西舞子	4丁目	89	52	5	13	河川			
94	舞子坂(1)	舞子坂	舞子坂	1丁目	82	49	6	17			H1.2.25 H12.12.15	概
95	舞子坂(2)		舞子坂	2丁目	144	34	12	13	市道			
96	舞子坂(3)		舞子坂	1丁目	100	36	11	18	市道			
97	北舞子		北舞子	2丁目	126	39	15	8	市道			
98	舞子台(1)		舞子台	5丁目	103	48	11	11	市道			
99	舞子台(2)		舞子台	4丁目	37	42	9	0	学校1			
100	舞子台(3)		舞子台	2丁目	199	47	14	23				
101	松ヶ丘	松ヶ丘	舞子台	1丁目	158	37	12	10			S59.2.24	概
102	五色山		五色山	8丁目	97	36	5	10				
103	東舞子		東舞子町		111	45	10	8	市道			
104		舞子坂(2)	舞子坂	1丁目	13	37	10	10			H17.9.16	概

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（西区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
1	布施畑(1)		伊川谷町	布施畑	45	31	34	0	発電変電所1 市道			
2	布施畑(2)	布施畑(1)	伊川谷町	布施畑開内	184	33	48	9			S63.3.18 H1.2.25	概
3	布施畑(3)		伊川谷町	布施畑開内	91	31	45	8	市道			
4	布施畑(4)	布施畑(2)	伊川谷町	布施畑開内	489	31	33	18	公民館1・市道		S63.3.18	概
5	堂ノ前		押部谷町	木見堂ノ前	60	32	24	1	公民館1			
6	中谷		押部谷町	木見中谷	215	31	12	5	県道	砂(一)		
7	木見		押部谷町	木見	226	31	50	3	公民館1・県道			
8	木幡(1)		押部谷町	木幡	89	31	14	8	市道	砂(一)		
9	木幡(2)		押部谷町	木幡	113	41	19	3	公民館1	砂(一)		
10	木幡(3)		押部谷町	木幡	176	32	42	12	私鉄・市道	砂(一)		
11	木幡(4)		押部谷町	木幡	78	38	35	5	私鉄	砂(一)		
12	木幡(5)	木津	押部谷町	木津	130	35	28	74	幼稚園1 老人福祉施設1 私鉄	砂(一)	H9.2.14	概
13	秋葉台		秋葉台	1丁目	228	38	18	11	市道	砂(全)		
14	栄		押部谷町	栄北萬覚	90	34	8	6	市道	砂(一)		
15	月が丘		月が丘	2丁目	52	33	14	5	市道	砂(全)		
16	押部		押部谷町	押部	67	37	6	0	学校1	砂(一)		
17	桜が丘東(1)		桜が丘東町	2丁目	33	36	16	0	学校1	砂(全)		
18	桜が丘東(2)		桜が丘東町	6丁目	255	32	18	16	市道	砂(全)		
19	桜が丘西		桜が丘西町	5丁目	50	30	24	0	その他1	砂(全)		
20	寺谷(1)	寺谷	櫨谷町	寺谷	446	31	35	14	市道・河川・橋		S59.2.24	概
21	寺谷(2)	寺谷(2)	櫨谷町	寺谷	298	35	30	7	市道	砂(全)	S60.3.22	概
22	寺谷(3)	寺谷(3)	櫨谷町	寺谷	214	33	14	7	市道	砂(全)	S61.10.7	概
23	前開	前開	伊川谷町	前開	333	33	16	8	市道		H2.3.30	概
24	長宗		伊川谷町	前開長宗	122	31	12	6				
25	学園東町		学園東町	8丁目	75	38	34	0	学校1			
26	北山台		北山台	2丁目	198	34	12	27	市道	砂(全)		
27	福住(1)		押部谷町	福住	32	45	10	8	市道	砂(一)		
28	福住(2)		押部谷町	福住	58	40	10	10	市道	砂(一)		
29	福住(3)		押部谷町	福住	207	33	15	19	市道	砂(全)		
30	細田		押部谷町	細田	217	45	18	8				
31	高和(1)		押部谷町	高和	60	30	10	0	市出先1			
32	高和(2)		押部谷町	高和	136	33	16	5	市道			
33	和田	和田	押部谷町	和田	173	30	12	5	市道		H14.10.15	概
34	長谷		櫨谷町	長谷光松谷	113	40	10	57	その他1			
35	栃木(1)	栃木	櫨谷町	栃木	236	49	21	21			S49.2.12 H3.5.7	概
36	栃木(2)	栃木(2)	櫨谷町	栃木	59	49	10	7			S55.3.28	概
37	井吹台東		井吹台東町	5丁目	30	32	21	0	学校1市道			

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（西区・自然斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
38	永井谷	永井谷	伊川谷町	井吹永井谷	218	33	24	8			S57.10.1	概
39	上脇	上脇	伊川谷町	上脇	352	35	14	7	市道		H2.3.30	概
40	池上		池上	2丁目	93	31	14	38	医療1・市道			
41	今寺		今寺		86	51	7	12	市道			
42	立山東		伊川谷町	有瀬立山東	37	39	8	0	学校1			
43	古神		神出町	古神	63	31	8	0	公民館1			
44	神出町南(1)		神出町	南	59	33	7	36	その他1			
45	神出町南(2)		神出町	南	100	31	14	36	その他1			
46	樫田(1)		平野町	堅田	186	30	12	1	公民館1・市道			
47	樫田(2)		平野町	堅田	102	30	14	5				
48	西戸田	西戸田	平野町	西戸田	440	31	45	13	市道		S61.2.28	概
49	印路(1)		平野町	印路	104	37	15	37	老人福祉施設1			
50	印路(2)		平野町	印路	79	30	17	7				
51	宮前(1)		平野町	宮前	116	45	12	0	学校1			
52	宮前(2)		平野町	宮前	58	41	12	8				
53	下村		平野町	下村	64	35	12	12				
54	春日台		春日台	9丁目	83	31	14	5	市道			
55	水谷(1)		玉津町	水谷	67	37	12	50	老人福祉施設1			
56	水谷(2)		玉津町	水谷	93	44	15	86	老人福祉施設1 市道	保(一)		
57	水谷(3)		玉津町	水谷	44	31	14	16	精神障害者施設1			
58	水谷(4)		玉津町	水谷	69	34	12	17	その他1	保(全)		
59	天王山(1)		天王山		42	31	20	8	市道			
60	天王山(2)		天王山		50	31	11	8	市道			

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（北区・人工斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
1	生野		道場町	生野南山	57	40	18	5	市道			
2	有野台		有野町	7丁目	43	50	14	15	市道			
3	有馬(1)		有馬町		86	30	25	0	浄水所1	砂(全) 保(一)		
4	有馬(2)	有馬(3)	有馬町		63	32	15	31	幼稚園1		H12.12.15	概
5	奥西谷		有野町	唐櫃奥西谷	88	40	60	25	市道			
6	西大池		西大池	1丁目	95	45	10	12	市道			
7	鹿の子台北		鹿の子台北町	3丁目	193	30	26	14				
8	中(1)		八多町	中	161	30	18	12				
9	中(2)		八多町	中	138	30	18	9				
10	柳谷		八多町	柳谷	35	45	15	2	公民館1・市道			
11	市原		大沢町	市原	15	36	8	0	浄水所1			
12	中山		淡河町	中山	16	43	65	0	浄水所1			
13	猪ころび		山田町下谷上	猪ころび	176	50	10	10	市道	砂(全)		
14	青葉台		青葉台		9	35	6	44	公民館1・市道	砂(全)		
15	若葉台		若葉台	1丁目	67	40	7	8				
16	甲栄台		甲栄台	5丁目	54	35	12	10	市道			
17	南山(1)		山田町小部	南山	113	30	20	33	市道	砂(全)		
18	南山(2)		山田町小部	南山	37	45	22	15	市道	砂(全)		
19	中里(1)		中里町	2丁目	66	45	40	39		砂(全)		
20	中里(2)		中里町	2丁目	28	50	40	4	浄水所1・市道	砂(全)		
21	大原		大原	1丁目	38	32	45	71	市道			
22	泉台		泉台	1丁目	96	34	13	10	公民館1			
23	鈴蘭台北(1)		鈴蘭台北町	7丁目	109	40	19	4	学校1・市道			
24	鈴蘭台北(2)		鈴蘭台北町	3丁目	21	40	5	22	学校1			
25	鈴蘭台北(3)		鈴蘭台北町	4丁目	105	60	9	62				
26	鈴蘭台北(4)		鈴蘭台北町	1丁目	32	40	7	51	市道			
27	鈴蘭台東(1)		鈴蘭台東町	9丁目	156	50	10	40				
28	鈴蘭台東(2)		鈴蘭台東町	8丁目	343	55	12	39	市道	砂(一)		
29	鈴蘭台東(3)		鈴蘭台東町	4丁目	56	55	6	19				
30	鈴蘭台東(4)		鈴蘭台東町	2丁目	75	30	6	17		砂(全)		
31	鈴蘭台南(1)		鈴蘭台南町	9丁目	50	45	11	8	市道	砂(全)		
32	鈴蘭台南(2)		鈴蘭台南町	6丁目	44	60	6	6				
33	鈴蘭台南(3)		鈴蘭台南町	8丁目	47	50	13	34	県道			
34	鈴蘭台南(4)	鈴蘭台南町	鈴蘭台南町	8丁目	198	45	36	22	県道・河川・橋		H12.7.11	概
35	南五葉		南五葉	2丁目	131	30	20	30	公民館1			

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（須磨区・人工斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
1	アチラムキ		妙法寺	アチラムキ	375	35	14	22	市道	保(全)		
2	桜ノ界地(1)		妙法寺	桜ノ界地	129	45	18	1	学校1・公民館1			
3	桜ノ界地(2)		妙法寺	桜ノ界地	31	35	6	1	学校1・公民館1			
4	板宿町		板宿町	3丁目	78	37	18	0	学校1	砂(一)		
5	高尾台		高尾台	2丁目	129	43	22	24	市道	保(一)		
6	火の谷		東須磨	火の谷	45	56	14	5				
7	青山(1)		東須磨	青山	85	36	35	0	学校1	保(一)		
8	青山(2)		東須磨	青山	177	39	16	0	学校1			
9	若草		若草町	1丁目	78	41	16	33	市道	砂(一)		
10	梨川山		車	梨川山	107	52	26	15	その他1・市道			
11	道正台		道正台	1丁目	84	35	16	35	市道			
12	南落合		南落合	1丁目	29	50	20	13	市道			
13	高倉台		高倉台	3丁目	156	31	70	31	県道			
14	潮見台		潮見台町	2丁目	92	50	12	10	私鉄			
15	一の谷(1)		一の谷町	1丁目	43	33	8	8	市道・河川	砂(一) 保(一)		
16	一の谷(2)		一の谷町	1丁目	138	31	24	12	市道	砂(一)		
17	下側地		白川	下側地	133	53	17	10	市道・河川			
18	北落合		北落合	5丁目	248	30	18	31	浄水所1・市道	砂(一)		
19	多井畑南		多井畑南町	7丁目	67	31	28	17		砂(一)		
20	友が丘		友が丘	8丁目	25	38	16	0	浄水所1			
21	菅の台(1)		菅の台	4丁目	135	34	24	0	学校1・市道			
22	菅の台(2)		菅の台	5丁目	130	31	28	18	市道			
23	菅の台(3)		菅の台	5丁目	142	30	18	12				

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（垂水区・人工斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
1	塩屋台(1)		塩屋台	2丁目	159	30	15	42	市道			
2	塩屋台(2)		塩屋台	3丁目	78	36	10	11	市道	保(一)		
3	王居殿		王居殿	3丁目	48	36	8	7	公民館1・市道			
4	千鳥ヶ丘		千鳥ヶ丘	3丁目	45	55	9	16	市道			
5	学が丘		学が丘	1丁目	141	40	6	106	医療1			
6	本多聞		本多聞	2丁目	176	45	11	6	市道			
7	多聞台(1)		多聞台	5丁目	112	33	11	9	市道			
8	多聞台(2)		多聞台	1丁目	103	35	11	10	市道			
9	多聞台(3)		多聞台	5丁目	72	50	9	7				
10	神陵台(1)		神陵台	9丁目	125	45	15	20	市道			
11	神陵台(2)		神陵台	9丁目	333	32	17	44	市道			

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（垂水区・人工斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
12	神陵台(3)		神陵台	9丁目	241	34	7	25	市道			
13	神陵台(4)		神陵台	5丁目	86	30	13	8	公民館1			
14	南多聞台		南多聞台	4丁目	66	49	8	10				
15	千代ヶ丘(1)		千代ヶ丘	2丁目	124	56	15	21	市道			
16	千代ヶ丘(2)		千代ヶ丘	1丁目	71	61	11	12	市道			
17	千代ヶ丘(3)		千代ヶ丘	1丁目	60	37	11	8	公民館1			
18	上高丸(1)		上高丸	1丁目	139	45	5	33				
19	上高丸(2)		上高丸	1丁目	127	55	10	35				
20	高丸		高丸	3丁目	81	51	20	10	市道			
21	旭が丘		旭ヶ丘	3丁目	43	42	10	6	市道			
22	星ヶ丘		星ヶ丘	1丁目	87	38	12	29	市道			
23	狩口台		狩口台	3丁目	314	30	20	0	学校2			
24	北舞子		北舞子	4丁目	131	37	9	25				
25	舞子台(1)		舞子台	8丁目	201	30	17	11	公民館1			
26	舞子台(2)		舞子台	3丁目	126	56	15	18	市道			

急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（西区・人工斜面）

箇所番号	危険箇所名	指定地区名	位置		地形要因			人家戸数	公共施設等	他法令	指定年月日	整備状況
			大字	小字	延長	傾斜度	高さ					
1	大阪谷		伊川谷町	布施畑大阪谷	475	35	20	0	発電変電所1			
2	寺谷		櫨谷町	寺谷	75	35	7	7				
3	富士見が丘		富士見が丘	5丁目	82	30	12	9		砂(全)		
4	高雄台		高尾台		171	32	14	46	市道	砂(全)		
5	福谷		櫨谷町	福谷	195	31	20	6	市道			
6	鬼神山		伊川谷町	上脇	100	60	6	0	学校1			
7	長坂		伊川谷町	長坂	47	35	11	8	幼稚園1			
8	東細谷		伊川谷町	有瀬東細谷	94	37	9	29	公民館1			
9	有瀬		伊川谷町	有瀬	224	35	12	22	市道			
10	勝成		神出町	勝成	95	43	8	0	その他2			
11	春日台(1)		春日台	9丁目	112	31	30	13	市道			
12	春日台(2)		春日台	1丁目	115	31	22	11	市道			
13	樫野台		樫野台	1丁目	50	30	10	0	発電変電所1 市道			
14	枝吉		枝吉	4丁目	146	32	8	9	市道			

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所(1～4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長(m)	傾斜度(度)	高さ(m)	保全対象		備考
								人家数	公共施設等	
北	1	生野(1)	道場町	生野	40	35	30	1	市道	
北	2	生野(2)	道場町	生野	33	38	92	3	河川	
北	3	生野(3)	道場町	生野	218	35	10	1		
北	4	生野(4)	道場町	生野	370	40	134	2	市道・河川	
北	5	生野(5)	道場町	生野	285	35	72	2		
北	6	生野(6)	道場町	生野	87	40	20	2	県道	
北	7	生野(7)	道場町	生野	73	30	46	1		
北	8	生野(8)	道場町	生野	42	30	88	1	市道	
北	9	生野(9)	道場町	生野	43	30	70	4	市道	
北	10	生野(10)	道場町	生野	80	30	48	1	JR	
北	11	生野(11)	道場町	生野	217	32	13	3	市道	
北	12	生野(12)	道場町	生野	279	30	8	1		
北	13	生野(13)	道場町	生野	148	30	16	2		
北	14	生野(14)	道場町	生野水久野上	80	35	44	2	市道	
北	15	生野(15)	道場町	生野南山	44	35	8	1		
北	16	生野(16)	道場町	生野南山	151	35	14	1	市道	
北	17	生野(17)	道場町	生野南山	111	30	20	2		
北	18	生野(18)	道場町	生野南山	163	40	12	1		
北	19	塩田(1)	道場町	塩田	28	30	6	1		
北	20	塩田(2)	道場町	塩田	533	35	12	1	県道	
北	21	塩田(3)	道場町	塩田	250	35	16	2		
北	22	塩田(4)	道場町	塩田	31	30	30	1	市道	
北	23	日下部	道場町	日下部	50	35	10	3		
北	24	平田	道場町	平田西山下	170	40	32	1	国道	
北	25	小屋ヶ谷	有野町	二郎小屋ヶ谷	26	40	12	3		
北	26	有野(1)	有野町	有野	174	40	6	1		
北	27	有野(2)	有野町	有野	101	38	10	2		
北	28	有野(3)	有野町	有野	115	35	6	1		
北	29	有野(4)	有野町	有野	53	49	8	2		
北	30	有野(5)	有野町	有野	73	54	8	1		
北	31	有野(6)	有野町	有野	153	40	110	4	県道	
北	32	有野(7)	有野町	有野	181	30	20	3		砂(一)
北	33	有野(8)	有野町	有野	432	45	45	1	県道	保(一)
北	34	有野(9)	有野町	有野	183	45	135	3	県道	
北	35	有野(10)	有野町	有野	150	40	18	1		
北	36	有馬(1)	有馬町		159	30	20	1		
北	37	有馬(2)	有馬町		101	30	25	4	市道	
北	38	有馬(3)	有馬町		64	30	10	1		
北	39	有馬(4)	有馬町		135	30	15	2	市道	砂(全)
北	40	有馬(5)	有馬町		53	45	12	1	県道	
北	41	有馬(6)	有馬町		53	32	20	4		
北	42	有馬(7)	有馬町		40	50	9	1		砂(一)
北	43	有馬(8)	有馬町		136	35	110	1		砂(全)・地(一)・保(一)
北	44	有馬(9)	有馬町		50	40	95	3	市道	砂(全)・保(一)

急傾斜地崩壊危険箇所(1～4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長(m)	傾斜度(度)	高さ(m)	保全対象		備考
								人家数	公共施設等	
北	45	有馬(10)	有馬町		139	60	110	3	市道・河川・橋	砂(全)・保(一)
北	46	東門口	有馬町	東門口	111	30	15	1		
北	47	唐櫃(1)	有野町	唐櫃	36	35	10	1		砂(一)
北	48	唐櫃(2)	有野町	唐櫃	195	35	25	1	市道	砂(一)
北	49	唐櫃(3)	有野町	唐櫃	102	48	23	3	市道	砂(一)
北	50	唐櫃(4)	有野町	唐櫃	126	45	6	1		
北	51	唐櫃(5)	有野町	唐櫃	96	40	120	1	県道・河川	
北	52	唐櫃(6)	有野町	唐櫃	36	40	16	2	河川	
北	53	唐櫃(7)	有野町	唐櫃	15	30	15	1	市道	
北	54	唐櫃(8)	有野町	唐櫃南ノ上	36	30	25	1		
北	55	唐櫃(9)	有野町	唐櫃	82	36	8	1		
北	56	唐櫃(10)	有野町	唐櫃	19	33	18	1		砂(一)
北	57	宅原(1)	長尾町	宅原	65	40	15	4	私鉄・市道	
北	58	宅原(2)	長尾町	宅原	26	30	26	1		
北	59	宅原(3)	長尾町	宅原	145	30	12	1	市道	
北	60	宅原(4)	長尾町	宅原	125	45	26	1		
北	61	宅原(5)	長尾町	宅原	41	30	16	3		
北	62	宅原(6)	長尾町	宅原	37	30	20	2	県道	
北	63	宅原(7)	長尾町	宅原	96	35	6	2		
北	64	鹿の子台北	鹿の子台北町	5丁目	96	30	10	4	市道	
北	65	八多	八多町	中	167	30	24	2		
北	66	上小名田(1)	八多町	上小名田	96	40	22	1	市道	
北	67	上小名田(2)	八多町	上小名田	29	35	24	1	市道	
北	68	上小名田(3)	八多町	上小名田	67	30	16	1	市道	
北	69	上小名田(4)	八多町	上小名田	38	30	18	1	市道	
北	70	上小名田(5)	八多町	上小名田	29	55	12	1		
北	71	上小名田(6)	八多町	上小名田	87	30	18	1	市道	
北	72	上小名田(7)	八多町	上小名田	34	60	10	1	市道	
北	73	上小名田(8)	八多町	上小名田	35	45	22	1	市道・河川	
北	74	上小名田(9)	八多町	上小名田	86	40	16	3		
北	75	上小名田(10)	八多町	上小名田	72	45	16	1	市道・河川	
北	76	上小名田(11)	八多町	上小名田	65	30	10	1	市道・河川	
北	77	上小名田(12)	八多町	上小名田	155	30	14	2		
北	78	上小名田(13)	八多町	上小名田	89	35	18	3	県道	
北	79	上小名田(14)	八多町	上小名田	48	30	12	1		
北	80	吉尾(1)	八多町	吉尾	76	40	14	2		
北	81	吉尾(2)	八多町	吉尾	21	30	22	2	市道・河川・橋3	
北	82	吉尾(3)	八多町	吉尾	109	30	14	3		
北	83	吉尾(4)	八多町	吉尾	49	30	12	2	市道	
北	84	吉尾(5)	八多町	吉尾	39	35	8	3		

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所(1～4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長(m)	傾斜度(度)	高さ(m)	保全対象		備考
								人家数	公共施設等	
北	85	吉尾(6)	八多町	吉尾	26	30	8	1		
北	86	附物(1)	八多町	附物	44	35	8	1	県道	
北	87	附物(2)	八多町	附物	60	35	8	2		
北	88	附物(3)	八多町	附物	43	35	16	1	河川	
北	89	附物(4)	八多町	附物	26	35	10	1		
北	90	附物(5)	八多町	附物	133	40	7	1		
北	91	附物(6)	八多町	附物	121	35	16	2		砂(一)
北	92	附物(7)	八多町	附物	41	49	6	2		
北	93	附物(8)	八多町	附物	40	42	6	1		
北	94	柳谷(1)	八多町	柳谷	71	45	6	1		
北	95	柳谷(2)	八多町	柳谷	15	30	12	1		
北	96	柳谷(3)	八多町	柳谷	58	45	15	3	市道	
北	97	柳谷(4)	八多町	柳谷	67	45	15	2	市道	
北	98	柳谷(5)	八多町	柳谷	102	40	20	3	県道	
北	99	柳谷(6)	八多町	柳谷 字津輪	42	50	10	1		
北	100	柳谷(7)	八多町	柳谷	9	59	10	1		地(全)
北	101	柳谷(8)	八多町	柳谷	51	31	20	1		地(一)
北	102	柳谷(9)	八多町	柳谷	44	40	20	1		
北	103	柳谷(10)	八多町	柳谷	103	35	15	3	県道	
北	104	深谷(1)	八多町	深谷	72	40	12	2	市道	
北	105	深谷(2)	八多町	深谷	51	35	18	1		
北	106	深谷(3)	八多町	深谷	34	35	14	1		
北	107	深谷(4)	八多町	深谷	68	35	14	1		
北	108	深谷(5)	八多町	深谷	52	40	24	1		
北	109	深谷(6)	八多町	深谷	22	40	10	1		
北	110	西畑(1)	八多町	西畑	35	40	14	1		
北	111	西畑(2)	八多町	西畑	30	40	6	1		
北	112	西畑(3)	八多町	西畑	65	40	12	1		
北	113	西畑(4)	八多町	西畑	20	35	6	1		
北	114	西畑(5)	八多町	西畑	38	40	18	1	市道	
北	115	屏風(1)	八多町	屏風	55	45	8	2		
北	116	屏風(2)	八多町	屏風	56	40	6	1		
北	117	上谷上(1)	山田町	上谷上	42	49	6	4	市道	
北	118	上谷上(2)	山田町	上谷上	147	45	9	4	市道	
北	119	上谷上(3)	山田町	上谷上	57	42	11	2		砂(一)
北	120	上津(1)	長尾町	上津	145	35	10	2	県道	
北	121	上津(2)	長尾町	上津	18	30	10	1		
北	122	上津(3)	長尾町	上津	59	35	10	2	市道	
北	123	上津(4)	長尾町	上津	25	30	14	1		
北	124	上津(5)	長尾町	上津	66	40	6	2		
北	125	上津(6)	長尾町	上津	146	30	16	3		
北	126	上津(7)	長尾町	上津	63	40	8	1		
北	127	上津(8)	長尾町	上津	55	45	16	3	市道	
北	128	上津(9)	長尾町	上津	40	35	38	1		
北	129	上津(10)	長尾町	上津	101	40	48	3		
北	130	上津(11)	長尾町	上津	105	35	30	2	市道	
北	131	上津(12)	長尾町	上津	160	30	30	1	市道・ 河川	

急傾斜地崩壊危険箇所(1～4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長(m)	傾斜度(度)	高さ(m)	保全対象		備考
								人家数	公共施設等	
北	132	市原(1)	大沢町	市原	123	35	28	2	県道	
北	133	市原(2)	大沢町	市原	25	38	16	1	県道	
北	134	市原(3)	大沢町	市原	75	45	10	1		
北	135	日西原(1)	大沢町	日西原	76	30	34	1	市道・河川	
北	136	日西原(2)	大沢町	日西原	35	40	16	1	市道	
北	137	日西原(3)	大沢町	日西原	42	43	10	1	市道	
北	138	日西原(4)	大沢町	日西原	96	30	14	2		
北	139	日西原(5)	大沢町	日西原	45	40	10	1		
北	140	日西原(6)	大沢町	日西原	44	45	10	1		
北	141	日西原(7)	大沢町	日西原	46	50	20	1	市道	
北	142	日西原(8)	大沢町	日西原	62	45	25	2	市道・河川	
北	143	日西原(9)	大沢町	日西原	47	40	8	4	県道	
北	144	日西原(10)	大沢町	日西原	61	30	24	1		
北	145	日西原(11)	大沢町	日西原	35	30	12	1		
北	146	日西原(12)	大沢町	日西原	62	45	10	1		
北	147	日西原(13)	大沢町	日西原	57	45	6	2		
北	148	日西原(14)	大沢町	日西原	159	40	34	3	市道	地(全)
北	149	上大沢(1)	大沢町	上大沢	16	45	14	1		
北	150	上大沢(2)	大沢町	上大沢	86	35	14	1	市道	
北	151	上大沢(3)	大沢町	上大沢	93	35	14	2	市道	
北	152	上大沢(4)	大沢町	上大沢	30	35	10	1		
北	153	上大沢(5)	大沢町	上大沢	231	40	8	1		
北	154	上大沢(6)	大沢町	上大沢	27	35	16	1	市道	
北	155	上大沢(7)	大沢町	上大沢	102	35	18	2		
北	156	上大沢(8)	大沢町	上大沢	27	35	34	2	市道	
北	157	上大沢(9)	大沢町	上大沢	32	40	24	1		
北	158	上大沢(10)	大沢町	上大沢	31	30	18	2	市道	
北	159	上大沢(11)	大沢町	上大沢	31	40	10	1	市道	砂(全)
北	160	上大沢(12)	大沢町	上大沢	61	40	14	1	市道	
北	161	上大沢(13)	大沢町	上大沢	74	30	24	2	市道	
北	162	上大沢(14)	大沢町	上大沢	30	45	28	2	県道	
北	163	上大沢(15)	大沢町	上大沢	26	30	10	1		
北	164	上大沢(16)	大沢町	上大沢	83	40	23	2		砂(全)
北	165	上大沢(17)	大沢町	上大沢	76	40	30	2	県道	砂(全)
北	166	中大沢(1)	大沢町	中大沢	58	30	14	1		地(全)
北	167	中大沢(2)	大沢町	中大沢	49	35	8	1		
北	168	中大沢(3)	大沢町	中大沢	89	45	20	2	県道	
北	169	中大沢(4)	大沢町	中大沢	21	30	18	1	市道	
北	170	中大沢(5)	大沢町	中大沢	20	40	23	1	市道	砂(全)
北	171	中大沢(6)	大沢町	中大沢	116	40	28	2	市道	
北	172	中大沢(7)	大沢町	中大沢	25	40	8	2		砂(全)・地(全)
北	173	中大沢(8)	大沢町	中大沢	81	40	12	1		砂(全)・地(全)
北	174	中大沢(9)	大沢町	中大沢	49	40	10	1		
北	175	中大沢(10)	大沢町	中大沢	65	40	22	1	市道	
北	176	神付(1)	大沢町	神付	86	45	14	2	県道	
北	177	神付(2)	大沢町	神付	59	40	14	1		
北	178	神付(3)	大沢町	神付	45	35	24	1	河川	

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所(1～4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長(m)	傾斜度(度)	高さ(m)	保全対象		備考
								人家数	公共施設等	
北	179	神付(4)	大沢町	神付	49	35	20	1		
北	180	神付(5)	大沢町	神付	108	35	20	1	市道	
北	181	神付(6)	大沢町	神付	22	40	8	1		
北	182	神付(7)	大沢町	神付	90	35	26	1	市道	
北	183	神付(8)	大沢町	神付	54	45	20	2		
北	184	神付(9)	大沢町	神付	66	35	14	1	県道	
北	185	神付(10)	大沢町	神付	79	40	8	1		
北	186	神田(1)	淡河町	神田	36	35	8	1	市道	
北	187	神田(2)	淡河町	神田	35	40	14	1		
北	188	神田(3)	淡河町	神田	116	30	20	1	市道	
北	189	神田(4)	淡河町	神田	116	35	28	2	市道	
北	190	神田(5)	淡河町	神田	199	30	20	1		
北	191	神田(6)	淡河町	神田	113	30	8	1		
北	192	神田(7)	淡河町	神田	102	35	12	1		
北	193	神田(8)	淡河町	神田	183	35	12	1		
北	194	神田(9)	淡河町	神田	54	45	20	1	市道	
北	195	神田(10)	淡河町	神田	57	45	16	1		
北	196	神田(11)	淡河町	神田	11	45	10	1		
北	197	野瀬(1)	淡河町	野瀬	29	35	8	1		地(全)
北	198	野瀬(2)	八多町	西畑	58	50	16	1		
北	199	野瀬(3)	淡河町	野瀬	149	40	20	1		
北	200	野瀬(4)	淡河町	野瀬	124	35	6	2		
北	201	野瀬(5)	淡河町	野瀬	40	35	16	1		
北	202	野瀬(6)	淡河町	野瀬	210	35	13	1		
北	203	野瀬(7)	淡河町	野瀬	142	35	8	2		
北	204	野瀬(8)	淡河町	野瀬	178	45	6	1		
北	205	野瀬(9)	淡河町	野瀬	43	50	14	1	市道	
北	206	神影(1)	淡河町	神影	26	45	10	1		
北	207	神影(2)	淡河町	神影	131	40	6	1		
北	208	神影(3)	淡河町	神影	150	35	8	1		
北	209	神影(4)	淡河町	神影	179	40	10	1		
北	210	神影(5)	淡河町	神影	54	45	10	1	市道	
北	211	神影(6)	淡河町	神影	112	35	30	1	市道	
北	212	神影(7)	淡河町	神影	36	37	20	3	市道	
北	213	神影(8)	淡河町	神影	44	50	10	1	市道	砂(一)・地(一)
北	214	神影(9)	淡河町	神影	45	35	6	2		砂(全)・地(全)
北	215	神影(10)	淡河町	神影	111	45	18	1	市道	砂(一)・地(一)
北	216	神影(11)	淡河町	神影	69	45	6	1	市道	砂(全)・地(一)
北	217	中山(1)	淡河町	中山	95	40	8	1		
北	218	中山(2)	淡河町	中山	236	35	30	1		
北	219	中山(3)	淡河町	中山	37	40	80	1		
北	220	東畑(1)	淡河町	東畑	105	30	12	3	市道	砂(一)・地(一)
北	221	東畑(2)	淡河町	東畑	69	35	20	2	市道	砂(一)・地(全)
北	222	東畑(3)	淡河町	東畑	66	45	8	2		
北	223	東畑(4)	淡河町	東畑	46	35	60	1	市道	
北	224	東畑(5)	淡河町	東畑	46	45	40	1	県道	
北	225	東畑(6)	淡河町	東畑	41	35	20	1		
北	226	東畑(7)	淡河町	東畑	52	35	14	1		
北	227	東畑(8)	淡河町	東畑	46	45	6	1		

急傾斜地崩壊危険箇所(1～4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長(m)	傾斜度(度)	高さ(m)	保全対象		備考
								人家数	公共施設等	
北	228	東畑(9)	淡河町	東畑	71	38	50	1	市道	
北	229	東畑(10)	淡河町	東畑	64	35	25	1		砂(全)・地(全)
北	230	北畑(1)	淡河町	北畑	38	37	10	1	市道	
北	231	北畑(2)	淡河町	北畑	19	30	20	2	市道	
北	232	北畑(3)	淡河町	北畑	22	40	18	1	河川	
北	233	北畑(4)	淡河町	北畑	35	40	14	2		
北	234	行原(1)	淡河町	行原	33	45	12	1		
北	235	行原(2)	淡河町	行原	45	40	14	1	市道	
北	236	北僧尾(1)	淡河町	北僧尾	48	40	6	1		
北	237	北僧尾(2)	淡河町	北僧尾	47	30	8	1		
北	238	北僧尾(3)	淡河町	北僧尾	35	45	12	1		
北	239	北僧尾(4)	淡河町	北僧尾	42	30	18	1	市道	砂(全)・地(全)
北	240	北僧尾(5)	淡河町	北僧尾	36	45	18	1	市道	砂(全)・地(全)
北	241	北僧尾(6)	淡河町	北僧尾	48	30	22	1	市道	砂(全)・地(全)
北	242	北僧尾(7)	淡河町	北僧尾	30	30	10	1		
北	243	北僧尾(8)	淡河町	北僧尾	123	30	12	2	市道	
北	244	北僧尾(9)	淡河町	北僧尾	35	45	6	2	市道	
北	245	北僧尾(10)	淡河町	北僧尾	52	40	14	4		
北	246	北僧尾(11)	淡河町	北僧尾	71	45	11	1		
北	247	北僧尾(12)	淡河町	北僧尾	40	40	12	1		
北	248	北僧尾(13)	淡河町	北僧尾	49	30	18	2		
北	249	北僧尾(14)	淡河町	北僧尾	32	40	14	1	市道	
北	250	北僧尾(15)	淡河町	北僧尾	49	30	20	1	市道	砂(全)・地(全)
北	251	北僧尾(16)	淡河町	北僧尾	60	40	18	1	市道	
北	252	北僧尾(17)	淡河町	北僧尾	53	30	12	1	市道	砂(全)・地(全)
北	253	南僧尾(1)	淡河町	南僧尾	92	40	14	1		砂(全)・地(一)
北	254	南僧尾(2)	淡河町	南僧尾	28	35	10	1		
北	255	南僧尾(3)	淡河町	南僧尾	36	45	10	2		
北	256	南僧尾(4)	淡河町	南僧尾	28	30	8	1		砂(一)
北	257	南僧尾(5)	淡河町	南僧尾	59	50	10	1	市道	地(全)
北	258	南僧尾(6)	淡河町	南僧尾	83	30	14	1		砂(全)・地(全)
北	259	南僧尾(7)	淡河町	南僧尾	28	45	10	1		
北	260	木津(1)	淡河町	木津	119	55	12	2		
北	261	木津(2)	淡河町	木津	36	50	10	1		
北	262	萩原(1)	淡河町	萩原	122	50	14	2		
北	263	萩原(2)	淡河町	萩原	310	50	7	2		
北	264	萩原(3)	淡河町	萩原	62	40	8	3		
北	265	萩原(4)	淡河町	萩原	41	40	28	2	市道	
北	266	萩原(5)	淡河町	木津	61	45	16	2	市道	
北	267	萩原(6)	淡河町	萩原	63	45	6	1		
北	268	萩原(7)	淡河町	萩原	49	40	12	1		
北	269	淡河	淡河町	淡河	40	40	6	3		
北	270	勝雄(1)	淡河町	勝雄	56	40	6	2	市道	
北	271	勝雄(2)	淡河町	勝雄	98	40	30	1	市道	
北	272	勝雄(3)	淡河町	勝雄	56	30	26	1		
北	273	前浦	山田町	下谷上前浦	42	35	43	4	市道	砂(一)
北	274	下谷上(1)	山田町	下谷上	65	44	8	2		地(一)
北	275	下谷上(2)	山田町	下谷上	25	63	21	4		

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所(1～4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長(m)	傾斜度(度)	高さ(m)	保全対象		備考
								人家数	公共施設等	
北	276	下谷上(3)	山田町	下谷上	40	30	20	2		
北	277	下谷上(4)	山田町	下谷上	59	34	10	1		砂(全)
北	278	下谷上(5)	山田町	下谷上	39	50	10	2	河川	砂(全)
北	279	下谷上(6)	山田町	下谷上	73	60	7	1		砂(全)
北	280	青葉台	青葉台		53	40	20	2		砂(全)
北	281	緑町(1)	緑町	1丁目	111	43	11	2		
北	282	緑町(2)	緑町	6丁目	21	38	10	3		
北	283	若葉台	若葉台	2丁目	108	35	26	3	市道	砂(一)
北	284	惣山(1)	惣山町	1丁目	36	50	12	4		
北	285	惣山(2)	惣山町	1丁目	95	32	12	4		
北	286	小部中太平	山田町	小部中太平	26	33	10	3		砂(一)
北	287	小部(1)	山田町	小部	31	35	16	3		砂(一)
北	288	小部(2)	山田町	小部	385	35	11	1		砂(一)
北	289	小部(3)	山田町	小部	54	43	11	3		砂(一)
北	290	小部(4)	山田町	小部	40	33	25	1	国道	砂(一)
北	291	小部(5)	山田町	小部	85	45	15	2	市道	砂(一)
北	292	小部(6)	山田町	小部	40	39	10	2	県道	
北	293	小部(7)	山田町	小部	34	41	22	2	県道	
北	294	小部(8)	山田町	小部	44	45	22	4	市道	
北	295	大東	山田町	小部大東	119	33	13	4		
北	296	中里(1)	中里町	1丁目	108	50	5	4	市道	砂(全)
北	297	中里(2)	中里町	1丁目	42	45	20	1		砂(全)
北	298	中里(3)	中里町	1丁目	60	50	7	1		砂(全)
北	299	中里(4)	中里町	1丁目	57	50	40	4	市道	砂(全)
北	300	柏尾台	柏尾台		53	40	30	3	市道	
北	301	原野(1)	山田町	原野	123	35	8	1		砂(一)
北	302	原野(2)	山田町	原野	138	45	30	1	国道	砂(一)
北	303	原野(3)	山田町	原野	141	40	10	2	市道	
北	304	原野(4)	山田町	原野	57	30	20	2	市道	
北	305	原野(5)	山田町	原野	28	50	10	1		
北	306	原野(6)	山田町	原野	44	40	10	3	市道	
北	307	原野(7)	山田町	原野	23	30	10	1		
北	308	原野(8)	山田町	原野	34	30	25	1	市道	
北	309	原野(9)	山田町	原野	37	40	8	2		
北	310	福地(1)	山田町	福地	39	40	7	1		
北	311	福地(2)	山田町	福地	175	30	15	1		
北	312	福地(3)	山田町	福地	116	70	7	2		
北	313	福地(4)	山田町	福地	22	30	12	2	市道	
北	314	福地(5)	山田町	福地	39	30	25	4	市道	
北	315	山田(1)	山田町	中	43	30	6	4		
北	316	山田(2)	山田町	中	87	30	10	1		
北	317	山田(3)	山田町	中	29	30	10	2	市道	
北	318	山田(4)	山田町	中	140	30	10	2	市道	
北	319	山田(5)	山田町	中	65	30	18	4	市道・河川	
北	320	東下	山田町	東下	52	35	8	1		
北	321	坂本(1)	山田町	坂本	166	30	10	2		
北	322	坂本(2)	山田町	坂本	68	40	16	2	市道	

急傾斜地崩壊危険箇所(1～4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長(m)	傾斜度(度)	高さ(m)	保全対象		備考
								人家数	公共施設等	
北	323	坂本(3)	山田町	坂本	116	30	22	1	県道	
北	324	衝原	山田町	衝原	54	30	40	3	市道	
北	325	西下	山田町	西下	36	40	6	2		
北	326	小河(1)	山田町	小河	381	40	35	3	市道	
北	327	小河(2)	山田町	小河	23	30	30	2		
北	328	泉台	泉台	3丁目	92	33	40	1		
北	329	北五葉(1)	北五葉	6丁目	34	38	11	1		
北	330	北五葉(2)	北五葉	6丁目	100	40	12	2	市道	
北	331	北五葉(3)	北五葉	4丁目	31	32	30	4		
北	332	藍那(1)	山田町	藍那	106	30	70	1	県道	
北	333	藍那(2)	山田町	藍那	137	35	60	4	市道	地(全)
北	334	藍那(3)	山田町	藍那	20	30	10	1		
北	335	藍那(4)	山田町	藍那	64	40	5	4	市道	
北	336	藍那(5)	山田町	藍那	39	30	10	4		H6.1.4指定
										藍那(5)
北	337	鈴蘭台北	鈴蘭台北町	1丁目	119	45	6	2	市道	
北	338	鈴蘭台西(1)	鈴蘭台西町	4丁目	80	60	14	4		
北	339	鈴蘭台西(2)	鈴蘭台西町	2丁目	32	55	11	3		
北	340	鈴蘭台東(1)	鈴蘭台東町	7丁目	23	40	5	1	市道	
北	341	鈴蘭台東(2)	鈴蘭台東町	2丁目	39	70	6	1		砂(全)
北	342	鈴蘭台南(1)	鈴蘭台南町	6丁目	23	40	8	4		
北	343	鈴蘭台南(2)	鈴蘭台南町	9丁目	72	45	20	2	私鉄	砂(一)
北	344	君影	君影町	4丁目	40	40	10	4		砂(全)
北	345	星和台(1)	星和台	7丁目	12	32	10	2		砂(全)
北	346	星和台(2)	星和台	5丁目	63	30	45	3		砂(全)
北	347	ひよどり台	ひよどり台	3丁目	40	30	10	3		
北	人1	南山	道場町	生野南山	69	30	10	1		
北	人2	日下部	道場町	日下部	193	40	20	2		
北	人3	上谷上	山田町	上谷上	61	38	8	4		
北	人4	上津	長尾町	上津	54	30	14	3		
北	人5	北僧尾	淡河町	北僧尾	49	30	12	1		
北	人6	下谷上	山田町	下谷上	18	70	5	1		砂(全)
北	人7	緑町	緑町	5丁目	52	48	12	3	市道	
北	人8	惣山(1)	惣山町	4丁目	40	47	30	2		
北	人9	惣山(2)	惣山町	4丁目	56	45	28	2		
北	人10	大平	山田町	小部大平	7	40	8	2		砂(全)
北	人11	小部	山田町	小部	47	50	12	1	国道	砂(一)
北	人12	山田	山田町	中	99	32	20	2	市道	
北	人13	鈴蘭台北	鈴蘭台北町	1丁目	62	40	8	4		
北	人14	鈴蘭台南	鈴蘭台南町	9丁目	277	75	6	4	市道	
須磨	1	高取山	妙法寺	高取山	41	43	30	2	市道	
須磨	2	アチラムキ	妙法寺	アチラムキ	197	40	14	4		保(一)
須磨	3	石仏谷(1)	妙法寺	石仏谷	44	30	28	1		砂(一)・保(全)
須磨	4	石仏谷(2)	妙法寺	石仏谷	33	30	22	1		砂(一)・保(全)
須磨	5	岩山	妙法寺	岩山	148	31	16	3	市道	砂(全)
須磨	6	樫原	妙法寺	樫原	90	40	35	4	市道・河川	砂(一)・保(一)
須磨	7	アチロ	妙法寺	アチロ	38	32	24	2		砂(全)
須磨	8	毘沙門山	妙法寺	毘沙門山	56	33	16	3		

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所(1～4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長(m)	傾斜度(度)	高さ(m)	保全対象		備考
								人家数	公共施設等	
須磨	9	辻堂	妙法寺	辻堂	78	30	22	1		地(全)
須磨	10	上ノ池	妙法寺	上ノ池	65	39	14	4		
須磨	11	禅昌寺	禅昌寺町	2丁目	100	37	30	1		保(一)
須磨	12	大手(1)	大手		29	35	38	1		保(全)
須磨	13	大手(2)	大手		29	43	32	1		保(全)
須磨	14	新池	東須磨	新池	37	34	18	1	市道	
須磨	15	若草町(1)	若草町	1丁目	20	37	22	3		砂(一)
須磨	16	若草町(2)	若草町	1丁目	40	40	14	2		砂(全)
須磨	17	若草町(3)	若草町	2丁目	145	48	11	4	市道	
須磨	18	梨川山	車	梨川山	133	49	26	4	国道・市道・橋	
須磨	19	奥西山	車	奥西山	31	60	18	1		
須磨	20	側ノ下	車	側ノ下	33	41	15	3		砂(全)
須磨	21	横尾	横尾	2丁目	60	41	10	3		砂(全)
須磨	22	南落合	南落合	1丁目	89	45	8	3	市道	
須磨	23	西須磨	西須磨		133	40	21	1		保(一)
須磨	24	高倉町(1)	高倉町	2丁目	84	32	22	2		
須磨	25	高倉町(2)	高倉町	2丁目	187	53	36	4	県道	砂(一)・保(一)
須磨	26	高倉町(3)	高倉町	2丁目	181	36	80	4	県道	砂(一)・保(一)
須磨	27	潮見台町	潮見台町	2丁目	79	35	24	3	私鉄・国道	
須磨	28	一ノ谷町(1)	一ノ谷町	2丁目	82	37	16	1		
須磨	29	一ノ谷町(2)	一ノ谷町	3丁目	138	49	44	4	市道	砂(一)
須磨	30	一ノ谷町(3)	一ノ谷町	5丁目	109	39	22	1	私鉄	
須磨	31	白川台	白川台	5丁目	23	32	9	2	市道	
須磨	32	堂ノ東	白川	堂ノ東	21	34	25	1	市道・河川	地(一)
須磨	33	平丁	白川	平丁	63	33	32	1		
須磨	34	西小屋	白川	西小屋	56	37	10	1		
須磨	35	献上替地	白川	献上替地	67	37	37	1	市道・河川	
須磨	36	不計(1)	白川	不計	489	55	24	4		
須磨	37	不計(2)	白川	不計	54	53	32	1		
須磨	38	多井畑東	多井畑東町		78	42	10	4	市道	砂(一)
須磨	39	池ノ奥上	多井畑	池ノ奥上	132	40	8	2	県道	
須磨	40	柳ヶ谷	多井畑	柳ヶ谷	23	40	20	1		
須磨	41	多井畑(1)	多井畑		41	34	12	1		
須磨	42	宮ノ脇	多井畑	宮ノ脇	72	35	10	2	市道	
須磨	43	多井畑(2)	多井畑		22	45	14	2	県道	砂(一)
須磨	44	多井畑南	多井畑南町		91	42	8	1		
須磨	45	友が丘(1)	友が丘	7丁目	45	30	8	3	市道	
須磨	46	友が丘(2)	友が丘	5丁目	72	36	20	4	市道	
須磨	47	菅の台	菅の台	6丁目	92	31	22	3	市道	
須磨	人1	樫原	妙法寺	樫原	32	50	10	2	国道	
垂水	1	名谷町(1)	名谷町		26	57	9	2		
垂水	2	名谷町(2)	名谷町		63	45	10	3	市道	
垂水	3	名谷町(3)	名谷町		34	48	12	1		
垂水	4	名谷町(4)	名谷町		19	41	13	1		
垂水	5	室ノ山	名谷町		19	36	10	2		地(全)

急傾斜地崩壊危険箇所(1～4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長(m)	傾斜度(度)	高さ(m)	保全対象		備考
								人家数	公共施設等	
垂水	6	名谷町(5)	名谷町		37	37	12	3	市道	
垂水	7	入野(1)	名谷町	入野	31	45	10	1		
垂水	8	入野(2)	名谷町	入野	20	33	13	1		
垂水	9	寺池	名谷町	寺池	72	38	8	4		
垂水	10	社谷	名谷町	社谷	100	37	9	4		
垂水	11	押戸	名谷町	押戸	146	51	10	4		
垂水	12	猿倉	名谷町	猿倉	35	33	16	2	市道	
垂水	13	下畑町(1)	下畑町		51	38	22	3	市道	
垂水	14	下畑町(2)	下畑町		48	43	10	2	市道	
垂水	15	坂口	下畑町	坂口	24	40	10	1		
垂水	16	栢谷	下畑町	栢谷	36	40	18	3		
垂水	17	桃山台	桃山台	2丁目	32	36	20	1		
垂水	18	塩屋(1)	塩屋町	8丁目	23	36	6	3		
垂水	19	塩屋(2)	塩屋町	2丁目	71	37	8	3		保(全)
垂水	20	塩屋(3)	塩屋町	2丁目	48	33	10	4		保(全)
垂水	21	塩屋(4)	塩屋町	2丁目	88	30	12	4		保(一)
垂水	22	塩屋(5)	塩屋町	2丁目	33	34	12	1	市道	
垂水	23	塩屋(6)	塩屋町	7丁目	206	30	6	4	市道	
垂水	24	塩屋(7)	塩屋町	7丁目	101	45	9	4	市道	
垂水	25	千鳥が丘(1)	千鳥が丘	2丁目	53	45	6	2	市道	
垂水	26	千鳥が丘(2)	千鳥が丘	3丁目	25	38	11	3	市道	
垂水	27	潮見が丘(1)	潮見が丘	1丁目	27	38	18	3	市道	
垂水	28	潮見が丘(2)	潮見が丘	1丁目	58	41	20	2		
垂水	29	潮見が丘(3)	潮見が丘	1丁目	43	53	8	3	市道	
垂水	30	学が丘	学が丘	6丁目	46	37	6	4		
垂水	31	本多聞	本多聞	3丁目	19	30	12	4		
垂水	32	神陵台(1)	神陵台	8丁目	61	50	13	4	市道	
垂水	33	神陵台(2)	神陵台	8丁目	55	56	9	4		
垂水	34	清水が丘	清水が丘	2丁目	103	34	12	4		
垂水	35	千代が丘	千代が丘	2丁目	27	40	6	2		
垂水	36	上高丸	上高丸	1丁目	131	32	15	4		S57.10.1指定 上高丸
垂水	37	西舞子	西舞子	6丁目	43	51	10	4	市道	
垂水	38	北舞子	北舞子	3丁目	46	34	17	4	市道	
垂水	人1	南多聞台	南多聞台	4丁目	52	53	14	1		
垂水	人2	千代が丘	千代が丘	2丁目	63	32	10	2		
西	1	布施畑(1)	伊川谷町	布施畑	39	33	50	2	県道	
西	2	布施畑(2)	伊川谷町	布施畑	51	33	24	1		
西	3	木津(1)	押部谷町	木津	19	33	12	1		
西	4	木津(2)	押部谷町	木津	51	36	7	1		
西	5	木津(3)	押部谷町	木津	32	31	17	1	市道	砂(一)
西	6	木津(4)	押部谷町	木津	48	35	42	1		砂(一)
西	7	木津(5)	押部谷町	木津	36	47	34	1	市道	砂(一)
西	8	上柿木	押部谷町	木見上柿木	39	45	14	4	市道	砂(一)
西	9	和泉(1)	押部谷町	木見和泉	31	41	26	2	県道	砂(一)
西	10	和泉(2)	押部谷町	木見和泉	34	63	6	1		
西	11	和泉(3)	押部谷町	木見和泉	108	45	12	2		
西	12	和泉(4)	押部谷町	木見和泉	22	55	10	2		
西	13	木幡	押部谷町	木幡	31	48	9	4		砂(全)

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所(1～4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長(m)	傾斜度(度)	高さ(m)	保全対象		備考
								人家数	公共施設等	
西	14	秋葉台(1)	秋葉台	1丁目	37	45	10	2		砂(全)
西	15	秋葉台(2)	秋葉台	1丁目	157	32	19	4	市道	砂(全)
西	16	栄	押部谷町	栄	23	47	10	1		砂(全)
西	17	寺谷(1)	櫨谷町	寺谷	85	43	14	3	県道	砂(全)
西	18	寺谷(2)	櫨谷町	寺谷	52	31	14	3		
西	19	友清	櫨谷町	友清	38	34	14	1	市道	
西	20	前開(1)	伊川谷町	前開	24	32	10	1		
西	21	前開(2)	伊川谷町	前開	30	33	12	1		
西	22	渋谷	伊川谷町	前開渋谷	24	32	8	1	市道	
西	23	前開(3)	伊川谷町	前開	23	33	20	1		
西	24	熊谷	伊川谷町	前開熊谷	67	34	6	2	市道	
西	25	前開(4)	伊川谷町	前開	54	40	10	1		
西	26	富士見が丘	富士見が丘	5丁目	19	42	10	1		
西	27	近江(1)	押部谷町	近江	63	31	25	1	市道	砂(全)
西	28	近江(2)	押部谷町	近江	55	31	42	1		
西	29	細田	押部谷町	細田	65	34	8	3		
西	30	高和(1)	押部谷町	高和	139	34	10	3	市道	
西	31	高和(2)	押部谷町	高和	113	30	9	4		
西	32	高和(3)	押部谷町	高和	46	31	6	1		
西	33	春日台	春日台	8丁目	82	31	15	3	市道	
西	34	和田(1)	押部谷町	和田	47	39	12	1		
西	35	福谷(1)	櫨谷町	福谷	18	38	8	1	市道	
西	36	福谷(2)	櫨谷町	福谷	173	35	20	3	市道	
西	37	池谷	櫨谷町	池谷	105	45	10	3		
西	38	渋谷(1)	櫨谷町	長谷渋谷	28	39	8	1		
西	39	渋谷(2)	櫨谷町	長谷渋谷	14	35	6	1		
西	40	西山畑	櫨谷町	長谷西山畑	35	43	12	1		
西	41	赤田井(1)	櫨谷町	栃木赤田井	38	53	30	2	市道	
西	42	赤田井(2)	櫨谷町	栃木赤田井	43	36	21	2	市道	
西	43	赤田井(3)	櫨谷町	栃木赤田井	26	50	20	1	市道	
西	44	栃木	櫨谷町	栃木赤田井	52	68	14	4		H3.5.7指定 栃木(3)
西	45	真谷(1)	櫨谷町	谷口真谷	101	31	26	1		
西	46	真谷(2)	櫨谷町	谷口真谷	41	31	20	1		
西	47	真谷(3)	櫨谷町	谷口真谷	44	31	19	1		
西	48	真谷(4)	櫨谷町	谷口真谷	50	39	36	1	市道	
西	49	真谷(5)	櫨谷町	谷口真谷口	61	42	14	3	市道	
西	50	井吹(1)	伊川谷町	井吹	23	32	10	1		
西	51	表山	伊川谷町	井吹表山	47	34	28	1		
西	52	井吹(2)	伊川谷町	井吹	35	34	16	1		
西	53	井吹(3)	伊川谷町	井吹	112	34	30	3		
西	54	永井谷(1)	伊川谷町	井吹永井谷	25	38	7	1		
西	55	永井谷(2)	伊川谷町	井吹永井谷	48	40	12	1		
西	56	藪ノ下	伊川谷町	長坂藪ノ下	65	53	22	2		
西	57	有瀬(1)	伊川谷町	有瀬	26	37	8	1		
西	58	有瀬(2)	伊川谷町	有瀬	39	34	10	2		
西	59	有瀬(3)	伊川谷町	有瀬	49	31	10	2		
西	60	鍛冶屋畑	伊川谷町	有瀬鍛冶屋畑	35	53	12	2		

急傾斜地崩壊危険箇所(1～4戸)

区	番号	箇所名	町	字	延長(m)	傾斜度(度)	高さ(m)	保全対象		備考
								人家数	公共施設等	
西	61	広谷	神出町	広谷	21	50	9	1		
西	62	シンド山(1)	伊川谷町	潤和シンド山	29	31	11	1		
西	63	堅田	平野町	堅田	50	31	12	1		
西	64	常本	平野町	常本	21	37	10	1		
西	65	黒田(1)	平野町	黒田	27	41	6	2		
西	66	黒田(2)	平野町	黒田	16	34	6	2		
西	67	黒田(3)	平野町	黒田	25	36	5	2		
西	68	薬師西	平野町	大畑薬師西	32	33	9	1		
西	69	西戸田	平野町	西戸田	48	36	14	1		
西	70	宮前	平野町	宮前	35	39	12	1		
西	71	山ノ下	平野町	中津山ノ下	64	31	16	2	河川	
西	72	中津	平野町	中津	38	31	8	1		
西	73	和田(2)	押部谷町	和田	105	39	8	2		
西	74	田中(1)	玉津町	田中	54	38	10	2		
西	75	シンド山(2)	伊川谷町	潤和シンド山	31	42	9	1		
西	76	今津	玉津町	今津	31	31	7	2	市道	
西	77	田中(2)	玉津町	田中	49	32	8	3		
西	人1	和泉	押部谷町	木見和泉	39	31	11	1		
西	人2	木幡	押部谷町	木幡	51	32	6	4	市道	砂(全)
西	人3	栄	押部谷町	栄	19	63	8	3		砂(全)
西	人4	押部	押部谷町	押部	30	40	5	2		
西	人5	高和	押部谷町	高和	32	48	9	1		
西	人6	長谷	櫨谷町	長谷	82	45	19	1		
西	人7	峪ノ谷	伊川谷町	有瀬峪ノ谷	137	36	8	1		
西	人8	養田	押部谷町	養田	194	45	10	3	市道	
西	人9	樫野台	樫野台	6丁目	111	32	16	3	市道	
西	人10	天王山	天王山		34	35	9	4	市道	

予防資料 1-2-4

急傾斜地崩壊危険箇所（0戸）

区	番号	箇所名	町	字	延長(m)	傾斜度(度)	高さ(m)	保全対象		備考
								人家数	公共施設等	
北	1	藤原台北	藤原台北町	1丁目	140	42	25	0	私鉄・県道・市道	
北	2	上久保	有野町	有野上久保	73	33	26	0	市道	
北	3	有野(1)	有野町	有野	199	51	12	0		
北	4	有野(2)	有野町	有野	36	60	13	0		
北	5	有野(3)	有野町	有野	50	51	13	0		
北	6	有野(4)	有野町	有野	161	51	13	0		
北	7	有野(5)	有野町	有野	68	44	9	0		
北	8	有野(6)	有野町	有野	26	42	90	0	県道・河川	
北	9	有野(7)	有野町	有野	65	43	15	0	市道	
北	10	有野台	有野台	1丁目	340	40	21	0		
北	11	唐櫃(1)	有野町	唐櫃	126	45	78	0	県道・市道	
北	12	唐櫃(2)	有野町	唐櫃	299	42	95	0	県道・河川	
北	13	唐櫃(3)	有野町	唐櫃	42	43	69	0	県道・河川	
北	14	唐櫃(4)	有野町	唐櫃	163	40	25	0		砂(一)
北	15	上谷上	山田町	上谷上	252	48	16	0		砂(一)
北	16	柏尾台	柏尾台		26	39	22	0	市道・河川	
北	17	下谷上(1)	山田町	下谷上	217	46	31	0	国道・河川	砂(一)
北	18	下谷上(2)	山田町	下谷上	145	40	35	0	私鉄・河川	砂(一)
北	19	下谷上(3)	山田町	下谷上	257	33	15	0		
北	20	下谷上(4)	山田町	下谷上	120	40	18	0		
北	21	小部(1)	山田町	小部	166	36	33	0	市道・河川	砂(全)
北	22	小部(2)	山田町	小部	205	39	18	0		
北	23	鈴蘭台南	鈴蘭台南町	9丁目	69	47	28	0	市道	砂(一)
北	人1	柏尾台	柏尾台		37	30	26	0	市道	
北	人2	中里	中里町	2丁目	115	34	22	0		砂(全)
須磨	1	妙法寺	妙法寺	宮ノ下	43	33	32	0	国道	砂(全)・保(全)
須磨	2	車	車		125	39	62	0	河川	
須磨	3	須磨寺町	須磨寺町	4丁目	126	59	18	0		
須磨	4	一ノ谷町	一ノ谷町	1丁目	53	49	17	0		
須磨	5	菅の台(1)	菅の台	1丁目	54	46	24	0		
須磨	6	菅の台(2)	菅の台	2丁目	247	51	38	0		
垂水	1	名谷(1)	名谷町		180	37	42	0		
垂水	2	名谷(2)	名谷町		239	33	20	0		地(一)
垂水	3	名谷(3)	名谷町		170	37	42	0	河川	
垂水	4	名谷(4)	名谷町		136	36	24	0	河川	
垂水	5	名谷(5)	名谷町		110	33	26	0		
垂水	6	塩屋北(1)	塩屋北町	2丁目	115	35	18	0	市道	
垂水	7	塩屋北(2)	塩屋北町	1丁目	11	39	28	0		
垂水	8	青山台	青山台	7丁目	160	32	13	0		
垂水	9	塩屋(1)	塩屋町		107	37	32	0		
垂水	10	塩屋(2)	塩屋町	7丁目	240	36	16	0		
垂水	11	清水が丘	清水が丘	2丁目	101	32	21	0	河川	
西	1	栄	押部谷町	栄	171	34	26	0	河川	
西	2	桜が丘東町	桜が丘東町	2丁目	129	40	16	0		砂(全)
西	3	桜が丘中町	桜が丘中町	1丁目	140	37	14	0	市道	
西	4	深谷	伊川谷町	井吹深谷	140	47	26	0		
西	5	井吹	伊川谷町	井吹	254	36	18	0		
西	6	有瀬	伊川谷町	有瀬	115	47	8	0		
西	7	井ヶ谷	伊川谷町	別府井ヶ谷	172	38	14	0		
西	人1	学園東町	学園東町	4丁目	266	33	18	0	県道	
西	人2	高塚台	高塚台	7丁目	116	36	20	0		

地すべり危険箇所

平成20年4月1日現在

番号	箇所名	区	町	字	面積(ha)	指定年月日	告示番号	備考
(国土交通省所管)								
1	西岡本	東灘	西岡本	7丁目	8.3	H11.8.3	建告第1551号	指定5.92ha
2	有馬	北	有馬町		4.3	H11.8.3	建告第1551号	指定3.24ha
3	下小名田	北	八多町	中	9.7	未指定		
4	上唐櫃	北	有野町	唐櫃町	30.5	未指定		
5	種池	北	有野町	唐櫃町	35.4	H13.4.17	国交告第501号	指定6.4ha
6	上津 (2)	北	長尾町	上津	10.8	未指定		
7	柳谷	北	八多町	柳谷	11	S43.6.14	建告第1614号	指定7.42ha
8	蛇持	北	山田町	上谷上	19.6	未指定		
9	附物	北	八多町	附物	44.8	未指定		
10	上谷上	北	山田町	上谷上	15.3	未指定		
11	壱つ町	北	大沢町	中大沢	33.8	S37.10.9	建告第2589号	指定13.3ha
12	屏風	北	八多町	屏風	25.8	S55.4.4	建告第 814号	指定26.08ha
13	倉ヶ坂	北	大沢町	日西原	8.9	S37.10.9	建告第2589号	指定6.3ha
14	野瀬	北	淡河町	野瀬	30.2	H4.3.12	建告第 602号	指定29.87ha
15	日西原北	北	大沢町	日西原	12.8	未指定		
16	日西原	北	大沢町	日西原	29.8	S35.8.29 S62.3.27	建告第1833号 建告第 825号	指定10.5ha 指定2.39ha
17	中大沢	北	大沢町	中大沢	11.3	S35.8.29	建告第1833号	指定6.0ha
18	氷室	兵庫	清水町		6.9	S35.8.29	建告第1833号	指定5.0ha
19	淡河町神影	北	淡河町	神影	29.2	S41.3.17	建告第 749号	指定19.95ha
20	東畑	北	淡河町	東畑	35.3	S48.2.27	建告第 368号	指定23.7ha
21	高東町	長田	高東町		20.4	未指定		
22	淡河町北僧尾	北	淡河町	北僧尾	106.9	S41.3.17	建告第 749号	指定82.0ha
23	薮中	須磨	妙法寺		31.5	未指定		
24	横谷	須磨	妙法寺	横谷	3.1	S36.8.26 H3.3.30	建告第1889号 建告第 930号	指定9.0ha 指定0.06ha
25	清水	北	山田町	藍那	7.8	S61.3.25	建告第 801号	指定7.58ha
26	坂本	北	山田町	坂本	13.5	S60.3.27	建告第 687号	指定14.0ha
27	妙法寺	須磨	妙法寺	辻堂	7	S48.3.12	建告第 448号	指定8.97ha
28	淡河町南僧尾	北	淡河町	南僧尾	28.4	S41.3.17	建告第 749号	指定20.0ha
29	菅の池	須磨	車		12.1	S35.8.29 H2.3.30	建告第1833号 建告第 832号	指定14.0ha 指定0.94ha
30	白川	須磨	白川	堂ノ東	5.3	S47.12.27	建告第2174号	指定5.25ha
31	小河	北	山田町	小河	12.8	未指定		
32	多井畑	須磨	多井畑		6	未指定		
33	押部谷	西	押部谷町	木津	46.2	未指定		
34	下畑	垂水	下畑町	谷川	7.2	S47.12.27	建告第2174号	指定7.65ha
35	奥畑	垂水	名谷町	奥畑	14.7	未指定		
36	春日手	垂水	名谷町	春日手	4.9	未指定		
37	名谷中山	垂水	名谷町	奥之坊	8.2	S61.3.25 H2.3.31	建告第 801号 建告第 832号	指定8.05ha 指定0.23ha
38	大谷	垂水	塩屋町	大谷	2.9	未指定		
39	名谷	垂水	名谷町	前田	5.4	未指定		
40	舞子坂	垂水	舞子坂		14.2	未指定		

予防資料 1-2-5

番号	箇所名	区	町	字	面積(ha)	指定年月日	告示番号	備考
41	淡河町中山	北	淡河町	中山	5.28	H13.3.21	国交告第 278号	指定5.28ha
（農林水産省構造改善局所管）								
42	北僧尾	北	淡河町	北僧尾	246	S36.5.1	農告第 410号	指定246ha
43	善入	北	大沢町	上大沢町	73.2	S34.3.31 S50.3.29	農告第 249号 農告第 354号	指定73.2ha
44	市原	北	大沢町	市原	94.5	S35.4.11 S60.3.30	農告第 329号 農告第 494号	指定94.5ha
45	西畑	北	八多町	西畑	34.3	S35.4.11	農告第 328号	指定34.3ha
46	簾	北	大沢町	簾	64.92	S44.11.11 H3.5.10	農告第1757号 農告第 592号	指定64.92ha
47	北畑	北	淡河町	北畑	21.5	S58.11.14	農告第2157号	指定21.5ha
48	西荘	北	大沢町	中大沢	19.36	H2.3.16	農告第 414号	指定19.36ha
49	石切山	北	淡河町	石切山	9.5	未指定		
50	神影	北	淡河町	石峯寺	24.5	未指定		
51	中山	北	淡河町	中山	27.7	未指定		
52	北垣	北	淡河町	北垣	15	未指定		
53	古川	北	淡河町	古川	14.9	未指定		
54	鳴川	北	八多町	鳴川	10.3	未指定		
55	屏風	北	八多町	屏風	10.1	未指定		
56	日西原第2	北	大沢町	日西原	28.9	未指定		
57	日西原第3	北	大沢町	日西原	16.3	未指定		
58	善入第1	北	大沢町	善入	34.6	未指定		
59	善入第2	北	大沢町	善入	8.2	未指定		
60	上大沢	北	大沢町	上大沢	10	未指定		
61	上山	北	淡河町	上山	16.2	未指定		
62	勝雄	北	淡河町	勝雄	121	未指定		
63	南僧尾	北	淡河町	南僧尾	25	未指定		
（農林水産省林野庁所管）								
64	小河	北	山田町	小河	5	未指定		
65	多聞寺	北	有野町	唐櫃	13	未指定		南ノ上と重複
計					1,721.46			指定902.86ha

地すべり危険箇所

平成20年4月1日現在

番号	箇所名	区	町	字	面積(ha)	指定年月日	告示番号	備考
(国土交通省所管)								
1	西岡本	東灘	西岡本	7丁目	8.3	H11.8.3	建告第1551号	指定5.92ha
2	有馬	北	有馬町		4.3	H11.8.3	建告第1551号	指定3.24ha
3	下小名田	北	八多町	中	9.7	未指定		
4	上唐櫃	北	有野町	唐櫃町	30.5	未指定		
5	種池	北	有野町	唐櫃町	35.4	H13.4.17	国交告第501号	指定6.4ha
6	上津 (2)	北	長尾町	上津	10.8	未指定		
7	柳谷	北	八多町	柳谷	11	S43.6.14	建告第1614号	指定7.42ha
8	蛇持	北	山田町	上谷上	19.6	未指定		
9	附物	北	八多町	附物	44.8	未指定		
10	上谷上	北	山田町	上谷上	15.3	未指定		
11	壱つ町	北	大沢町	中大沢	33.8	S37.10.9	建告第2589号	指定13.3ha
12	屏風	北	八多町	屏風	25.8	S55.4.4	建告第 814号	指定26.08ha
13	倉ヶ坂	北	大沢町	日西原	8.9	S37.10.9	建告第2589号	指定6.3ha
14	野瀬	北	淡河町	野瀬	30.2	H4.3.12	建告第 602号	指定29.87ha
15	日西原北	北	大沢町	日西原	12.8	未指定		
16	日西原	北	大沢町	日西原	29.8	S35.8.29 S62.3.27	建告第1833号 建告第 825号	指定10.5ha 指定2.39ha
17	中大沢	北	大沢町	中大沢	11.3	S35.8.29	建告第1833号	指定6.0ha
18	氷室	兵庫	清水町		6.9	S35.8.29	建告第1833号	指定5.0ha
19	淡河町神影	北	淡河町	神影	29.2	S41.3.17	建告第 749号	指定19.95ha
20	東畑	北	淡河町	東畑	35.3	S48.2.27	建告第 368号	指定23.7ha
21	高東町	長田	高東町		20.4	未指定		
22	淡河町北僧尾	北	淡河町	北僧尾	106.9	S41.3.17	建告第 749号	指定82.0ha
23	薮中	須磨	妙法寺		31.5	未指定		
24	横谷	須磨	妙法寺	横谷	3.1	S36.8.26 H3.3.30	建告第1889号 建告第 930号	指定9.0ha 指定0.06ha
25	清水	北	山田町	藍那	7.8	S61.3.25	建告第 801号	指定7.58ha
26	坂本	北	山田町	坂本	13.5	S60.3.27	建告第 687号	指定14.0ha
27	妙法寺	須磨	妙法寺	辻堂	7	S48.3.12	建告第 448号	指定8.97ha
28	淡河町南僧尾	北	淡河町	南僧尾	28.4	S41.3.17	建告第 749号	指定20.0ha
29	菅の池	須磨	車		12.1	S35.8.29 H2.3.30	建告第1833号 建告第 832号	指定14.0ha 指定0.94ha
30	白川	須磨	白川	堂ノ東	5.3	S47.12.27	建告第2174号	指定5.25ha
31	小河	北	山田町	小河	12.8	未指定		
32	多井畑	須磨	多井畑		6	未指定		
33	押部谷	西	押部谷町	木津	46.2	未指定		
34	下畑	垂水	下畑町	谷川	7.2	S47.12.27	建告第2174号	指定7.65ha
35	奥畑	垂水	名谷町	奥畑	14.7	未指定		
36	春日手	垂水	名谷町	春日手	4.9	未指定		
37	名谷中山	垂水	名谷町	奥之坊	8.2	S61.3.25 H2.3.31	建告第 801号 建告第 832号	指定8.05ha 指定0.23ha
38	大谷	垂水	塩屋町	大谷	2.9	未指定		
39	名谷	垂水	名谷町	前田	5.4	未指定		
40	舞子坂	垂水	舞子坂		14.2	未指定		

予防資料 1-2-5

番号	箇所名	区	町	字	面積(ha)	指定年月日	告示番号	備考
41	淡河町中山	北	淡河町	中山	5.28	H13.3.21	国交告第 278号	指定5.28ha
（農林水産省構造改善局所管）								
42	北僧尾	北	淡河町	北僧尾	246	S36.5.1	農告第 410号	指定246ha
43	善入	北	大沢町	上大沢町	73.2	S34.3.31 S50.3.29	農告第 249号 農告第 354号	指定73.2ha
44	市原	北	大沢町	市原	94.5	S35.4.11 S60.3.30	農告第 329号 農告第 494号	指定94.5ha
45	西畑	北	八多町	西畑	34.3	S35.4.11	農告第 328号	指定34.3ha
46	簾	北	大沢町	簾	64.92	S44.11.11 H3.5.10	農告第1757号 農告第 592号	指定64.92ha
47	北畑	北	淡河町	北畑	21.5	S58.11.14	農告第2157号	指定21.5ha
48	西荘	北	大沢町	中大沢	19.36	H2.3.16	農告第 414号	指定19.36ha
49	石切山	北	淡河町	石切山	9.5	未指定		
50	神影	北	淡河町	石峯寺	24.5	未指定		
51	中山	北	淡河町	中山	27.7	未指定		
52	北垣	北	淡河町	北垣	15	未指定		
53	古川	北	淡河町	古川	14.9	未指定		
54	鳴川	北	八多町	鳴川	10.3	未指定		
55	屏風	北	八多町	屏風	10.1	未指定		
56	日西原第2	北	大沢町	日西原	28.9	未指定		
57	日西原第3	北	大沢町	日西原	16.3	未指定		
58	善入第1	北	大沢町	善入	34.6	未指定		
59	善入第2	北	大沢町	善入	8.2	未指定		
60	上大沢	北	大沢町	上大沢	10	未指定		
61	上山	北	淡河町	上山	16.2	未指定		
62	勝雄	北	淡河町	勝雄	121	未指定		
63	南僧尾	北	淡河町	南僧尾	25	未指定		
（農林水産省林野庁所管）								
64	小河	北	山田町	小河	5	未指定		
65	多聞寺	北	有野町	唐櫃	13	未指定		南ノ上と重複
計					1,721.46			指定902.86ha

山地災害危険箇所（山腹崩壊危険地区）

番号	面積(ha)	区	町・大字	字	備考
1	2	東灘区	本山町岡本		森北町
2	1	東灘区	本山町岡本		甲南女子大
3	1	東灘区	本山町岡本		女子薬科大
4	4	東灘区	本山町岡本		ザフクゲ原
5	2	東灘区	本山町岡本		八幡神社
6	2	東灘区	本山町岡本		二楽荘
7	1	東灘区	本山町岡本		十文字山
8	17	東灘区	六甲山町五介山		極楽渓
9	20	東灘区	六甲山町五介山		五介山
10	1	東灘区	住吉台		住吉台団地
11	1	東灘区	住吉台		配水場下
12	3	東灘区	住吉山手	９丁目	荒神山
13	19	灘区	六甲山町西谷山		西山谷
14	1	東灘区	住吉山手		白鶴美術館
15	1	東灘区	住吉山手		付属中下
16	1	東灘区	鴨子ヶ原		鴨子ヶ原
17	1	灘区	高羽町高羽		渦が森
18	6	灘区	六甲山町清水		鶴甲
19	9	灘区	高羽町高羽		六甲ケーブル
20	47	灘区	六甲山町南六甲		前ヶ辻谷
21	16	灘区	六甲山町東山ノ内	西谷	奥六甲橋
22	3	灘区	六甲山町一ヶ谷		部賀谷
23	3	灘区	篠原		深谷山
24	4	灘区	篠原		伯母野
25	2	灘区	篠原		海星病院
26	7	灘区	大石		木袋谷
27	2	灘区	五毛		丸山公園
28	1	灘区	篠原		五毛
29	1	灘区	篠原		箕岡
30	5	灘区	篠原		高尾
31	2	灘区	上野		神戸高
32	3	灘区	上野		城の下通
33	7	中央区	葺合町		神仙寺通
34	1	中央区	葺合町		神仙寺通４
35	2	中央区	葺合町	(国有林)	成徳学園
36	7	中央区	葺合町	(国有林)	雷声寺
37	8	中央区	葺合町		法徳寺1
38	3	中央区	葺合町		法徳寺2
39	6	中央区	葺合町		極楽谷
40	2	中央区	葺合町		布引山
41	6	中央区	葺合町		布引御滝１
42	6	中央区	葺合町		市ヶ原
43	14	灘区	六甲山町中一里山		六甲牧場
44	3	中央区	葺合町		雌滝
45	3	中央区	神戸港地方		新生田川
46	9	中央区	神戸港地方	(国有林)	北野町
47	2	中央区	神戸港地方	(国有林)	北野天神
48	5	中央区	神戸港地方		諏訪山
49	1	中央区	神戸港地方		再度左岸
50	1	中央区	神戸港地方		多々部
51	3	中央区	神戸港地方		再度右岸
52	2	中央区	神戸港地方	(国有林)	浄水場上

予防資料 1-2-6

番号	面積(ha)	区	町・大字	字	備考
53	3	兵庫区	平野町		祥福寺
54	9	兵庫区	平野町		西福山橋
55	3	兵庫区	平野町		金星
56	5	北区	山田町下谷上		西服山６丁目
57	3	北区	山田町小部		神戸変電所
58	1	北区	山田町下谷上		高座
59	4	兵庫区	平野町		西服山３丁目
60	5	兵庫区	平野町		草谷
61	4	兵庫区	平野町		天王谷
62	9	兵庫区	平野町		服山隧道
63	1	兵庫区	天王町		烏原貯水池東
64	4	北区	山田町下谷上		菊水山
65	1	兵庫区	烏原町		三日月橋
66	1	兵庫区	里山町		里山
67	2	兵庫区	北山町		氷室町
68	1	長田区	滝谷町		滝谷町
69	5	長田区	源平町		西神戸有料道
70	1	長田区	一里山町		一里山
71	8	長田区	林山町	(国有林)	明泉寺
72	5	長田区	高取山町		高取山町
73	2	須磨区	禅昌寺町		禅昌寺
74	2	須磨区	妙法寺		西行寺東
75	6	須磨区	妙法寺		池ノ谷
76	2	須磨区	妙法寺		妙法寺
77	4	須磨区	妙法寺		下与市
78	1	須磨区	妙法寺		光霊寺
79	1	須磨区	妙法寺		明神５丁目
80	3	須磨区	明神町		明神３丁目
81	2	須磨区	大手町		勝福寺
82	1	須磨区	大手町		高尾台
83	2	須磨区	上細沢町		上細沢
84	3	須磨区	東須磨		神戸女子大
85	10	須磨区	西須磨		一ノ谷川
86	8	須磨区	西須磨		鉢伏山
87	1	垂水区	塩屋町		塩屋町二丁目
88	7	垂水区	下畑町		朝谷東
89	1	須磨区	白川		東白川
90	2	須磨区	白川		白川橋
91	1	西区	伊川谷町井吹		井吹
92	6	西区	櫨谷町寺谷		北谷橋
93	6	西区	押部谷町木幡		木幡
94	4	西区	押部谷町木津		木津
95	1	北区	山田町小河		大蔵神社
96	7	北区	山田町藍那		藍那
97	1	北区	山田町藍那		藍那駅裏
98	1	北区	山田町小部		大谷山
99	6	西区	神出町東天王山		雌子山
100	4	北区	山田町原野		大原町
101	2	北区	山田町下谷上		箕谷隧道
102	3	北区	山田町下谷上		谷上車庫
103	2	北区	山田町上谷上		大池聖天
104	6	北区	山田町下谷上		小畑
105	2	北区	山田町下谷上		下谷上

番号	面積(ha)	区	町・大字	字	備考
106	2	北区	山田町下谷上		山田中
107	1	北区	淡河町淡河		大池
108	1	北区	淡河町萩原		萩原
109	1	北区	淡河町北畑		北畑１
110	1	北区	淡河町北畑		北畑２
111	1	北区	淡河町神田		日光
112	1	北区	八多町柳谷		柿田
113	9	北区	有野町有野		キスラシ山
114	4	北区	有野町唐櫃		堀切橋
115	4	北区	有野町唐櫃		鎌ヶ谷
116	6	北区	有野町唐櫃		六甲山ﾄﾝﾈﾙ北
117	1	北区	有野町唐櫃		上山
118	3	北区	有野町唐櫃		裏六甲ﾄﾞﾗｲﾌﾞｳｪｲ1
119	4	灘区	六甲山町北六甲		裏六甲ﾄﾞﾗｲﾌﾞｳｪｲ2
120	1	北区	有馬町		ウツギ谷
121	17	北区	有馬町		落葉山
122	2	北区	有馬町		有馬隧道
123	5	北区	道場町生野		千苅浄水場
124	5	須磨区	妙法寺		妙法寺
125	2	垂水区	塩屋台	３丁目	塩屋北町
126	1	北区	有野町有野		神鉄横
127	1	北区	有野町唐櫃		保養所前
128	1	北区	有馬町		ロープウェイ横
129	1	灘区	六甲山町北六甲		高山植物園
130	2	北区	長尾町上津	北谷	上津
131	4	須磨区	高倉台		高倉台
132	1	北区	山田町下谷上	芝床ノ上	志く志く
133	2	長田区	高取山町		高取山町
134	1	北区	北五葉	５丁目	北五葉
135	4	北区	山田町下谷上	中一里山	石楠花橋
136	19	灘区	六甲山町一ヶ谷		六甲ケーブル
137	1	北区	山田町下谷上	中一里山	修法ヶ原
138	1	須磨区	須磨寺町		須磨寺トンネル
139	1	北区	淡河町神田		神田
140	1	北区	淡河町東畑	杉谷	杉谷
141	1	西区	伊川谷町潤和		セリ合
142	1	北区	長尾町上津	上ノ坂	上ノ坂
143	1	北区	八多町上小名田		上小名田
144	1	北区	大沢町上大沢		上大沢
145	1	西区	玉津町水谷	セリ谷	さざんか寮護園
146	0	北区	淡河町萩原	桶屋垣内	淡河町児童館
計	582				

予防資料 1-2-7

山地災害危険箇所（崩壊土砂流出危険地区）

番号	面積(ha)	区	町・大字	字	渓流延長(m)	備考
1	0.63	東灘区	本山町森		470	甲南橋
2	0.16	東灘区	本山町森		250	甲南台
3	3.59	東灘区	本山町中野		400	魚尾道
4	0.79	東灘区	本山町北畑		870	権現谷
5	0.27	東灘区	本山町田辺		150	保久良神社
6	1.89	東灘区	本山町森		1240	八幡谷
7	0.53	東灘区	本山町岡本		590	背谷
8	0.05	東灘区	本山町岡本		130	中谷川
9	1.07	東灘区	本山町岡本		610	大谷川
10	16.68	東灘区	本山町岡本		2280	住吉川
11	3.05	灘区	六甲山町五介山		1460	大月
12	0.07	灘区	六甲山町西谷山		120	住吉山手
13	5.94	灘区	六甲山町西谷山		1270	西山谷
14	2.83	灘区	六甲山町西谷山		1720	新田川
15	0.5	灘区	高羽		330	坊主山(1)
16	1.04	灘区	高羽		690	坊主山(2)
17	2.45	灘区	六甲山町一ヶ谷		1630	ケーブルカー
18	13.38	灘区	篠原		530	六甲川
19	0.37	灘区	篠原		570	大月山
20	1.43	灘区	篠原		390	深谷山
21	0.48	灘区	篠原		750	日柳川
22	4.92	灘区	大石		1770	隠小屋山
23	0.23	灘区	上野		550	五毛
24	0.36	灘区	上野		90	西郷谷(1)
25	0.42	灘区	上野		620	貧乏谷
26	1.28	灘区	上野		670	高尾谷川
27	0.05	灘区	上野		410	中西川
28	0.16	灘区	原田		460	西郷谷(2)
29	0.78	灘区	原田	(国有林)	480	老婆谷
30	0.51	灘区	岩屋		440	婆谷
31	0.32	灘区	岩屋		1090	西郷川右岸
32	0.16	灘区	岩屋		300	茶畑
33	0.19	中央区	葺合町		220	神仙寺通
34	0.26	中央区	葺合町		430	成徳学園
35	0.42	中央区	葺合町	(国有林)	450	狐谷
36	0.2	中央区	葺合町	(国有林)	150	西谷川
37	0.53	中央区	葺合町		540	苧川(1)
38	0.42	中央区	葺合町		420	苧川(2)
39	0.28	中央区	葺合町		600	苧川(3)
40	0.03	中央区	葺合町		390	新わし寺
41	0.17	中央区	葺合町		260	布引貯水池
42	16.32	中央区	葺合町		720	布引谷
43	0.31	中央区	神戸港地方		290	合ノ谷
44	0.59	中央区	神戸港地方	(国有林)	510	天神谷
45	0.79	中央区	神戸港地方	(国有林)	630	北野天神
46	0.45	中央区	神戸港地方	(国有林)	430	外国倶楽部
47	0.60	中央区	神戸港地方		590	碇山
48	0.07	中央区	神戸港地方		150	多々部
49	0.24	中央区	神戸港地方		380	堂徳山
50	0.17	中央区	神戸港地方		480	再度越
51	0.1	中央区	神戸港地方		300	再度山
52	0.16	中央区	神戸港地方		250	神戸学園

番号	面積(ha)	区	町・大字	字	渓流延長(m)	備考
53	0.37	中央区	神戸港地方		410	浄水場上(1)
54	0.04	中央区	神戸港地方		170	浄水場上(2)
55	0.19	中央区	神戸港地方	(国有林)	310	再度町
56	1.33	兵庫区	平野町		970	梅元町
57	0.13	兵庫区	平野町		150	東服
58	0.25	兵庫区	平野町		470	天王谷インター
59	0.13	兵庫区	平野町		220	新平野橋
60	0.19	兵庫区	平野町		240	高尾橋
61	1.02	北区	山田町下谷上		1210	天王谷川(1)
62	0.21	北区	山田町下谷上		30	天王ダム口
63	0.59	北区	山田町下谷上		290	小部
64	0.34	北区	山田町下谷上		200	小部隧道
65	0.04	北区	山田町小部		30	二軒茶屋
66	0.16	北区	山田町小部		130	奥長谷
67	0.64	北区	山田町下谷上		530	修法ヶ原橋
68	0.42	北区	山田町下谷上		630	天王谷川(2)
69	0.62	北区	山田町下谷上		730	菊水山
70	0.2	兵庫区	烏原町		620	烏原町
71	0.56	兵庫区	烏原町		620	石井川
72	0.2	兵庫区	烏原町		230	烏原大橋
73	0.3	兵庫区	烏原町		130	清水谷
74	0.35	北区	山田町下谷上		380	一本松川
75	0.05	北区	山田町下谷上		90	鈴蘭台高
76	3.12	北区	山田町下谷上		1040	イヤガ谷
77	0.26	兵庫区	烏原町		420	奥烏原
78	0.05	兵庫区	烏原町		150	烏原貯水池
79	0.08	兵庫区	鵯越筋		150	滝山
80	1.2	北区	山田町下谷上		400	檜山
81	0.05	北区	山田町下谷上		280	雲雀ヶ丘(1)
82	0.34	長田区	大日丘町		50	雲雀ヶ丘(2)
83	0.09	北区	山田町下谷上		310	雲雀ヶ丘(3)
84	0.08	長田区	長者町		270	高取山町１
85	0.29	長田区	長者町		520	長者町
86	0.08	長田区	高取山町		140	高取山町(2)
87	0.32	長田区	高取山町		430	禅昌寺川(1)
88	0.31	長田区	高取山町		330	禅昌寺川(2)
89	0.29	須磨区	禅昌寺町		460	妙法寺川
90	0.13	須磨区	禅昌寺町		380	川橋
91	0.11	須磨区	禅昌寺町		310	西行寺東
92	0.27	須磨区	禅昌寺町		430	萩の寺
93	0.09	須磨区	明神町		270	禅昌寺橋
94	0.09	須磨区	明神町		280	椿谷
95	0.78	須磨区	東須磨		390	大手筋
96	0.23	須磨区	東須磨		550	大井川
97	0.63	須磨区	西須磨		530	赤旗谷川
98	0.4	須磨区	西須磨		220	須磨浦公園
99	0.12	垂水区	塩屋町		840	境川
100	0.07	西区	櫨谷町寺谷		120	大歳神社
101	0.08	西区	押部谷町木見		130	和泉
102	0.23	西区	押部谷町木見		320	西ノ谷
103	1.85	西区	押部谷町福住		50	押部谷駅
104	0.52	西区	押部谷町栄		900	北垣内
105	0.16	北区	山田町藍那		200	岡山

予防資料 1-2-7

番号	面積(ha)	区	町・大字	字	渓流延長(m)	備考
106	0.11	兵庫区	平野町奥東服山		90	金清橋
107	0.32	北区	山田町西下		340	西下
108	5.76	北区	山田町下谷上		310	丸山川
109	1.3	北区	山田町上谷上		260	炭ケ谷川
110	1.64	北区	山田町上谷上		930	地蔵谷川
111	0.3	北区	山田町上谷上		470	花山団地
112	10.62	北区	山田町上谷上		2300	黒岩谷川
113	0.24	北区	山田町上谷上		10	見山台
114	0.51	北区	山田町上谷上		530	古々谷
115	0.23	北区	山田町上谷上		380	花山駅
116	0.23	北区	山田町上谷上		200	花山川
117	0.03	北区	山田町下谷上		70	芝床上
118	0.23	北区	山田町下谷上		70	北勝
119	0.24	北区	山田町下谷上		200	二ツ桶川
120	1.36	北区	山田町下谷上		320	砂川
121	0.73	北区	山田町原野		790	青葉台
122	1.32	北区	山田町坂本		1030	浄蓮寺
123	1.53	北区	淡河町勝雄		1000	木坂川
124	5.4	北区	淡河町淡河		380	浦川
125	297	北区	淡河町萩原		700	尼谷川
126	0.91	北区	淡河町木津		240	林谷
127	0.95	北区	淡河町行原		1050	小屋谷
128	0.52	北区	淡河町行原		650	行原大橋
129	1.8	北区	淡河町行原		1540	一谷川
130	0.58	北区	淡河町中山		460	ホウキ谷
131	2.31	北区	淡河町中山		1270	芦谷川
132	0.28	北区	淡河町野瀬		200	藤ケ瀬
133	0.12	北区	淡河町野瀬		210	野瀬皿池
134	0.22	北区	淡河町野瀬		370	鍛冶が谷
135	0.13	北区	淡河町東畑		160	東畑
136	0.68	北区	八多町上小名田		60	下ノ池
137	2.4	北区	八多町柳谷		790	奥沢河原谷
138	0.12	北区	有野町有野		470	堀越
139	0.23	北区	有野町唐櫃		260	唐櫃台向い
140	0.2	北区	有野町唐櫃		210	唐櫃インター
141	0.49	北区	有野町唐櫃		680	種池橋
142	0.23	北区	有野町唐櫃		400	西山田
143	1.15	北区	有野町唐櫃		540	八王子川
144	0.47	北区	有野町唐櫃		520	平見川(1)
145	0.39	北区	有野町唐櫃		460	平見川(2)
146	0.06	北区	有野町唐櫃		180	東谷川
147	18.96	北区	有野町唐櫃		680	奥山川
148	2.21	北区	有野町唐櫃		1440	風呂谷川
149	3.79	北区	有野町唐櫃		1170	水無川
150	1.02	北区	有野町唐櫃		570	河原谷
151	0.2	北区	有野町唐櫃		300	新有馬駅
152	0.41	北区	有野町唐櫃		490	有愛苑
153	0.48	北区	有野町有野		870	五社駅
154	0.2	北区	有野町有野		330	有野台
155	0.55	北区	有野町有野		420	アド病院
156	1.04	北区	有野町有野		400	有野操車場
157	0.44	北区	有馬町		70	蛇谷川
158	4.23	北区	有馬町		860	滝川

予防資料 1-2-7

番号	面積(ha)	区	町・大字	字	渓流延長(m)	備考
159	0.17	北区	有馬町		240	有馬地獄谷
160	4.27	北区	有馬町		140	瑞宝寺谷
161	1.19	北区	有馬町		310	栗栖川
162	1.06	北区	有馬町		670	緑川
163	0.11	北区	有馬町		170	十八丁小橋
164	4.95	北区	有馬町		180	十八丁川
165	0.06	長田区	一里山町		100	一里山
166	1.64	北区	山田町下谷上		420	菊水山西
167	0.5	中央区	神戸港地方口一里山		180	七三峠
168	0.23	中央区	神戸港地方口一里山		220	再度Ｄ下
計	500.39					

予防資料 1-2-8

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業箇所

番号	箇所名	区	町	字	施工延長(m)	保全人家数
1	住吉山手９丁目	東灘	住吉山手	９丁目	20.7	2
2	住吉台	東灘	住吉台		20	3
3	有馬	北	有馬町		30	4
4	片山町	長田	片山町	３丁目	27.2	4
5	新方	西	玉津町	新方	59	6

予防資料 1-2-7

番号	面積(ha)	区	町・大字	字	渓流延長(m)	備考
159	0.17	北区	有馬町		240	有馬地獄谷
160	4.27	北区	有馬町		140	瑞宝寺谷
161	1.19	北区	有馬町		310	栗栖川
162	1.06	北区	有馬町		670	緑川
163	0.11	北区	有馬町		170	十八丁小橋
164	4.95	北区	有馬町		180	十八丁川
165	0.06	長田区	一里山町		100	一里山
166	1.64	北区	山田町下谷上		420	菊水山西
167	0.5	中央区	神戸港地方口一里山		180	七三峠
168	0.23	中央区	神戸港地方口一里山		220	再度Ｄ下
計	500.39					

予防資料 1-2-8

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業箇所

番号	箇所名	区	町	字	施工延長(m)	保全人家数
1	住吉山手９丁目	東灘	住吉山手	９丁目	20.7	2
2	住吉台	東灘	住吉台		20	3
3	有馬	北	有馬町		30	4
4	片山町	長田	片山町	３丁目	27.2	4
5	新方	西	玉津町	新方	59	6

予防資料 1-2-7

番号	面積(ha)	区	町・大字	字	渓流延長(m)	備考
159	0.17	北区	有馬町		240	有馬地獄谷
160	4.27	北区	有馬町		140	瑞宝寺谷
161	1.19	北区	有馬町		310	栗栖川
162	1.06	北区	有馬町		670	緑川
163	0.11	北区	有馬町		170	十八丁小橋
164	4.95	北区	有馬町		180	十八丁川
165	0.06	長田区	一里山町		100	一里山
166	1.64	北区	山田町下谷上		420	菊水山西
167	0.5	中央区	神戸港地方口一里山		180	七三峠
168	0.23	中央区	神戸港地方口一里山		220	再度Ｄ下
計	500.39					

予防資料 1-2-8

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業箇所

番号	箇所名	区	町	字	施工延長(m)	保全人家数
1	住吉山手９丁目	東灘	住吉山手	９丁目	20.7	2
2	住吉台	東灘	住吉台		20	3
3	有馬	北	有馬町		30	4
4	片山町	長田	片山町	３丁目	27.2	4
5	新方	西	玉津町	新方	59	6

予防資料 1-3

道路災害警戒地区の選定基準

道路災害警戒地区とは、降雨、がけ崩れ、落石、地すべり等により道路に災害発生が予測され、特に重大な警戒を要する箇所をいう。対象路線と箇所の選定基準は以下のとおりである。

対象路線：神戸市管理の国道、県道、主要地方道、一般県道及び重要な市道。

対象項目：落石、がけ崩れ、地すべり、土石流、盛土、擁壁、橋梁基礎の洗堀等

箇所選定：上記の対象項目について市内全域の点検を実施し、災害に至る可能性のある要因が認められる箇所を計上。

（道路災害警戒地区総括表）

名　　称	平成22年度 警戒を要する箇所	
	箇　所　数	数　　量
道　　路	62	5.6 km

予防資料 1-3

道路災害警戒地区一覧表（平成２２年度）

路線連番	路線名	道路種別	箇所連番	所在地	対象項目	延長(m)
1	国道 176 号	国	1	北区長尾町宅原	A	43
2	国道 428 号	国	2	兵庫区平野町	G	40
			3	兵庫区平野町	A	200
			4	北区淡河町淡河	A	30
3	山田三田線	主	5	北区山田町下谷上	A	60
4	西脇三田線	主	6	北区大沢町日西原	A	50
			7	北区大沢町日西原	F	50
			8	北区大沢町日西原	G	42
5	宝塚唐櫃線	主	9	北区有馬町	A	23
6	明石神戸宝塚線	主	10	灘区六甲山町中一里山	A	75
			11	灘区六甲山町中一里山	A	60
			12	灘区六甲山町シャクナゲ	A	80
			13	灘区六甲山町シャクナゲ	A	30
			14	灘区六甲山町東山ノ内西谷	A	80
			15	灘区六甲山町東山ノ内西谷	A	45
			16	灘区六甲山町北六甲	A	70
			17	灘区六甲山町五介山	A	60
			18	東灘区本山町森	A	40
			19	北区山田町小部	A	150
			20	北区山田町下谷上	A	60
			21	須磨区白川竹の下	G	154
7	神戸明石線	主	22	垂水区下畑町小坂	G	10
8	神戸三田線	主	23	兵庫区平野町	A	110
			24	兵庫区平野町	A	75
			25	兵庫区平野町	A	100
			26	兵庫区平野町	B	140
			27	北区有野町有野	A	45
			28	北区有野町有野	A	20
9	神戸六甲線	主	29	灘区六甲山町東山ノ内西谷	A	10
			30	灘区六甲山町東山ノ内西谷	A	20
			31	灘区六甲山町東山ノ内西谷	A	80
			32	灘区六甲山町東山ノ内西谷	A	610
			33	灘区六甲山町東山ノ内西谷	A	170
			34	灘区六甲山町東山ノ内西谷	A	100
			35	灘区六甲山町東山ノ内西谷	A	220
			36	灘区六甲山町東山ノ内西谷	A	260
			37	灘区六甲山町東山ノ内西谷	A	80
10	神戸三木線	主	38	須磨区妙法寺桜界地山	A	30
			39	須磨区妙法寺桜界地山	B	67
			40	西区伊川谷町布施畑	A	175
11	住吉村合併９号線	他	41	東灘区住吉山手８丁目	A	80
12	奥摩耶六甲線	1	42	灘区六甲山町中一里山	A	90
			43	灘区摩耶町	A	70
13	布引太竜寺線	2	44	中央区葺合町	A	70
			45	中央区葺合町	A	40
14	有野六甲線	1	46	北区有野町唐櫃	A	220
			47	北区有野町唐櫃	A	160
			48	北区有野町唐櫃	A	130
			49	北区有野町唐櫃	A	80
			50	北区有野町唐櫃	A	180
			51	北区有野町唐櫃	A	60
15	鳴川線	他	52	北区八多町西畑	A	20
16	西下木津線	1	53	北区山田町西下	A	60
17	本温泉瑞宝寺線	他	54	北区有馬町	A	30
18	水呑木津線	1	55	北区山田町藍那	A	50

19	山麓線	主	56	長田区高取山町１丁目３番	G	36
20	長田箕谷線	1	57	須磨区西須磨鉄拐山	E	20
21	石畳２号線	他	58	垂水区下畑町石畳	C	100
22	塩屋 44 号線	他	59	垂水区塩屋町９丁目	C	30
23	小寺吹上線	2	60	西区伊川谷町上脇	A	150
			61	西区伊川谷町上脇	A	50
			62	西区伊川谷町上脇	A	90
	計					5,580

凡例　道路種別
- 国：一般国道
- 主：主要地方道
- 一：一般県道
- １　：１級市道
- ２　：２級市道
- 他：その他市道

対象項目
- A：落石・崩壊
- B：岩石崩壊
- C：地すべり
- E：土石流
- F：盛土
- G：擁壁

予防資料 1-4

既成宅地危険箇所の選定基準

名　　称	既成宅地危険箇所（平成２２年度箇所数）
既成宅地危険箇所	２２箇所

既成宅地危険箇所一覧表

（建設局総務部宅地開発指導課）

区	番号	所在地	現況	予想される被害	危険度
東灘	1	本山町北畑字ザフクガ原665-１の一部　他５筆	石積擁壁(H=3.5) 撤去後法面の対策なし	法面崩壊、土砂流出	C
灘	2	篠原北町４丁目992-96,992-97	法面崩壊の恐れ（勾配1:1.5） 法面保護対策済	土砂流出、通行者に被害	C
中央	3	神仙寺通1丁目6-4	コンクリート擁壁（H=1.7～2.2） 前傾帯鋼にて補強	コンクリート擁壁崩壊 通行者に被害	C
	4	北野町3丁目106	石積擁壁(H=2.5)孕み出し	擁壁崩壊、家屋倒壊	C
	5	中山手通7丁目26-17	石積・コンクリート擁壁(H=3.5)孕み出し	擁壁崩壊、家屋倒壊	C
兵庫	6	千鳥町2丁目5	石積擁壁(H=3.0)孕み出し 一部添打補強済	擁壁崩壊、家屋倒壊	C
	7	千鳥町2丁目6-3～6-8	石積擁壁(H=3.0)孕み出し	擁壁崩壊、家屋倒壊	C
	8	千鳥町2丁目7-3～11-6	石積擁壁(H=1.8)孕み出し 一部添打補強済	擁壁崩壊、家屋倒壊	C
	9	氷室町1丁目5-7	石積擁壁(H=5.3)孕み出し 一部添打補強済	擁壁崩壊、通行者に被害	C
	10	鵯越町3-1	石積擁壁(H=1.4～2.5)孕み出し	擁壁崩壊、家屋倒壊	C
	11	菊水町10丁目30-2	石積擁壁(H=3.8) 前傾	擁壁崩壊、家屋倒壊	C
	12	湊川町10丁目23-1	石積擁壁(H=2.2)孕み出し	擁壁崩壊、家屋倒壊	C
	13	菊水町5丁目3-9	石積擁壁＋コンクリート擁壁（H=2.6＋2.0） 前傾	擁壁崩壊 家屋及び通行者に被害	C
	14	荒田町4丁目54-2	石積擁壁(H=2.0)孕み出し	擁壁崩壊、家屋倒壊	C
長田	15	長田天神町7丁目6-43	コンクリート擁壁（H=4.5、L=10.0） 擁壁倒壊・隣接家屋にもたれ	家屋倒壊	B
	16	房王寺町2丁目26-2,26-23	石積擁壁(H=5.0､L=54.0)亀裂･孕み出し	擁壁倒壊、家屋倒壊	C
	17	房王寺町2丁目8-2	石積擁壁(H=2.4､L=5.0)亀裂･孕み出し	擁壁倒壊、家屋倒壊	C
	18	大塚町1丁目31-28	石積擁壁(H=6.0､L=20.0)亀裂･孕み出し	擁壁倒壊、家屋倒壊	C
	19	上池田4丁目23-1	コンクリート擁壁（H=4.0、L=2.4）亀裂・目違い モルタルにて仮補修	擁壁倒壊、家屋倒壊	C
	20	上池田4丁目21-1	コンクリート擁壁（H=2.9、L=18.0）亀裂・前傾 モルタルにて仮補修	擁壁倒壊、家屋倒壊	C
須磨	21	離宮前町2丁目165-15	石積擁壁（H=2.3、L=10.0）亀裂・孕み出し	擁壁倒壊、家屋倒壊	C
	22	上細沢町34-11	石積擁壁（H=2.8、L=8.0）崩壊	擁壁倒壊、家屋倒壊	B

※　危険度の基準

Ａ：降雨時には厳重な警戒を要し、大きな被害が予想される箇所
Ｂ：降雨時には警戒を要し、被害が予想される箇所
Ｃ：降雨時には観察・警戒を要する箇所

水防資料 3-1

一・二級河川における重要水防箇所指定基準（兵庫県）

第1条（総則）

この基準は、水防法（昭和２４年法律１９３号）第７条第１項に基づく兵庫県水防計画第７章第４節の重要水防箇所を、県が管理する河川の箇所について指定することについての基準を示すものである。

第2条（定義）

この基準において「重要水防箇所」とは、洪水又は高潮が公共に及ぼす影響が大きいため、水防活動を重点的に実施すべき箇所をいう。

第3条（箇所指定の条件）

河川の背後地が別表第１の何れかに該当し、かつ河川の現状が別表第2の何れかに該当する箇所。

別表第１　背後地の重要度に関する基準

1	市街地又は集落を形成している箇所があること。
2	公共施設（鉄道、国道、県市町道等）、公共建物（官公署、学校、病院等）のうち、重要なものが所在する箇所があること。
3	農地、工場等の地域経済において重要な箇所があること。
4	その他の上記に準じる重要な箇所があること。

別表第２　河川における重要水防箇所指定基準

種別	重要水防箇所		
	A 水防上最も重要な箇所	B 次に重要な箇所	要注意箇所
堤防高（流下能力）	計画高水流量規模の洪水 の水位（高潮区間の堤防に あっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水 の水位（高潮区間の堤防に あっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所 。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の２分の１未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているがそれぞれ２分の１以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績があるが、堤体あるいは基礎基盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	

種別	重要水防箇所		
	A 水防上最も重要な箇所	B 次に重要な箇所	要注意箇所
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による海岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置は必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・ 破堤跡・ 旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

備考　１　堤防の計画余裕高及び天端幅は、河川管理施設等構造令に準ずる。（表１、表２）

表１　計画余裕高

項	1	2	3	4	5	6
計画高水流量(m³／s)	200未満	200以上 500未満	500以上 2,000未満	2,000以上 5,000未満	5,000以上 10,000未満	10,000 以上
計画高水位に加える値(m)	0.6	0.8	1.0	1.2	1.5	2.0

表２　天端幅

項	計画高水流量　(m³／s)		天端幅(m)
1		500未満	3.0
2	500以上	2,000未満	4.0
3	2,000以上	5,000未満	5.0
4	5,000以上	10,000未満	6.0
5		10,000以上	7.0

備考　２　計画高水流量とは、中小、小規模、激特、助成、関連、農改等で一定規模で河川改修工事の完了箇所はその改修断面相当の流量を計画高水流量とし、その他の箇所は平均降雨強度５０㎜／hrとし、合理式により算出した流量を計画高水流量とする。

水防資料 3-1

準用、普通河川における重要水防箇所指定基準

河川の背後地が下記１のいずれかに該当し、かつ河川の現況が下記２に該当する箇所

１．背後地の重要度に関する基準

①市街地または集落を形成している箇所

②公共施設（鉄道、主要道路等)、公共建築物（官公署、学校、病院等）のうち、重要なものが所在する箇所

③その他上記に準じる重要な箇所

２．重要水防箇所指定基準

計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所もしくは過去に浸水実績のある箇所（堤防高）

※計画高水流量は１／１０年規模とする

水防資料 3-1

重要水防箇所一覧表（一・二級河川）

（担当課：建設局下水道河川部河川課）

水防区	水系名	河川名	水防上最も重要な箇所								次に重要な箇所								河川種別
			河川番号	箇所番号	岸	延長(m)	区間	危険理由		対策工法	河川番号	箇所番号	岸	延長(m)	区間	危険理由		対策工法	
東灘区	高橋川	高橋川	1	6	工	—	東灘区本庄町3丁目	1-A	工作物（無名橋）	積土俵									2級
				7	工	—	東灘区本庄町3丁目	1-A	工作物（下稲荷橋）	積土俵									
		要玄寺川	2	8	工	—	東灘区本山南町2丁目	1-A	工作物（深田橋）	積土俵	1	42	工	—	東灘区本山南町2丁目	1-B	工作物（琴田橋）	積土俵	2級
												43	左	300	東灘区本山北町1丁目～4丁目	1-B	堤防高	積土俵	
	天上川	天上川	3	9	工	—	東灘区青木6丁目、魚崎南町6丁目	1-A	工作物（天上川橋）	積土俵	2	44	左	600	東灘区青木3丁目～北青木4丁目	1-B	堤防高	積土俵	2級
				10	工	—	東灘区田中町1丁目、2丁目	1-A	工作物（米田橋）	積土俵		45	右	700	東灘区魚崎南町1丁目～魚崎北町1丁目	1-B	堤防高	積土俵	
				11	工	—	東灘区田中町1丁目、2丁目	1-A	工作物（阪急線路）	積土俵		46	左	200	東灘区本山南町9丁目～東灘区田中町1丁目	1-B	堤防高	積土俵	
												47	右	100	東灘区田中町2丁目	1-B	堤防高	積土俵	
												48	左	200	東灘区岡本1丁目～5丁目	1-B	堤防高	積土俵	
												49	右	200	東灘区岡本2丁目～7丁目	1-B	堤防高	積土俵	
	天神川	天神川									3	50	左	300	東灘区御影石町1丁目～御影石町2丁目	1-B	堤防高	積土俵	2級
												51	右	300	東灘区御影石町1丁目～御影塚町2丁目	1-B	堤防高	積土俵	
	石屋川	石屋川									4	52	左	50	東灘区御影石町1丁目	1-B	堤防高	積土俵	2級
												53	右	50	東灘区御影塚町1丁目	1-B	堤防高	積土俵	
												54	左	100	東灘区御影石町3丁目	1-B	堤防高	積土俵	
												55	右	200	東灘区御影塚町2丁目～灘区記田町1丁目	1-B	堤防高	積土俵	
灘区	高羽川	高羽川									5	56	左	80	灘区高羽町3丁目	1-B	水衝・洗掘		2級
												57	右	80	灘区高羽町4丁目	1-B	水衝・洗掘		
兵庫区	新湊川	石井川	4	13	工	—	兵庫区都由乃町5丁目～兵庫区湊山町	1-A	工作物（日吉歩道橋）	積土俵	6	60	左	400	兵庫区雪御所町～山王町2丁目	1-B	堤防高	積土俵	2級
												61	右	400	兵庫区大同町1丁目～都由乃町1丁目	1-B	堤防高	積土俵	
北区	加古川	美嚢川									7	25	左	1,200	北区大沢町中大沢～上大沢（中大沢橋～上大沢橋）	1-B	水衝・洗掘		1級
												26	右	1,200	北区大沢町中大沢～上大沢（中大沢橋～上大沢橋）	1-B	水衝・洗掘		
												27	左	1,100	北区大沢町上大沢（榎本橋～沢仁橋）	1-B	水衝・洗掘		
												28	右	870	北区大沢町上大沢（榎本橋～沢仁橋）	1-B	水衝・洗掘		
		淡河川	5	1	工	—	北区淡河町野瀬	1-A	工作物（天神橋）	積土俵	8	29	左	3,000	北区淡河町勝雄(万代橋)～東畑(開通橋)	1-B	堤防高	積土俵	1級
				2	右	200	北区淡河町野瀬（天神橋上下流）	1-A	堤防高	積土俵		30	右	3,000	北区淡河町勝雄(万代橋)～東畑(開通橋)	1-B	堤防高	積土俵	
												31	左	3,200	北区淡河町中山(前田橋)～野瀬(揚石橋)	1-B	堤防高	積土俵	
												32	右	3,000	北区淡河町中山(前田橋)～野瀬(揚石橋)	1-B	堤防高	積土俵	
												33	左	3,200	北区淡河町中山(前田橋)～野瀬(揚石橋)	1-B	水衝・洗掘		
												34	右	3,000	北区淡河町中山(前田橋)～野瀬(揚石橋)	1-B	水衝・洗掘		
	武庫川	武庫川									9	35	左	400	北区道場町生野	2-B	堤防高	積土俵	2級
												36	右	700	北区道場町塩田～三田市境	1-B	堤防高	積土俵	
		羽束川									10	37	右	200	北区道場町生野	2-B	堤防高	積土俵	2級
		有馬川	6	3	左	800	北区道場町塩田(宮前橋～長尾川合流点)	1-A	堤防高	積土俵	11	38	左	670	北区道場町塩田（春日橋～宮前橋）	1-B	堤防高	積土俵 月の輪	2級
				4	右	1,100	北区道場町塩田(宮前橋～長尾川合流点)	2-A	堤防高	積土俵		39	右	540	北区道場町塩田（春日橋上流～宮前橋）	1-B	堤防高	積土俵 月の輪	
				5	工	—	北区道場町塩田(宮前橋)	1-A	工作物（宮前橋）	積土俵									
		有野川									12	40	左	400	北区道場町日下部（八多川合流点付近）	1-B	堤防高	積土俵	2級
												41	右	400	北区道場町日下部（八多川合流点付近）	1-B	堤防高	積土俵	
長田区	新湊川	新湊川	7	12	工	—	長田町苅藻通3丁目	1-A	工作物（庄田橋）	積土俵	13	58	左	240	長田町苅藻通（駒江橋～庄田橋）	1-B	堤防高	積土俵	2級
												59	右	240	長田町駒江町～庄田町（駒江橋～庄田橋）	1-B	堤防高	積土俵	
須磨区	妙法寺川	妙法寺川	8	14	左	1,600	須磨区大田町8丁目（中央幹線）～神撫町1丁目	1-A	堤防高	積土俵	14	62	左	360	須磨区妙法寺（上与市橋～）	1-B	堤防高	積土俵	2級
				15	右	1,600	須磨区戸政町1丁目（中央幹線）～明神町1丁目	1-A	堤防高	積土俵		63	右	360	須磨区妙法寺（上与市橋～）	1-B	堤防高	積土俵	
				16	工	—	須磨区鷹取町4丁目（国道2号）	1-A	工作物（若宮橋）	積土俵		64	左	120	須磨区妙法寺	1-B	堤防高	積土俵	
				17	工	—	須磨区大池町5丁目～松風町3丁目(JR)	1-A	工作物（村雨橋）	積土俵		65	右	120	須磨区妙法寺	1-B	堤防高	積土俵	
				18	左	740	須磨区妙法寺(～上与市橋)	1-A	堤防高	積土俵									
				19	右	740	須磨区妙法寺(～上与市橋)	1-A	堤防高	積土俵									
				20	工	—	須磨区妙法寺(下与市橋)	1-A	工作物（下与市橋）	積土俵									
				21	工	—	須磨区妙法寺(上与市橋)	1-A	工作物（上与市橋）	積土俵									

垂水区	塩屋谷川	塩屋谷川	9	22	右	10	垂水区塩屋町1丁目（国道2号～JR）	1-A	堤防高	積土俵	15	66	左	800	垂水区塩屋町3丁目	1-B	堤防高	積土俵	2級
												67	右	720	垂水区塩屋町4丁目	1-B	堤防高	積土俵	
												68	工	—	垂水区塩屋町3丁目～4丁目	1-B	工作物（無名橋）	積土俵	
	福田川	福田川	10	23	工	—	垂水区平磯2丁目～4丁目（福田橋（No.8））	1-A	工作物（福田橋）	積土俵	16	69	左	230	垂水区川原3丁目～坂上5丁目	1-B	堤防高	積土俵	2級
												70	右	230	垂水区御霊町2丁目～清水通	1-B	堤防高	積土俵	
	山田川	山田川	11	24	工	—	垂水区西舞子1丁目（国道2号）	1-A	工作物（西舞子橋）	積土俵	17	71	左	150	垂水区西舞子3丁目（西舞子【JR上流部】～）	1-B	堤防高	積土俵	2級
												72	右	150	垂水区西舞子5丁目（西舞子【JR上流部】～）	1-B	堤防高	積土俵	
												73	左	540	垂水区本多聞1丁目	1-B	堤防高	積土俵	
												74	右	540	垂水区西脇1丁目	1-B	堤防高	積土俵	
												75	左	160	垂水区多聞1丁目（第二神明道路上流側）	1-B	水衝・洗掘		
												76	右	160	垂水区西脇1丁目（第二神明道路上流側）～西脇1丁目	1-B	水衝・洗掘		
												77	左	740	垂水区本多聞2丁目（多聞橋）	1-B	水衝・洗掘		
												78	右	740	垂水区多聞台2丁目（多聞橋）～多聞台1丁目	1-B	水衝・洗掘		
	明石川	明石川									18	79	右	800	西区持子1丁目～3丁目	1-B	堤防高	積土俵	2級
		伊川									19	81	左	2,000	西区伊川谷町小寺～伊川谷町前開	3-B	堤防高	積土俵	
												82	右	2,000	西区前開南町1丁目～西区伊川谷町前開	3-B	堤防高	積土俵	
		櫨谷川									20	83	左	4,080	西区櫨谷町長谷～櫨谷町寺谷	1-B	堤防高	積土俵	2級
												84	右	4,080	西区櫨谷町長谷～櫨谷町寺谷	1-B	堤防高	積土俵	
合計			11	3	左	3,140					20	28	左	24,820					
				5	右	3,650						29	右	25,080					
				16	工	—						2	工	—					

水防資料 3-1

重要水防箇所一覧表（準用、普通河川）

（担当課：建設局下水道河川部河川課）

水防区	水系名	河川名	河川番号	箇所番号	岸	延長(m)	区間	危険理由	対策工法	河川種別
中央区	宇治川	再度谷川	1	1	左	100	中央区神戸港地方再度谷	1-堤防高	積土俵	普通
				2	右	100				
北区	武庫川	数合谷川	2	3	左	40	北区長尾町宅原	1-堤防高	積土俵	準用
				4	右	40				
	加古川	僧尾川	3	5	左	40	北区淡河町北僧尾、南僧尾	1-堤防高	積土俵	準用
				6	右	40				
	明石川	明石川	4	7	左	1,340	北区山田町藍那	1-堤防高	積土俵	準用
				8	右	1,340				
西区	瀬戸川	瀬戸川	5	9	左	150	西区岩岡町古郷	1-堤防高	積土俵	準用
				10	右	150				
合　計			5	5	左	1,670				
				5	右	1,670				



重要水防箇所図（東灘区、灘区、中央区、兵庫区）

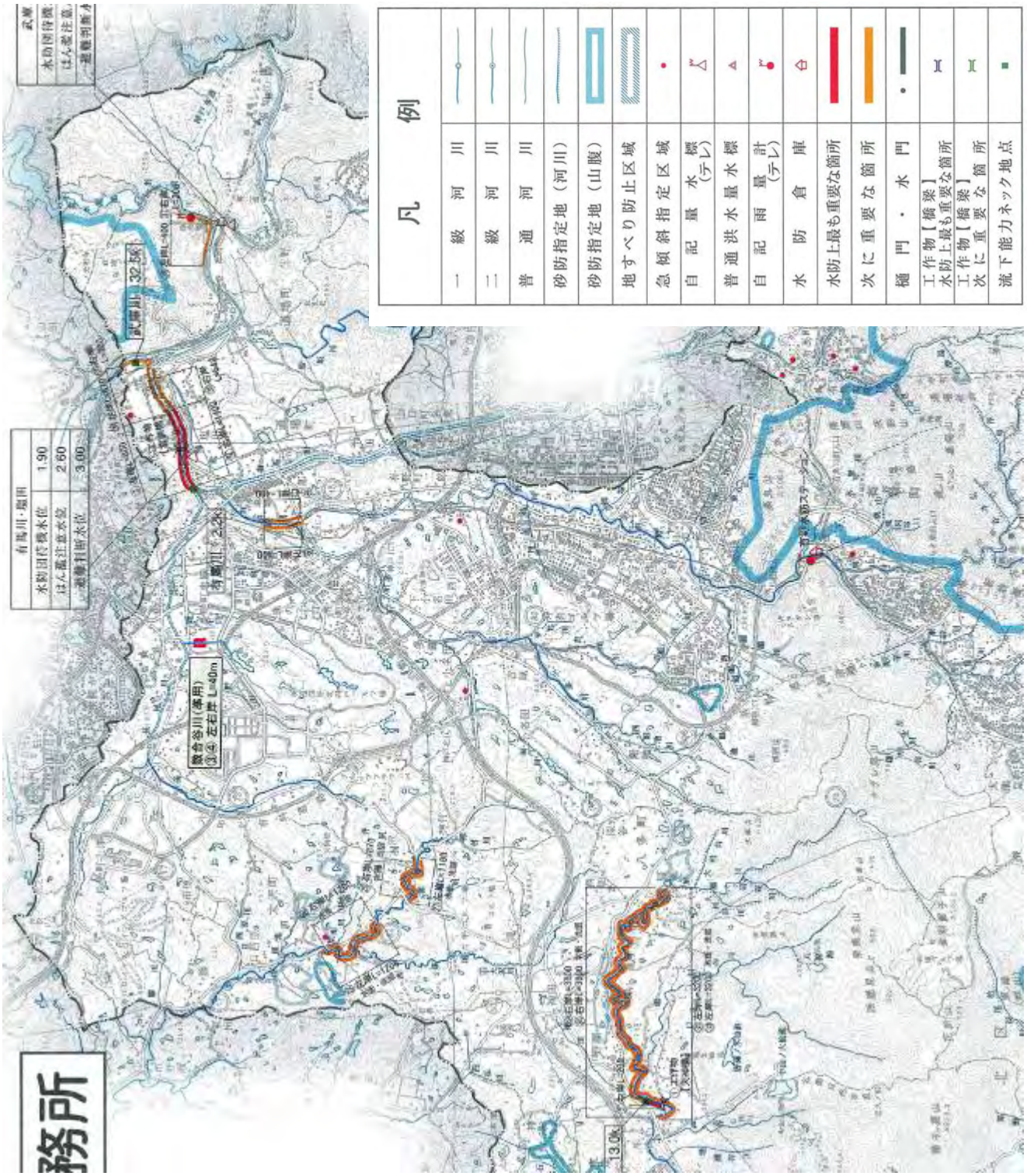
凡　例
一　級　河　川
二　級　河　川
普　通　河　川
砂防指定地（河川）
砂防指定地（山腹）
地すべり防止区域
急傾斜指定区域
自記量水標（テレ）
普通洪水量水標
自記雨量計（テレ）
水防倉庫
水防上最も重要な箇所
次に重要な箇所
樋門・水門
工作物【橋梁】水防上最も重要な箇所
工作物【橋梁】次に重要な箇所
流下能力ネック地点
有馬川・指川
水防団待機水位 1.90
はん濫注意水位 2.60
避難判断水位 3.00
務所

重要水防箇所図（北区）

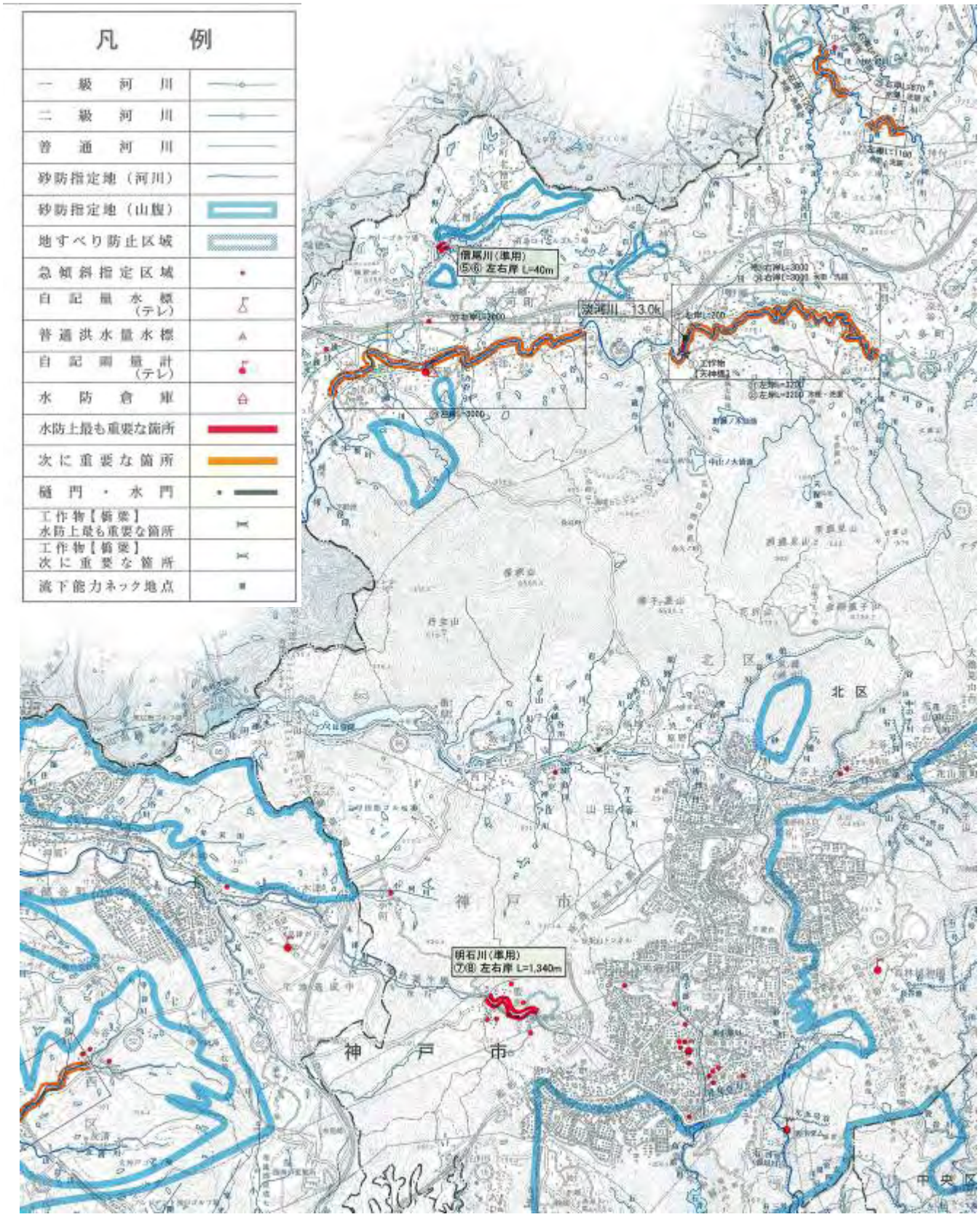

重要水防箇所図（北区、西区）

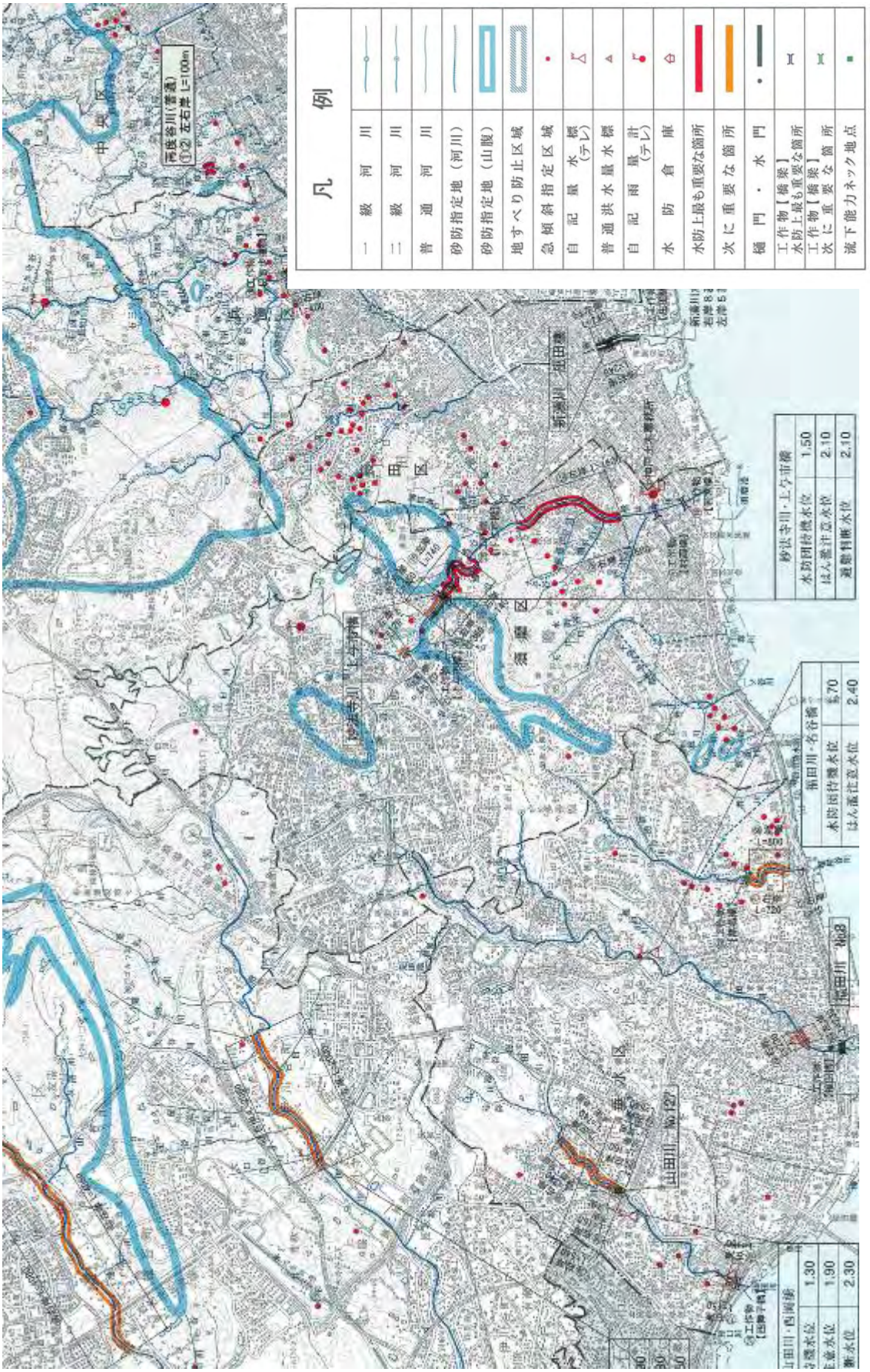

重要水防箇所図（長田区、須磨区、垂水区）

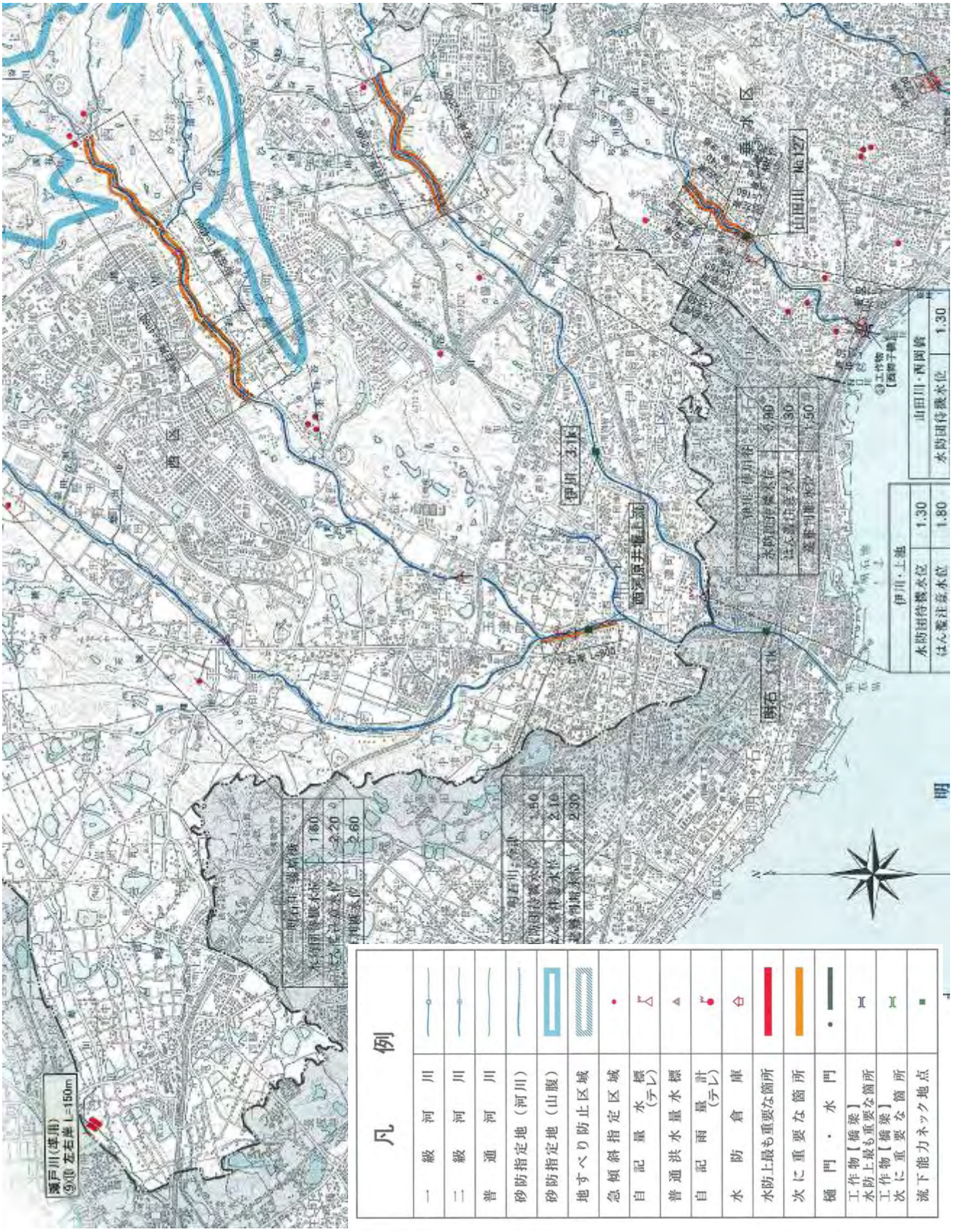
凡例
一級河川
二級河川
普通河川
砂防指定地（河川）
砂防指定地（山腹）
地すべり防止区域
急傾斜指定区域
自記量水標（テレ）
普通洪水量水標
自記雨量計（テレ）
水防倉庫
水防上最も重要な箇所
次に重要な箇所
樋門・水門
工作物【橋梁】水防上最も重要な箇所
工作物【橋梁】次に重要な箇所
流下能力ネック地点
西区
垂水区
明石
伊川 3.1k
山田川 No.127
西溪原井堰上流
伊川・上池
水防団待機水位 1.30
はん濫注意水位 1.80
山田川・西岡橋
水防団待機水位 1.30

重要水防箇所図（西区）

水防資料 3-2

雨水幹線水防地区の選定基準

雨水幹線水防地区の箇所、数量については、新雨水総合排除計画に基づく新基準で出した数値であり、昭和４２年災害で浸水した区域のうち、延長100m以上の未整備路線を抽出している。

雨水幹線水防地区一覧表

（担当課　建設局下水道河川部工務課）

水防区	番号	雨水幹線名	区域	重要水防区域危険な区域（m）	予想される危険	備考
東灘	1	森深江雨水幹線	深江南町3丁目他	540	溢水	
	2	地蔵川雨水幹線	魚崎北町2丁目他	180	溢水	
	3	界目川雨水幹線	住吉南町4丁目他	100	溢水	
	4	辰巳雨水幹線	御影石町1丁目他	130	溢水	
	5	高羽雨水幹線	御影塚町1丁目他	350	溢水	
	小計		5	1,300		
中央	6	神戸駅前雨水幹線	相生町2丁目他	110	溢水	
	小計		1	110		
兵庫	7	新蟹川2号雨水幹線	福原町他	240	溢水	
	8	島上2号雨水幹線	西出町2丁目他	150	溢水	
	9	入江通 雨水幹線	浜崎町他	850	溢水	
	小計		3	1,240		
長田	10	棒鼻雨水幹線	菅原通1丁目他	360	溢水	
	11	駒栄雨水幹線	駒栄町2丁目他	160	溢水	
	小計		2	520		
須磨	12	外浜雨水幹線	外浜町2丁目他	120	溢水	
	13	須磨駅前雨水幹線	須磨浦通5丁目他	150	溢水	
	小計		2	270		
垂水	14	坂上通 雨水幹線	坂上通2丁目他	150	溢水	
	小計		1	150		
合計			14 幹線	3,590		

水防資料 3-3

運河・海岸水防地区の選定基準

危険区域は、計画天端高さを満たしていない箇所を抽出している。

（計画天端高さ）

地区			計画天端高 単位：m（T.P.表示）	備考
西神戸	前面護岸		7.6 ～ 7.8	
	吉田町前面護岸		5.6	
	内陸堤		2.9 ～ 3.3	
	長田港前面胸壁		4.1	
中神戸			2.9 ～ 3.9	
東神戸	埋立護岸	前面	3.4 ～ 5.5	
		背後	3.0 ～ 4.3	
	旧防潮堤		3.3 ～ 4.8	
	新在家水路護岸		3.1	

注：平成６年度に港湾計画の将来地形に基づき海岸保全施設の計画天端高さの見直しを行った。その後新港地区で詳細設計の結果に基づき一部見直した。

運河・海岸水防地区一覧表

（みなと総局技術部計画課）（産業振興局農水産課）

区	区域	重要な区域延長 (m)	危険な区域延長 (m)	予想される危険	備考
東　灘	深江南町～御影塚町 東部第2，4工区各沿岸	20,265	40	津波・ 高潮・浸水	神戸市 みなと総局 所管
灘	東部第1工区，灘浜町各海岸 新在家運河沿岸	6,429	0	〃	
中　央	脇浜海岸通～川崎重工沿岸	18,772	5,482	〃	
兵　庫	島上地区海岸、兵庫運河全域の沿岸、和田岬、遠矢浜、吉田町、金平町、高松町各海岸	18,306	3,729	〃	
長　田	苅藻島、苅藻通～駒ケ林各海 岸、長田東（須磨区外浜町の沿岸含）	7,455	1,310	〃	
須　磨	若宮通～須磨浦通各海岸	5,223	3,579	〃	
垂　水	塩屋町、東垂水町、宮本町、海岸通各海岸	2,674	0	〃	神戸市産業振興局所管
	舞子町海岸	1,000	100	〃	国土交通省 姫路河川国道 事務所所管
計		80,124	14,240		

水防資料 3-4

警戒ため池判定基準

第１条　総　　則

この基準は，水防法（昭和24年法律193号）第７条第１項に基づき同法第１条の目的を達成するために定めた県水防計画資料２の警戒ため池を正確に把握するに必要な判定の基準を示したものである。

第２条　定　　義

警戒ため池とは、農業用ため池であって第４条に示す総合判定基準を満たすものをいう。

第３条　ため池の危険度判定基準

Ⅰ　下流への影響度による判定

(ｲ)　下流に人家及び公共施設があり、決かいによる被害が想定されるもの。

(ﾛ)　ため池の規模は貯水量と堤高により定めるものとし、規模指数＊が100以上のものとする。

＊　規模指数＝堤高（m）×貯水量×（m3）×１/1000

(ﾊ)　重ね池は総合した規模指数が100以上のものとする。

Ⅱ　構造による判定

(ｲ)　貯水位が一定の場合の漏水量変化が1ヶ月間に10%以上増加するもの。

(ﾛ)　堤体100m当りの漏水量が１ℓ/Sをこえるもの。

(ﾊ)　堤体の当初断面との変形断面積率が5%以上のもの、また堤体にひび割れ又は亀裂が発生しているもの。

(ﾆ)　堤体の余裕高が不足し、溢流する恐れのあるもの。

(ﾎ)　洪水吐が破損し堤体に影響を及ぼすもの。または断面が不足*し、洪水が堤体を溢流する恐れがあるもの。

＊断面不足　：　50年確率洪水量の流下能力を確保できない断面のもの

(ﾍ)　放流施設（取水施設）の機能が低下し、緊急放流ができないため危険となるもの。

(ﾄ)　制波工が不十分なため堤体が不安定となる恐れのあるもの。

(ﾁ)　過去において堤体を溢流したもの、又は溢流寸前の危険状態となったもの。

Ⅲ　環境による判定

(ｲ)　流域の開発等により洪水量が増大して洪水吐の断面が不足し、50年確率洪水量以下となったもの。

(ﾛ)　流域において地すべり及び土砂崩壊等のおそれがあり、そのため急激な水位上昇や土砂流による決かいが想定されるもの。

(ﾊ)　河川区域（一級・二級河川、準用河川）内、または直上流に位置するもの。

(ﾆ)　近傍にある道路からの排水が、堤体に流下し、浸食する恐れのあるもの。

第４条　　警戒ため池総合判定基準

Ⅰ　A級ため池

(ｲ) 第２条第Ⅰ項(ｲ)～(ﾊ)の一つに該当し、かつ同条第Ⅱ項（ｲ）に該当するもの。

(ﾛ) 第２条第Ⅰ項(ｲ)～(ﾊ)の一つに該当し、かつ同条第Ⅱ項（ﾛ）～(ﾁ)（但し決壊につながる可能性の高いもの）の一つに該当し、第Ⅲ項の一つに該当するもの。

Ⅱ　B級ため池

(ｲ) 第２条第Ⅰ項(ｲ)～(ﾊ)の一つに該当し、かつ同条第Ⅱ項(ﾛ)～(ﾁ)（但し決壊につながる可能性の高いもの）の一つに該当するもの。

水防資料 3-4

ため池水防地区一覧表

ため池名	所在地		満水面積 (ha) (受益面積)	貯水量 (m^3)	堤高 (m)	満水面上の余裕高 (m)	危険な場所及び状況	被害予想	堤長	指定年度
	市町	字								
白銀子池	北区 淡河	野瀬	0.23 (2.0)	9,000	5.7	1.5	2-Ⅰ-(ｲ) 2-Ⅱ-(ﾄ)	家屋 2戸 耕地 1.44ha	L= 73m	S.51
川田池	北区 淡河	神田	0.22 (0.3)	5,500	4.1	1.2	2-Ⅰ-(ｲ) 2-Ⅱ-(ﾁ)	家屋 3戸 耕地 2ha	L= 35m	S.51
山田池	北区 淡河	野瀬	0.24 (7.5)	6,600	4.0	1.8	2-Ⅰ-(ｲ) 2-Ⅱ-(ﾄ)	家屋 4戸 耕地 0.95ha	L= 124m	S.51
野瀬大仙池	北区 淡河	野瀬	1.97 (24.8)	135,000	12.1	1.3	2-Ⅰ-(ｲ.ﾛ) 2-Ⅱ-(ﾛ)	家屋 12戸 耕地 12.2ha	L= 130m	S.51
米が谷池	北区 大沢	日西原	0.32 (5.0)	13,000	14.2	0.3	2-Ⅰ-(ｲ.ﾛ) 2-Ⅱ-(ﾆ.ﾎ)	家屋 7戸 耕地 4.99ha	L= 85m	S.51
泉ヶ谷上池	北区 大沢	日西原	0.29 (4.2)	10,000	7.3	1.1	2-Ⅰ-(ｲ) 2-Ⅱ-(ﾆ.ﾎ)	家屋 1戸 耕地 0.53ha	L= 82m	S.51
大池	北区 山田	小河	0.25 (4.0)	12,000	6.6	1.2	2-Ⅰ-(ｲ) 2-Ⅱ-(ﾁ)	家屋 7戸 耕地 2.4ha	L= 34m	S.51
ニノ池	北区 山田	東下	0.82 (10.5)	34,000	9.9	1.1	2-Ⅰ-(ﾛ) 2-Ⅱ-(ﾁ)	家屋 0戸 耕地 0.46ha	L= 67m	S.51
栄谷新池 (池の新池)	西区 平野	西戸田	0.68 (35.0)	20,000	7.7	1.0	2-Ⅰ-(ｲ.ﾛ) 2-Ⅱ-(ﾛ.ﾊ.ﾎ)	家屋 10戸 耕地 20ha	L= 78m	S.51
徳磨池	西区 伊川谷	上脇	0.24 (1.1)	9,000	7.2	0.2	2-Ⅰ-(ｲ) 2-Ⅱ-(ﾍ.ﾄ)	家屋 1戸 耕地 4.72ha	L= 70m	S.55
古野池	西区 押部谷	和田	0.9 (10.0)	27,000	6.1	0.6	2-Ⅰ-(ｲ.ﾛ) 2-Ⅱ-(ﾛ.ﾊ.ﾎ)	家屋 25戸 ため池 1ヶ所 耕地 10ha	L= 165m	S.59
西の谷池	北区 八多	屏風	0.12 (3.0)	5,500	4.5	1.0	2-Ⅰ-(ｲ) 2-Ⅱ-(ﾊ.ﾄ)	家屋 5戸 耕地 1.57ha	L= 45m	H.3
西谷中池	北区 山田町	坂本	0.3 (3.0)	12,000	10.9	0.7	2-Ⅰ-(ｲ.ﾛ) 2-Ⅱ-(ﾆ.ﾎ.ﾍ.ﾄ)	家屋 1戸 耕地 4.08ha	L= 60m	H.10
1号池 (下池)	西区 神出	宝勢	1.8 (12.0)	40,000	6.0	0.2	2-Ⅰ-(ｲ.ﾛ) 2-Ⅱ-(ﾛ.ﾊ.ﾎ)	家屋 17戸 耕地 11.0ha	L= 395m	H.19
松尾ヶ谷中池	西区 枦谷町	寺谷	0.3 (6.2)	7,460	4.0	0.6	2-Ⅰ-(ｲ) 2-Ⅱ-(ﾛ.ﾊ.ﾆ.ﾍ.ﾄ)	家屋 6戸 耕地 6.2ha	L= 145m	H.20
内町池	西区 押部谷	和田	0.8 (10.0)	18,200	6.0	0.6	2-Ⅰ-(ｲ.ﾛ) 2-Ⅱ-(ﾛ.ﾊ.ﾎ)	家屋 12戸 耕地 7.2ha	L= 60m	H.20
	神戸市	計		16ヵ所			B級 16		L= 1,648m	